

平成 30 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
追加的措置の先進事例収集事業

報告書

令和 2 年 3 月

林野庁



## 目次

1	事業概要	-----1
2	EU 木材規則	-----5
3	ドイツ連邦共和国	-----19
4	イギリス	-----97
5	オランダ王国	-----143
6	フィンランド共和国	-----185
7	スウェーデン王国	-----251
8	EU 木材規則 仮訳	-----283
9	成果報告会発表資料	-----377





## 1 事業概要

### 1-1 事業の目的

T P P 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するため、我が国の違法伐採木材への対策のために平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)を着実に推進し、平成 29 年 11 月から開始された木材関連事業者の登録を促進していく必要がある。

本法に基づき、木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的措置として追加的な情報収集が必要となる場合がある。本事業では木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組が実施できるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報収集を行った。

### 1-2 事業実施体制

本事業は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業共同事業体が受託し調査を実施した。共同事業体は、公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES、共同体代表)、一般社団法人日本森林技術協会 (日林協)、一般社団法人全国木材検査・研究協会 (全木検) で構成されている。事業従事者は表 1.1 の通りである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下 麻木乃 (事業責任者)	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
鮫島 弘光	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
藤崎 泰治	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 研究員
ヘンリー スケープンス	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 フェロー
フェデリッコ ロペスカセーロ	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 フェロー
中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 国際協力グループ 技師
藤井 創一郎	(一社)日本森林技術協会事業部 森林情報グループ 技師補
永野 裕子	(一社)日本森林技術協会事業部 森林情報グループ 専門技師
佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部 副部長
武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部

## 1-3 実施内容

### 1-3-1 調査の実施

調査対象国はドイツ、オランダ、イギリス、フィンランド、スウェーデンの5カ国を林野庁担当者との協議によって選定した。調査対象国は、本事業の目的に即した次の基準によって選定した。

- EU 木材規則に即し、国レベルの法令・体制が整備され、さらに政府による検査や能力構築プログラムなどが実施されており、先進的な取り組みをしている企業が多いと考えられる国（5カ国とも該当）
- 我が国への木材・木材製品の輸出が多く、違法伐採リスクが懸念されている国（ロシア、中国、ベトナム、マレーシア、インドネシアなど）からの輸入額が、日本と同様に多く、日本の事業者がこれらのリスク懸念国から木材・木材製品を輸入する際のリスク低減措置の具体的な知見が得られると考えられる（ドイツ、オランダ、イギリス、フィンランドが該当）
- 日本への木材・木材製品の輸出額が多く、これらの国で生産された木材・木材製品を輸入する事業者にとって合法性確認のために必要な情報を収集できる（フィンランド、スウェーデンが該当）

調査対象5カ国でEU木材規則の下で各国の違法伐採対策に関する法制度とその実施状況、民間事業者等の対応状況について調査を行った。各国で実施した主な調査項目は、次の通りである。

- 木材流通状況調査
  - 調査対象国の木材流通の特徴（木材の輸出入の状況、木材の主要な輸入国等）
  - 森林認証システムの活用状況
- 木材の流通等に関する法令等調査
  - 森林の伐採に関する法令等の概要
  - 森林の伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件
  - 木材の流通段階における法令の有無及び事例
  - 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- リスク低減に関する事例
  - リスク低減に関する実施状況の概要
  - リスク低減措置に関する事例

調査は、上述の項目について、既存の文献やインターネット上の情報を収集し分析する国内調査と、対象国の政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施する現地調査によって行った。

#### 1-4-1 調査委員会の開催

林野庁、学識経験者、業界団体等からなる調査委員会を設置し、事業実施期間中、会議を3回開催した。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、現地調査を含む調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行った。調査委員会メンバーは表 1.2 のとおりである。各委員会の主な議題を表 1.3 に示した。

表 1.2 調査委員会メンバー

氏名	所属・役職
柿澤 宏昭	北海道大学 教授
立花 敏	筑波大学 准教授
加藤 正彦	全国木材組合連合会 企画部長
奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長

表 1.3 各委員会の主な議題

委員会	開催日・場所	主な議題
第1回委員会	令和元年5月27日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業全体のスケジュール</li> <li>● 各調査対象国の調査進捗報告（事前調査内容の報告）</li> </ul>
第2回委員会	令和元年9月2日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業全体の進捗状況（報告書目次案・現地調査予定）</li> <li>● 各調査対象国の調査進捗報告（事前調査内容の報告、現地調査内容の説明）</li> </ul>
第3回委員会	日時：令和元年11月22日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業終了までのスケジュール（成果報告会と報告書とりまとめ）</li> <li>● 各調査対象国の調査進捗報告（現地調査結果報告）</li> </ul>

#### 1-4-2 現地調査の実施

調査対象5カ国において現地調査を実施し、政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施した。現地調査実施日程を表 1.2 に示した。

表 1.4 現地調査実施日程

国名	現地調査実施日程
ドイツ	2019年9月22日～10月3日
オランダ	2019年9月25日～10月6日
イギリス	2019年9月22日～10月5日
フィンランド	2019年8月31日～9月13日
スウェーデン	2019年9月16日～29日

#### 1-4-3 成果報告会の開催

本事業による調査結果について、事業者向け成果報告会を令和2年3月4日に開催すべく準備を進めたが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み2月26日に開催中止を決定した。予定していた成果報告会プログラムは表1.3のとおりである。報告会で配布予定であった資料は第9章に収録した。

表 1.5 成果報告会で予定していたプログラム

開会挨拶	長野 麻子 林野庁木材利用課長
調査対象国における EU 木材規則の導入	佐々木 亮 (全木検)
調査対象国の管轄官庁による EU 木材規則の執行状況	山ノ下 麻木乃 (IGES)
監視団体・業界団体・コンサルタント	藤崎 泰治 (IGES)
民間企業のリスク低減事例①	藤井 創一郎 (日林協)
民間企業のリスク低減事例②	鮫島 弘光 (IGES)
ディスカッション・Q&A	モデレーター：柿澤 宏昭 (北海道大学教授)

## 2 EU 木材規則

EU 木材規則 (EU Timber Regulation: EUTR) は、木材の合法性を確保するための EU 加盟 28 か国およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン (欧州経済領域: EEA) 共通の政策フレームであり、木材・木材製品を域内市場に最初に出荷する事業者の義務、ならびに取引業者の義務を定めている (EUTR 第 1 条)。各国は EUTR に従い、法制度と国内体制を整備し実施している。本事業では、調査対象 5 ヶ国の EUTR 実施のための法制度と体制の整備と実際の施行状況について調査を実施している。本章では背景となる EUTR の概要について説明する。

### 2-1 EU 木材規則と関連文章

EUTR は正式名称を、「木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010<sup>1</sup>」といい、20 条からなる。2010 年 11 月に公布され、2013 年 3 月に全面的に施行された。2012 年に公布された二つの細則、「監視団体の認定および認定取消の手続規則に関する欧州委員会委任規則 (EU) No 363/2012<sup>2</sup>」、「デューデリジェンスシステムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則 (EU) No 607/2012<sup>3</sup>」とともに運用されている (8-1 章)。

EUTR の実施のため、欧州委員会からはさらに二つの通知、「EU 木材規則に関するガイダンス文書<sup>4</sup>」、「EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書<sup>5</sup>」、が出されている (8-2 章)。これらのガイダンス文書は、法律文書の理解しづらい部分を明確にし、法律の対象とする事業者が EUTR を遵守することに加え、国の管轄官庁や執行機関が EUTR の包括的規則を実施・施行するための指針として作成された。

また、EU 各国と欧州委員会が連携し、EUTR の遵守と、EU 内での EUTR と森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 規則の均一な実施を図るため、EU 各国の EUTR 管轄官

<sup>1</sup> Regulation of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market adopted on 20 October 2010 and published in the Official Journal on 12 November 2010

<sup>2</sup> Commission delegated Regulation of 23.2.2012 on the procedural rules for the recognition and withdrawal of recognition of monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market

<sup>3</sup> Commission implementing Regulation (EU) No 607/2012 of 6 July 2012 on the detailed rules concerning the due diligence system and the frequency and nature of the checks on monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market

<sup>4</sup> Commission Notice of 12.2.2016 Guidance document for the EU Timber Regulation.

<sup>5</sup> Commission Notice Guidance document on steps to be taken by EU Member States in the case of doubts as to the legality of timber from CITES-listed species imported into the EU (2018/C 376/01)

庁などをメンバーとする「EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループ」会合が年間 4-5 回開催され、情報交換、議論が行われている。欧州委員会専門家グループで得られた、EUTR およびその細則に対する共通の見解も、以下の 5 つのガイダンス文書にまとめられて公表されている (8-3 章)。これらの文書は、EUTR や欧州委員会からの規則やガイダンスだけでは明確でない点についてより具体的な説明を提供しており、法的拘束力はないものの、各国での EUTR の施行や事業者による EUTR への対応で参考にされている。

- リサイクル木材・木材製品<sup>6</sup>
- 根拠のある懸念<sup>7</sup>
- リスク低減措置<sup>8</sup>
- デューデリジェンスシステムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮<sup>9</sup>
- デューデリジェンス<sup>10</sup>

上述した EU 木材規則と関連文書は 8 章に仮訳を掲載した。

## 2-2 EU 木材規則の概要

### 2-2-1 EUTR の対象となる木材・木材製品

EUTR の対象となる木材・木材製品は表 2.1 に示すように、合同関税品目分類番号 (HS コード) とともに指定されている (EUTR 付属書)。ただし、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品またはその構成要素は例外とされる (EUTR 第 2 条(a)、欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 5B)<sup>11</sup>。

<sup>6</sup> Expert Group on the EU Timber Regulation and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) Regulation Guidance document -Recycled timber and timber products

<sup>7</sup> Expert Group on the EU Timber Regulation and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) Regulation Guidance document -Substantiated concerns

<sup>8</sup> Expert Group on the EU Timber Regulation and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) Regulation Guidance document -Risk mitigation measures

<sup>9</sup> Expert Group on the EU Timber Regulation and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) Regulation Guidance document -Consideration of prevalence of armed conflict and sanctions in Due Diligence Systems

<sup>10</sup> Expert Group on the EU Timber Regulation and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) Regulation Guidance document -Due Diligence

<sup>11</sup> 欧州委員会専門家グループのリサイクル木材・木材製品に関するガイダンス文書で、より詳細な解説がなされている。

表 2.1 EUTR が適用される木材・木材製品（EUTR 付属書）

HS コード	主な品目
4401	木質チップ
4403	丸太
4406	枕木
4407	製材品
4408	単板
4409	モールディング
4410	パーティクルボード
4411	ファイバーボード
4412	合板
4413 00 00	改良木材
4414 00	木製の額縁
4415	木製容器、パレット
4416 00 00	木製の樽、桶
4418	木製建具
47, 48（ただし竹製品および回収品は除く）	パルプおよび紙
9403 30, 9403 40, 9403 50 00, 9403 60, 9403 90 30	木製家具
9406 00 20	プレハブ建築物

## 2-2-2 EUTR における違法伐採の定義

EUTR においては、違法伐採とは、伐採国の適用法（同国が締結している関連国際協定の規則・実施規定を含む）に違反して伐採されたことと定義されている（EUTR 第 2 条(h)）。その適用法とは以下の 5 つの事柄を網羅するものとしている。

- 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利
- 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連した税金を含む）
- 木材伐採（木材伐採と直接関連している場合は、森林管理や生物多様性保全を含む環境・森林法も含む）
- 木材伐採の影響を受ける利用および保有権に関する第三者の法的権利
- 森林分野に関連する取引および関税

このうち、「取引および関税」に関する法規は以下の輸出に関する法規が含まれる（ただしこれに限定されない）。なお、木材伐採国からの輸出に関する法規制の遵守のみを対象としており、サプライチェーンの途中の第三国からの輸出に関する法規制は対象外である（欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 9）。

- 木材製品の輸出に対する禁止、数量割当その他の規制。例：未加工の丸太または粗挽き木材の輸出禁止。
- 木材・木材製品の輸出ライセンスに関する要件。

- 木材・木材製品の輸出者に求められている公的な認可。
- 木材製品の輸出に適用される税金の支払い。

### 2-2-3 事業者と取引業者の義務

EUTR では、木材・木材製品を域内市場に最初に出荷する事業者（Operator）の義務と、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入する取引業者（Trader）の義務を定めている。

事業者の義務は、以下の3点である（EUTR 第4条）

- 違法伐採木材の EU 域内市場への出荷禁止。
- 違法伐採木材が出荷されるリスクを最低限に抑えるために、体系的な手続きおよび措置の枠組みを用いて、しかるべき注意を払うこと。この枠組みを「デューデリジェンスシステム（Due Diligence System: DDS）」と呼ぶ。
- 使用するデューデリジェンスシステムを管理し、定期的に評価すること。

一方、取引業者の義務は、サプライチェーン全体を通して「木材・木材製品を納入した事業者または取引業者」と「木材・木材製品の納入先となる取引業者」を特定し、前者についてその記録を最低5年間保存することである（EUTR 第5条）。

### 2-2-4 デューデリジェンス

欧州委員会専門家グループのデューデリジェンスに関するガイダンス文書によれば、EUTR におけるデューデリジェンスとは、以下の3つの要素に整理される。

- デューデリジェンスシステム
- デューデリジェンスシステムの適用（関連情報へのアクセスと組織化、リスクの分析と評価、適切かつ相応の措置の実施）
- 関連するすべての記録、文書化された措置および手順の保存

#### 1) デューデリジェンスシステム

デューデリジェンスシステムは以下の (a) 情報のアクセス、(b) リスク評価、(c) リスク低減の三つの要素が含まれていなければならない（EUTR 第6条）。各事業者は、監視団体<sup>12</sup>が確立したデューデリジェンスシステムを利用している場合を除き、使用するデューデリジェンスシステムを管理し、定期的に評価しなければならない（EUTR 第4条）。

<sup>12</sup> 監視団体については 2-2-9 章を参照。



(a) 情報へのアクセス (=情報収集)

デューデリジェンスシステムには、事業者による市場への木材・木材製品の供給に関する情報へのアクセスを提供する措置および手続きが含まれていなければならない、事業者は以下の情報を収集することが義務付けられている (EUTR 第 6 条(a))。これらは木材製品そのものに関連した具体的な情報である (欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 2)。

- 製品の商標、種類、樹種の一般名、学名<sup>13</sup>などの詳細
- 伐採国、伐採国内の地域<sup>14</sup>、伐採コンセッション<sup>15</sup>
- 数量
- サプライヤーの名称および所在地
- 納入先となる取引業者の名称および所在地
- 当該木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書等

「適用法を遵守していることを示す文書等」については、ガイダンスとして表 2.2 に示す例が挙げられているが、これらは義務的なもの、または網羅的なものではない (欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 4)。

表 2.2 適用法を遵守していることを示す文書等

1. 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利に関する文書。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。例：所有権、土地利用権、契約またはコンセッション契約に関する文書。
2. 伐採権および木材に対する支払い (木材伐採に関連する税金を含む)。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。例：契約書、銀行手形、VAT 文書、正式な領収書。
3. 木材伐採。木材伐採と直接関連している場合、森林管理や生物多様性保全を対象とした環境法および森林法を含む。	正式な監査報告書；環境許可証；承認された伐採計画；伐採区画閉鎖報告書；行動規範；厳格な法的監督および木材追跡・管理手続きが示された公開情報；伐採国の管轄官庁が交付した公文書など。
4. 木材伐採の影響を受ける利用権・保有権に関する第三者の法的権利。	環境影響評価；管理計画；環境監査報告書；社会的責任に関する合意；保有権・利用権の主張および紛争に関する特定の報告書。
5. 森林部門に関連した貿易および関税。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。例：契約書、銀行手形、貿易手形、輸入許可証、輸出許可証、輸出税の正式な領収書、輸出禁止リスト、輸出割当証明書など。

出典：欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書 (セクション 4)

<sup>13</sup> 一般名の使用において曖昧さが存在する場合に提供される (欧州委員会実施規則 No 607/2012 第 3 条)

<sup>14</sup> 違法伐採のリスクが地域によって異なる場合に提供される (欧州委員会実施規則 No 607/2012 第 3 条)

<sup>15</sup> 違法伐採のリスクが伐採コンセッションによって異なる場合に提供される (欧州委員会実施規則 No 607/2012 第 3 条)

## (b) リスク評価

デューデリジェンスシステムには、違法に伐採された木材と木材製品が市場に出荷されるリスクを事業者が分析・評価できるようにするリスク評価手続きを含んでいなければならない。事業者は、(a) の情報および、以下の関連リスク評価基準を考慮してリスク評価を行うことが義務付けられている（EUTR 第6条(b)）。

- 適用法遵守の保証（適用法の遵守が基準に含まれる認証制度とその他第三者検証制度を含む）
- 特定の樹種の違法伐採の蔓延状況
- 伐採国または木材が伐採された国内地域における違法伐採または違法業務の蔓延状況（武力紛争の蔓延に関する考慮も含む）<sup>16</sup>
- 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課している制裁
- 木材・木材製品のサプライチェーンの複雑さ

これらは、(a) で収集した製品に関する具体的な情報に基づき、当該製品のリスクを評価するための背景となる一般情報を提供する。これらの一般情報が潜在的リスクを示している場合には、(a) 製品の具体的な情報収集の際に特別の注意が必要である（欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書）。

リスクレベルには多くの要素が関わっているため、ケースバイケースで評価を行うしかない。リスク評価システムとして一般的に認められているものはないが、事業者は原則として次の項目を明確にする必要がある（欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション2）。

- 木材がどこで伐採されたのか：木材の産地である国や地域、もしくは特定の樹種等で違法伐採が蔓延しているかという一般情報を考慮し、該当製品の伐採地、樹種の違法伐採のリスクを評価する。
- ガバナンスのレベルに懸念があるか：ガバナンスのレベルによって、適用法の遵守を示す文書の信頼性が損なわれることがあることを考慮しリスク評価する。
- サプライヤーが適用法の遵守を示す文書をすべて揃えることができるか、またそれらの文書は検証可能か：関連文書をすべて入手できる場合は、その製品のサプライチェーンが適切に構築されている可能性が高い。
- サプライチェーンに含まれている企業に、違法伐採に関連した慣行に関わっている兆候があるか：そのような企業から購入する木材は違法に伐採されている可能性が高くなる。
- サプライチェーンは複雑か：複雑になるほど伐採地まで特定することが困難になる。

<sup>16</sup> 欧州委員会専門家グループのデューデリジェンスシステムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮に関するガイダンス文書で、より詳細な解説がなされている。

サプライチェーンのいずれかの段階において必要な情報が得られない場合、違法伐採木材が混入している可能性が高くなる。

サプライチェーンの複雑さがリスク評価において考慮されなければならない理由は、複雑さが増すと木材の伐採地（伐採国、該当する場合は地域または伐採コンセッション）を特定することがより難しくなるからである。サプライチェーンのいずれかの段階において必要な情報が得られない場合、違法伐採木材がサプライチェーンに混入している可能性が高くなる。ただし、サプライチェーンの長さをリスク上昇要因とみなすべきではなく、重要なのは、製品の木材を伐採地まで遡れるかどうかである。サプライチェーンが複雑なために、(a) で示した収集が義務付けられている情報（EUTR 第 6 条 (1) 項 (a) 号、(b) 号）の確認が難しい場合は、リスクレベルが高くなる。サプライチェーンに未確認の段階があるときは、リスクが無視できないレベルだと結論づけることになる。また、伐採地と事業者の間に入る加工業者や仲介業者の数が増えると、サプライチェーンの複雑さが増す。1 つの製品に用いられている樹種や木材供給源が複数にわたる場合も複雑さが高くなる。サプライチェーンの複雑さの評価で考慮するポイントとして以下が例示されている（欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 3）。

- 特定の木材製品が EU 市場に出荷されるまでに複数の加工業者またはサプライチェーンの複数の段階を経ているか？
- 木材・木材製品が EU 市場に出荷される前に複数の国で取引されているか？
- 市場に出荷する製品の木材には複数の樹種が含まれているか？
- 市場に出荷する製品の木材が複数の原産地から供給されているか？

(a) で示した、収集が義務付けられた情報の 1 つである「適用法を遵守していることを示す文書等」をどのように評価するのかに関するガイダンスも提供されている（欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 4）。適用法遵守を示す文書収集の義務は、「違法木材の定義はその木材が伐採された国の法律に基づく」ことを背景としている。国によって法律が異なることから、EUTR は適用法の対象とする法律の分野を定めており<sup>17</sup>（EUTR 第 2 条(h)）、表 2.2 に、適用法の遵守を示す文書等の例が示されている。伐採国における適用法の遵守を示す文書と情報を入手するために、事業者は、伐採国にどのような法律が存在するのか理解する必要がある。収集した文書は、サプライチェーン全体の追跡可能性を考慮して総合的に評価する必要があり、すべての情報が検証可能でなければならない。すべてのケースにおいて、事業者は例として以下を確認する必要がある。

- 様々な文書が互いに、および入手可能なその他の情報と整合しているかどうか。
- 各文書が具体的に何を証明しているか。
- どのシステム（例：当局が管理するシステム、独立監査など）に基づいて文書が作

<sup>17</sup> 2-2-2 章を参照。

成されたか。

- 各文書の信頼性および妥当性（文書が偽造または違法に発行された可能性）。

加えて、事業者は、汚職・腐敗のリスク（特に林業部門）も考慮しなければならない。汚職・腐敗のリスクが無視できないレベルの場合は、当局が交付した公文書であっても信頼できるとみなすことはできない。国または国内地域の汚職・腐敗に関しては、一般的に利用できる様々な情報源がある。最も一般的なものはトランスペアレンシー・インターナショナル（国際透明性機構：TI）の腐敗認識指数（CPI）だが、他の同様の指標や関連情報を活用してもよい。

リスク評価において、どのような場合にリスクがあると判断するのかについては、以下のような見解が示されている。

- (a) で収集した製品に関する具体的情報と (b) の関連リスク評価基準に関する一般情報の両方を十分評価した結果、懸念すべき理由がなかった場合に木材供給のリスクは無視できる程度だと理解すべきである（欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 2）。
- リスクレベルを推定するための情報が十分に入手できないと評価された場合、事業者は、違法伐採のリスクは無視できないと結論付けなければならない。その場合、事業者は、新たなリスク評価を行った後にリスク低減措置を講じるか、当該木材製品を EU 市場に出荷することを控えなければならない（欧州委員会専門家グループ リスク低減措置に関するガイダンス文書）。
- 適用法またはその他の関連情報にアクセスできない場合、リスクを十分に評価することはできず、したがって無視できるレベルまでリスクを低減することもできない（欧州委員会専門家グループ デューデリジェンスに関するガイダンス文書）。

#### (c) リスク低減

デューデリジェンスシステムには、リスクを効果的に最小限に抑えるための適切かつ相応の措置および手続きが盛り込まれた、リスク低減の手続きが含まれていなければならない。ただし、(b) で示したリスク評価の結果、リスクが無視できる程度と判断された場合にはリスク低減の手続きは必要ない（EUTR 第 6 条(c)）。EUTR では、リスク低減の手続きについては「追加的情報・文書や第三者による検証の義務付けが含まれる場合もある（EUTR 第 6 条(c)）」と記述されているにとどまっておらず、細則によって利用できる認証制度と第三者検証制度の基準が示されているが（EU 木材規則のデューデリジェンスシステムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則第 4 条）、具体例は示されていない。

欧州委員会専門家グループは、リスク低減措置および手続きとして以下のような具体的

なガイダンスを提供している（欧州委員会専門家グループ リスク低減措置に関するガイダンス文書）。

- 森林管理ユニット、サプライチェーン、サプライヤーに関する情報や書類の要請・取得および評価
- 独立した第三者検証制度の利用（EUTR に合致している場合）
- 伐採国および加工国における独立監査の使用（民間のコンサルタントを独立監査機関として利用することも可能）
- 木材の識別を目的とした科学的手法の活用（肉眼および顕微鏡による木材解剖学的分析、質量分析、安定同位体分析、DNA 解析、その他の手法）
- 事業者が実施する自己監査（現地査察等）

様々なリスク低減措置を組み合わせることによって、リスクを無視できるレベルに効果的に軽減しなければならない。あらゆる措置を取ってもリスクを無視できるレベルに軽減できない場合、事業者は当該木材を EU 市場に出荷することを控えなければならない（欧州委員会専門家グループ リスク低減措置に関するガイダンス文書）。

## 2) デューデリジェンスシステムの適用

事業者は、特定のサプライヤーが供給する特定の種類の木材または木材製品それぞれに対して、12 カ月を超えない期間内に、デューデリジェンスシステムを適用しなければならない（EU 木材規則のデューデリジェンスシステムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則第 2 条）。

## 3) 記録

事業者は供給に関する情報およびリスク低減手順の適用を、適切な記録によって文章化しなければならない。これらの記録は 5 年間保存し、管轄官庁が検査できるようにしなければならない。またデューデリジェンスシステムの適用において、収集した情報をリスク基準とどのように照合し、リスク低減措置に関する決定をどのように下したのか、どのようにリスクの度合いを決定したかを実証できなければならない（EU 木材規則のデューデリジェンスシステムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則第 5 条）。

### 2-2-5 FLEGT ライセンスまたは CITES 輸出許可証が適用されている木材・木材製品

EUTR では、「欧州共同体への木材輸入のための FLEGT ライセンススキームの設立に関する欧州理事会規則 No 2173/2005<sup>18</sup>」の付属書 II および III に列記されている木材・木材

<sup>18</sup> Council Regulation (EC) No 2173/2005 of 20 December 2005 on the establishment of a FLEGT licensing scheme for

製品のうち、同規則の付属書 I に列記されたパートナー国で生産され、同規則およびその実施規定を遵守されているもの、および「貿易規制による野生動植物種の保護に関する欧州理事会規則 No 338/97<sup>19</sup>」の付属書 A、B、C に列記された種の木材のうち、同規則およびその実施規定を遵守しているものについては合法的に伐採されたとみなされる（EUTR 第 3 条）。

両者の木材にはそれぞれ FLEGT ライセンスまたは CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）証明書が適用されているが、これらは EUTR の要件を十分満たしておりリスクがないとして、デューデリジェンスを行う必要はないと位置づけられている（欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 10A）。ただし CITES 証明書については、違法伐採木材由来の木材製品であるリスクを検討し、必要に応じて輸出国に追加的情報を求めべきであるとされている（欧州委員会通知 EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書）。

欧州委員会は木材生産国の国内法に準拠して生産された木材製品のみを欧州市場に輸入する目的のため、2003 年に「森林法の施行・ガバナンス・貿易（FLEGT）に関する EU 行動計画<sup>20</sup>」を策定した。さらに 2005 年に欧州理事会規則 No 2173/2005、2008 年にその実施規則である「欧州共同体への木材輸入のための FLEGT ライセンススキームの設立に関する欧州理事会規則 No 2173/2005 の実施のための詳細な方法に関する欧州委員会規則 No 1024/2008<sup>21</sup>」を採択した。これに基づき、EU と FLEGT 自主的二国間パートナーシップ協定（FLEGT VPA）を提携し、自国内に木材合法性確認システム（TLAS）を確立したパートナー国からの木材に対しては、FLEGT ライセンス材が発行される。欧州委員会は、カメルーン、ガーナ、インドネシア、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国、リベリア、ベトナムと VPA を締結し、二国間対話を進めてきたが、2016 年にインドネシアと初めて FLEGT ライセンスの発行に同意した。FLEGT ライセンスはインドネシア環境林業省に登録された独立機関によって発行される。

また欧州理事会規則 No 338/97 は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）を EU において履行するための様々な規則の総称である「EU 野生生物

imports of timber into the European Community

<sup>19</sup> Council Regulation (EC) No 338/97 of 9 December 1996 on the protection of species of wild fauna and flora by regulating trade therein

<sup>20</sup> Communication from the Commission to the Council and the European Parliament - Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) - Proposal for an EU Action Plan

<sup>21</sup> Commission Regulation (EC) No 1024/2008 of 17 October 2008 laying down detailed measures for the implementation of Council Regulation (EC) No 2173/2005 on the establishment of a FLEGT licensing scheme for imports of timber into the European Community

取引規則 (WTR)」の一つで、CITES 付属書 I~III 掲載種にほぼ対応する 4 つの付属書 (A~D) に掲載種の、EU への持ち込み、EU からの輸出・再輸出、および EU 域内での移動について規定している。EU 加盟国の CITES 管理当局は、輸出国が CITES 条約に基づき輸出許可書を発行している場合に限り、欧州理事会規則 No 338/97 に従って、CITES 輸入許可書を発行する (欧州委員会通知 EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書)。

#### 2-2-6 EU 木材規則における森林認証・合法性確認制度の取り扱い

EUTR において、森林認証制度および木材合法性確認制度などの第三者検証制度はリスク評価およびリスク低減の手段として認められている (EUTR 第 6 条、デューデリジェンスシステムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則第 4 条)。しかしながらこれらの検証制度の証明書には FLEGT ライセンスや CITES 許可書と同じ地位は与えられておらず (欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 6 脚注)、認証を取得した木材製品がデューデリジェンスの対象外になるわけではないことに注意が必要である。

また、リスク評価およびリスク低減の手順として適用することができる第三者検証制度の基準について、以下の 4 点が示されている (デューデリジェンスシステムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則第 4 条)。

- 適用法のすべての関連要件を体系化したシステムが構築・公開され、第三者が利用できるようになっている。
- 適切な検査が、第三者によって、12 カ月以内の間隔で定期的な実施されることが規定されている。
- サプライチェーンのいずれの段階でも追跡可能な、第三者が検証した追跡手段が組み込まれている。
- 原産地が不明な木材・木材製品または適用法に従って伐採されていない木材・木材製品がサプライチェーンに混入しないことを確保する、第三者が検証した管理方法が組み込まれている。

さらに欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 6B では、第三者検証制度の信頼性を評価するためのポイントとして、これらの基準に加え、以下の 3 点も例示されている。

- 国際標準または欧州の標準 (例: 関連する ISO ガイドまたは ISEAL (国際社会環境認定表示連合) の規範) に従っているか?
- 木材または木材製品が輸出される国に、第三者検証制度の潜在的な欠陥や問題に関する根拠のある報告書が存在するか?

- 検査・検証を実施した第三者が、独立した認可機関に該当するか？

#### 2-2-7 管轄官庁

EU 各国は、EUTR の適用に対して責任を負う管轄官庁（Competent Authority: CA）を一つまたは複数指定し（EUTR 第 7 条）、事業者が義務を果たしていることを検査しなければならない。検査は、リスクベースアプローチを用いて、定期的に見直される計画に沿って実施され、デューデリジェンスシステムの検証（リスク評価やリスク低減手続きを含む）、デューデリジェンスシステムが適切に機能していることを証明する文書・記録の調査等を行う（EUTR 第 10 条）。リスクベースのアプローチとは、リスクが存在する可能性が高い事業者、または製品に対して検査を実施することであり、すべての事業者を検査するということではないと理解できる。

また管轄官庁は、第三者からの根拠のある懸念<sup>22</sup>に基づく情報などの関連情報を得た場合にも検査を実施することができる（EUTR 第 10 条）。検査によって欠陥が発見された場合、管轄官庁は事業者が取るべき是正措置を通知することができる。また加盟国は、(a)木材・木材製品の差し押さえ、(b)木材・木材製品の販売禁止を含む暫定措置を講じることができる（EUTR 第 10 条）。

#### 2-2-8 罰則

加盟国は、EUTR の規定に違反した場合に適用される罰則規定を定め、その実施に必要なあらゆる措置を講じなければならない。規定される罰則は、効果的で相応かつ説得力のあるものでなければならず、(a)罰金、(b)関係する木材・木材製品の差し押さえ、(c)取引許可の即時停止、を含むことができる（EUTR 第 19 条）。

#### 2-2-9 監視団体

EUTR では、監視団体（Monitoring Organization: MO）を設定している（EUTR 第 8 条）。監視団体はデューデリジェンスシステムを管理し、定期的に評価し、同システムを利用する権利を事業者に付与することができ、その事業者が当該デューデリジェンスシステムを適切に利用していることを確認する。監視団体は欧州委員会の認定と検査を受けなければならない（デューデリジェンスシステムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則）。監視団体の要件や義務は、EU 木材規則の監視団体の認定および認定取消の手續に関する欧州委員会委任規則、デューデリジェンスシステムお

<sup>22</sup> 欧州委員会専門家グループの根拠のある懸念に関するガイダンス文書で、より詳細な解説がなされている。



よび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則、欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書セクション 12 で規定されている。

#### 2-2-10 事業者に対する技術支援、指導および情報交換

加盟国は、中小企業の状況を考慮した上で、技術支援その他支援および指導を事業者に提供することができる。また、違法伐採に関連した情報、ならびに本規則の実施に関する優れた実践についての情報の交換・普及を推進することができる（EUTR 第 13 条）。

##### 既存の森林認証・合法性確認制度の EU 木材規則への適用

森林認証制度としては FSC 認証、PEFC 認証がリスク評価およびリスク低減の手段として広く使われている。FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会) 認証は 1993 年、PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) 認証は 1999 年に設立され、適切に管理された森林から生産された木材に対する第三者認証制度として普及している。両者ともに生産林に対する認証である森林管理 (Forest Management: FM) 認証と、FM 認証を受けた森林から産出された木材・紙製品を、適切に管理・加工していることを認証する CoC (Chain of Custody) 認証の 2 種類が存在する。CoC 認証品は FM 認証林からの木材のみを原料とすることが要件となっているが、合法性の確認された木材であれば FSC においては管理木材 (Controlled Wood)、PEFC においては管理材 (Controlled sources) として一部混合して使うことも認められている。

また木材合法性確認制度としては、FSC や PEFC の認証機関となっている団体が提供する以下の制度などが、リスク評価およびリスク低減の手段として使われている<sup>23</sup>。

- TLV (Timber Legality Verification) : Control Union 提供
- TLTV (Timber Legality & Traceability Verification) : SGS 提供
- OLB (Origin Legal Bois / Verified legal timber) : Bureau Veritas 提供
- SmartWood Verification of Legal Origin (VLO)、SmartWood Verification of Legal Compliance (VLC) : Rainforest Alliance 提供
- Forest Verification of Legal Compliance (FVLC) : Soil Association 提供
- LegalHarvest Verification (LHV) : SCS 提供
- LegalSourceTM Standard (LS) : NEPCon 提供

FSC と PEFC および上記を含む 10 の合法性確認制度について、①EUTR が対象とす

<sup>23</sup> proforest (2012). Main report -Assessment of certification and legality verification schemes for European Timber Trade Federation (ETTF). <<https://www.proforest.net/proforest/en/files/assessment-of-certification-and-legality-verification-schemes-2013-full-report.pdf>>

る適用法の五つの要素（EUTR 第 2 条(h)）をどこまで網羅しているか、②欧州委員会実施規則 No 607/2012 第 4 条で挙げられた第三者検証制度の 4 基準を満たしているかについて、欧州木材貿易事業者連盟（European Timber Trade Federation：ETTF）によって検討が行われた<sup>24</sup>。この結果、どの第三者検証制度も①、②を完全には満たさず、事業者がこれらの森林認証や合法性確認制度を EUTR のリスク評価およびリスク低減の手段として使用する場合には、自らの責任で、必要な情報を補いつつ使用する必要があることが示されている。

また森林認証制度の CoC 認証は、FM 認証林からの木材ないし管理木材／管理材のみを原料としていることが要件となっているが、EUTR のデューデリジェンスにおける情報のアクセスで求められている樹種名や伐採国の情報を購入者に対して示すことは要件とはなっていない。このため CoC 認証の購入事業者は、EUTR の要件を満たすために、樹種や伐採国などの情報をサプライヤーに確認する必要がある。FSC はこの齟齬に対応し、2012 年に ADVICE-40-004-10: Access to information required by timber legality legislations<sup>25</sup>を発行し、FSC 認証サプライヤーに対し、EUTR などの木材の合法性を求める法律に対応する必要がある購入者からの要求があれば、樹種名と伐採国名（リスクが高い国では地域名やコンセッション名）の情報を提供することを求めた。さらにこのアドバイスは 2017 年に発行された改定 CoC 規格（FSC-STD-40-004 V3-0<sup>26</sup>）に統合されている。

<sup>24</sup> proforest (2012) 前掲

<sup>25</sup> <https://jp.fsc.org/preview..a-498.PDF>

<sup>26</sup> <https://jp.fsc.org/download-box.412.htm>

### 3 ドイツ連邦共和国

#### 3-1 概要

ドイツは、16州からなる連邦国家で、国土面積は 357,582 km<sup>2</sup> (日本の 95%)、人口約 8,300 万人 (日本の 65%) である。ドイツは世界有数の先進工業国であると同時に貿易大国で、主要産業は自動車、機械、化学・製薬、電子、食品、建設、光学、医療技術、環境技術、精密機械等である (外務省ドイツ基礎データ<sup>1</sup>)。

#### 3-1-1 森林

2012年に実施された連邦森林インベントリー<sup>2</sup>によれば、ドイツの森林面積は 1,140 万 ha で国土の 32%を占める。森林面積は 2002年から 2012年の間ほとんど変化していない。インベントリーには 51 樹種が記録されており、トウヒ、マツ、ブナ、オークが森林の 73%を占めている。森林資源量は全体で約 37 億 m<sup>3</sup>、ヘクタール当たり平均 336 m<sup>3</sup>/ha で (図 3.1)、10 年前から約 10%増加した。

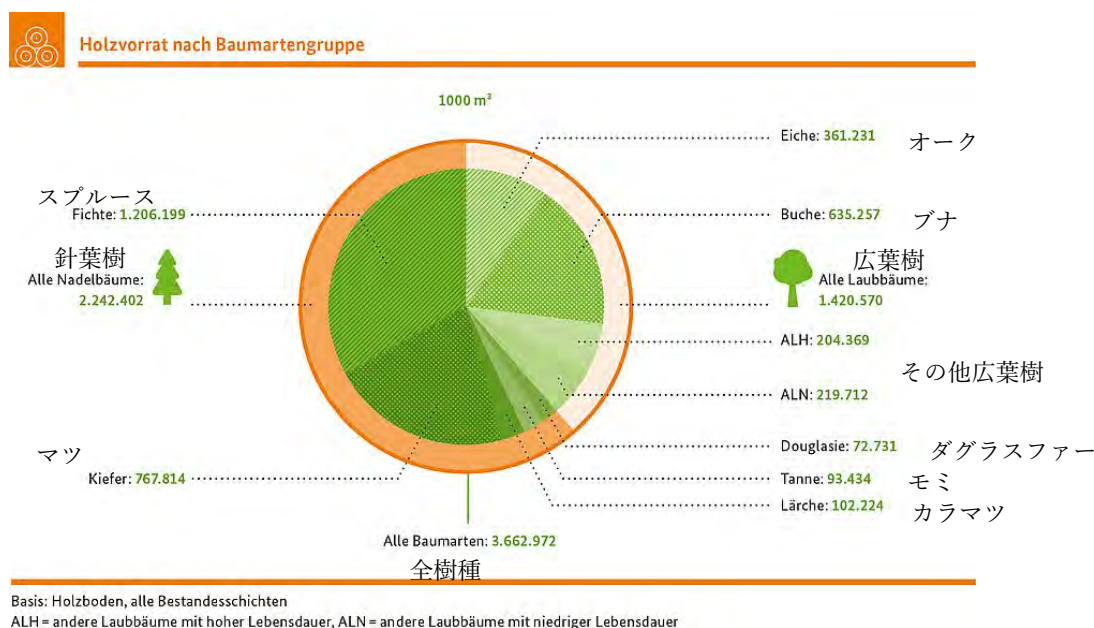


図 3.1 ドイツの樹種別森林資源量 (連邦インベントリー2012 から抜粋)

ALH: 寿命の長いその他の広葉樹 (カエデ、トネリコ、クリ、クワ、ニレ等)

ALN: 寿命の長いその他の広葉樹 (カバノキ、ハンノキ、ポプラ、ナナカマド等)

森林の成長は高いレベルにあり、ヘクタールあたり年間 11.2m<sup>3</sup>、全国で年間 1 億 2,160 万 m<sup>3</sup>である (図 3.2)。現在の高成長は、1950 年代の針葉樹植林の結果であり、樹齢 60 年という最も生産的な樹齢にある。

<sup>1</sup> 外務省ドイツ基礎データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html>

<sup>2</sup> ドイツ連邦森林インベントリー <https://www.bundeswaldinventur.de/dritte-bundeswaldinventur-2012/>

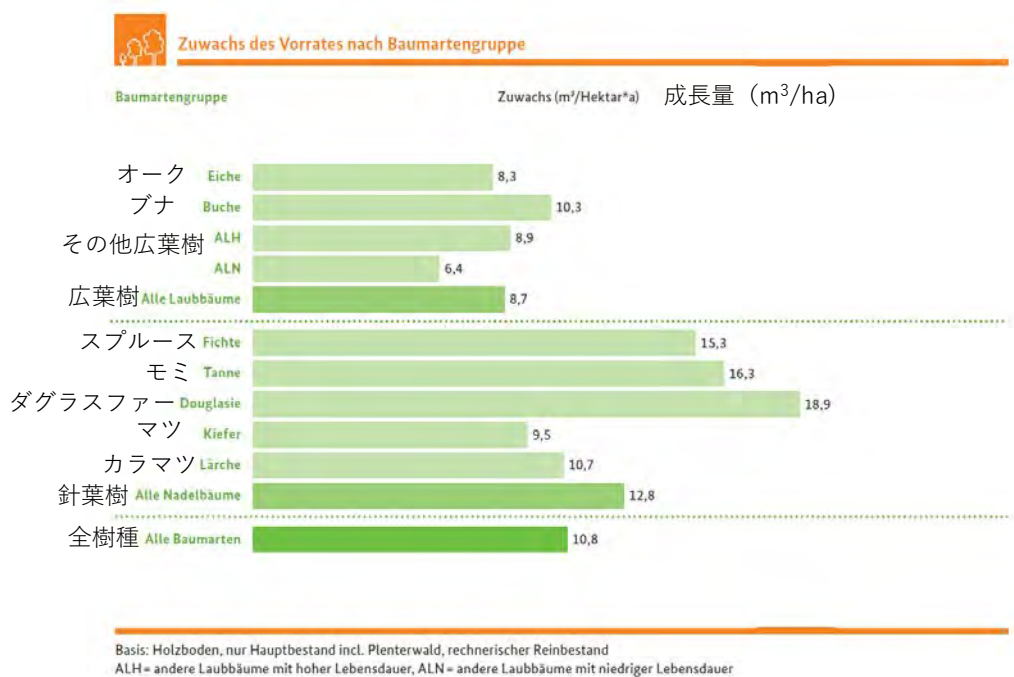


図 3.2 ドイツの樹種別成長量（連邦インベントリー2012 から抜粋）

2002 年から 2012 年までの期間、ドイツでは毎年平均で 7,600 万 m<sup>3</sup>の原木（樹皮なし）が使用されたが、森林の成長はこれを上回っている。木材の使用と天然木の枯死は、森林の成長の約 87%で 13%は蓄積されている。

### 3-1-2 林業・林産業

ドイツでは林産業はその労働人口が自動車産業、交通輸送、電気機械製造などに次ぐ主力産業である（岸 2012<sup>3</sup>）。ドイツの森林の 48%は私有林、29%は連邦政府（国有林）、19%は企業、4%は連邦州政府が所有している。私有林の割合は、ヘッセ州で 24%からノルトライン・ヴェストファーレン州で 67%の範囲となっている。私有林の約半分は面積が 20 ヘクタール未満の農場であり、13%は、1,000 ヘクタール以上の規模で企業に所有されている。ドイツの企業および民間の森林所有者の数は 200 万人と推定されている（連邦インベントリー2012）。

<sup>3</sup> 岸修司（2012）ドイツ林業と日本の森林 築地書館

### 3-2 木材需給の状況

#### 3-2-1 木材供給

ドイツ連邦統計局のデータによれば (Destatis 2019<sup>4</sup>)、2018年にドイツでは64百万m<sup>3</sup>(樹皮なし)の丸太が生産され、そのうち約80%は針葉樹であった。丸太生産は45%が民有林、36%が州有林からによるものであった。丸太生産の15%(980万m<sup>3</sup>)はバイオマスエネルギーに使用された。

#### 3-2-2 木材・木材製品の輸入

ドイツの木材・木材製品の輸入量を以下に示す。ドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V.)がとりまとめた「外国貿易統計 2019 (Außenhandelsstatistik 2019)」から抜粋した。2018年のドイツの主な木材・木材製品の輸出量(金額)は、針葉樹丸太 7,671,000m<sup>3</sup>(448,655,000€)、針葉樹製材 4,508,000m<sup>3</sup>(922,603,000€)、熱帯広葉樹丸太 7,833m<sup>3</sup>(3,979,000€)、熱帯広葉樹製材 65,852m<sup>3</sup>(60,822,000€)、広葉樹丸太 514,605 m<sup>3</sup>(49,616,000€)、広葉樹製材 274,014m<sup>3</sup>(142,492,000€)、ベニア 89,617m<sup>3</sup>(110,553,000€)、合板 1,556,000m<sup>3</sup>(814,603,000€)、MDF504,542m<sup>3</sup>(224,490,000€)であった。

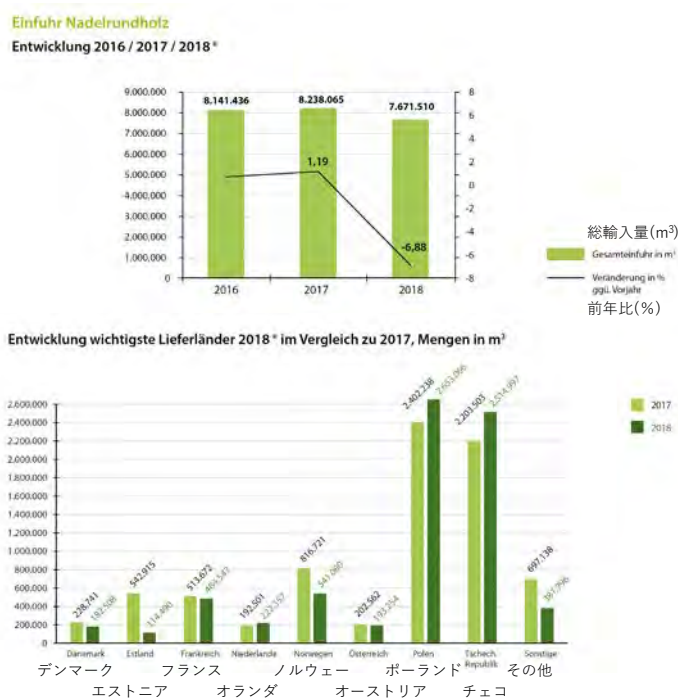
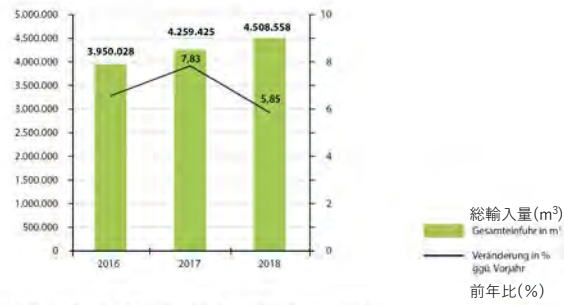


図 3.3 ドイツの針葉樹丸太輸入量と主な輸入先

<sup>4</sup> ドイツ連邦統計局 <https://www.destatis.de/DE/Themen/Branchen-Unternehmen/Landwirtschaft-Forstwirtschaft-Fischerei/Wald-Holz/aktuell-holzeinschlag.html;jsessionid=CDF7166EDAAF653BFC1D1F6C9D017EB8.internet722>

**Einfuhr Nadelstammholz**

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



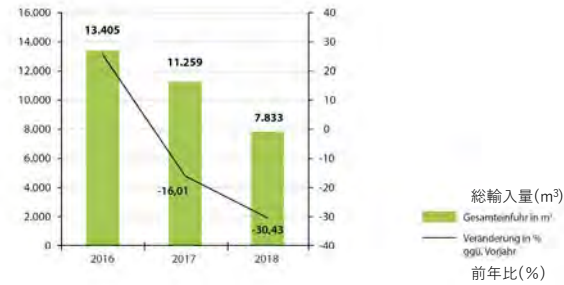
Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³



図 3.4 ドイツの針葉樹製材輸入量と主な輸入先

**Einfuhr tropisches Laubrundholz**

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

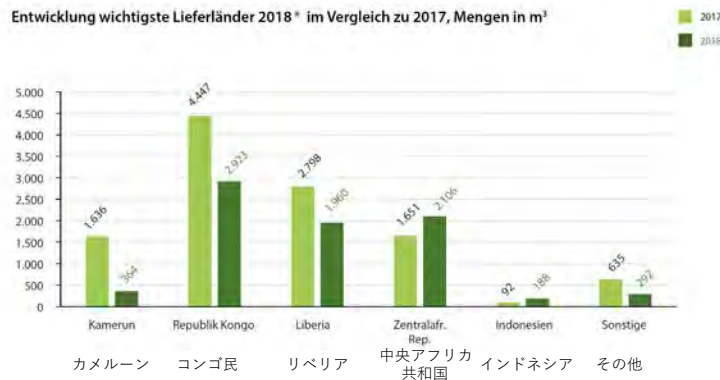
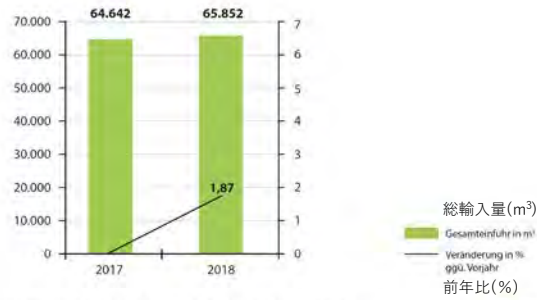


図 3.5 ドイツの熱帯広葉樹丸太輸入量と主な輸入先



Einfuhr tropisches Laubschnittholz

Entwicklung 2017 / 2018\*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

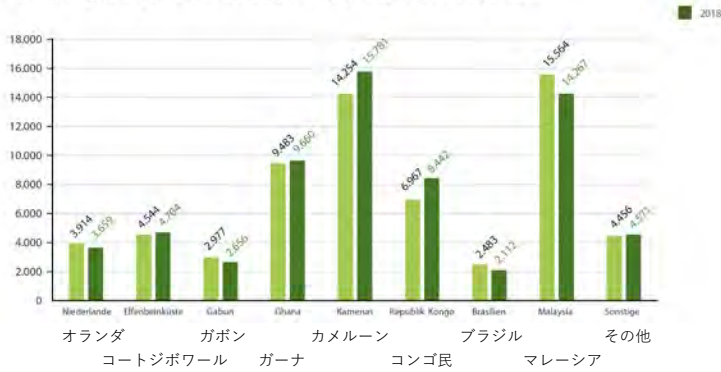
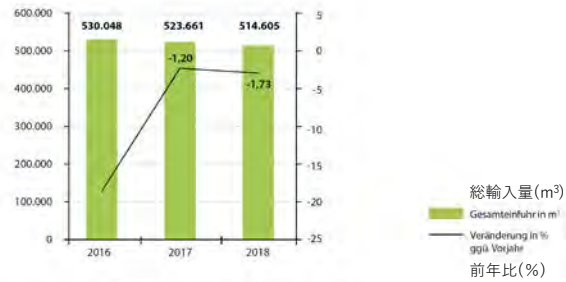


図 3.6 ドイツの熱帯広葉樹製材輸入量と主な輸入先

Einfuhr nicht tropisches Laubrundholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018\*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

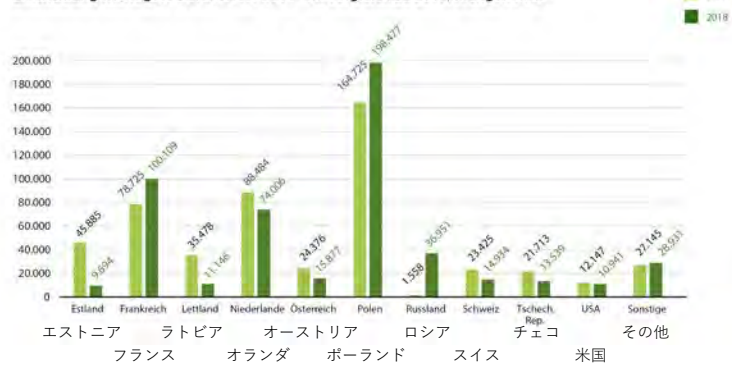


図 3.7 ドイツの広葉樹丸太輸入量と主な輸入先 (熱帯広葉樹以外)

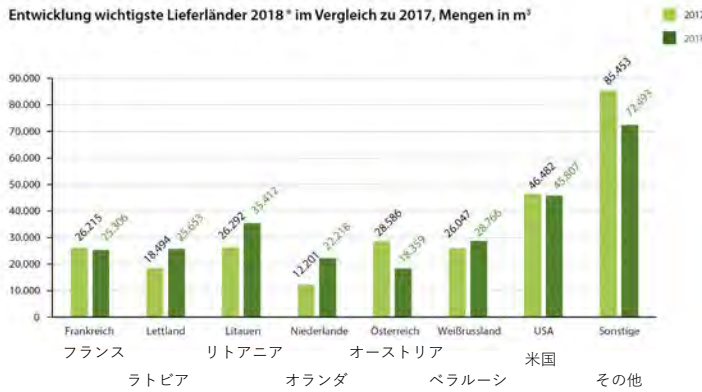
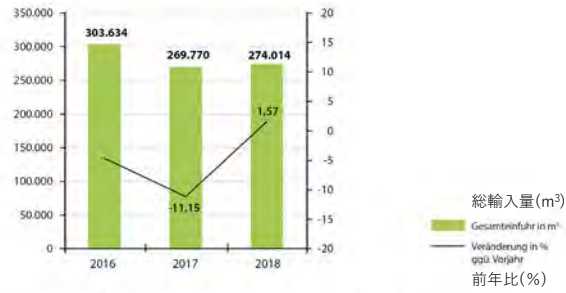


図 3.8 ドイツの広葉樹製材輸入量と主な輸入先（熱帯広葉樹以外）

Einfuhr Furniere  
Entwicklung 2016 / 2017 / 2018\*

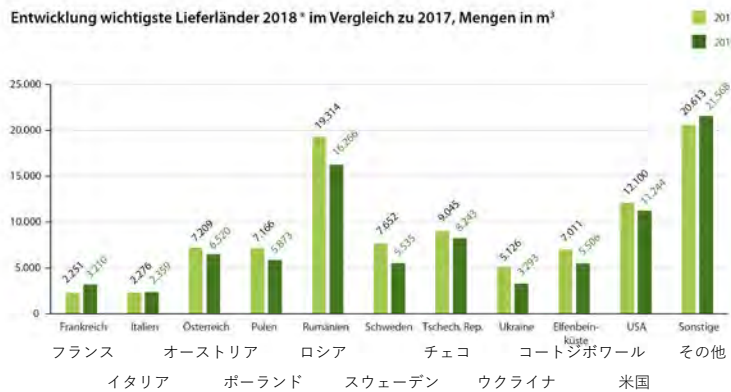
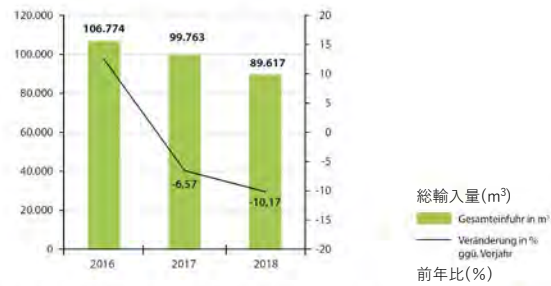
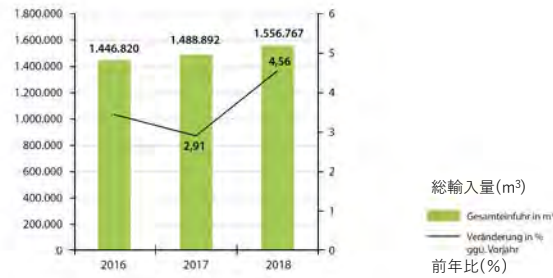


図 3.9 ドイツのベニア輸入量と主な輸入先



Einfuhr Sperrholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018\*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

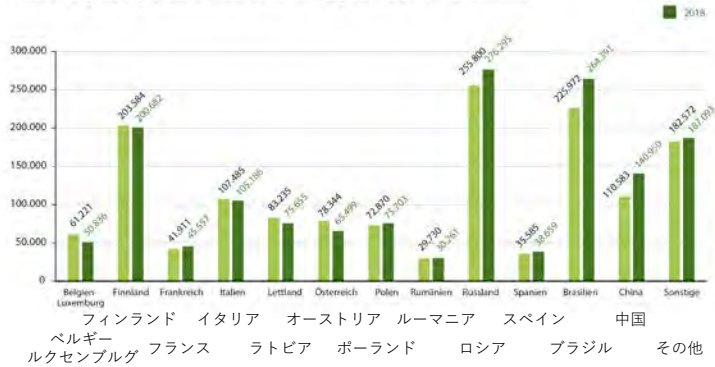
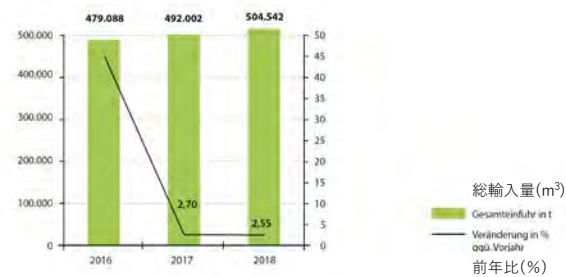


図 3.10 ドイツの合板輸入量と主な輸入先

Einfuhr MDF

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018\*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

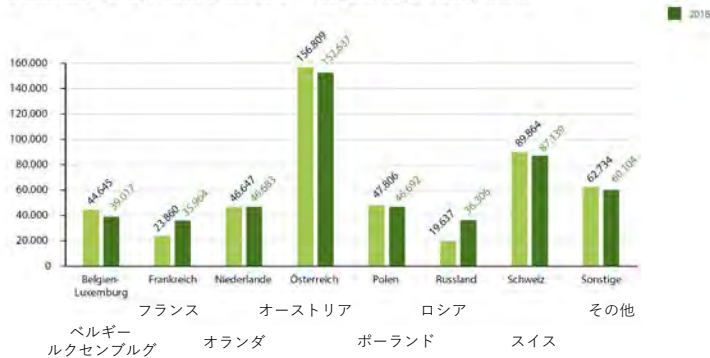


図 3.11 ドイツの MDF 輸入量と主な輸入先

### 3-2-3 木材の輸出

ドイツの木材・木材製品の輸出量を以下に示す。ドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V.)がとりまとめた「外国貿易統計 2019 (Außenhandelsstatistik 2019)」から抜粋した。

2018年のドイツの主な木材・木材製品の輸出量(金額)は、針葉樹丸太 3,690,000m<sup>3</sup> (262,033,000€)、針葉樹製材 5,687,000m<sup>3</sup> (1,117,117,000€)、針葉樹プレーナー加工材等 2,835,560m<sup>3</sup> (775,489,000€)、広葉樹丸太(非熱帯材) 1,460,156m<sup>3</sup> (178,567,000€)、広葉樹製材(非熱帯材) 714,000m<sup>3</sup> (324,348,000€)、合板 386,000m<sup>3</sup> (276,647,000€)、構造用パネル(配向性ストランドボード)526,638m<sup>3</sup> (145,650,000€)、ファイバーボード(密度 0.5 g/cm<sup>3</sup>以上) 1,508,000m<sup>3</sup> (933,608,000€)、MDF 1,557,000m<sup>3</sup> (722,191,000€)、パーティクルボード等 1,897,000m<sup>3</sup> (493,837,000€)、であった。そのうち、日本への輸出が多い製品(統計に記載がある製品)は、針葉樹丸太 6,117m<sup>3</sup> (1,395,000€)、針葉樹製材 29,111m<sup>3</sup> (7,354,000€)、広葉樹丸太(非熱帯材) 7,341m<sup>3</sup> (1,450,000€)、広葉樹製材(非熱帯材) 9,046m<sup>3</sup> (4,772,000€)、合板 733m<sup>3</sup> (1,778,000€)、構造用パネル(配向性ストランドボード) 27,080m<sup>3</sup> (7,709,000€)であった。

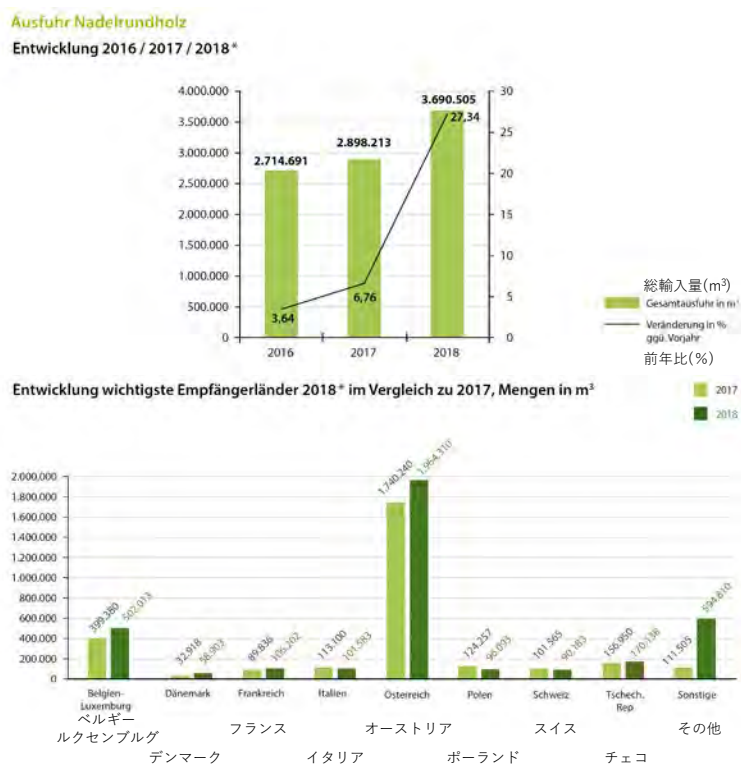
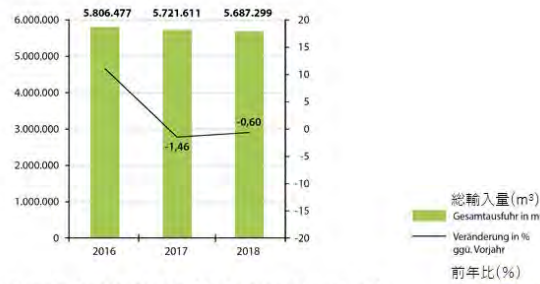


図 3.12 ドイツの針葉樹丸太輸出量と主な輸出先

Ausfuhr Nadelnschnittholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

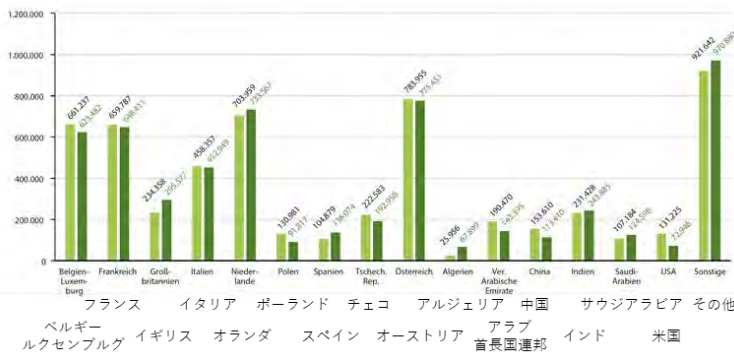
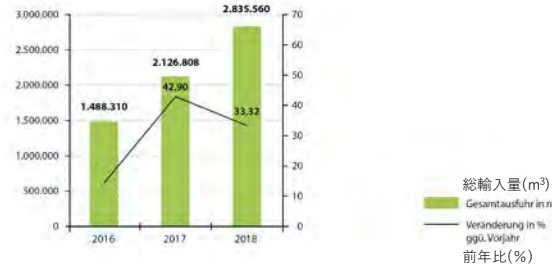


図 3.13 ドイツの針葉樹製材輸出力と主な輸出先

Ausfuhr Nadelholz, gehobelt, profiliert oder in ähnlicher Weise bearbeitet

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

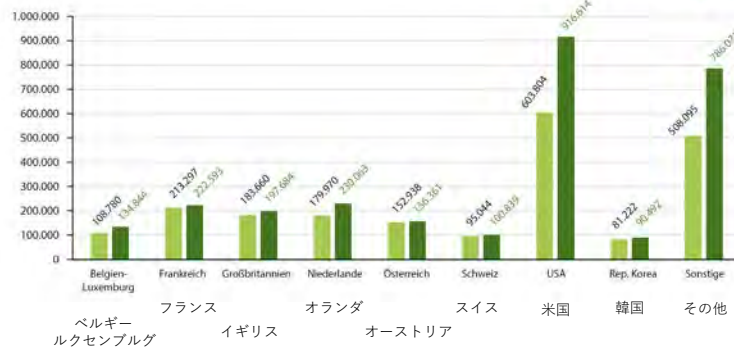
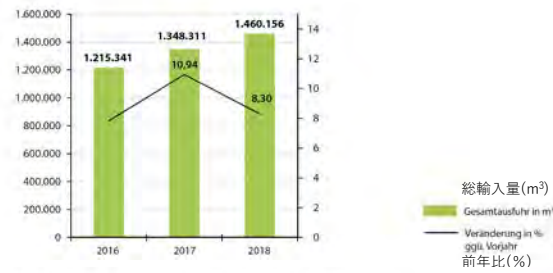


図 3.14 ドイツの針葉樹プレーナー加工材等輸出力と主な輸出先

**Ausfuhr nicht tropisches Laubrundholz**  
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



**Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³**

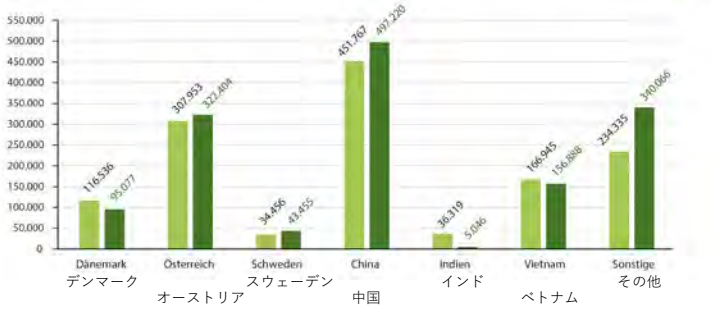
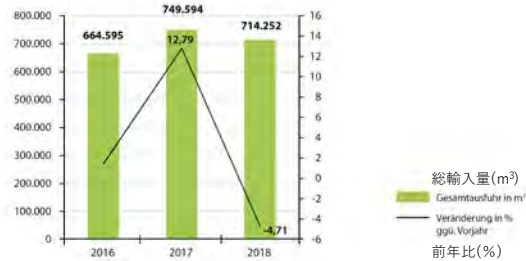


図 3.15 ドイツの広葉樹丸太（非熱帯材）輸出量と主な輸出先

**Ausfuhr nicht tropisches Laubschnittholz**  
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



**Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³**

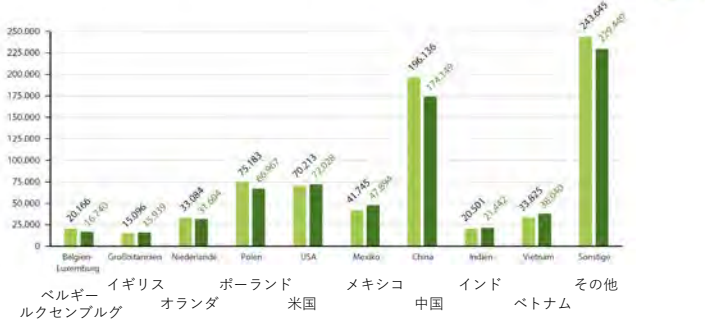
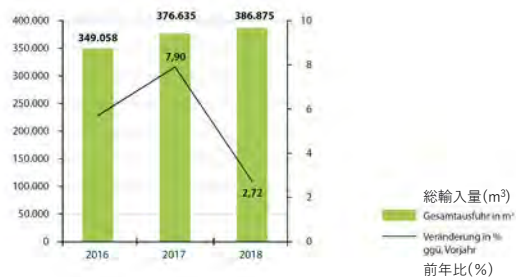


図 3.16 ドイツの広葉樹製材（非熱帯材）輸出量と主な輸出先

Ausfuhr Sperrholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018\*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

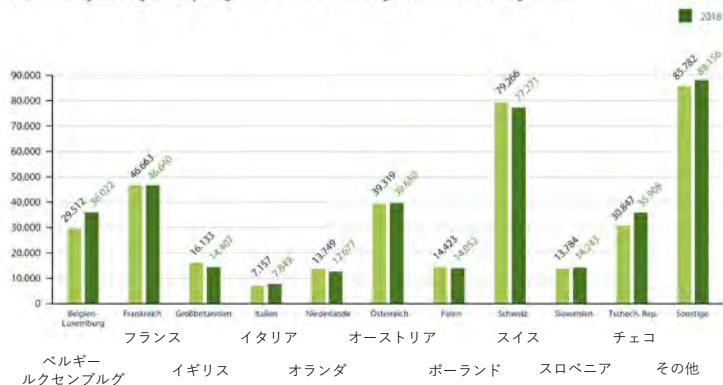
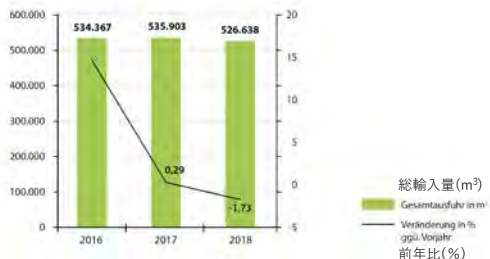


図 3.17 ドイツの合板輸出量と主な輸出先

Ausfuhr OSB

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018\*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

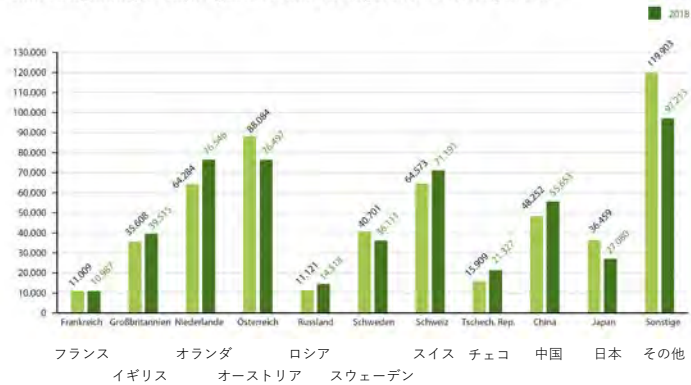
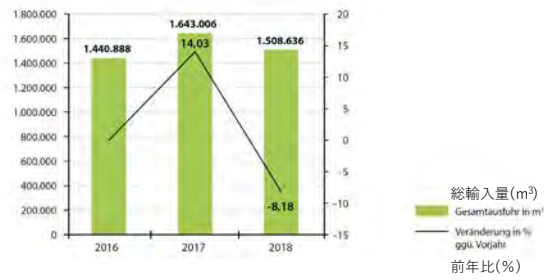


図 3.18 ドイツの構造用パネル（配向性ストランドボード）輸出量と主な輸出先



**Ausfuhr Faserplatten mit einer Dichte von mehr als 0,5 g/cm<sup>3</sup>**  
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m<sup>3</sup>

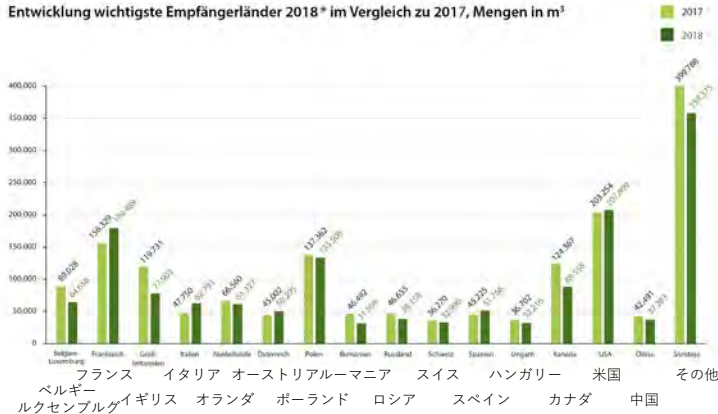
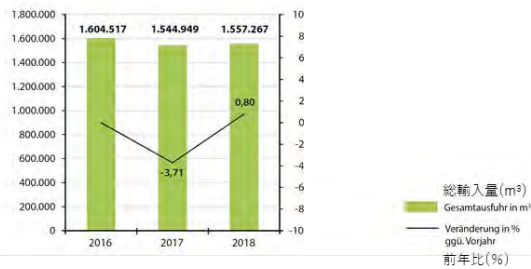


図 3.19 ドイツのファイバーボード（密度 0.5 g/cm<sup>3</sup>以上）輸出量と主な輸出先

**Ausfuhr MDF**  
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 \*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m<sup>3</sup>

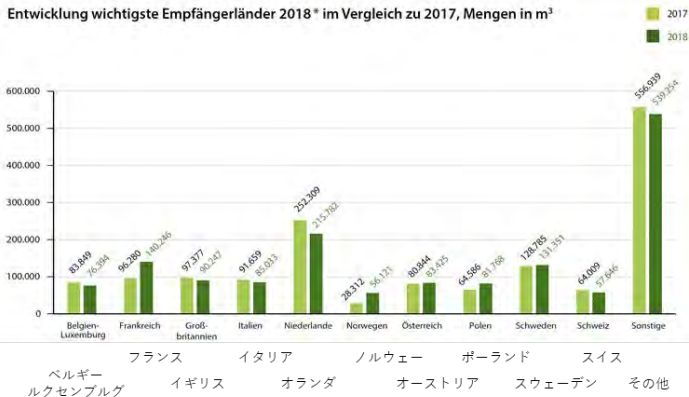
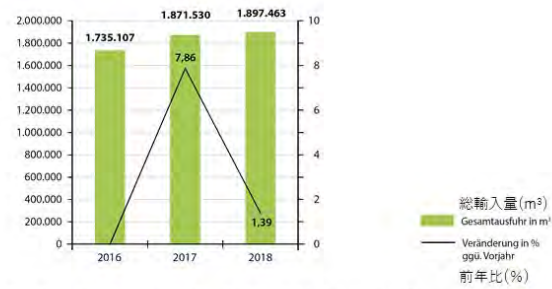


図 3.20 ドイツの MDF 輸出量と主な輸出先

**Ausfuhr Spanplatten, Flachschäbenplatten und ähnliche Platten**  
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018\*



**Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018\* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³**

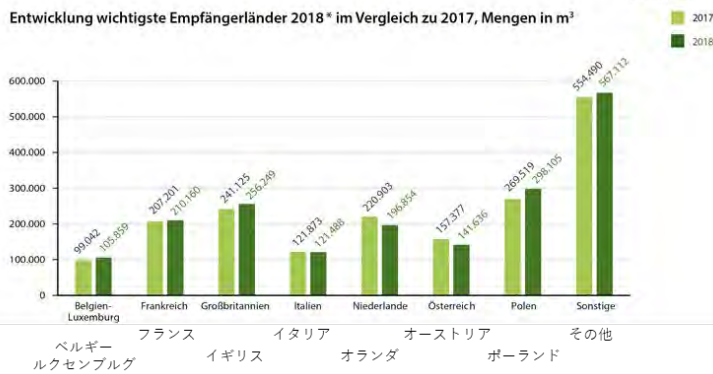


図 3.21 ドイツのパーティクルボード等輸出量と主な輸出先

### 3-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等

ドイツでは、連邦中央政府と各州政府があり、法律にも連邦法と各州法が存在する。例えば森林法では、連邦森林法は基本的な枠組みを提示し、各州森林法はその大枠に細かく肉付けをしている（岸 2012<sup>5</sup>）。本章では、現地調査でドイツ政府より入手した、ドイツ政府がオーストラリア政府<sup>6</sup>の要請で作成したドイツの木材・木材製品の合法性確認のための国別ガイドラインの内容について説明する。これはドイツ政府の見解であると考えることができ、ドラフト段階の情報であることに留意する必要がある。本章の章立ては、ガイドラインに従っている。

#### 3-3-1. ドイツにおける森林伐採の規制

伐採は森林所有者（個人、コミュニティ、企業、州、国）が実施するが委託により実施される場合もある。また、ドイツにコンセッション制度はない。

土地所有権はドイツ憲法によって定められており、土地登記簿に記載されている。土地の所有者は、他の法律に違反しない限り、土地の管理権も所有している。財産の内容及び制限は、ドイツ連邦共和国基本法第 14 条第 1 項によって定められている。これには連邦森林法（National Forest Act<sup>7</sup>）が含まれている。

連邦森林法によれば、すべての森林所有者は「持続可能で適切な管理」の義務を負っている。連邦森林法では（詳細は連邦州によって地域レベルで定められるが）、一定の規模（通常 50ha）以上の森林管理ユニットには、定期的な（通常 10 年）森林管理計画の策定が要求されている。この計画の中心項目は、AAC（年間許容伐採量、annual allowable cut）の計算と管理である。持続可能な森林経営に関するより具体的な基準は、すべての連邦州法に盛り込まれている。森林所有者は森林管理計画に基づき伐採することが可能で、伐採許可に関する制度はない。所有者が計画に反し、持続可能ではない方法で管理、伐採を行うリスクはあるが、森林管理は連邦州当局によって定期的にモニタリングされており、連邦州法に違反する場合は法的に処罰される。

ドイツにおいて一般的に商業的利用が可能な樹種は保護の対象にはなっていない。自然保護地域では、それぞれの保全状況に応じて、伐採が制限されたり禁止されたりする場合がある。

<sup>5</sup> 岸修司（2012）ドイツ林業と日本の森林 築地書館

<sup>6</sup> オーストラリア政府は違法な木材を排除するために、各国政府に木材生産等に関する法令等の情報（Country Specific Guideline）を収集し、農業・水・環境省のウェブサイトで公開している。2020年3月現在、9カ国（カナダ、フィンランド、インドネシア、イタリア、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ソロモン諸島）の情報が掲載されているが、ドイツは未掲載であった。

<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/resources#country-specific-guidelines>

<sup>7</sup> ドイツ連邦統計局（<https://www.gesetze-im-internet.de/bwaldg/BJNR010370975.html>）



ドイツでは森林の 2/3 以上が、PEFC や FSC の認証基準に従って自主的に認証が取得されている。2019 年のドイツにおける PEFC 認証取得面積は 7,605,843 ha で世界 9 位、Chain of Custodies 認証件数は 1685 件で、フランスに次いで世界 2 位となっている(PEFC 2019<sup>8</sup>)。一方、FSC 認証の取得は 55 件、1,354,634 ha で、Chain of Custody 認証件数は 2239 件である(FSC 2019<sup>9</sup>)。PEFC 認証と FSC 認証が重複しているエリアは 2018 年時点で 7,605,843 ha である(FSC/PEFC 2019<sup>10</sup>)。そのため、ドイツの森林の管理は、森林認証が要求する項目によって実施されているともいえる。

### 3-3-2 ドイツの木材製品の合法性を特定するための情報

ドイツにおける前項に記載した森林・木材関連の法的要件は、連邦州(Bundesländer)の森林・自然保護当局の責任で管理されていることが保証されているため、ドイツ産の木材・木材製品はすべて合法的な製品として分類することができる。国内における木材伐採に関する各連邦州の森林当局の責任ある監督は、EU 木材規則 (EUTR) に関する義務も考慮に入れている。これらの監督の結果は、EUTR の実施に関するドイツの欧州委員会 (EC) への報告に統合される。

既存の法律では、ドイツのすべての森林所有者は、木材伐採に関する検証可能な文書を保持していなければならないと規定されている。ドイツ国内の木材伐採に関する疑問や懸念に対しては、該当する地域それぞれの森林管理当局に問い合わせることで、文書の入手が可能である。

EU 加盟国および EU 域外の国からドイツに輸入される木材・木材製品の貿易および加工に関しては、EU 木材規則(EUTR)とドイツの国内法「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (木材流通—保安法 : Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG) <sup>11</sup>」がある (詳細については 3-4 参照)。

### 3-3-3 ドイツで製造された木材製品の合法性を特定するための情報

EU 木材規則は 2013 年 5 月に「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律(木

<sup>8</sup> PEFC (2019) PEFC Global Statistics Data: September 2019. <https://storage.googleapis.com/pefc-platform/pefc.org/media/2019-11/0ba68126-ac39-4cb4-96a9-94dfa4bceb25/8d6332be-8422-5a05-82e9-d58c111e005e.pdf>

<sup>9</sup> FSC (2019) FSC Facts & Figures. [https://fsc.org/sites/fsc.org/files/2019-10/Facts\\_and\\_Figures\\_2019-10-11\\_0.pdf](https://fsc.org/sites/fsc.org/files/2019-10/Facts_and_Figures_2019-10-11_0.pdf)

<sup>10</sup> FSC/PEFC (2019) DOUBLE CERTIFICATION FSC and PEFC – ESTIMATIONS FOR MID 2018. <https://storage.googleapis.com/pefc-platform/pefc.org/media/2019-04/baecf2a2-144e-4c47-a24b-7a5df7ba2a24/bc3a2d7d-78d4-5863-b11c-d363da8ec380.pdf>

<sup>11</sup> 3-5-1 を参照

材流通—保安法: Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG)」としてドイツの法律に反映され、違法に伐採された木材や木材製品を EU 市場に入れることを禁止している。EU 市場に初めて木材製品を販売する事業者には、「デューデリジェンスシステム」の実施が求められる。デューデリジェンスの概念の中核は、事業者がリスクの管理（情報収集、リスク評価、リスク低減）を実施することである。これは、EU 木材規則の対象となる製品群の付属書に記載されているすべての製品について、合法性を証明し、サプライチェーンの透明性を提供する義務を負う。木材を原料とした製品がすでに EU 市場で販売されている場合、関係業者や加工業者はサプライヤーや顧客の記録を 5 年間保存しなければならない。ドイツでは、連邦農業食料機関(Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE)が、EUTR の管轄官庁として活動している。ドイツ市場または EU 市場に出すドイツ国産材（木材ベースの製品加工に使用されるものを含む）も HolzSiG の要件の対象となっている。国内森林所有者も、デューデリジェンスを実施する義務があり、該当の連邦州の政府機関がドイツ国産材の EUTR の管轄官庁として管理を行っている（詳細については 3-4 参照）。ドイツ政府の見解として、EUTR の下で BLE、監視団体または事業者自身によって実施されている様々なデューデリジェンスに関する制度によって、ドイツにおける木材製品製造の合法性は保証されていると考えられる、としている。

### 3-3-4 非政府組織からの情報

森林認証（FSC・PEFC）によって、合法かつ持続可能な供給源からの木材及び木材製品の原産地の証明を提供することができる。しかし EUTR では、認証は市場主導型の自発的なツールであると認識していること、そして、事業者は森林認証の有無にかかわらずサプライチェーンの透明性を提供するなどのデューデリジェンスを実施する義務があるという理由により、EU-FLEGT ライセンス材や CITES を遵守している材のように、EUTR の「グリーン・レーン（デューデリジェンスを実施しなくても合法的な木材とみなすこと）」としては受け入れられていない。しかしながら、森林認証は、EUTR のデューデリジェンスシステムの情報へのアクセス（EUTR 第 6 条(1)(b)）とリスクの評価と低減（EUTR 第 6 条(1)(c)）に貢献することができる。

FSC-ドイツは、ドイツの FSC 認証における管理木材の、違法伐採を含む様々な懸念事項（リスク）について、評価を実施した<sup>12</sup>。その内容を要約すると次のとおりである。

- 違法伐採木材であるリスク：低い
- 伝統的・市民的権利を侵害して伐採された木材であるリスク：低い
- 高い保全価値が脅かされている森林で伐採された木材管理活動であるリスク：低い

<sup>12</sup> FSC (2011) FSC Controlled Wood Risk Assessment for Germany. <https://ic.fsc.org/download.nra-for-germany.1302.htm>

- 森林から伐採された木材が植林や非森林利用に転換されているリスク：低い
- 遺伝子組換え樹木が植えられている森林からの木材であるリスク：低い

### 3-4 EU 木材規則の実施

#### 3-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

##### 1) EU 木材規則実施のための国内法令

EU 木材規則 (EU Timber Regulation, EUTR) の国内実施法として、2つの法律が制定されている。1つは EUTR を国内で実施するための「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (木材流通—保安法 : Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG)」で、2011年7月に制定 (最新の改正は2015年8月) された。もう1つは、EUTR をドイツ国内で生産された木材と木材製品に適用するための「木材流通—保安法に関する一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz, HolzSiGVwV)」で、2013年11月に制定された。これらの法令の仮訳を3-5に収録した。

違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律(HolzSiG) は10条からなり、その構成は表3.1のとおりである。

表 3.1 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (HolzSiG)の概要

構成	概要
第 1 条 適用範囲と任務委譲	木材輸入のための FLEGT(EC 木材規則 NO.2173/2005)と第三国から EU 域内に輸入された木材または EU の多加盟国からドイツに持ち込まれた木材 (EU 木材規則 NO.995/2010)を対象とし、連邦食料農業省が管轄官庁である。 国産材については州法によって定められた各管轄官庁が責任を負う。
第 2 条 侵害権限	管轄官庁は有効な FLEGT 認可システムに反している、違法に伐採された木材を出荷しているという違法行為を突き止めるために管轄官庁は必要な措置 (市場参加者のデューデリジェンスの実施、木材・木材製品の検査、差し押さえ等) を講じる。 管轄官庁は、疑わしいかどうかにかかわらず、木材・木材製品のサンプルを採取しチューネン研究所で検査する。
第 3 条 税関の協力	管轄官庁の監視に税関が協力する。
第 4 条 データ交換	管轄官庁、税関当局は情報を共有できる。
第 5 条 法規命令制定権	連邦食料・農業省は監視に関する規則を定めることができる。
第 6 条 情報提供義務、容認義務、告発義務	管轄官庁からの要請があった場合は必要な情報を提供しなければならない。
第 7 条 罰金規定	5 万ユーロ以下の罰金：FLEGT・EUTR に反している、EUTR で要求される記録文書が保管されていない、デューデリジェンスを実施しない等 2 万ユーロ以下の罰金：情報を提示しない、担当職員に協力しない等
第 8 条 罰則	1 年以下の自由刑または罰金刑：私利私欲のための故意による FLEGT・EUTR 違反
第 9 条 押収	刑法、秩序違反法により罰金・罰則に関連する物品を押収することができる。
第 10 条 施行	交付の翌日から施行。

## 2) EUTR 実施のための執行体制

### (1) 管轄官庁

HolzSiG によって、連邦行政機関である連邦食糧・農業・消費者保護省(Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft: BMEL)が、この法律の施行に責任を負っていることが明記され、EUTR に関連した政策法案作成を行っている。EUTR に関連した施策の実施は、BMEL の下部組織である連邦農業食料機関(Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE)が BMEL の責任の範囲内で行うことになっており、EUTR の管轄官庁として登録されているが<sup>13</sup>、輸入木材に関する監督のみを担当している。国産材については、州法によって定められた各管轄官庁が責任を負うことが規定されているが、EC に対しては

<sup>13</sup> 欧州委員会(2019) Nominated Competent Authorities For implementation of the Regulation EU 995/20101 (EUTR). [https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/LIST%20of%20CAs%20\(EUTR\)%20-%20updated%2008JAN2019.pdf](https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/LIST%20of%20CAs%20(EUTR)%20-%20updated%2008JAN2019.pdf)

報告されていない<sup>14</sup>。EUTR の国産材への適用は、後述する。

## (2) 税関の協力

HolzSiG には、EUTR の実施のために税関が協力することが規定されている。税関から CA である BLE には、EUTR に関わる HS コードのすべての貨物のリストが共有される。そこには、貨物の詳細情報である原産国(country of origin)、サプライヤーと事業者の名称と住所、製品情報 (HS コード、詳細、材積、価格)、市場に入った日時 (Date of placing on the market) が含まれている。BLE はこの情報をもとに検査を計画し実施している。

BLE によると、税関の協力については HolzSiG に明記されているが、実際には他の法規の改正等が必要であり、税関からの情報が得られるようになるための法的根拠が整備され、実際に情報が共有されるまでには、HolzSiG 制定からしばらく時間がかかったとのことである。

## (3) 研究機関の協力

HolzSiG 第 2 条では、木材・木材製品の検査において、BMEL の下部組織の連邦研究機関であるチューネン研究所 (Thünen Institut) が協力することを規定している。BLE は検査の際にサンプルを採取し、チューネン研究所に分析を依頼する。

## (4) 監視団体

EUTR では、欧州委員会 (EC) が関係する加盟国と協議の上、監視団体 (Monitoring Organization, MO) の認定を行い、各国の所轄官庁が、自らの管轄権内で活動する MO を定期的 (2 年に 1 度) に検査することが定められている (EU 木材規則 NO.995/2010、No. 607/2012)。しかしながら、HolzSiG には、監視団体に関連する具体的な規則は記されていない。EC のウェブサイトで公開されている 2019 年 3 月付けの情報<sup>15</sup>では、ドイツに本拠地を置く監視団体は 2 機関である。詳細は 3-4-2 に記載する。

## (5) EUTR の国産材への適用

HolzSiG 第 1 条には、国産材は州法によって定められた各管轄官庁が責任を負うことが規定されている。州法で定められた管轄官庁が、HolzSiG に基づきドイツ国内で統一的な監視を行うために、木材流通—保安法に関する一般行政規則 (HolzSiGVwV) が、2013 年 11 月 25 日に制定された。監視の対象となる市場参加者は、ドイツ国内で木材を伐採し国内市場に初めて流通させる森林所有者と小規模個人木材購買者 (立木のまま木材を購入し自分

<sup>14</sup> ドイツは国産材に関する EUTR に基づく監督について EC に報告を行っていない。

<sup>15</sup> 欧州委員会(2019) List of recognized MOs.

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/List%20of%20recognised%20MOs%20for%20web%20updated%2006MAR19.pdf>

で伐採する)であり、監視のための一般原則として、HolzSiGの規定に加えて連邦と州の森林法、自然保護法に従うことが明記されている。HolzSiGVwVで特徴的なのは、以下の記述である。

監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいかということである。すなわち、ドイツ連邦共和国の領土内で伐採された木材、各州の管轄官庁が担当する地域で伐採された木材が、違法であるリスクをどの程度はらんでいるのかを見極める必要がある。“リスクがある”と決定する際に留意しなくてはならない点は、特定の市場参加者が過去にどのくらいの頻度で、特定の州やある州の特定の地域、特定の種類の木材を違法に伐採していたか、有効であると認定済みの規則、少なくともEU実施規則NO.607/2012第4条、またはそれに準ずる第三者によって精査済みの規則が認められている森林地域で伐採されたのか、である。それらの点を鑑みて調査しなくてはならない。特定の市場参加者たちが、特定の国や地域で、特定の種類の木材を繰り返し違法に伐採していることを当局が突き止めた場合、リスク上昇に比例して、監視体制をさらに強化しなくてはならない(第3節(2))。

また、市場参加者は下記の情報を5年間保管することが求められている。

#### 第5節(2)

1. 商号、製品の種類、流通している木材の種類を含む記述。流通している木材の種類が名称が明確ではない場合は、これらに追加して、木材の種類を学名を記述しなくてはならない。
2. 伐採が行われた国とその国内のどの州、どの地域で行われたかの記述。
3. 体積、重量、製品単位の数を含む分量に関する記述。
4. その木材が納入された購買者の名前と住所に関する記述。
5. その木材が現在効力を有する法規に適合していることを明示する正式文書、またはそれを明示するその他の証明書。

そして、連邦州の管轄官庁はそれを監視する必要がある。

#### 第5節(2) 続き

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけどの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけ

どの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

さらに、HolzSiGVwVには次のような記述がある。

#### 第5節(5)

市場参加者がドイツ連邦共和国内の土地で自己の責任において木材を伐採した場合、伐採の際、その市場参加者が木材伐採に関するすべての法令を遵守していると自分自身で判断できていると確認することができれば、リスク評価手続き、リスク軽減手続きを適用した調査は必須ではない。

以上の事から、ドイツにおける国産材の EUTR の適用は次のように理解することができる<sup>16</sup>。

- ドイツ国産材については、森林所有者等が木材を伐採した場合、森林所有者の義務である「持続可能で適切な管理」に基づき（3-3 参照）、法令を遵守して伐採をしている場合は、デュエリジェンスシステムの完全な実施（リスク評価とリスクの低減）は必須とされていない。
- 森林所有者は第5節(2)に示された5つの情報を文書化し、5年間保存しなければならない。これは特別新しく必要となる情報ではないと考えられる。
- HolzSiGVwV は、連邦州の管轄当局が森林所有者の保存する情報の信ぴょう性を確認し、必要であれば追加的な調査をすることを監視として求めているが、それと同時に、「監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいか」と明記している。ドイツ政府は、国内に違法伐採のリスクはほとんどないという見解であり、NGO の評価も同様である（NEPcon 2018<sup>17</sup>）。上述した規則とこのリスクの認識によって現状では、各州の CA は EUTR の対応のために追加的な監視等を行う必要性はなく、将来リスクが懸念された場合には対応するという状況である（BLE インタビューに基づく）。平成 28 年度に実施されたノルトライン・ヴェストファーレン州における調査でも、同州の CA は EUTR に関するルーチン的な監視は行っていないと報告されている<sup>18</sup>。CA は半年に一度 EUTR の実施状況を EC に報告しているが、ドイツの CA は国産材の検査に関する情報は報告

<sup>16</sup> 本事業では、ドイツの輸入材に対する EUTR の適用について焦点を当てて調査を行ったため、国産材に対する EUTR の適用の実態について連邦州に設置された CA の訪問等は実施していないため、収集できた事実から推察できることとして提示する。

<sup>17</sup> NEPcon, 2018. Timber Legality Assessment Germany. <https://www.nepcon.org/sites/default/files/NEPCon-TIMBER-Germany-Risk-Assessment-EN-V1.1.pdf>

<sup>18</sup> 林野庁平成 28 年度「グリーンウッド法」体制整備等事業 海外現地調査報告書



していない (UNEP-WCMC 2019<sup>19</sup>)。

- 結果としてドイツでは、国産材は、既存の森林管理、生産、流通等に関する連邦法と連邦州法を遵守していれば、EUTR 対応として特別な作業（事業者のデューデリジェンスシステムの実施や CA の監視等）を実施することなく、EUTR に基づいた合法性が確保された（違法な木材であるリスクが無視できる）木材とされ EU 市場に流通していると考えられる。

### 3-4-2. EU 木材規則の実施

EUTR の実施の現状を調査するために、ドイツの管轄官庁と監視団体にインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

#### 1) 管轄官庁

ドイツにおける EUTR の管轄官庁 (Competent Authority: CA) は、連邦農業食料機関 (Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE) が登録されている<sup>20</sup>。BLE は、農業、漁業、食料、健康にかかわる消費者保護を行う機関で、農作物の品質ラベル表示の監視、検査等を実施している。本部はボン、支部はハンブルグ、ワイマール、ミュンヘンにあり、職員数は約 1,200 人である。EUTR の監視については、ボン本部の 6 名の職員が専任で行っている。事業者 (オペレーター) の立ち入り検査では、事業者の所在地を担当する支部の職員が検査を行い、その後収集した必要書類と検査レポートがボン本部の専任職員に送付され、最終的な判断が行われる。

ドイツは、EU の中で EUTR のなかで検査実施数が多い国の 1 つである。2018 年 7 月～12 月の下半期では、実施した総検査数は 105 件（そのうちデスクレビュー 11 件、オンサイト (訪問) による書類検査 30 件、オンサイトによる書類と製品の検査 64 件) で、ルーマニアとイタリアに次ぐ検査数となっている (UNEP-WCMC 2019<sup>21</sup>)。2019 年は、年間 250 件の検査を計画しており、本調査での訪問時の 9 月の時点で予定通りほぼ半分の検査を完了していた。

#### (1) 検査対象

BLE が実施する検査の対象は、EUTR で定められた、輸入木材・木材製品を EU の市場

<sup>19</sup> UNEP-WCMC (2019) Overview of Competent Authority EU Timber Regulation checks, July-December 2018.

Statistics of checks performed by EU Member States and EEA countries to enforce the implementation of the EU Timber Regulation. UNEP-WCMC, Cambridge, UK.

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/UNEP%20WCMC%202019%20Overview%20of%20CA%20checks%20July-December%202018%20FINAL.pdf>

<sup>20</sup> 輸入された木材・木材製品を対象としていることに留意。

<sup>21</sup> UNEP-WCMC (2019), 再掲

に最初に出荷する事業者（オペレーター）に該当するものうち、ドイツに所在を置く事業者である。BLE は欧州委員会（EC）に対し、ドイツの事業者数は約 25,000 と報告している（UNEP-WCMC 2019<sup>22</sup>）。HolzSiG の施行当初、ドイツでは事業者数を把握するために、事業者に該当する企業に自主的な登録を求め、約 1,000 社の登録があった<sup>23</sup>。その後、税関からのデータ共有によって、事業者数は 25,000 社であることが判明した。EUTR における事業者が誰なのかという点については議論があったが、現在では EU の税関申請フォーム（Single administrative document (SAD)）<sup>24</sup>の 8 番のフィールドの「荷受人（Consignee）」に明記されている者が事業者に該当するという共通認識ができています。ドイツに所在を置く荷受人であれば、BLE が監督する対象と認識される。荷受人に輸入代理業者が記入されている場合もあるが、その場合は代理業者に問い合わせをし、その貨物を実際に受け取っている者を追跡している。また、荷受人は自己消費のために輸入を行った個人である場合もあるが、これも事業者とみなされている。しかし、BLE はこのような個人は積極的に検査を行う対象とみなしてはいない。

検査の対象となる事業者は、税関から共有されるデータを活用して選定されている。前項ですでに述べたように、HolzSiG に基づき、税関から BLE には、EUTR に関わる HS コードのすべての貨物のリストが四半期ごとに共有される。そこには、原産国、サプライヤーと事業者の名称と住所、製品情報（HS コード、詳細、量、価格）、市場に入った日時が含まれている。

BLE は税関から提供されるデータを使って様々な分析を行い検査の実施に活用している。例えば図 3.22 に示すように、事業者が輸入した荷口の価格の分布や、輸入量当たりの平均価格を分析することで、次のようなドイツの現状を明らかにすることができる。

- 木材を輸入した事業者数は、2019 年上半期にのべ 30,000 以上ある。
- 全事業者のうち 90%は 25,000 ユーロ以下の少額の輸入である
- 木材輸入総額の 82%は 450 社の事業者（事業者総数の 1.4%）によって輸入されている
- 輸入額の大きい事業者は単価の高い製品を扱っている

<sup>22</sup> UNEP-WCMC (2019), 再掲

<sup>23</sup> 前述の通り、税関の協力が実際に実施されるまで時間がかかり、その間は自主的な登録を求めた。

<sup>24</sup> 欧州委員会ウェブサイト

[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/sites/taxation/files/resources/documents/sad\\_text\\_en.xls](http://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/sad_text_en.xls)

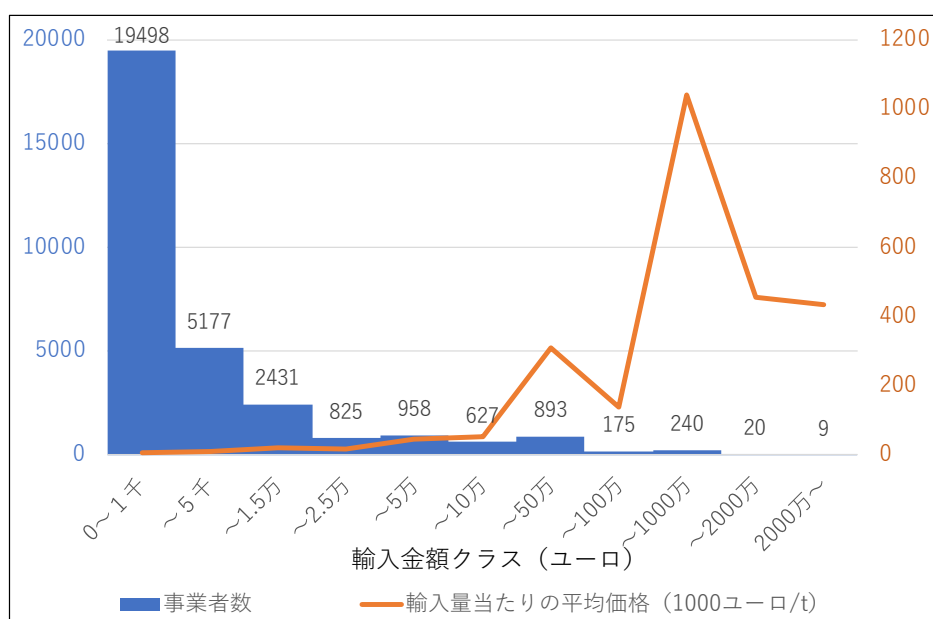


図 3.22 2019 年上半期の事業者数と輸入量当たり平均価格 (CA 提供データ)

この分析を踏まえ、BLE は、効率性を考慮し、輸入金額の大きい事業者を優先的に検査対象にするアプローチを取っている。輸入金額の大きい事業者によってドイツの木材のほとんどが輸入されており、そのような業者は単価の高い製品を扱っており、そのような製品はリスクが高いと想定されるからである。BLE は 2019 年上半期までに、事業者のうち輸入金額上位 200 社はすでに一度は検査を実施していた。ただ、輸入金額の多い事業者のうち、リスクが低いと考えられる国 (例えば米国) からの輸入のみを行っている事業者も存在し、逆に、輸入額の小さな会社でもリスクの高い国から輸入をしている事業者もあるので、このアプローチだけで対応はできないと認識している。そのため、次項で述べるリスクベースのアプローチを組み合わせて活用している。

BLE は、EUTR の取引業者 (トレーダー) については現在検査を行っていない。EUTR は、取引業者に製品のタイプ、量、サプライヤー名と取引先名等を 5 年間確認できる状態にしておくことを求めているが、これらの情報は商法や会計制度などのドイツの法制度に準じて企業経営を行う場合に当然求められる記録とその保管の規則でカバーされているため、あえて特別な検査を行う必要はないという認識であった。

## (2) リスクベースのアプローチによる検査対象の選定

EUTR 第 10 条で、管轄官庁の検査はリスクベースアプローチで行われることになっている。BLE は、輸入量が多い原産国のリストを作成し、輸入量上位 20 か国から違法伐採リスクの高い国を毎年数か国選び、その年の検査のターゲットとする国を決定する。違法伐採リスクの高さは、主に腐敗認識指数(CPI)等を使用して評価している。毎年のターゲット国の

選定は、検査の効率性や効果の観点だけでなく、検査員がターゲット国の法制度やリスクについて事前に勉強できるという点でも重要となっている。

また、BLE の最近の計画では、事業者の検査を年間 250 件実施することとしているが、その半分はこれまで検査を行っていない事業者を対象にするように配慮している。ドイツの 2018 年の検査対象の判断基準は、リスクが高い原産国、家具業界（EUTR の実施が十分でない）とみなされたため、フォローアップ検査が必要な事業者であった（UNEP-WCMC 2019<sup>25</sup>）。

### (3) 検査の内容

EUTR によって、事業者は、違法に伐採された木材・木材製品を輸入するリスクが無視できることを確認するために、デューディリジェンスシステム（DDS）を実行することが求められている。BLE は、EUTR の規則と欧州委員会の EUTR に関するガイダンス文書に基づき、事業者が EUTR の要求事項を満たした DDS を実行しているか、木材輸入の際に DDS を使用して必要な書類を収集し、分析し、リスクが無視できることを判断しているかを検査する。EUTR によれば、DDS には情報、リスクアセスメント、リスクの低減の 3 要素があり、これらについて BLE が検査する内容は表 3.2 のとおりである。

表 3.2 DDS の各要素について BLE が検査する内容

DDS の要素	BLE の検査内容
情報	下記の情報を収集しているか？ 製品タイプ、樹種、伐採国、量、サプライヤーと取引業者の名称と住所、適用される法規に適合しているかを示す書類や情報
リスクアセスメント	下記を分析し、リスクが無視できるかどうかを確認しているか？ 伐採国の違法伐採リスク、該当樹種の違法伐採リスク、原産国の武力紛争、木材輸出入に関する該当国に対する制裁措置の有無、サプライチェーンの複雑さ
リスク低減	リスクが無視できない場合、下記を実施しているか？ 独立した第三者機関の検証スキームの利用、独自の現地調査の実施、木材（樹種、伐採地（国レベルまたはコンセッションレベル、個体）の特定のために科学的手法の利用

HolzSiG では、違法性が疑わしいケースかどうかにかかわらず、製品のサンプルを採取し、チューネン研究所で分析することが求められている。BLE は、科学的分析（組織学的分析、遺伝学的分析）も検査で積極的に活用している。

<sup>25</sup> UNEP-WCMC (2019), 再掲

#### (4) 検査方法

BLE はまず、上述したリスク判断基準を考慮して、検査対象の事業者を決定する。実際には、税関の情報を活用し、検査対象となる荷口を事業者に指定している。

BLE の事業者の検査には、デスクレビュー検査とオンサイト（訪問）検査の2通りある。デスクレビュー検査では、BLE は検査対象事業者が輸入した2つの荷口を指定し、DDS のすべての書類を BLE 本部に送付を依頼する。デスクレビューは本部の専任職員の2-3日の作業で完了でき、効率的に検査できる。オンサイト検査では、検査の約2週間前に5つの貨物を指定し、BLE 支部の検査員が事業者を訪問、半日～2日かけて現地で質問等しながら書類を収集する。5つの荷口のうち2つからは科学的分析のための木材・木材製品のサンプルを採取し、チューネン研究所に分析を依頼することを基本としている。検査員は簡単なレポートを作成し、収集した書類とともにボン本部に送付し、専任職員が1～4日かけて結論をだす。

検査の実施、特に検査を結論付ける専任職員には相応の知識と経験が必要になる。インタビューした BLE の担当者の見解では、一人前に作業ができるようになるには2年程度かかる、としている。

#### (5) 検査実績

HolzSiG では罰則が規定されており、検査の結果違反と判断された場合は、罰金・没収などが科せられることになる。2013～2016年の期間は、HolzSiG が十分に普及していないこともあり、また、「取り締まりを段階的に厳しくする」という政治的な意向もあり、違反に対して警告はするが罰則は課さないという対応していた。2016年以降は違反に対して規則通り罰則を科している（図 3.23）。2018年7～12月の期間に BLE が検査した105件のうち、49件で適切な DDS を実施していなかったことが判明、是正要求を通知し、44件から罰金を徴収、1件の没収を課した（UNEP-WCM 2019<sup>26</sup>）。

<sup>26</sup> UNEP-WCMC (2019), 再掲

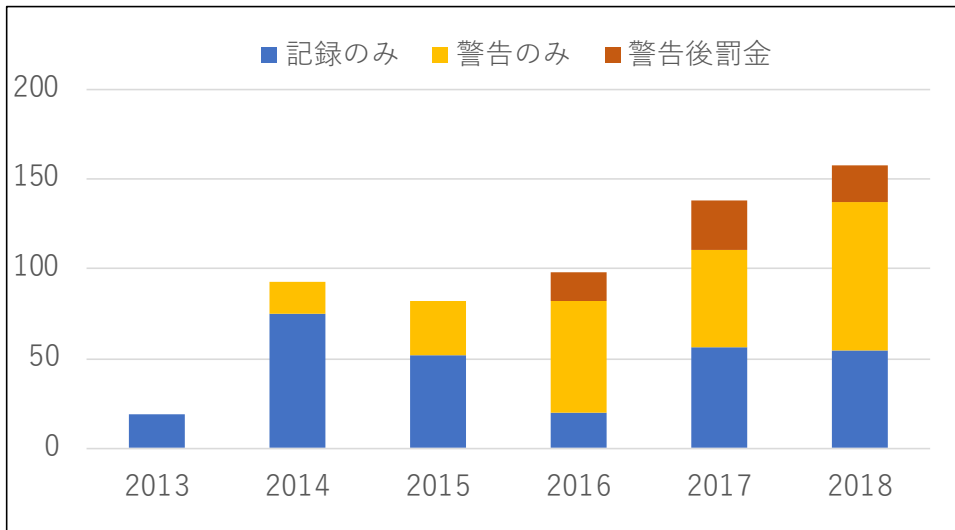


図 3.23 ドイツの違反件数の推移

これまでの罰金の最高額は 50,000 Euro で、貨物の没収は 2 件（コンゴ民主主義共和国から輸入されたウェンジ材、ミャンマーから輸入されたチーク材）生じている。コンゴの件は違法の証拠が存在したので商品は没収されたが<sup>27</sup>、ミャンマーの件については合法か違法かどちらの証明もできなかったため、現地に返送されることになった。ドイツでは、違反した企業名の公表は許されていない。

BLE がこれまで実施してきた科学的検査数は増加傾向にあり、主に組織学的分析が実施されている（図 3.24）。2018 年には組織学的分析は 171 件、遺伝学的分析は 9 件実施された。

<sup>27</sup> BLE ウェブサイト [https://www.ble.de/SharedDocs/Meldungen/DE/2017/171116\\_Wenge-Holz.html?nn=8904412](https://www.ble.de/SharedDocs/Meldungen/DE/2017/171116_Wenge-Holz.html?nn=8904412)

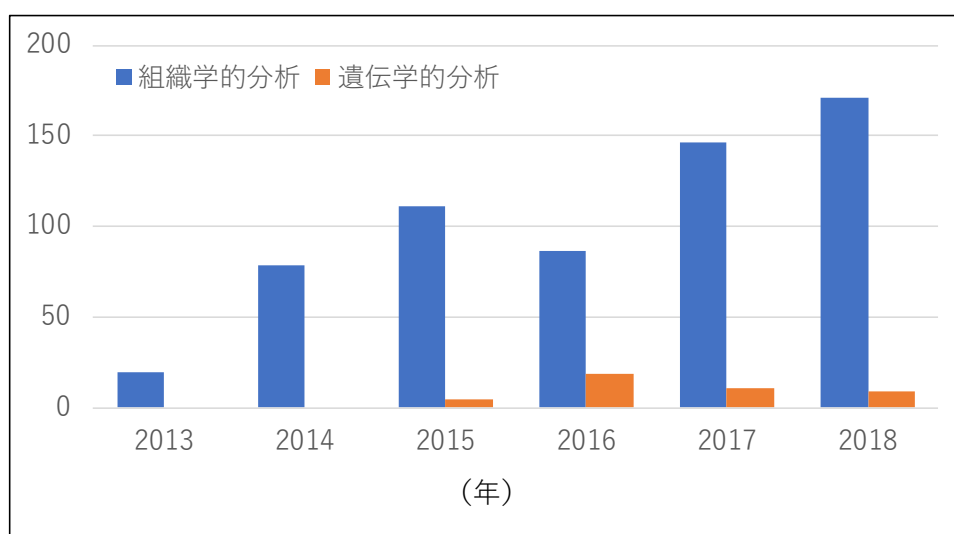


図 3.24 BLE が検査で実施した科学的分析数の推移

2019 年上半期に実施された科学的分析の結果では、サンプルを採取した製品のうち約 7 割は、原産国、樹種についての事業者の申告と科学的分析の結果が一致しており、正確な申告と判断された。製品別では、製材は 9 割で申告と分析結果が一致していたが、木材装飾品と紙製品では約 6 割、家具では 4 割程度が一致せず、虚偽の申告とみなされた。

#### (6) 検査の経験と教訓

BLE の検査担当者 2 名に、検査の経験と教訓についてインタビューを行った結果を以下に示す。これは、検査担当者個人の見解である場合もあるため、留意する必要があるが、豊富な経験に基づく意見として参考にすることができると思われる。

ドイツ国内の事業者にはまだ EUTR のことを知らない企業が存在する。担当者の感覚として、全体のうち 60% の企業はまだ EUTR に対応できていない状況であるとのことである。HolzSiG の施行に伴い、政府から約 1,000 社に対して通知を送付したが、もっと普及の取組を実施する必要があったと考えており、現在でもまだその必要性を感じている。しかしながら、ドイツでは、BLE は EUTR を普及するという役割は与えられておらず、そのための予算も確保されていない。ドイツの企業は NGO (NEPCon 等) が開催するワークショップに参加しているようである。また、一般市民レベルでは、HolzSiG や EUTR はほとんど普及していないと考えるが、木材に限らず、製品のサプライチェーンのドイツ国内外での環境・社会影響についての関心は高まっていると感じている。

EUTR の施行開始当初は、検査において、事業者がサプライヤーを明かすことに難色を示すことや、第一次サプライヤーが第二次サプライヤーを教えることを拒否することなどがあったが、EUTR が普及するに従いそのような問題はなくなってきている。開始当初は、DDS でどのような書類・情報を収集すべきなのか EUTR の規則の中で明示されていなか

ったことから混乱があったが、EC で作成されたガイダンス文書（8-2 参照）が公開されたことで共通の認識が得られ、BLE の検査でも、ガイダンス文書を基準としている。

管轄官庁として検査を実施するにあたり、生産国の現状を理解することは非常に重要であると考えているが、木材・木材製品の生産国の法規制は多様で複雑であり、すべてに精通することは困難に感じている。特に、合法か違法かを明確に判別することは非常に困難である。BLE では、生産国の情報を NGO のレポートを含め様々な情報源から入手している。EUTR のために、EC に代わって UN-WCMC（世界自然保全モニタリングセンター）が国別情報を公開している<sup>28</sup>。この情報は NGO のレポートに比べて中立的な情報であると考えているが、現在、公開されている国別情報は5カ国（ブラジル、中国、ミャンマー、ロシア、ウクライナ）に限られている。EU 各国の CA が集まる会合<sup>29</sup>が2か月に一回程度開催され、そこで様々な情報交換を行っている。会合では、各国の違反の事例の情報交換も行なわれ、検査において何に注意を払う必要があるか参考にできる。例えば、ミャンマーから輸入されたチーク材の違法性の問題については、CA 会合で2年間ほど議論がなされ、その結果2017年に、ミャンマー国内で努力がなされているものの現時点ではミャンマーが輸出する木材が EUTR に適合していると証明することはできない、と結論付けた<sup>30</sup>。BLE のウェブサイトでは、ミャンマーからの木材輸入に関する情報として、明確に「現在、ミャンマーから EUTR に準拠した木材の輸入はできません」と公表しているが<sup>31</sup>、これは CA 会合の結論に基づくものであり、BLE が独自に特定の国のリスク等に関する評価を公表することはない。NGO の Forest Trends が主催する TREE meeting という会合が年2回程度開催されている。そこでは、EU 域外の国の違法木材対策の監督を行う政府担当者や、生産国政府、NGO など様々な関係者が集まるため、BLE は、関連情報の収集、交換ができる場として活用している。

ドイツでは、BLE は木材生産国の情報を事業者に提供する役割は担っておらず、各事業者が自身で情報収集を行うべきという認識である（検査で活用するために情報収集は行っている）。ただ、上述したように、EU レベルでの決定については、国内に向けて情報提供を行っている（上述のミャンマーの例）。

検査において判断に困ることは多々ある。事業者によって収集された書類内容をそのま

<sup>28</sup> UN-WCMC ウェブサイト <https://www.unep-wcmc.org/resources-and-data/overviews-of-competent-authority-eu-timber-regulation-checks>

<sup>29</sup> 正式名称は、Commission Expert Group on the EU Timber Regulation (EUTR) and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade Regulation (FLEGT)

<sup>30</sup> UNEP-WCMC (2017) Briefing Note for the Competent Authorities implementing the EU Timber Regulations. [https://www.unep-wcmc.org/system/dataset\\_file\\_fields/files/000/000/468/original/Briefing\\_note\\_June17-July17.pdf](https://www.unep-wcmc.org/system/dataset_file_fields/files/000/000/468/original/Briefing_note_June17-July17.pdf)

<sup>31</sup> BLE ウェブサイト [https://www.ble.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2018/180613\\_Myanmar.html?nn=8904412](https://www.ble.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2018/180613_Myanmar.html?nn=8904412)



ま認めるか、虚偽を疑うかについては、原産国の CPI を参考に確認している。CPI については、その国の第一印象が得られるという点で活用している。CPI が 50 より下である生産国の木材・木材製品に関する検査では、DDS で収集された書類の信頼性を確認するようにしており、30 より下であれば基本的にはリスク低減が必要であるという認識を持っている。例えば、ペルーやブラジルは公的書類のデータベースがあるので、信憑性の確認が可能である。しかし、CPI の低い国だから問題があると一概に言うことはできないところが難しい点である。また、EUTR では、森林認証材であれば違法リスクがないと一概にみなせるわけではないという認識があり、BLE も同様の認識である。しかしながら、リスクの低減において森林認証が適切に活用されていれば、基本的には問題としていない。

事業者からは、木材製品の DDS は困難という声も聞かれる。確かに、加工品などサプライチェーンが長い場合、DDS は非常に複雑になる。しかし、他の製品（例えば綿製品など）について、同様の確認を実施できている事例もあり、木材製品での DDS の実施が不可能ではないと考えている。

罰金などの罰則規定は、一部の企業の行動を変化させるためには有効と考えている。ドイツでは、違反となった企業名の公開などは許されていない。問題のある調達を行っている会社に関する指摘を NGO から受ける場合もあるが、実際に規則を遵守して DDS を実施している企業から受ける場合もある。規則に従っている「良い」企業がビジネス上で不利にならないように、しっかりと監視を行うことが、CA の役割であると認識している。また、ドイツは EU の中では比較的厳しく監視を実施している国であると認識しているが、そのことがドイツ企業のビジネス上の競争において不利に働かないように、各国が適切に監視をする必要がある点について、EU の CA 会合などで発言している。

ドイツには MO（監視団体）が 2 社あるが、EU の他国と同様実質的に機能していないと認識している。EUTR 施行当初は、企業は何をすればいいかわからず、アドバイスなどを提供してくれる機関が必要であったが、現在は多くの企業が独自の DDS を使っている。EC の通知「EU 木材規則に関するガイダンス文書<sup>32</sup>」では、MO の DDS を使用し、確認を受けている機関は CA の検査の優先順位を下げる事が可能とされているが<sup>33</sup>、ドイツの MO である GD Holz Service 社の場合、リスクの高い木材・木材製品を扱っている事業者が同社のサービスを利用しているため CA の検査の対象となることが多く、企業にとっては MO の確認と CA の検査を二重に受けることとなり、企業にとって MO の DDS を使用す

<sup>32</sup> 「Comission Notice of 12.2.2016 Guidance document for the EU Timber Regulation」。8 章に翻訳を収録している。

<sup>33</sup> 「EU 木材規則に関するガイダンス文書」には「MO を利用する事業者に対する CA の検査」の項目があり、「CA は、リスクに基づいて計画を策定する際に、MO のデューデリジェンスシステムを利用する事業者も含めなければならない。例えば、十分検査された MO のデューデリジェンスシステムを利用する事業者を「低リスク」とみなすなど、CA は MO の利用を検討材料に用いることもできる。」という記述がある（8-2-1）。

るメリットがあまりないという状況となっていると認識している。

## 2) 監視団体

欧州委員会の公表<sup>34</sup>によれば、2019年3月時点でドイツに所在を置く監視団体(Monitoring Organization, MO)は下記の2団体である。

- GD Holz Service GmbH
- DIN CERTCO Gesellschaft für Konformitätsbewertung mbH

ドイツのCAであるBLEから、GD Holz Service社はより活発にMOとして活動しているという情報を得た。また現地調査のために両社に連絡を試みたものの、返答を得たのはGD Holz Service社のみであった。

### (1) GD Holz Service社の概要

GD Holz Service社はドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e.V.)<sup>35</sup>の子会社である。ドイツ木材貿易協会の会員がEUTRに対応するためのサービス提供のために設立され、2015年からEUTRのMOとして業務を行っている。

### (2) GD Holz Service社のMOとしての活動

ドイツ木材貿易協会の会員は、EUTRの施行に伴いその要求事項に対応する必要に迫られたため、ドイツ木材貿易協会がMOに登録し、会員企業をサポートすることを検討した。EUTRの第8条によって、「業務の遂行においていかなる利益相反も存在しないと保証できること」が求められているため、ドイツ木材貿易協会は子会社としてGD Holz Service社を設立し、2015年1月にMOとして登録された。実際にはGD Holz Service社はドイツ木材貿易協会と同じ建物内にオフィスを構え、業務に携わる社員は2名である。しかしながら、2015年以来、MOの業務を行ってきたが、2019年よりMOの業務は実質的に停止していることが、本調査で明らかになった。

MOの活動を停止している理由は、これまで4年間MOとして会員企業にサービスを提供していた中で、会員企業のニーズはMOによるDDSが正しく実施されているかどうかの確認ではなく、個々の企業の事情を踏まえてEUTRにどのように対応すればいいかについての専門的なアドバイスであることが判明したからである。EUTR第8条では、MOは事業者がDDSを提供するが、「事業者が適切にそのDDS利用していることを確認」し、「適切に利用していない場合は、適切な措置を講じる」ことになっている。さらにこの措置

<sup>34</sup> 欧州委員会(2019) List of recognized MOs, 再掲。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/List%20of%20recognised%20MOs%20for%20web%20updated%2006MAR19.pdf>

<sup>35</sup> ドイツ木材貿易協会(GD Holz)ウェブサイト <https://www.gdholz.de/>

には、「事業者が重大または反復的な違反を犯している場合に管轄官庁へ通報すること」も含まれている。つまり、EUTR の MO は、管轄官庁の代わりに検査を実施するような役割として位置づけられており、MO の立場では、会員企業が適切に DDS を利用できていない場合にそれを指摘することはできても、具体的な改善のためのアドバイスを提供することができなかった。しかし、GD Holz Service 社の本来の目的はドイツ木材貿易協会会員企業の EUTR 対応の支援であり、会員企業のニーズは問題点の指摘ではなく、専門的なコンサルティングサービスであることが明確となり、MO としての業務では本来の目的達成と会員企業の満足を得ることができないことが明確になった。それに加えて、前項で述べたように欧州委員会の「EU 木材規則に関するガイダンス文書」には、CA は十分検査された MO の DDS を利用する事業者を「低リスク」とみなすなどこともできる、という記述があるものの、実際には、ドイツの CA である BLE は、GD Holz Service 社が MO として確認を行った事業者を低リスクとみなすことはなく検査を実施しており、ドイツ木材貿易協会会員企業は、MO の確認と CA の検査に対応しなければならず、より手間がかかっている状況を生じさせていた<sup>36</sup>。

GD Holz Service 社は、ドイツでは CA と MO の協調、連携がとられていないためこのような事態になったと指摘していた。CA からは検査に関する情報はこれまで全く共有されていなかったため、MO の確認業務で反映することができなかった。一方で、前項で述べたように、CA である BLE は、リスクの高い木材・木材製品を扱っている事業者が同社のサービスを利用しているため検査せざるを得ないことを指摘していた。また、GD Holz Service 社は独立した会社組織であるとはいえ、ドイツ木材貿易協会と関係があるという認識を CA 担当者が持っていることもインタビューでは伺えた。

実際に、CA と MO の関係性に関する問題は、EUTR 実施の問題として認識されていると考えられる。欧州委員会の「EU 木材規則に関するガイダンス文書」(8-2-1 参照)には、「MO と CA の間の伝達および協調」という項があり以下の記述がある。

*MO と CA との間で効果的なコミュニケーションが図られていれば、両者の能率が向上する。CA は、どの事業者が MO を利用しているかを知っていれば、リスクに基づいて計画を立案する際にそれを考慮することができる (例: そのような事業者への訪問を減らす)。これは CA、事業者および MO にとって有益である。*

*同様に、MO が提供するデューディリジェンスシステムを正しく利用できていないのはどの事業者かを CA が知っていれば、CA はそれを考慮に入れることができる (例: これらの事業者への訪問を増やす)。これは CA にとって有益である。なお MO には、規則*

<sup>36</sup> 後述するが、MO の確認と CA の検査を受けた経験のある事業者は、MO の確認で問題がなくても、CA の検査で問題と指摘される場合があったとしている。

995/2010 の第 8 条 (1) 項 (c) 号に基づいて、CA と情報を共有する義務があることに留意しなければならない。

MO が特定の違法性の証拠を発見した場合、それは直ちにすべての加盟国の CA によって活用されることになる。

MO は、サービスを提供している加盟国の CA と、顧客の年次報告書 (契約有効期間の詳細を含む) を共有することが推奨される。

GD Holz Service 社は、EUTR 施行当初から状況が変化したことも指摘していた。施行当初は事業者は何をしたらいいのかわからず、MO の DDS を使用するということは負担軽減になると認識されていた。しかし実際に CA の検査を経験したりするなかで事業者にも学ぶことがあり、また新しい問題が生じることもあり、事業者の MO の役割に対する評価も変化したと同社は考えていた。

このような経緯を踏まえ GD Holz Service 社は、2019 年からドイツ木材貿易協会会員企業に対して、2 種類のサービスを提供している。1 つはこれまで通り MO としてのサービス提供、もう 1 つは EUTR 対応のためのコンサルティングサービスである。顧客企業は、どちらか 1 つを選ぶことができるが、現在すべての企業がコンサルティングサービスを選択し、MO のサービスを選択している企業はない。GD Holz Service 社は、EUTR の MO 登録を解除するつもりはなく、企業数はゼロと欧州委員会に報告している。MO のネットワークがあり、そこから得られる情報は有益であるため、MO 登録は継続していくとしている。GD Holz Service 社のコンサルティングサービスについては、業界団体の取組として次章に記述する。

### 3-4-3 民間の取り組み

EUTR に対する民間の取り組みの現状を調査するために、業界団体と事業者 (オペレーター) として DDS を実施している企業に対し調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

#### 1) 業界団体

##### (1) ドイツ木材貿易協会の概要

ドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V.)は、ドイツの木材貿易業界の横断的かつ代表的な団体で会員企業 900 社の経済的利益を束ね、政治、組織、メディア、社会との関連で業界を代表している。ドイツ木材貿易協会の会員は業界企業数の 60%、業界取引額の約 80%をカバーしている。主な活動は、メンバー間のコミュニケーションを促進する全国的なネットワーク、全国的な業界イベントの開催、会員の利益のために木材や木材利用の専門化・標準化委員会への参加、会員の品質保証に関わる活動等を実

施している。3-4-2 で述べたように、EUTR の施行に伴い会員企業が対応をせまられたため、ドイツ木材貿易協会は子会社として GD Holz Service 社を 2015 年に設立し、MO として会員企業に対してサービスを提供してきたが、2019 年からは MO としてのサービスではなく、コンサルティングサービスを提供している（3-4-2 参照）。

## (2) ドイツ木材貿易協会の EUTR に対する見解

違法な木材の排除は重要であるが、木材業界への影響も考えて規制を実施する必要があると考えている。EUTR によって、木材の使用自体が否定的な印象を与える可能性もある。すでに、レンガ業界はこのことを利用して「木造住宅はサステイナブルではない」というキャンペーンを行っており、業界団体としてその対応を行っている。

EUTR では、CA と事業者の負担を軽減することを目的に MO の制度が作られたが、施行から 6 年たった現在の状況を鑑みると、MO 制度は失敗であったと考えている。事業者が必要としているのは、何をどうすればいいのかを具体的に示すコンサルティングサービスである。そのため、子会社の GD Holz Service 社もコンサルティングを始めることになった。

EUTR に基づきドイツ政府は監視を厳しくしており、検査対象の範囲も広がっている印象がある。しかし、監視の効率と効果の観点からすれば、リスクが高い国からの取引量が多い企業にだけ焦点をあて検査すれば十分と考えている。CA の検査における判断の根拠は公開されていないため、事業者は対応に苦心することがある。何をすべきなのかが明確に分かれれば、事業者も事前に対応することができると考えている。

EUTR 施行の前から熱帯地域からの木材輸入の問題は指摘されており、その対応として多くの企業は森林認証を活用してきた。しかし、EUTR では、森林認証だけでは違法木材であるリスクを排除したことにはならないという見解であり、これは事業者にとって大きな負担になっている。森林認証材に転換することですでにコストがかかっているにもかかわらず、追加的に DDS の実施を求められるので、さらにコストがかかるという状況が生じている。EU-FLEGT-VPA は、DDS にかかるコストを生産国側へ完全にアウトソースできるという点で有益なツールであると考えている。より多くの生産国と VPA が締結されることを望んでいる。DDS のリスクの低減措置の 1 つの方法として、自社で現地視察を実施することがあるが、ドイツの CA はその有効性に対し懸念を持っており、将来認められなくなる可能性もある。そのような場合は、第三者機関に依頼をしなければならず、さらなる追加的コストが生じることを懸念している。

## (3) GD Holz Service 社のコンサルティングサービス

GD Holz Service 社は、2019 年からドイツ木材貿易協会会員に対する EUTR に対応する

ためのコンサルティングサービスを開始した（その経緯については3-4-2を参照）。これまでMO業務の契約をしていた会員企業には、MO業務の契約とコンサルティングサービスの契約を提示したが、すべての企業がコンサルティングサービスを選択した。契約企業数は60社程度あり、契約金額は1社あたり約1500ユーロである。利益を上げることは考えておらず、会員向けサービスとしてコストがカバーできる範囲の業務を行っている。現在専任社員2名でコンサルティングサービスを行っているが、キャパシティの観点から現状の契約数が最大限であると考えており、社員を増員して事業を拡大するかどうかは検討中であるとのことである。また、ドイツ木材貿易協会会員外にもサービスを提供する場合は、同金額で行うことは困難である。

GD Holz Service 社が提供するコンサルティングサービスの内容は次のとおりである。

- DDS の提供
- 生産国情報や EUTR に関連する情報の提供（ニュースレター）
- 事業者の DDS 担当者のトレーニング
- 個別相談への対応

これまで DDS の提供は MO 業務として行ってきたが、コンサルティングサービスにおいても実施している。契約事業者は、GD Holz Service 社から提供された DDS を自社の DDS として運用することになる<sup>37</sup>。実質的には GD Holz Service 社が DDS の必要な改善等の作業を行っているが、CA の検査時には、契約事業者が自社の DDS として説明をすることになる。生産国情報は、国際機関、NGO 等のレポートのサマリーをニュースレターのような形で事業者に送信している。既存のレポートは長いものが多く、契約事業者がすべてを読みこなすのは困難であり、このような情報発信は好評である。初めて GD Holz Service 社の DDS を使用する場合や DDS 担当者の異動などが生じた場合は、契約事業者を訪問し1日程度のトレーニングを提供している。個別相談で多いのは、CA の検査で指摘された事項にどのように対応したらよいか、という問い合わせである。電話や出張で対応する。コンサルタント業務に変更したことで、契約事業者から、CA の検査内容や結果に関する情報を得ることができるようになり、具体的な対応策を契約事業者に提供することが可能になった。契約事業者からの反応は良好とのことである。

#### (4) GD Holz Service 社の DDS

GD Holz Service 社が提供する DDS は、図 3.25 のように、①準備、②情報収集、③リスク分析、④リスク低減、⑤結論の5つのステップで構成されている。このうち、EUTR で定められた DDS の要素は②から④である。各ステップの内容は、表 3.3 に示した。MO が提

<sup>37</sup> 事業者が MO から提供された DDS を利用している場合は、MO が DDS の管理を行うことが EUTR で定められている。

供する DDS とは異なり、コンサルタントが提供する DDS を契約企業が自社の DDS として使用することになるので、企業は DDS に修正を加えることも可能であるが、そのようなことはしないことを推奨している。

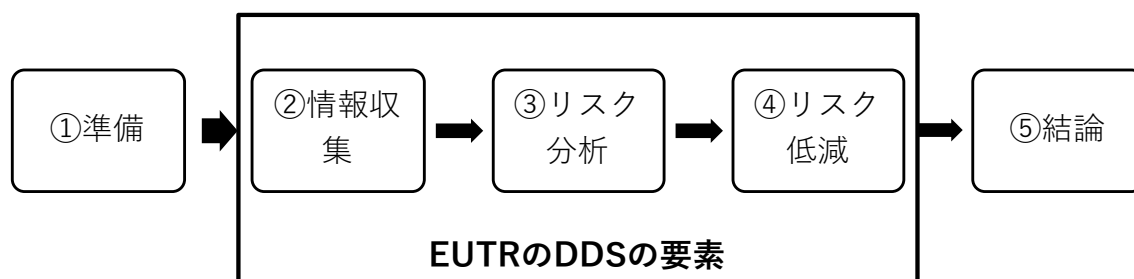


図 3.25 GD Holz Service 社が提供する DDS のステップ

表 3.3 GD Holz Service 社が提供する DDS の各ステップの内容

DDS のステップ	内容	頻度
①準備	宣言 事業者が DDS を適切に実施することを宣言する	MO・コンサルティング契約時
	DDS のハンドブック この DDS を適切に使用するためのマニュアル	
	サプライヤーへのレターフォーマット サプライヤーに EUTR に関する情報を説明するための通知書。7 か国語で準備されている	サプライヤーごとに 1 通
②情報収集	収集すべき情報を示したフォーマットが用意されており、事業者が情報を収集する サプライヤーと関連製品に関する情報収集フォーマット サプライチェーンの説明フォーマット 収集した文書の一覧表フォーマット	年 1 回以上実施
③リスク評価	EUTR に準拠したリスク評価 リスク評価のフローチャート	供給者ごとの輸入製品について、②の情報更新時に実施
④リスク低減	リスク低減に関する文書のフォーマットが準備されている オンサイト訪問の文書化と記録フォーマット サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット（合法性を証明するものではない）。7 か国語で準備されている	必要に応じて実施
⑤結論	DDS の実施の結果を取りまとめるためのフォーマットが準備されている 結論フォーマット 輸入貨物リストフォーマット 適合確認書フォーマット（この DDS を的確に使用していることを証明する） GD Holz Service 社のコンサルティングの確認書フォーマット	年 1 回以上実施

### ① 準備

宣言では、GD Holz Service 社と契約するにあたって、EUTR の枠組みにおける注意義務の履行を約束し、提供する DDS を適切に使用することを宣言する。DDS のマニュアルが契約事業者に提供され、それに基づき DDS を適切に使用する。DDS を実施するにはサプライヤーからの情報が不可欠であり、サプライヤーに EUTR を説明し、情報の提供を依頼する必要がある。そのためのレターのフォーマットが 7 か国語（中国語、ドイツ語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）で準備されている。



## ② 情報収集

事業者は次の情報を収集する必要がある。

- 製品の情報
- 製品タイプ、名称
- 樹種名（必要に応じて学名、複合製品の場合は含まれるすべての樹種について）
- 伐採国名（必要に応じて地域やコンセッション）
- 量
- サプライヤーの情報（すべてのサプライチェーン情報であればよりよい）
- 販売先（必要な場合）
- 合法的伐採を確認できる書類

「サプライヤーと関連製品に関する情報収集フォーマット」と「サプライチェーンの説明フォーマット」が準備されており、それにもれなく記入することで、必要な情報を網羅できるようになっている。

## ③ リスク分析

収集した情報を使って以下のような観点からリスクを分析することが求められている。注意が必要なのは、輸出国が原産国とは限らないことであり、原産国の状況の確認が不可欠である。

- 該当する樹種の違法伐採の状況（頻繁に起こっているか）
- 該当する原産国の違法伐採の状況（頻繁に起こっているか）
- 原産国の武力紛争
- EU または国連による制裁措置
- サプライチェーンの複雑さ
- 書類のもっともらしさ
- 認証
- 原産国の汚職の状況

DDS では、リスクを分析するためのフローチャートを準備しており、この DDS の特徴的なものとなっている（図 3.26）。基本的には、はい、または、いいえ、で回答していくが、その過程でリスクに応じた得点付けがなされる。例えば、原産国の腐敗認識指数(CPI)が 30 以下で武力紛争がある場合には 5 点が付与、さらに該当樹種の違法伐採の報告が多く、原産国の違法伐採の報告も多い場合はさらに 4 点が付与され、リスクの得点の合計は 9 点となる（リスクが一番高いケース）。一方で、森林認証材の場合には、合計点から 5 点がマイナスされ、リスクインデックス (RI) が算出される（この場合は 4 点）。最終的に、リスクインデックスが 4 以下の場合は、「リスクは無視できるレベルでありリスク低減措置は不要」、リスクインデックスが 5 以上の場合は、「リスク低減措置を行う必要がある」と判断される。

CAによる検査では、フローチャートの各判断においてその根拠を説明することが求められるため、その対応として追加の説明とその情報ソースを明記しておくフォーマットも準備されている（図 3.27）。

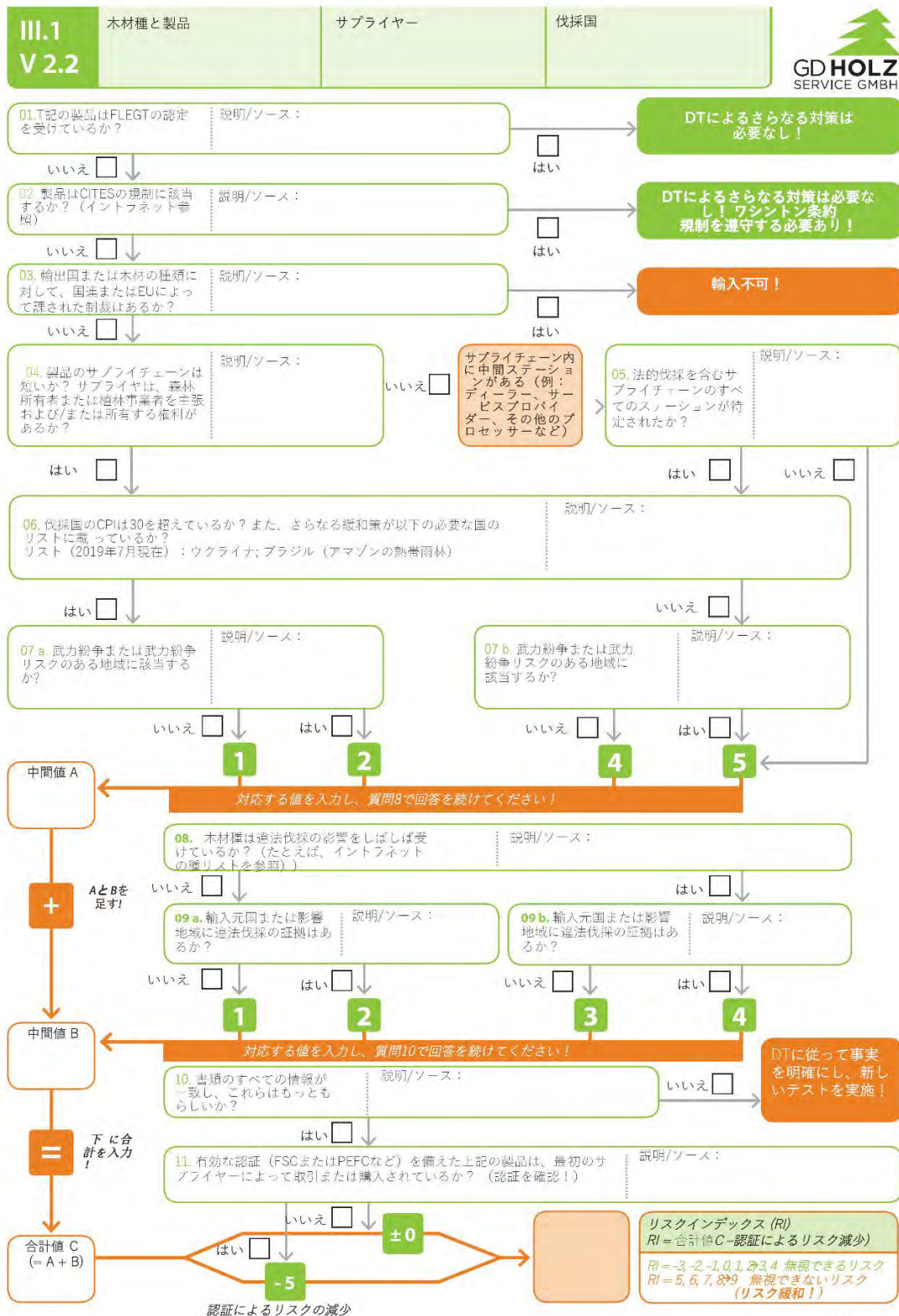


図 3.26 GD Holz Service 社の DDS で提供されるリスク分析のためのフローチャート

## 追加の説明とソース

01.	T記の製品はFLEGTの認定を受けているか？
02.	製品はCITESの規制に該当するか？
03.	輸出国または木材の種類に対して、国連またはEUによって課された制裁はあるか？
04.	製品のサプライチェーンは短い？ サプライヤーは、森林所有者または植林事業者を主張および/または所有する権利があるか？
05.	法的伐採を含む サプライチェーンのすべてのステーションが特定されたか？
06.	伐採国のCPIは30を超えているか？ また、さらなる緩和策が以下の必要な国のリストに載っているか？
07 a.	武力紛争または武力紛争リスクのある地域に該当するか？
07 b.	武力紛争または武力紛争リスクのある地域に該当するか？
08.	木材種は違法伐採の影響をしばしば受けているか？
09 a.	輸入元国または影響地域に違法伐採の証拠はあるか？
09 b.	輸入元国または影響地域に違法伐採の証拠はあるか？
10.	書類のすべての情報が一致し、これらはもっともらしいか？
11.	有効な認証（FSCまたはPEFCなど）を備えた上記の製品は、最初のサプライヤーによって取引または購入されているか？

図 3.27 GD Holz Service 社の DDS のフローチャートで求められる追加情報

#### ④ リスク低減

リスクが無視できないと判断された場合は、リスク低減措置が必要になる。これまで CA がリスク低減がなされているとみなした事例は次のとおりである。

- 森林認証(FSC/PEFC)
- 第三者認証機関（Bureau Veritas 社, SGS 社等）による検証
- 伐採地の訪問による合法性の調査

森林認証を利用する場合は、それぞれの認証システムの規則に従って製品を購入する必要がある。伐採地訪問調査の場合は、訪問するだけでなく、フローチャートで特定されたりリスクを低減する調査を実施する必要がある。DDS では、「オンサイト訪問の文書化と記録フォーマット」を準備しており、サプライヤー訪問調査の方法や、事例が記されている。しかし、製品、原産国、樹種によって調査すべき事項は異なり、一概に訪問調査で何をすればいいかを特定するのは容易ではない。「サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット」も 7 か国語で準備されている。これは、サプライヤーが合法的な木材のみを供給していることを宣誓する書類であるが、現在 CA はこれをリスク低減を示す書類とは認めていない。

#### ⑤ 結論

サプライヤーと製品に関する情報と DDS の結論を簡潔に明確に示すために、「結論フォーマット」が準備されている。CA の検査の際にこれを示すことで、全体がわかりやすくなり、検査を容易にする。CA の検査では、ある製品について事業者が違法なリスクを無視できると判断するに至った理由をチェックするので、判断の過程を文書化し、関連する根拠書類を取りまとめておくというのが重要となる。また、CA は税関からの情報に基づき、輸入した貨物の荷口を指定して検査を実施するため、サプライヤーごとに輸入した貨物を取りまとめておくことも重要である。そのために「輸入貨物リストフォーマット」が準備されている。

「適合確認書フォーマット」と「GD Holz Service 社のコンサルティングの確認書フォーマット」は、商品の販売先（顧客）に提供するための書類である。前者は DDS を的確に使用した商品であることを証明する書類、後者は GD Holz Service 社が提供する EUTR に適合した DDS を使用していることを証明する書類で、リクエストに応じて GD Holz Service 社が発行する。

#### (5) GD Holz Service 社の見解

EUTR では、どの情報に基づいて、どのようにリスクを判断すべきかを具体的に述べていないので、コンサルタントとしてはそれを企業に示す必要がある。契約企業からの CA の検査に関する情報を分析し、CA が納得する情報とはどういうものなのかをアドバイスして

いる。

ドイツ木材貿易協会の見解として上述したが、EUTR では、森林認証材であれば違法性のリスクが低いと結論付けられるとはされていない。しかし、会員企業はリスクを低減するために追加のコストをかけて森林認証材を EUTR 制定前から調達してきた。GD Holz Service 社のリスク評価（フローチャート）ではその見解を反映し、リスクインデックスの算出において、森林認証材はリスクを低減する要因として扱っている。それぞれの企業や MO が DDS を開発し、基本的な内容はどれもほぼ同じであるが、森林認証をどのように取り扱っているかに関して、GD Holz Service 社の DDS は特徴的であると言える。

リスク低減措置に対する CA の見解は段々と厳しくなっていると感じている。EUTR 施行当初は、サプライヤーが合法性木材を提供している誓約（「サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット」）のみでよかったが、現在、これは合法性を証明する上で意味をなさないものと扱われている。今のところ自社で実施する現地調査はリスク低減措置と認められているが、調査の独立性がないため、これからは認められなくなっていく可能性がある。代替手段としては、第三者認証機関等を活用し、代わりに現地を調査してもらうことが挙げられるが、1,200 ユーロ以上のコストがかかるため、企業として実際に対応できるのか疑問に思っている。また、企業にとっては、伐採地の訪問調査はリスク低減措置として、自社で努力できる唯一の手段である上に、他の学びも得られるよい機会となっているので、それが失われるのは残念と考えている。

実際に DDS は企業にとっては大きな負担になっており、義務だからやらざるを得ない状況である。そのため、小規模の企業は直接輸入することを控え、DDS を実施している企業から購入するという調達に変更する傾向がある。また、中小企業はこれまであまり検査の対象になっておらず、DDS を導入していない企業も存在するが、CA の検査が決まってからあわててコンサルティング契約の依頼が来ることがある。

EUTR の実施レベル（取り締まりの厳しさ）が EU 各国で異なるのは問題であると考えている。ドイツ企業にとってビジネス上の不利に働いている場合があると認識している。また、通関書類の荷受人にラトビアの企業名を記入し、実際の荷口はドイツに直接届くということが起こっている。

EUTR の MO の制度は、施行から 6 年経過した現在、ほとんど機能していないと考えている。ドイツの CA である BLE は、検査の実施に MO を活用するという意思がなく、CA の検査に関する考え方を共有されることもなかった。その結果、事業者は MO による確認と CA の検査を両方受けることになり、不満を持った。現在はコンサルタントとして契約企業担当者と接し、CA の検査の情報を共有してもらえるので、以前よりも CA の考え方を把

握できていると感じている。

## 2) 事業者

### (1) A 社 (GD Holz Service 社の DDS を使用)

#### ① A 社概要

A 社はドイツ・ハンブルグに本社を置き、100 年以上の歴史を持つ、木材・紙製品を取り扱う商社である。EU、スカンジナビア、ロシア、北米、中米、中国等から木材・紙製品を輸入している。取り扱う木材製品は、丸太、製材、モールディング、フロアリング、パネルボード、ベッドスラット、合板製品等である。売上高は 40 百万ユーロである。A 社はドイツ木材貿易協会の会員であり、現在は GD Holz Service 社の EUTR に関するコンサルティングサービスを利用している。2018 年までは同社の MO サービスを利用していた。

#### ② DDS

総括 1 名 + 各部署に 1 名の DDS 責任者 (全員他業務と併任) を置いている。EUTR 施行当初から、GD Holz Service 社の DDS を使用している。ほとんどは FSC・PEFC 認証材と FLEGT 認証材を輸入しているが、認証材でない木材をリスクの高い国から輸入するには手間がかかる。

#### ③ リスク低減措置

ホンジュラス産のピッチパイン材を輸入しているが、ホンジュラスはリスクが高い国であり森林認証材も手に入らないため、DDS のフローチャートではリスク低減が必要と判断される。そのため、毎年社員による現地調査を実施している。現地調査では、サプライヤーの協力を得て、伐採現場に行き、伐採された丸太を特定することや、運搬に使用されているトラックが合法的に購入されたかまで調べている。CA が近い将来、自社による現地調査を信頼しなくなる可能性があるという話は聞いている。第三者認証機関等に現地調査を依頼しても、現地の事情や現地の林業業界を理解していない人が実施する調査では合法性の証明などはできないと感じている。

EUTR 開始当初、中国から輸入していた木材についてリスク評価に必要な情報が収集できないという理由から、サプライヤーを変更した経験がある。しかしサプライヤーを変更しても CA の検査でリスクが低いと認められなかったため、その製品を中国から輸入すること自体を断念した。

#### ④ CA の検査の経験、EUTR の見解等

A 社は、EUTR 施行以来まだ検査が実施されていない中小企業が多数あるのにもかかわらず、2 回検査の対象になった。ロシアからの 3 荷口、ホンジュラスとウクライナそれぞれ 1 荷口が検査対象となった。それぞれの DDS について大きな問題は指摘されなかったが、

書類の不備で 350 ユーロの罰金を支払ったことがある。指摘に不満はあったが、この程度の金額の罰金の場合、反論などのために手間をかけるよりは、罰金を支払い、指摘された件を改善する方が楽であると考えている。

2 回の検査それぞれで、CA の要求事項（注視する点や判断基準）が異なっていたので、困惑した。CA が事業者に対し、何に注意すべきかを明確に提示してくれれば、事業者もそれに注意を払うことができると考えているが、CA からそのような情報提供はない。GD Holz Service 社のコンサルティングサービスで提供される情報は有用である。

検査ではサンプルも採取された。遺伝学的分析で樹種同定に活用するためのデータベースを作っている段階であると感じているが、サンプル採取という行為が事業者にとってはプレッシャー（嘘は見破られてしまう）になっていると感じる。

GD Holz Service 社の MO サービスも利用していたが、MO の確認と CA 検査の両方を受けるという点で意味がないと感じていた。CA は、MO が確認を行った事業者に対する検査を減らすといった措置を取らなかったことが原因であると考えている。しかし、GD Holz Service 社は業界団体の子会社であるので、CA は信頼することができなかつたのだろうとも考えている。実際、MO の確認では問題なしと判断されたにもかかわらず、CA の検査で問題を指摘されることもあった。現在の契約しているコンサルティングサービスの方が MO のサービスよりも有益と感じている。

EUTR の影響で、輸入経路に変化があった製品もある。例えばウクライナからドイツへの直接輸入は減少し、ポーランドを経由することが多くなっていると観察している。EU 各国で取り締まりの強度が異なっているが、これはビジネス上問題を引き起こすので改善される必要があると考えている。しかし、例えばフランスの様に、違法伐採リスクの高い旧植民地の国から木材を多く輸入している場合、EUTR によって輸入をしないなどという対策は実施することができないという事情もあると考えている。A 社は EU 各国に支社があるが、通関書類の荷受人はすべてドイツ本社とし、ドイツに輸入された製品として BLE の検査を受けることにした。各国で検査の基準が異なるためそれぞれに対応するよりは、本社ですべて管理する方が効率的と考えたためである。A 社は、一般的に違法伐採リスクの高い国のリスクの高い樹種（例：ウクライナ産のオーク）において、リスクの低い調達経路を確保しており、新しいビジネス上の価値として考えている。最近では、合法性木材を必要としている韓国企業から注文が入るようになった。

## (2) B 社（自社の DDS を使用）

### ① B 社概要

B 社は、1948 年にブレーメンで創業したドイツ有数の木材・木材工芸品の貿易業者であ



り、国産だけでなくスカンジナビア、南米、アフリカ、東南アジアなど世界中から木材製品を輸入している。主に建築会社や工務店などの業者を顧客とした卸売業者で、ドイツ中に配達ネットワークを持ち、小口であってもオンライン注文された商品（建築用材、床材、ドアなど）を指定の場所に迅速に配達するという形態の事業を行っている。取り扱っているアイテムは約 14,000 種で、本社ブレーメンとドイツ国内の 8 か所に事業所がある。従業員は 800 名程度である。2018 年の総収益は 262 百万ユーロ、利益は 3.5 百万ユーロであった。

同社では年間 1,000 コンテナ以上の木材・木材製品を（トラック輸送を除く）、1,000 以上のサプライヤーから輸入している。EUTR で DDS の実施が必要とされる 16 か国から木材・木材製品を輸入している。インドネシアとマレーシアからの輸入量は大きいですが、インドネシアは FLEGT ライセンスがあるため、DDS の必要がない点を考慮し、インドネシアとの取引を優先させている。ブラジルからの主要輸入製品は合板である。ロシアからはカラマツの小角材、床材を毎月少なくとも 6 コンテナ輸入している。ウクライナは、最近 CPI が 30 以上に上昇しているため現在輸入を増加させている状況にある。北米からは広葉樹材を継続的に輸入している。EU 域内では、ベルギー、オランダ、ポーランド、フランスからの輸入が大きい。スカンジナビアからは合板とパーティクルボードが主な輸入製品である。

## ② B 社の DDS

B 社は独自の DDS を運用している。木材輸入の責任者が、EUTR 施行が決定した段階で、会社として取り組む必要があると判断し、ドイツ国内で HolzSiG が施行される前に DDS を作ることを決意し実行した。独自の DDS 開発については、FCS や ISO などの仕組みに詳しくれば、DDS で何をすればいいのかを理解することは容易であるが、そのような知識がないと難しいであろう、とのことであった。システム開発には約 3 か月かかり、ハンブルグ大学の学生アルバイトを雇い完成させた。現在は DDS の運用のために、専任担当者を毎日半日勤務で雇っている。

B 社の説明によれば、EUTR が DDS に求めている要素（ステップ）は、次のとおりである。

- **情報**：製品、サプライヤー、サプライチェーン、原産国、法的要求事項
- **リスク評価**：信頼性、複雑性、合法性（輸出禁止令、CITES、戦争・紛争、認証）
- **リスク低減**：追加情報と第三者検証（FSC、PEFC、総括的な評価・サプライチェーンマッピング）

B 社の DDS はこの 3 ステップに対応させた標準化したフォームを準備し、DDS のプロセスを記録した書類を作成し保管するシステムとなっている。標準フォームは表 3.4 のとおりである。B 社では、EU 域外のサプライヤーとの契約時（契約更新時を含む）と製品の注文時に、必ず DDS で該当のサプライヤーと製品それぞれのリスク評価が 1 年以内にすでに

実施されていることを確認し、取引可能と判断されるまでは、契約書や注文書にサインすることができない仕組みになっている。B社では、リスク評価はサプライヤーと製品に対してそれぞれ行っている。

表 3.4 B社が DDS で準備している標準フォーム

EUTR の要素	標準フォーム名	概要
情報	協力合意書	サプライヤーに EUTR について説明し、その対応への協力を求める文書
	製品データシート	サプライヤーから取引する製品の情報を収集ための質問票
リスク 評価	社内でのリスク評価	サプライヤーから収集した情報をまとめ、その他の参考情報と合わせてリスク評価を行い、結論を記入するフォーム
リスク 低減	EU 域外からの輸入 の注文書	EU 域外からの製品を注文する際に、DDS によって輸入可能と結論づけられていることを再確認するためのフォーム

#### (A) 情報収集

情報収集として、DDS で用意されている標準フォーム、「協力合意書」と「製品データシート」を作成する。さらに、原産国の法的要求事項といった外部情報や、原産国の木材貿易に関する NGO の報告書、CITES や IUCN の樹種に関する情報、FSC や PEFC などの認証に関する情報も収集する。

##### (a) 「協力合意書」の内容

協力合意書はサプライヤーに、EUTR の内容とそのために対応である DDS について説明し、協力することに合意を求める文書であると同時に、サプライヤーの基礎的な情報を収集する。この文書は、サプライヤーが提供する情報が正確なものであることと EUTR を遵守したビジネスを行うことを宣言し、DDS の内容と必要な情報提供、情報に変更があった場合には報告することに合意する文書となっており、DDS のリスク評価の結果、輸入可能と判断されるまでは契約書に署名できないことも明記されている。問題が生じた場合のコスト負担についても規定されている。さらに、双方が提供した情報（サプライヤーの情報と、DDS に関する情報）の守秘義務についても規定している。

CA の検査では原産地証明書があるかどうか重要視されているので、まずはこの書類を追加コストなしでサプライヤーが準備することを契約で定めることが重要であるとのことであった。また、ここで収集したサプライヤーの情報に基づき、追加の情報収集が必要であるか判断し、必要な場合はさらなる情報収集を行う。例えば、生産キャパシティが小さいサプライヤーの場合は、サプライチェーンの変更が起こる可能性が高く、注意する必要がある。また、複雑なサプライチェーンを有する可能性などもこのフォームから推定することができるとのことである。

協力合意書の内容の詳細は表 3.5 のとおりである。

表 3.5 B 社が使用している協力合意書

<p>B 社デューデリジェンスシステム実施のための協力合意書</p> <p>予備的信息 サプライヤーから提供された情報は部外秘として扱われる。情報へのアクセスは B 社のリスク評価を担当する職員に限られるが、ドイツの CA であり DDS と合法性リスク評価を担当する BLE (Federal Office for Agriculture and Food) がこのデータにアクセスすることがある。</p> <p>サプライヤーのデータ</p> <p>1) 企業情報</p> <p>a) 名称、法的な設立年、所有者、住所</p> <p>b) 製材所住所</p> <p>c) 工場住所</p> <p>d) 担当者名、メールアドレス、電話番号</p> <p>2) 認証 (タイプ、初回認証取得日、ライセンス番号、有効期限、審査会社)</p> <p>a) FSC</p> <p>b) PEFC</p> <p>c) SVLK</p> <p>d) VLO</p> <p>e) その他</p> <p>f) 独自の DDS</p> <p>3) 会社のタイプ・活動 (下記から選択、複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 森林・コンセッション所有者</p> <p><input type="checkbox"/> 伐採</p> <p><input type="checkbox"/> 製材</p> <p><input type="checkbox"/> 製造加工業</p> <p><input type="checkbox"/> 流通業</p> <p><input type="checkbox"/> 輸出業</p> <p>4) 40 フィートコンテナの生産キャパシティ</p> <p>ローカルマーケット:</p> <p>輸出マーケット:</p> <p>5) これまで自国の政府当局との間で、違法木材の使用に関する問題があったか? (yes/no)</p> <p>ビジネスを実施するにあたっての法の順守の宣言</p>
---

6) 我々サプライヤーは、上記の情報が正確であり、丸太または木材の入手、木材製品の生産、およびそれらの輸出において、自国内のすべての法律および法的手続きに従ってデューデリジェンスを行うことを宣言します。

EUTR の内容を重視し、木材の法的な出所を確認するために B 社のデューデリジェンスシステム内で購入者に情報を提供します：

第 4 条 2 項：「事業者 [ここでは B 社] は、木材または木材製品を市場に出す際にデューデリジェンスを行使するものとします。そのために、彼らは手順および措置の枠組みを使用するものとし、以下では「デューデリジェンスシステム」と呼びます。

上記に提供した情報と証明書に変更があった場合、違法木材の使用または木材の処理と輸出の規制に違反していると思われる場合は、直ちに購入者に通知します。

EUTR の下でビジネスを行う際の手順の基本条件

7) 欧州連合またはドイツ当局が、当社から B 社およびその子会社（以下、B 社）に販売された木材が違法な供給元または違法な手続きを通じて供給され、B 社に対して法的措置を講じた場合、経済的影響に対する責任は私たちが負います。木材がドイツ当局によって没収された場合、または木材が原産国に送り返される場合、当社は直ちにユーロでの DDP 値と送料および手数料を返金します。手数料（木材の起源の遺伝的同定など）と罰金がある場合は、B 社が支払わなければならない金額を直ちに払い戻します。

8) 貨物に契約条件との不一致（例えば、部分的に間違った種、B/L の密度の不一致など）があり、EU 当局によるさらなる調査につながり費用が発生する場合、これらの費用はサプライヤーが負担します。サプライヤーが協力協定と契約条件に従ってすべての義務を果たしている場合、B 社が BLE および税関による検査と検証の費用を支払う必要があります。

9) B 社デューデリジェンスシステムでは、サプライヤーと製品の組み合わせに対して、3 段階のステータスに結論されます。

ステータス A：違法木材の輸入のリスクはごくわずかであり、通常のビジネスが可能

ステータス B：違法木材を輸入するリスクは低いが存在するため、木材を市場に出すためにはさらなる評価と、場合によってはリスク軽減活動が必要である

ステータス C：違法木材の輸入リスクが高いか、原産国に禁輸措置が課されており、大きな問題が改善されるまでビジネスは不可能

10) このステータスは、原材料の原産国、その国の腐敗に関する状況、法的検証、認証、樹種などのさまざまな要因に依存します。各製品について、サプライヤーが製品に関する製品の構造と使用されている木材の起源の情報を提供するためのフォームが別途あります。この情報の詳細度は、サプライチェーンの複雑さ、丸太の収穫国と製品生産国の CPI などのさまざまな要因によって異なります。リスクを軽減する必要がある場合は、要求に応じてさらに文書を提供する必要があります。

11) サプライヤーと B 社間の契約は、デューデリジェンス評価が行われ、違法木材を EU に輸入するリスクが無視できる程度であることが判明した場合にのみ署名できます。これは B 社 DDS のリスクステータス A です。

12) リスクステータスが A から B に変更された場合、B 社は、リスクステータスに関する追加情報が収集されるまで、それ以上の出荷をすべて停止し、すでに出荷された貨物の支払いを保留する権利を有します。B 社は、ステータスが変更された理由と期日をサプライヤーに通知する必要があります。両当事者は、ステータス A が再び達成されるように、さらなる情報の収集と違法木材の EU への輸入リスクの軽減に取り組む必要があります。すでに出荷され、ドイツに向かう途中の貨物は、供給者の費用で到着後保管されるか、要求に応じてすぐに輸出国に返送されます。ステータスが A から C に変更された場合、B 社はステータスが B になった場合と同じ権限を持ちます。さらに、B 社はすべての未処理の契約をすぐにキャンセルするように依頼できます。その後、両当事者は、リスクを軽減してステータス A に戻ることができるかどうかを決定できます。

13) 下記は契約書に記載する必須事項です。

- a. 商標名
- b. 植物種
- c. 重量/密度
- d. 製品の HS コード
- e. すべてのコンポーネントの樹種に関する完全な説明
- f. 必要書類：
  - i. GSP フォーム A (原産地証明書)
  - ii. VPA が実施され、製品が VPA の付録にリストされている場合、FLEGT 証明書
- g. B/L に記載されている重量は、契約書に記載されている量と重量/密度に準拠する必要があります

14) 提供される情報の詳細が変化する場合（原材料の供給源の変更、木材製品の構造や種類の変更、認証の喪失、生産国の法的問題など）、サプライヤーはすぐにバイヤーに通知します。B 社は、リスク評価を修正する必要があります。結果に応じて、出荷を継続するか停止する必要があります。サプライヤーと一緒にリスク軽減活動を開始する必要があります。この情報の提供の遅延により発生する費用は、サプライヤーが負担します。

15) 年次再監査：サプライヤーのリスク評価でリスクステータス A と結論づけられると、サプライヤーがサプライチェーンの変更について事前に B 社に通知している場合を除き、このステータスは最大 1 年間有効です。その後、バイヤーは再監査を実施し、リスク評価を繰り返す必要があります。サプライヤーには B 社から連絡があり、製品データシートに再度記入するよう求められます。

最終的な守秘義務声明：

サプライヤーは、協力契約の条件や B 社デューデリジェンスシステムの詳細を他のバイヤーやビジネスパートナーに開示しません。

署名.....

(日付、サプライヤーの会社名、ブロック文字の代表名、署名、会社のスタンプ)

(b) 「製品データシート」の内容

B社は製品データシートを使用して、取引する製品ごとにサプライヤーから情報を収集している。EUTRで指定されたHSコードの商品だけではなく、すべての木材製品を対象としている。収集する製品の情報は表3.6のとおりである。

表 3.6 B社が使用している製品データシート

リスク評価のための製品データシート
(このフォームの記入に関して質問がある場合は、B社調達担当者にお問い合わせください。このデータシートはサプライヤー、B社およびドイツの管轄官庁以外の関係者と共有することを禁じます。すべての情報は機密として保持されます)
1) 供給会社の名前
2) 製品の説明 (必要に応じて図面を添付してください)
3) HSコード
4) 樹種
a. 取引樹種名
b. 学名
5) 密度： .....%含水率で.....kg/m <sup>3</sup>
6) 原材料タイプ <input type="checkbox"/> 丸太 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 単板 <input type="checkbox"/> 合板 <input type="checkbox"/> その他：..... 必要に応じて、サプライチェーンを説明してください
7) 木材が由来するコンセッション所在国/県/地域および木材供給者 (木材を購入している場合) を示してください 国： 県： コンセッションの地域： 木材サプライヤーの名前： (注：木材サプライヤーの名前を言及できない場合は、木材の出所を証明する代替文書を提出してください)
8) 使用された丸太または木材の出所の検証方法 <input type="checkbox"/> 原産地証明書 <input type="checkbox"/> コンセッションリース契約書 <input type="checkbox"/> 伐採許可証 <input type="checkbox"/> 輸送関連の書類 <input type="checkbox"/> 木材購入の請求書 <input type="checkbox"/> 輸入・輸出関連書類 <input type="checkbox"/> 伐採地の地図 <input type="checkbox"/> その他

この製品データシートとともに、チェックマークが付いたすべての検証文書のコピーを送信してください。(価格などの文書上の機密情報は黒塗することができます)

9) 原材料は認証されていますか？

はい いいえ

認証の種類：.....

監査会社：.....

10) 輸出製品は認証されていますか？

はい いいえ

認証の種類：.....

監査会社：.....

11) 丸太は常に自社コンセッション由来ですか？

はい いいえ

12) 丸太は常に同じコンセッション由来ですか？

はい いいえ

13) サプライチェーンのいずれかの当事者が認証されていない（第三者に監査された CoC (chain of custody) が中断している）場合であっても、伐採地は認証されていますか？

はい いいえ

14) サプライチェーンと取引する木材の出所に関するさらなるコメント

上記の情報が真実であり、記載された事実のいずれかが変更された場合、直ちに B 社に通知することを宣言します。

署名.....

日付、会社の代表者の名前、署名、印

## (B) リスク評価

リスク評価では、すべての木材・木材製品そのものに関する個別の情報（協力合意書と製品データシートの情報と CITES の情報）と、生産国における違法な伐採の横行、ガバナンスのレベル、関連法令、必要な書類、第三者確認・認証に関するすべての一般的な情報について評価を行う。B 社ではそのためのリスク評価のためのフォーム「事実に基づく内部的リスク評価」が用意されている（表 3.7）。フォームに記入する際には、外部の様々な情報（過去の違法伐採に関する報告、汚職指数、認証機関のデータベースなど）を参照する（表 3.8）。これらに加え、さらに様々な国際機関のレポートや NGO のレポートを参考にしている。

リスク評価の結果は、リスクステータス A、B、C の 3 段階に区分される。

- リスクステータス A：違法木材であるリスクは無視できる、従って取引可能
- リスクステータス B：リスクは低い、さらなる評価またはリスク低減が必要、従ってこの段階では取引不可<sup>38</sup>
- リスクステータス C：リスクが高い、従って取引不可

このステータス評価はすべてのサプライヤーとすべての製品が対象となり、リスト化される。年一回アセスメントが実施されるが、過去の記録を追跡できるようになっている。B社のリスク評価の特徴は、得点化などはせず、経験のある担当者（基本的に1名に限定されている）が責任をもって、リスクが無視できるものかを評価し、結論を出す点である。インタビューで担当者は、リスクは国や製品によって異なり、またB社はかなり多くの国から異なる製品を輸入していることもあり、そのリスクに対して何をすべきかが異なると認識しており、フローチャートを使った「この場合は一律、このように対処する」という画一的なアプローチでは対応できないと考えていた。

表 3.8 B社の内部的リスク評価のフォーム

内部的リスク評価のフォーム (このデータシートは他の関係者と共有されない)	
1) 供給会社の名前	
2) サプライヤーの内部番号	
3) 製品	
4) 製品の HS / KN コード	
5) 樹種が CITES リストに記載されているか？	
参照： <a href="https://www.bfn.de/fileadmin/BfN/cites/Dokumente/Barrierefrei-holzliste-Januar-2017.pdf">https://www.bfn.de/fileadmin/BfN/cites/Dokumente/Barrierefrei-holzliste-Januar-2017.pdf</a>	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
6) 該当樹種の違法伐採に関する報告または証拠が過去 5 年間に存在するか？	
参照： <a href="http://www.timbertradeportal.com/en/">http://www.timbertradeportal.com/en/</a>	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 多い	
7) 該当国または地区は紛争木材として指定された供給源か？	
参照：	

<sup>38</sup> 通常これまでステートメント A であったが、情報の更新が遅れているというような深刻でない事情で A と評価できない状況で、追加のリスク評価、リスク低減が必要な状況ではないことに留意。



[http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text\\_2010/AKUF\\_Pressemitteilung\\_2015.pdf](http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text_2010/AKUF_Pressemitteilung_2015.pdf)

[http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text\\_2010/AKUF-Analysen-11.pdf2](http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text_2010/AKUF-Analysen-11.pdf2)

<http://gftn.panda.org/resources/factsheets/?205658/GFTN-RegionalCountry-Factsheets>

はい いいえ

8) 原産地での違法収穫の証拠または報告はほとんど、または全くない？

参照：<http://www.timbertradeportal.com/en/>

はい いいえ

9) 国連安全保障理事会および/または EU 理事会によって課された、関連する制裁または禁輸措置はあるか？

参照：

<http://www.ausfuhrkontrolle.info/ausfuhrkontrolle/de/embargos/uebersicht/index.html>

[http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/index\\_en.htm](http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/index_en.htm)

はい いいえ

10) サプライチェーン：木材および木材製品は EU 市場に入る前に 1 つ以上の国で取引されているか？

参照：

[https://ec.europa.eu/environment/forests/timber\\_regulation.htm](https://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm)

はい いいえ

11) サプライチェーン：サプライチェーンは複雑か、それとも単純か？

複雑 単純

12) 認証がある場合：認証は現在有効か？（認証機関のオンラインデータベースで証明する）

はい いいえ、もう有効ではない 認証なし

認証の種類：

13) EU と原産国の間に有効な VPA があるか？

参照：

<http://www.euflegt.efi.int/vpa-countries/>

はい いいえ

14) 丸太生産国で VPA が開発中か？

参照：

<http://www.euflegt.efi.int/vpa>

はい いいえ

15) 伐採国の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）

参照：

[https://www.transparency.org/news/feature/corruption\\_perceptions\\_index\\_2016](https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2016)

<https://www.transparency.de/Tabellarisches-Ranking.2828.0.html>

伐採国の 2016 年の値：
生産国の 2016 年の値：
結果：
DDS リスクステータス     A         B         C
評価者：
日付、サイン

表 3.8 B 社のリスク評価における確認事項

確認事項	参照する情報
樹種が CITES リストに記載されているか？	ドイツ連邦自然保護庁 (BfN、CITES 執行機関) が公開している CITES リスト
該当樹種の違法伐採に関する過去 5 年間の報告または証拠があるか？	Timber Trade Portal
該当国または地区は紛争木材として指定された供給源か？	ハンブルグ大学のウェブサイト、WWF の Global Forest & Trade
原産地での違法収穫の証拠または報告があるか？	Timber Trade Portal
関連する制裁または禁輸措置はあるか？	ドイツ連邦経済管理局、欧州対外行動局 (EEAS) のウェブサイト
木材および木材製品が EU 市場に入る前に 1 つ以上の国で取引されているか？	欧州委員会の EUTR ガイダンス文書
サプライチェーン：サプライチェーンは複雑か？	—
認証は現在有効か？	認証機関のデータベース
EU-VPA があるか？ 開発中か？	EU-FLEGT のウェブサイト
伐採国の腐敗認識指数 (CPI)	トランスペアレンシーインターナショナルドイツのウェブサイト

EU 域外からの輸入品を注文する際には、表 3.9 の「EU 域外からの輸入品の注文フォーム」に記入をし、リスクステータスが A であることを確認した上で、発注を行う手順になっている。

表 3.9 B社のEU域外からの輸入品の注文フォーム

EU域外からの輸入品の注文フォーム
法的なデューデリジェンスの要件を順守し、違法木材の市場への投入を排除するためには、各注文でDDSに記載されている手順に従うことが不可欠です。この注文フォームは、すべての購入契約およびフレームワーク契約に添付する必要があります。フレームワーク契約の場合、各注文の前にDSSリスクステータス（DDSに登録されているサプライヤーと製品の組み合わせたリスク評価）を確認する必要があります。
サプライヤー/サプライヤー番号： 製品/HS番号：
FSC/PEFCの場合： 証明書の確認を証明する記載が注文書に添付されているか？ ( <a href="http://info.fsc.org/certificate.php">http://info.fsc.org/certificate.php</a> または <a href="http://pefc.org/find-certified/certified-certificates">http://pefc.org/find-certified/certified-certificates</a> を確認する)
リスクステータス：A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/>
リスクステータスの確認日時：
リスクステータスを参照した担当者名：
GSPフォームA（原産地証明）または、契約の一部としての原産地証明書があるか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
ISPM 15（植物検疫措置に関する国際基準）に準拠しているか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
注文書番号・契約書番号：
名前、日付、署名

サプライチェーンが複雑であることでリスクが高まるのか？という質問に対し、「ほとんどの場合高まる」との回答を得た。伐採国から加工国を経由してドイツに輸入される製品は、例えばアフリカ産のオクメが中国で合板に加工される、ロシア産シベリアカラマツが中国で小角材に加工されるなどがあるが、DDSで確認しなければならない事項がかなり多くなる。そして、複雑なサプライチェーンでは、たいていの場合、リスクの高い国が関連している。また、複雑さだけでなく、安定したサプライチェーンを持っているかということも重要である。取引先のサプライヤーが頻繁に変更されるような製品や、小規模なコンセッション

からの木材である場合（継続的に供給が困難で将来ソースが変更になる可能性がある）はリスクが高いと認識し、注意を払っている。実際の例としては、ウェブサイト上では、信頼できそうなサプライヤーでも、実際に情報を収集してみると 5 つのサプライヤーを経由して B 社に供給されることが判明したりする。このような場合、DDS で必要な書類が完備できることはまずないと経験から感じている。

CPI の確認について、「いくつ以下の場合、どう対応する」など基準を持っているのか？という質問に対し、次のような回答を得た。CA である BLE は CPI が 50 以上であれば比較的信頼性の高い文書を手に入れると考えているようである。B 社の DDS 担当者の感覚として、CPI が 31 から 50 の場合、サプライヤーに関する調査とサプライヤーから提出された書類の信ぴょう性等の確認は必ず実施する。例えば、サプライヤーの税務登録などを証明する書類の提出を依頼したり、FSC や PEFC 森林認証についてはオンラインデータベースでその詳細について確認する。CPI が 30 より下であれば、書類の信ぴょう性確認に加えて第三者による検証が必要と考えている。例えば、サプライチェーンとして FSC や PEFC の認証を受けていることや、技術的に可能であればチューネン研究所に科学分析を依頼し樹種や原産国を照合する（B 社は科学的な分析も第三者による検証とみなしている）。B 社では基本的に、CPI が 30 より低い国が関わるサプライチェーンを持つ製品は避けるようにしている。例外はロシア産シベリアカラマツで、代替となる調達先や樹種がないためロシアからこの樹種を輸入せざるを得ない状況である。その場合は上述したとおり、書類の信ぴょう性の確認や第三者検証を活用した対応を行うことになる。実際シベリアカラマツは科学的な分析による生産地域の特定を実施している。B 社はアフリカ産の木材は FSC 認証材か PEFC 認証材しか取り扱わない方針を持っている。

実際問題があった事例としては、中国のサプライヤーが印刷された森林認証の証明書を提供してきたが、オンラインデータベースを確認すると「保留」となっていたことがあった。また、他のサプライヤーでは、税務登録などを確認している過程で、銀行口座がケイマン諸島のものであることや、パナマペーパーに掲載されている企業であることが判明することもあった。このような事実は、それを確かめようとして調査するのではなく、サプライヤーに対し多くの質問とその解答の根拠資料を要求することを通じて偶然明らかになる。B 社はこのような経験を通じて、サプライヤーに対しては、様々な質問をすることになっている。

中国のような加工国にはどのように対応しているかを質問した。B 社では、中国のサプライヤーから製品を輸入しているが、ほとんどは FSC 認証という第三者による検証を利用できると確認できている製品である。例えば、シベリアカラマツの丸太または製材をロシアから輸入し窓枠として加工し輸出する中国のサプライヤーに対しては、ロシアでのリース契約と毎年の伐採許可に関する書類を要求し、それらを FSC のデータベースと参照し確認を行った。それに加え、中国のサプライヤーには、ロシア企業との取引契約や輸入に関連する

書類、税務関係書類、FSC 認証に関する書類を要求し、税務登録番号を中国の公式データベースで参照した。企業名と会社役員名は、国際的な制裁措置のリストに掲載されていないかを確認した（これは、中国・ロシアだけでなく、すべてのサプライヤーに対して実施している）。これに加えて、製品サンプルを入手し、チューネン研究所に科学的分析を依頼し、二重の第三者検証を実施した。

もう一つの事例としては、中国のポプラ合板で、サプライヤーはポプラ植林が土壌浸食防止のために推奨されている地域の製造者であった。このような植林は多くがアグロフォレストリーで実施され、植林木は地域の村の所有となっていたが森林認証は取得されていなかった。中国のローカル市場では森林認証材はほとんど普及していないと言われており、認証材を確保することは難しい状況にある。通常、村長が伐採ライセンスを申請するが（植林木が村の所有であるため）、村人個人が植林木を販売しているのが現状で、村の作業場でベニアに加工されることもあるという状況であった。伐採許可書と丸太またはベニアを合板工場に販売した際の納税証明書は入手ができたが、販売した個人が本当に伐採や販売の権利を持った所有者であるかはこれでは証明できないことは認識していたものの、これ以上の確認も困難な状況であった。そして、入手した書類は基本的には中国の法制度で要求される書類でもあった。そのため B 社は 2016 年に、中国の林業関係者と BLE の同席の下で議論を行った。結論として、この製品のサプライチェーンのトレーサビリティは EUTR のスタンダードが要求するレベルには到達していないものの、状況として問題はないことが確認された。EU は中国との森林管理に関する二国間調整メカニズム（Bilateral Coordination Mechanism）を承認しており、これは FLEGT-VPA の異なる形態であると考えており、近い将来これが機能するようになることを B 社としては望んでいる。

### (C) リスク低減措置

B 社ではリスク評価においてステータス A となったサプライヤーと製品しか取り扱わない方針で、リスク低減措置を実施することはない。リスク低減は現地調査により可能であるとは認識しており、過去に試みたこともあるが、コストがかかりすぎるため実施しない決定をした。リスクステータスが A と評価されなければ、そのサプライヤーとは取引せず、取引先を変更している。その結果として、現在 B 社では、ブラジル、ペルー、ポリビアからは認証された植林地由来の木材のみしか取り扱っていない。これらの国の天然林からの木材は、B 社の DDS の要求に見合うものを見つけれないためである。天然林由来の木材については、インドネシアとマレーシア（FLEGT-VPA）、コンゴ民主主義共和国の認証取得コンセッションからの木材のみを扱っている。

### ③ CA の検査の経験、EUTR の見解等

B 社の担当者に、CA の検査経験や EUTR に関する見解などについてインタビューを行った。

CAの検査はこれまで複数回受けているが、大きな問題はなかった。チューネン研究所には、リスク評価の一環（第三者検証）として科学的検査を依頼している。これは、研究所のデータベースを充実させることにもつながっており、それは将来の我々のリスク評価に貢献するので、よい関係を築いている。ロシアのシベリアカラマツの生産地域の同定、アフリカのいくつかの樹種の同定は、近年かなり精度が高くなっているようだ。

DDSによって、取引先を「良いサプライヤー」のみに絞ることができ、長期的な取引を前提に信頼関係ができた。その結果としてサプライヤー数はかなり減少した。EUTRの要求で、年1回はサプライヤーと製品の情報を更新する必要があるが、実施してみると理にかなっていると感じている。サプライヤーと毎年契約更新することになり、契約更新業務の一環で情報も更新しており、変更がない場合も多く、大きな負担にはなっていない。ただし、1年目はすべてのサプライヤーに対し一斉に情報を求め、製品の注文ごとにリスク評価を行わなければならない、かなり大変な作業であった。

「良いサプライヤー」を見つけることは重要である。多くのサプライヤーからの売り込みがあるが、基本的には既知のサプライヤー（国際的な展示会への出店、パンフレットやウェブサイトを見たことがあるなど）を重視している。最近ではロシアからの売り込みが多いが、そもそもFSC・PEFC認証材でなければ、話を聞くこともない。ドイツでは、ロシア・アフリカ由来の材は、森林認証材でなければマーケットは存在しないと考えるよいような状況になっていると感じている。

DDSの導入で熱帯広葉樹材の入手が難しくなったが（B社はリスクを無視できる熱帯天然林由来の木材は非常に限られていると認識し、その取扱を制限しているため）、顧客から屋外で使用可能な耐久性の高い材（デッキ材、フェンスなど）の需要はある。このような場合はアセチル化技術を使った代替材（代替物質）を確保し顧客に薦めている。これは、持続可能な製品開発の技術の発展につながると考えている。また、B社のこのような提案は顧客企業を通じて一般消費者に伝わるので<sup>39</sup>、とても重要なことだと考えている。

EUTRの影響で、木材利用が減り、プラスチック等で代替されてしまう可能性は否めないと考えている。ドイツ政府やEUは、木材の適切な利用は持続可能（サステイナブル）であるということをきちんと説明せずにEUTRを施行した。しかし、このことを適切に説明し強調する必要があると考えている。現在サステイナビリティを重視する社会的な傾向があり、今後このような対策が取られることになるだろうと考えている。EUTRの施行でDDSを行うこと、違法な木材の排除は、サステイナビリティにすでに大きく貢献していると考え

<sup>39</sup> B社の顧客は工務店が多く、家を建てる一般消費者の意向を反映してB社に注文が来る。

ている。

FLEGT-VPA の進展には期待している。実際にインドネシアからの輸入は、他国に比べてはるかに容易になっている。

### 3-5 EUTR に関するドイツ国内法（仮訳）

#### 3-5-1 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 仮訳

違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律<sup>40</sup>（木材流通－保安法、HolzSiG）  
法令認証日：2011年7月11日

引用文全文：

“2011年7月11日（ドイツ連邦法令公報第1部1345ページ）付の木材流通 - 保安法の最新改定日と箇所は、2015年8月31日（ドイツ連邦法令公報第1部1474ページ）、第415条である”

**最新状況**：2015年8月31日（第1部1474ページ）第415条が改定された

脚注

（+++法律文有効日は：2011年7月15日以降とする+++）

（+++EC規則に関する法令策定者による公式アドバイス：

EC木材規則 NO.2173/2005 の実施（CELEX 番号：32005R2173）第1条を参照せよ+++）

#### 冒頭の言葉

連邦議会は、連邦議会議員及び連邦参議院議員の賛成多数により、以下の法案を可決した：

#### 第1条 適用範囲と任務委譲

(1) この法律は、2005年12月20日の欧州理事会による EC 木材規則 NO.2173/2005 の実施、欧州共同体（2005年12月30日付官報、法令編347、1ページ）への木材輸入のために制定された FLEGT（森林法、施行、ガバナンス及び貿易）認可システムに役立てる目的で施行される。欧州議会及び欧州理事会による EU 木材規則 NO.995/2010 は、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている（2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ）。欧州理事会と欧州委員会は、これらの規則の補足規則と実施規則を合わせて公布するものとする。

(2) 連邦食糧・農業・消費者保護省（連邦行政機関）は、この法律の施行に責任を負っており、この法律に基づき法規命令を公布する。第1項には法行為において留意されるべき以下の規則が記されている。

<sup>40</sup> Gesetz gegen den Handel mit illegal eingeschlagenem Holz (Holzhandels-Sicherungs-Gesetz - HolzSiG)



1. EC 木材規則 NO.2173/2005

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第三国から EU 域内市場へ輸入された木材及び木工製品、または EU の他加盟国からドイツへ持ち込まれた木材及び木工製品に関して。

その他の事案においては、州法によって定められた各管轄官庁が施行に責任を負う。

## 第 2 条 侵害権限

(1)管轄官庁は、第 1 条第 1 項に示されている違法行為を突き止めるため、必要な指令を発し、必要な措置を講じなくてはならない。その目的は、突き止められた違反行為を取り除くため、そして、将来起こりうる違反行為を事前に食い止めるためである。管轄官庁は、とりわけ以下に挙げる事項に留意しなくてはならない：

1. EC 木材規則 NO.2173/2005 付帯条項 2 に記されている木工製品、EC 木材規則 NO.2173/2005 付帯条項 1 に記されているパートナー諸国から託送された送付物を預かるケース。EC 木材規則 NO.2173/2005 第 2 条第 5 号が定めている有効な FLEGT 認可システムに反していないか疑わしいケース。

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 a が意味するところの木材及び木工製品を預かるケース。以下の条文に反していないかを精査する。

a) EU 木材規則 NO.995/2010 第 4 条第 1 項 または、

b) EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条に関連して第 4 条第 2 項。さらに、2012 年 7 月 6 日付委員会による EU 実施規則 NO.607/2012 第 2 条第 5 項。この実施規則は、欧州議会及び欧州理事会による EU 木材規則 NO.995/2010 に準じて、詳細な注意義務規則と監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定めている（2012 年 7 月 7 日付官報、法令編 177、16 ページ）。

そこには、すでに流通させた参加者、これから流通させようとする参加者も含まれる。

3. 第三者に第 2 号が意味している木材及び木工製品、すなわち第 1 号が意味している送付物の保管を委託していないか。

4. 第 1 号が意味している送付物、または第 2 号が意味している木材及び木工製品を

輸入者に引き渡していないか。引き渡している場合、輸入者に投棄の禁止と、輸入者が当該の送付物、木材もしくは木工製品を保管中に紛失した場合、送付物、木材もしくは木工製品が有する価値の110%を即時保証させるという条件を課しているか。

5. 第1号が意味している送付物、または第2号が意味している木材及び木工製品のサンプルが採取され、検査されるか、農村地域、森林、漁労を研究する連邦研究機関であるヨハン・ハインリヒ・フォン・チューネン研究所に検査のために提示（提出）される。採取と検査は疑わしいケースかどうかにかかわらず、第1文に則って行われる。

(2)連邦行政機関は、第1項第2文第1号が意味するところの木工製品が、FLEGTに認可されていないにもかかわらず輸入されたと確認された場合、またはFLEGT認可自体が無効だったと確認された場合、該当する木工製品を差し押さえることができる。そして：

1. もし、輸入者が1か月以内に有効なFLEGT認可を提示することができなかった場合、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、即刻その木工製品を原産地へ戻すことを輸入者に指示しなくてはならない。

2. もし、FLEGT認可が偽造されている場合や木工製品の原産に関する申告が誤っていた場合、その木工製品を押収し、処分する。同様に収益も差し押さえる。

3. 第1号または第2号に従った原産地への返却が適切な方法ではないと判断された場合、その木工製品を跡形もなく完全に処分することを指示しなくてはならない。

(3)管轄官庁は、EU木材規則NO.995/2010第2条aが意味するところの木材及び木工製品が、第4条第1項または第4条第2項、それに関連してEU木材規則NO.995/2010第6条、EU実施規則NO.607/2012第2条から第5条まで、に反して市場に流通した場合、または流通するかもしれない場合、それらの木材及び木工製品を差し押さえることができる。そして：

1. EU木材規則NO.995/2010第4条第2項、それに関連して第6条、EU実施規則NO.607/2012第2条から第5条までが定めている条文に反する行為だと認められた場合、1か月以内にEU木材規則NO.995/2010第2条fが意味するところの木材及び木工製品の原産地が合法であることが証明できない場合、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、即刻その木工製品を原産地へ戻すことを輸入者に指示しなくてはならない。

2. 以下のケースに該当する場合、その木材及び木工製品を押収し、処分する。同様に

収益も差し押さえる。

a)木材及び木工製品が、EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 g が意味するところの違法伐採に基づいている場合。もしくは、

b) EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 a-6 及びそれに準ずる注意義務規則が定めている合法性を証明する書類が偽造されている場合や、木工製品の原産に関する申告が誤っていた場合。もしくは、

3. 第 1 号による返却、第 2 号による処分が適切ではないと判断された場合、1996 年 12 月 9 日理事会による EC 木材規則 NO.338/97 第 8 条第 1 項及び第 5 項に基づいて処分することを指示しなくてはならない。この EC 木材規則 NO.338/97 は、取引を監視することで野生動物や野生植物の種を保護する目的で制定された（1997 年 3 月 3 日付官報、法令編 61、1 ページ）。その後、EU 木材規則 NO.101/2012（2012 年 2 月 11 日付官報、法令編 39、133 ページ）によって改定され、規則に反する木材及び木工製品は取引が禁止されている。

(4)管轄官庁は、第 1 項第 2 文第 1 号に記されている送付物、もしくは EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 a が示している木材及び木工製品の上市に対し責任を負っている市場参加者に、どのような措置が講じられたかを即時、通知する。

(5)第 1 項第 2 文、第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号が定めている範囲内において、投棄の禁止という条件を課した上で輸入者に引き渡されていた送付物が検査され、精査された場合、結果によっては、それを押収し、処分する。その際、輸入者、すなわち第 4 項が意味している市場参加者が、それに関連して発生する費用を負担しなければならない。第 1 文とは異なり、検査が第 1 項第 2 文第 5 号第 2 文に則って、疑わしいケースかどうかにかかわらず行われ、その結果、第 1 条第 1 項に示されている法的行為に違反していないと立証された場合、それに関連して発生する費用は、管轄官庁が負担する。

### 第 3 条 税関の協力

(1)管轄官庁が、パートナー諸国及び第三国から欧州共同体に持ち込まれる木工製品を監視する際、税関が協力をする。第 1 条第 1 項に示されている監視が必要と判断された法的行為を税関が発見した場合、ただちに連邦行政機関に通知し、関係各所と情報を共有しなくてはならない。

(2)税関当局は、

1. 第1条第1項が定めている違反法的行為の疑いがあるという十分な根拠がある場合、第2条第1項第2文第1号が意味するところの木工製品を引き留めておく権限を有する。また、その木工製品を自由取引市場へ出すことを一時的に中断させる権限も有する。

2. 第1号に該当するケースでは、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、パートナー諸国から持ち込まれた木工製品を検査にまわすことができる。連邦行政機関、または農村地域、森林、漁労を研究する連邦研究機関であるヨハン・ハインリヒ・フォン・チューネン研究所に検査結果を提示する。

#### **第4条 データ交換**

(1)連邦行政機関は、FLEGT 認可のチェック結果を、ただちに税関当局へ通知する。連邦行政機関、州法によって定められた管轄官庁、税関当局は、欧州委員会、他の加盟国や第三国の管轄官庁に対し、EU の法規維持に必要なだとされるすべての情報を提供できる権利を有する。その情報には個人情報も含まれる。

(2) 連邦行政機関、州法によって定められた管轄官庁、税関当局は、個人情報を含む情報を、EC 木材規則 NO.338/97 を実施するために定められた州法に従って、第1条第1項に示されている監視が必要と判断された法的行為であると認められた場合、関係各所と共有する権利をも有する。

(3)データ交換と FLEGT 認可に含まれているデータ把握のために、EC 木材規則 NO.2173/2005 に則って、管轄官庁は電子システムを導入する。また、EU 木材規則 NO.995/2010 実施のために必要なデータ交換及びデータ把握のためにも同様に管轄官庁は電子システムを導入する。

#### **第5条 法規命令制定権**

(1)連邦食糧・農業省は、法規命令に従って、連邦参議院の賛成なしに次に挙げるケースにおける監視に関する規則を詳細に渡って定める権限を与えられている。それは、EC 木材規則 NO.2173/2005 第4条第1項、それに関連して EC 木材規則 NO.2173/2005 第5条第9項が定めている法的行為に対して、禁止措置が必要だと判断されるケースである。その際、とりわけサンプリング方法や分析方法を含む調査の実施、容認義務、支援義務、提出義務に関する詳細を定めることが望まれる。

(2)さらに連邦食糧・農業省は、法規命令に従って連邦参議院の賛成なしに以下の2点における監視に関する規則を詳細に渡って定める権限を与えられている。第一に、EU木材規則 NO.995/2010 第4条が定めている市場参加者が果たすべき義務について。第二に、それに関連して欧州理事会及び欧州委員会によるこの規則の補足規則と実施規則について。その際、第1条第1文は有効だと見なされる。

(3)連邦食糧・農業省は、法規命令に従って連邦参議院の賛成なしに以下の2点を実行できる権限が与えられている。

1. この法律に含まれる EC 木材規則 NO.2173/2005 及び EU 木材規則 NO.995/2010 の参照指示を変更しなくてはならないと判断された場合、参照指示を改定できる。

2. この法律に含まれる規定を削除できる。または、現存する適用範囲に合致するよう文面を修正することができる。ただし、これが実行できるのは、EU が同様の規則を公布したことにより、使用できなくなった場合のみである。

#### **第6条 情報提供義務、容認義務、告発義務**

(1)この法律を施行するため、もしくはこの法律が定めるところの任務の実行が必要だと判断されたため、管轄官庁からの要請があった場合は、自然人、法人、法律上の権能を有さない企業や社団等の人的団体は、すみやかに必要な情報を提供しなくてはならない。

(2)情報提供義務を負う者は、情報を提供したことにより自らが、または民事訴訟法第383条第1項から第3項が示している関連人物が刑事訴追や刑事手続の恐れにさらされる可能性がある場合、秩序違反に関する法律に則って、情報提供を拒否することができる。

(3)管轄官庁から、第1条第1項に記されている法的行為、すなわち、ある特定の木材及び木工製品の輸入、上市の監視を委託された人物は、EUの機関職員同行の元、第1項の適用範囲内において以下の行為が許されている。

1. 情報提供義務を負う者の所有する土地、店舗内部、企業の建物、情報提供義務を負う者が使用する輸送機関に、営業時間及び稼働時間内であれば、立ち入ること。

2. 業務上の書類を閲覧すること。そして、

3. 第2条第2項、または第3項が意味するところの、嫌疑がかけられている木材及

び木工製品を検査すること。

(4)情報提供義務を負う者は、第3項に従って、上記に挙げられた措置が講じられた場合、それを容認し、監視を委託された人物に協力しなければならない。監視を担当する人物からの要請があれば、情報提供義務を負う者はすみやかに土地、店舗内部、内部にある設備、輸送機関を示し、店舗内部、輸送機関、保管倉庫等を開けて見せなくてはならない。監視を担当する人物が立ち入り、個々の製品を検査にかける場合も、協力しなくてはならない。例えば、積み荷になっている製品を輸送機関から降ろす、業務上の書類を提示し、無償でそれらをコピーまたは印刷すること等である。

(5) EU 木材規則 NO.995/2010 第2項 a が意味するところの木材及び木工製品を第三国からドイツ連邦共和国に輸入する市場参加者は、第3文に従い、輸入行為を開始する前に行政機関に届け出なくてはならない。第1文が定めているこの届け出義務は、2013年5月9日までに、第1文が意味するところの行為を行う者は、遅くとも2013年11月9日までに届け出をするという条件が課せられている市場参加者に適用される。届け出には、企業名、市場参加者の住所及び電子通信データを記載しなくてはならない。届け出済みのデータに変更があった場合、すみやかに変更届を提出しなくてはならない。

## 第7条 罰金規定

(1)秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、木材の欧州共同体への輸入のために構築された FLEGT 認可システムに役立てる目的で制定された2005年12月20日付、理事会による EC 木材規則 NO.2173/2005 第4条第1項に反して、故意または過失によって、木工製品を規則に列挙されているパートナー諸国から欧州共同体へ輸入しようとする者である。

(2)秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、2010年10月20日、欧州議会及び欧州理事会によって木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定められた（2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ）EU 木材規則 NO.995/2010 に、故意または過失によって以下のような違反をする者である。

1. 第4条第1項に反して、条文に記されている木材及び木工製品を流通させる。または、
2. 第4条第3項に反して、最新の条文に記されている注意義務規則に従わない。または、少なくとも年に1度の木材及び木工製品の流通に関する査定や評価さえ行おうとしない。

(3) 秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、故意または過失によって、

1. EU 木材規則 NO.995/2010 第 5 条第 1 文によるところの重要な情報を、記録文書化して保管していない。または、管轄官庁から要請があった場合に、記録文書をまったく提示できないか、完全な形で提示できない。EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 b が意味するところの流通が、提示要請のあった時点から 5 年以上前に遡らない場合は、完全な形で提示しなくてはならない。

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項、それに関連して 2012 年 7 月 6 日付委員会による EU 実施規則 NO.607/2012 第 3 条、－この実施規則は、欧州議会及び欧州理事会による EU 木材規則 NO.995/2010 に準じて、詳細な注意義務規則と監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定めている（2012 年 7 月 7 日付官報、法令編 177、16 ページ）－、によるところの重要な情報を記録文書化して保管していない。または、管轄官庁から要請があった場合に、記録文書をまったく提示できないか、完全な形で提示できない。要求された期日までに提示できない。EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 b が意味するところの流通が、提示要請のあった時点から 5 年以上前に遡らない場合は、完全な形で提示しなくてはならない。または、

3. 管轄官庁から発せられた要請に従わずに、EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 b によるところのリスク評価手続き、または第 6 条第 1 項 c によるところのリスク軽減手続きに関する証明を提出しない。

(4) 秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、故意または過失によって、

1. 第 2 条第 2 項第 1 号または第 3 号及び第 2 条第 3 項第 1 号または第 3 号によって定められた管轄官庁から発せられた命令に従わない。

2. 第 6 条第 1 項に反して、情報を提示しない。または完全な形で提示しない。期日までに提示しない。

3. 第 6 条第 4 項第 1 文、それに関連して第 5 条第 1 項第 1 文、または第 2 項第 1 文が定めている法規命令に従わず、講じられた措置を容認しない。担当する職員に協力しない。

4. 第 6 条第 5 号第 1 文、それに関連して第 2 文、または第 6 条第 5 項第 4 文に反して、届け出を怠る。または完全な形で届け出をしない。期日までに届け出をしない。

5. 該当事案の事実内容が罰金規定に抵触する可能性があるにもかかわらず、第 5 条第 1 項第 1 文、また第 2 項第 1 文が定めている法規命令に従わない。

(5)第 1 項及び第 2 項、第 3 項第 2 号及び第 3 号、第 4 項第 1 号が定めている秩序義務違反のケースでは 5 万ユーロ以下の罰金、その他の事案では 2 万ユーロ以下の罰金を科されることがある。

(6)秩序違反に関する法律が施行されている限り、この法律の第 36 条第 1 項第 1 号が意味するところの行政官庁とは、連邦行政機関のことである。

## 第 8 条 罰則

(1) 以下に挙げる者に対して、1 年以下の自由刑、または罰金刑が科せられる。

1. 第 7 条第 1 項または第 2 項第 1 号に記されている故意による行為を行い、それによって私利私欲から自らのため、または他者のために多大な財産利益を手に入れる者。

2. 第 7 条第 1 項または第 2 項第 1 号に記されている故意による行為を執拗に繰り返す者。

(2) 試みも可罰的行為と見なされる。

## 第 9 条 押収

第 7 条の秩序違反行為、もしくは第 8 条の犯罪行為との関連性が示唆される物品、それらの行為の実行や準備に使用されたと推測される物品、実際に使用された物品は、押収することが認められている。その際、刑法典第 74 条 a 及び秩序違反法第 23 条が適用される。

## 第 10 条 施行

この法律は公布の翌日から施行される。



### 3-5-2 木材流通-保安法の一般行政規則 仮訳

連邦食糧・農業・消費者保護省  
木材流通-保安法の一般行政規則について  
及び森林繁殖原料に関する法律の範囲内における一般行政規則の廃止について<sup>41</sup>

2013年11月25日

基本法第84条第2項に則り、連邦政府は以下の一般行政規則を公布する：

#### 第1条

木材流通 - 保安法に関する一般行政規則  
(HolzSiGVwV)

#### 第1項

##### 一般規則

#### 第1節

##### 適用範囲及び目的

一般行政規則は、州法によって定められた管轄官庁による統一された監視の実施に役立つ目的で制定された。監視を実施する際には、木材流通 - 保安法 (HolzSiG) 第1条第2項第2文において有効とされる以下の事項を留意しなくてはならない。

1. 木材流通 - 保安法及びこの法律に基づいて公布された法規命令。

2. 2010年10月20日、欧州議会及び欧州理事会はEU木材規則NO.995/2010を採択した。この規則は、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている(2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ)。そして、

3. 2012年7月6日に委員会によって公布されたのがEU実施規則NO.607/2012である。この規則は、欧州議会及び欧州理事会が採択したEU木材規則NO.995/2010に則り、監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている。(2012年7月7日付官報。法令編177、16ページ)。

<sup>41</sup> Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz und zur Aufhebung von Verwaltungsvorschriften im Bereich des Rechts über forstliches Vermehrungsgut

現在効力を有する版に従って、実施される。

## 第2項

### 市場参加者の監視

#### 第2節

##### 市場参加者の定義

(1)州法によって定められた管轄官庁は、EU 木材規則 NO.995/2010 に則った形で、市場参加者を監視する。該当する市場参加者とは、連邦森林法 (BWaldG) 第2条第1項及び第3項と各州の州法が定めているドイツ連邦共和国の領土内にある森林で伐採された木材を扱う者である。監視の対象となるのは、連邦森林法第4条が意味するところの森林所有者、小規模個人木材購買者で、ドイツ連邦共和国の領土内にある森林で木材を伐採し、初めてそれを国内市場に流通させる者である。

(2)監視の対象になりうる市場参加者を定義する際、州法によって定められた管轄官庁は、とりわけ以下の事項に留意しなくてはならない：

1. 森林所有者として、連邦森林法第4条に則って、自らが所有する森林内で木材を伐採し、それを国内市場において有償または無償で提供する者、または自らが所有する企業における営業行為にそれを利用する者は、EU 木材規則 NO.995/2010 が定めるところの木材を流通させる市場参加者と定義され、監視の対象となる。また、第三者の業務成果を自らのものとする行為、第三者が伐採した木材を自らの勘定につける行為、林業連合の組合員である第三者の木材を製品化し、市場に流通させる行為を行う市場参加者も監視の対象となる。

2. 立ち木のまま木材を購入し、自分で伐採し (小規模個人木材購買者)、それを国内市場において有償または無償で提供する者、または自らが所有する企業における営業行為にそれを利用する者も、EU 木材規則 NO.995/2010 が定めるところの木材を流通させる市場参加者と定義され、監視の対象となる。小規模個人木材購買者は、森林所有者によって確定され、調査される。

#### 第3節

##### 市場参加者監視のための一般原則

(1)州法によって定められた管轄官庁は、第1節に記されている木材商法に関する規定に

従って、市場参加者の監視を行う。当局は与えられた権限を行使し、個々の事案を監視の上、適切な評価を下さなくてはならない。

(2)州法によって定められた管轄官庁は、監視実施の必要性及び範囲を判断する際、リスク要因をベースに査定する。当局はその際、とりわけ以下の事項に留意しなくてはならない：

1. 州法によって定められた管轄官庁は、木材商法に関する規定に従うのはもちろんのこと、森林にとって重要なその他の法規、とりわけ連邦と州の森林法、自然保護法に従って市場参加者を監視する。これらの法規が定めている適用範囲内で行われる監視の際、当局は、市場参加者が EU 木材規則 NO.995/2010 が意味するところの合法的に木材を伐採したのかどうかを見極めなくてはならない。伐採が第 1 文に記されているように、法規が容認するケースに当てはまる場合、この監視措置の結果は、第 1 節に記されている木材商法に関する規定に従って、今後の監視活動に役立てられる。

2. 監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいかということである。すなわち、ドイツ連邦共和国の領土内で伐採された木材、各州の管轄官庁が担当する地域で伐採された木材が、違法であるリスクをどの程度はらんでいるのかを見極める必要がある。“リスクがある”と決定する際に留意しなくてはならない点は、特定の市場参加者が過去にどのくらいの頻度で、特定の州やある州の特定の地域、特定の種類の木材を違法に伐採していたか、有効であると認定済みの規則、少なくとも EU 実施規則 NO.607/2012 第 4 条、またはそれに準ずる第三者によって精査済みの規則が認めている森林地域で伐採されたのか、である。それらの点を鑑みて調査しなくてはならない。特定の市場参加者たちが、特定の国や地域で、特定の種類の木材を繰り返し違法に伐採していることを当局が突き止めた場合、リスク上昇に比例して、監視体制をさらに強化しなくてはならない。

3. 動機に関連する監視措置が講じられるのは次のような場合である：州法によって定められた管轄官庁に、第三者が十分な根拠に基づいて違反の可能性を通告した場合。または、管轄官庁が、森林における通常監視の中で違反の可能性を認めた場合。

4. 州法によって定められた管轄官庁は、第 1 項に則り、監視記録を残さなくてはならない。必ず記録しておかなければならないのは、監視方法と監視結果である。また、状況に応じて通常とは異なる監視を行った際には、必ず記録しておかなくてはならない。すべての監視措置に関する記録は、最短で 5 年間は必ず保管しておかなくてはならない。連邦食糧・農業・消費者保護省から要請があった場合、州法によって定められた管轄官庁は監視について報告する義務を負う。その際に使用される統一された報告フォー

マットは、EUの基準に従って作成される予定である。

#### 第4節

##### 上市禁止の監視

(1)州法によって定められた管轄官庁は、違法に伐採された木材を市場で流通させてはならないという原則を念頭に置き、監視にあたる。しかし、この原則以外にも、木材の伐採に関連する留意すべき法規がある。特に重要とされる法規は、例えば、連邦と州の森林法、自然保護法、または個々のケースによっては適用される可能性があるドイツ水管理法や州水法などである。これらの法規に従い、木材が違法に伐採されていないか、伐採行為が法に抵触していないかどうかを監視する。伐採された木材の全体量のうち一部のみが違法伐採だと認められる場合は、土地の面積単位の違反行為だと判断されるケースもある。

(2)事実に裏付けされた根拠によって違反の疑いが浮上した場合、もしくは州法によって定められた管轄官庁が、木材が違法に伐採され、市場で流通していると認めた場合、木材流通・保安法（HolzSiG）第2条に従って、ただちに必要な措置を講じなくてはならない。その目的は、違反を突き止めることにより今後の違反を事前に防止すること、突き止めた違反を取り除くことである。当局の重要な役割は、責任の所在である市場参加者に、違法に伐採した木材を市場で流通させてはならないことを認識させることと、市場で流通させないよう適切な措置を講じることである。当局職員は、個々のケースの状況次第では、違法木材を押収、処分することができるだけでなく、収益も没収することができる。合法性を証明できる伐採許可なく木材が伐採されたと確認され次第、該当する木材は押収するのではなく、権利者へ返却しなくてはならない。

#### 第5節

##### 注意義務規則適用の監視

(1)市場参加者が、注意義務規則第4条第2項及び第3項、それに関連してEU木材規則NO.995/2010第6条、EU実施規則NO.607/2012第2条から第5条が要求する事項を満たしているかどうかの監視は、第3節第2項第1号が意味するところの監視に関するその他の法律、本状第3節第2項第3号が意味するところの動機に関連する監視措置に従って行われなくてはならない。

(2)監視を行う際、州法によって定められた管轄官庁は、市場参加者がEU木材規則NO.995/2010第6条第1項aが定めるところの以下に挙げる情報を含む記述を提示できる準備が整っているか、EU実施規則NO.607/2012第5条が定めているように、それを5年間保管していたかどうかをチェックしなければならない：

1. 商号、製品の種類、流通している木材の種類を含む記述。流通している木材の種類  
の名称が明確ではない場合は、これらに追加して、木材の種類を学名を記述しなくては  
ならない。
2. 伐採が行われた国とその国内のどの州、どの地域で行われたかの記述。
3. 体積、重量、製品単位の数を含む分量に関する記述。
4. その木材が納入された購買者の名前と住所に関する記述。
5. その木材が現在効力を有する法規に適合していることを明示する正式文書、また  
はそれを明示するその他の証明書。

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請  
求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけ  
どの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、  
それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官  
庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

(3)少なくとも EU 実施規則 NO.607/2012 第 4 条が定めている基準を満たしていると認  
められるシステムに則って、任意により木材合法証明書が提出された場合、この木材合法証  
明書を基に、第 2 項第 1 文第 5 号が定めている要求を満たしているかどうかを追加的にチ  
ェックする。

(4)市場参加者が、ある林業連合の組合員であるという理由で上記に挙げた情報にダイレ  
クトにアクセスできない場合、州法によって定められた管轄官庁は、当該の市場参加者が情  
報に即時アクセスできるよう手配しなくてはならない。この場合、HolzSiG 第 6 条第 1 項  
に則り、個々のケースの状況次第では、必要な情報を入手するため、各林業連合に連絡し、  
情報提供を依頼する。

(5)市場参加者がドイツ連邦共和国内の土地で自己の責任において木材を伐採した場合、  
伐採の際、その市場参加者が木材伐採に関するすべての法令を遵守していると自分自身で  
判断できていると確認することができれば、リスク評価手続き、リスク軽減手続きを適用し  
た調査は必須ではない。

(6)事実による裏付けを根拠にして嫌疑がかけられる場合、または、州法によって定めら

れた管轄官庁が秩序違反法を順守していないと判断した場合、当局は HolzSiG 第 2 条に従って今後の違反を事前に防止するために、また突き止めた違反を取り除くために必要な措置を講じなくてはならない。

### **第 3 項**

#### **その他の事案における監視**

#### 第 6 節

##### 取引業者の監視、追跡調査

(1)州法によって定められた管轄官庁が、ドイツ連邦共和国内の土地で違法に木材が伐採、上市されたという情報を入手した場合、当局は納入プロセスを遡ることによって該当する木材を調査する。その上で、当局の任務を遂行するために、必要な措置を講じなくてはならない。管轄官庁には、HolzSiG 第 2 条第 3 項に従って、その木材が末端消費者に届いていない限り、それを押収する権限が与えられている。このような追跡調査の際、当局は取引をしている人物が、EU 木材規則 NO.995/2010 第 5 条を遵守しているかどうかを監視しなくてはならない。

(2)追跡調査が州境を超える場合、管轄官庁は、調査対象の所在が認められる州に調査に関する情報を提供し、共同調査を行うべく調整を図る。追跡調査が国境を超える場合、連邦食糧・農業省が、調査対象の所在が認められる国々の管轄官庁と連絡を取った上、追跡調査に介入する。

#### 第 7 節

##### 監視機関の監視

州法によって定められた管轄官庁によって監視対象となっている市場参加者が、各州の管轄官庁の業務範囲内で活動する監視機関によって作成された注意義務規則を遵守している限り、管轄官庁は、本状第 1 節に挙げられている木材商法に関する規定に従って、監視機関を監視する。

### **第 2 条**

#### 森林繁殖原料に関する法律の範囲内における一般行政規則の廃止

(1)1985 年 11 月 5 日付の森林繁殖のための原料認可に関する一般行政規則（森林播種認可一般行政規則：1985 年 11 月 15 日付連邦官報第 214 号 a 参照のこと）は、－最終改定日は 1998 年 7 月 1 日であるが（連邦官報 9666 ページ）－、廃止される。

(2)1990年9月3日付の林業種物及び林業種苗に関する法律施行のための一般行政規則（森林播種認可一般行政規則：1990年9月19日付連邦官報第176号a参照のこと）は、廃止される。

### 第3条

施行

この法律は公布の翌日から施行される。

---

2013年11月25日 ベルリン

ドイツ連邦首相  
Dr.アンゲラ・メルケル

ドイツ連邦内務大臣  
連邦食糧・農業・消費者保護省の業務を代行して  
ハンス・ペーター・フリートリッヒ





## 4. イギリス

### 4-1 概要

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下、イギリス）は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの行政区域（以下、カントリー）で構成される。イングランド以外の3つのカントリーには地域議会が創設され、異なる地方制度が部分的に採用されているが、森林管理と林業に関する法制度は非常に似通っている<sup>1</sup>。

国土面積は約24.3万平方km（日本の約3分の2）、人口は約6,600万人（2017年）である。主要産業は自動車、航空機、電気機器、エレクトロニクス、化学、石油、ガス、金融とされている（外務省イギリス基礎データ<sup>2</sup>）。

#### 4-1-1 森林

林業コミッション（Forestry Commission）<sup>3</sup>が取りまとめた「林業統計2019年<sup>4</sup>」によれば、イギリスの森林面積は319万haで国土の13%を占める。1965年における森林面積は174万haであり、増加傾向にある（表4.1）。しかしながら、EU諸国の森林被覆率の平均値（38%）と比較すると、イギリスの森林被覆率は低い。

カントリー別の森林被覆率は、イングランド（10%）、ウェールズ（15%）、スコットランド（19%）、北アイルランド（8%）である。

表4.1 イギリスの森林面積の変化（1,000ha）

年	イングランド		ウェールズ		スコットランド		北アイルランド		イギリス	
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
1965	886	6.8	201	9.7	656	8.4	42	3.1	1,784	7.4
1980	948	7.3	241	11.6	920	11.8	67	4.9	2,175	9.0
1998	1,241	9.5	299	14.4	1,299	16.7	81	6.0	2,920	12.0
2019	1,308	10.0	309	14.9	1,457	18.7	113	8.2	3,187	13.1

出典：林業統計2019年

「林業統計2019年」によると、森林面積の内、針葉樹林は全体の51%を、広葉樹林が49%を占める。針葉樹林では、シトカスプルスが全面積の51%を占め、次いでヨーロッパアカマツ（17%）、ラーチ（10%）という構成である。広葉樹林については、シラカバが

<sup>1</sup> Forestry Commission (2017) The UK Forestry Standard. Edinburgue

<sup>2</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html>

<sup>3</sup> イングランドの森林を所管するイギリス政府の機関。以前は、スコットランドとウェールズの森林も所管していた。

<sup>4</sup> Forestry Commission (2019) Forestry Statistics 2019

全面積の 18%を占め、次いでオーク（16%）、アッシュ（12%）となっている。

所有権に関しては、イギリスの森林は大きく公有林と私有林に区分される。公有林を管理する機関はカントリーごとに定められており、林業コミッション（イングランド）、スコットランド林業・土地局（Forestry and Land Scotland）（スコットランド）、ウェールズ自然資源局（Natural Resources Wales）（ウェールズ）、森林局（Forest Service）（北アイルランド）となっている。これら公的機関が所有、または管理する森林は全森林面積の 27%であり、63%が私有林である（表 4.2）。

表 4.2 森林所有権タイプと森林面積（1000ha）

所有権	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド	イギリス
公有林	215	117	469	62	863
私有林	1,093	192	988	51	2,325
計	1,308	309	1,457	113	3,187

出典：林業統計 2019 年

#### 4-1-2 林業・林産業

「林業統計 2019 年」によると、2017 年における林業の総付加価値（Gross Value Added: GVA）<sup>5</sup>は 7 億ポンド、第一次木材加工産業（製材、パネル、紙・パルプの生産）の総付加価値（GVA）は 14 億 8 千万ポンドだと推定される。

林業・林産業に従事する人口は過去 5 年間ほとんど変化がない。「林業統計 2019 年」によると、2017 年において、イギリスでは 16,000 人が林業に従事し、27,000 人が第一次木材加工業に従事している。

また、林業コミッション（2017）<sup>6</sup>は、木材製品による市場的便益の他に、レクリエーションや、生物多様性、炭素固定機能などの森林の提供する生態系サービスについて年間 11 億ポンドの経済的価値があると推定している。

<sup>5</sup> 総付加価値（GVA）とは、産出高から中間消費を差し引いた数値であり、産業またはセクターによる GDP への貢献額を示す

<sup>6</sup> Forestry Commission (2017) 前掲

#### 4-2 木材需給の状況

イギリスは、木材・木材製品の主要な輸入・消費国でもある。「林業統計 2019 年」によると、2017 年における輸入額から輸出額を差し引いた木材と木材製品の貿易収支は 76 億米ドルに達し、中国に次いで世界で 2 番目であった。量ベースでは、2017 年においてイギリスが生産した木材製品は EU 全体の 2.4%であるのに対し、消費量は EU 全体の 9.6%を占めた。表 4.3 に木材製品（紙製品を除く）国内生産量、輸入量、輸出量、見掛消費量<sup>7</sup>の動向を示す。

表 4.3 木材製品国内生産量、輸入量、輸出量の推移（丸太換算量 100 万 m<sup>3</sup>）

年	国内生産量	輸入量	輸出量	見掛消費量
2009	8.6	39.5	4.2	44.0
2010	9.6	41.6	5.5	45.8
2011	10.0	40.6	5.2	45.5
2012	10.1	39.6	6.5	43.2
2013	10.8	42.2	6.2	46.8
2014	11.2	47.0	4.8	53.4
2015	10.6	49.3	4.1	55.8
2016	10.8	49.6	3.8	56.5
2017	10.9	50.3	4.2	57.0
2018	11.3	49.0	3.9	56.4

出典：林業統計 2019 年

##### 4-2-1 木材供給

国内生産量は若干の増加傾向を示すものの、ほぼ一定である。2009 年から 2018 年にかけて、イギリスの木材製品の国内生産量は、860 万 m<sup>3</sup>~1,130 万 m<sup>3</sup>であり、見掛消費量に対して 19.1%~23.4%であった（表 4.3）。

「林業統計 2019 年」によると、2018 年にイギリスで生産された木材のうち、93%は針葉樹材、7%が広葉樹材であった。針葉樹丸太生産の 60%、広葉樹丸太生産の 90%が私有林からのものであった。

##### 4-2-2 木材・木材製品の輸入

イギリスの木材製品別輸入量の推移を表 4.4 に、輸入額の推移を表 4.5 に示す。

<sup>7</sup> 見掛消費量とは、国内で人々と産業によって木材と木材製品として使われた量を意味する。

表 4.4 イギリスの木材製品輸入量（2009 年～2018 年）

年	1,000m <sup>3</sup>			1,000 トン				
	製材	木質パ ネル	*その他 木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計
2009	5,240	2,500	821	45	7,018	940	94	8,052
2010	5,699	2,701	1,071	551	7,254	1,094	115	8,462
2011	4,936	2,827	985	1,015	6,887	1,009	177	8,073
2012	5,179	2,650	965	1,487	6,631	1,021	160	7,812
2013	5,488	2,964	1,267	3,432	5,929	1,100	184	7,213
2014	6,425	3,260	1,329	4,773	5,949	1,234	136	7,319
2015	6,323	3,215	1,378	6,573	6,032	1,223	305	7,560
2016	6,794	3,410	1,121	6,782	5,876	1,092	125	7,092
2017	7,663	3,800	1,379	6,885	5,610	1,081	107	6,798
2018	7,213	3,878	1,766	7,992	5,525	1,066	120	6,711

注) \*その他木材は、丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

表 4.5 イギリスの木材製品輸入額（2009 年～2018 年）

年	製材	木質パ ネル	*その 他木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計	計
(100 万ポンド)									
2009	953	677	104	7	3,635	425	11	4,071	5,811
2010	1,199	781	110	69	3,997	593	17	4,607	6,765
2011	1,080	838	79	129	4,049	613	34	4,696	6,822
2012	1,084	791	75	185	3,727	519	21	4,266	6,402
2013	1,180	882	88	412	3,644	500	21	4,165	6,727
2014	1,420	936	80	547	3,667	509	19	4,196	7,180
2015	1,311	957	88	780	3,711	642	23	4,375	7,510
2016	1,423	1,010	85	915	3,434	557	13	4,003	7,436
2017	1,636	1,155	90	961	3,418	572	14	4,004	7,845
2018	1,743	1,201	122	1,117	3,415	639	21	4,075	8,257

注) \*その他木材：丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

イギリスの木材輸入額は、2018 年は 82.6 億ポンドであり増加傾向を示している。製品タイプ別では、紙・パルプが輸入総額に占める割合が非常に大きい。2018 年においては、紙・パルプ類が輸入額全体の約半分を占め（49%）、次いで製材（21%）、木質パネル（14%）、

木質ペレット（13%）という順序であった。過去10年間の紙・パルプの輸入金額がほぼ一定なのに対して、木質ペレットの輸入額は大きく増加している。また、製材と木質パネルの輸入額も約1.8倍近く増加した。

木材製品ごとの輸入先と、輸入量に対する各国の割合をEU諸国とそれ以外の国とに分けて表4.6に示す。

表4.6 イギリスの木材製品輸入先（2018年）

国	製材（針葉樹）	製材（広葉樹）	合板	パーティクルボード	木質ペレット	木質パルプ	紙・ボード
<b>製品ごとのイギリス輸入量に対する各国の割合（%）</b>							
スウェーデン	41	1	1	0	0	29	17
ドイツ	7	4	1	20	0	4	18
フィンランド	14	1	8	0	0	7	17
ラトビア	17	8	2	12	11	0	0
フランス	0	10	1	17	0	0	8
オランダ	0	3	0	0	0	13	4
アイルランド	6	3	0	14	0	0	1
イタリア	0	8	1	3	0	0	4
オーストリア	0	1	2	1	0	12	3
ベルギー	1	1	1	14	0	0	3
ポルトガル	0	0	0	8	3	1	2
スペイン	0	0	1	5	0	3	1
エストニア	2	14	0	0	3	0	0
その他EU28カ国	4	7	1	5	0	0	3
<b>EU諸国（計）</b>	<b>94</b>	<b>61</b>	<b>19</b>	<b>99</b>	<b>18</b>	<b>70</b>	<b>81</b>
米国	0	16	0	0	61	4	4
カナダ	1	3	1	0	19	0	2
中国	0	0	39	0	0	0	1
ブラジル	0	1	16	0	0	18	1
ロシア	5	1	8	1	2	0	1
ノルウェー	0	6	0	0	0	0	4
マレーシア	0	3	5	0	0	0	0
カメルーン	0	5	0	0	0	0	0
その他の非EU諸国	0	5	12	0	0	6	6
<b>非EU諸国（計）</b>	<b>6</b>	<b>39</b>	<b>81</b>	<b>1</b>	<b>82</b>	<b>30</b>	<b>19</b>

出典：林業統計2019年

イギリスは、針葉樹製材、パーティクルボード、紙・ボードのほとんどをEU諸国から輸入している。2018年における主要な輸入先とその割合（量ベース）は以下である：

- 針葉樹製材：スウェーデン（41%）、ラトビア（17%）、フィンランド（14%）
- パーティクルボード：ドイツ（20%）、フランス（17%）、アイルランド（14%）、ベルギー（14%）
- 紙・ボード：ドイツ（18%）、フィンランド（17%）、スウェーデン（17%）

広葉樹製材と木質パネルは EU 諸国と EU 域外の国から輸入している。2018 年における主要な輸入先とその割合（重量ベース）は以下である：

- 広葉樹製材：米国（16%）、エストニア（14%）、フランス（10%）、イタリア（8%）
- 木質パルプ：スウェーデン（29%）、ブラジル（18%）、オランダ（13%）、オーストリア 12（%）

合板と木質ペレットの輸入先は、EU 域外の国からの輸入がほとんどを占める。2018 年における主要な輸入先とその割合（量ベース）は以下である：

- 合板：中国（39%）、ブラジル（16%）、ロシア（8%）、マレーシア（5%）
- 木質ペレット：米国（61%）、カナダ（19%）

イギリスの熱帯丸太輸入について、輸入額の推移を図 4.1 に、主要な輸入先を図 4.2 に示す。イギリスは、フランスに次ぎ EU 内で第 2 位の熱帯産の木材・木材製品の消費国であり、2016 年には EU 全体の消費の約 14%を占めた（IDH 2019）<sup>8</sup>。一方で、熱帯丸太の輸入は、2006 年をピークに減少傾向にあり、2018 年の輸入額は 2006 年の 3 分の 1 以下であった（図 4.1）。

<sup>8</sup> IDH (2019) Unlocking Sustainable Tropical Timber Market Growth Through Data  
<https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2019/11/IDH-Unlocking-sust-tropical-timber-market-growth-through-data.pdf>

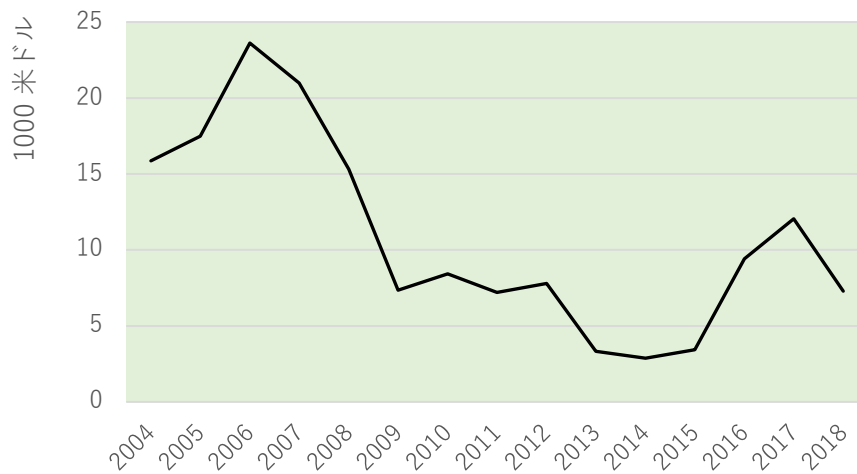


図 4.1 熱帯丸太の輸入経緯 (金額ベース)  
FAOSTAT<sup>9</sup>より作成

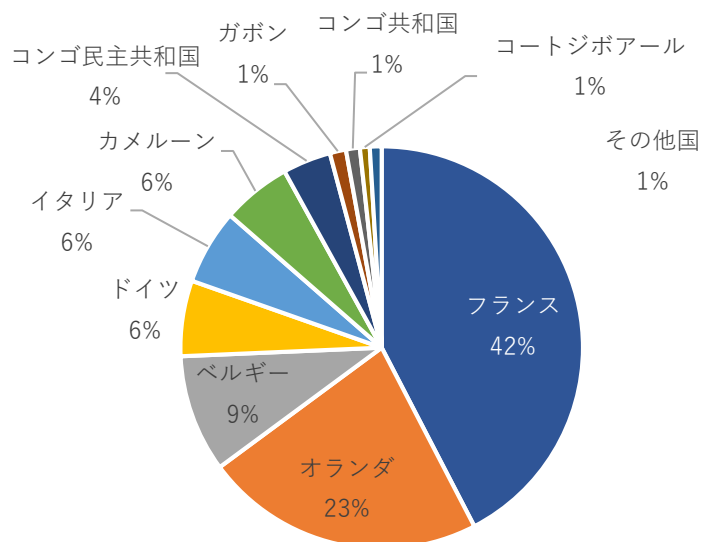


図 4.2 イギリスにおける熱帯丸太の輸入先 (金額ベース) 2017 年  
Resource Trade Earth<sup>10</sup>より作成

イギリスにとって熱帯丸太の主要な輸入先は、熱帯の伐採国ではなく、フランス、オランダ、ベルギー等の EU 諸国である。2017 年において、これら EU 諸国を介した輸入が熱帯産丸太の輸入額の 86%を占めた。伐採国からの直接輸入は、カメルーン、コンゴ民主共和国等の西アフリカ諸国からであり、全体の 13%であった。

<sup>9</sup> <http://www.fao.org/faostat/en/#data/FO>

<sup>10</sup> <https://resourcetrade.earth/data?year=2017&importer=826&category=127&units=value>

イギリスの EU 木材規則管轄官庁や業界団体とのヒアリングによると、EU 域内から輸入する場合、輸入事業者は合法性のリスク評価と低減措置（デューデリジェンス）<sup>11</sup>を実施する必要がないことから、熱帯諸国からの直接輸入よりも、EU 諸国を経由した輸入を行う輸入事業者数が増加したと推定される。

#### 4-2-3 木材の輸出

イギリスの木材製品別輸出量の推移を表 4.7 に、輸出額の推移を表 4.8 に示す。

表 4.7 イギリスの木材製品輸出量（2009 年～2018 年）

年	1,000m <sup>3</sup>			1,000 トン				
	製材	木質パ ネル	*その他 木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計
2009	203	451	657	12	896	22	4,444	5,361
2010	195	509	1,029	60	926	35	4,388	5,349
2011	162	546	1,430	38	974	32	4,479	5,485
2012	141	597	1,779	54	1,102	36	4,447	5,585
2013	167	432	1,267	106	1,119	23	4,248	5,390
2014	175	404	1,083	98	1,010	21	4,436	5,467
2015	187	286	1,018	88	807	24	4,881	5,712
2016	193	314	810	21	760	7	4,932	5,700
2017	218	374	638	126	788	7	4,733	5,528
2018	238	298	595	63	771	15	4,540	5,326

注) \*その他木材は、丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

<sup>11</sup> デューデリジェンスの詳細は 4-4-2, 1)(2)を参照



表 4.8 イギリスの木材製品輸出額（2009 年～2018 年）

年	製材	木質パ ネル	*その 他木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計	計
(100 万ポンド)									
2009	41	104	20	2	1,010	10	342	1,362	1,530
2010	47	113	35	7	1,068	18	524	1,610	1,812
2011	41	128	50	3	1,044	11	595	1,650	1,872
2012	34	130	51	4	1,048	10	531	1,589	1,807
2013	37	109	47	5	1,017	8	494	1,519	1,717
2014	43	107	39	2	997	7	476	1,480	1,672
2015	44	75	35	1	901	7	534	1,441	1,597
2016	50	91	26	0	838	4	465	1,307	1,473
2017	55	109	41	6	997	5	649	1,651	1,861
2018	64	103	41	5	1,022	5	570	1,597	1,810

注) \*その他木材は、丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

イギリスの 2018 年における木材製品輸出総額は、18 億ポンドで同年の輸入額の 21.9% であった。製品タイプ毎では、再生紙を含む紙・パルプが輸出額のほとんどを占めており、2018 年は木材製品輸出総額の 88.2% に達した。

#### 4-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等

イギリスは上述のように4つのカントリーで構成される。イングランド以外の3つのカントリーには地域議会が創設されており、林業行政を管轄、実施する権限は、各カントリーの行政機関に移譲されている<sup>12</sup>。

表 4.9 各カントリーの林業を所管する行政機関

カントリー	森林行政所管機関	実施機関
イングランド	イギリス政府の環境・食糧・農村地域省 (Defra)	林業コミッション (Forestry Commission) <sup>13</sup>
スコットランド	スコットランド林業 (Scottish Forestry)	スコットランド林業・土地局 (Forestry and Land Scotland)
ウェールズ	ウェールズ政府	ウェールズ自然資源局 (Natural Resources Wales)
北アイルランド	農業・環境・農村地域省 (北アイルランド)	森林局 (Forest Service)

出典：「イギリス林業基準」及び「スコットランド林業・土地局 (Forestry and Land Scotland) ウェブサイト<sup>14</sup>」

イングランド、スコットランド、ウェールズにおける林業と森林伐採を規定する主要な法律は、1967年に制定された「林業法 1967 (Forestry Act 1967)」である。同法は「野生動物・地方 (改訂) 法 1985」によって改訂された。また、スコットランド自治政府は、林業と環境のバランスを図るために独自に「スコットランド自然保全法 2004 (The Nature Conservation (Scotland) Act 2004)」を制定し、2018年には「スコットランド林業と土地管理法 (The Forestry and Land Management (Scotland) Act 2018)」を制定し、森林伐採に関する手続きの改訂を行った。また北アイルランドは、「北アイルランド林業法 2010 (The Forestry Act (Northern Ireland) 2010)」を制定した。このように、カントリー間で異なる制度が採用されるが、カントリー間で法制度は非常に似通っている<sup>15</sup>。

全てのカントリーで共通して適用される林業の制度は、1998年に策定された (2017年に第4版となる改訂版を策定) 「UK 林業基準 (UK Forestry Standard: UKFS)」である。同基準は、森林管理や環境に関する国際的合意事項と EU で定められた要件を反映させ、イギリ

<sup>12</sup> 権限には、森林政策の策定と実施、補助金等の提供、林業活動の取り締まりとモニタリングが含まれ、特にスコットランドへの権限委譲が進んでいるといわれる。

<sup>13</sup> 以前は、スコットランドとウェールズの森林も管理していたが、カントリーへの権限移譲に伴い、現在はイングランドの森林のみを管理している

<sup>14</sup> <https://forestryandland.gov.scot/>

<sup>15</sup> Forestry Commission (2017) 前掲

ス国内のすべての森林に適用される持続的森林管理のための法的要件とガイダンスを提供し、モニタリングと報告について規定する。

また、イギリス国内で生産された木材を市場に流通させるには、EU 木材規則およびイギリス国内法として定められた「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013 (The Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013) <sup>16</sup>」に従い、デューデリジェンスの実施が必要となる。

#### 4-3-1. イギリスにおける森林資源管理及び丸太生産に係る法制度

上述したように、カントリー間で異なる制度が採用されるが、法制度は非常に似通っており、「UK 林業基準」はイギリス全国で適用される基準である。本章は、「UK 林業基準」を基に、イングランドで適用される制度についてについて報告する。

##### 1) 伐採ライセンス（イングランド）

伐採には、森林の所有権または所有者との土地のリース契約を保有し、伐採ライセンス（Tree felling license）<sup>17</sup>の取得が必要である。ライセンスの不保持や適切な許可なく伐採が行われた場合、または間違った樹木を伐採した場合には、起訴の対象となる。

伐採ライセンスの申請には、「UK 林業基準」にて示された基準と要件を満たした「森林管理計画（Woodland management plan）」の作成が必要となる。承認された森林管理計画を基に、最長 10 年間の伐採ライセンスを申請することができる。

植生回復と環境保全の観点から、伐採ライセンスには伐採後の補植について要件が含まれる。また、伐採区域が樹木保全指示（Tree preservation order: TPO）で指定される地域や、特別科学的関心地(Site of Special Scientific Interest: SSSI)と重複する場合には、該当する場所の森林管理に関する追加的な計画を作成する必要がある。また、欧州保護種（European protected species: EPS）で指定された種に伐採が悪影響を及ぼす可能性がある場合には、EPS 緩和ライセンス（EPS mitigation licence）の取得が求められる場合もある。病害とその拡散リスクのあるラーチが伐採の対象の場合には、伐採ライセンスの申請に特別な注意事項が含まれる。

なお、以下に該当する場合は、伐採ライセンスは必要とされない：

- 小規模の伐採：四半期の伐採量が 5m<sup>3</sup>以下の伐採、または 2 m<sup>3</sup>以下の販売
- 風害を受けた樹木および枯死木

<sup>16</sup> 同規則の詳細は、4-4-1,1)を参照

<sup>17</sup> スコットランドでは、2018年と2019年の林業制度改定（脚注12参照）によって、伐採ライセンスから、伐採許可（Felling Permission）と制度名を改正した（<https://forestry.gov.scot/support-regulations/felling-permissions>）

- 病害に関する通告 (Statutory Plant Health Notice) を発行された樹木

## 2) 伐採ライセンスの確認 (イングランド)

イングランドでは、林業コミッションのウェブサイト「Forestry Commission Public Register for England」<sup>18</sup>で、申請された伐採ライセンスの承認状況を確認することが出来る。

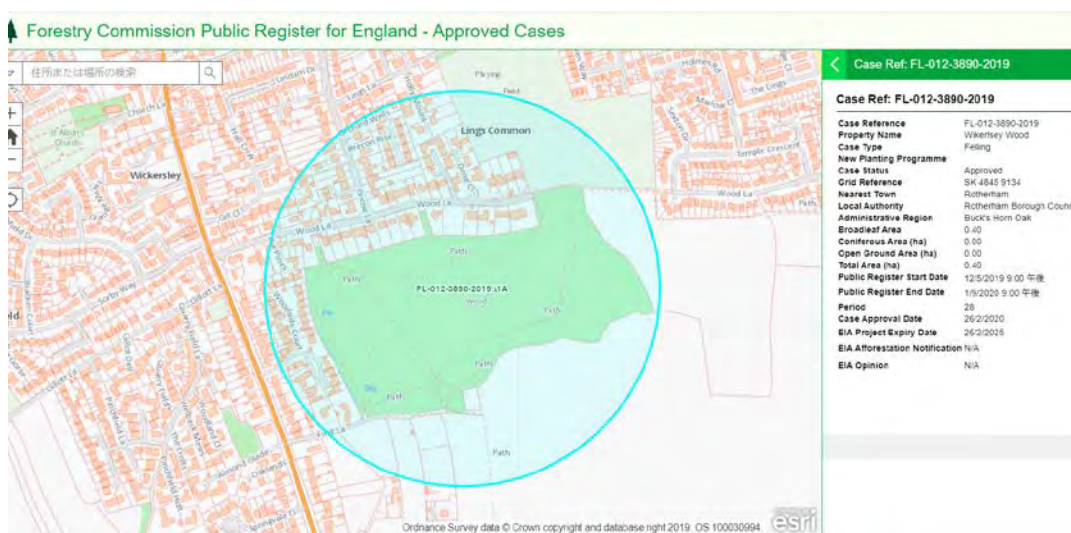


図 4.3 「Forestry Commission Public Register for England」で確認できる承認された伐採ライセンスの例

ウェブサイト上では、伐採ライセンスの参照番号、場所、面積、土地の名称、承認日等の情報が示される (図 4.3)。

### 4-3-2 イギリス国産材の流通に関する法令

EU 木材規則で定められたデューデリジェンスの義務は、木材・木材製品を EU の市場に最初に出荷する事業者 (オペレーター) に対するものであり、イギリスの木材生産者も該当する。林業コミッションは、国内の木材生産者のために、EU 木材規則のイギリス管轄官庁<sup>19</sup>と、各カントリーの森林行政機関と協力して、EU 木材規則の要件を満たすためのガイダンス (Developing an EU Timber Regulation due diligence system: practical steps) とフォーム (EUTR DDS Proforma)<sup>20</sup>を策定した。フォームには、承認された伐採ライセンス、ま

<sup>18</sup> <https://www.gov.uk/guidance/consultation-and-the-public-registers>

<sup>19</sup> EU 木材規則のイギリス管轄官庁は 4-4-1,2)(1)を参照

<sup>20</sup> ガイダンスとフォームは、リンク先のガイダンス文書「CPET Guidance for the Growers of Timber in the UK」付属資料 2 と 3 に記載される。

([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/324795/CPET\\_Growers\\_Guide\\_-\\_Final\\_Dec13.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/324795/CPET_Growers_Guide_-_Final_Dec13.pdf))

たは森林管理計画の情報の他、森林認証の有無を記す。事業者（オペレーター）は、フォームを5年間保管する必要がある。

なお、林業コミッション（2013）<sup>21</sup>によると、イギリス国内の違法伐採の発生は低く、伐採量の1%以下と推定される。同様に、NGOであるNEPCon（2017）<sup>22</sup>も、イギリスにおける違法伐採のリスクは非常に低いという評価を行った。

#### 4-3-3 イギリスにおける森林認証制度

イギリスでは林業コミッションが主体となり、FSC-UK、森林所有者、林業・木材生産・利用関係者、環境NGO等を集めて協議し、イギリス森林認証スキーム（UK Woodland Assurance Standard: UKWAS）を策定した。イギリス国内における持続的な森林管理に関する基準と認証制度であり、2018年4月1日に第4版<sup>23</sup>が完成した。UKWASは、FSCの原則と基準を満たすよう策定され、FSCからの承認を受けてUKWASで認証されたものについてFSCのロゴを使用できる<sup>24</sup>。また、PEFC-UKの持続的森林管理認証スキームは、UKWASを取り入れており相互承認となっている<sup>25</sup>。

FSC認証については2019年12月時点で、2,265事業者がCoC認証を取得、1,620,367haの森林が森林管理認証を受けている<sup>26</sup>。PEFC認証については、2018年12月時点で、10,575事業者がCoC認証を取得、1,475,385haの森林が森林管理認証を受けている（PEFC-UK 2019<sup>27</sup>）。

<sup>21</sup> Forestry Commission(2013) CEPT Guidance for the Growers of Timber in UK: What wouldland owners and managers need to know about, Department for Environment, Food & Rural Affairs.

<sup>22</sup> NEPCon (2017) Timber Legality Risk Assessment: United Kingdom

<sup>23</sup> [http://ukwas.org.uk/wp-content/uploads/2018/05/UKWAS\\_Standard\\_FourthEdition\\_digital.pdf](http://ukwas.org.uk/wp-content/uploads/2018/05/UKWAS_Standard_FourthEdition_digital.pdf)

<sup>24</sup> UKWAS ウェブサイト (<http://ukwas.org.uk/ukwas-3-1-approved-by-fsc/>)

<sup>25</sup> UKWAS ウェブサイト (<http://ukwas.org.uk/getting-certified/>)

<sup>26</sup> FSC ウェブサイト (<https://www.fsc-uk.org/en-uk>)

<sup>27</sup> PEFC-UK (2019) PEFC Annual Report 2019 (<https://www.pefc.co.uk/publications/annual-report-2019>)

#### 4-4 EU 木材規則の実施

イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱した。イギリス政府によると、11 か月の移行期間として、2020 年 12 月 31 日までは EU 木材規則が適用され、2021 年 1 月 1 日からイギリスの新しいルールが適用されることになる<sup>28</sup>。さらに、イギリスの EU 木材規則管轄官庁 (OPSS 2019)<sup>29</sup>は、デューデリジェンスに関する要件は同じであるが、その実施義務はイギリス市場に最初に出荷する木材輸入事業者が対象になる、と説明する。つまり、EU と合意がなされない場合、EU 諸国から輸入される木材・木材製品についてもデューデリジェンス義務が課せられることになると想定されている。しかしながら、EU からの木材・木材製品の輸入をどう取り扱うのかは、EU との離脱交渉の一部であり、2020 年後半に詳細が明らかになる予定である。

本章は、現在策定中の 2021 年以降から開始される制度ではなく、調査実施時 (2019 年 9 月) での、イギリスにおける EU 木材規則の施行と事業者の取組について報告する。

##### 4-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

###### 1) EU 木材規則実施のための国内法令

イギリス政府は、EU 木材規則に準拠する国内法として、「木材および木材製品 (市場への導入) 規則 2013」を定め、EU 木材規則と同じ 2013 年 3 月 3 日から施行を開始した。同規則は 4 部 17 条から構成される (表 4.10)。

<sup>28</sup> イギリス政府ウェブサイト (<https://www.gov.uk/guidance/trading-timber-imports-and-exports-if-theres-no-brexit-deal>)

<sup>29</sup> OPSS (2019) UK Timber Regulations and EU Exit [UK Timber Regulations Workshop 発表資料、リバプール、2019 年 9 月 24 日]

表 4.10 木材および木材製品（市場への導入）規則 2013<sup>30</sup>

部	条
第 1 部 導入	1. 解釈
	2. 管轄官庁
	3. 検査
第 2 部 違反行為	4. 違反行為
	5. デューデリジェンスに関する防御のための主張
	6. 法人、パートナーシップ、非法人団体による違反行為
第 3 部 法の執行	7. 立ち入り検査の権限
	8. 検査の権限
	9. 押収の権限
	10. 検査官に対する妨害行為
	11. 是正措置の通告（Notice of Remedial Action）
	12. 是正措置の通告に対する異議の申し立て
	13. 罰則
	14. 取締り調査費用の回収
第 4 部 その他の規定	15. 執行力の制限
	16. 通知のサービス
	17. 法のレビュー

(1) 違反行為

第 4 条により以下の行為が違反とされる：

- (a) 違法に伐採された木材を市場に出荷すること（EU 木材規則第 4 条（1））
- (b) デューデリジェンス義務の不履行（EU 木材規則第 4 条（2））
- (c) デューデリジェンスシステムを維持し評価する義務の不履行（EU 木材規則第 4 条（3））
- (d) トレーサビリティ確保の義務の不履行（EU 木材規制第 5 条）
- (e) 記録保持の義務の不履行（EU 木材規制第 5 条（1））
- (f) 政府当局による検査の妨害
- (g) 是正措置の通告に対する不遵守

<sup>30</sup> <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/233/contents/made>

(a) から (e) までの項目は、EU 木材規制で定められた木材・木材製品を EU 域内市場に最初に出荷する事業者 (Operator) と、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入する取引業者 (Trader) の義務であり、(f) 及び (g) はイギリス固有の取締りに関する規定である。これら項目のうち特に、(a) 違法伐採木材の EU 域内市場への出荷禁止と (b) で定められたデューデリジェンスの義務に関する違反については、第 5 条で「デューデリジェンスに関する防御のための主張」が事業者に認められている。(a) と (b) について違反を犯したとされる事業者は、デューデリジェンスシステムを適切に使用したことを示し反論することができる、としている。

## (2) 取締りと罰則

国内法の第 3 部は政府当局による執行 (取締り) について規定している。第 7 条は、政府の検査官が EU 木材規則やその施行法の実施の取締りのために事業者の敷地に立ち入る権限があることを定めている。また、第 8 条に基づき、木材の他、貨物や器具なども検査対象となり、検査官はコンピューター上の文書や記録などを入手すること、そして検査のために木材のサンプルを取ることができる。第 9 条は、押収について規定している。検査官は、検査の対象となった者が違法材を EU 市場に持ち込んだ疑いがあると判断する合理的な根拠がある場合、木材製品を押収することができる。

第 11 条と 12 条は是正措置の通告<sup>31</sup>について定めている。デューデリジェンス義務とデューデリジェンスシステムを維持し評価することについて、検査官は違反と思われるケースに対して是正措置の通告を発行することができる。通告を受けた事業者は、指定された期日までに適切な措置を行う義務がある。通告に対して不服のある場合、事業者は裁判所に申立てをすることができる。

罰則は第 13 条にて規定され、第 4 条 (a) 違法に伐採された木材の市場への出荷、(b) デューデリジェンス義務の不履行、(c) デューデリジェンスシステムの維持と評価の不履行について、法律で定められる最大限を超えない罰金、もしくは 3 ヶ月以下の懲役、またはその両方が課せられる。それ以外の違反 ((d)~(g)) の場合は、5,000 ポンド以下の罰金となる。

## 2) EU 木材規則 実施のための執行体制

### (1) 管轄官庁

イギリスの EU 木材規則管轄官庁 (Competent Authority: CA) は、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy and Industrial Strategy: BEIS) の製品安全・基準局 (Office for Product Safety and Standards: OPSS) である。OPSS は、国内で流通する製品が法律で定められた基準を満たしていることの実査、また民間事業者が

<sup>31</sup> 詳細は、4-4-2 を参照



義務を果たすよう支援を行う政府機関であり、環境と森林行政を所管する Defra の代わりに EU 木材規則の管轄官庁の役割を果たす。EU 木材規則執行のための専属職員は、5 名割り当てられている。EU 木材規則を担当するチームは、ロンドン郊外のテディントンに位置する OPSS 事務所を本部とするが、ロンドンとバーミンガムにも事務所がある。バーミンガム事務所は FLEGT ライセンスの検査を担当する。

EU 木材規則執行のための年間予算は、60 万ポンド である。予算には、人件費、木材関連事業者に対する啓蒙活動とワークショップ費用、法執行活動の費用、検査のための木材製品購入費と樹種同定や産地検査費用が含まれる。

イギリスでは、OPSS の他、Defra も EU 木材規則の施行に関与している。例えば、2014 年に OPSS と協力して木材・木材製品の貿易について木材事業者に対してガイダンス<sup>32</sup>を提供した。また、Defra は「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」（第 17 条）で定められた法のレビューを実施し、2018 年に報告書<sup>33</sup>を作成した。

## (2) 税関

EU 木材規則実施に関して、税関を管轄する歳入関税庁 (HM Revenue & Customs : HMRC) と UK Border Force の責務は「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」で規定されておらず、税関から OPSS に対して定期的に情報共有は行われない。OPSS は自ら、一般に公開されている貿易データベース (UK Trade Info Trade INf)<sup>34</sup>を確認する必要がある。OPSS は本データベースを用いて、事業者レベルの情報を確認することができる (図 4.4)。

<sup>32</sup> OPSS and Defra (2014) Guidance for businesses trading in timber and timber-related products.  
(<https://www.gov.uk/guidance/eu-timber-regulation-guidance-for-business-and-industry>)

<sup>33</sup> Defra (2018) Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013 Post Implementation Review.  
([http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/233/pdfs/uksiod\\_20130233\\_en\\_001.pdf](http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/233/pdfs/uksiod_20130233_en_001.pdf))

<sup>34</sup> <https://www.uktradeinfo.com/Pages/Home.aspx>

uktradeinfo

HM Revenue & Customs

CONTACT US SITE MAP ACCESSIBILITY

Search this site... Search

Advanced Search

HOME ABOUT US STATISTICS CODES & GUIDES TRADE TOOLS INTRASTAT

HOME TRADE TOOLS IMPORTERS DETAILS IMPORTERS SEARCH RESULTS

IMPORTERS DETAILS SEARCH RESULTS

19 results returned on following Search Criteria, [Redacted]

Refine Search Save File

Page 1 of 2 (19 items)

製品の説明

Company Name	Comcode	Description	Month Imported	Address
[Redacted]	44	Wood and articles of wood; wood charcoal	May 2018, Jun 2018, Aug 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
[Redacted]	44071190	Pine "Pinus spp." sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. end-jointed a	Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jun 2018, Aug 2018, Nov 2018	THE CAUSEWAY
[Redacted]	44071990	Coniferous wood sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. pine "Pinus spp	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jun 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
[Redacted]	44072590	Dark red meranti, light red meranti and meranti bakau, sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thi	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
[Redacted]	44072799	Sapelli, sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. planed, sanded or end-	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018	THE CAUSEWAY

図 4.4 貿易データベース（UK Trade Info Trade Inf）で検索できる事業者の情報例

### (3) 監視団体

EU 木材規則で定められた、木材・木材製品を EU の市場へ最初に出荷する事業者（オペレーター）は、デューデリジェンスを実施するに当たって、①当該事業者が独自に開発したデューデリジェンスシステムの使用、または②欧州委員会が認定した監視団体（Monitoring Organization: MO）が開発、提供するシステムの使用を選択できる。EU 木材規則第 8 条により、監視団体の役割は以下のように定められる：

- デューデリジェンスシステムを開発する
- 事業者にデューデリジェンスシステムを提供する
- 提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者がシステムを適切に使用しているかどうか確認する
- 繰り返しや重大な違反がある場合に管轄官庁に報告する

監視団体は、業務を遂行する上で利害関係のない民間企業や団体であり、EU 木材規則に定められた要件に基づき欧州委員会が承認、登録する。監視団体は、その活動内容について所在する国の管轄官庁からの検査を受けることになっている。2019 年 11 月時点で 13 組織が監視団体として登録しているが、イギリスで活動を登録している監視団体は、SGS と Soil Association の 2 団体である。「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」では、監視団体に関連する具体的な規則は記されていないが、監視団体は 2 年に一度、OPSS に報告書を提出し、OPSS は監視団体の活動についてレビューを行う<sup>35</sup>。

<sup>35</sup> 詳細は、4-4-2 章を参照

#### 4-4-2 EU 木材規則の実施

EU 木材規則の実施の状況を調査するために、イギリスの管轄官庁、監視団体、及び業界団体に対してインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

##### 1) 管轄官庁による EU 木材規則の実施

###### (1) リスクベースアプローチ

OPSS による木材関連事業者に対する取締り・検査は、EU 域外から木材・木材製品を輸入する事業者だけを対象として、取引業者（トレーダー）に対しては行っていない。違法に伐採された木材を市場から排除するには、最初に市場へ木材・木材製品を出荷する事業者（オペレーター）への取締りを優先すべきであり、このことが効果的であるという認識である。

EU 木材規則第 10 条に基づき、OPSS は、合法性リスクと輸入量を検討した上で、該当する事業者を 10～15 事業者程特定して検査を実施するリスクベースアプローチを適用している。リスクベースアプローチによって、限られたスタッフと予算の中、効率よく検査、取締りを行うことが可能となっている。検査対象事業者を選定する基準は、原産国または加工国のリスク、製品リスク（合板等）、樹種リスクである。OPSS は、6 か月毎（4 月～10 月及び 10 月～4 月）に以下のプロセスで検査を実施している：

- 検査対象とする国や木材製品の輸入量が多い事業者を特定
- 対象とする国の法令情報の調査
- 検査対象事業者のデューデリジェンスシステムの検査
- 結論

さらに、検査の一環として OPSS は、検査対象事業者の製品を購入し<sup>36</sup>、民間の検査機関である EPSL（European Plant Science Laboratory: EPSL）と Agroisolib に樹種と原産地検査を依頼、実施している。これまでのケースでは、樹種と産地同定検査は、事業者がどこまでデューデリジェンスを実施したか検証するために使っているが、将来的には、伐採の合法性、または違法性を示す証拠として利用できることを OPSS は期待している。

検査対象とするオペレーターの選定には、税関の情報が不可欠であるが、上述のとおり、税関を管轄する歳入関税庁と UK Border Force の責務は EU 木材規則実施に関して規定されていない。入関税庁は通関に必要な文書を確認するだけで、木材の合法性に関する確認は行わない。OPSS は、自ら貿易データベースを確認する必要がある。検査対象オペレーターの選定には、NGO や市民社会からの報告書や個別の通報情報による場合もある。また、過

<sup>36</sup> OPSS が検査機関に送るサンプルの数は年ごとに代わるが、検査対象事業者の内、約 50～75%となっている。

去に行った検査で違反が発覚したオペレーターも検査の対象としている。

イギリスでは、これまでに原産国（ウクライナ、カメルーン、コートジボアール、コンゴ民主共和国、南米諸国、ロシア）、製品では合板（中国産）とMDF、家具（トルコ産）、樹種ではローズウッド、チーク（ミャンマー）が検査対象事業者選定の基準として採用された。検査対象とする国や樹種、製品タイプを検討する際には、OPSSはNEPCon Sourcing Hub等の、一般に入手可能な情報を活用する他、EU諸国の管轄官庁との情報交換で得られた情報を参考にしている。イギリスの国産材については合法性リスクが低いと評価されており、国産材事業者は検査の対象となっていない。

伐採が合法的に行われたか違法であったかを証明することは非常に困難であるという理解の上で、OPSSが検査するのは、オペレーターがデューデリジェンスを適切に実施したかどうかである。検査対象となるオペレーターを選定後、OPSSは検査について2週間程前に通知、関連文書の提出を求めてから立ち入り検査を実施する手段と、通知なしに立ち入り検査を実施する手段を使い分ける。

図4.5は、OPSSが木材関連事業者に対して説明するデューデリジェンスシステムである。OPSSは、EU木材規則に基づき、「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」がデューデリジェンスを実施する要素であるが、その中身については、特に決まったモデルはないと説明する。事業者の規模と能力によって、情報収集能力や、実施可能なリスク低減措置は異なる。

情報へのアクセス	リスク評価	リスク低減
<ul style="list-style-type: none"><li>•製品の概要</li><li>•樹種</li><li>•伐採国</li><li>•量・数</li><li>•サプライヤー情報</li><li>•法の遵守を示す公的文書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>•第3者検証</li><li>•樹種リスク</li><li>•伐採国のリスク</li><li>•サプライチェーンの複雑さ</li><li>•罰則履歴</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>•公的・証明文書の評価</li><li>•サプライチェーンの評価</li><li>•認証の活用</li><li>•製品の検査</li><li>•現場視察</li></ul>

図 4.5 OPSS が木材関連事業者に対して説明するデューデリジェンスシステム

出典：OPSS 提供資料

OPSSは、リスク評価に関して、事業者は、EU木材規則が定めるリスク基準についてどのような情報源（指標、報告書、ウェブサイト）を調べたのか、リスク評価の証拠と、その

判断に至った理由を示す必要があると強調する。「無視できるリスクではない」という判断に至った場合、事業者はサプライチェーンを変更する必要がある。

OPSS の検査を受けた経験のある事業者によると、OPSS の立ち入り検査は 6 時間程度である。検査では、収集した公的文書の内容とその文書が何の合法性を示すのか、そしてリスク評価を行った証拠と、「無視できるリスク」だと判断に至った理由について説明を求められた。

## (2) 検査の実績と罰則の適用

イギリス政府は、「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」の施行を 2013 年 3 月 3 日から開始した。しかしながら、オペレーター取締りと罰則の適用を施行後すぐに開始したわけではなく、段階的に取組を強化してきている。2013 年から 2015 年の間は木材関連事業者に対する啓発活動に焦点をあて、段階的にリスクベースのアプローチによる検査と罰則を適用してきた（図 4.6）。

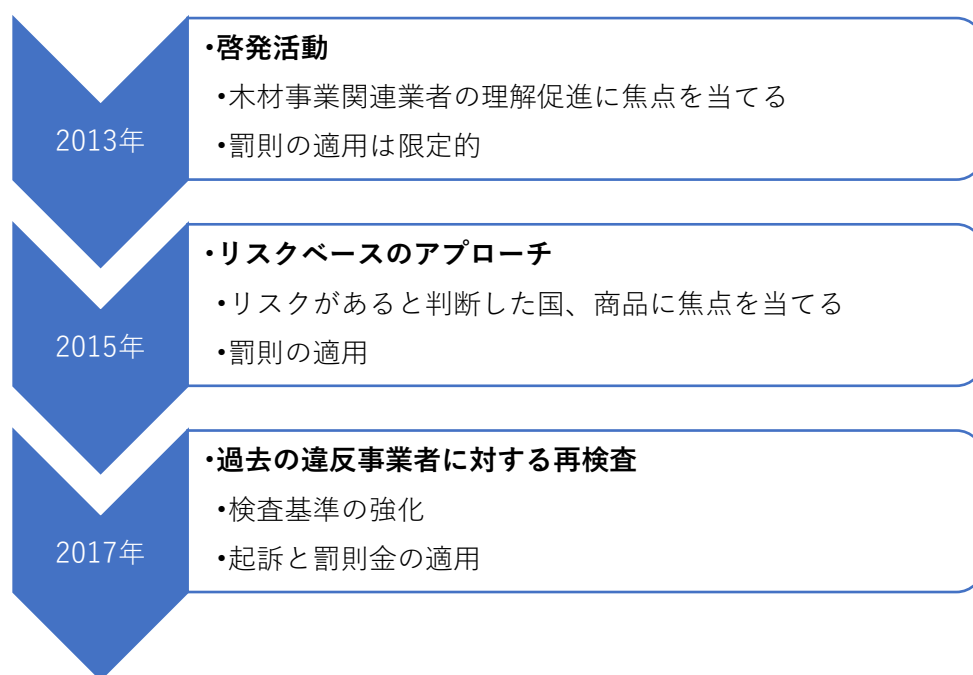


図 4.6 イギリスにおける EU 木材規則実施の過程

出典：OPSS 提供資料

2015 年にリスクベースのアプローチに移行してからは、OPSS は違反の程度を考慮して、3 段階の罰則を適用している（図 4.7）

Warning Letter (警告書)	Notice of Remedial Action (是正措置の通 告)	Prosecution (起訴)
<ul style="list-style-type: none"> <li>•軽度の違反行為</li> <li>•不遵守であったが、適切な措置をとるようになった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•違反行為（デューデリジェンスシステムを使用・維持していない）</li> <li>•是正措置を特定</li> <li>•一定期間内に措置を行うことを要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•デューデリジェンスシステム使用の継続的拒否</li> <li>•是正措置の通告に対する違反</li> <li>•違反行為の程度が起訴に相当</li> <li>•上限のない罰則金 または最大2年間の懲役刑</li> </ul>

図 4.7 イギリスで適用される 3 段階の罰則

出典：OPSS 提供資料

「警告書」は、当該事業者に対して出されるだけで、一般に公開されないが、「是正措置の通告」と「起訴」の対象となった事業者は、OPSS のウェブサイト で名前と違反内容（例、デューデリジェンス義務の不履行）と日付、木材製品タイプについて公開される（図4.8）。

OPSS によると、「警告書」か「是正処置の通告」かの判断をする際の重要な違いは、当該事業者が行ったリスク評価と低減措置のクオリティである。OPSS は、初めての違反の場合には、「起訴」を検討することはほとんどない。「起訴」を行う場合は、それ以前の検査で「是正措置の通告」を出したにも関わらず、当該事業者が是正措置を取らなかった場合である。この違反は、国内法第 4 条(g)で規定された是正措置の通告に対する不遵守に該当する。

Office for Product Safety & Standards

**Enforcement Action taken in the period:  
1 April to 30 September 2019**

The Office for Product Safety and Standards (OPSS) is part of the Department for Business, Energy & Industrial Strategy. We oversee the regulatory system for product safety and standards in the UK. Our purpose is to make regulation work, so that it protects people and enables businesses to understand their obligations. The statutory enforcement actions listed below were taken by OPSS in 2019.

**May 2019**

**Company:** [Redacted]

**Action taken:** Notice of Remedial Actions, issued on 29<sup>th</sup> May 2019 under Regulation 11 of the Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013

**Product:** Wooden furniture imported under Commodity Code 9403 from Turkey

**Breached regulation details:** Regulation 4(b) of the Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013.

**Detail:** [Redacted] failed to implement measures to ensure the timber used had been legally harvested. OPSS subsequently received written confirmation from Décor Home Furniture Ltd that it is now meeting the obligations of an operator.

事業者名

罰則：是正措置の通告

木材製品名：トルコから輸入され木製家具

違反となった法律：「木材および木材製品（市場への導入）規則2013」第4条

違反内容：使われた木材が合法的に伐採されたかどうかを確認する措置を取らなかった

図 4.8 公開された是正処置の通告例

出典：OPSS (2019)のウェブサイト<sup>37</sup>

2017年3月から2019年6月にかけて100社のオペレーターを対象に検査が実施され、警告書（32社）、是正処置の通告（25社）、起訴（3件）という結果であった（表4.11）

表 4.11 検査結果（2017年3月～2019年6月）

期間	検査した事業者数	結果		
		警告書	是正処置の通告	起訴
2017年3月～2017年5月	11	1	2	1
2017年6月～2017年11月	27	7	10	1
2017年12月～2018年6月	20	10	7	1
2018年7月～2018年12月	23	7	4	
2019年1月～2019年6月	19	7	2	

出典：UNEP-WCMC「Overviews of Competent Authority EU Timber Regulation checks」<sup>38</sup>

2019年までにデューデリジェンス義務の不履行に関して3件の起訴が行われた（表4.11）。起訴された事業者3社とも一度「是正措置の通告」を受けたにも関わらず改善措置をとっていなかった。3件の起訴事例では、デューデリジェンス義務の不履行1件につき4,000～

<sup>37</sup> OPSS (2019) Enforcement Action taken in the period: 1 April to 30 September 2019 September 2019.

<sup>38</sup> <https://www.unep-wcmc.org/resources-and-data/overviews-of-competent-authority-eu-timber-regulation-checks>



5,000 ポンドの罰金と取り締まり調査費用がオペレーターに課せられた。これまでに1事業者に課せられた最大の罰金は、2つの荷口に対するデューデリジェンス違反(8,000 ポンド)と取り締まり調査費用の合計で、13,347.86 ポンド (約 185 万円) であった (表 4.12)。

表 4.12 起訴の事例

起訴年月	起訴内容	罰則金額 (取締り調査費用の回収を含む)	輸入した木材製品
2017年10月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	8,120 ポンド (約 110 万円)	インドから輸入したサイドボード
2018年2月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	7,443 ポンド (約 102 万円)	カメルーンから輸入した ayous ( <i>Triplochiton scleroxylon</i> ) 材
2019年9月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	13,347.86 ポンド (約 185 万円)	ブラジルマツのベッドフレーム、米国産オークを用いた引き出し

出典：OPSS 「Stationary enforcement actions」<sup>39</sup>

表 4.12 に示した起訴事例の内、特に国内外の関係者の関心を集めたのは、カメルーンから輸入したアユース材 (Ayous) 材に関するデューデリジェンス違反である。起訴された事業者は FSC-CoC 認証を有しており、輸入した木材も FSC 認証材であった。当該事業者は検査の結果、デューデリジェンスを実施していないと判断され取り締まり調査費用と合わせて 7,443 ポンドが課せられた<sup>40</sup>。このことは、イギリスにおいては、森林認証材を購入するだけではデューデリジェンスを実施したとはみなされず、EU 木材規則を遵守したことにはならないことを示す事例となった。OPSS によると、事業者はその認証が何に対するものなのかを確認、把握することがデューデリジェンスには不可欠であり、リスク評価においては、どの組織が監査を行ったのか、その監査機関の透明性等を考慮する必要があるとのことである。

### (3) 中国産合板の検査：デューデリジェンス検査と樹種同定

イギリス政府が行った検査で EU 諸国全体の関係者に大きな影響を与えたのが、2015 年に当時の管轄官庁 (NMO) が発表した中国産合板を輸入する事業者に対して行ったデュー

<sup>39</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/statutory-enforcement-actions>

<sup>40</sup> 当該事業者は、違法に伐採された木材を輸入したのではなく、デューデリジェンス義務の不履行と判断され起訴されたのである。



デリジェンス検査と樹種同定検査の結果報告書<sup>41</sup>である。

検査の結果、調査対象となった16社のうち14社のデューデリジェンスシステムがEU木材規則を遵守していないと判断された。その理由として挙げられているのは、文書収集、リスク評価、リスク低減措置により事業者が「無視できるリスク」と判断した説明が不十分である、ということである。

また、樹種の確認のためにNMOは、検査対象となった事業者の合板製品を購入し、検査機関に検査を依頼した。検査の結果、事業者が申告した樹種と実際に使用されていた樹種が一致したのは、13製品の内4品だけであった。このことから、NMOは、「合板は、長いサプライチェーンとその原料となる木材樹種（特に特にアフリカ諸国で違法に伐採された木材に由来する）から、潜在的に高い違法性リスクを含む製品である」と結論している（NMO 2015）。

イギリスの木材貿易連合によると、このNMOの報告書によって、合板で使用される木材についてサプライヤーから申告される樹種名が必ずしも正しくないというリスクがあることが関係者の間で認知され、リスク低減措置として樹種検査の実施を事業者や業界団体が考慮するきっかけとなった。

#### (4) その他の取組

検査以外の取組としてOPSSは、木材関連事業者に対する法遵守支援と啓発活動を行っている。オペレーターに対して参照となるデューデリジェンスのチェックリストと情報収集やリスク評価のために参考となる情報を示す（付属資料1と2）。

OPSSは、事業者向けにワークショップを開催し、EU木材規則における事業者の義務やデューデリジェンスについて説明を行っている。ワークショップでは、監視団体（MO）として登録しているNEPConやSoil Associationに講師として参加協力を依頼している。また、家具、建設、小売業界などの特定の業界グループとの会議を開催し、EU木材規則に関して情報提供、周知を図っている。

さらにOPSSは定期的に木材関連事業者、業界団体と意見交換するための場を設けている。Timber Expert Panel（TEP）という会議を年2回開催し、EU木材規則の対象となる木材関連事業者、業界団体と意見交換を行う他、木材関連事業者と業界団体を対象にビジネス版のSNS上でグループを構築し、EU木材規則のルールに関する疑問点や解決方法につい

<sup>41</sup> NMO (2015) EUTR: Plywood imported from China (<https://www.gov.uk/government/publications/eutr-assessment-of-plywood-imported-from-china>)

でオンライン上で情報・意見交換を行っている。

## 2) 監視団体の取組と状況

イギリスで活動を登録している監視団体は、SGS と Soil Association の 2 団体である。監視団体は 2 年に一度、OPSS に報告書を提出し、OPSS は監視団体の活動についてレビューを行う。

イギリスでは監視団体の提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者数は限られている。Soil Association はイギリスだけでなく EU 諸国で監視団体として登録しており、EU 全体で 30 社の事業者がデューデリジェンスシステムを提供しているが、イギリスでは 1 社だけである<sup>42</sup>。なお、SGS がデューデリジェンスシステムを提供している事業者数について OPSS は把握しておらず、事業者数は非常に少ないと考えている。イギリスで監視団体が活用されない理由として以下が挙げられる：

- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使用するという義務はなく、オペレーターは独自に開発したデューデリジェンスシステムを使用できる
- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使用し確認を受けても、管轄官庁の検査とは関係がない（事業者は、お金を払って監視団体による厳しい確認を受けようとは考えない）
- イギリスでは木材輸入事業者の多くが加盟しているイギリス木材貿易連合（TTF）がデューデリジェンスシステムを提供している<sup>43</sup>
- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使うにはコストがかかる<sup>44</sup>

### 4-4-3 民間の取組

EU 木材規則に対する民間の取り組みの現状を調査するために、業界団体と事業者（オペレーター）としてデューデリジェンスを実施している 3 社にインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

#### 1) 業界団体：イギリス木材貿易連合

イギリスに拠点を置く業界団体であるイギリス木材貿易連合(UK Timber Trade Federation: TTF)は、会員事業者に対してデューデリジェンスシステムとツールを提供し、

<sup>42</sup> その他の国は、10 事業者（ルーマニア）、10 事業者（デンマーク）、1 事業者（フランス）、3 事業者（アイルランド）等である。

<sup>43</sup> 詳細は 4-4-3.1) 章を参照

<sup>44</sup> Soil Associations のデューデリジェンスシステム使用を含める年間料金は約 14 万～70 万円である。料金はシステムを導入する 1 年目は高めであるが、2 年目から少しは低くなる。料金に含まれる最も大きなコストは監査に係る旅費である。

さらに各会員が適切にデューデリジェンスを実施したかどうか独立第三者機関と契約して毎年監査を行っている。

#### (1) イギリス木材貿易連合の概要

イギリス木材貿易連合（TTF）は、1892年に設立された木材関連事業者の業界団体である。約300企業が会員であり、木材輸入事業者以外にも、取引業者、代理店や、製造業者など、様々な企業が加盟している。会員企業の主な取引先は建設関係であり、家具メーカーや製紙会社は会員にはいない。2019年9月時点でEU木材規則が定める事業者（オペレーター）に該当する会員企業は約65社である。

2017年に会員企業が購入した木材製品別金額の内訳は針葉樹材（40.0%）、広葉樹材（2.4%）、木質パネル（37.6%）、その他木材（20.0%）であった。会員企業は木材製品のほとんどをEU域内から調達しており、2017年におけるEU域内調達量は全体の87.4%に達した。残りの12.6%がデューデリジェンスの実施が義務付けられるEU域外からの輸入木材製品となる。EU域外輸入量の製品別金額内訳は針葉樹材（8.5%）、広葉樹材（9.8%）、木質パネル（73.2%）、その他（8.5%）であった。木質パネルの主要な輸入先は中国、マレーシア、ブラジル、ロシアである。

イギリス木材貿易連合は、その「行動規範（Code of Conduct）」の中で、「木材及び木材製品を合法的で適切に管理された森林から調達することを約束する」と明記している。本規範は原則的なものであり、全会員企業が遵守義務を負う。本規範を遵守していない場合は、異議申立て手続きに則り、罰金の徴収、会員権の一時的な撤回や連合からの脱退につながる可能性がある。

#### (2) 木材調達方針とデューデリジェンスの枠組み

イギリス木材貿易連合は、2003年に策定したTTF環境行動規範（TTF Environmental Code of Practice）に則り、2005年には、「責任ある調達方針（Responsible Purchase Policy: RPP）」を策定した（図4.9）。当初は署名した会員企業のみが遵守義務を負うものであったが、2008年からすべての会員企業の義務とし、デューデリジェンス実施を導入した、2013年のEU木材規則を受けて、2017年に「責任ある調達方針（RPP）」を大幅に改定し、デューデリジェンスの枠組みを構築し（図4.10）、デューデリジェンスシステムの改良とツールを開発、さらには第三者による監査制度を導入した。さらに、会員事業者に対してデューデリジェンスに関するトレーニングを年間約3回実施し、個別にコンサルテーションも提供している。

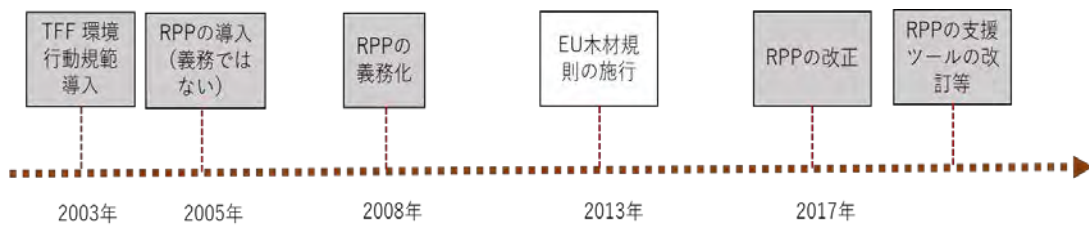


図 4.9 イギリス木材貿易連合の木材調達方針に関する経緯

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

2017年に改訂された「責任ある調達方針（RPP）」はEU木材規則によって事業者に課せられた義務を満たすように策定され、そのためのデューデリジェンスの枠組みが構築された（図4.10）。枠組みでは、イギリス木材貿易連合、監査団体（Soil Association）、会員事業者の役割と関係性が定められる。イギリス木材貿易連合の役割は、デューデリジェンスシステムと実施支援のためのツールの開発と提供である。会員事業者は、イギリス木材貿易連合に木材製品購入の報告（製品、金額、量、使用される樹種、伐採国と加工国）と提供されたシステムを使用してデューデリジェンスの実施が義務となる<sup>45</sup>。

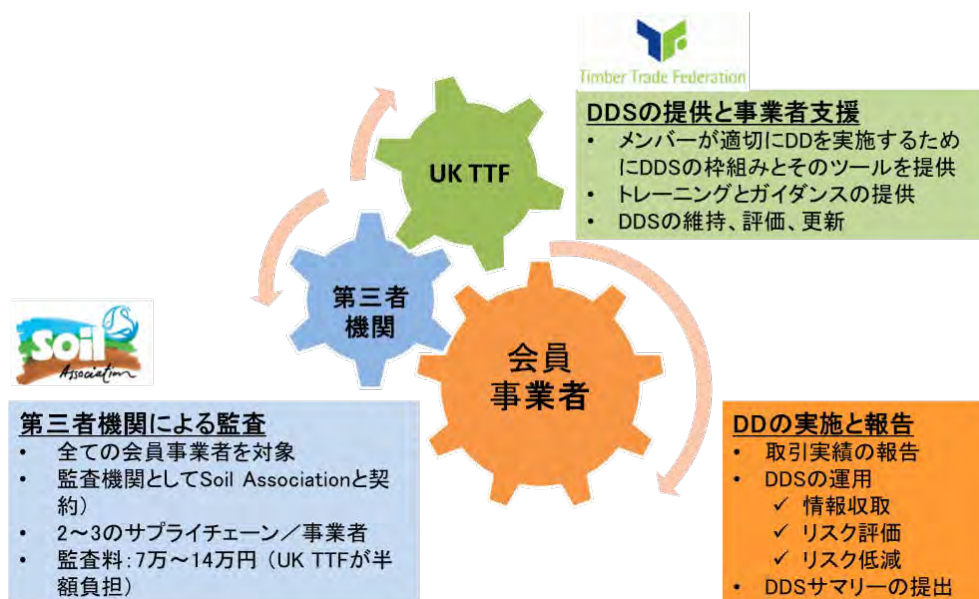


図 4.10 イギリス木材貿易連合が構築したデューデリジェンスの枠組み

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

イギリス木材貿易連合のデューデリジェンス枠組みにおいて重要な点の一つは、第三者監査を導入したことである。イギリス木材連合は、2017年から Soil Association と契約し、会員事業者のデューデリジェンス実施について毎年監査を実施している。Soil Association

<sup>45</sup> ただし、イギリス木材貿易連合は、会員事業者が監視団体のデューデリジェンスシステムを使用することを認めている。

は監視団体の登録を行っているが、会員事業者に対する監査は監視団体としてではなく、専門的能力を有する外部の第三者機関として実施している。監査はすべての会員である事業者が対象であり、各会員が輸入した2~3の荷口についてデューデリジェンスシステムを適切に使用したかどうかデスクレビューで監査を行う（木材が合法的に伐採されたかどうかの検証ではない）。監査には、平均して1社あたり1日~1.5日かかり、500~1,000ポンドの料金が課せられるが、イギリス木材貿易連合はその半額を補助している。監査結果は、重大な欠陥があった場合のみイギリス木材貿易連合に報告される。なお、監査業務は、イギリス木材貿易連合との契約で実施されているため、OPSSに対して報告は行わない。

イギリス木材貿易連合は、上述したNMOが実施した中国産合板の樹種検査結果<sup>46</sup>を受けて、会員事業者に対し、特に中国から輸入する合板のリスク低減措置として、科学的検査を奨励している。会員を支援するために検査コストの半額を補助するほか、樹種同定を行うKew Gardensと検査費用の交渉を行っている。なお、イギリス木材貿易連合は、中国から輸入したオーク材16製品の産地を確認するために安定同位体検査を行ったが、4製品で申告された産地が一致しなかった。

### (3) デューデリジェンスシステムとツール

EU木材規則で定められたデューデリジェンスシステムは「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」の3段階から構成されるが、イギリス木材貿易連合のデューデリジェンスシステムはさらに「発表・報告」と「監査」を加えた5段階から成る（図4.11）。また、情報収集のためのサプライヤーへの質問票や、リスク評価のためチェックリスト、報告書のフォーマットなど各段階の実施を支援するツールが提供されている。

DDSのステップ	内容	提供するツール
1. 情報の収集	製品情報	サプライチェーン・マップ サプライヤーへの質問表
	サプライチェーン・マッピング	
2. リスク評価	国リスク評価	リスク評価と低減措置に関するチェックリスト 現地視察チェックリスト
	樹種リスク評価	
	サプライチェーン・リスク評価	
3. リスク低減	各リスクに対するリスク低減行動を特定	
4. 発表／報告書作成	DDSステップ、行動、結果、結果の概要	DDSサマリー報告書様式
5. Soil Associationsによる監査	DDSの評価 TTFIに結果を報告	

図 4.11 イギリス木材貿易連合のデューデリジェンスシステムと支援ツール概要

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

<sup>46</sup> 4-4-2.1)(3)「中国産合板の検査：デューデリジェンス検査と樹種同定」を参照

ステップ4（図 4.11）で事業者が作成するデューデリジェンスシステムの報告には以下の内容が含まれる：

- 製品情報：サプライヤー／工場名、製品の説明／タイプ（製材、合板、窓枠等）、合同関税品目分類（CN）コード、製品グループ、コンポーネント（例、合板のコア、その部分またはフェイス・バック）、コンポーネントに使われているすべての樹種の一般名（該当する場合<sup>47</sup>には、学名）、各樹種の伐採国、輸入先国／製品の生産国、量又は数、単位、FLEGT ライセンス製品かどうか、CITES 登録樹種かどうか、コンポーネントまたは製品の森林認証（FSC または PEFC）の状況、コンポーネントまたは製品のその他の合法性認証に関する状況、その他関連情報
- サプライチェーンマップ
- 収集した文書
- リスク評価結果概要（EU 木材規則で示された 5 つのリスク評価について説明）
- リスク低減措置概要

イギリス木材貿易連合は、特に中国で生産された合板に注視している。使用する接着剤や品質に関するイギリス木材貿易連合の基準もあり、上述のデューデリジェンスシステムの報告書は、中国産合板だけ個別に様式が策定されており、以下のような項目が追加されている：

- 製品タイプ：針葉樹（ソフトウッド）合板または広葉樹（ハードウッド）合板
- 構造用合板または非構造用合板
- 接着剤のタイプ
- 製造者ごとに工場生産管理（Factory Production Control: FPC）認証をとっているかどうか。製造者ごとの名前、または製造者の FPC 認証番号と証明書の添付
- その他接着剤の検査など合板の品質に関する質問項目

図 4.12 は、支援ツールの一例で、事業者が情報収集の際にサプライチェーンを把握し、可視化するために使われる。サプライチェーンの情報（例 伐採事業者名、森林タイプ、場所、樹種）だけではなく、その情報を裏打ちする公的・証明文書についても記載するようになっている。サプライチェーン中に特定できない部分がある場合、「無視できるリスク」とはみなされない。

<sup>47</sup> 該当する場合とは、一般名の使用において曖昧さが存在する場合や樹種リスクがあると判断される場合である。

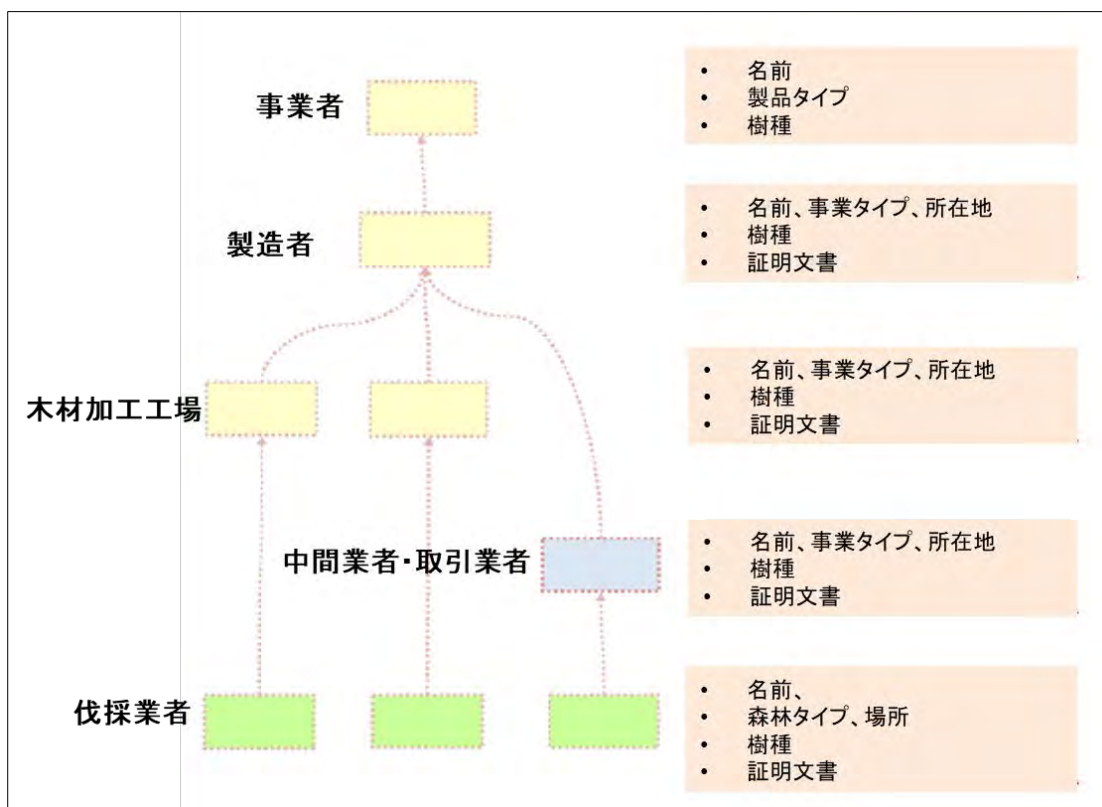


図 4.12 サプライチェーンマップ

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

#### (4) イギリス木材貿易連合の経験と教訓

デューデリジェンスシステムの構築や会員事業者に対する支援、監査を通じて、イギリス木材貿易連合と Soil Association の培った知見と教訓として以下が挙げられる：

- サプライヤーからの情報には、樹種虚偽、または産地国虚偽情報が多い
- 付き合いの長いサプライヤーであっても、信頼できるサプライヤーとは限らない
- サプライヤーから提出された証明文書が必ずしも当該製品のものだとは限らない
- 事業者の中には、森林認証に対する過度の依存／間違った利用が見られる
- 事業者は、公的・証明文書に十分注意して内容を理解することが必要である
- 事業者は、外国語の公的文書の内容を確認していない場合が多い
- 公的・証明文書入手はデューデリジェンスシステムの一部で、すべてではない。公的・証明文書を集めるだけでは十分ではない
- 伐採国に汚職リスクがある場合には、公的文書だけでは合法性を確保したとは言えない
- なぜ「無視できるリスク」と判断に至ったのか、リスクの把握と評価には経験・能力が必要となる
- 検査経験、社会基準の変化（人権への配慮要請の高まり等）、技術開発状況に応じてデューデリジェンスシステムを改善しなければならない



## 2) 事業者

### (1) A社

#### ① A社概要

A社は50年以上の歴史を持ち、イギリス国内で主に建設業界に対して製材や床材を販売する木材輸入会社である。西アフリカ産広葉樹（カメルーン、コートジボワール等）、北米産広葉樹材、ヨーロッパ産広葉樹や、マレーシア、中国、インドネシアから製材を輸入しており、売上高は6千万ポンドである。A社はイギリス木材貿易連合の会員であるが、監視団体にもなっているNGOが策定したデューデリジェンスシステムを使っている。当該NGOはデューデリジェンスシステムとツール、報告書フォームを無料で公開しており<sup>48</sup>、事業者は当該NGOを監視団体として契約しなくとも、そのシステムを使用することができる。

#### ② デューデリジェンスの体制

2014年に、森林認証制度とデューデリジェンスの専門家を環境コンプライアンス部門責任者として雇用し、同部門がデューデリジェンスを担当する。さらにアフリカ諸国の林業の専門家も同部門で雇用している。同社は、2014年以前は、デューデリジェンスについて知見を有しておらず、実施をしていなかった。

環境コンプライアンス部門は取締役の下に設立され、調達部門とは独立しており同等の権限を持っている。木材製品の輸入と新しいサプライヤーとの契約の決定権は、環境コンプライアンス部門責任者にあり、デューデリジェンスは現地からの製品出荷前に行う。この構造によってリスク評価やリスク低減、そしてコンプライアンスに関する判断について客観性と独立性を担保できるとのことである。調達部門と意見が一致しない場合は、取締役が判断を行うことになる。

#### ③ デューデリジェンス

NEPCon Sourcing Hub、FSCのリスク評価データベース<sup>49</sup>、Global Witness<sup>50</sup>、環境調査エージェンシー（Environmental Investigation Agency: EIA）<sup>51</sup>、グリーンピース、IMM FLEGT<sup>52</sup>、REM<sup>53</sup>と世界資源研究所（World Resource Institute: WRI）のOpen Timber Portal<sup>54</sup>から各国の法制度、国リスク、樹種リスク、現地伐採事業者等の情報収集を行い、リスクを把握している。違法伐採と汚職に関してリスクの高い国、またはリスクが中レベルの国からの木材については、公的な伐採許可証、木材の輸送に係る文書、加工場、税金、そ

<sup>48</sup> <https://www.nepcon.org/certification/legalsource/legalsource-due-diligence-system>

<sup>49</sup> <https://fsc.org/en/news/new-fsc-risk-assessments-available-0>

<sup>50</sup> <https://www.globalwitness.org/en/>

<sup>51</sup> <https://eia-international.org/forests/>

<sup>52</sup> <https://www.flegtimm.eu/>

<sup>53</sup> <https://rem.org.uk/supply-chains/otp/>

<sup>54</sup> <https://opentimberportal.org/>



の他森林認証に係る文書を収集し、その内容を確認、評価する。汚職リスクが高い国では公的文書を集めるだけでは十分でないという認識を持っている。

A社は、リスク低減措置として、優良なサプライヤーだけと契約するようにし、契約内容について修正を行った。例えば、違法伐採に関するリスクが高いとみなされる国からの輸入については、契約書の中で特定の森林（コンセッション）や製材所を指定し、森林管理とCoCに関する認証を契約条件とする。その結果、認証材の占める割合は2013年には輸入量の50%であったが、2018年には78%に達した。さらに、このことによって製品の品質向上と安定化につながった。

A社の環境コンプライアンス部門責任者は、デューデリジェンスの留意事項として以下を指摘している：

- サプライヤーが提供する情報や公的・証明文書は必ず検証する必要がある。
- 汚職リスクが高い国では、伐採許可証などの公的文書には特に注意が必要である。
- リスクが高い国では、サプライヤーからの報告だけでは十分でない。第三者によるサプライチェーンの監査が必要である
- 現地調査を定期的実施することでサプライヤーと信頼関係構築につながり、現地の問題や課題が理解できる

以下にA社が中国、アフリカ（カメルーンとコートジボワール）、ブラジルからの輸入品に対して実施したリスク低減措置について述べる：

#### (a) 中国からの床材の輸入

A社は中国から床材を輸入している。原料となる木材はヨーロッパ産オークとマツ、およびカナダ産SPF材（スプルース、パイン、ファー）が使われ、中国で加工される。しかしながら、由来の分からない木材、または違法に伐採された木材が混入するリスクがあると判断し、リスク低減措置として以下の取組を行っている：

- NGOと契約し、中国のサプライヤーに対してデューデリジェンスに関するトレーニングを実施
- DNAテストと安定同位体による産地検査（安定同位体検査は、毎年10サンプルを検査している）
- サプライヤーに対して産地等の検査を行うことを通知
- 第三者によるサプライチェーンの監査

#### (b) カメルーンとコートジボワールからの広葉樹の製材輸入

西アフリカ諸国に関しては、伐採に関する法令遵守、樹種、国レベルの汚職に関するリスクは無視できないレベルだと評価している。こうしたリスクの認識に基づき、C社は、

代理人をサプライチェーンから排除し、直接製材所と取引を行うようにした。また、調達部門と一緒に現地視察（サプライヤーと森林）を実施し、サプライチェーンを確認している。

#### (c) ブラジルからの輸入

A社はブラジルからイペ等の天然林広葉樹の製材を輸入していたが、情報収集の結果、以下のリスクが無視できないレベルだと評価した：

- 同国の天然林樹種に係るリスク：NGOが報告した同国における木材の違法ローンダリングの事例（グリーンピースの報告書）
- 汚職リスク：NEPCon Sourcing Hub、UNEP-WCMCの報告書、トランスペアレンシー・インターナショナルによる腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index, CPI）
- サプライチェーンの追跡性が困難であること：公的文書だけでは伐採許可証と紐づけられないこと

上記リスクを低減するためには毎年の現地訪問調査が必要だと判断したが、同国からの輸入量が年間で2～3個のコンテナ分と少ないこと、そしてデューデリジェンスに係るコストを鑑みて、天然林材の調達先国を変えることが費用対効果の高いリスク低減措置になると判断して、輸入を停止した。

#### (2) B社

##### ① B社概要

B社は、合板とMDF（中密度繊維板）、製材等を輸入、イギリスで販売する企業である。イギリス木材貿易連合の会員であり、上述した連合の提供するデューデリジェンスシステムとツールを使用する。

B社が取り扱っている主な合板は、ロシアとラトビアのシラカバを使った製品である。ロシア産シラカバ合板は30年以上取引を行っているロシア企業1社から調達しており、年間輸入量は約12,000 m<sup>3</sup>である。その他に、EU域内から年間25,000-30,000m<sup>3</sup>の木材を調達している。またイタリアとスペイン経由でガボン産のオクメ（*Aucoumea klaineana*）を年間約500 m<sup>3</sup>輸入している。これはEU域内からの輸入になるのでデューデリジェンスの対象ではなく、B社がデューデリジェンスを実施するのは、ロシアとラトビアからの輸入製品だけである。

##### ② デューデリジェンスの体制

B社には20人の社員がおり、その内、1人がEU木材規則遵守、認証関連、経理業務を担当し、デューデリジェンスの責任者である。残りは、10人が調達・販売担当、3-4人が管理業務、4-5人が木材倉庫業務担当となっている。

デューデリジェンスの責任者は年間労働時間の 20%程をデューデリジェンス業務に使っている。調達・販売担当は、デューデリジェンス責任者の指示の下、サプライヤーと連絡してデューデリジェンスのために必要な情報を収集する。

### ③ デューデリジェンス：ロシア産シラカバ合板

B 社は、ロシアの 1 企業のみからシラカバ合板を調達しているが、ロシア企業は 6 つの合板工場を所有しており、それぞれの工場が複数の森林から木材を調達している。B 社は、合板加工場毎にデューデリジェンスを実施している。法律上、事業者は木材製品を購入し、市場に流通させる前にデューデリジェンスを実施することになっているが、実際には、サプライヤーと交渉しながら情報を収集しリスク評価を含むデューデリジェンスを実施している。調達・販売担当者は、商談のために、3 ヶ月ごとにロシア企業を訪問し打ち合わせを行っており、その際にデューデリジェンスに係る情報収集を行っている。

B 社の輸入する合板は、FSC 認証材を原料に使っており、加工場も FSC-CoC 認証を取得している。しかしながら、B 社のデューデリジェンス責任者によると、ロシアからシラカバの合板を輸入する際には、森林認証書と CoC 認証書を入手するだけでは、十分にデューデリジェンスを実施したとはみなすことができず、認証監査報告書のレビューが必要だと指摘する。以下に、B 社のデューデリジェンスについて取りまとめる：

#### (a) 情報の収集

B 社は、サプライヤーに依頼して、伐採の合法性を示すために伐採事業者と地方政府とのコンセッション契約書写しと、伐採後に伐採事業者が提出する森林利用報告の写しを収集している。これらの文書は、ロシア語で書かれているが、B 社は、重要な情報が示される箇所を英語に翻訳し内容を確認している。さらに、伐採許可を発行する政府機関の情報についても把握し、コンセッション契約書が正しい政府機関とのものなのかを確認する。

また、合板工場に対して木材の供給先が申告通りであること、そして分別管理を行っている旨を記した自己宣言書を提出してもらうとともに、報告された森林（コンセッション）から伐採された丸太が工場で使われたかどうかを確認するために、伐採事業者（コンセッション所有者）との契約書写し、丸太の輸送に係る文書とインボイスの写し、合板工場の月ごとの丸太受け入れ記録を入手している。これら文書と FSC 森林認証と CoC 認証を証拠として、サプライチェーンマッピングを完成させる（図 4.11 を参照）

#### (b) リスク評価

B 社が行ったリスク評価を表に取りまとめる（表 4.13）。EU 木材規則で定められた各リスクについて評価を行った結果、「リスクは無視できない」と判断した。

表 4.13 B 社がロシア産シラカバ合板で実施したリスク評価結果

リスクのタイプ	リスク評価	評価結果
伐採に関する法令遵守リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>NGO (NEPCo 等) の報告書：ロシアにおける違法伐採とロンダリングリスクを指摘している</li> <li>CPI(腐敗認識指数)：28 (138 位/180 国)</li> <li>認証：FSC 認証材を使っている。工場は FSC-CoC 認証を取得している</li> </ul>	リスクは無視できない
特定の樹種の違法伐採リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャタムハウス、EIA、Global Witness の報告書：シラカバに関するリスクは指摘されていない</li> </ul>	リスクは無視できる
紛争に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採地と合板工場の場所：ウクライナ国境からは離れている。</li> </ul>	リスクは無視できる
国の汚職リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>NGO (NEPCo 等) の報告書と CPI：伐採地域と合板工場が位置する西ロシアに位置するが、国全体で汚職のリスクがある</li> </ul>	リスクは無視できない
国連と EU からの制裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>UN と EU の情報：ロシアはリストに載っていない</li> </ul>	リスクは無視できる
サプライチェーンの複雑性	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンマッピングですべての段階を把握 (伐採事業者、合板工場、トレーダー)</li> <li>合板工場の毎月の記録</li> </ul>	リスクは無視できる

### (c) リスク低減

「無視できないレベル」だと評価したリスクを低減するために、B 社は、FSC 森林認証と CoC 認証の認証監査報告書を入手し、認証の内容について確認を行った。また、ロシアの森林 (コンセッション) と加工場の現場視察を実施し、FSC 認証材が分別管理されていることを確認し、Soil Association の監査で証拠として提出するために写真を撮った。

B 社は、これらリスク低減措置をとることによって伐採の違法性リスクは無視できると判断し、輸入を行っている。

### (3) C 社

#### ① C 社概要

C 社は、イギリス木材貿易連合の会員である。1991 年に設立され、西アフリカ諸国 (カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国) から商品価値の高い製材を輸入、イギリスで販売している。インドネシアから木材製品を輸入しているが、FLEGT ライセンス材であるためデューデリジェンスの対象外である。

サプライヤーの数はカメルーンに 5-6 社、コートジボワールに 3 社、コンゴ民主共和国に 2 社である。これらの国からの製材輸入について、管轄官庁の検査を 2014 年と 2016 年

に受けた。

## ② デューデリジェンスの体制

C社のデューデリジェンスシステムは、イギリス木材貿易連合の提供するシステムをベースにしており、毎年 Soil Association の監査を受けている。一人の責任者を任命し、調達・営業スタッフが協力してデューデリジェンスを実施している。

## ③ デューデリジェンス

C社は、NGOの報告書を活用して、輸入国の木材生産に関する法制度、リスクの把握を行っている。西アフリカ諸国に関しては、伐採に関する法令遵守、樹種、国レベルの汚職に関するリスクは無視できないレベルだと評価している。また、各国のリスクは、急には改善されることはないという認識を持っている。

このようなリスクの認識に基づき、C社は、西アフリカ材の輸入については、FSC森林認証材を活用している。西アフリカ諸国のように汚職リスクが無視できないレベルだと評価される国では、公的・証明文書を入手するだけでは十分ではないという認識から、フランス語で書かれた文書はグーグルで翻訳を行い、内容の確認を行っている。

また、C社は、代理人をサプライチェーンから排除し、直接製材所と取引を行うようにした。製材所との契約書の中で伐採事業者（コンセッション）を指定することでリスク低減を行っている。それ以前は、どの森林から木材が調達されたのか把握できていなかったが、製材所と直接取引することで、製材所の原木の調達先を把握できるようになった。

特に、カメルーンとコンゴ民主共和国からの輸入に関しては、WRIが構築したオープンティンバーポータル（Open Timber Portal: OTP）の情報（図4.13）を参考にして、当該国の伐採事業者レベルの評価を行い、供給源の選定を行った。

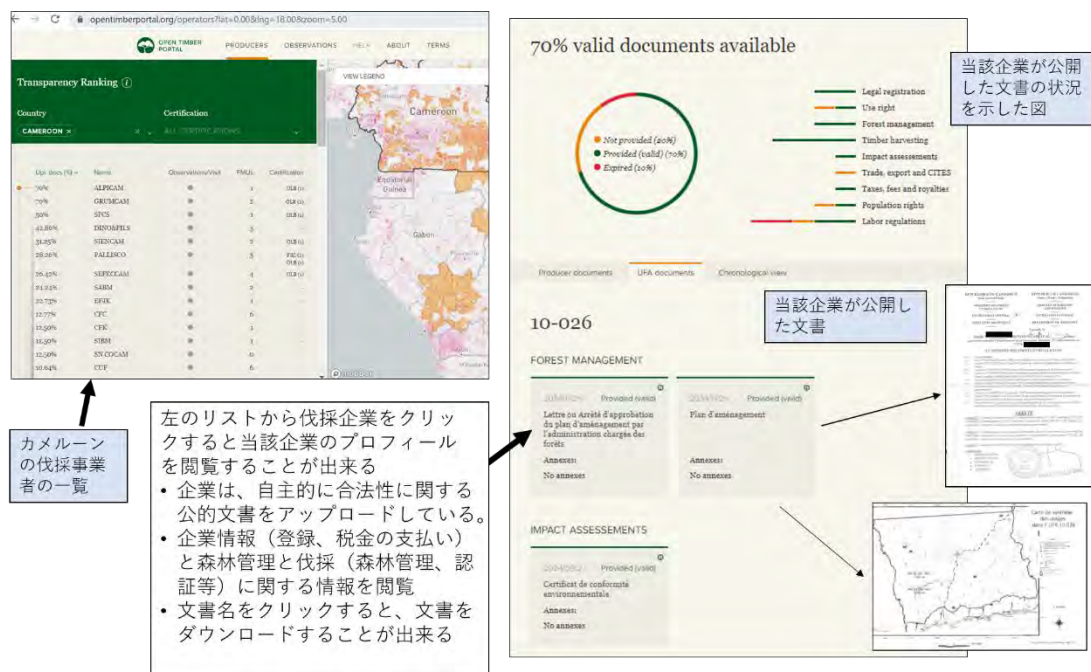


図 4.13 Open Timber Portal<sup>55</sup>で確認できる情報例

### オープンティンバーポータル (Open Timber Portal: OTP)

OTP は、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、カメルーンの伐採事業者の情報を取りまとめ、公開するウェブサイトである。米国に本部のある世界資源研究所 (World Resource Institute: WRI) が、米国、ノルウェー、イギリス政府等の資金を得て開発し運営を行っている。

オープンティンバーポータルでは、以下の情報が公開されている:

- 当該国政府が提供した伐採企業リストとコンセッションの境界を示した地図
- 伐採企業が自主的にアップロードした法遵守を示す公的文書
- 伐採企業に関する NGO 等の第三者のコメント

また、オープンティンバーポータルは情報開示だけではなく、伐採企業がアップロードした文書から各企業の透明性を評価し、点数を付けている (法的要件となっている文書の総数に対する当該事業者が自主的にアップロードした文書の割合に基づく)。

オープンティンバーポータルは、西アフリカ諸国に焦点を当て、2020年3月時点で3カ国 (コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、カメルーン) の情報を掲載しているが、ガボンや中央アフリカ共和国など他の木材生産国の情報を増やすことを検討している。

<sup>55</sup> <https://opentimberportal.org/operators?lat=0.00&lng=18.00&zoom=5.00>

C社は、オープンティンバーポータル上で、透明性の高い伐採事業者から木材を調達している。高い透明性が必ずしも合法性を保証するものではないが、情報を開示している事業者の方が、何も開示していない事業者に比べて信頼できると評価している。また、オープンティンバーポータルは公的文書を公開していることから、C社は実際に入手した公的文書を確認するために活用している。

現場視察は、第三者機関を使わず、C社のデューデリジェンス責任者と調達・営業スタッフが一緒に4年毎に実施し、製材所から伐採現場までを確認している。同じサプライヤー（製材所）から調達していること、そして現場視察に係る労力とコストを考慮して、毎年実施する必要はないと判断した。



## Office for Product Safety & Standards

「木材および木材製品（市場への導入）規則2013:デューデリジェンスチェックリスト			
<b>会社概要</b>			
会社名		記入者氏名	役職
会社所在地とコンタクト情報			
会社登録番号			
デューデリジェンスシステムが適用された製品			
<b>会社情報 / 関連情報</b>			



デューデリジェンスの要件: 情報へのアクセス

詳細	説明	証拠
取引製品名と概要		
樹種名 (学名と一般名)		
伐採国: *該当する場合は地域とコンセッション名 *該当する場合は、伐採国に高いリスクがある場合、特定のコンセッションに高いリスクがある場合、または地域によって法制度が異なる場合を意味する		
数量		
当該木材・木材製品を供給するサプライヤーの名前と所在地		
納入先となる取引業者の名前と所在地		
木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書等		

<b>デューデリジェンスの要件: リスク評価</b>	
<b>詳細</b>	<b>証拠/コメント</b>
<p>適用法遵守の保証（適用法の遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む）</p>	
<p>原産国、地域における違法伐採の発生状況（当該地域における武装紛争も考慮する）</p>	
<p>特定の樹種の違法伐採の状況</p>	
<p>国連安全保障理事会が木材の輸出入に対して課している制裁</p>	
<p>木材・木材製品のサプライチェーンの複雑さ</p>	
<p>特定したリスクを考慮したうえで、リスク評価を見直す頻度について</p>	
<b>特定したリスクのレベル</b>	<b>無視できる <input checked="" type="checkbox"/> 無視できない <input checked="" type="checkbox"/></b>



## 付属資料 2 OPSS が事業者提供する情報源

### デューデリジェンスシステムに関するガイダンス

- OPSS template: <https://www.gov.uk/guidance/eu-timber-regulation-guidance-for-business-and-industry>
- NEPCon (Sourcing Hub – country specific risk assessment): <https://www.nepcon.org/sourcinghub>
- Form C88 Guidance: <https://www.gov.uk/government/publications/import-and-export-single-administrative-document-full-8-part-set-c88-1-8>

### 監督団体 (MO)

- SGS: <http://www.sgs.co.uk/>
- Soil Association: <https://www.soilassociation.org/>
- NEPCon: <http://www.nepcon.org>

### 第三者認証

- FSC: <https://ic.fsc.org/en>
- FSC mapped onto EUTR: <https://www.nepcon.org/library/report/certification-schemes-report-fsc>
- PEFC: <http://www.pefc.org/find-certified/certified-certificates>
- PEFC mapped onto EUTR: <https://www.nepcon.org/library/report/certification-schemes-report-pefc>

### 法制度

- EUTR Risk Mitigation Measures: <http://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Risk%20mitigation%20measures.pdf>
- EU FLEGT facility (Latest information on the VPA process in various countries): <http://www.euflegt.efi.int/vpa> and <http://www.flegt.org/news>

### 樹種 – 技術的情報

#### 絶滅危惧種

- CITES: <http://www.cites.org/> and <http://checklist.cites.org/#/en>
- IUCN-Red List: <http://www.iucnredlist.org/>

#### 分類学と用語

- Arbour Harbour: <http://www.woodid.info/>
- Species search: <https://www.speciesplus.net/#/>
- The Plant List (for checking species names): <http://www.theplantlist.org/>

- CITES and timber by Royal Botanic Gardens,
- Kew: [http://www.kew.org/sites/default/files/Cites\\_and\\_Timber\\_ed2016\\_16Dec2016\\_1.pdf](http://www.kew.org/sites/default/files/Cites_and_Timber_ed2016_16Dec2016_1.pdf)
- US Department of Agriculture (Distribution maps of white oak in the US): <https://www.fs.fed.us/nrs/atlas/tree/802>

#### 違法伐採に関する情報 (NGO とその他第三者機関)

- Chatham House: <http://www.illegal-logging.info/>
- EIA (Environmental Investigation Agency): <http://eia-global.org>
- Forest Trends: <http://www.forest-trends.org/>
- Global Witness: <https://www.globalwitness.org/en/>
- Traffic: <https://www.traffic.org/what-we-do/projects-and-approaches/sustainable-timber-trade/>
- Timberleaks (investigation of illegality in global timber trade): <https://www.timberleaks.org>
- Greenpeace: <https://www.greenpeace.org.uk/what-we-do/forests>
- Global Forest Watch (GFW) monitors global forest use and destruction in real time: <http://www.globalforestwatch.org/>
- Forest Logbook (resources related to timber legality, global): <https://logbook.clientearth.org/countries/glb>
- Open Timber Portal (Multi-partner Transparency ranking for companies): <http://www.opentimberportal.org>
- ETTF Timber Trade Portal (Global, country level risk assessment profiles with a focus on tropical producer countries): <http://www.timbertradeportal.com>
- Global Timber Forum (GTF) (Provides industry news, reports, analysis and statistics on sustainability in the timber sector): <http://www.gtf-info.com/>
- International Tropical Timber Organisation (ITTO) (International organization developing policy documents aimed at promoting sustainable forest management and having annual statistical data on production and trade): <http://www.itto.int/news>
- Proforest (supports responsible production and sourcing of agricultural commodities and forest products): <https://www.proforest.net>
- Responsible Timber Exchange (BVRio) (online trading platform and due diligence system for Brazilian): <https://www.bvrrio.com/login/homepage.do>
- *Global Forest Watch* (GFW) is an online platform that provides near-real-time data and tools for monitoring forests. Includes satellite images to monitor forest loss <https://www.wri.org/our-work/project/global-forest-watch>

#### 特別報告書

- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/blog/timber-imports-conflict-countries-eu-increasing/>

#### 制裁と伐採禁止

- UN: <https://www.un.org/sc/suborg/en/samctions/un-sc-consolidated-list>
- EU: [https://eeas.europa.eu/topics/sanctions-policy/8442/consolidated-list-of-sanctions\\_en](https://eeas.europa.eu/topics/sanctions-policy/8442/consolidated-list-of-sanctions_en)
- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/publications/chinas-log-imports-from-countries-with-log-export-bans/>
- Forest Legality Initiative (WRI) (List of logging bans): <https://forestlegality.org/>

#### 一般的な国別情報- 伐採に特化していない

- Transparency International (checking corruption levels of Countries): <http://www.transparency.org/cpi2017>
- Global Conflict tracker: <https://www.cfr.org/interactives/global-conflict-tracker#!/>
- United Nation Security Council: <http://www.un.org/en/sc/>
- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/publications/national-governance-indicators/>
- The New Humanitarian <http://www.thenewhumanitarian.org/maps-and-graphics/2017/04/04/updated-mapped-world-war>

#### 一般的なインターネット情報

- Timber Legality Forum (LinkedIn): <https://www.linkedin.com/groups/13606296>
- Google alerts: <https://www.google.co.uk/alerts>

#### BENEFICIAL OWNERSHIP

- Bureau Van DIJK (analytics company that will identify owners of a business): <https://www.bvdinfo.com/en-gb>

## 5. オランダ王国

### 5-1 概要

#### 5-1-1 森林の概況

オランダの国土面積は 415 万 ha であるが、2015 年時点の森林面積は 38 万 ha で、国土面積の 11% を占める<sup>1</sup>。オランダでは古くから森林の開発が進み、19 世紀初頭には全国の森林面積は 7 万 ha (国土面積の 2%) まで減少し、その後、植林によって現在の面積まで回復した<sup>2</sup>。もっとも分布面積の広い樹種はヨーロッパアカマツ (*Pinus sylvestris*) であり、全森林の 35-40% を占める。また木材生産のために植林された他の針葉樹種 (*Pseudotsuga menziesii*, *Larix* spp., *Picea* spp. and *Pinus* spp.) も面積の 25% を占める。広葉樹は、薪炭として使われてきたヨーロッパオーク (*Quercus robur* と *Q. petraea*) や、ヨーロッパブナ (*Fagus sylvatica*)、干拓地に植えられたポプラ (*Populus*) やヤナギ (*Salix* spp.) などが生育する。多くの森林は若く、2000 年時点で林齢が 100 年を超す森林は全体の 11% に過ぎなかった。

オランダの森林面積の 2/3 は、国家森林サービスや他の国家機関、多くの保護団体によって管理されており、残りの 1/3 が私有林となっている<sup>3</sup>。現在は、森林の多くは木材生産目的ではなく、レクリエーションなど他の目的のために所有されている<sup>4</sup>。

なお、2019 年には、2030 年までに 1990 年比で CO<sub>2</sub> 排出量を 49% 削減させるための国家気候合意 (National Climate Agreement) が連立政権および内閣から発表された。その詳細が協議されている中で、建築セクターでさらに (国産) 木材を使うために国内で植林を進めていくことに対して政府予算を配分することが提案されている<sup>5</sup>。

#### 5-1-2 林業・林産業の概況

オランダでの国内の丸太生産は主に、国家森林サービス、防衛省、運輸省などによって行

<sup>1</sup> FAO (2015) Global Forest Resources Assessment 2015. Institute for Forestry, Forest Products and Services, Probos, Royal VNP Netherlands' Paper and Board Association, Royal VVNH Netherlands' Timber Trade Association, Nature and Food Quality Ministry of Agriculture, and Ministry of Infrastructure and Water Management. 2018. "The Netherlands National Market Report 2018." In THE 76th SESSION OF THE UNECE COMMITTEE ON FORESTS AND FOREST INDUSTRY 5-9 NOVEMBER 2018 VANCOUVER, CANADA.

<sup>2</sup> Mohren, G.M.J., and Floor Vodde (2006) "Forests and Forestry in the Netherlands." In Forests and Forestry in European Union Countries, edited by A. Arkuszewska, 334-52. Warsaw: The State Forest Information Centre and the For. Research Ins.

<sup>3</sup> Country Report of the Netherlands on Illegal Logging and the Trade in Illegal Forest Products. <[http://www.unece.org/fileadmin/DAM/timber/docs/sem/2004-1/full\\_reports/Netherlands.pdf](http://www.unece.org/fileadmin/DAM/timber/docs/sem/2004-1/full_reports/Netherlands.pdf)>

<sup>4</sup> Mohren and Vodde (2006) 前掲

<sup>5</sup> The Netherlands National Market Report 2019. <<https://www.unece.org/fileadmin/DAM/timber/country-info/statements/netherlands2019.pdf>>

われている。私有林については、その約 56%は 0.5-5 ha の小面積のものである。1,500 事業者は 5 ha 以上の森林を擁し、12 事業者のみが 500 ha 以上の森林を所有している。私有林所有者協会が全国で 3-4 団体存在する（NVWA<sup>6</sup> 2019 年ヒアリング）。

<sup>6</sup> オランダ食糧・消費者製品安全局。5-4-2 (1)参照。



## 5-2 木材需給の状況

### 5-2-1 国内の木材供給

EU 統計局のデータ<sup>7</sup>によれば、2018年のオランダの丸太生産量は315万m<sup>3</sup>で、このうち薪炭材が76% (238万m<sup>3</sup>)を占め、産業用丸太生産量は77万m<sup>3</sup>であった。これは2018年のEU28ヶ国の産業用丸太生産量3,875万m<sup>3</sup>の2%前後を占めた。産業用丸太の内訳は、製材・単板用材が29万m<sup>3</sup> (Probos<sup>8</sup>の報告によれば、針葉樹19万m<sup>3</sup>、広葉樹10万m<sup>3</sup>)、パルプ用材が46万m<sup>3</sup> (針葉樹30万m<sup>3</sup>、広葉樹19万m<sup>3</sup>)、その他2万m<sup>3</sup>であった。

オランダ国内の産業用丸太の生産量は過去10年間ほとんど変化していないが、薪炭材生産量は2009-2014年に30万m<sup>3</sup>程度であったのが、2014-2016年の期間に急増し、以後200万m<sup>3</sup>台の生産量となっている。またEU統計局のデータによれば、2017年の製材品生産量は14万m<sup>3</sup>、木質パネル生産量は3万m<sup>3</sup>であった。

### 5-2-2 木材・木材製品の輸入

オランダのロッテダム、ベルギーのアントウェルペン (=アントワープ)、ドイツのハンブルグは北部ヨーロッパの主要港であり、多くの木材・木材製品がこれらの港を通してEU域内に輸入されている。しかし3ヶ国におけるEUTRの執行強化とともに、最近ではEUTRの規制が緩いクロアチア、イタリア、スペインなどからの輸入も増えていると言われている (Control Union 社<sup>9</sup>2019年ヒアリング)。

また現在は丸太ではなく、木材製品の輸入が大半である (オランダ木材輸入協会: VVNH 2019年ヒアリング)。EUでは現在、原木の輸入は推奨されていない。発展途上国で付加価値産業を育成させるためであり、米材に関しては害虫の侵入を抑えるためである (D社 2019年ヒアリング)。サプライチェーンはしばしば複雑であり、例えばスウェーデン、ノルウェー、アフリカなどの原木が中国に輸出されて合板に加工され、さらにインドからのMDFと合わせて中国国内で家具が製造され、EUに輸出されているケースもある (Control Union 社 2019年ヒアリング)。一方で、コンゴ共和国やコンゴ民主共和国などで伐採され、インドネシアに輸出され加工された木材が、FLEGTライセンス材としてEUに輸出されている可能性もあるのではないかという指摘もある (Control Union 社 2019年ヒアリング)。持続可能な貿易イニシアチブ (2019)<sup>10</sup>によれば、2018年のオランダの熱帯諸国 (ITTO加盟生産国)

<sup>7</sup> EUROSTAT<<https://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/submitViewTableAction.do>>

<sup>8</sup> The Netherlands National Market Report 2019. 前掲

<sup>9</sup> EUTRの監視団体の一つ。5-4-2(2)参照。

<sup>10</sup> IDH (2019) Unlocking Sustainable Tropical Timber Market Growth through Data.

<http://probos.nl/images/pdf/rapporten/IDH-Unlocking-sust-tropical-timber-market-growth-through-data.pdf>>

からの木材・木材製品輸入量（丸太、製材品、合板、単板を単純合計した量）はEU28ヶ国の中で3番目に多い18.9万トンであった。そのうち製材品が87%を占めた。産地国ではマレーシア、ブラジル<sup>11</sup>、インドネシアからの輸入量が多かった。

表 5.1 EU28ヶ国の ITTO 加盟生産国からの 2018 年木材・木材製品輸入量 (ton)

Country	Sawnwood	Veneer	Plywood	Round-wood	Total
Belgium	282,000	4,500	21,500	31,000	<b>339,000</b>
France	129,500	49,000	4,500	32,000	<b>215,000</b>
The Netherlands	164,500	3,000	20,000	2,000	<b>189,000</b>
Italy	8,500	32,500	13,500	10,000	<b>135,000</b>
United Kingdom	60,500	0	43,500	2,500	<b>106,000</b>
Germany	63,000	3,000	22,500	500	<b>89,000</b>
Spain	39,000	19,500	500	2,000	<b>61,000</b>
Other	76,500	20,000	5,000	22,000	<b>124,000</b>
<b>Total EU28</b>	<b>894,000</b>	<b>131,500</b>	<b>130,500</b>	<b>102,000</b>	<b>1,258,000</b>

出典：持続可能な貿易イニシアチブ（2019）<sup>12</sup>

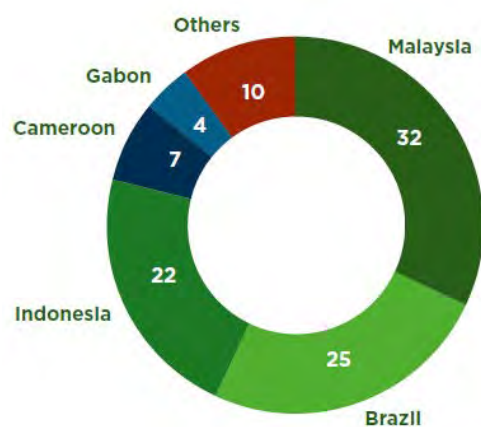


図 5.1 2018 年のオランダの ITTO 加盟生産国からの輸入量の産地国別シェア (%)

※第三国で加工されて輸入されている分については含まれていない

出典：持続可能な貿易イニシアチブ（2019）<sup>13</sup>

<sup>11</sup> ブラジルからの輸入量が2018年に多かったのは2017年分の出荷遅れという特殊な事情によるもので、通常の年は上位の輸入先ではない（IDH 2019）。

<sup>12</sup> IDH (2019) 前掲

<sup>13</sup> IDH (2019) 前掲

### (1) 丸太

UN Comtrade<sup>14</sup>のデータによれば、2017年のオランダの丸太（HSコード4403）輸入額は1.3億USDであった。このうちEU域内からの輸入は98%であった。主な輸入先はベルギー（2017年：3751万USD）で、近年ドイツ（2957万USD）、スウェーデン（2073万USD）、フランス（892万USD）からも増加している。2000年代前半までは、カメルーン、ガボンからの輸入額が多かったが、現在はほぼゼロとなっている。持続可能な貿易イニシアチブ(2019)<sup>15</sup>によれば、2018年のITTO加盟生産国からの丸太輸入量は2,000トンであった。

FAOSTAT<sup>16</sup>によれば、2017年のオランダの熱帯材丸太輸入額は1358万USD（1.8万m<sup>3</sup>）で、アフリカ諸国から直接輸入するのではなく、ベルギーやドイツなどを介して輸入するように変化していた。ベルギーからの熱帯材丸太輸入額は2010年代以降増加し、2017年には1,318万USDで、ベルギーからの丸太輸入額の41%を占めていた。持続可能な貿易イニシアチブ(2019)<sup>17</sup>によれば、2018年のベルギーのITTO加盟生産国からの丸太輸入量は3.1万トンで、EU全体の輸入量の31%を占めていた。

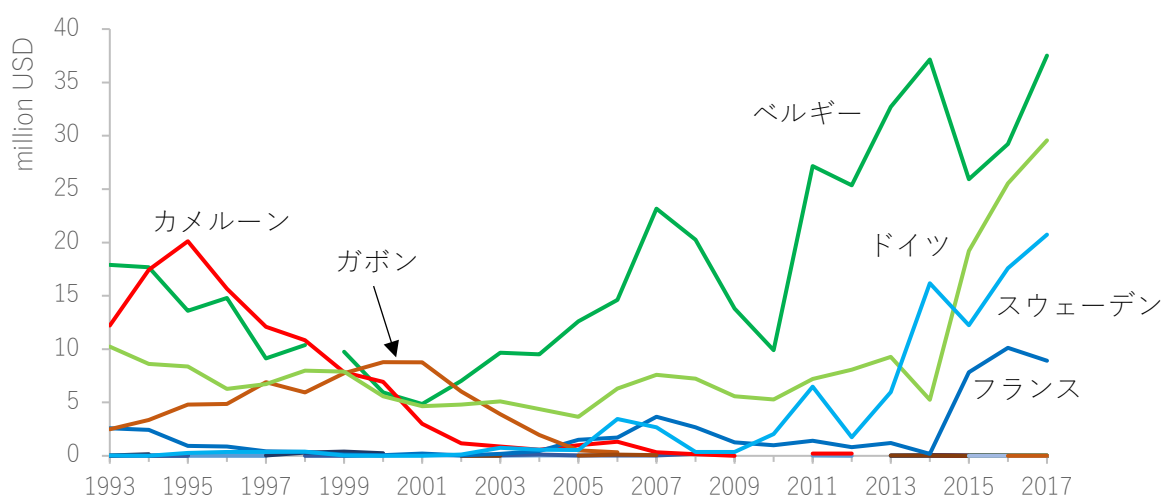


図 5.2 オランダの主な輸入先別丸太（HSコード4403）輸入額

出典：Comtrade より作成

<sup>14</sup> UN Comtrade <<https://comtrade.un.org/>>

<sup>15</sup> IDH (2019) 前掲

<sup>16</sup> <http://www.fao.org/faostat/en/#data/FT>

<sup>17</sup> IDH (2019) 前掲

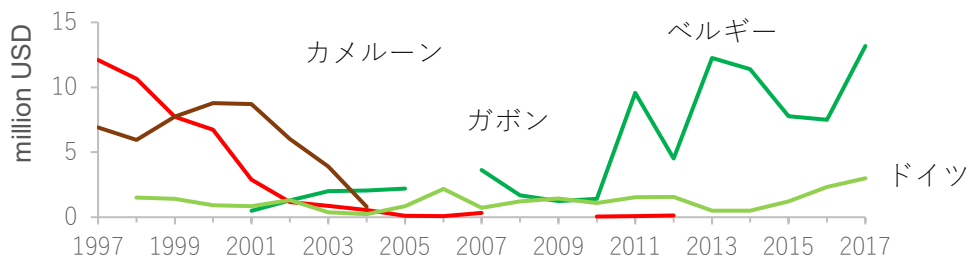


図 5.3 オランダの主な輸入先別熱帯材丸太輸入額

出典：FAOSTAT より作成

## (2) 製材品

2017年のオランダの製材品（HSコード4407）輸入額は10.7億USDで、EU域内からの輸入が72%を占めた。主な輸入先はドイツ（2.1億USD）、スウェーデン（1.9億USD）、ベルギー（1.1億USD）であった。2000年代後半にはマレーシア（ピーク時に2億USD）、ブラジル（ピーク時に0.8億USD）、カメルーン（ピーク時に0.5億USD）などの熱帯諸国からの輸入額も多かったが、現在は減少している。また90年代はフィンランドからの輸入額も2億USDを超えていたが、現在は減少している。

持続可能な貿易イニシアチブ(2019)<sup>18</sup>によれば、2018年のオランダのITTO加盟生産国からの製材品輸入量は16.5万トンで、EU28ヶ国の中ではベルギー（28.2万トン）に次いで多かった。また熱帯材丸太と同様にベルギー経由でオランダに輸入されている熱帯材製材品も相当量ある可能性がある。

<sup>18</sup> IDH (2019) 前掲

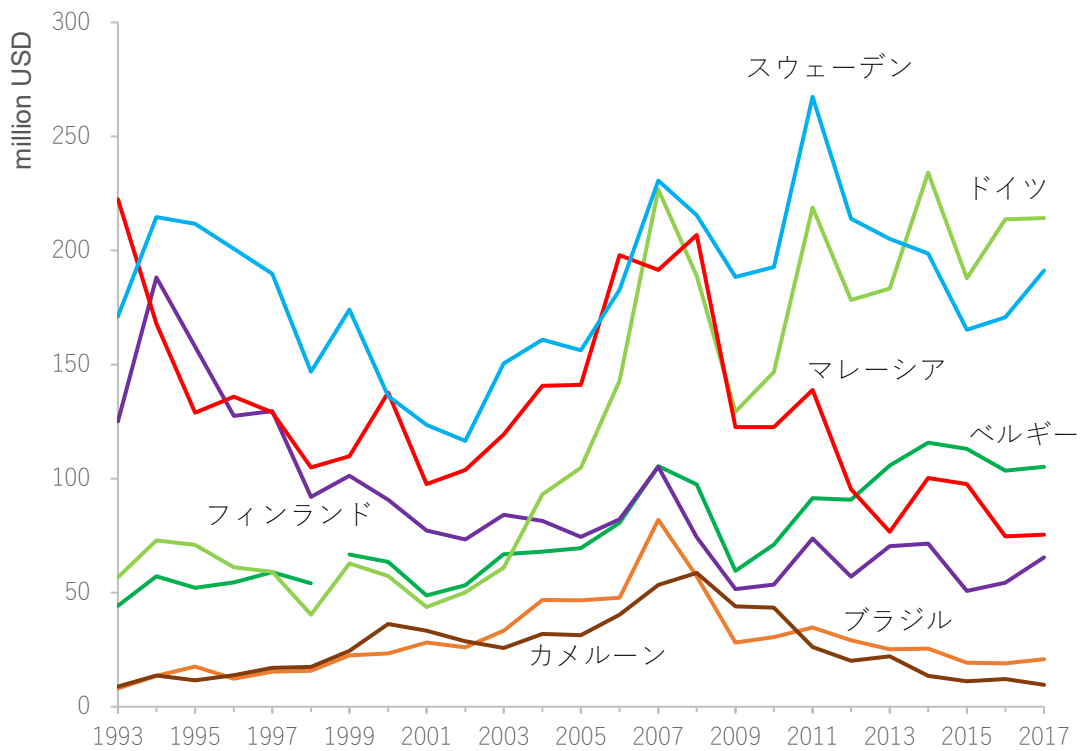


図 5.4 オランダの主な輸入先別製材品 (HS コード 4407) 輸入額

### (3) 合板

2017年のオランダの合板 (HS コード 4412) 輸入額は 4.0 億 USD で、EU 域内からの輸入が 69%を占めた。主な輸入先はフランス (5359 万 USD)、ベルギー (4513 万 USD)、フィンランド (3440 万 USD) である。90年代には米国とインドネシア、2003~2009年には中国からの輸入額が 4000 万 USD 近くまで増加したが、現在は減少している (2017 年、1604 万 USD)。NVWA によれば、近年合法性の確認が難しいなどの理由で中国からの合板輸入を停止したり、FSC 認証材に転換したりした事業者が多いとのことであった (2019 年ヒアリング)。

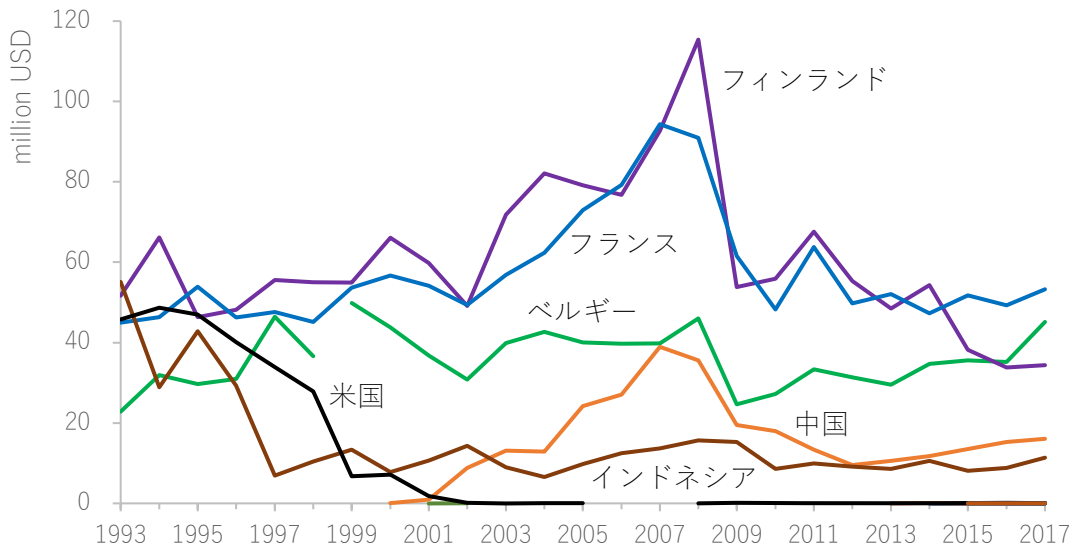


図 5.5 オランダの主な輸入先別合板（HS コード 4412）輸入額

#### (4) 木質チップ

2017年の木質チップ（HSコード4401）の輸入額は1.2億USDで、EU域内からの輸入が97%を占めた。主な輸入先はドイツ、ベルギーであった。2008～2014年頃はカナダ、アメリカからの輸入額が多かったが、現在はほとんどなくなった。

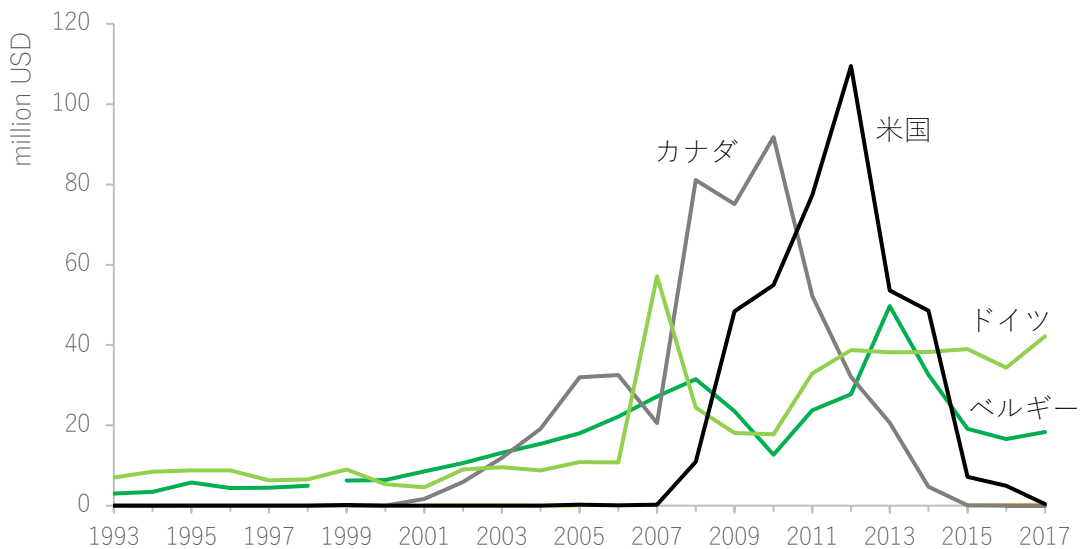


図 5.6 オランダの主な輸入先別木質チップ（HSコード4401）輸入額

#### (5) 木製家具

2017年のオランダの木製・ラタン製家具（HSコード940330、940340、940350、940360）

の輸入額は19.4億USDで、EU域内からの輸入が78%を占めた。主な輸入先はドイツ（5.5億USD）、ベルギー（2.8億USD）、ポーランド（1.6億USD）、中国（1.2億USD）であった。2005～2008年頃にはインドネシアからの輸入額も1.3億USD近くに達していたが、現在は減少している。

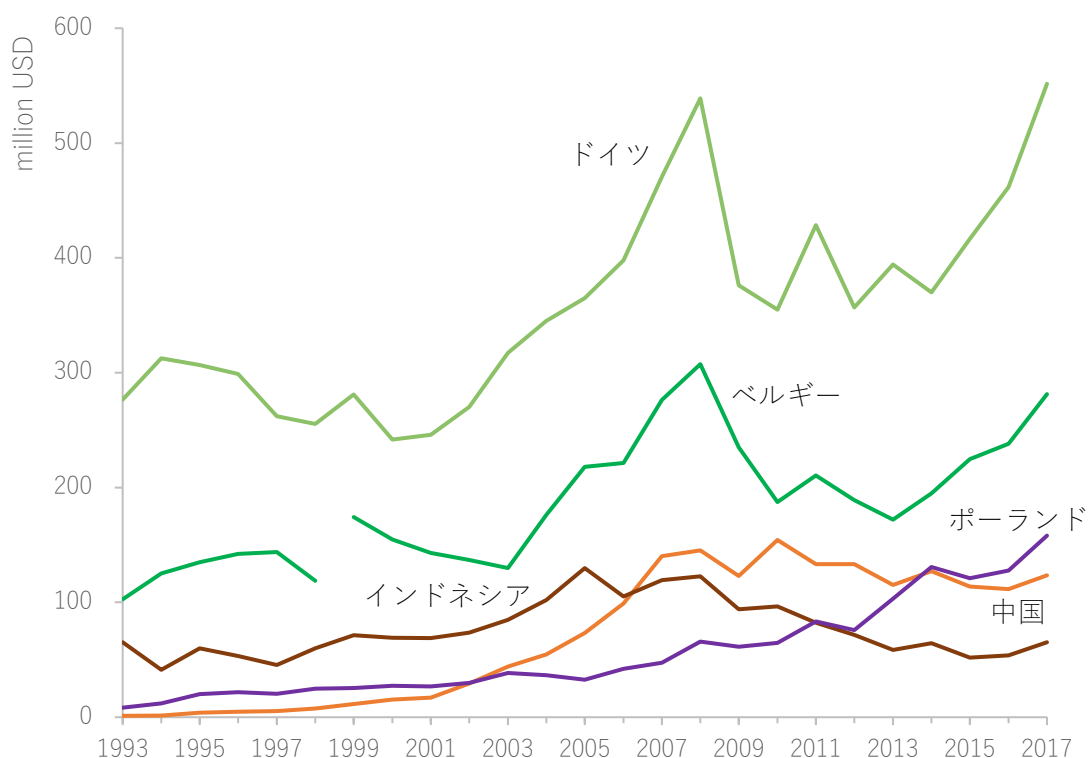


図 5.7 オランダの主な輸入先別木製・ラタン製家具 (HS コード 940330、940340、940350、940360) 輸入額

### 5-2-3 木材・木材製品の輸出

オランダはEU域内、主にベルギー、ドイツ、イギリスに対して木材・木材製品の輸出も行っている。

#### (1) 原木

UN Comtrade のデータによれば、2017年のオランダの原木輸出額は1.4億USDで輸入額とほぼ同量で、96%がEU域内に輸出されていた。主な輸出先はベルギー（3230万USD）、ドイツ（1647万USD）であった。Probos から国連欧州経済委員会（UNECE）になされた報

告<sup>19</sup>によれば、2018年にオランダ国内で伐採された産業用丸太77万m<sup>3</sup>の半分以上の量は輸出に回され、その約75%はパルプ用材であった。

またFAOSTATによれば、2017年のオランダからの熱帯材丸太輸出額は353万USDで、ドイツ(139万USD)、ベルギー(124万USD)、イギリス(107万USD)などへ輸出されていた<sup>20</sup>。これらはEUの近隣諸国がオランダを経由して熱帯材丸太を輸入したものと考えられるが、前述のオランダの熱帯材丸太輸入額の26%相当の額であり、オランダがベルギーなどEU内の他国を経由して輸入した量に比べれば少ないと言える。

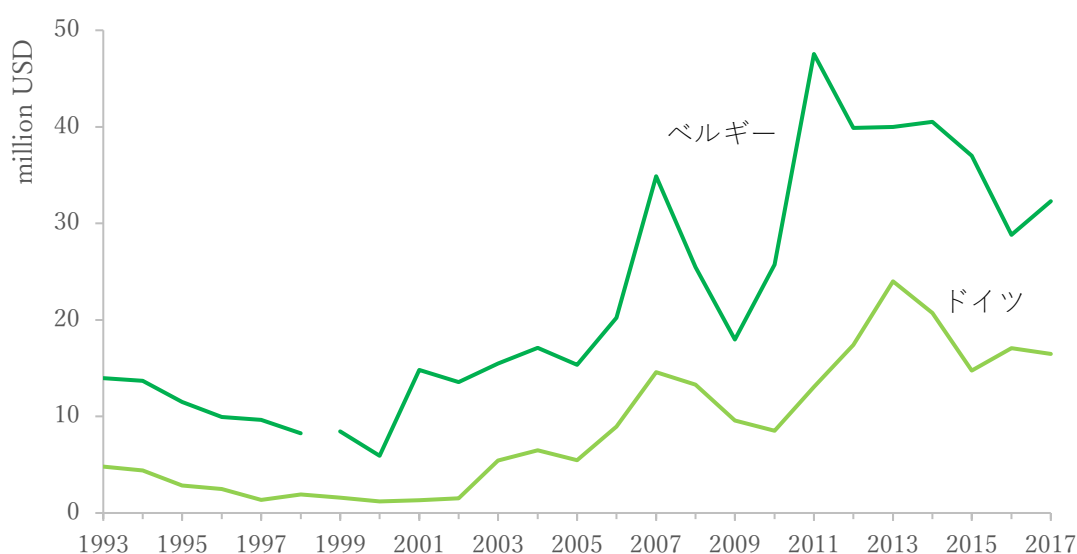


図 5.8 オランダの主な輸出先別の丸太 (HS コード 4403) 輸出額

## (2) 製材品

UN Comtrade のデータによれば、2017年のオランダの製材品輸出額は2.7億USDで、8.0億USDの輸入超過であった。輸出先の72%はEU域内で、主な輸出先はベルギー、ドイツ、イギリスであった。

<sup>19</sup> Country Report of the Netherlands on Illegal Logging and the Trade in Illegal Forest Products 前掲

<sup>20</sup> 3ヶ国からの総輸入額が、総輸入額を超過しているが、理由は不明。



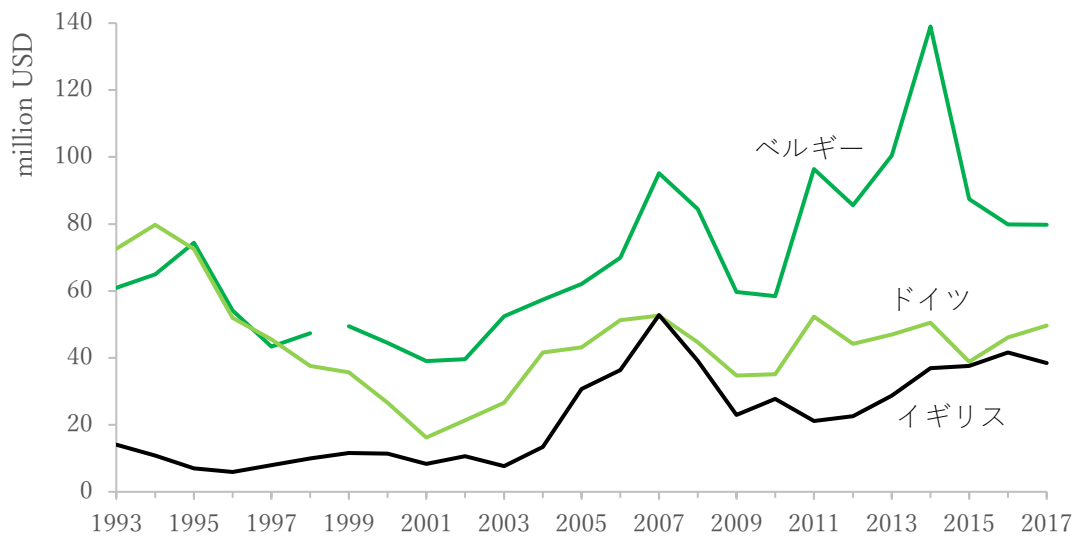


図 5.9 オランダの主な輸出先別の製材品（HS コード 4407）輸出額

### (3) 合板

2017年の合板輸出額は0.8億USDで、3.2億USDの輸入超過であった。主な輸出先はベルギー、ドイツ、フランスで、2013年からはイギリス向けの輸出も多い。

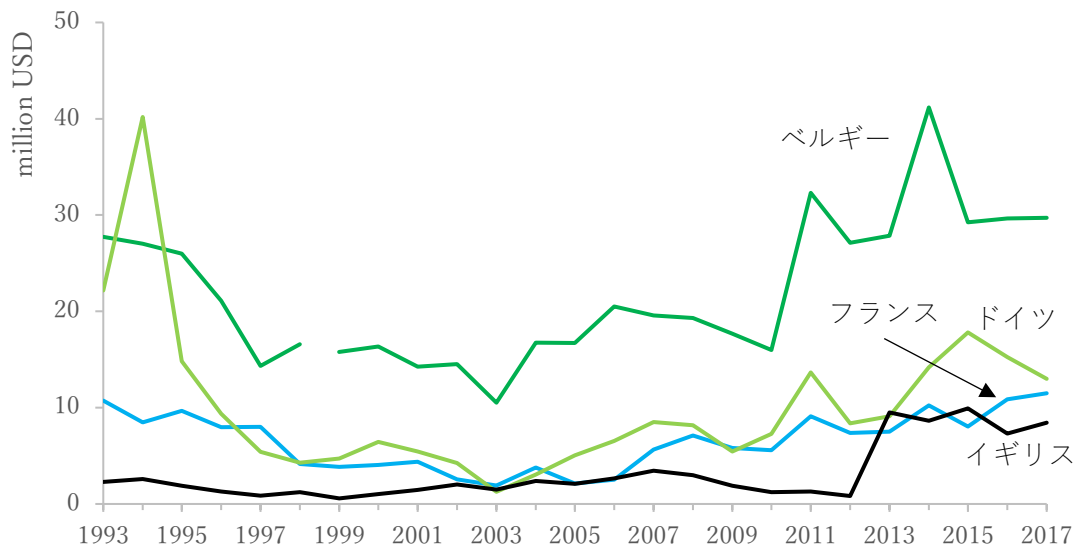


図 5.10 オランダの主な輸出先別の合板（HS コード 4412）輸出額

### (4) 木質チップ

2017年のオランダの木質チップ輸出額は1.4億USDで、0.2億USDの輸出超過であった。2000年代後半以降急増しており、主な輸出先はベルギー、ドイツ、イギリスである。

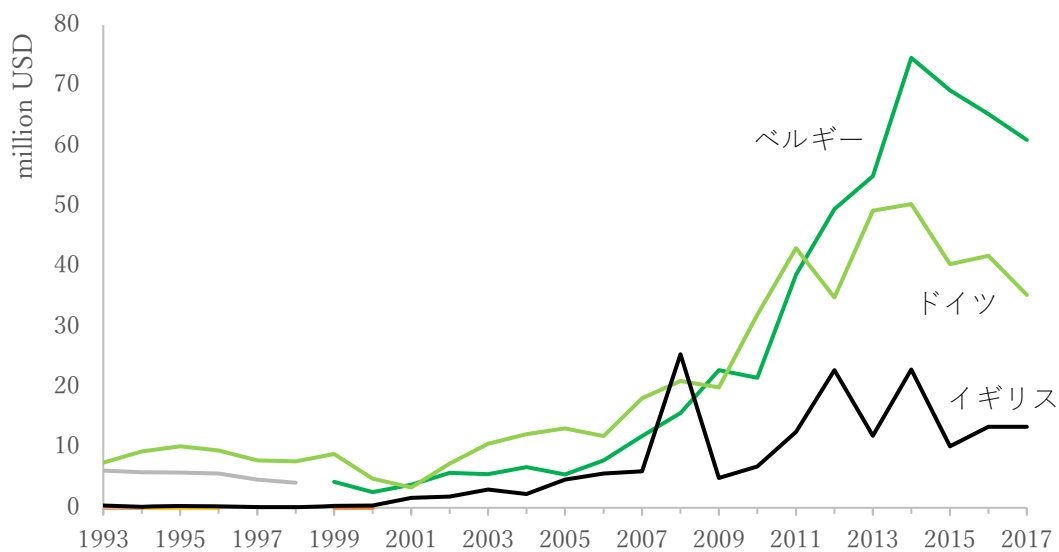


図 5.11 オランダの主な輸出先別の木質チップ (HS コード 4401) 輸出額

#### (5) 木製家具

2017年のオランダの木製・ラタン製家具 (HS コード 940330、940340、940350、940360) 輸出額は 12.2 億 USD で、7.2 億 USD の輸入超過であった。主な輸出先はベルギー、ドイツ、フランス、イギリスであった。

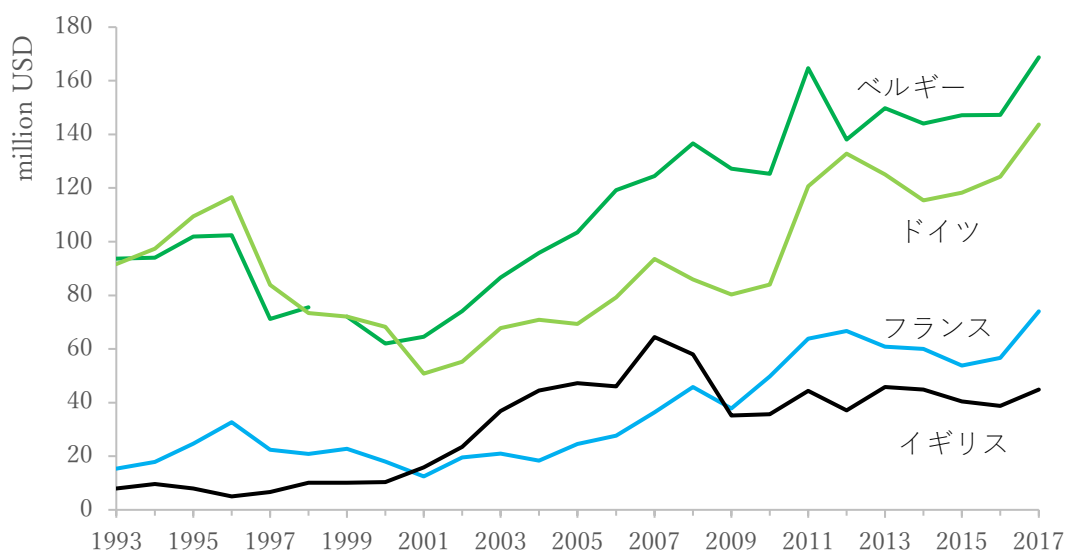


図 5.12 オランダの主な輸出先別の木製・ラタン製家具 (HS コード 940330、940340、940350、940360) 輸出額

#### 5-2-4 森林認証システムの活用状況

2019年現在、オランダのFSC認証林は合計167,995ha（全森林面積の44%）、CoC認証取得事業者は1,226事業者であった<sup>21</sup>。一方、PEFC認証林は3,240ha（全森林面積の1%）、CoC認証取得事業者は471事業者であった<sup>22</sup>。私有林ではグループ認証も受けている<sup>23</sup>。

オランダ政府は、EUの中でも早い2004年に木材調達政策を導入した。2008年に持続的調達方針を策定し、中央政府は2010年まで、地方政府は2015年まで、すべての木材を持続可能な資源から調達する目標を立てた<sup>24</sup>。持続的に生産された木材の基準として、木材調達アセスメント委員会（Timber Procurement Assessment Committee：TPAC）によってオランダ木材調達基準<sup>25</sup>が2008年に策定された。TPACは木材調達アセスメントシステム（Timber Procurement Assessment System: TPAS<sup>26</sup>）に基づき、調達された木材が持続的に管理された森林から生産されたかを評価し、オランダの環境インフラ・水管理省が最終的な判断を行う。TPACでは2016年時点ではFSCとPEFC（MTCSを含む）のみをその基準を満たすと評価している<sup>27</sup>。

また2017年には、オランダ政府、家具業界団体、建築業界団体、紙業界団体などオランダ国内の23団体が持続可能な森林管理を促進するという宣言（Bevorderen Duurzaam Bosbeheer）に署名を行った<sup>28</sup>。その達成のため、2020年末までには民需・官需を問わず認証材（FSCまたはPEFC）のみを輸入することが目標とされている。

これらのEUTR導入以前から始まった取組の結果、オランダではEUの中でも最も認証材の普及が進んでいる。オランダでは2004年の木材調達政策の導入以来、インフラ・環境

<sup>21</sup> FSC ウェブページ <<https://fsc.org/en/page/facts-figures>>

<sup>22</sup> SGEC/PEFC ウェブページ <<https://sgec-pefc.jp/pefc%E3%81%A8%E3%81%AF/%E5%9B%BD%E5%88%A5%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E5%AE%9F%E7%B8%BE/>>

<sup>23</sup> Country Report of the Netherlands on Illegal Logging and the Trade in Illegal Forest Products. 前掲

<sup>24</sup> Institute for Forestry, Forest Products and Services, Probos, Royal VNP Netherlands' Paper and Board Association, Royal VVNH Netherlands' Timber Trade Association, Nature and Food Quality Ministry of Agriculture, and Ministry of Infrastructure and Water Management (2018) "The Netherlands National Market Report 2018." In THE 76th SESSION OF THE UNECE COMMITTEE ON FORESTS AND FOREST INDUSTRY 5-9 NOVEMBER 2018 VANCOUVER, CANADA.

<sup>25</sup> TPAC (2008) Dutch Procurement Criteria for Timber <<https://www.tpac.smk.nl/Public/TPAC%20Assessments%20results/Dutch%20Timber%20Procurement%20Criteria.pdf>>

<sup>26</sup> <https://www.tpac.smk.nl/32/home.html>

<sup>27</sup> Oldenburger, Jan, Fons Voncken, Penninkhof Joyce, Mark Van Benthem, and Joyce Penninkhof. 2016. "Duurzaam Geproduceerd Hout Op de Nederlandse Markt in 2015 (Sustainably Produced Timber on the Dutch Market in 2015)."

<sup>28</sup> <https://www.unece.org/fileadmin/DAM/timber/country-info/statements/netherlands2019.pdf>

省の委託事業で、2005、2008、2011、2013、2015、2017年に国内での認証材普及状況のモニタリング調査が行われている<sup>29</sup>。この調査は、オランダ木材貿易協会、(VVNH)、オランダ木材製造協会、梱包・パレット製造業境界、オランダ紙・ボード製造業協会を通じ、それらの加盟事業者などから、丸太、製材品、木質パネル、パルプ、紙・ボード類の輸入・輸出量と、そのうちの認証材の量を集計している。2017年に輸入された約190万m<sup>3</sup>の製材品、木質パネルのうち、認証製品は91.9%を占めた。針葉樹、木質パネルでの割合は98.4%、93.5%であった一方、熱帯樹種の製材品については66.1%、温帯広葉樹の製材品については46.6%であった<sup>30</sup>。また紙については古紙を除いた原料のうち75.8%が認証材であった。EUの認証熱帯材輸入量総量におけるオランダのシェアは2017年時点で35%と推定されており、EU最大の輸入国となっている<sup>31</sup>。

<sup>29</sup> Oldenburger et al. (2016) 前掲

<sup>30</sup> <https://www.duurzaam-ondernemen.nl/vvnh-aandeel-duurzaam-geproduceerd-hout-stijgt-door-in-2017/>

<sup>31</sup> IDH (2019) 前掲

### 5-3 木材の生産・流通に関する法令等

#### 5-3-1 国内の森林伐採に関する法令等

オランダ国内での森林伐採は、2017年に制定された自然保護法（Wet natuurbescherming）や、関連する環境法、州や地方自治体の規則に規定される。自然保護法は、旧自然保護法（Natuurbeschermingswet）、森林法（Boswet）、動植物法（Flora- en Faunawet）と置き換えて制定された。その成立以前は森林法が森林伐採の規則法となっていた。森林法は1917年に初めて制定され、1922年、1962年に修正された。旧自然保護法は1968年に制定され、1998年に修正された。動植物法は、それまであった鳥類法、狩猟法、絶滅危惧・外来動物種法、自然保護法の一部を置き換えて、2002年に制定された<sup>32</sup>。

#### 5-3-2 森林の所有・利用権取得に関する法的手順

1928年制定の不動産法により、25年以上維持する所有者には税制上の優遇措置が与えられる。その対象となった森林では伐採を行うことはできない。1995年時点では、全国で7万haの森林がその対象となっている<sup>33</sup>。

#### 5-3-3 伐採の際の法的手順

森林法（～2017年）または自然保護法（2017年～）によれば、伐採は報告義務があり、伐採から3年以内に再植林しなくてはならない。ただし Natura 2000（EUの自然保護地域のネットワーク）の地域では再植林の義務は免除される。また最大伐採面積は5haと規定されている。なお、実際には多くの伐採面積は1ha以下に過ぎない。自然保護法はまた、保全地域、保護種について規定をしている<sup>34</sup>。

#### 5-3-4 森林の伐採の合法性が確認できる書類の事例（証明システム）及びその発行条件

国家森林サービス、州や地方自治体、多くの土地所有保全基金は国内の森林の多くをモニタリングしており、違法伐採はほとんど生じていないと考えられている<sup>35</sup>。

<sup>32</sup> Mohren and Vodde (2006) 前掲

<sup>33</sup> Mohren and Vodde (2006) 前掲

<sup>34</sup> Mohren and Vodde (2006) 前掲

<sup>35</sup> Mohren and Vodde (2006) 前掲

## 5-4 EU 木材規則の実施

### 5-4-1 EU 木材規則のための国内法令

オランダにおける EU 木材規則の実施は、2012 年 12 月 7 日になされた EU 木材規則を実施する政府決定（Besluit van 7 december 2012, houdende voorschriften ter uitvoering van verordening (EU) nr. 995/2010）に基づく。この決定は全 6 条からなる短いもので、以下の内容を含む。

- EU 木材規則（Regulation (EU) No 995/2010）およびその実施規則（Implementing Regulation (EU) No 607/2012）が適用される（第 1～3 条）。
- CA はオランダ食糧・消費者製品安全局（Netherlands Food and Consumer Product Safety Authority / Nederlandse Voedsel- en Warenautoriteit: NVWA）とする（第 4 条）
- この決定は 2013 年から発効される（第 5 条）。
- この決定は EU 木材規則施行令（Besluit uitvoering Europese houtverordening）と呼ばれる（第 6 条）。

この政府決定の根拠は 2002 年制定の動植物法（Flora- en Faunawet）第 18 条に基づく。前述のように動植物法は 2017 年に自然保護法に置き換えられた法律で、以下の内容を含む。

- 保護動植物の捕獲、殺傷、輸送、販売、外来種の持ち込みなどの禁止（第 8～16 条）
- 欧州理事会の決定や他の国際的義務に従い、第 8～16 条で言及されている禁止事項を修正できる（第 18 条）

また EU 木材規則（＝動植物法第 8～第 16 条）に違反した場合の罰則は、2015 年施行の経済犯罪法（Wet op de economische delicten Bwb-id: BWBR0002063）が根拠とされた。

### 5-4-2 EU 木材規則実施のための執行体制

#### （1）EU 木材規則管轄官庁

オランダの管轄官庁は、オランダ食糧・消費者製品安全局（Netherlands Food and Consumer Product Safety Authority / Nederlandse Voedsel- en Warenautoriteit : NVWA）が担っている（EU 木材規則施行令第 6 条）。NVWA の EUTR 担当官は 3 人の常勤スタッフで、それぞれ政策、FLEGT、検査チームを担当している。実際に検査を行うのは 9～10 人の非常勤の検査官で、彼らは EUTR 専属ではなく、他に動植物の CITES、動物愛護なども担当している（NVWA 2019 年ヒアリング）。2017 年時点では EUTR の実施と執行のための年間予算は 37 万ユーロであった。

NVWA はこれまで輸入事業者（オペレーター）のみを対象として検査を実施してきており、国産材の事業者（オペレーター）や、EU 域内のみの取引業者（トレーダー）について

の検査は行われていない（NVWA 2019 年ヒアリング）。

輸入事業者に対する検査は以下の手順で行われる。

① 税関からの船荷データの取得

NVWA は税関と MOU を結んであり、4 半期ごと、また必要に応じて、木材・木材製品輸入業者の船荷ごとの税関申告書（Custom Declaration）の EXCEL データ提供を受ける（NVWA 2019 年ヒアリング）。

② 検査の対象国の選定と、分析に基づく評価基準の設定

NVWA は毎年ターゲットとなる輸入先の国を決め、その国の法や制度、施行状況を分析し、EUTR の遵守に関する検査の際の評価基準を設定する。これまでのターゲット国は、スリナム、インド、ベトナム、ガボン、カメルーン、ブラジル、ウクライナ、ロシア、ミャンマー、中国であった。なお、ガボンやコートジボアールのように情報が乏しい国は評価基準の設定が難しいということであった（NVWA 2019 年ヒアリング）。

EU 各国の管轄官庁は情報交換を密に行っているとはいえ、EU 域外からの木材製品について、どこまで情報収集を行えば、違法伐採由来の木材が混入されているリスクが十分に低減されたと言えるかの評価基準は加盟国の管轄官庁間で多少異なることがある。オランダ木材貿易協会（VVNH）によれば、ミャンマーからの木材輸入に関し、EU 内でもスウェーデン、デンマークなどの管轄官庁は現時点では合法的に伐採されたことを確認できる手段はないとして全面的に輸入を認めていないが、オランダでは現在でも完全に禁止されているわけではなく、ミャンマーからの輸入に関しどのような情報の確認を行えば十分にリスクが低減できると言えるか、議論がなされているところである（2019 年ヒアリング）。またベルギーの事業者である D 社によれば、ベルギーの監督官庁<sup>36</sup>も 2017 年からミャンマーからの木材輸入を認めない方針を取っている一方、イタリアの管轄官庁は現在でも、ミャンマーの関係書類をそろえれば EUTR の基準を満たしていると言えるという認識を示しており、イタリアの事業者は現在でもミャンマーチークの輸入が可能となっているとのことであった（2019 年ヒアリング）。

③ 検査対象の船荷の選定

NVWA は、税関のデータから、ターゲット国からの輸入量・金額が多い事業者（オペレーター）を 20 事業者程度選定し、検査を行う船荷を選定する。事業者に対しては、税関申

<sup>36</sup> 連邦健康、フードチェーンの安全性及び環境局（Federal Public Service (FPS) Health, Food Chain Safety and Environment）

告時に提出される原産地証明書の番号をもとに問い合わせを行う（C社 2019年ヒアリング）。NVWAによれば、この方法はEUでは一般的とのことであった（2019年ヒアリング）。

また他国の管轄官庁からの情報に基づいて検査を行うこともある。他国（例：ベルギー）の港経由で木材輸入を行っているオランダの事業者（オペレーター）の場合、他国の税関が税関申告データをその国の管轄官庁に報告し、さらにその国の管轄官庁がオランダの管轄官庁（NVWA）にデータを提供し、これに基づいてNVWAが検査を行う。NVWAによれば、将来的には各国の税関に対し、NVWAが直接データを請求できるのが望ましいと考えている（2019年ヒアリング）。

またオランダでは、Green Peace、EIA、EarthSight、WWFなどのNGOが違法伐採問題について活発に取り組んでいるが、これらのNGOから指摘のあった事業者に対して検査を行うこともある（NVWA 2019年ヒアリング）。実際に2016年にEIAからNVWAに提出された情報に基づき、ミャンマーからチークを輸入している事業者に対する検査が行われ、最終的には罰金が科せられた<sup>37</sup>。

#### ④ 検査の実施

NVWAのEUTR担当官は検査官に対し、設定した評価基準適用のトレーニングを行い、選定した船荷（事業者ごとに複数）に対する検査を実施する。個々の年にはターゲット国の法制度についてのみトレーニングを行い、その国からの船荷についてしか検査を行わない。しかし、何年もやってきたため、検査官はすでに多くの国の法制度について知識を持つようになってきたとのことであった（NVWA 2019年ヒアリング）。

検査はまず当該事業者のデューデリジェンスシステム（DDS）のマニュアルの有無や内容を確認し、次に検査対象の船荷について、情報収集、リスク評価、リスク低減措置がそのマニュアルどおりに行われているか確認する。当該企業の他の船荷については検査対象外である。

必要であればドイツハンブルグのThünen研究所、AgroIsolabにサンプルを送り、樹種の確認、安定同位体による産地の確認を行っている。2019年には、ブラジル産の植林チーク製として輸入されたテーブルについて、安定同位体で産地を同定したところ、ミャンマー産チークであることが判明したケースがあった（NVWA 2019年ヒアリング）。なお、ベルギーの管轄官庁も2019年夏から合板について、DNAによる樹種の確認を始めた（FEDUSTRIA 2019年ヒアリング）。

<sup>37</sup> EUTR News – March 2017 to March 2018 <<https://www.clientearth.org/eutr-news-march-2017-to-march-2018/>>



#### ⑤ 検査の実績

NVWA はこれまで、輸入事業者（オペレーター）のみを対象として検査を行ってきたが、2020 年には国内の森林からの木材生産事業者に対する検査を行う予定とのことであった（NVWA 2019 年ヒアリング）。税関からのデータから、輸入事業者は約 4,900 事業者であると把握している一方、国産材の事業者（オペレーター）は約 100 事業者と推定している。

NVWA は、2015 年～2019 年の約 4 年間にのべ 200 社近い事業者に対して検査を行ってきた（表 5.2）。NVWA はこれまで、ミャンマー、ブラジル、ガボン、コンゴ共和国、カメルーンからの木材輸入事業者に対して、デューデリジェンスが適切に行われていない、NVWA からの要求にもかかわらず伐採地までのサプライチェーンの情報を示すことができなかつた等の理由で、罰金の支払いを命じている。ミャンマーおよびカメルーンのケースは裁判になったが、NVWA が課した罰金（それぞれ立米あたり 2 万ユーロ、1,800 ユーロ）は妥当であるとの判決が下されている<sup>38</sup>。

また NVWA は、デンマーク、ベルギーなど他の EU 加盟国の管轄官庁との共同検査も実施している（NVWA 2019 年ヒアリング）。2019 年 12 月にはスロベニアとチェコを経由してオランダに輸入されたミャンマー産チークの摘発が行われた<sup>39</sup>。

Control Union 社によれば、近年 EU 各国で EUTR の検査が厳しくなり、それに応じて木材輸入事業者が原産国へ合法的に伐採されたこと確認できる書類などを求めるようになったため、西アフリカや中国のサプライヤーは EUTR で何が要求されているかを理解するようになってきた（2019 年ヒアリング）。また VVNH のいくつかの加盟企業は、合法性の確認が困難な中国からの木材輸入を停止した（VVNH 2019 年ヒアリング）。

<sup>38</sup> EUTR News – March 2017 to March 2018 前掲

<sup>39</sup> Briefing Note for the Competent Authorities(CA) implementing the EU Timber Regulation December 2019–January 2020 <[https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR\\_Briefing\\_note\\_Dec\\_2019-Jan\\_2020.pdf](https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR_Briefing_note_Dec_2019-Jan_2020.pdf)>、Malavika Vyawahare <<https://news.mongabay.com/2019/12/tainted-timber-from-myanmar-widely-used-in-yachts-seized-in-the-netherlands/>>

表 5.2 オランダの管轄官庁による事業者検査実績

期間	長さ (月)	検査した事業者数	デューデリジェ ンスシステムの 不備の指摘	改善 要求	裁 判	他の罰則
2015年3月- 2017年2月	24	62(再調査も含 めのべ74回検 査)(注1)	-	28	0	0
2017年3-5月	3	10	0			
2017年6-11月	6	20	5			5(書面によ る警告4、 差止1)
2017年12月- 2018年6月	7	47	12	6		6
2018年7-12月	6	29	8	5	1	3
2019年1-6月	6	26	13	10		3
合計(注2)	52	194	38	49	1	17

出典：世界自然保全モニタリングセンター（2017, 2018a, 2018b, 2019a, 2019b）<sup>40</sup>、欧州委員会（2018）<sup>41</sup>。

注1：重複を含む

<sup>40</sup> UNEP-WCMC. (2017) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, March-May 2017. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the Implementation of the EU Timber Regulation." Cambridge, UK.  
 ———. (2018a) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, December 2017-June 2018. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the Implementation of the EU Timber Regulation." Cambridge, UK.  
 ———. (2018b) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, June-November 2017. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the EU Timber Regulation Implementation of The." Cambridge, UK.  
 ———. (2019a) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, January-June 2019. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the EU Timber Regulation Implementation of The."  
 ———. (2019b) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, July-November 2018. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the EU Timber Regulation Implementation of The." Cambridge, UK.

<sup>41</sup> European Commission. (2018) "Report From the Commission to The European Parliament and the Council. Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 Laying down the Obligations of Operators Who Place Timber and Timber Products on the Market." Official Journal of the European Union. <[http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Wood\\_products\\_-\\_production\\_and\\_trade](http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Wood_products_-_production_and_trade)>

EU 域内の取引業者（トレーダー）については税関データが使えないため、NVWA は国内に何社ぐらい取引業者が存在するのかを含め現状を把握できておらず、取引業者を検査するためには新たなルールが必要であると考えているとのことであった（NVWA 2019 年ヒアリング）。ただし世界自然保全モニタリングセンター<sup>42</sup>によれば、2017 年に 2 社の取引業者に対する検査が行われている。

#### ⑥ 管轄官庁の情報収集

NVWA はこれまで、デンマーク、ベルギー、イギリス、ドイツの管轄官庁、ブラジル（環境・再生可能天然資源院：IBAMA）、米国（魚類野生生物局：FWS）の関係機関と情報交換を行ってきた。また NVWA など EU 各国の管轄官庁は 2 か月ごとに会合を持ち、生産国の情報などについての情報交換をしている。さらに Forest Trends が主催する TREE meeting にも参加し、世界各国の管轄官庁と情報交換を行っている（NVWA 2019 年ヒアリング）。

#### （2）監視団体

NVWA によれば、オランダでは現在、約 15 の事業者が監視団体（Monitoring Organization：MO）によるサービスを受けている（2019 年ヒアリング）。オランダで現在活動している監視団体は、Zwolle 市に本部を置く Control Union Certifications 社（以下 Control Union 社）のみである。Control Union 社によれば、過去 5 年間、ドイツ、オランダ、ベルギーを中心に、スペイン、フィンランドなど数十社の事業者が監視団体としてのサービスを提供している（2019 年ヒアリング）。

Control Union 社は、監視団体としてのサービスとして、WoodTrack<sup>43</sup>というシステムを提供している。契約した木材輸入事業者に対し、数ヶ月から 1 年以上にわたり、Due Diligence のために必要な情報やトレーニング（マニュアル、チェックリストの提供を含む）を提供し、毎年 1 回確認を行う。契約した木材輸入事業者が WoodTrack Portal というサイトに自社の集めた合法性関連文章をアップロードすると、Control Union 社によるリスク評価を受け、どのようなリスク低減措置が必要かの情報提供を受けることができる。最終的に、監視団体のサポートを受けたという通告が管轄官庁に対して行われる。EUTR を満たすためには多くの情報収集を必要とするが、WoodTrack システムでは、各生産国において特にどの情報の収集が重要か、またどのようにリスク低減を行うべきかというガイダンスが提供されており、Control Union 社としては、EUTR のためのグッドプラクティスとは自社の WoodTrack システムを使うことと自負している。一方、デューデリジェンスのための情報サイトとして広く参照されている NEPCOM Sourcing Hub<sup>44</sup>はリスク情報を提供しているが、リスク低減の情報

<sup>42</sup> UNEP-WCMC (2018b) 前掲

<sup>43</sup> <https://woodtrack.eu/>

<sup>44</sup> <https://www.nepcon.org/sourcinghub>

が少なく、どれくらいデューデリジェンスをすれば十分なのかなどの情報は提供されない、とのことであった（Control Union 社 2019 年ヒアリング）。また Control Union 社は EUTR の監視団体としてのサービスのほか、FSC や PEFC 認証、TLV（Timber Legality Verification）合法性確認制度の審査や、生産国のサプライヤーがその国の法規の下で合法的に木材を生産していることについての検証サービスも提供している。FSC や PEFC 認証の審査では審査対象の企業に対しどのように改善すべきかについてのガイダンスは行わないが、EUTR の監視団体として契約する場合はそのようなガイダンスも行うという点が異なっているということであった。

業界団体であるオランダ木材輸入協会（VVNH）も監視団体として TimberChecker<sup>45</sup>を設立し、2013 年に申請して 2016 年に登録された<sup>46</sup>が、利益相反の問題<sup>47</sup>などがあり、現在では監視団体としてのサービスは行っておらず、VVNH の加盟事業者への情報提供サービスを行っている（VVNH 2019 年ヒアリング）。

現状ではオランダやベルギーの木材輸入事業者の多くは監視団体を利用していないが、その理由としては、以下の点が挙げられた。

- 監視団体契約の費用が高い。
- 監視団体と契約していても管轄官庁による検査がなくなるわけではない。むしろ契約すると、監視団体による確認によって問題が発見された場合、管轄官庁に通報されてしまうリスクを持つことになり、費用対効果がみあわない（NVWA 2019 年ヒアリング）。ただし監視団体である Control Union 社自身は、監視団体による確認を受ければ、管轄官庁からリスクが低い事業者であると認識されるメリットがあると主張していた（2019 年ヒアリング）。
- そもそもリスク懸念国からの輸入が少なくなっているため、専門的な知識によって確認を必要とする機会が減少している。
- オランダでは管轄官庁による検査の頻度が低いので、多くの木材輸入事業者は検査を受けるリスクを感じていない（Control Union 2019 年ヒアリング）。
- 生産国の制度や執行状況については監視団体よりも自社の方が豊富な知見を持っており、監視団体のサポートは必要ない（D 社 2019 年ヒアリング）。

一方で、大手の事業者の一部は、監視団体として登録されている事業者を監視団体としてではなくコンサルタントとして契約している。このような契約では海外からの木材輸入のデューデリジェンスに問題があった場合でも、管轄官庁に報告されるリスクはないと認識

<sup>45</sup> <http://timberchecker.nl/>

<sup>46</sup> <https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/mos/TimberChecker.pdf>

<sup>47</sup> 欧州委員会委任規則（EU）No. 363/2012 第 8 条

されている（NVWA 2019 年ヒアリング、NNVH 2019 年ヒアリング）。

#### 5-4-3 ODA

オランダ政府は、スイス、デンマーク政府や民間企業とともに、持続可能な貿易イニシアチブ（Sustainable Trade Initiative / Initiatief Duurzame Handel: IDH）を 2008 年に設立した。IDH は 2011～2017 年には主に森林認証、持続可能な農作物（大豆、パームオイルなど）認証の普及を推進するプロジェクトを行っていた。特にガーナ、インドネシア、スリナム、アマゾン地域で持続可能な森林管理を推進する官民連携のプログラムを行ってきた。またオランダ政府は、ボリビア、ブラジル、コロンビアの森林セクターに対する支援も行ってきた。IDH は 2013 年には、持続可能に管理された森林からの木材の EU 域内における需要を高めるための組織である欧州持続可能な熱帯材連合（European Sustainable Tropical Timber Coalition: STTC）を設立した。STTC はオランダを含む EU 各国の公共調達において、持続的に管理された木材のみを調達できるように支援を行ってきた。

しかしながら、近年の IDH に対する成果評価の結果、森林認証や持続可能なパームオイルの認証などの普及といった、認証を使ったアプローチは森林減少抑制に必ずしも効果的ではなかったと結論され、2017 年以降、IDH はランドスケープアプローチによる取組に方針転換を行った。これは従来行ってきた EU のマーケットにおける認証普及の取組に加え、熱帯諸国における保護区域の森林維持の強化、実際の森林減少の主体となっている小農との協業を含む。例えばブラジルのマットグロッソ州において、州政府、大企業（木材、牛肉）、先住民コミュニティなどのステークホルダーを巻き込んだプロジェクトを行っている。また持続的に生産された農林産物の EU への輸出のみならず、ブラジル国内の消費拡大にも取り組んでいる。また小農の既存の農地の土地生産性の向上、生産物の多様化支援なども行っている（STTC 2019 年ヒアリング）。

IDH の方針転換の結果、STTC は現在、熱帯材のデータベース構築と情報共有に注力しており、例えばマーケットでよく知られていない熱帯樹種のデータベースを作るなどして、熱帯林の持続可能な経営が行われている択伐コンセッションの経営改善に寄与しようとしている。STTC は EU 各国（オランダ、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、イギリス）の木材業界団体との情報交換も多く、知見が深い。また STTC は EU 内の NGO とも情報交換を行っている。例えばグリーンピースは、以前はいかなる熱帯材の輸入も認めるべきではないという主張をしていたが、STTC がむしろ持続的に管理された森林からの木材のみを積極的に輸入することが熱帯林の保全につながると説得した結果、現在は認証材なら容認するという立場に変わった。一方、北欧の一部 NGO は現在でもいかなる熱帯材の輸入も認めるべきではないとの主張を続けている（STTC 2019 年ヒアリング）。

## 5-5 民間の取組

### 5-5-1 業界団体

業界団体の取組については、オランダ木材貿易協会だけでなく、ベルギー織物、木材、家具事業者連盟に対するヒアリングを行った。またオランダ木材貿易協会からは、加盟団体となっているヨーロッパ木材輸入事業者連合についても情報を得た。

#### (1) オランダ木材貿易協会

オランダ木材貿易協会（Netherlands Timber Trade Association：VVNH）は製材、木質パネルの輸入を行っているオランダの事業者の団体で、加盟企業は約 120 社である。製材と木質パネルについてはVVNHの加盟企業の輸入量がオランダの輸入量の約65%を占める（VVNH 2019年ヒアリング）。

前述のようにオランダ政府は 2004 年に木材調達政策を導入したが、VVNH はその前年（2003 年）に持続的に管理された森林からの認証材利用を増加させるという方針を定め、2010 年には全加盟企業の入荷量の 50%、2020 年には 100%を認証材にするという目標を立てて取り組んできた。このため全加盟企業に対し、毎年、全入荷量と認証材（FSC および PEFC）の割合の報告、それを増加させるための行動計画の提出を求めてきた。これらの報告を行わない事業者は除名される（STTC 2019年ヒアリング）。加盟企業からの入荷量データによると、現在 VVNH の加盟企業が輸入した木材のなかで認証材が占める割合は 2019 年現在 9 割を超えている（VVNH 2019年ヒアリング）。残った部分について、各事業者によるデューデリジェンスが必要となる。

前述のように VVNH は TimberChecker<sup>48</sup>を設立したが監視団体としては機能させず、2013 年に作成したデューデリジェンスシステム（加盟企業にのみ公開）を加盟企業に提供させている。図 5.13 にそのフローチャートを示す。フローチャートでは、例えば生産国の汚職度指数を基準に、デューデリジェンスで確認すべき情報の量が異なる。またこのデューデリジェンスシステムの検証は第三者機関に行わせることを推奨している（VVNH 2019年ヒアリング）。

VVNH 加盟事業者は、原産地や樹種の確認は書類ベース（Chain of Custody）で行っている。現在までのところ、DNA、安定同位体、ブロックチェーン等の技術を樹種や産地同定に用いている事業者はオランダ国内にはいないということであった。VVNH は、加盟企業が違法材の輸入をしていることが裁判官によって証明された場合、1 回目は警告、2 回目は連盟への罰金の支払い、3 回目は除名措置をとるとしている。しかしこれまで 3 件の判決が出

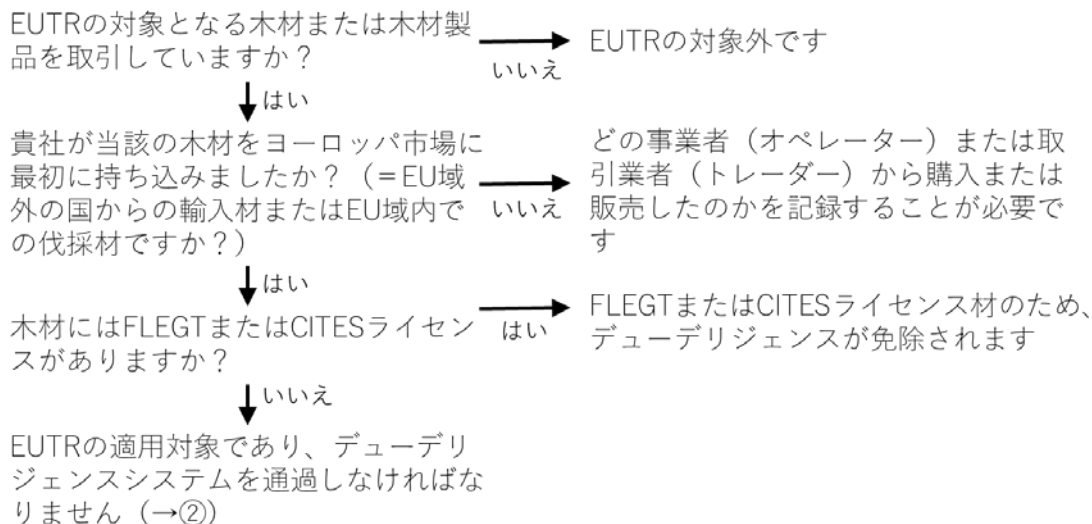
<sup>48</sup> <http://timberchecker.nl/>

たが、それらはデューデリジェンスシステムの不備や、トレーサビリティの問題に対する NVWA の執行を認めるものであって、違法材が輸入されたこと自体を認めた判決ではないため、VVNH が実際にこれらの処置を取ったことはないとのことであった（VVNH 2019 年ヒアリング）。

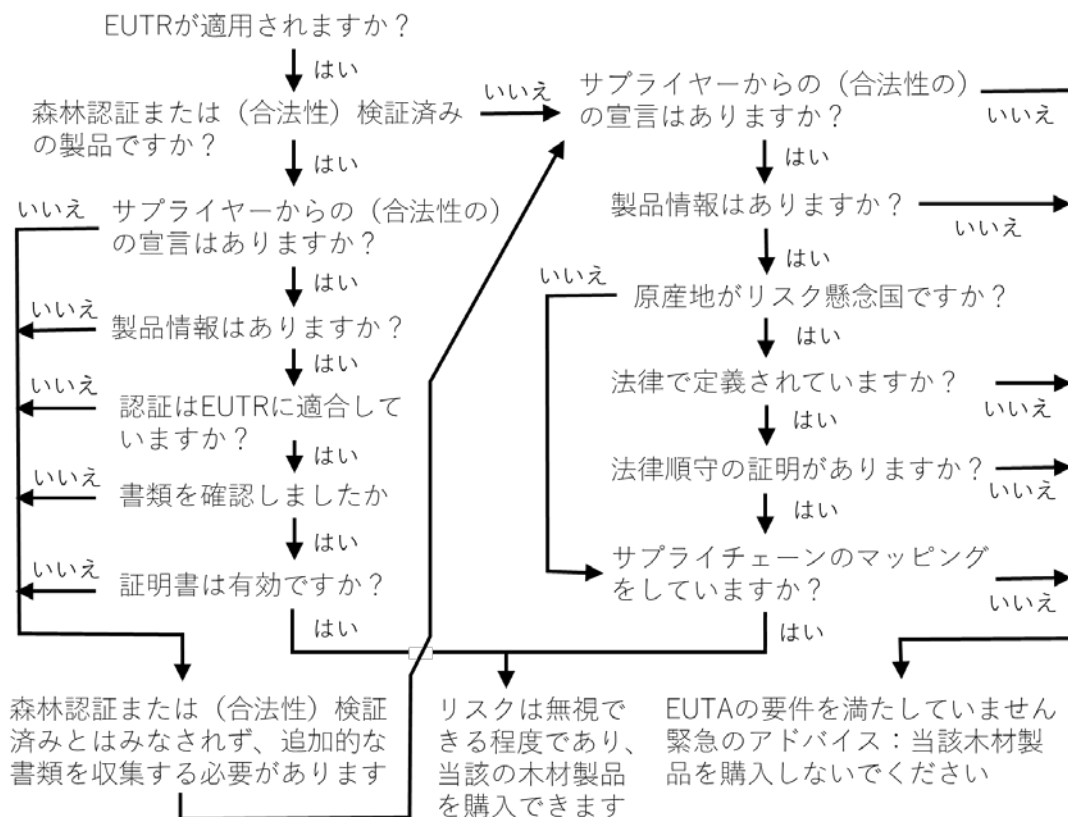
欧州委員会は EUTR をどのように改正すべきかについてのオンラインステークホルダー協議を 2018 年秋～2019 年 9 月に実施した。VVNH は、EUTR の対象となる木材製品をより広範なものにするべきであるという意見を提出した（VVNH 2019 年ヒアリング）。

図 5.13 TimberChecker のデューデリジェンスシステムのフローチャート

①デューデリジェンスの最初のステップは、EUTRが貴社と貴社の木材製品に適用されるかどうかを決定することです。



②EUTRを遵守するには、どのステップをたどる必要がありますか？



(オランダ語の原文を翻訳)



## (2) ベルギー織物、木材、家具事業者連盟<sup>49</sup>

ベルギーの木材輸入事業者の業界団体であるベルギー織物、木材、家具事業者連盟（Belgian federation of the textile, wood and furniture industries：FEDUSTRIA）によれば、加盟企業のうち 35 社が木材・木材製品の輸入を行っている。家具、建具、ドアなどの製造事業者は FEDUSTRIA 加盟企業だが、紙・パルプ製造事業者は加盟企業ではない。加盟企業によるベルギーの市場シェアは把握していない。FEDUSTRIA は以下の 3 つの部会を持っており、全体会合とともに、部会単位での会合を開催している。複数の部会に属する事業者も存在する（FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング）。

- 広葉樹製材品：アフリカ、ブラジルなどからの輸入
- 針葉樹製材品：EU 域内、カナダ、米国、ロシアなどからの輸入
- 木質パネル：東南アジア、ブラジル、中国などからの輸入

FEDUSTRIA は加盟企業に対し、合法材のみを扱う行動規範へのサインを義務付けている。かつて CITES 違反（樹種名の偽装）を行った企業が FEDUSTRIA に加盟しようとしたが、メンバー間の協議でこれを認めなかったことがある。また FEDUSTRIA は加盟企業に対し、認証材利用を増加するという方針に対する署名も求めているが、特に数値目標は決めておらず、進捗状況のデータ収集なども行っていない（FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング）。

FEDUSTRIA は他国の業界団体、ETTF、STTC、ATIBT などを通じて情報収集をし、加盟企業に提供している。また加盟企業のデューデリジェンスに資するため、2017～2018 年にガボン、カメルーン、中央アフリカ共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国の 6 カ国についてカントリーシート（非公開）を作成・提供した。カントリーシートでは各国でどのような情報を集めるのが特に重要かを示している。作成には外部の専門家を雇用した（FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング）。2017 年頃まではカントリーシートに記載された書類を収集するだけでベルギーの管轄官庁の検査に十分対応できたが、2017 年以降ベルギーの管轄官庁の検査方針が強化され、このカントリーシートで情報を集めるのはデューデリジェンスの 3 段階の内、情報の収集に過ぎず、事業者はさらにリスク分析、リスク低減措置を行わなければならないという方針が示された（D 社 2019 年ヒアリング）。

また FEDUSTRIA は家具輸入事業者も加盟企業に含むが、木材に比べ家具の方が合法性の証明は難しく、加盟企業には認証（FSC、PEFC）製品を取り扱うようにアドバイスしているとのことであった。

これまでのところ、FEDUSTRIA 加盟企業は原産地や樹種の確認は書類ベース（Chain of

<sup>49</sup> <https://www.fedustria.be/>

Custody)で行っている。しかし FEDUSTRIA はブロックチェーン技術を持っているベルギーの会社と将来の導入可能性を検討する予定とのことであった (FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング)。

### (3) ヨーロッパ木材輸入事業者連合

ETTF (European Timber Trade Federation<sup>50</sup>: ETTF) はオランダ、ドイツ、イギリス、スペインの木材貿易協会を会員とする団体で、以前はオランダに本部を置いていたが、2019 年 4 月にドイツに移転した (VVNH 2019 年ヒアリング)。ETTF は 2012 年に NEPCon の協力のもとにデューデリジェンスシステムのガイド「ETTF Due Diligence System<sup>51</sup>」を作成し、公開している<sup>52</sup>。TimberChecker のデューデリジェンスシステムはこれを参考に行っている (VVNH 2019 年ヒアリング)。

<sup>50</sup> <https://www.ettf.info/>

<sup>51</sup> [https://www.ettf.info/sites/default/files/ettf\\_due-diligence-system-document\\_dec2012.pdf](https://www.ettf.info/sites/default/files/ettf_due-diligence-system-document_dec2012.pdf)

<sup>52</sup> <https://www.nepcon.org/newsroom/new-due-diligence-tools-european-timber-traders-0>

表 5.3 ETTF Due Diligence System の構成

名称	内容
Due Diligence System	ETTF Due Diligence System のガイドライン
Annex 1: Responsible Purchasing policy Template	事業者が ETTF Due Diligence System を使う際にサインする誓約書のテンプレート
Annex 2: Communications Protocol	ETTF Due Diligence System を使うことの発表方法の注意
Annex 3: Supplier consent letter template	事業者からサプライヤーに出す手紙のテンプレート。事業者が誓約書（Supplier Consent and Information Form）へのサインと、商品の情報を EXCEL フォームに記載して報告することを求める。調達先を事業者に開示したくない場合は第三者検証制度を用いてもよい。
Annex 4: Stepwise Process Flowchart	ETTF Due Diligence System のフローチャート
Annex 5: Risk Assessment Guide	リスク評価ガイド
Annex 6: Species List	過去に違法伐採が報告された樹種名とその一般名のリスト
Supplier Management Form	サプライヤーからの情報の収集と管理のための EXCEL テンプレート
Supplier Information Form	Supplier Management Form に記載する情報が不十分なサプライヤーから追加的な情報収集を行うための EXCEL テンプレート
Due Diligence Manual Template	事業者が自社のデューデリジェンスマニュアルを作成するためのテンプレート

#### 5-5-2 事業者

オランダの 3 事業者、ベルギーの 1 事業者に対するヒアリングを行った。以下の記述内容はそれぞれ各社へのヒアリングに基づく。

##### (1) A ホールディングス (A 社)

###### ① 基本情報

A ホールディングスは 9 つの会社から構成されるが、そのうち主に製材品の輸入を行っている A 社を訪問してヒアリングを行った。当ホールディングスの最も古い会社は 1797 年設立であり、A 社は 1889 年に設立された。A 社以外の当ホールディングス傘下の企業は針葉樹材や木質パネルの輸入を主に行っている。

当ホールディングスは 103 事業所を要し、2018 年の利益は 4,950 万ユーロ。2018 年には 80 万 m<sup>3</sup>、7.2 億ユーロの木材を輸入した。輸入しているのは製材品、合板などであり、原木の輸入は行っていない。このうち A 社は毎年 3.5 万 m<sup>3</sup> の木材を入荷している。98%は Hardwood（オランダでは cedar もこれに含まれるとのことであった）である。

当ホールディングス全体のサプライヤー数は約 40 社であり、主な輸入先は以下のとおりである。

- ガボン、コンゴ共和国、カメルーン：全て FSC 認証材。アフリカ産の Frake (*Terminalia superba*) を A 社がフィンランドに輸入し、高熱乾燥加工製材 (Thermally modified timber) に加工し、オランダに輸入している例もある。
- ブラジル：2018 年の輸入量はわずか。非認証材を含む。
- インドネシア：全て FLEGT ライセンス材。
- マレーシア：全て FSC または PEFC 認証材。
- 中国：全て FSC 認証材。3 社のサプライヤーからユーカリ、ポプラの合板、モールディングなど。
- ロシア：全て FSC 認証材。
- その他：米国、カナダ、NZ、チリ、ウルグアイ

ベトナム、ミャンマーからは輸入していない。ただし取引業者（トレーダー）として、オランダ国内の他の事業者から FSC 認証チェーンを調達している。

## ② デューデリジェンスシステム

合法性の確認は、傘下の 9 社それぞれではなく、当ホールディングスとして行い、監査会社である SGS から転職してきたスタッフが担当している。当ホールディングスはオランダの木材・木製品輸入会社の中では大手であり、不正などあった場合、メディアに報道されやすいため、デューデリジェンスは丁寧に行っている。

サプライヤーごとの情報を EXCEL 上で管理し、合法性の根拠となる情報や書類のコピーをリンクさせてデューデリジェンスの管理を行っている。

### (A) 情報収集

当ホールディングスでは全てのサプライヤーに対し、契約前に、EUTR の合法性基準を満たした木材を供給する、必要に応じて追加的情報（森林管理計画、年間森林管理計画、伐採エリアの地図、伐採許可、伐採計画など）を提供するという書面にサインをさせている。実際にサプライヤーから森林コンセッション、工場、運送業者などの情報を年 1 回収集している。

また、サプライヤーに対して、インボイスに加えて各国の政府機関からの許可証や森林認証の証明書を提出させている。森林認証以外にも、Control Union の TLV (Timber Legality Verification)、SGS の Timber Legality & Traceability Verification (TLTV)、Bureau Veritas の OLB (Origin Legal Bois/Verified legal timber) などの第三者合法性確認証明も使っている。

トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数 (CPI) が低い伐採国 (ガボン、コンゴ共和国、カメルーンなど) からの木材製品については、FSC 認証材であっても、追加的情報の提出をサプライヤーに要求している。

#### (B) リスク評価

当ホールディングスは、サプライヤー・樹種ごとにリスク評価を行っている。リスク評価のための情報の収集は NEPCom Sourcing Hub を主に利用し、各生産国からどのような文書が入手可能かを確認している。他に EIA、global witness、グリーンピースなどの NGO のレポートも確認している。

なお、インドネシアからの木材については FLEGT によって欧州委員会が合法性を担保しており、追加的な措置は必要ないと判断している (下記のインドネシア経由アフリカ材は除く)。

#### (C) リスク低減措置

当ホールディングスでは基本的にサプライチェーンの長さを短くし、伐採までのトレーサビリティを確実にすることに努力している。輸入先の国に現地駐在などは置いていないが、必要に応じてオランダから出張して現地確認を行っている。例えば、ガボンなどアフリカ3ヶ国の原木をインドネシアで窓枠フレームなどに加工されオランダに輸出されたものについて、アフリカの伐採コンセッションまで確認を行った。また、ブラジルの非認証材サプライヤーからの製材品については、現地で合法性が確認できる書類を収集している。

現在までのところ DNA、安定同位体による樹種・産地の確認は行っていない。

#### ③ 管轄官庁による検査

オランダの EUTR 管轄官庁である NVWA による検査は 2014~2015 年頃に一度受けたが、この2年間は受けていない。その理由としては、リスクの高い樹種の輸入、リスクが高い国からの輸入を避けているからと認識している。

#### ④ EUTR 導入による影響

オランダの国内市場では元々認証材普及の取組が進んでいたため、EUTR の導入によって

特に大きな変化はおきていないと当ホールディングスは認識している。また広葉樹は針葉樹に比べ持続的ではないというイメージがあり、近年需要は落ちているが、将来的には木材利用の環境への貢献が評価されて再度需要が上がると予想している。

## (2) B社

### ① 基本情報

B社はオランダのユトレヒト州に所在する、フローリング材の卸事業を行っている事業者である。自社で加工はしておらず、約30年前から主に中国の製材業者から製品を輸入している。年間輸入額は1,000万USDである。製品の90%はヨーロッパオークで、年間7,000m<sup>3</sup>輸入をしている。フローリング材の中間層の部材はマツやスプルスなどの針葉樹を使っている。またMDFや、インドネシアや中国（原木の一部はソロモン諸島から）産の合板（Multiplex）も一部使用している。

### ② デューデリジェンスシステム

当社は中国からの木材調達について、サプライヤーからの書類による合法性証明を信用していない。中国においてはインボイスや森林認証証明書の偽造はありふれており、中国のマーケットで売られているオーク材はFSC認証材であっても信用できず、非認証材が混入されていることが多いと認識している。このため、以下に述べるようにサプライヤーとの協力関係を強化し、入荷量・出荷量のバランスを含めたモニタリングを行い、違法な木材の混入を抑制している。

EUの多くの事業者は違法伐採材対策として、合法性の根拠となる書類をサプライヤーから入手することに注力し、各国の管轄官庁もその成否を評価しているが、その方法は木材生産国でどれぐらい書類の使いまわし、偽造が横行しているかを理解していないやり方であり、違法伐採材の混入を防ぐためには必ずしも効果的ではないと認識している。当社と同様に中国から木材製品を輸入しているEUの事業者は多いが、中国のサプライヤーから提供された書類の真偽を確認することなく合法性の証明としている。例えば、当社のサプライヤーの社はイギリスの顧客に対し、当社向けの木材製品の原料の合法性証明書類をコピーし、その会社向けの木材製品の合法性証明として渡していた。

また当社は監視団体やコンサルタントを使っておらず、自社によって直接デューデリジェンスの管理を行っている。コンサルタントに依頼しても、本当に違法材混入を防止できるデューデリジェンスの方法ではなく、コンサルタント会社自身にとって費用対効果が高い方法を提案してくるので有益ではないと考えている。

#### (A) 情報収集

当社は、元々は中国の木材マーケットで様々なサプライヤーから商品を調達していたが、2年前から中国の5社の製材業者にサプライヤーを絞った。この5社にとっては当社が主な顧客となっているため、当社によるコントロールが効きやすい。5社のうち主なサプライヤーは大連に所在するが、当社は大連に駐在員を置き、サプライヤーの監視を行っている。

サプライヤーは中国の木材輸入問屋経由でヨーロッパオーク材（主な伐採国はフランス）を輸入してフローリングを製造しているが、当社に販売する分の原材料についてはB社とサプライヤーの共同発注とし、原材料の調達先からのインボイスや伐採国での伐採許可などの情報をすべて共有させて確認している。さらにその原材料から製造した製品は上位～下位グレードを取捨選択せず全量を同一価格で購入し、入荷量・出荷量データを比較して矛盾がないかを確認することによって、サプライヤーが他のソースから購入した低価格の違法材やその製品を混入しようとするインセンティブを抑制している。

#### (B) リスク評価

当社が主に取り扱っている中国で加工されたヨーロッパオーク材は、ロシア産オークなどの違法材が混入されるリスクが高いと考え、念入りなデューデリジェンスを実施している。ただしロシアから中国へのオーク材の輸出は、現在はロシア政府の取り締まりが厳しくなり減少している。また、過去10年の間にロシア産オークはヨーロッパ産オークよりも価格が高くなったので、違法に伐採されたロシア産オークが混入されるリスクはかなり減っていると考えている。

一方、合板（Multiplex）についてはすべてFSC認証材であり、低リスクと考えており、リスク低減措置などは行っていない。特にインドネシア材は欧州委員会が認めたFLEGTライセンス材であり、自社によるデューデリジェンスは不要である。またMDFはEUTRの対象外であり、デューデリジェンスの必要はない。

#### (C) リスク低減措置

当社のサプライヤーの製材機械は、当社が共同購入している。製材を行う際、まず原木を化学処理した後、煮て、製材し、冷却させるが、この製材の際に、製材機械の種類ごとに特徴的な切断面になる。当社は共同購入した製材機械で製造した木材製品の切断面の特徴を把握しており、他の製材機械で製造された木材製品が混入された場合に切断面の特徴から識別できることもある。

DNAによる分析については、木材分析会社に相談したが、時期尚早とのことで実施していない。また安定同位体による産地同定も実施していない。

当社は、以前はアフリカ、ブラジルなどからの熱帯材も輸入していたが、需要が減ったのと、サプライヤーが信頼できないため、他社への転売目的以外では現在行っていない。

### ③ 管轄官庁による検査

当社はこれまで、輸入している木材の合法性についてオランダの管轄官庁 (NVWA) からの指摘を受けたことはない。

### ④ EUTR による影響

当社はオランダの市場において EUTR 導入の影響はまだ限定的で、特に変化は起きていないと認識している。オランダの事業者の多くは EUTR を気にしていない。多くの事業者は小規模であり、管轄官庁はスタッフ数に対する仕事量が多すぎ、事業者の検査数が少ないことがその原因である。オランダにおける EUTR の定着にはなお時間を要すると考えている。

### ⑤ その他

当社は、欧州委員会は中国などの海外のサプライヤーの入荷量・出荷量のチェックなどの検査を行い、問題がないサプライヤーにはなんらかの認定を与えるようにすることが望ましいと考えている。そういった認定サプライヤーのリストなどがあると木材輸入事業者が違法伐採対策に取り組む際に有益と考えている。現在はオランダの木材輸入事業者間でも、どのサプライヤーが違法性のリスクが低いかという情報は共有されていない。

また EUTR は規則が細かすぎ、すべて遵守するのは不可能に近く、かえって虚偽の書類を蔓延させている。このため EUTR は規制対象を絞り、合法性を確保することを強化し、違法伐採抑制に実際に効果を上げるように運用されるべきであると考えている。

## (3) C社

### ① 基本情報

C社は1961年創業で、主にフローリング製造用のヨーロッパオーク材の輸入・卸売事業を行っている。販売量の70%はフローリング製造会社向けで、残りは家具製造会社向けである。小売りは行っていない。ヨーロッパオークのフローリングは依然としてEUで人気がある。当社の主な販売先は、以前はオランダ国内の木材関連業者であったが、各社のEU各国への移出に従い、当社の販売先もオランダからEU域内へと拡大してきた。

当社が取り扱っている木材の98%はヨーロッパオーク材で、他はセイヨウトネリコなど



である。丸太換算<sup>53</sup>で年間6~8万m<sup>3</sup>の木材製品を入荷しているが、その50%はEU内（フランス8割、ドイツ2割）、残り50%はEU域外（ウクライナ89%：3万m<sup>3</sup>、他にロシアなど）から調達している。B社とは異なり、中国からは輸入していない。またフランス、ドイツの木材はほぼすべてPEFC認証材である。

当社は以下の3拠点を持つ。

- オランダ本社

ウクライナ、フランス支社からの製品を販売。サプライヤーからの直接購入は行っていない。オランダにおけるフローリング材の販売量は年間2万m<sup>3</sup>である。

- フランス支社

20-30年前に設立。10近いサプライヤー（製材工場）から製材品を入荷するほか、自社の2つの製材工場でも加工を行っている。製品の一部をオランダの本社に送る他、自らも販売を行っている。原材料の50~60%はフランス国立森林公社（Office national des forêts：ONF）管理の国有林・公有林から供給され、残りは地域の原木市場から調達されている。

- ウクライナ支社

12年前に設立し、5年前に規模を拡大した。5つの集材チームによってウクライナ国内の30~40のサプライヤー（製材工場）から製材品を調達しているほか、自社の製材工場でも製材を行っている。全量をオランダの本社に送っており、ウクライナ国内での販売は行っていない。オランダに輸入する際は、税関によってインボイス、梱包リスト、原産地証明、防腐・防蟻処理証明書などがチェックされる。ウクライナのサプライヤーのほとんどは民間企業である。原木はウクライナ西部の民有林、公有林の両者から供給されている。公有林からはオークション形式で原木が販売される。

当社の調達先のうち、デューデリジェンスが必要となるのはウクライナから輸入している木材であるが、当社はEUTRの導入以前の15~20年前からウクライナ産材について現地情報の収集を含むデューデリジェンスを行い、Control Union社による第三者合法性確認を受けるとともに、PEFCのCoC認証を取得している。

現在の売上の内、40%は認証材、60%は非認証材として販売している。原木の供給源の内、フランスとドイツは認証林由来だが、ウクライナは非認証林由来である。ウクライナにはPEFC認証材のサプライヤーは存在せず、FSC認証材は国営製材会社のみであり、認証材を調達することは難しい。しかし当社が販売をする際には、フランス・ドイツ産の認証林由来オーク材製品とウクライナ産の非認証林由来オーク材製品の総量に対し、認証材の占める

<sup>53</sup> なお扱っているフローリング材の丸太換算率は30~40%とのことであった

割合分について認証材として販売する権利を得るボリュームクレジット方式を採り<sup>54</sup>、このことによってウクライナ産オークの一部も認証材として販売することを可能としている。ボリュームクレジット方式は15～20年前から存在し、ウクライナ産オークの方がフランス・ドイツ産よりも品質が良く（年輪が詰まっている、節が少ない）、認証材として販売したいため、この手法を用いている。しかしこの手法を用いるためには、ウクライナ産木材についても PEFC の管理材（＝合法材）としての認証を受けることが要件となっているため Control Union 社による第三者合法性確認を受けている。

このような取組のため、当社は EUTR 導入以前からデューデリジェンスシステムを持ち、運用しており、EUTR に対応して特に追加的にすべきことはなく、EUTR の基準を満たすことは容易であった。

## ② デューデリジェンスシステム

### (A) 情報収集

当社のウクライナ支社は、ウクライナ国内のサプライヤーの製材工場に、契約の前に合法的に伐採された木材であるという誓約書を書かせている。また製品の伐採許可証なども提出させている。

ウクライナ支社からオランダ本社への輸出の際にはウクライナ森林局によってもチェックを受け、原産地証明書が交付される。この原産地証明書を合法性の根拠としている。

### (B) リスク評価

当社は、支社をウクライナ国内に置いてサプライヤーをよく把握し、以下のリスク低減措置で説明するようにウクライナ国内で合法性を確認してからオランダに輸入しているため、ウクライナのサプライヤーから直接木材を輸入している EU 内の同業他社に比べ、違法材の混入リスクを低減することができていると考えている。

なおウクライナ産木材の中では、小規模な私有林由来の木材は、特に合法性の確認が難しいと認識している。

### (C) リスク低減措置

ウクライナでは国立林業イノベーション・分析センター（Forest Innovation and Analysis Centre：LIAC）<sup>55</sup>が全国の立木、原木の輸送、製材工場の入荷に関し、データを収集し、オ

<sup>54</sup> PEFC 2015 年 CoC 基準 < [http://www.pefcasia.org/images/2017/04/PEFC\\_ST\\_2002\\_2013\\_J\\_2nd.pdf](http://www.pefcasia.org/images/2017/04/PEFC_ST_2002_2013_J_2nd.pdf) >

<sup>55</sup> <https://www.ukrforest.com/>

オンラインデータベースで管理している<sup>56</sup>。当社のウクライナ支社はウクライナ国内のサプライヤーに提出させた伐採許可証の妥当性を LIAC に確認してもらっている。このプロセスは少なくとも 8 年前から実施している。ウクライナの違法伐採はしばしば NGO などの批判を受けているが、LIAC が各製材所の入荷量と出荷量をモニタリングしているので、ウクライナ国内で違法材を大量に調達できない状況になってきていると考えている。

### ③ 管轄官庁の検査

当社は、これまで、オランダの管轄官庁から問い合わせを受けたことも、検査を受けたこともない。PEFC の審査は毎年あり、当社の取引全量はその審査対象となっているのがその理由かもしれないと考えている。

## (4) D 社

### ① 基本情報

D 社はベルギーのウェスト＝フランドレン州に所在する、EU 最大規模の無垢材輸入事業者である。1883 年に創立され、当初は馬車製造を行っていたが、木材輸入業に業種転換した。顧客はベルギー、オランダ、フランスなどの大規模取引業者であり、小売りは行っていない。

当社は主に製材品の輸入を行っており、他にドア、窓枠、フローリング、ウッドデッキなども取り扱っている。原木輸入は全体量の 1% 以下で、コンゴからの輸入を行っている<sup>57</sup>。木質パネルの輸入は行っていない。扱っている木材はほとんどが天然木で、植林木はラジアタパインぐらいである。植林木のプランテーションはモノカルチャーで病害虫に弱く、環境に良くないと考えている。輸入は全量、アントウェルペン (=アントワープ) 港を通して行っている。現在も取引のあるサプライヤー数は約 200 で、上位 10 社からの調達量が全体量の 33% を占める。

全輸入量は年間 14 万 m<sup>3</sup> で、内訳は以下のとおりである。

量ベース

- 針葉樹：EU (スウェーデン、フィンランド、ノルウェー)、ロシア：60%
- 広葉樹：ブラジル、西アフリカ、東南アジア：30%
- 米国産広葉樹＋針葉樹：10%

価格ベース

- 針葉樹：40%

<sup>56</sup> <https://www.ukrforest.com/eod>

<sup>57</sup> ただし貯木場にはカメルーン、コートジボワール、ガボンなどからの原木も置いてあった。以前輸入したものと説明を受けた。

- 広葉樹：60-70%

主な輸入先は以下のとおりである。

- フィンランド、スウェーデン、ノルウェー：ほとんど全て認証材。
- 西アフリカ（カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ガボン）：
 

以前はコンゴ共和国、コンゴ民主共和国からも輸入していたが、合法性を確保することが困難なため現在は輸入をしていない。認証材が 60-70%を占める。ただし事業者（オペレーター）として直接輸入している分の中では 70-80%。取引業者（トレーダー）として EU 域内の他社から購入している分の中ではもっと低い割合である。アフリカのサプライヤー（製材所）はそれぞれ 3, 4 の伐採コンセッションから原料調達をしており、さらにそれぞれの伐採コンセッションは 25 年間ローテーションの択伐をおこなっていて、規模が大きい。
- 南米（ほとんどはブラジル。他にペルー、ボリビア）：
 

デッキ材などを輸入している。ブラジルでは CoC 認証製材工場数が少なく、ブラジル産材のうち認証材は 40-50%ぐらいである。またブラジルの伐採コンセッションはアフリカに比べ規模が小さいため、船荷ごとに様々なコンセッションからの木材が混ざる。このため西アフリカ産材に比べ、ブラジル産材は合法性の確認が難しい。
- インドネシア：
 

インドネシアの木材は全て FLEGT ライセンス材だが、特にデッキ材用のメルバウは FSC 材を輸入している。
- マレーシア：
 

メルポー、セラヤ、DUC（Dark Uniform Color）などを輸入している。すべて PEFC 認証材である。森林管理区（FMU）やコントラクターの伐採業者まで確認しようとしているが、難しい。
- 米国：広葉樹はすべて非認証材である。小規模な私有地からの出材が多い。
- その他：カナダ、ロシア

針葉樹については 100% 認証材を輸入している。なお中国、ベトナムからは輸入していない。以前はミャンマーからもチークを輸入していたが、現在は停止している ((c)リスク低減参照)。

## ② デューデリジェンスシステム

当社は、取り扱う製品ごとのリスク低減措置の必要性を以下のように理解している。

- CITES 輸出許可証、FLEGT ライセンス材（インドネシア材）：グリーンレーン（＝デューデリジェンス必要なし）。
- FSC、PEFC 認証材、OLB（Origin Legal Bois/Verified legal timber）合法性確認材：デュ

ーデリジェンスが必要。

- その他：デュエデリジェンスが必要。

全輸入量の内、非認証材など 1.3 万 m<sup>3</sup> について自社でデュエデリジェンスをおこなっており、そのために年間 15 万ユーロを使っている。2 か月ごとに社内会議を行い、サプライヤーごとに合法性を評価している。基準に満たなければ取引停止としている。なお 2025 年までには全量を認証材としたいと考えている。

また業界団体の FEDUSTRIA とは週に 2-3 回の頻度で情報交換を行っている。伐採国の情報については監視団体よりもよく知っているという自信があり、監視団体による確認は依頼していない。むしろ監視団体の Control Union 社が伐採国の情報について当社に問い合わせに来たことがあった。

#### (A) リスク評価

当社はリスク評価のための情報の収集は NEPCon Sourcing Hub を主に利用しているが、情報量が多すぎるために使いづらいと感じている。WRI が構築した Open Timber Portal<sup>58</sup>も、「サプライヤーのコンセッションが伐採許可などの書類を取得しているか」の確認などに使っている。他にも Forest Plus（軍用の衛星画像のプラットフォーム）、Global Traceability<sup>59</sup> のデータを参考にすることもある。なおリスク評価の基準として、腐敗認識指数（CPI）<sup>60</sup> が広く用いられるのは、CPI が低い国のサプライヤーに対して不公平で適切ではないと考えている。また FSC、PEFC 認証材（インドネシア、マレーシア、アフリカ）については、デュエデリジェンスの対象であると認識しているが、リスクが低いとして実際には追加的な確認を行っていないことが多い。

#### (B) リスク低減措置

国別の措置

- ブラジル

ブラジルには当社のエンジニアが駐在しており、合法性確認の業務も担当している。ブラジル材について、ベルギーの管轄官庁からは、ブラジル政府からの「木材製品輸送許可書 (GF3)」のみでは合法性の根拠として不十分と言われており、IBAMA（ブラジル環境・再生可能天然資源院）からデータをもらい、合法性の根拠としてサプライヤーから提供された情

<sup>58</sup> カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ人民共和国の伐採事業者が、各種許可証や森林認証の取得状況を提供する情報プラットフォーム

<sup>59</sup> <https://www.global-traceability.com/>

<sup>60</sup> EU 木材規則に関する欧州委員会のガイダンス文書第 4 章において、伐採国政府が交付した公文書の信頼性を考慮する際の情報源の一つとして挙げられている。

報の確認を行っている。また丸太のサイズや樹種などを確認し、サプライヤーからの報告と齟齬がないかの確認を行っている。さらにブラジル政府のサイトから、サプライヤーごとの禁輸措置情報をチェックし、該当していたらなぜ禁輸措置になっているかを調べ、深刻な問題であれば取引を停止している。

- 西アフリカ

ベルギーの管轄官庁からの指示に従い、非認証材についてはすべての船荷について、外部の検査会社に年一回、現地で合法性確認をさせている。その費用は認証材と非認証材の価格差と同程度かかっている。

なお一部のサプライヤーは当社による合法性確認の結果を、FSC や OLB に申請するのに活用している。

- ミャンマー

当社は以前はミャンマーチークも輸入していたが、現在は停止している。ベルギーの管轄官庁はミャンマーチークについて、ミャンマー木材公社 (Myanmar Timber Enterprise : MTE) からの書類では合法性の証明にならないと言明し、切り株までのトレーサビリティを求めているが、現在のミャンマーの制度では製材品ではそこまでトレースバックすることは不可能である。

#### 種名・産地の確認

当社は木材から産地を特定する手法として、特殊レンズによって材の中のカビやバクテリアを撮影し、同定するソフトを IBM と共同開発しようとしている。この技術はすでにブランド品のカバンの真贋判定、オリーブオイル、偽薬 (アスピリンなど)、リカー (ウイスキーなど) などに用いられている。

#### ③ 管轄官庁による検査

ベルギーの管轄官庁の検査は事業者 (オペレーター) としては何度も受けている。当社は大手であり、NGO のレポートで常に名前を出されるためと思われる。ベルギーには 6,000 事業者がいるにも関わらず、いつも当社を含めた大手 6 社が検査対象となっている。なお取引業者 (トレーダー) として EU 域内の他事業者から調達した木材について管轄官庁の検査を受けたことはない。

ベルギーは元々 EUTR の執行が弱かったため、NGO などから「違法木材の EU への抜け穴(loophole)」と批判され、欧州委員会からの勧告に基づき 2017 年から管轄官庁の取り締まりが厳しくなった。

また、ベルギーの監督官庁は、アントウェルペン港の税関データをもとにベルギーの事業者に対して検査を行っているが、アントウェルペン港は、オランダ、ドイツの木材輸入事業者も木材輸入に利用している。にもかかわらず、彼らはベルギーの管轄官庁の検査対象になっていない。また家具輸入事業者も検査対象となっていないが、将来は検査対象になるだろうと言われている。

#### ④ EUTR 導入による影響

EUTR に対応するため、世界中の情報を収集するのに非常に手間がかかる。その結果、新しいサプライヤーから木材を買わなくなり、取引先が固定化するようになり、ブラジルなどのサプライヤーとのパートナーシップ関係が強化された。業界全体では EUTR の導入の影響で木材輸入事業者は減少し、EU 域内産の木材の使用が増えた。一方で、合法性が怪しい木材の取引は減った。特にイギリスでは EUTR の執行基準が厳しく、数事業者は自社での輸入を止め、取引業者として当社が輸入した製材品を購入するようになった。しかしベルギーの管轄官庁の検査基準も厳しくなっており、今後どうなるかはわからない。また Brexit の結果どうなるかも不明である。

#### ⑤ その他

当社の卸先には、原産国、樹種名を提供している。特にイギリスの事業者に対してはブラジルの認証材について、製材工場の情報まで提供している。

海外のサプライヤーに対し、自社でデューデリジェンスを行うのはコストがかかるので、他社と共同で実施できるとよい。欧州委員会はアフリカなどのサプライヤーの森林認証取得支援などにより資金を使ってほしい。また、木材輸入事業者の検査ではなく、FLEGT VPA 国を増やすことに力を入れてほしいと考えている。





## 6. フィンランド共和国

### 6-1 概要

フィンランド共和国（以下、「フィンランド」という。）は、スカンジナビア半島東部の半島のつけ根に位置している。国土面積は、日本の約8割に相当する30万4,000km<sup>2</sup>、内陸水面を除く土地面積は30万3,910km<sup>2</sup>、2018年末現在の人口は551万8,000人である。

フィンランドは、スウェーデン、ノルウェー及びロシアとは内陸で、エストニアとはバルト海を隔てて接している。フィンランドは10世紀初頭からスウェーデンの一部であったが、16世紀以降のスウェーデンとロシアの間の度重なる戦争の結果、1809年からロシア領となり、その後、1917年に独立している。

フィンランドの産業は、伝統的に木材、鉱物その他の自国産天然資源から製品を生産し、欧州をはじめ世界各国に製品を輸出して発展してきた。林産物は、フィンランドの重要な輸出産品である。林産業は、木材製品と紙・パルプの製造をコンビナートを形成して行い、さらに大手林産物企業では主に水力による電力開発により自社で消費する電力を賄う他、売電も行って強い国際競争力を維持してきた。

フィンランドは、世界各国に林産物を輸出する一方で、欧州を中心に国際的な製造拠点を設けている。さらに近年、フィンランドの大手林産物企業による南米でのユーカリを主体とした人工林経営及びパルプ工場の運営が本格化し、南米からのパルプ輸入量が増加している。

#### 6-1-1 森林

フィンランドの土地利用区分では、表6.1のように2,622万2,000haを林業用地として、2,032万2,000haを森林としている。ただし、森林行政が対象としている森林は、同表の森林と灌木低質林を合計した約2,281万3,000haである。

表6.1 利用区分別土地面積

区 分	(1,000ha)	
	面 積	
土地面積	30,391	
林業用地	26,222	
森林	20,322	
灌木低質林	2,491	
湿地・荒地	3,197	
林業基盤用地	212	
その他	4,169	

注1：土地面積には、内陸水面面積を含まない。

注2：2014～2017年の調査結果値。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.2 フィンランドの森林の定義

区 分	定 義
森林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量がhaあたり1m <sup>3</sup> 以上。
灌木低質林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量がhaあたり0.1m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> 未満。
湿地・荒地	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量がhaあたり0.1m <sup>3</sup> 未満。
林業基盤用地	林道、貯木場及び森林利用または管理のための施設用地。

資料：フィンランド森林研究所ウェブサイト (<http://www.metla.fi/>)

フィンランド森林研究所 (Metla) のウェブサイト<sup>1</sup>によれば、フィンランドでは輪伐期中の木材生長量を基準にして森林及び林業用地を表 6.2 のように定義している。フィンランドでは森林を林業用地の一部として位置付け、林業用地の内訳として、森林、灌木低質林、湿地・荒地及び林道並びに貯木場その他の林業基盤用地を設定している。

同ウェブサイトの解説によれば、フィンランドでは独自の森林の定義と併せて、1996 年から森林に関する国際的な議論のために FAO の森林の定義の使用も開始している。森林面積は、FAO の定義を使用するとフィンランド独自の定義によるものよりも 3% 小さくなるという。フィンランドの土地面積に占める森林面積の割合は、表 6.1 の森林だけの面積 (2,032 万 2,000ha) を母数とすると 67%、森林と灌木低質林の合計面積を母数とすると 75% になる。

フィンランドの森林資源量は、23 億 5,600 万 m<sup>3</sup> である。フィンランドの主要樹種はマツ (*Pinus silvestris* L.)、スプルース (*Picea abies* (L.) Karst) 及びカバ (*Betula pendula* Roth 及び *Betula pendula* Ehrm) で、樹種別森林資源量はマツが 50% (11 億 7,400 万 m<sup>3</sup>)、スプルースが 30% (7 億 800 万 m<sup>3</sup>)、カバは 17% (3 億 9,200 万 m<sup>3</sup>) である。

表6.3 樹種別森林資源量 (100万 m<sup>3</sup>)

区分	資源量
計	2,356
マツ	1,174
スプルース	708
カバ	392
その他	82

注1：2009～2013年の調査結果値。

なお、フィンランドの国土の約四分の一はラップランドと呼ばれる北極圏に含まれる土地であり、生産的な森林は国の南部に展開している。

### 6-1-2 林業・林産業

所有形態別森林面積の割合については、いくつかの異なる数字が発表されている。たとえば、農林省傘下のフィンランド林業センター<sup>2</sup> (以下、「林業センター」という。) が 2018 年 9 月に日本で使用した資料では、個人有林 53%、国有林 35%、社有林 12% という数字がある。一方で、農林業関係の統

表6.4 森林生産地域における所有形態別森林箇所数・面積

	森林箇所数	面積 (ha)
計	404,263	17,773,343
私有林	401,462	12,500,310
個人有林	395,641	10,553,510
会社有林	4,483	1,426,128
その他	1,338	520,672
市町村有林	358	368,186
国有林	16	4,638,726
その他	2,443	276,122

注：数値は2016年調査結果。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

<sup>1</sup> <http://www.metla.fi/>

<sup>2</sup> Metsäkeskus (Finnish Forest Center)

計を発表している農林省傘下のフィンランド天然資源研究所 (LUKE)<sup>3</sup>のデータベースにより森林の所有構造別面積を探ると、2013年に実施した1 ha以上の規模の森林を対象とした調査結果として表6.4に掲げる数値が発表されている。これによれば所有形態別森林面積の割合は、個人有林60%、国有林26%、会社有林9%、その他5%である。

フィンランドの森林所有構造の特徴を概括的にいえば、個人有林が面積の過半を占めていること、森林に投資を呼びかけて複数の森林所有者を組織化し、持株形式で株主の利益を生むための森林経営を目指す林業経営組織が運営する共有林が発達したため、森林経営に参加する者が多数存在することにある。フィンランド森林協会のウェブサイトによると、2 ha以上の森林の約60%が共同所有を含む約63万2,000人の個人によって所有されており、この数値はフィンランド人の14%が森林所有者であることを意味しているという<sup>4</sup>。

2017年の実質国内生産額(GDP)全体(2,238億4,300万ユーロ)に占めるシェアは、製造業が15%(339億4,100万ユーロ)、林産業は2%(46億3,000万ユーロ)であった。2013年から2017年の間の実質国内生産額は、全体で10%増加したが、製造業については15%と全体を上回る増加をみせ、さらに林産業については同じく18%と大きな伸びとなった。

2016年現在、フィンランドには約35万7,000件の事業所があり、約142万8,000人を雇用している。雇用者数は、林業部門では林業機械化により長期的に減少傾向にあり、ここ数年ではこれに加え、薪生産の減少が雇用者数の減少につながっている。一方で、林産部門では、需要が堅調であったこと、紙・パルプ産業への新

表6.5 産業別実質国内生産額

	計	農林水産業	製造業	(100万ユーロ)
				内、林産業
2013	203,338	5,222	29,641	3,913
2014	205,474	4,934	29,908	4,076
2015	209,604	4,665	31,024	4,319
2016	216,111	5,143	31,691	4,348
2017	223,843	5,262	33,941	4,630

資料：Tilastokeskus, Kansantalouden tiliupito

表6.6 業態別事業所数・従業員数(2016年)

	(件、人)	
	事業所数	従業員数
総数	356,790	1,428,104
農林水産業	73,227	51,547
林業・素材生産業	24,551	11,569
その他	48,676	39,978
製造業	20,264	289,464
木材製品製造業	1,762	17,993
紙・紙製品製造業	180	19,559
家具製造業	866	5,890
その他	263,299	1,087,093

資料：Tilastokeskus, "Suomen Tilastilien Vuosikirja 2018", 2018

<sup>3</sup> Luonnonvarakeskus (Natural Resources Institute Finland)

<sup>4</sup> <https://smy.fi/>

規投資があったことから、若干増加する傾向で推移している<sup>5</sup>。

同じく木材製品製造業は 1,752 件の事業所で約 1 万 8,000 人を、紙・紙製品製造業は 180 件の事業所で約 1 万 9,600 人を、家具製造業は 866 件の事業所で 5,890 人を雇用している。

林業・素材生産業については、2016 年に約 7 万 3,000 件の事業所があり、従業員数は約 5 万 1,500 人である。林業・素材生産業は林産業とともに、地方経済を支える産業として重要な位置を築いている。

2017 年の林産物の輸出額(119 億 2,100 万ユーロ)は、フィンランドの輸出額合計の 20% を占め、林産物はフィンランドを代表する輸出産品であり続けている。林産物の中でも紙及び板紙製品並びにパルプは輸出額が多く、2017 年の輸出額の 15% (90 億 7,000 万ユーロ) を占めている。

林産物以外の主な輸出産品は、化学製品(輸出額シェア 19%、輸出額 114 億 6,900 万ユーロ)、金属及び金属製品(同、15%、88 億 5,900 万ユーロ)並びに機械及び機械設備(同 13%、77 億 9,800 万ユーロ)である<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> Jan Viitanen & Antti Mutanen, “Finnish Forest Sector Economic Outlook 2017-2018 Executive Summary”, Natural Resources Institute Finland, p 7

<sup>6</sup> “Suomen Tilastollinen Vuosikirja 2018”, Tilastokeskus, p128。括弧内は 2017 年実績数値。

## 6-2 木材需給の状況

### 6-2-1 木材供給

#### 1) 丸太供給

2018年の丸太供給量は8,618万9,000 m<sup>3</sup>で、国内生産量輸入量別供給量は、国内生産量が7,816万7,000 m<sup>3</sup>（供給量の91%）、輸入量は802万m<sup>3</sup>（同9%）であった。同年の丸太供給量は、全体で前年比10%増加した。ただし、国内生産量が前年比8%の増加にとどまったのに対して、輸入量は供給量のシェアとしては小さいものの、前年比44%もの増加を記録している。

丸太の国内生産は、特に2016年以降については、立木価格が上昇していること、木材製品の需要が強く、林産業への新規投資が行われていること、林産物輸出価格が高止まりしていることから旺盛であった<sup>7</sup>。

さらに2018年の丸太の国内生産については、林業センターによるとフィンランド南西部を襲った嵐による大量の風倒木発生によりさらに増加している。3月と9月は、フィンランドが多く嵐に見舞われるシーズンで、フィンランド国営放送のウェブサイト<sup>8</sup>によれば、フィンランドは2018年9月22日に最大風速25m/秒を超える嵐に襲われている。さらに同ウェブサイトによれば、フィンランドは2019年年初にも最大風速が40m/秒を超える強力な嵐に襲われている。

2018年の丸太国内生産量は、風倒木処理という要因があるものの、統計数値の上では2008年の経済不況以前の水準を上回るまでに回復している。ただし、風倒木被害はフィンランド以外に欧州中央部でも発生し、フィンランド産林産物の輸出市場には欧州中央部で発生した風倒木も流入するため、以後は供給過剰により欧州産製材品の価格に下落が生

表6.7 丸太供給量

	(1,000 m <sup>3</sup> )		
	供給量計	国内生産量	輸入量
2000	73,019	61,500	11,519
2001	73,160	59,363	13,797
2002	74,822	60,270	14,552
2003	76,110	61,142	14,968
2004	76,214	61,163	15,051
2005	77,244	58,684	18,560
2006	73,924	56,935	16,989
2007	78,883	63,854	15,029
2008	73,966	58,327	15,639
2009	53,507	48,296	5,211
2010	67,060	59,690	7,370
2011	67,142	60,438	6,704
2012	66,300	59,902	6,398
2013	73,060	65,252	7,808
2014	72,553	65,294	7,259
2015	74,653	68,035	6,618
2016	77,172	70,323	6,849
2017	78,010	72,426	5,584
2018	86,189	78,169	8,020

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

<sup>7</sup> Jan Viitanen & Antti Mutanen “Finnish Forest Sector Economic Outlook 2018-2019 Executive Summary”, Natural Resources Institute Finland, p 5

<sup>8</sup> <https://yle.fi/uutiset>

じている。このため、フィンランドの立木価格にも下落がみられ、先行きとして出材意欲は鈍るとみられている。既に産業用丸太及び製材品は減産を行っている<sup>9</sup>。

表6.8 所有形態別及び樹種別丸太生産量

(1,000 m<sup>3</sup>)

	計	所有形態別		樹種別		
		個人有林	国有林 会社有林	マツ	スプルース	広葉樹
2000	61,500	53,585	7,915	24,629	27,051	9,820
2001	59,363	51,218	8,145	23,988	25,532	9,844
2002	60,270	52,428	7,843	24,505	25,859	9,906
2003	61,142	52,828	8,314	25,302	25,811	10,030
2004	61,163	52,676	8,487	24,978	26,248	9,937
2005	58,684	50,323	8,361	23,869	24,747	10,069
2006	56,935	45,493	11,442	23,905	23,178	9,853
2007	63,854	52,471	11,383	27,530	25,564	10,760
2008	58,327	47,696	10,631	26,052	20,134	12,141
2009	48,296	39,021	9,275	20,348	16,963	10,985
2010	59,690	48,372	11,318	25,881	21,301	12,509
2011	60,438	49,055	11,383	26,317	21,416	12,705
2012	59,902	48,105	11,797	26,400	21,182	12,321
2013	65,252	53,876	11,376	28,061	23,324	13,867
2014	65,294	54,076	11,218	28,463	23,149	13,683
2015	68,035	57,667	10,368	29,578	23,965	14,492
2016	70,323	59,584	10,738	29,657	26,005	14,661
2017	72,426	61,156	11,270	30,765	26,553	15,108
2018	78,167	67,067	11,100	33,277	28,583	16,307

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドの丸太生産の主体は、個人有林を中心とした民間の手によるもので、国有林からの生産量は極めて限られている。2018年の所有形態別丸太生産量は、個人有林が6,706万7,000 m<sup>3</sup>と全体の86%を占めている。この生産量は、風倒木処理の影響により前年に対し10%増加している。なお、2018年の国有林及び会社有林における丸太生産量は1,110万m<sup>3</sup>であり、ほぼ全量が会社有林で生産されている。

樹種別丸太生産量の割合は、2018年はマツが42%、スプルースが37%、広葉樹は21%である。2018年の丸太生産量は、全ての樹種で前年比8%増加している。

丸太生産量は、2000年から2008年までの期間は6,000万m<sup>3</sup>前後を増減しながら推移し、2009年には経済不況の影響により4,830万m<sup>3</sup>まで落ち込むが、その後回復して2016年に

<sup>9</sup> “Finnish Forest Sector Economic Outlook 2019-2020”, Natural Resources Institute Finland, Jan Viitanen & Antti Mutanen, pp 2-4

は7,000万 $m^3$ を超える増加をみせている。

一方で丸太の輸入量は、802万 $m^3$ と前年の558万4,000 $m^3$ から増加しているが、2000年以降のピークである2006年の1,698万9,000 $m^3$ と比較すれば、ほぼ半数にとどまっている。

国別丸太輸入量は、第1位がロシアで557万6,000 $m^3$ と前年比17%増、第2位はエストニアで100万3,000 $m^3$ と前年比倍増、第3位はラトビアで65万2,000 $m^3$ と前年比約3.5倍に増加した。

表6.9 国別丸太輸入量(2018年)  
(1,000 $m^3$ )

相手国	輸入量
計	8,020
ロシア	5,576
エストニア	1,003
ラトビア	652
ポーランド	507
スウェーデン	159
リトアニア	101
その他	22

資料：Luomontarakeskusデータベース

フィンランドでは丸太のほかに、次表のように林産物を輸入している。

表6.10 主要林産物輸入量

	製材品 (1,000 $m^3$ )	単板 (1,000 $m^3$ )	合板 (1,000 $m^3$ )	切削板 (1,000 $m^3$ )	繊維板 (1,000 t)	パルプ (1,000 t)	紙 (1,000 t)	板紙 (1,000 t)	紙・板紙 複合製品 (1,000 t)
2000	343	7	34	50	61	136	224	120	86
2001	283	14	60	56	61	171	205	120	84
2002	261	22	71	61	65	131	180	194	94
2003	343	11	67	64	73	170	178	199	91
2004	406	10	76	53	88	216	192	225	96
2005	514	11	96	52	93	315	258	206	117
2006	583	12	107	54	108	361	242	213	107
2007	632	14	117	75	112	450	247	239	117
2008	476	41	122	63	107	493	239	256	132
2009	527	21	91	61	91	388	204	201	124
2010	628	18	109	81	109	452	221	225	130
2011	494	20	122	85	110	524	239	238	128
2012	460	26	111	105	100	553	228	232	95
2013	367	18	92	98	91	469	188	261	85
2014	365	8	89	93	95	454	176	249	90
2015	441	11	82	101	89	459	145	230	100
2016	494	11	93	109	96	503	133	233	104
2017	568	20	97	113	94	565	130	221	104
2018	609	22	108	125	93	596	112	218	107

資料：Luomontarakeskusデータベース

2018年にフィンランドは、製材品を60万9,000 $m^3$ （前年比7%増）、単板を2万2,000 $m^3$ （同10%増）、合板を10万8,000 $m^3$ （同11%増）、切削板を12万5,000 $m^3$ （同11%増）、繊維板を9万3,000 t（同1%減）、パルプを59万6,000 t（同5%増）、紙を11万2,000 t（同18%減）、板紙を21万8,000 t（同1%減）、紙と板紙の複合製品を10万7,000 t（同3%増）輸入している。

フィンランドの林産物輸入量は、輸出量と比べると桁違いに少ないが、紙を除けば、2000

年以降、増加傾向で推移している。特に製紙原料であるパルプの輸入量は、2000年の13万6,000tから2018年にはその4.4倍にあたる59万6,000tにまで増加している。パルプの主要輸入相手国はブラジルで、2018年の輸入量は38万tとパルプ輸入量の64%を占めている。

フィンランドの大手林産物企業では、南米での早生樹人工造林経営並びに早生樹人工林材を原料にしたパルプの生産及びフィンランドへの輸入を本格的に開始している。これらの企業活動は、フィンランド国内の木材利用及び林産物加工コンビナートの形態に変化をもたらす要因になりうるので、今後の動向が注目されている。

例えば、フィンランドの大手林産物企業の一つは、ブラジルで早生樹の人工造林を行い、そこから生産したFSC認証材を原料としたユーカリパルプを輸入している。この企業は、ブラジルの製紙会社と50%ずつ出資したブラジルのパルプ工場でユーカリパルプを生産している。

この企業の他にもウルグアイに25万8,000ha(内、60%はユーカリ林)の森林を所有し、市販パルプを生産しているフィンランドの大手林産物企業がある。2018年のフィンランドのウルグアイからのパルプ輸入量は、3万1,000tにとどまっているが、同社は新たに年間生産可能量が200万tのパルプ工場の建設を計画しているので、将来的にはウルグアイからのパルプ輸入量が増加するとみられる。

紙については、世界的に印刷紙及び筆記用紙の需要が減退していること<sup>10</sup>、2018年にフィンランド国内に新たな生産ラインが追加されたことから輸入量が減少している。2018年の輸入量は、2000年の輸入量の半分であり、前年比でも18%減少している。紙の主要輸

表6.11 国別パルプ輸入量 (2018年)

(1,000mt)	
国名	輸入量
計	596
ブラジル	380
スウェーデン	69
ロシア	35
エストニア	32
ウルグアイ	31
ポルトガル	10
ドイツ	10
その他	29

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.12 国別紙輸入量 (2018年)

(1,000mt)	
国名	輸入量
計	112
スウェーデン	56
ロシア	22
ドイツ	16
その他	18

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

<sup>10</sup> Jan Viitanen & Antti Mutanen, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 2017-2018", Natural Resources Institute Finland, p 3.



入相手国はスウェーデンで、同国からの輸入量は5万6,000 t と輸入量の半数にあたる。

板紙の輸入量は2000年以降増加傾向にあったが、2017年以降再び減少に転じている。2018年の輸入量は対前年比1%減であった。板紙の主要輸入相手国もスウェーデンで、国別輸入量では62%のシェアを占めている。

2018年の製材品の輸入量は、60万9,000 m<sup>3</sup>（前年比7%増）で増加を続けている。製材品の主要輸入相手国はロシアで、同国からの輸入量は輸入量の90%（55万1,000 m<sup>3</sup>）を占めている。

2018年の単板及び合板の輸入量は少ないものの、2000年比倍増している。2018年の単板輸入量は2万2,000 m<sup>3</sup>（前年比10%増）で、主要相手国はロシア（輸入量1万3,000 m<sup>3</sup>）である。

表6.13 国別板紙輸入量（2018年）  
(1,000t)

国名	輸入量
計	218
スウェーデン	135
ポーランド	29
ドイツ	25
ロシア	8
その他	21

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.14 国別製材品輸入量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸入量
計	609
ロシア	551
エストニア	14
ドイツ	10
ベラルーシ	10
その他	24

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.15 国別単板輸入量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸入量
計	22
ロシア	13
エストニア	8
イタリア	1

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.16 国別合板輸入量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸入量
計	108
ロシア	61
エストニア	13
ブラジル	11
ラトビア	10
その他	13

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.17 国別切削板輸入量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸入量
計	125
ラトビア	49
エストニア	33
ロシア	18
ドイツ	12
その他	13

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.18 国別繊維板輸入量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸入量
計	93
ドイツ	32
ポーランド	26
エストニア	10
その他	25

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の合板輸入量は10万8,000 m<sup>3</sup>で、合板も主要相手国はロシア（同6万1,000 m<sup>3</sup>）である。

2018年の切削板輸入量は12万5,000 m<sup>3</sup>（前年比11%増）で、主要相手国はラトビア（シェア39%）とエストニア（同26%）である。

同じく繊維板の輸入量は9万3,000 m<sup>3</sup>（前年比11%増）で、主要相手国はドイツ（シェア34%）及びポーランド（同28%）である。

## 6-2-2 木材加工

フィンランド統計局によると、2016年にフィンランドには2万4,551件の林業・素材生産業、1,762件の木材製品製造業及び180件の紙・紙製品製造業の事業所が存在する（表6.6）。これらの事業所には、大規模な国際的な活動をしている林産物企業とともに数多くの中小零細規模の事業所が含まれている。

フィンランドには、製材品、木質パネルその他の製品別の林産工場に係る統計が存在していない。このため、表6.6に掲げた木材製品製造業の製品別内訳は不明である。

しかし、フィンランドの代表的な木材加工業及び製紙業で組織するフィンランド林産物協会と製材工場を組織するフィンランド製材協会は、ウェブサイトで会員の工場を紹介している。両協会及び会員企業のウェブサイトから両協会に所属する企

表6.19 林産団体加入企業の工場数

	フィンランド 林産物協会 (a)	フィンランド 製材協会 (b)	重複工場数 (c)	工場数 [(a+b)-c]
製材工場数	27	40	9	58
合板、LVL、CLT工場	12	—	—	12
繊維板工場	1	—	—	1
切削板工場	1	—	—	1
パルプ工場	19	—	—	19
製紙工場	17	—	—	17
板紙工場	14	—	—	14

注：重複工場数とは、両協会に所属している林産企業が所有している工場数。

資料：フィンランド林産物協会

(<https://www.forestindustries.fi/>)

フィンランド製材協会

(<http://www.sahateollisuus.com>)

業の工場数を集計すると表6.19のような結果になる。両協会の会員企業の工場数は、製材工場が58件、合板、LVL及びCLT工場が12件、繊維板工場と切削板工場が各1件、パルプ工場が19件、製紙工場が17件、板紙工場は14件である。ただし、43か国の製材工場を紹介するウェブサイトであるThe Sawmill Database（製材工場データベース）<sup>11</sup>では、フィンランドの製材工場として92件の工場を紹介している。

フィンランドの林産業は、2018年に7,355万m<sup>3</sup>の丸太を消費した。丸太消費量は、2000

<sup>11</sup> <https://www.sawmilldatabase.com/>

年以降のピークとなる 2006 年の 7,553 万 m<sup>3</sup>と比較すると 3 %少ない水準であるが、経済不況で消費が落ち込んだ 2009 年を底にして増加傾向で推移している。フィンランドの木材産業が消費している丸太の多くは、国産材である。国産材輸入材別丸太消費量の割合は、2018 年は国産材が 88% (6,447 万 m<sup>3</sup>)、輸入材は 12% (908 万 m<sup>3</sup>) で、2000 年の国産材の割合が 82% (5,796 万 m<sup>3</sup>) であったのと比較すると、国産材の割合は 6 %拡大している。2018 年の産業別丸太消費量の割合は、木材加工産業が 42% (3,055 万 m<sup>3</sup>)、紙・パルプ産業は 58% (4,300 万 m<sup>3</sup>) であった。2018 年の産業別に丸太消費量に占める国産材丸太の割合は、木材加工産業は 98%とほぼ全量、紙・パルプ産業が 80%である。

フィンランドでは、2018 年に 1,184 万 m<sup>3</sup>の製材品が生産された。

表6. 20 産業別丸太消費量

(100万m<sup>3</sup>)

	合 計			木材加工産業			紙・パルプ産業		
	計	国産材	輸入材	計	国産材	輸入材	計	国産材	輸入材
2000	70.80	57.96	12.84	33.21	30.46	2.75	37.59	27.50	10.09
2001	67.32	53.78	13.54	31.66	27.90	3.76	35.66	25.88	9.78
2002	71.31	55.05	16.26	32.77	28.28	4.49	38.54	26.77	11.77
2003	73.47	56.96	16.51	34.06	29.57	4.49	39.41	27.39	12.02
2004	74.94	57.53	17.41	33.44	28.85	4.59	41.50	28.68	12.82
2005	67.81	49.88	17.93	31.25	26.67	4.58	36.56	23.21	13.35
2006	75.53	56.35	19.18	32.02	27.77	4.25	43.51	28.58	14.93
2007	75.43	59.45	15.98	32.48	30.13	2.35	42.95	29.32	13.63
2008	66.27	51.54	14.73	26.02	24.30	1.72	40.25	27.24	13.01
2009	51.49	44.18	7.31	20.82	19.69	1.13	30.67	24.49	6.18
2010	62.54	53.14	9.40	24.58	23.95	0.63	37.96	29.19	8.77
2011	61.64	52.78	8.86	24.28	23.74	0.54	37.36	29.04	8.32
2012	61.10	52.62	8.48	23.66	23.28	0.38	37.44	29.34	8.10
2013	63.84	53.84	10.00	25.59	25.18	0.41	38.25	28.66	9.59
2014	63.91	54.99	8.92	26.66	26.14	0.52	37.25	28.85	8.40
2015	64.67	56.15	8.52	27.03	26.50	0.53	37.64	29.65	7.99
2016	67.43	58.91	8.52	28.55	27.85	0.70	38.88	31.06	7.82
2017	69.67	62.19	7.48	29.70	29.16	0.54	39.97	33.03	6.94
2018	73.55	64.47	9.08	30.55	30.00	0.55	43.00	34.47	8.53

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドで生産されている製材品のほとんどは、針葉樹のものである。2018 年の針葉樹製材品の生産量は 1,180 万 m<sup>3</sup> (前年比 1 %増) で、経済危機により需要が減少した 2009 年をボトムに増加傾向で推移しているが、2000 年以降で生産量がピークであった 2003 年の 1,374 万 5,000 m<sup>3</sup>の 86%の水準にとどまっている。2018 年の広葉樹製材品生産

量は4万m<sup>3</sup>で、製材品生産量のわずか0.3%に過ぎない。広葉樹製材品の生産量は、2004年以降、減少傾向で推移している。

フィンランドでは、2018年に123万m<sup>3</sup>の合板を生産している。合板の生産量は2006年及び2007年の140万m<sup>3</sup>を超えるものと比較すれば1割程少ない水準ではあるが、ほぼ2008年の経済危機以前の生産量までに回復したといえる。合板以外の木質パネルについては、切削板が2011年に17万m<sup>3</sup>、繊維板は2012年に9万tの生産量を記録してから以降、工場数の減少により生産者の特定が可能になったため統計数値が公表されていない。

表6. 21 製材品生産量

	(1,000 m <sup>3</sup> )		
	計	針葉樹	広葉樹
2000	13,420	13,320	100
2001	12,770	12,670	100
2002	13,390	13,280	110
2003	13,745	13,645	100
2004	13,544	13,460	84
2005	12,269	12,190	79
2006	12,227	12,145	82
2007	12,477	12,400	77
2008	9,881	9,800	81
2009	8,072	8,000	72
2010	9,473	9,400	73
2011	9,750	9,700	50
2012	9,441	9,400	41
2013	10,441	10,400	41
2014	10,845	10,800	45
2015	10,641	10,600	41
2016	11,450	11,400	50
2017	11,750	11,705	45
2018	11,840	11,800	40

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

表6. 22 木質パネル生産量

	合板	切削板	繊維板
	(1,000 m <sup>3</sup> )	(1,000 m <sup>3</sup> )	(1,000t)
2000	1,170	460	162
2001	1,145	430	152
2002	1,240	413	140
2003	1,300	399	146
2004	1,350	448	147
2005	1,305	456	149
2006	1,415	440	130
2007	1,410	400	126
2008	1,265	270	110
2009	800	170	100
2010	980	220	100
2011	1,010	170	100
2012	1,020	—	90
2013	1,090	—	—
2014	1,160	—	—
2015	1,150	—	—
2016	1,139	—	—
2017	1,241	—	—
2018	1,230	—	—

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

表6. 23 紙・パルプ生産量

	(1,000t)		
	紙	板紙	パルプ
2001	9,902	2,601	11,169
2002	10,050	2,738	11,731
2003	10,353	2,706	11,951
2004	11,178	2,858	12,614
2005	9,842	2,549	11,134
2006	11,172	2,977	13,115
2007	11,272	3,063	12,856
2008	10,229	2,897	11,624
2009	8,096	2,506	8,815
2010	8,929	2,830	10,508
2011	8,602	2,726	10,362
2012	7,936	2,758	10,235
2013	7,651	2,941	10,520
2014	7,451	2,958	10,466
2015	7,254	3,065	10,447
2016	6,809	3,336	10,916
2017	6,654	3,622	10,843
2018	6,725	3,819	11,660

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドの紙の生産量は、ここ数年、印刷紙と筆記用紙の需要が世界的に低迷しているため低調である。2018年の紙生産量は、672万5,000tと前年比微増にとどまっている<sup>12</sup>。一方で、板紙及びパルプの生産は、2008年から2009年にかけて減少するものの、

<sup>12</sup> Jan Viitanen & Antti Mutanen, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 2017-2018", Natural Resources Institute Finland, p 3.

その後生産量が回復している。2018年の生産量は板紙が381万9,000t（前年比5%増）と2001年以降最高の数値となり、パルプは1,166万t（前年比8%増）で2001年から2003年までの水準に戻している。

### 6-2-3 木材需要

フィンランドの木材需要について、まずは国内消費の動向を探るために主要林産物の名目消費量<sup>13</sup>を算出すると、2018年は丸太が1,184万m<sup>3</sup>（対前年比5%増）、製材品は374万7,000m<sup>3</sup>（同27%増）、合板は33万7,000m<sup>3</sup>（同12%）、パルプは814万2,000t（同6%増）となる。これらの名目消費量の概括的動向の特徴は、合板を除けば2008年の経済不況の影響により同年及び2009年に落ち込み、その後回復するものの2000年から2008年の間に築いたピークまでの回復していない点にある。2018年の名目消費量は、丸太は2000年以降のピークである2003年の1,374万5,000m<sup>3</sup>の86%、製材品は同じく2007年の602万8,000m<sup>3</sup>の62%、パルプは同じく2007年の1,060万6,000tの77%の水準にとどまっている。

2010年以降の経済回復を考慮すると、製材品の消費量の回復は思わしくない状況であると考えられる。製材品の名目消費量が回復しない要因としては、第一に輸出量が増加したこと、第二に欧州では2010年台に入ってからグルーラム、CLTその他の集成技術を用いた建築資材の生産量が増加し続けているので、製材品は生産され

<sup>13</sup> 名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量

表6.24 主要林産物の名目消費量

	丸太 (1,000m <sup>3</sup> )	製材品 (1,000m <sup>3</sup> )	合板 (1,000m <sup>3</sup> )	パルプ (1,000t)
2000	13,420	5,332	198	10,262
2001	12,770	4,918	196	9,540
2002	13,390	5,464	194	9,619
2003	13,745	5,920	195	9,630
2004	13,544	5,724	192	10,349
2005	12,269	5,120	228	9,230
2006	12,227	5,082	272	10,499
2007	12,477	6,028	288	10,606
2008	9,881	4,365	304	9,739
2009	8,072	3,490	208	7,528
2010	9,473	4,263	255	8,639
2011	9,750	4,129	269	8,243
2012	9,441	3,450	276	7,917
2013	10,441	3,654	262	7,778
2014	10,845	3,729	251	7,814
2015	10,641	3,201	251	7,674
2016	11,450	3,320	292	7,831
2017	11,750	2,942	299	7,665
2018	11,840	3,747	337	8,142

注：名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量  
資料：Luonnonvarakeskusデータベース

写真 6.1 建設中の木造マンション



ヘルシンキ港コンテナヤード跡地の再開発事業として、木造マンション団地の建設が進行中。木造であることに加え、事業対象地とヘルシンキ駅を結んでいた貨物鉄道の線路跡地を自転車専用道に整備して地域住民に供することで、環境対応を木造マンション団地のセールスポイントにしている。



でも生産量としてはカウントされずに、これらのラミナとして使用されている可能性が考えられる。フィンランドにおいても環境対応をした「グリーンプロダクト」はブームになっており、CLTを使用した木造のマンションや大型施設の建設が盛んに行われている。

パルプの名目消費量については、2008年と2009年に減少し、その後2011年には824万3,000 tまで回復しているが、2012年以降は小幅な増減をしながら僅かに減少する傾向で推移している。

林産物の輸出は、2009年に世界中に蔓延した経済不況の影響を受けて減少し、その後概ね回復傾向にあるが、切削板及び繊維板並びに紙・板紙複合製品は低迷している(表 6.25)。

表6.25 主要林産物輸出量

	丸太 (1,000 m <sup>3</sup> )	製材品 (1,000 m <sup>3</sup> )	合板 (1,000 m <sup>3</sup> )	単板 (1,000 m <sup>3</sup> )	切削板 (1,000 m <sup>3</sup> )	繊維板 (1,000 t)
2000	607	8,431	1,006	90	204	69
2001	459	8,136	1,009	97	218	72
2002	464	8,187	1,117	75	219	72
2003	504	8,168	1,172	78	199	68
2004	605	8,226	1,234	77	242	63
2005	862	7,663	1,173	71	230	67
2006	822	7,728	1,260	78	224	55
2007	751	7,081	1,239	73	183	47
2008	821	5,992	1,083	62	88	41
2009	618	5,109	683	44	49	34
2010	573	5,838	834	47	92	36
2011	830	6,115	863	47	86	41
2012	785	6,451	855	46	26	41
2013	998	7,154	920	47	24	40
2014	976	7,481	998	47	23	41
2015	947	7,881	981	52	21	43
2016	1,009	8,624	940	57	21	40
2017	1,111	9,376	1,039	58	21	44
2018	1,808	8,702	1,012	85	24	44

	パルプ (1,000 t)	紙 (1,000 t)	板紙 (1,000 t)	紙・板紙 複合製品 (1,000 t)
2000	1,794	9,709	2,324	394
2001	1,800	8,894	2,209	417
2002	2,243	9,116	2,310	420
2003	2,491	9,444	2,261	402
2004	2,481	10,218	2,461	410
2005	2,219	8,973	2,163	375
2006	2,977	10,401	2,552	412
2007	2,700	10,515	2,641	446
2008	2,378	9,297	2,599	409
2009	1,675	7,435	2,253	321
2010	2,321	8,259	2,545	349
2011	2,643	7,971	2,529	333
2012	2,871	7,377	2,555	300
2013	3,211	7,152	2,767	303
2014	3,106	6,983	2,800	293
2015	3,232	6,860	3,024	280
2016	3,588	6,320	3,258	282
2017	3,743	6,224	3,552	281
2018	4,114	6,346	3,682	281

資料: Ennonvarakeskusデータベース

丸太の輸出量は、2000年に60万7,000 m<sup>3</sup>であったが、2018年には180万8,000 m<sup>3</sup>と約3倍に増加した。2018年の輸出量は、前年の111万1,000 m<sup>3</sup>に対して63%増加している。2018年の丸太の主要輸出相手国はスウェーデンで、輸出量の74%にあたる133万2,000 m<sup>3</sup>を輸出した。フィンランドはスウェーデンの他、ドイツ、ポーランドなど20か国以上に丸太を輸出している。

製材品の輸出量は2017年に937万6,000 m<sup>3</sup>と2000年以降最も多くなったが、2018年の輸出量はそれから7%減少した870万2,000 m<sup>3</sup>であった。この輸出量は、同年の生産量1,184万m<sup>3</sup>の73%にあたる。欧州産針葉樹製材品の輸出市場では、供給過剰の様相が色濃くなり2018年秋から製材品輸出価格が低下に転じたこと<sup>14</sup>、主要市場である中国の経済成長に鈍化がみられ、さらに米中貿易摩擦により中国経済に先行き不透明感がみられるようになったことが製材品輸出量の減少につながっている。2018年の製材品の主要輸出相手国は、エジプト(128万2,000 m<sup>3</sup>)、中国(107万8,000 m<sup>3</sup>)であり、日本には92万m<sup>3</sup>を輸出した。

表6.26 国別丸太輸出量 (2018年)  
(1,000 m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	1,808
スウェーデン	1,332
ドイツ	130
ポーランド	97
エジプト	74
ラトビア	54
スロバキア	40
イギリス	31
その他	50

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の合板の輸出量は、101万2,000 m<sup>3</sup>と前年比で若干の減少(3%減)がみられた。この輸出量は、同年の生産量123万m<sup>3</sup>の82%にあたる。合板の輸出の主要輸出相手国は、ドイツ(17万2,000 m<sup>3</sup>)、英国(13万9,000 m<sup>3</sup>)、オランダ(13万3,000 m<sup>3</sup>)及びスウェーデン(12万3,000 m<sup>3</sup>)である。

表6.27 国別製材品輸出量 (2018年)  
(1,000 m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	8,702
エジプト	1,282
中国	1,078
日本	920
英国	913
アルジェリア	518
ドイツ	510
フランス	482
イスラエル	436
エストニア	380
オランダ	265
モロッコ	237
サウジアラビア	231
イタリア	139
オーストリア	129
デンマーク	110
ポーランド	107
チュニジア	104
その他	861

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の単板の輸出量は、8万5,000 m<sup>3</sup>で、前年比46%増加した。主要輸出相手国は

<sup>14</sup> Jan Viitanen & Antti Mutanen, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 201) -2020", Natural Resources Institute Finland, p 2.

エストニア（2万m<sup>3</sup>）である。

2018年の切削板の輸出量は2万4,000m<sup>3</sup>で前年比14%増加した。主要輸出相手国は、エストニア（1万4,000m<sup>3</sup>）である。

2018年の繊維板の輸出量は4万4,000tで、前年と同量であった。主要輸出相手国は、スウェーデン（2万1,000t）である。

表6.28 国別合板輸出量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	1,012
ドイツ	172
英国	139
オランダ	133
スウェーデン	123
デンマーク	58
米国	55
ノルウェー	50
韓国	39
フランス	31
ベルギー	26
オーストラリア	24
スペイン	23
イタリア	20
その他	119

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.29 国別単板輸出量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	85
エストニア	20
ラトビア	9
リトアニア	8
スウェーデン	7
マレーシア	6
オーストラリア	5
ポーランド	5
フランス	5
その他	20

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.30 国別切削板輸出量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	24
エストニア	14
スウェーデン	5
アイスランド	3
ノルウェー	2

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.31 国別繊維板輸出量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	44
スウェーデン	21
英国	10
その他	13

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年のパルプ輸出量は411万4,000tで、前年比10%増加した。この輸出量は、同年の生産量1,166万tの35%にあたる。パルプ輸出量は、2000年から2018年の間で2.3倍に増加している。パルプの主要輸出相手国は中国（135万3,000t）、ドイツ（53万2,000t）、イタリア（33万6,000t）及びオランダ（32万3,000t）で、輸出したパルプの三分の一は中国向けである。



2018年の紙輸出量は634万6,000tで、前年比2%増加した。しかし紙の輸出量は、2007年に2000年以降のピーク(1,051万5,000t)から後、減少傾向にある。輸出市場における印刷紙及び筆記用紙の需要低迷が、紙輸出量の減少につながっているといわれている。

表6.32 国別パルプ輸出量 (2018年)  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	4,114
中国	1,353
ドイツ	532
イタリア	336
オランダ	323
スウェーデン	256
トルコ	218
フランス	154
ポーランド	139
スペイン	116
エジプト	72
英国	57
スロバキア	37
ポルトガル	36
台湾	34
オーストラリア	32
韓国	30
タイ	30
アラブ首長国連邦	27
ギリシャ	26
リトアニア	21
日本	20
その他	265

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.33 国別紙輸出量 (2018年)  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	6,346
ドイツ	1,246
米国	786
ベルギー	640
英国	629
スペイン	292
ポーランド	222
ロシア	207
トルコ	159
フランス	148
オーストラリア	135
インド	120
スウェーデン	99
イタリア	96
中国	91
南アフリカ	87
メキシコ	76
ウクライナ	74
日本	63
韓国	60
エジプト	54
ブラジル	54
コロンビア	53
その他	955

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.34 国別板紙輸出量（2018年）  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸出量
計	3,682
ドイツ	528
ロシア	258
スペイン	253
米国	234
英国	231
ポーランド	195
イタリア	167
トルコ	144
スウェーデン	126
フィリピン	126
オランダ	102
ベルギー	89
日本	86
フランス	72
台湾	63
メキシコ	61
中国	52
その他	895

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の板紙の輸出量は368万2,000 tで、前年比4%増加した。この輸出量は、同年の生産量（381万9,000 m<sup>3</sup>）の96%にあたる。板紙の主要輸出相手国はドイツ（52万8,000 t）、ロシア（25万8,000 t）、スペイン（25万3,000 t）、米国（23万4,000 t）、英国（23万1,000 t）であり、日本にも8万6,000 tを輸出している。

## 6-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令

### 6-3-1 森林資源管理及び丸太生産に係る法的手続き

森林資源管理のための主要法令は、森林法と自然保護法である。森林法は商業林の利用を、自然保護法は保護林の使用及び管理を定めている。森林管理の実務は、森林法によって管理する森林は林業センターが、自然保護法によって管理する森林はフィンランド天然資源研究所（LUKE）が国家森林監視システム（SFI）<sup>15</sup>を使用して行っている。このため、通常の産業用丸太の生産及び丸太生産により発生する伐根、枝、その他の副産物の生産は、森林法が適用される森林で行われている。なお、森林法では「伐採」を「樹木の伐倒及び伐採区域から山土場への搬出をいう」と定義している<sup>16</sup>。フィンランドでは、造林から育林、伐採及び搬出までの範囲に森林法を適用している。

さらに森林被害防止法は、通常の木材生産にあつては病虫害防止の観点からスプルー스またはマツの林地残材並びに山土場及び貯木場（工場の土場及び倉庫を含む）の木材の管理方法を定め、病虫害被害が発生したときにあつては森林法で定めた伐採手続き以外の特別な方法による被害林分の伐採手続きを定めている。

そして後述のように共有林法、持続可能な森林管理の融資に関する法律及び森林再生物資の取引に関する法律が森林管理に係る法令として存在している。

#### （1）森林資源管理及び丸太生産のための法令

##### ① 森林法（Metsälaki）

森林法は、生態系の多様性を保全しつつ優れた林産物の生産を持続的に行うため、経済、生態系、社会の各方面において持続的な方法で森林を管理し、利用する目的で制定された<sup>17</sup>。森林法は商用林の適正な利用のために制定され、自然保護区域の設置及び組入れ並びに天然記念物の保全に関する規定は、自然保護法に定めると規定している<sup>18</sup>。ただし、森林法でも商用林における生物多様性の保護に配慮がなされ、2013年に行われた同法の改正では、林業及び木材産業の操業条件並びに土地所有者の財産保護の改善とともに、森林の生物多様性保護の強化が組み入れられている<sup>19</sup>。

<sup>15</sup> Sustainable Forest Inventory. 国及び地域の森林の情報を収集して統計その他の情報を生成するとともに森林計画の履行状況の監視を行うモニタリング機能を備えるシステム。同システムの情報は、政策立案、地域及び国の森林管理計画、林業投資計画その他の林業に係る活動の根拠として使用されている。

<sup>16</sup> 森林法第2a条第1号。

<sup>17</sup> 森林法第1条。

<sup>18</sup> 森林法第2条第2項。

<sup>19</sup> Section 2.1.2 Forest management and use and applicable restrictions, “The Main Content of the Proposal”, “Government Proposal to Parliament to Amend Forest Act and Chapter 48a, Section 3 of the Criminal Code” (HE75/2013), Finlex, 2013 (「第2.1.2 森林の管理、利用及び制限事項」、『森林法及び刑法第48a章第3条改正法案』(2013年HE75号)、フィンランド法務省データベース, 2013年)。

森林法は、その適用範囲を「林地に分類する区域における森林の管理及び利用」とし、表 6.35 に掲げる区域は森林法の適用対象外としている<sup>20</sup>。

表 6.35 森林法の適用除外対象地

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 自然保護法により設置された保護区域、自然保護を目的として国が購入した区域、国立公園局その他の国有地管理当局の保護決定に基づき管理する国有地。</li> <li>▪ 土地利用及び建築物法により保護対象に指定された区域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 森林法が定めている森林限界保護区域を除く原生地保護法が定める区域。</li> <li>▪ 農業指定区域、林業指定区域及びレジャー利用指定区域を除く法的効力がある主要計画対象区域。</li> <li>▪ 国防軍の射撃場。</li> </ul>
--	---

注：森林限界保護区域とは、森林限界の後退を防ぐために指定する保護が必要な区域（森林）をいい、森林法第 12 条の規定はこの区域の管理を定めている。

資料：森林法第 2 条。

森林法では、主伐、間伐及び被害木の処理伐採を含む伐採を行うときは、後に詳述する森林利用宣言書を作成し、林業センターに提出するよう定めている<sup>21</sup>。さらに、主伐を行うときは林分の更新を義務づけ<sup>22</sup>、伐採は残存木の生育及び伐採区域外の環境に悪影響を及ぼさない方法及び森林の生育条件の悪化につながる地形の影響を回避する方法を採用するよう定めている<sup>23</sup>。フィンランドにおける主伐は、「処理区域で 0.3ha を超える空地が生じた時点で完了」する定めを森林法で設けているため、通常の施業による主伐面積は 0.3ha が限度である<sup>24</sup>。

なお、広範囲に病虫害の発生またはそのリスクがあるときは、森林被害防止法の規定に基づき、農林省が被害の拡大また発生を防ぐために土地所有者に必要な量の立木の除去または必要な被害防止措置を講ずる要求をする場合がある<sup>25</sup>。そのときは森林法ではなく、森林被害防止法に定められた「伐採のための特別条項」<sup>26</sup>の規定を適用した伐採を行う場合がある。

森林法は、伐採及び森林の更新、森林の生物多様性保全、森林限界及び保護区<sup>27</sup>、監督及び罰則並びに雑則を定めている。この内、伐採及び森林の更新は、間伐の実施義務、主

<sup>20</sup> 森林法第 2 条第 1 項。

<sup>21</sup> 森林法第 7 a 条。

<sup>22</sup> 森林法第 5 a 条。

<sup>23</sup> 森林法第 6 条。

<sup>24</sup> 森林法第 5 a 条第 1 項。

<sup>25</sup> 森林被害防止法第 9 条。

<sup>26</sup> 森林被害防止法第 23 条。病虫害被害の防止または被害木処理のための伐採については、森林法第 5 条の間伐、第 5 a 条の主伐及び第 5 b 条の特別区域における伐採の規定を適用せずに同法第 9 条に定める農林省の決定による伐採を行うと規定。ただし、この伐採が適用される場合でも、森林法第 5 条・第 5 a 条が定める再造林義務は、適用除外としない。

<sup>27</sup> 森林法が規定する保護区は、風の影響が大きい島嶼部、沿岸部もしくは河岸部の居住地及び耕作地の保護または土砂崩れ防止のために森林法で定める森林保全に係る規定よりも強い制限が必要になる場合、農林省が最も影響が大きいと見込まれる場所に限定的に指定する（森林法第 13 条）。

伐及び更新の義務、特別区域における伐採、伐採実施方法、伐採者及び森林計画策定者の責務、土地所有者及び林業センターの通知義務並びに更新義務の履行を定めている。

伐採後の再造林は土地所有者の義務であり、この義務は伐採が完了した時点で生ずる。再造林は植林または天然更新により行う。植林による再造林は、義務が生じてから3年以内の完了が求められる<sup>28</sup>。一方で天然更新及び播種更新の場合の更新完了期限は、地域別に10年から25年まで<sup>29</sup>、播種更新の場合の地拵えを含む再造林のための作業開始時期は3年以内と定められている<sup>30</sup>。再造林の履行は充分、かつ、均等な植栽で稚樹の平均樹高が0.5mに達し生育面で他の植生による影響を受けない状態に至ったときに完了したとみなされる<sup>31</sup>。

再造林に用いる樹種は、森林法が「再造林適合樹種」として指定している(表6.36)。さらに、森林法では植林用播種用の樹種としてヨーロッパダケカンバを指定しているが、この樹種は泥炭地、粘土もしくはシルトを主成分とする土壌または圧縮土壌の沼沢地で使用が認められ、その他の土地においては補助的樹種と位置付けられている<sup>32</sup>。これら以外の樹種を再造林に使用するときは、林業センターに施業前に提出する森林利用申告書に苗木の生育の可能性及び再造林対象地への適応に関する十分な注記を加えなければならない<sup>33</sup>。

表 6. 36 再造林適合樹種

▪ マツ	▪ シベリアカラマツ	▪ ヨーロッパアンエルム
▪ スプルース	▪ メープル	▪ スコッチエルム
▪ シダレカンバ	▪ アルダー	▪ リンデン (ポダイジュ)
▪ アスペン	▪ オーク	▪ アッシュ

資料：森林法第8a条。

天然更新については、土地所有者が必要に応じて下刈、雑草の生長阻止、地拵え、排水管理、補植、追加播種その他の稚樹の成長を確保するための作業をし、稚樹の生長を担保する条件整備が認められたときに完了の基準である<sup>34</sup>。

## ② 自然保護法 (Luonnonsuojelulain muuttamisesta)

自然保護法は、生物多様性の維持、自然の景観及び科学的価値の保護、天然資源及び自然環境の持続可能な利用の促進、自然に関する啓蒙及び社会的関心の促進並びに科学調査

<sup>28</sup> 森林法第8条第3項。

<sup>29</sup> 森林法第8条第1項。

<sup>30</sup> 林業センター提供資料。

<sup>31</sup> 森林法第8条第1項。

<sup>32</sup> 森林法第8a条第1項。

<sup>33</sup> 森林法第8a条第2項。

<sup>34</sup> 森林法第8条第2項。

の促進を目的とし<sup>35</sup>、適用範囲を自然及び景観の保護及び管理と定めている。

自然保護法は、自然保護計画、自然保護区及び天然記念物、自然生息環境の保護、景観保護、自然保護の実施、禁止命令、行政執行及び罰金、告訴並びに雑則を定めている。

森林法が適用外とし自然保護法が指定する保護区域とは、国立公園並びに自然保護区及び特別自然保護区で<sup>36</sup>、この内、国立公園及び特別自然保護区は、国有地に設定する<sup>37</sup>。これらの保護区では、樹木その他の植物の除去を含む自然環境に影響をもたらすいかなる活動も禁じられている<sup>38</sup>。さらに、保護区である森林への立入、船舶の停泊及び航空機の着陸並びに森林内の通行及びキャンプは制限されている<sup>39</sup>。ただし、自然保護区における狩猟にあっては狩猟法、漁労にあっては漁業法の規定の制限内での実施が認められている<sup>40</sup>。

### ③ 森林被害防止法 (Laki metsätuhojen torjunnasta)

森林被害防止法は、健全な森林の維持及び病虫害の防止を目的とし、適用範囲は森林法が適用される森林、山土場、流通ターミナル及び加工工場の貯木場または倉庫その他の丸太及び丸太生産時に発生する枝、根株その他の副産物が存在する場所である<sup>41</sup>。

森林被害防止法は、病虫害が発生し拡散しやすい夏季における林地及び流通過程における丸太とその副産物の取扱いについて、昆虫の発生状況と自然環境条件により全国をAゾーン（南部）、Bゾーン（中部）及びCゾーン（北部）に区分し、森林の病虫害防止のために、木材を表6.37に示した樹種別伐採時期別ゾーン別移動期限内に伐採地または山土場から移動するよう定めている<sup>42</sup>。ただし、何らかの理由でこれらの移動期限までに木材を伐採地または山土場か

図 6.1 森林被害防止法の木材取扱地域区分



出典：フィンランド林業センターウェブサイト  
(<https://www.metsakeskus.fi/muistilista-metsatuholain-velvoitteista>) から転載。

<sup>35</sup> 自然保護法第1条。

<sup>36</sup> 自然保護法第10条。

<sup>37</sup> 自然保護法第11条・第12条。

<sup>38</sup> 自然保護法第13条。

<sup>39</sup> 自然保護法第18条。

<sup>40</sup> 自然保護法第17a条。

<sup>41</sup> 森林被害防止法第1条及び第2条。

<sup>42</sup> 森林被害防止法第3条。

ら移動できないときは、木材所有者は、表 6.38 に掲げたいずれかの措置を講じなければならない。

農林省は森林被害防止法に基づき、異常な量の被害木または広範囲に森林被害のリスクが生じた場合、危険な地域の土地所有者に必要な量の木材の除去または必要な措置の実行を要求する場合がある。さらに同省は、林業センターに森林被害対策のための緊急行動を命令する場合がある。この対策には、生物学的手段及び機械的手段を優先し、土地所有者との協議なしで実施できる<sup>43</sup>。さらに、これらの措置がとられるときは、森林法が定める間伐、主伐及び特別区域における伐採に係る手続きは免除されるが、伐採を行った場合、再造林義務が土地所有者に課せられる<sup>44</sup>。

表6.37 樹種別伐採時期別地域別木材移動期限

樹種	伐採時期	ゾーン	移動期限	備考
スプルース	自：前年の9月1日 至：当年の5月31日	A	7月15日	
		B	7月24日	
		C	8月15日	
	自：6月1日 至：8月31日	A	伐採後 30日	
マツ	自：前年の9月1日 至：当年の5月31日	A及びB	7月1日	製材換算材積で20m <sup>3</sup> 以下の林地残材または樫は適用除外。

注：移動期限は、伐採地または山土場からの移動期限をいう。  
資料：森林被害防止法第3条。

表 6.38 木材移動の代替措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 木材をカバーで被覆。</li> <li>▪ 水面貯木。</li> <li>▪ 樫上部の木材を移動。</li> <li>▪ 剥皮。</li> <li>▪ 承認済病虫害処理剤による消毒。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ マツ製材品をマツ立木から隔離。</li> <li>▪ マツの樫の上部を広葉樹で被覆。</li> <li>▪ スプルースの樫を元口直径 10 cm未満のマツ又は広葉樹により被覆。</li> <li>▪ 木材中の昆虫飛散防止措置。</li> </ul>
---	---

資料：森林法第4条。

#### ④ 共有林法 (Lag om samfällda skogar)

共有林とは所有者の利益のために持続可能な林業の実践的使用を目的とした複数の不動産で構成する場所をいい、共有林法では共有林の管理、手続き、理事会、財務及び共有林の増減手続きを規定している。

#### ⑤ 持続可能な森林管理の融資に関する法律 (Laki kestävän metsätalouden rahoituksesta)

この法律は、木材生産の持続可能性の確保、森林の生物学的多様性の維持及び森林生態系の管理事業に係る措置並びにこれらの活動を支援する措置に対して国が助成金またローン形式で行う融資の支援内容を規定している。

<sup>43</sup> 森林被害防止法第9条。

<sup>44</sup> 森林被害防止法第23条。

## ⑥ 森林再生物資の取引に関する法律 (Lag om handel med skogsodlingsmaterial)

森林再生物質とは、樹木の種子、植物及び苗木の一部をいい<sup>45</sup>、森林再生物資の取引に関する法律は、森林再生物資の生産、市場取引及び輸入に適用される<sup>46</sup>。欧州においては、生産に適した在来樹種の種子や苗木の管理が重要視され、各国で管理された種子や苗木は、「森林再生物資」として近隣国間で広汎に取引されている。

この法律は、森林再生物資を管理する植物生産検査センターの運営及び業者登録制度、森林再生物資の生産、森林再生物資の市場取引、監督官庁、検査及び監督、行政処分並びに罰則などを定めた雑則により構成されている。

### (2) 丸太生産に係る法的手続き

#### ① 森林所有者登記及び森林計画の策定

フィンランドの森林面積の半分を上回る個人有林の平均所有期間は約 20 年で、年間約 1 万 5,000 件の森林の変更登記がなされている。新たに森林を所有する者は、所有権を確定するために国土測量局に森林所有者の登記を行う。登記の内容は、国土測量局が運営する財産登記システムで管理している<sup>47</sup>。

国土測量局に登記をした森林所有者は、森林計画 (10 か年計画) を作成しなければならない<sup>48</sup>。フィンランドにおいて森林計画とは、単一または複数の林地区画における木材資源、林地の状況、価値管理方法及び利用形態に係る最新の計画をいう<sup>49</sup>。多くの個人有林の森林計画の策定は、林業センターが行っている森林調査の結果を元に林業センターが計画案を森林所有者に提示し、必要に応じて森林所有者はこの案に立木の状態、土壌の変化その他の林業センターの森林調査で明らかにされていない森林の状態または森林所有者の森林経営の意向を推奨事項に盛り込む方法で行われている<sup>50</sup>。

森林法では、森林計画に含まれる施業は、計画策定時点で有効な森林の管理及び利用の規定に基づかななくてはならないと定めている<sup>51</sup>。さらに、共有林は共有林法<sup>52</sup>、森林組合

<sup>45</sup> 森林再生物資の取引に関する法律第 3 条。

<sup>46</sup> 森林再生物資の取引に関する法律第 1 条。

<sup>47</sup> 林業センターウェブサイト (<https://www.metsakeskus.fi/>)。

<sup>48</sup> 森林法の森林計画の規定は、同法第 4 a 条。農林省が策定する国家森林計画の規定は同法第 26 条第 1 項、フィンランド林業センターが策定する地域森林計画の規定は同条第 2 項。

<sup>49</sup> 森林法第 4 a 条第 1 項。

<sup>50</sup> フィンランド農林省担当官による説明。

<sup>51</sup> 森林法第 4 a 条第 2 項。

<sup>52</sup> 共有林法 (Yhteismetsälaki) の森林計画の策定に係る規定は、同法第 31 条。



有林は森林組合法<sup>53</sup>、フィンランド正教会有林はフィンランド正教会規則<sup>54</sup>がそれぞれ規定する森林計画の要件を満たす必要がある<sup>55</sup>。

林業センターは森林計画の内容を審査し、承認したときに林業センターが運営する森林情報システムに森林計画の情報を入力して管理する。森林計画は、10年に一度見直しを行う<sup>56</sup>。フィンランドでは、国土測量局への登記と林業センターによる森林計画の承認がないと、林業活動が行えない仕組みが構築されている。

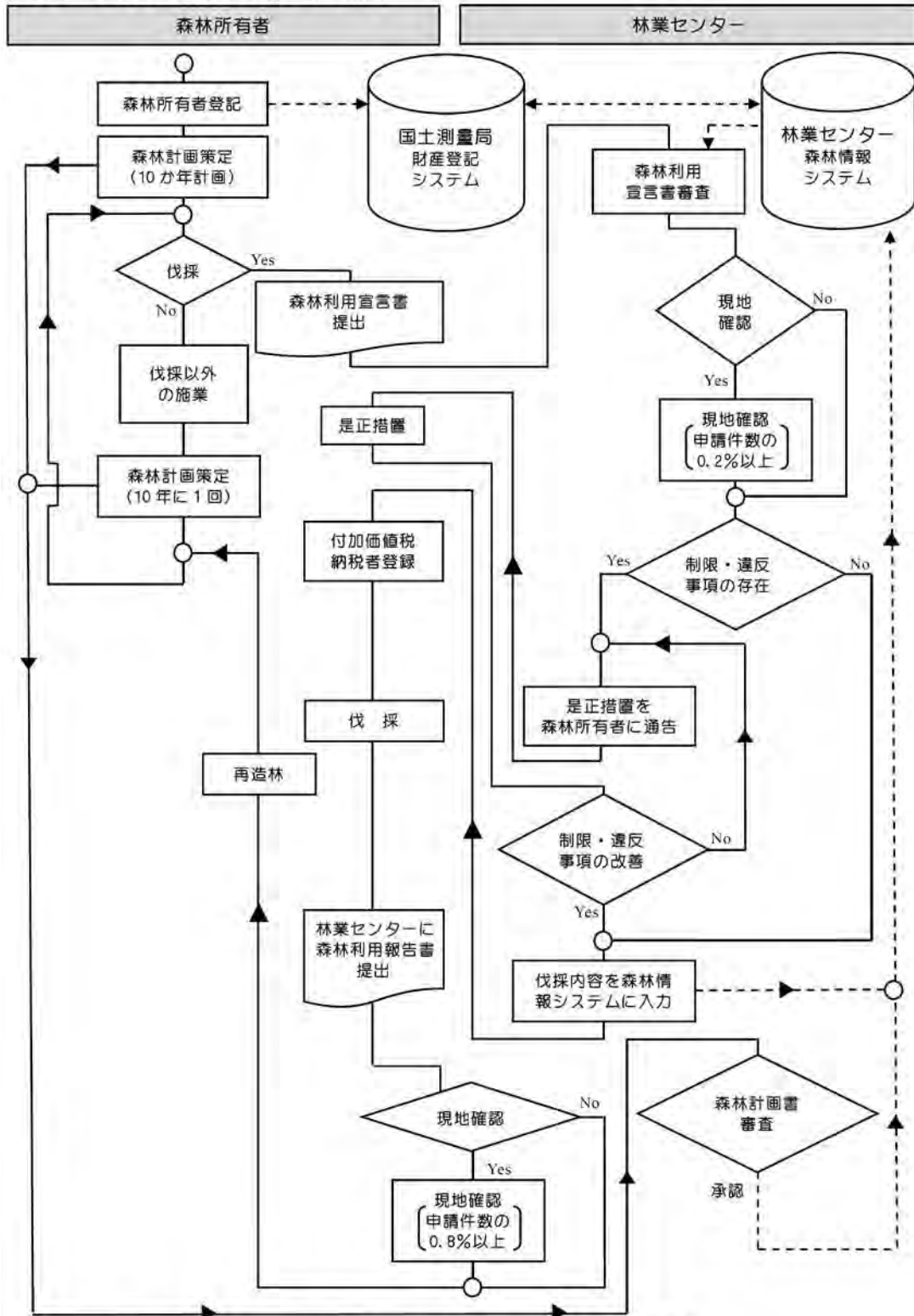
<sup>53</sup> 森林組合法（Laki metsänhoitoyhdistyksistä）の森林計画の策定に係る規定は、同法第10条第1項第1号。

<sup>54</sup> フィンランド正教会規則（Ortodoksisen kirkon kirkkojärjestys）の森林計画策定に係る規定は、同規則第117条。

<sup>55</sup> 森林法第4a条第3項。

<sup>56</sup> 林業センターウェブサイト（<https://www.metsakeskus.fi/>）

図 6.2 木材生産に係る行政手続の概要



← 手続き  
 ←----- データの流れ

注：手続きについては、林業センターにおいて確認済。  
 資料：関連法令及び林業センターウェブサイト (<https://www.metsakeskus.fi/>)。

私有林を対象にした林業センターの森林調査では、リモートセンシング調査、航空写真調査及び踏査により毎年約 150 万 ha の森林を対象として森林資源情報の取得を行う。具体的な調査内容は、森林面積、森林資源量、樹齢及び資源生長量である。森林調査が完了している森林の面積は私有林の 92% に達しているため、林業センターは 2020 年までに全ての私有林の調査を完了する予定である。さらに林業センターは、同一地域へのリモートセンシング調査の頻度について、これまで 10 年に 1 回の実施を目安としていたが、2020 年からは 6 年に 1 回実施するものとし、精度の向上をはかる予定である。

なお、現在、リモートセンシング調査と踏査によるデータの誤差はおしなべて少ないが、混交林及び複層林については一斉林と比較して誤差が出やすいので、林業センターは測定方法の改善をはかる予定である<sup>57</sup>。

## ② 施業の実施と森林利用宣言書

森林所有者または正当な権限を与えられた当事者が胸高直径 13 cm 以上の立木の伐採を行うときは、林業センターに森林利用宣言書を提出しなければならない。森林利用宣言書の提出期間は、施業実施予定日の 3 年前から 10 日前までである<sup>58</sup>。

森林利用宣言書への記載内容は、所有者または経営者並びに伐採件所有者の氏名及び連絡先、施業対象地の詳細な所在地、地籍番号、地図番号、面積の他、次の箇条書きに掲げた施業の内容であり、一枚の様式で 6 か所の林班の利用宣言ができる（図 6.3）。

- 伐採の目的（間伐、更新伐、特例伐採、土地利用変更または被災地復旧の別）。
- 特に重要な環境対象。
- 森林法第 11 条から第 16 条の規定を充足した 0.3ha 以上の皆伐<sup>59</sup>。
  - 土壌の種類（緑豊かな新鮮な土壌、湿潤な起伏地、鉋物地または泥炭地の別）。
  - 実施方法（皆伐、天然更新、天然萌芽更新、列状伐採またはその他の別）。
  - 現存する再生樹種（マツ、スプルース、シルバーバーチ、カバまたはその他の別）。
  - 更新方法（天然更新、播種または植林の別）。
  - 地掻方法（地掻、馬糞、盛土または不要の別）。
  - その他の施業（除伐、除草、枯葉除去、火入れまたは水路の別）。
- 保育伐の実施方法（間伐、択伐または小径木伐採の別）。

<sup>57</sup> 林業センター提供資料及び林業センター担当職員による説明。

<sup>58</sup> 森林法第 14 条第 1 項。

<sup>59</sup> 「0.3ha 以上」とは、森林法第 5 a 条の規定が定める皆伐の最大面積（0.3ha）の意。

森林利用宣言書の様式は、林業センターのウェブサイトから pdf 形式のファイルでダウンロードできる。森林所有者は、この様式に所有者または経営者及び伐採権所持者の氏名及び連絡先とともに林班別の施業内容を記入して林業センターに提出する。林業センターへの森林利用宣言書の提出は郵送でも可能であるが、ウェブサイトからダウンロードした pdf 形式の森林利用宣言書の様式のファイルは、ファイルを閉じると自動的にインターネットを経由して林業センターに送信される仕組みになっている。2016 年及び 2017 年の二か年平均で、林業センターには年間約 12 万件的森林利用宣言書の提出があった<sup>60</sup>。

森林所有者から森林利用宣言書を受け取った林業センターは、森林利用宣言書の内容を審査する。審査は書類審査と現地確認によって構成される。

書類審査は、森林利用宣言書で施業の宣言があった林班の登記内容、森林計画及び施業履歴並びに森林資源状況が主な対象で、森林利用宣言書記載事項の整合性と宣言された施業の妥当性に焦点をあてている。書類審査では、林業センターの森林情報システムのデータベースに蓄積されたデジタルデータも利用する。ただし、林業センターによれば 2018 年にこのデジタルデータだけで書類審査が完了した森林利用宣言書は、全体の約 10% であった。林業センターは、デジタルデータを利用した書類審査の割合を高めるべくデータの整備をすすめている最中であるが、全ての森林利用宣言書の書類審査がデジタルデータを使って完了するようになるまでには、しばらく時間がかかりそうである。

現地確認について林業センターは、森林利用宣言書提出件数の 1% 以上を対象とする方針を持っている。この割合の内訳は、伐採前に行う確認件数が 0.2% 以上、伐採後に行うものは 0.8% 以上である。現地確認対象の選定は、「リスク分析に基づく選定」(Risk Analyses Based Approach) により保護林、重要な動植物生息地またはこれらのバッファゾーン(緩衝地帯)の隣接地で行われる伐採を優先している。林業センターは、この条件に該当する森林利用宣言書の事案について、伐採前に現地で正確な境界確定その他の保護地域の保全確保状況を確認するとともに、伐採後も再生林の達成を確認する<sup>61</sup>。林業センターは、年間約 1,200 件から約 1,500 件の現地確認を行っている<sup>62</sup>。

<sup>60</sup> 林業センター提供資料。

<sup>61</sup> 林業センター担当職員による説明。

<sup>62</sup> 林業センター提供資料。





林業センターは、森林利用宣言書に記載された施業または実施されている施業が森林法に抵触すると疑う合理的な理由があるときまたは森林利用宣言書に記載された主伐後の稚樹の生育が見込めない合理的な理由があるときは、土地保有者または伐採権所有者と協議して是正に努める。土地保有者または伐採権所有者は、林業センターにこの協議の結果修正した是正計画書を提出する。しかし、この協議が不調に終わり、かつ、計画されたまたは実施されている施業が森林法に違反していると疑う合理的な理由があるときは、食料局<sup>63</sup>が林業センターの提言を受けて、その施業の無期限または有限の禁止命令を発することができる。林業センターの提言を受けた食料局が禁止命令を発するときは、過料法に基づく過料通知を添えて命令書を発する。食料局は、禁止命令の根拠が消滅したときに命令を取り消す<sup>64</sup>。

なお、病虫害または風害その他の立木の大きな損傷に対応するための伐採は、伐採対象立木が重要生物生息域に存在するときを除き、森林宣言書の提出を要さない。ただし、伐採または損傷木もしくは枯死木の回収を行うときは、事前に林業センターに立木被害があった範囲を示さなければならない<sup>65</sup>。

さらに、自家消費目的の伐採その他の次表に掲げた伐採については、森林利用宣言書の提出を要さない<sup>66</sup>。

表 6.39 森林利用宣言書の提出を要さない伐採

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 立木の大きな損傷に対応するための伐採 (伐採または損傷木もしくは枯死木の回収を行うときは事前に林業センターに被害範囲を提示)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 自家消費目的の伐採。</li> <li>▪ 送電線下及び上下水道管敷設のための伐採</li> <li>▪ 道路または送電線敷設のための小規模な伐採。</li> </ul>
---	--

資料：森林法第 14 条第 2 項。

森林所有者は年間で 1 万ユーロを超える木材の売上が見込まれるときは、伐採を行う前に付加価値税納税者登録をしなければならない。フィンランドでは、一次生産者に付加価値税の納付義務がある。

伐採については、森林法では伐採は残存木の育成及び伐採区域外の環境に悪影響をもたらさない方法で実施すること、林分育成条件の悪化につながる地形への影響を回避することが定められ、伐採による林分への悪影響、立木の損害及び地形への影響の判定は関連

<sup>63</sup> この業務は、EU 及びフィンランドの補助金を管理していた地方行政庁 (Finland Agency for Rural Affair) が所管していたが、2018 年に地方行政庁と食品安全庁 (Finish Food Safety Authority) の統合が行われ、統合した機関の名称は食料局 (Finish Food Authority) と定めた。二つの機関が統合したものの、地方行政庁内にあった組織は変更することなく食料局に組み込まれている。

<sup>64</sup> 森林法第 16 条。図 6.2 では、通常の行政手続を明確にするために、この事項の手続きを省略している。

<sup>65</sup> 森林法第 14 条第 5 項。

<sup>66</sup> 森林法第 14 条第 2 項。

規則で定めると規定している<sup>67</sup>。

森林所有者は、森林利用宣言書により実施した施業が完了したときに森林利用報告書を林業センターに提出する。林業センターが施業後に行う現地確認は、森林利用報告書の提出を受けて実施する。

林業センターは、審査の結果、森林利用宣言書の内容に問題がない場合または森林利用宣言書の不適合部分の是正がなされた場合、伐採の内容を森林情報システムに入力し管理する。

さらに前述のように再生林は、土地所有者に課された義務であり、伐採後、必ず実施しなければならない<sup>68</sup>。

### 6-3-2 国産材丸太の合法性証明方法

フィンランドの国産材丸太の合法性を証明する書類は、林業センターが受理した森林利用宣言書と検量士が作成した検量報告書または検量通知書である。施業の合法性は森林利用宣言書により、その施業において生産された木材の合法性を確認するための量は検量報告書または検量通知書により確認できる。

林業センターは上記の森林利用宣言書の審査が完了すると、同宣言書の右上の欄に受理番号を入れて森林所有者に書類を送付する。林業センターの受理番号が記載された森林利用宣言書は、行政機関が発行している合法的な伐採を証明する唯一の書類である。

工場検量報告書は、国産の丸太、伐根、枝その他の未加工木材の検量方法、機器及び検量結果通知の手順を定めている木材検量法<sup>69</sup>に基づき、資格者である検量士が工場に入荷した木材の検寸・検量結果を、図 6.4 に示した様式により同法の運用を管轄するフィンランド天然資源研究所（以下、「天然資源研究所」という。）に報告するものである<sup>70</sup>。

一般の取引で交わされる検量に係る書類（検量通知書）は、工場の検量士が計測した検量結果を工場が「受領書」に記載して検量当事者に通知している。この検量通知書には定められた様式が存在しないが、記載されている検量結果は図 6.4 の様式で作成した工場検量報告書の内容と整合していなければならない。

<sup>67</sup> 森林法第 6 条。

<sup>68</sup> 森林法第 5 a 条第 1 項の規定は、主伐をするときは林分の更新を担保しなければならないと定め、第 9 条第 1 項の規定は、土地所有者は本法第 8 条の規定が定める更新義務を履行しなければならないと定めている。

<sup>69</sup> Laki puttavaran mittauksesta (404/2013)、(括弧内の数字は法令番号)。

<sup>70</sup> 木材検量法第 22 条。



なお、工場の検量士は、検量を行う前に天然資源研究所に検量場所を特定する情報を登録しなければならない。この情報には、次の事項が含まれる<sup>71</sup>。

- 工場の検量士の氏名、連絡先及び検量を行う場所。
- 検量現場で使用する測定方法と測定機器。
- 検量を開始する時間。
- 検量結果の使用目的（輸送、作業または契約）。

<sup>71</sup> 木材検量法第 34 条。

図 6.4 工場検査報告書の様式



## TEHDASMITTAUSILMOITUS

I(5)

Tehdasmittausilmoituksesta säädetään laissa puutavaramittauksesta.  
 Tehdasmittausilmoitus on tehtävä ennen puutavaran tehdasmittauksen  
 aloittamista ja laissa määritetyssä sekunsa tapulimeissa nimitöksistä

### YHTEYSTIEDOT

Tehdasmittaaja (yhtiö) <input type="text"/>	
Osoite <input type="text"/>	Postinumero ja -toimipaikka <input type="text"/>
Yhteyshenkilö <input type="text"/>	Sähköposti <input type="text"/>
Puhelinnumero <input type="text"/>	
Mittauspaikka <input type="text"/>	Maakunta <input type="text"/>
	Postinumero ja -toimipaikka <input type="text"/>
Osoite <input type="text"/>	Sähköposti <input type="text"/>
Yhteyshenkilö <input type="text"/>	
Puhelinnumero <input type="text"/>	

### ILMOITUSTIEDOT

<input type="checkbox"/>	Puutavaran tehdasmittauksen käynnistäminen <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Mittauksen aloittamisaikakohita <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Muutosilmoitus <input type="text"/>
Muutos koskee:	
<input type="checkbox"/>	Tehdasmittauksen toteuttaja (yhtiö)
<input type="checkbox"/>	Mittauksessa käytettäviä mittausmenetelmiä
<input type="checkbox"/>	Mittalaitteen käyttösuoraa
<input type="checkbox"/>	Puutavaran tehdasmittauksen lopettaminen <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Mittaus lopetettan alkaen <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Puutavaran tehdasmittaus siirtyy toiselle toimijalle
<input type="checkbox"/>	Toimija ja yhteystiedot: <input type="text"/>
Voimassa olevan tehdasmittausilmoituksen päiväs <input type="text"/>	

### ALLEKIRJOITUS

Päikkä ja aika <input type="text"/>
Allekirjoitus <input type="text"/>
Nimen selvitys <input type="text"/>

### LISÄTIEDOT



図 6.4 工場検量報告書の様式（つづき）（仮訳）

## 工場検量報告書

工場検量報告書は、木材検量法で定める報告で、工場検量の通知及び法令で定める事項を変更する前に作成されなければならない。

<b>連絡先</b>	
検量会社名 <b>1</b>	
検量会社所在地 <b>2</b>	郵便番号、 Eメールアドレス
担当検量士氏名 <b>3</b> 電話番号	Eメールアドレス
検量実施工場または最終出荷地 <b>4</b>	州名 <b>5</b>
サンプリング検量現場所在地 <b>6</b>	郵便番号
検量責任者氏名 <b>7</b> 電話番号	Eメールアドレス
<b>備考</b>	

**報告事項**

<input type="checkbox"/> 工場検量通知	<b>8</b>	
<input type="checkbox"/> 検量開始日時		
<input type="checkbox"/> 工場検量変更事項 <b>9</b>		
<input type="checkbox"/> 変更事項		
<input type="checkbox"/> 工場検量士（会社）		
<input type="checkbox"/> 検量方法		
<input type="checkbox"/> 検量機器		
<input type="checkbox"/> 検量完了日時 <b>10</b>		
<input type="checkbox"/> 工場検量データを伝達するオペレータの連絡先		
<input type="checkbox"/> 保管している有効な検量報告書の日付 <b>11</b>		

**署名**

場所及び時間
署名
氏名（楷書）



工場検量報告書の1頁目の連絡先欄には、検量実施者及び検量現場を特定する情報を記載する。同欄の「サンプリング検量現場所在地」はサンプリング検量を行う場合、検量現場所在地を記載する。同頁の報告事項欄は、検量開始日時及び検量完了日時の他、天然資源研究所の登録している情報を変更する必要があるときの変更内容を記入するためのものである。

具体的な検量結果は、木材の用途別輸送手段別検量方法別検量単位別検量結果の使用目的別数量として工場検量報告書の2頁目に記載する。

工場での検量は、天然資源研究所の公認検量士によるモニタリング検査により精度の維持がはかられている。モニタリング検査で検出されたエラーは、公認検量士が工場の検量士に一定期間内で是正を求める定めになっている<sup>72</sup>。

一般的な丸太の生産及び取引においては、林産企業を含む森林所有者は自伐または素材生産業者への委託により丸太を生産している。丸太の検量は、フィンランドで一般的に使用しているハーベスタで自動的に行える。森林所有者は、ハーベスタで検量した数値と後日販売先の工場で検量した結果を照合して取引量を確認している。

なお、木材検量法では、検量当事者間で検量結果に疑義が生じたときには、公認検量士による再検量または誤差や疑義の原因究明の方法が定められている<sup>73</sup>。

### 6-3-3 丸太の輸送に係る法令等

フィンランドでは、伐採が森林法に基づき実施された場合、生産された木材は持続可能性の原則に合致しているとみなしている<sup>74</sup>。森林法では伐採を「樹木の伐倒及び処理区域からの山土場への搬出をいう」と定義している<sup>75</sup>。すなわち、生産された丸太の山土場までの搬出は伐採行為であるため、通常の丸太搬出は前述の森林利用宣言書を林業センターに提出して承認を得てから行われる。

この他の丸太の移動に係る規制または制限としては、木材・木材製品の市場投入に関する法律で定められている販売禁止措置がある。これは、デューデリジェンスシステムを備えずに木材や木材製品を販売したときまたはデューデリジェンスシステムに重大な不備

<sup>72</sup> 木材検量法第40条。

<sup>73</sup> 木材検量法第27条-第33条。

<sup>74</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第48a条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013年、第4.3項。

<sup>75</sup> 森林法第2a条第1項。

が検出されたときに、食料局が是正命令を発したにもかかわらず是正措置がとられなかったときに執行される措置である<sup>76</sup>。国産材については森林法を遵守していればデューデリジェンスを実施しているとみなされているので、この販売禁止措置は輸入材を取扱う業者を対象としている。

#### 6-3-4 森林認証システムの活用状況

##### (1) 森林管理認証

フィンランドの森林管理認証面積は、FSC 認証が 162 万 3,311ha<sup>77</sup>、PEFC 認証は 1,808 万 2,222ha<sup>78</sup>である。フィンランドの森林面積（約 2,280 万 ha）の内、FSC は 7%、PEFC は 79%の森林を認証していることになる。2018 年中頃の少し古いデータではあるが、FSC と PEFC が発表している両スキームの認証を重複して取得している森林は、フィンランドに 158 万 1,434ha 存在する。この重複面積が変わらないと仮定して計算すると、フィンランドの約 8 割の森林が森林管理認証を取得していることになる。

森林管理認証取得事業者数は、FSC 認証が 16 件、PEFC 認証は 9 件である。フィンランドの木材生産の担い手は、民間が主体で、個人所有者も積極的に森林認証にグループ認証のメンバーとして参加しているほか、国際的な林産企業も系列企業とグループを形成してグループ認証を取得している。林産企業の認証取得事業者の中には、複数の認証グループに所属しているものがある。

表6.40 森林認証の取得概要

		(ha、件)	
		FSC認証	PEFC認証
森林認証	森林認証面積	1,623,311 (2019年10月)	18,082,222 (2019年9月)
	認証取得事業者数	16	9
	グループ認証件数	2	6
	グループ認証参加事業者数	8	8
	単独認証事業者数	8	1
CoC認証	認証取得事業者数	291	399
	グループ認証件数	34	37
	グループ認証参加事業者数	153	187
	単独認証事業者数	138	212

資料1：森林認証面積は、FSC 認証はFSC, "Facts & Figures", October 11, 2018、PEFC 認証はPEFC, "PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2019に掲載されている数値。

2：認証事業者に係る数字は、2019年11月20日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

森林管理認証については、私有林所有者を組織化して広大な面積の森林の認証を実現している。その代表格が持続可能な森林協会（Kestävän Metsätalouden Yhdistysry）である。こ

<sup>76</sup> 木材・木材製品の市場投入に関する法律第9条。

<sup>77</sup> FSC, "Fact & Figures", October 11, 2019.

<sup>78</sup> PEFC, "PEFC Global Statistics", September 2019.

の協会は、地域別に5つの認証グループを組織し、森林所有者にPEFC認証への参加を呼びかけ、現在では1,300万ha以上、フィンランドのPEFC認証面積の73%にあたる森林で認証を取得している<sup>79</sup>。

## (2) CoC 認証

CoC 認証取得事業者数は、FSC 認証が291件、PEFC 認証は399件である<sup>80</sup>。CoC 認証もグループ認証の率が高く、認証取得事業者数に占めるグループ認証参加事業者の割合は、FSC 認証が53%、PEFC 認証は47%とほぼ半数を占めている。CoC のグループ認証は、同一企業の複数の事業所により形成していることが多い。

CoC 認証によるトレーサビリティは、同じスキームのCoC 認証を取得した事業所間で成立する。しかし、バイヤーがCoC 認証を取得していなくても、合法性証明のためのバイヤーの要求により、CoC 認証を取得しているシッパーが認証番号を記入したインボイスその他の貿易関係書類を提供しているケースがみられる。

## (3) 森林認証システムの活用状況

フィンランドは欧州屈指の林産物の生産国であり輸出国である。フィンランドの林産企業はかねてより顧客の国の林産物の規格に合わせて製品を生産して出荷するとともに、製品の品質確認を輸出先企業で定期的に行い、輸出先の要望を積極的に受け入れて輸出市場の維持、拡大に努めてきた。

1990年代に入ってからフィンランドの林産企業は、経営の標準化をはかって競争力をつける目的で、さらに社会的に企業の環境対応への関心が高まったことから自社の環境対応を客観的に積極的にアピールするために、先駆的にISO9001及びISO14001並びに森林認証の導入をはかってきた。

本項では森林認証システムの活用状況の事例として、フィンランドの代表的な国際林産物企業である大手三社を対象に、これらの企業が公表している年次報告書記載内容に基づき報告する。これらの企業では保有生産林の全てで森林管理認証を取得しているとともに、取扱っている全ての林産物は認証材またはFSC認証のコントロールドウッド材もしくはPEFC認証のコントロールドソース材である。

### ① A社の事例

A社の2018年の販売額は104億8,300万ユーロで、販売額の62%は欧州向け、20%はアジア向け、12%は北米向けであった。同社はグループ企業で、山林経営の他、紙・

<sup>79</sup> <http://kestavametsa.fi/>

<sup>80</sup> 2019年11月29日現在。



パルプ、木材製品、木質バイオ製品及びバイオディーゼルオイルを製造し、自社で発電した電気の販売（売電）も行っている。

A社は、保有する国内外の全ての森林で森林管理認証をグループ認証として取得している。同社は持続可能な森林経営の維持を宣言しており、第三者認証である森林認証材を持続可能な合法的産地からの調達である証明のツールとして用い、調達している全ての木材をCoCにより管理している。

同社はFSC認証のグループ認証を促進する方針で、フィンランド国内におけるFSC森林管理認証取得面積は約40万haに達している。A社の2018年末の森林保有面積は97万1,000haで、フィンランドに51万2,000ha、米国に7万6,000ha、ウルグアイに25万8,000ha（人工林）の森林を所有している他、ウルグアイに12万5,000haのリース林を保有している。2018年のこれらの森林における木材生産量は、約460万m<sup>3</sup>であった。

さらにA社の木材取扱量に占める森林認証材の割合は81%で、残りの19%はFSC認証のコントロールドウッド材またはPEFC認証のコントロールドソース材である。

2018年にA社は原料として原木を2,760万m<sup>3</sup>、パルプを190万t、古紙を250万t使用し、木材製品を280万m<sup>3</sup>、紙・板紙を910万t、パルプを350万t出荷している。

## ② B社の事例

B社は木材製品の他、紙、板紙、パルプ及び梱包用資材の生産を行っており、紙部門では欧州第2位の規模を誇っている。2018年の販売総額は104億8,600万ユーロで、国別販売額は、欧州が73%を占め、ドイツ（販売総額の13%）及びスウェーデン（同10%）での販売額が高くなっている。2018年の欧州以外の地域での販売額は中国（同9%）が多く、日本向け販売額は2億8,500万ユーロであった。

B社は国内外に93万3,000haの森林を所有し、その96%にあたる全ての生産林で森林管理認証を取得している。

2018年のB社の木材入荷量（丸太、チップ及び鋸屑）は3,870万m<sup>3</sup>で、購入しているパルプとともに全量が森林認証材またはFSC認証のコントロールドウッド材もしくはPEFCのコントロールドソース材である。木材入荷量の89%は社有林を中心とした天然更新林を含む人工林、11%は人工造林地（植林地）が供給源になっている。同社は、工場に入荷する全ての丸太、チップ、鋸屑及び購買パルプを持続可能な供給源から取得する方針を実行している。これを確実にするツールとしてISO14001及び森林認証のCoCを活用して森林経営サイクルを構成する各部分の持続性を保証している。

さらにB社は認証材の安定的な獲得のために、同社に木材を供給しうる森林所有者の森林管理認証取得の支援を行ってきた。フィンランド国内では、私有林所有者のFSC森林管理認証取得を支援した結果、2018年には同社にFSC認証材を供給した私有林所有者は20件から135件に増加し、これらの森林所有者が所有する認証林面積は4,000haから3万haにまで拡大している。

このような活動はB社がロシアに保有する森林でも行われ、2018年に同社はWWFロシアの協力を得てフィンランドと接しているカレリア地方において、FSCの森林管理認証を取得しているグループを集めてトレーニングを行うとともに、FSCの森林管理認証のグループにB社のリース林を組み込んでいる。

さらに、B社はブラジルに1万6,000haのユーカリ人工林を含む3万8,000haの森林を所有しており、この森林はFSC及びPEFCの森林管理認証を取得している。フィンランドがブラジルから輸入しているパルプは、この森林から生産された木材をB社とブラジルの製紙企業が共同出資しているパルプ工場で加工したユーカリパルプである。

B社は、2018年に原料として原木を351万m<sup>3</sup>、チップ及び鋸屑を60万m<sup>3</sup>、古紙及び購買パルプを280万t使用し、木材製品を509万5,000m<sup>3</sup>、紙・板紙を459万1,000t、パルプを201万7,000t生産している。

### ③ C社の事例

C社は、フィンランド国内の約10万3,000人の森林所有者（所有面積は私有林面積の約半分）がオーナーになっている企業の子会社である。

C社は5つの企業で構成されるグループ会社で、山林事業から木材製品、パルプ、紙類の生産までを行っている。

C社の主な木材供給者はフィンランド国内の森林所有者であり、木材の集荷はトレーダーを介して毎年約3万5,000件の森林所有者から行っている。C社は使用している原料が持続可能な経営の下で生産されている事実を重要視しており、森林認証はそれを保証するシステムとして活用している。2018年に同社が取り扱った3,640万m<sup>3</sup>の木材は全て持続的に管理されトレーサビリティが可能なものであり、この内の88%はFSCまたはPEFCによる認証材である。C社の森林管理部門は、認証材の安定供給のために森林所有者に森林認証の取得を促しており、2018年末までに7,580人の森林所有者がC社の専門家を通じてPEFCの森林管理認証をグループ認証として取得している。

C社の2018年の販売額は、57億ユーロであった。2018年にC社は原料として原木を

2,586万4,000 m<sup>3</sup>、パルプを17万t、古紙を38万4,000t使って、木材製品を262万6,000 m<sup>3</sup>、パルプを443万5,000t、板紙を186万6,000t、ティッシュペーパーを60万9,000t、耐油紙を4万6,000t、バイオ製品を12万3,000t生産している。

## 6-4 EU 木材規則の実施

### 6-4-1 EU 木材規則に関連した国内法令と体制

#### (1) 法令の改正と執行体制

フィンランド政府は、EU 木材規則（以下、「EUTR」という。）のフィンランド国内での実施のために法整備を行った。フィンランドへの EUTR 導入のために制定した法律は、木材及び木材製品の市場投入に関する法律（Valtioneuvoston asetus geodeettisesta laitokesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta）（以下、「市場投入法」という。）であり、フィンランド政府は、同法の制定と前後して、EUTR の実行に必要な改正をいくつかの法令について行っている。

制定または改正が行われた主な法令は、次のものである。

#### ① 市場投入法の制定及び刑法改正

市場投入法は、EUTR 及び EUTR に基づき発効した法律行為のフィンランドでの実施を目的として 2014 年 1 月 1 日に施行した。

フィンランドでは、「違法伐採材」の法令上の定義を市場投入法により示している。同法は「違法伐採材」を「EUTR 第 2 条 (g) の規定に掲げている木材をいう」と定義している<sup>81</sup>。EUTR 第 2 条 (g) の規定では、「違法伐採」を「伐採国の適用法に違反した伐採」と定義している。

内国での伐採及び国産材の合法性確保については、市場投入法の制定及び刑法改正法案に方針が示され、同法案には「伐採は、森林法及び伐採に関する他の法令を遵守しなければならない。森林法の目的は、森林が持続可能な適正な生産を続け、生物多様性を維持できるように経済、生態系及び社会の各側面において持続可能な森林の管理及び利用を担保することにある。伐採が森林法に基づき行われる場合、フィンランドで生産された木材は持続可能性の原則に合致したとみなせる」<sup>82</sup>と記されている。すなわち、森林法及び伐採に係る諸法令で厳格な森林及び木材生産の管理を行っているので、法令が定めた行為及び手続きを経た国産材は合法であるとの解釈である。

なお、EUTR 第 5 条の規定は、取引業者 (Trader) に木材または木材製品のサプライチェーン全体を通じて納入した取引業者または事業者 (Operator) を特定する義務を課している。しかし、フィンランドではこの義務の履行を国内の全ての取引業者に課していない。フィンランドの法令が定めるサプライチェーンの把握については、木材検量法第 22

<sup>81</sup> 市場投入法第 3 条第 4 項。

<sup>82</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013 年、4.3 項。

条の規定による天然資源研究所への工場検量結果の報告で実施されているだけである。

市場投入法の制定及び刑法改正法案では、EUTR の要求事項を、デューデリジェンスの実施を前提として<sup>83</sup>、第一に管轄官庁を一つ以上指定すること<sup>84</sup>、第二に罰則規程を設けて規則遵守を担保する措置を設けること<sup>85</sup>と整理している<sup>86</sup>。フィンランド政府は国会において同法案により、前者にあっては市場投入法の制定、後者にあっては刑法の環境犯罪の章に「木材犯罪」の規定<sup>87</sup>を加える提案をした。

フィンランド政府は EUTR の第一の要求事項である管轄官庁を一つ以上指定する件について、市場投入法第 2 条の規定で、市場投入法の実施に関して次表に掲げた管轄官庁及び協力機関が職務を遂行すると定めて対応した。

**表6.41 木材市場投入法執行体制**

区 分	機 関 名
管轄官庁 (Competent Authority)	食料局 (Finnish Food Authority)
協力機関	林業センター (Finnish Forest Centre)
	税関 (Finnish Customs)
	フィンランド環境研究所 (Finnish Environment Institute)
監視団体 (Monitoring Organization)	BM TRADA Suomi (フィンランド Tampere市)
	Bureau Veritas Finland (フィンランド Helsinki市)
	Control Union Certifications B.V (オランダ Zwolle市)
	DIN CERTCO (ドイツ Berlin市)
	NEPCon (エストニア Tartu市)
	SGS Finland (フィンランド Helsinki市)
	Soil Association Woodmark (英国 Bristol市)

資料：木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条及び食料局提供資料。

市場投入法の具体的内容については、昨年度の報告書<sup>88</sup>に掲載したので記載を省略する。ただし、フィンランドでは 2018 年から行政組織の再編が行われ、これにともない市場投入法が指定している管轄官庁が地方行政庁 (Agency for Rural Affairs) から食料局 (Finnish Food Authority) に変更された事実が昨年度の調査後に判明した。このため、昨年度の報告書と本報告書に記載している行政機関の名称が異なっているので注意されたい。

<sup>83</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 § :n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年、第 1 項。

<sup>84</sup> EUTR 第 7 条。

<sup>85</sup> EUTR 第 19 条。

<sup>86</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 § :n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年、2.4 項。

<sup>87</sup> 刑法第 48a 章第 3 b 条。

<sup>88</sup> 林野庁、平成 29 年度林野庁委託事業、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (欧州地域等) 報告書」、2019 年 3 月、236 頁。

すなわち、市場投入法制定当初から 2018 年上半期までは、地方行政庁が管轄官庁に指定され、食品安全局（Finnish Food Safety Authority）が税関、林業センター及びフィンランド環境研究所<sup>89</sup>とともに管轄官庁が割り当てた業務を遂行する「協力機関」に指定されていた<sup>90</sup>。しかし、主に EU からの補助金を地方自治体に配分する業務を行っていた地方行政庁は小規模な組織であったため、2018 年下半期から食品安全局から名称を変更した食料局の一部署として、それまでの組織を変更することなく組み込まれた。現在、管轄官庁の業務は、食料局の中の旧地方行政庁の部署<sup>91</sup>が引続き担当している<sup>92</sup>。

フィンランドの市場投入法の特徴の一つは、監視団体に係る規定がないことである。このため管轄官庁である食料局は、EUTR 第 8 条第 4 項の規定が定める管轄官庁による監視団体の定期的な検査を実施していない。

EUTR 第 19 条の規定が定めた加盟国における罰則規定の設定については、刑法第 48 章（環境犯罪）の中に第 3（b）条として「木材犯罪」の条項を加えて対応した。刑法第 48 章第 3（b）条の規定の本文には、「EUTR に違反して違法に伐採された木材またはその木材から製造された木材製品を事業目的で販売した者には、他の法律によるより厳しい罰則<sup>93</sup>が適用されなければ、木材犯罪に対する罰金または 6 か月以下の懲役を課す」と記されている。

表6.42 罰則の対象行為

区分	罰則対象行為
1. 故意の違法行為	森林法の伐採関連規定への意図的違反行為。 森林法または自然保護法が定める伐採禁止地域での伐採。 原産地情報の入手努力を怠った場合。 合法性を示す書類の偽造を認識しながら放置した場合。 違法木材の認識がありながら流通または取引をした場合。
2. 故意のデューデリジェンスシステム履行義務違反	流通（出荷）禁止措置違反またはその未遂。 デューデリジェンスシステム未設定。 デューデリジェンスシステムの重大な不備（リスク評価及びリスク低減の体制未整備並びに原産地国情報の欠落）。
3. トレーサビリティ義務違反	トレーダーが供給先の情報を故意に破壊した場合（トレーサビリティ情報に関する軽微な不備は故意とみなさない）。

資料：フィンランド食料局提供資料

木材犯罪の罰則に該当する行為は、故意の違法行為、故意のデューデリジェンスシ

<sup>89</sup> フィンランドで CITES のリストに掲載された動植物の取引の許可書発行業務を担当している機関。

<sup>90</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条。

<sup>91</sup> Market Department。

<sup>92</sup> 食料局市場投入法担当官による解説。

<sup>93</sup> 輸出入に係る EU 規則違反または森林及び自然保護の関連法令違反の罰則は、罰金または 2 年以下の懲役。

テム履行義務違反及びトレーサビリティ義務違反であり<sup>94</sup>、これら三つのカテゴリーに含まれる罰則対象行為は表 6.42 に掲げたものである。この内、区分の 2 及び 3 の事項は、「重大な違反」とみなされ<sup>95</sup>、管轄官庁が発する是正命令の対象になる<sup>96</sup>。

市場投入法では、デューデリジェンスシステムに係る義務の遵守に不備が認められたときは、管轄官庁が事業者にデューデリジェンスシステムの不備の是正または不適合行為の中止もしくは是正を完了するまでの期限を示した書面による勧告を通達する定めになっている<sup>97</sup>。そして、次に示した場合で、この通達が指定した期日までに是正がなされないときは、管轄官庁は事業者に期限付きの改善命令を発する。

- 事業者がデューデリジェンスシステムを備えずに木材または木材製品を販売した場合。
- 事業者のデューデリジェンスシステムに重大な不備が繰り返し見つかった場合。

管轄官庁は、改善命令が指定した期日までに改善がみられない場合、事業者が是正せずに扱った木材または木材製品の販売を禁止できる定めになっている<sup>98</sup>。

この禁止措置は、「合法的に伐採された木材及び木材製品のみが流通できる」という概念の提示が目的で、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止及び防止する手段に関する条約（文化財不法輸出入等禁止条約）<sup>99</sup>との関連から、違法な行為により取得された財産は、法令による保護の対象外であるという概念を大前提としている<sup>100</sup>。

罰則の対象行為に該当するかの判断にあたって重要なのは、その行為が「故意」であったかどうかの判断である。故意の判断基準は、刑法が定めている。刑法の規定によれば、加害者が起こした結果の原因が加害者の目的である場合または生じた結果を特定の行動もしくは可能性として予想していた場合は、結果を故意に引き起こしたとみなす<sup>101</sup>。

違反者の行為が故意であると判断するためには、過失ではない事実を証明しなければならない。刑法は過失について、状況により要求または必要とされる注意義務に違反した

<sup>94</sup> 市場投入法第 12 条。

<sup>95</sup> 市場投入法第 9 条。

<sup>96</sup> 食料局提供資料及び市場投入法担当官による解説。

<sup>97</sup> 市場投入法第 8 条。

<sup>98</sup> 市場投入法第 9 条。

<sup>99</sup> Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property.

<sup>100</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013 年、第 4 項。

<sup>101</sup> 刑法第 3 章第 6 条。

とき、その行動は過失となると定め、さらに「重過失」については、注意義務の重要性、危険にさらされた利益の重要性、違反の可能性、危険を選択した意図及び行為並びに加害者に関連するその他の状況を総合的に評価して決定すると定めている<sup>102</sup>。

違反行為が故意に該当するか、木材が違法伐採材に該当するかの判断は裁判所が下す。このため管轄官庁は、違法行為を疑うに十分な根拠がある事案を見出したときは、軽微な事案または公共の利益を理由にその事案のより詳細な調査を必要としない場合を除き、公判前調査を実施するための違法行為に係る報告を公判前調査機関に行う義務を負っている。市場投入法では、検察官にあっては被疑者を市場投入法違反または木材犯罪で告訴する前に管轄官庁と協議すること、裁判所にあっては違反行為または犯罪に係る聴取を行うときは管轄官庁に聴取を行う機会を与えた上で審議に入ることを定めている<sup>103</sup>。

## ② 森林法改正

改正した森林法 (Metsälaki) は 2013 年 6 月 13 日に制定され、2013 年 12 月 20 日に施行された。このときの森林法改正法案では、林業振興、地権者保護及び生物多様性維持の強化並びに森林法遵守の監督権限の簡素化がなされた。この法案には、EUTR を直接表現する字句はないが、EUTR は各国が制定する罰則について「効果的で均衡がとれ抑止力があるもの」を要求しているため<sup>104</sup>、同法案では森林に係る犯罪を過失から重過失に変更する必要性が唱えられ、これが国会に提出された市場投入法制定の法案に、刑法に「木材関連違法行為」の規定を加える改正案を併記する根拠の一つになっている。さらに、この森林法改正では、森林利用宣言書の提出期限の明確化が行われた<sup>105</sup>。

## ③ 木材検量法改正

木材検量法 (Laki puutavaran mittauksesta) は 2014 年 6 月 27 日に改正法が制定され、2015 年 1 月 1 日に施行された。同法の改正法案では、改正の背景の一つとして EUTR の制定をあげ、EUTR は具体的な検量そのものには影響を及ぼさないものの、デューデリジェンスの実施における国産材の正量取引及び売手と買手の役割を重要視しているため改正が必要であると述べている<sup>106</sup>。同法改正の目的は、木材取引量の拡大及び検量当事者<sup>107</sup>間の信頼性の向上並びに全ての種類の木材製品の新たな市場開拓及び取引契約環境の

<sup>102</sup> 刑法第 3 章第 7 条第 1 項・第 2 項。

<sup>103</sup> 市場投入法第 11 条。

<sup>104</sup> EUTR 第 19 条第 2 項。

<sup>105</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年の法案主旨説明。

<sup>106</sup> 『木材検量法改正法案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta”) (HE 192/2012)、2012 年、2.3 項「国際開発及び EU 規則」。

<sup>107</sup> ここでの検量当事者とは、売手及び買手をいう。



改善にあった<sup>108</sup>。

フィンランドの丸太、チップその他の輸出用を含む未加工木材の取引は、木材検量法の規定により検量士の有資格者が行う検量結果<sup>109</sup>に基づかななくてはならない。この検量結果は、図 6.4 として掲げた「工場検量報告書」の様式により天然資源研究所に送られ<sup>110</sup>、同研究所のデータベースで管理される。このデータベースの数値は、林業センターがデータベースで管理する森林利用宣言書の内容と照合できるので、工場検量報告書の数値をもとに工場が発する納品書は、森林利用宣言書とともに合法性の書類として認められている。

多くの林産物を輸出するフィンランド材の合法性の信頼度を高めるために、より精度が高い検量方法及び検量手順の設定並びに検量結果の疑義解決<sup>111</sup>を含む検量当事者の権利の見直しを行う木材検量法の改正は、EUTR を国内に導入するために必要な事項であった。

#### ④ 強制措置法改正

強制措置法 (Pakkokeinolaki) が 2013 年 12 月 30 日に改正され、2014 年 1 月 1 日に施行された。EUTR 第 10 条の規定は、管轄官庁は事業者に課された義務及びデューデリジェンスシステムの実施の遵守を検査し、検査において不適合結果が生じたときは、木材及び木材製品の押収または販売禁止措置を緊急の暫定措置として講じられると定めている。フィンランドでは、この不適合事案の内容が刑事事件であるときに、強制措置法の押収規定及び出荷停止規定を適用して対応する。

EUTR のフィンランド国内への導入のために行われた強制措置法の改正内容は、「輸送中の物品の没収」<sup>112</sup>及び「押収または再加工防止のための出荷停止」<sup>113</sup>並びに家宅捜索に係る規定<sup>114</sup>の見直しであった。

「押収または再加工防止のための出荷停止」の規定は、逮捕権限を有する者が押収を決定すると定めている。押収できる物件については、刑法の規定により「犯罪によっても

<sup>108</sup> 『木材検量法改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta”) (HE 192/2012)、2012 年、第 3 項「法案の主な対象及び目的」。

<sup>109</sup> 木材検量法第 4 章 (第 20 条-第 26 条)。

<sup>110</sup> 木材検量法第 22 条及び第 32 条。

<sup>111</sup> 木材検量法第 27 条-31 条。検量当事者間に工場での検量結果に係る疑義が生じたときは、天然資源研究所に公式検量を申請できる。同研究所の公式検量士は、検量の技術的な面から疑義の原因を究明し、必要に応じて再検量を実施し、検量当事者に調査結果または公式検量の結果を通知できる。

<sup>112</sup> 強制措置法第 7 章第 5 条。

<sup>113</sup> 強制措置法第 7 章第 6 条。

<sup>114</sup> 強制措置法第 8 章。

たらされた物」と定義され、ライセンスを得ることなく行った罰則対象行為によりもたらされた物品も押収対象物件になっている<sup>115</sup>。

原則として、押収行為を実施できる機関は警察である。税関は、法令により犯罪の防止または捜査を行う上で必要と判断できる合理的な根拠があるときでも、押収できる物品は通関手続きを経ていないものに限定され、物品に違法性があっても輸入の差止めはできるが押収はできない<sup>116</sup>。ただし、警察は、関税法で定める税関措置の執行権<sup>117</sup>とともに違法に生産、輸入及び加工された物品を押収する権限を持っている<sup>118</sup>。

このように、フィンランドでは刑事事件に係る物品については、捜査当局により強制措置法が規定する押収または出荷停止措置がとられるものの、行政当局である管轄官庁には、刑事事件の捜査権限及び強制措置法上の押収または捜査の権限がない。このため市場投入法の遵守を確認する検査で違法行為が検出されたときの管轄官庁の対応は、是正勧告及び是正命令並びに販売禁止命令の発令または捜査当局への違反の通報に限られている。

#### 6-4-2 EU 木材規則の実施

##### (1) 市場投入法関連機関

###### ① 管轄官庁 (Competent Authority) 及び協力機関

フィンランド国内での EUTR の実施を目的とした市場投入法は、2014 年 1 月 1 日に施行され、この施行により EUTR がフィンランド国内で実施できるようになった。

現在のフィンランドの EUTR 実施機関は、管轄官庁としての食料局、協力機関としての林業センター、税関及びフィンランド環境研究所である。

管轄官庁であり、市場投入法の輸入林産物に係る監督を行っている食料局は、2019 年 9 月現在、本部をフィンランド南西部のセイナヨキ市 (Seinäjoki) に置き、首都ヘルシンキ市を含む全国 20 か所に支部を配し、約 1,000 人の職員を擁している。この内、市場投入法担当官の人数は、旧地方行政庁の職員であった 4 人である。市場投入法に係る通常の実務は、輸入林産物にあつては食料局が税関の協力を得ながら、国産材にあつては林業センターが行っている。

###### ② 監視団体 (Monitoring Organization)

EUTR では監視団体にデューデリジェンスシステムの管理、定期的評価及び事業者が

<sup>115</sup> 刑法第 5 条。

<sup>116</sup> 関税法第 14 条。

<sup>117</sup> 警察法第 10a 条。

<sup>118</sup> 警察法第 14 条。

利用する権利の承認並びに事業者によるデューデリジェンスシステムの適正な利用の確認及びこの確認により重大なまたは反復的違反が検出されたときの管轄官庁への通報を含む適切な措置の履行の義務を課している<sup>119</sup>。

監視団体は、団体からの認証申請を受けた欧州委員会が加盟国と協議した上で加盟国にその認証を通知する<sup>120</sup>。フィンランドでは、表 6.41 に掲げた七つの団体が監視団体として登録している。しかし、前述のようにフィンランドでは監視団体に係る法令の規定がないため、管轄官庁である食料局は、国内で活動する監視団体の登録は行っているものの、EUTR が規定する監視団体の定期的検査<sup>121</sup>は行っていない。さらに食料局では、監視団体が管理しているデューデリジェンスシステムの事業者（Operator）による利用状況を含む監視団体の活動状況についても把握していない。

監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムの企業による利用については、フィンランド林産物協会でもそのような情報に接したことがないという。フィンランドでは ISO による企業行動の標準化が広く普及し、大手林産物企業が設定した行動規範及び調達基準を数多くの中小規模の下請企業及び取引先企業も遵守せざるを得ない体制が構築されている。大手林産物企業の行動規範及び調達基準は、ウェブサイトで一般に公開され、誰でも入手できるようになっている。さらに、デューデリジェンスを含む企業の行動及び調達について、大手林産物企業は自社内だけでなく下請企業及び取引先企業への教育訓練も行い、さらに林産物団体も教育支援を続けている。

このようなことから、市場投入法が施行される前に企業の行動規範及び調達基準としてデューデリジェンスを実施するための基礎が既に構築されていたため、市場投入法施行後に監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムをあえて導入する林産物企業が現れなかったまたは少なかったと考えられている。ただし、林産物の輸入は日常的継続的に行う者だけで占められているわけではない。市場投入法の法案には、2012 年実績で EU 域外から木材及び木材製品を輸入した約 2,500 社の内、年一回しか輸入をしていない業者が 1,500 件程度存在したと記されている<sup>122</sup>。市場投入法施行当時、管轄官庁であった地方行政庁及び関係団体は、市場投入法の施行前に数多くのセミナーを開催し、同法施行後も広報活動を行った。しかし、年一回の「スポット的」輸入を行う企業や個人で団体に加入していない者の中には、市場投入法施行前のセミナーに参加していない者がいたため、デューデリジェンスシステムの知識がない者及びデューデリジェンスシステムに係る

<sup>119</sup> EUTR 第 8 条第 1 項。

<sup>120</sup> EUTR 第 8 条第 2 項。

<sup>121</sup> EUTR 第 8 条第 4 項。

<sup>122</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、4.2 項。

文書を備えていない者が相当数存在していた<sup>123</sup>。食料局は、このような企業への指導を現在も継続し、法令違反の防止をはかっている。

### ③ 事業者 (Operator) 及び取引業者 (Trader)

市場投入法における事業者及び取引業者の定義は、EUTR に同じである<sup>124</sup>。EUTR では事業者を「木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる個人または法人をいう」と定義し、取引業者を「商業活動の過程で、域内市場へ既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入するあらゆる個人または法人をいう」と定義している<sup>125</sup>。具体的には、フィンランドでは輸入林産物の事業者は EU 域外から林産物を輸入する者であり、国産材の事業者は森林所有者である<sup>126</sup>。

農林省及び食料局は、前段落の定義に該当する者をそれぞれ事業者または取引業者と位置付けて、市場投入法の運用及び監督を行っている。しかし、事業者及び取引業者の登録制度は設けていない。すなわち、農林省及び食料局は登録した特定の者ではなく、「木材または木材製品を市場に出荷した個人または法人」を事業者、「商業活動の過程で、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入した個人または法人」を取引業者と位置付けて市場投入法を執行している。

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物を輸入した事業者数は、約 2,000 件である。

### (2) 林業センターによる国産材の検査

国産材について市場投入法の運用を管理している林業センターの業務は、内国の森林管理及び木材生産における森林法その他の森林関連法令の遵守確認にある。その具体的な内容と手順は、6-3-1 項の (2) で詳しく述べたので、この項での報告は省略する。

### (3) 管轄官庁による林産物輸入事業者の検査

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物の輸入額は、約 6 億 3,000 万ユーロで、主要輸入相手国はロシア (80%)、ブラジル (9%)、中国 (3%) であった。EUTR 対象林産物を輸入する事業者 (Operator) は約 2,000 件であり、上位 100 件の事業者が輸入額の 94% を、550 件の事業者が 1 万ユーロ以上の EUTR 対象林産物の輸入を行っている。

<sup>123</sup> 食料局及びフィンランド林産物協会での聞き取り調査結果。

<sup>124</sup> 市場投入法第 3 条第 2 項・第 3 項。

<sup>125</sup> EUTR 第 2 条 (c) 及び (d)。

<sup>126</sup> 農林省担当官による解説。隣国スウェーデンでは、素材生産を行う者を事業者としている。

EUTR 対象林産物の 8 割を占めるロシア産林産物の内訳は、主にロシア北西部産のスプルース、パイン及びカバのパルプ用材（ロシアからの輸入額の約 45%）、チップ及びペレット（同 20%）及び製材品（同 20%）である。ロシアとフィンランドの間では、チップを加工工場から隣国のペレット工場にまたは製造したペレットを隣国に、トラックで輸出することが多く、輸入件数ではチップ及びペレットが一番多くなっている。

ロシアから EUTR 対象林産物を輸入する事業者数は約 300 件であり、上位 10 件の事業者が輸入額の 75%以上を占めているが、これら輸入を行っている事業者の多くは「ワンマンオペレーター」と称される一人または数人で輸入業務を行っている事業者である。

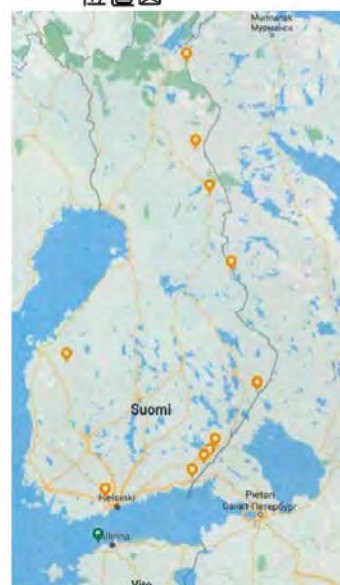
ロシアからの林産物は、フィンランドとロシアの国境にある九つの税関のいずれかを經由し、輸送手段はトラック及び鉄道による陸送が主体であるが、ごく少量の林産物は船舶を使用して輸入されている<sup>127</sup>。

食料局は、ロシア産林産物について、関連法の執行及び違法伐採の状況または樹種分布の地域差<sup>128</sup>を充分考慮し、一般報道機関による報道、環境保護団体の情報、輸出企業のウェブサイトに掲載される情報その他の違法伐採及び違法取引に係る情報の収集を重要な業務の一つとして位置付けている。

#### ① 検査対象の特定と年間検査計画の作成

食料局の上級省庁である農林省によれば、市場投入法が定める事業者への検査は、EUTR の規定<sup>129</sup>及び費用対効果の面から、国産材を生産する事業者を含めて全件検査ではなく「危険分析に基づく検査（Risk Analyses Based Inspection）」の手法を採用している。危険分析に基づく検査とは、検査対象をリスク評価またはリスクに係る情報を基にリスクをはらんでいる物品に特定して実施するものである。さらにこの検査の目的は、市場投入法が定める事項の遵守の「確認」にあり、同法違反行為の「取締り」は含まれていな

図 6.5 フィンランド・ロシア国境上の税関位置図



出典：食料局提供資料。

<sup>127</sup> (2) の項目のここまでのデータの出典は、食料局提供資料及び同局担当官の解説。

<sup>128</sup> 食料局では、ロシアの地方行政における法令の解釈及び執行状況がヨーロッパロシアとその他の地域で異なる事実注目して対応している。

<sup>129</sup> EUTR 第 10 条第 2 項。

林産物輸入を行っている事業者の検査は、食料局が毎年作成する年間検査計画に基づき実施する。

検査対象は、違法伐採に係る情報が存在する輸出相手国別または産地別に製品、樹種その他の輸入林産物のカテゴリーを特定し、これらに危険度の評価により優先順位をつけながら検査対象物品をさらに特定して、該当する物品を輸入した事業者を対象に検査を行う。輸入林産物の危険度評価では、認証材であれば「危険度が低い」と評価している。現在、輸入林産物検査件数の内の約50%は、ロシアから林産物を輸入している事業者に対する検査となっている。

年間検査計画には、食料局と農林省との協議内容または農林省からの指示を組み込む。さらに、食料局に市場投入法違反の情報がいったとき及び日常実施している情報収集において市場投入法違反が明らかになったときは随時検査を実施する。

図 6.6 税関が食料局に提供している通関データ

INC	PYM	VUOSI	KK	MAA	UMAA	KALUPPA	KTAPA	TAKEN	CH	FALIGUSI	tarvottor	TAVNNA	TAVNNAI	NUM_1	ASINIMI_1	VIRHEIMI_1
10000218031015000	31.01.2018	58	SI	CH	CH	NO	5	5000	58219010	0	43,00	1	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	BUCHEK&LANGENTHAL	
10000018031052500	31.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58219085	1	5,00	2	Operator name (hidden)	Isomäe Finland Oy	PROVISION GROUP LLC	
17981018016000300	16.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58011100	27464	1875,00	3	Operator name (hidden)		ODG LAFLANDIA TRAKS	
10300218000000100	08.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	3115	3624,00	4	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
10300218000000300	09.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	382	10207,00	5	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
10300218000000500	09.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	1134	12096,00	6	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
10300218021000100	22.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	1063	12622,00	7	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
10000218007000000	07.01.2018	58	SI	US	US	LI	5	5000	58149070	2	99,00	8	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	KRAVET FABRICS	
100099718021000000	24.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58151000	5658	7796,00	9	Operator name (hidden)	Nurmimies Logistics Services Oy	ZAO SAURBIT KAPPA ST PETERSBURG	
100099718021000000	24.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58151000	248	212,00	10	Operator name (hidden)	Nurmimies Logistics Services Oy	ZAO SAURBIT KAPPA ST PETERSBURG	
100099718020000000	10.02.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58151000	5286	4818,00	11	Operator name (hidden)	Nurmimies Logistics Services Oy	ZAO SAURBIT KAPPA ST PETERSBURG	
19118918021000100	11.01.2018	58	SI	CH	CH	NO	5	5000	58151000	1	13,00	12	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	SINYANG INT'L ENTERPRISE LTD	
10310118011000100	17.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	171	1980,00	13	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETREK AG	
10310118020000400	22.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	109	624,00	14	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETREK AG	
10310118020000300	20.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	413	2125,00	15	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETREK AG	
10310118020000200	10.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	1	25,00	16	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	WETREK AG	
10310118020000100	04.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58201010	2091	4989,00	17	Operator name (hidden)	Schenker Oy	Foilder Akate Enterprise Co., Ltd	
10210118000000100	08.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58213000	1	190,00	18	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	GERBER INSTRUMENTS AG	
1410118010000100	19.01.2018	58	SI	PH	PH	LI	5	5071	58151000	1	2,00	19	Operator name (hidden)	DHL Freight (Finland) Oy	EPSON PRECISION (PHILIPPINES), INC	
191189180210052100	11.01.2018	58	SI	JP	JP	LI	5	5000	58211010	9	48,00	20	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	EPOCH COMPANY LTD	
191189180200052100	20.01.2018	58	SI	JP	JP	LI	5	5000	58211010	64	216,00	21	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	EPOCH COMPANY LTD	
103118016001200	16.01.2018	58	SI	US	US	LI	5	5000	58213000	43	775,00	22	Operator name (hidden)	DHL Global Forwarding (Finland) Oy	HENRY PENNY CORPORATION	

出典：食料局提供資料

年間検査計画の策定及び日常的なモニタリングに使用する主な情報は、税関が提供する情報及びウェブサイトに掲載されている情報である。

税関は、食料局に随時、通関データの電子ファイルを提供している。このデータには、輸入物品の統計番号及び品名、数量、金額、サプライヤー及びバイヤーの名称及び所在地並びに物品の産地及び経由地が含まれている。データを受領した食料局は、このデータを分析し、日常的なモニタリングの他、年間検査計画の検査対象事業者を特定する作業に使用している。

130 市場投入法第5条及びEUTR第10条。

農林省は食料局に、EUTR 対象の林産物輸入事業者 30 件並びに EUTR 対象林産物を取扱っている事業者及び FLEGT ライセンス取得者の内、少なくとも 1% を対象（合計検査対象約 200 件）とした 2019 年の年間検査計画の作成を命じている<sup>131</sup>。

## ② 輸入林産物取扱事業者への検査

食料局が年間検査計画に基づき行う輸入林産物を取扱う事業者への検査は、電話でのインタビュー調査を主体とし、その結果、必要に応じて事業者を訪問する現地検査を実施している。

電話によるインタビュー調査では、デューデリジェンスの認識を問うことから始まり、主にデューデリジェンスシステム文書の設置、デューデリジェンスのために行った情報収集の内容、物品のリスク評価及びリスク低減措置について聞き取り調査を行う。

インタビュー調査により現地検査の必要が生じたときは、食料局職員が事業者と現地調査の日時を打合せした上で事業者の事業所を訪問して、次の検査プログラムを 2 時間半から 4 時間かけて実施する。

- 検査の主旨説明。
- リスクアセスメント及びリスク低減手順を含むデューデリジェンスシステムの実施状況の聞き取り。
- デューデリジェンスシステムの適切な機能及び手順に係る文書と記録の検査。
- デューデリジェンスシステム文書の確認。

食料局は、現地検査により不適合事項が検出された事業者には 3 か月以内に不適合事項を是正するよう指導し、翌年、再び現地検査を行う。

食料局によれば、これまでの検査では、年に一回または数年に一回輸入を行っている事業者にデューデリジェンスの認識の欠落または文書の不備が検出されたが、ここ数年は市場投入法に基づく林産物輸入の正しい手順が広く定着し、不適合検出件数は少なくなっているとのことである。

## （４）監視団体の活動

EUTR は監視団体の要件として、第一に法人格を有し EU 内で法的地位を有すること、第二に業務遂行上の適切な専門知識及び能力を有すること、第三に業務遂行にあたり一切利害衝突がないと保証できることをあげている<sup>132</sup>。

<sup>131</sup> 食料局提供資料。

<sup>132</sup> EUTR 第 8 条第 2 項。

欧州委員会は、表 6.41 に掲げた団体をフィンランドで活動する監視団体として、管轄官庁との協議を経て認証している。認証された七つの監視団体の内、フィンランド国内に事業所を設置している団体は三団体で、その他はフィンランド以外の EU 加盟国に事業所をおいている。

EUTR は監視団体の業務として、第一にデューデリジェンスの管理及び定期的評価並びに事業者による利用権の承認、第二に利用を承認した事業者によるデューデリジェンスシステムの適正利用の確認、第三に事業者がデューデリジェンスを適正に利用していないとき、特に事業者が重大または反復的な違反を行っているときの管轄官庁への通報を含む適切な措置をあげている<sup>133</sup>。

さらに EUTR では、管轄官庁が管轄権が及ぶ領域で活動している監視団体の業務遂行状況及び監視団体としての要件の維持を確認するための検査を実施すると定めている<sup>134</sup>。

食料局担当官によれば、市場投入法には監視団体に係る規定がないため、これまで管轄官庁は監視団体の検査を行っていない。食料局は、EU 委員会に申請があった団体の監視団体への認定をし、同局担当官は監視団体に EUTR に係る情報提供を行っているものの、監視団体のデューデリジェンスシステムを利用している事業者の数その他の監視団体の活動状況を把握していない<sup>135</sup>。

フィンランド林産物協会によれば、フィンランドでは監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用しているという情報に接したことはないという。

監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用していない要因としては、第一として市場投入法施行前に、既にフィンランドでは ISO に基づく企業活動の標準化が行われ、林産企業は標準化作業の一貫として行動規範及び資材調達基準の設定を行い改善を重ねてきたため、デューデリジェンスシステムの要件を行動規範及び資材調達基準の一部として既に組み込んで運用していたまたは容易に導入できたこと、第二に大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準はウェブサイトその他のツールにより公開されており、他の企業もこれらを参考に自社の規範や基準を設定できたこと、第三に大手林産物企業は原料や資材の調達先または取引企業に自社の行動規範や資材調達基準を遵守するよ

<sup>133</sup> EUTR 第 8 条第 1 項。

<sup>134</sup> EUTR 第 8 条第 4 項。

<sup>135</sup> 今回の現地調査における監督団体の活動に係る情報は、食料局からの推薦を受けて監督団体を訪問して得る予定であったが、当方の訪問申込みに対して監督団体から回答がなかったため、食料局及びフィンランド林産物協会から得ている。



う要求しているため、数多くの企業が大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準に沿った規範及び基準を設定している事実が存在することが考えられている<sup>136</sup>。このためフィンランドでは、監視団体のデューデリジェンスシステムの導入と監査に費用をかける企業が登場していないようである。

#### 6-4-3 民間の取組

木材の合法性確保には、林産物取扱企業の調達行動が重要な役割を果たす。表 6.6 に掲げたように、フィンランドには数多くの林業・素材生産業者及び林産物製造業者が存在する。その一方で、フィンランドを代表する大手林産物企業の林産物販売額は、フィンランドの輸出用を含む林産物販売額の 75%以上を占めるといわれている。さらに、中小零細企業の多くが直接的間接的に大手林産物企業との取引がある。このため本項では、代表的事例として 6-3-4 項で報告したフィンランドを代表する三つの大手林産物企業の取組を、各社が公表している年次報告書並びに資材調達基準、行動規範及びサプライヤー行動規範の記載内容をもとに報告する。

大手林産物企業は、国内外のサプライチェーン管理を原料その他の資材を供給する全てのサプライヤー及びサブサプライヤーに自社が設定した行動規範の遵守を義務化したり要請したりして強化している。

##### (1) 企業活動の標準化と認証取得

フィンランドの林産業は、ISO と森林認証の導入及び運用を他国の林産企業に先駆けて行ってきた。フィンランドの林産業の輸出依存度は高いが、主原料とする国内及び周辺国の原料は競合する外国の主要林産物産地と比較しても径級が小さい亜寒帯産丸太であるため、原料面からいえばフィンランドの林産業が置かれている条件は良くない。しかし、フィンランドの林産業は、この不利な条件を高い生産性と加工精度及び製品に付随するサービスで克服して世界屈指の林産物生産国の地位を確保している。主要林産物である製材品を例にすれば、小径の原木からは販売単価が高いクリアー等級（無節等級）の製材品を多く生産できないため、「並材」の生産性向上を追給するとともに、製品出荷地の規格に対応した加工を正確な製品精度の実現により行い、製品エラーの状況把握とエラー解消も目的とした納品先での定期的検品を含むきめ細かい顧客サービスを市場拡大のツールとしてきた。さらに、フィンランドの林産企業は、製材部門、紙パルプ部門及び豊富な水力を利用して自社工場及び周辺地域に電力を供給する発電部門並びに最近ではバイオ関連部門によりコンビナートを形成して、強い国際競争力を維持している。

<sup>136</sup> フィンランド林産業協会における会合でのコメント。

表6.43 大手林産物企業の主な認証取得状況

認 証 名		A社	B社	C社
ISO 9001	ISO 品質マネジメントシステム	○	○	○
ISO 14001	ISO 環境マネジメントシステム	○	○	○
ISO 22000	ISO 食品安全マネジメントシステム	○		○
ISO 45001	ISO 労働安全マネジメントシステム	○		
ISO 50001	ISO エネルギー管理マネジメントシステム	○	○	○
OHSAS 18001	労働安全衛生マネジメントシステム	○	○	○
FSC	森林管理認証・CoC認証	○	○	○
PEFC	森林管理認証・CoC認証	○	○	○
SBP	持続可能なバイオマスプログラム認証		○	

資料：各社年次報告書（2018年）。

多くの種類の林産物を輸出国の規格に合わせて高い生産性を備えた製造ラインで生産するために、フィンランドの林産業は品質マネジメントシステム（ISO 9001）を導入して企業活動の標準化を行う必要があった。さらにフィンランドの林産業は、1990年代後半から顕著な高まりをみせた環境問題に対応するために、そして自社の環境対応をアピールして顧客を獲得または維持するために、森林認証の取得及び環境マネジメントシステム（ISO 14001）を導入した。

大手林産物企業三社は、ISO 9001、ISO 14001 及び ISO 50001（エネルギー管理マネジメントシステム）、FSC 及び PEFC の森林管理認証または CoC 認証並びに OHSAS 18001（労働安全衛生マネジメントシステム）の認証を取得している。

## （2）行動規範並びに資材調達基準及びサプライヤー行動規範

欧米の企業活動に係る規程は、決定した方針を受けて策定した行動規範（Code of Conducts）を最上位の規程とし、行動規範のフレームの中で各種規程を制定するのが一般的である。企業の購買活動に係る代表的な規程は、資材調達基準である。資材調達基準も行動規範に基づき作成され、その内容には調達する資材の仕様や要件の他、調達先の企業選定に係る規定が含まれる場合がある。

フィンランドでは、木材の合法性確保を行う上で焦点となる木材の調達に係る具体的な規定は、資材調達基準の下位規定であるサプライヤー行動規範に含まれているのが一般的である。

なお、これらの企業内の規程は、ISO9001 または ISO14001 を取得している企業であれば、これらによる企業活動の標準化及び運用を念頭に作成されている。

### ① 行動規範

ISO 9001 及び ISO 14000 並びに森林認証を既に取得している大手林産物企業の行動規

範の内容には、ISO の規格に適合する要件及び手順並びに森林認証スキームが要件とする持続可能性の確保とともに、現在では各社とも国連の持続開発目標（SDGs）の達成目標を組み込んでいる。

次表は、2019年11月時点での大手林産物企業の行動規範の構成である。大手林産物企業の行動規範の項目は、各社が設定しそれを企業色としている「方針」に係る記載を除けば、文字上の表現及び項目の構成に違いはあるものの、行動規範として組み込んでいる基本的な事項はほぼ同じである。各社の行動規範に共通する基本的な事項は、法令遵守、公正取引、人権及び労働権の尊重、ハラスメント及び差別の禁止、環境保護、労働安全衛生、意思決定、取引先管理、贈収賄禁止並びに利益相反の回避である。

表6.44 大手林産物企業の行動規範の項目

A社	B社	C社
1 高潔への決意	1 再生可能資源企業	1 人権尊重
2 他者尊重・人権擁護	再生利用資源の積極的利用	2 健康と安全
3 環境影響・製品安全性	石化燃料資材から再生可能資材への転換	3 雇用均等
4 腐敗・贈収賄の徹底排除	持続可能性へのコミット	4 差別禁止・機会均等
5 利益相反の回避	2 価値観でリードする	5 ハラスメントのない環境と容認できない行動
6 競争関係法令の遵守	社内規則の尊重	6 プライバシー尊重と秘匿義務
7 資産・情報の保護	正しい判断	7 利益相反の回避
8 取引先を知る	声をあげ、よく聴く	8 ギフトと心付け
9 利害関係者・社会との関係	3 正しい行動の実践	9 腐敗防止
10 法令遵守	法令遵守	10 詐欺防止
	腐敗撲滅	11 慎重な会計と資金洗浄防止
	取引先を知る	12 取引に係る法令の遵守
	適正な競争	13 適正な競争
	資産保護及びプライバシー尊重	14 環境重視
	明瞭なコミュニケーションと透明性	15 製品の安全
	4 人類と地球の保護	
	安全確保	
	生物多様性の促進	
	人権尊重	
	地域社会への貢献	
	地球温暖化対策	
	環境尊重	

資料：各社行動規範文書

## ② 資材調達基準及びサプライヤー行動規範

大手林産物企業の資材調達基準は、企業が調達する木材を含む物品全般に適用する目的で作成されている。大手林産物の資材調達基準には、受発注、売買取引解約、製品保証その他の一般的な取引契約に係る基準が定められている。

資材調達基準の詳細な規定は、サプライヤー行動規範で定めている。デューデリジェンス及びサプライチェーン管理を含む調達物品の合法性確保に係る事項も同規範に盛り込まれている。

### (3) サプライヤーの選定とサプライチェーン管理

サプライチェーンの管理は、木材の合法性を大前提とする企業の「信頼の生命線」ともいえる業務である。木材の調達には、自社で独自に行う方法と契約ベースのサプライヤーを介して行う方法がある。フィンランドの生産林は、39万5,641か所の個人有林及び4,483か所の会社有林が主体となっているため<sup>137</sup>、素材生産業をはじめとするサプライヤーからの木材調達は重要な位置を占めている。さらに、ロシアをはじめとする外国から木材を供給するサプライヤーも相当数存在し、大手林産物企業に原料を供給している。

大手林産企業がサプライチェーン管理において重視しているのは、自社の行動規範及び資材調達基準に適合するまたは適合できるサプライヤーをいかに獲得するかという点である。

#### ① サプライチェーンへのサプライヤー行動規範の適用

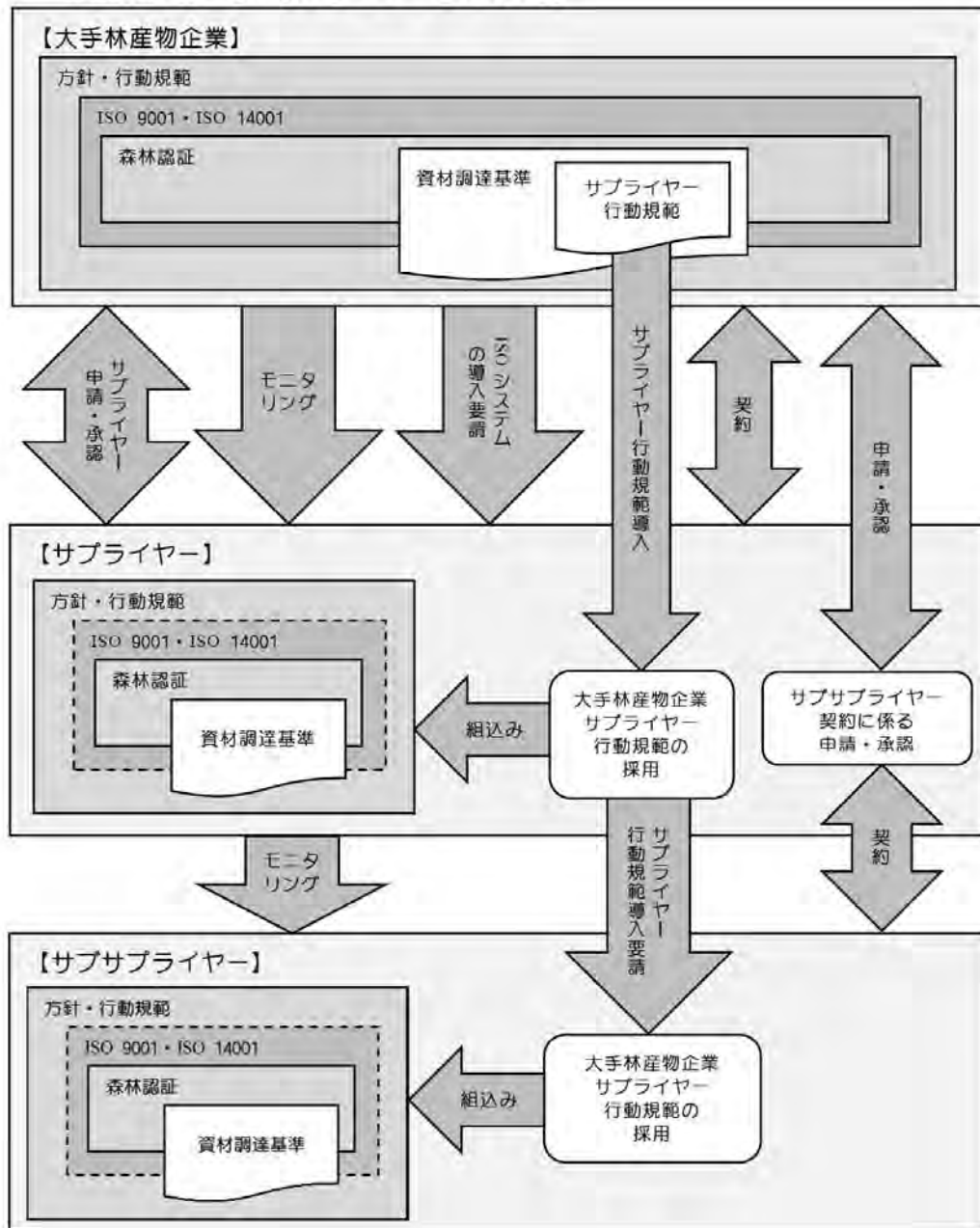
##### 【大手林産物企業が求めるサプライヤーの要件】

大手林産物企業は、サプライヤー行動規範において自社に適合するサプライヤーの要件を規定している。大手林産物企業はサプライヤーに自社のサプライヤー行動規範の遵守を要求し、次のような個人または会社をサプライヤーとして承認している。

- サプライヤー行動規範の実施を承認した者。
- 自社の行動規範や資材調達基準に大手林産物企業のサプライヤー行動規範を組み入れる者。
- 大手林産物企業の行動規範、資材調達基準及びサプライヤー行動規範と同等もしくはこれらを上回る水準の基準を備えている者。

<sup>137</sup> 表 6.4 参照。

図 6.7 大手林産物企業のサプライヤー管理の事例



事前資格審査プロセスとしてサプライヤー管理システムへの登録、労働安全に係る「安全トレール」のオンラインコースの完了（2年間有効）及びサプライヤー行動規範の承認を証するサプライヤー行動規範宣言書への署名が求められる。同社はこれらの手続きが完了すると、サプライヤー申請者が責任ある調達要件を満たすか審査を行う。

C社は、サプライヤー行動規範で「サプライヤーにはサプライヤー行動規範に記述されている要件を満たすことが求められている」と定めている。

### 【サプライヤー行動規範のサブサプライヤーへの適用】

大手林産物企業はサプライヤー行動規範の遵守を、サプライヤーを通じてサブサプライヤーにも求め、自社のサプライチェーン上の全ての調達活動がサプライヤー行動規範に基づいて行われるように努めている。

例えば、A社では、サプライヤーが同社と事前に取り交わす文書による同意が行われる前にサプライヤーがサブサプライヤーを使う権利を無効とする定めを設け<sup>138</sup>、サブサプライヤーを使用するときは、サプライヤー行動規範の要件をサプライヤーのサプライチェーン全体に適用する努力義務を課している。

B社では、サプライヤーにサブサプライヤーのモニタリング及びサプライチェーンに係る全ての利害関係者がサプライヤー行動規範に対してどのように効果的、かつ、責任を持って協力できるかを確実に把握する義務を課している。

C社の場合は、サプライヤーにサブサプライヤーがサプライヤー行動規範またはこれと同等のサプライヤー独自の行動規範の要件を認識し尊重しているかを確認する義務を課している。

<sup>138</sup> A社がサプライヤーと資材調達を行う契約を締結する前にA社の資材を供給するサプライヤーとサブサプライヤー間で締結された資材売買に係る契約を無効にする権利をA社が持つという規定。

## A 社

### 『A 社サプライヤー及び第三者規範』（抜粋・要約）

1. 高潔さへの取組み
  - 適用法及び関係規則の遵守。
2. 人権の尊重
  - 国際人権憲章の遵守。
  - 普遍的な人権及び平和的集会開催の権利の尊重並びに差別の禁止。
  - 労働時間及び対価に係る ILO 基本条約及び現地法令の遵守。
3. 環境への影響及び製品安全性への配慮
  - 環境への悪影響を最小限に抑制。
  - 廃棄物管理。
4. 汚職及び贈収賄の禁止
  - 賄賂の支払、提供または承認の禁止。
  - 賄賂の受領、催促または容認の禁止。
  - 贈収賄、汚職その他の不適切な行為に見える活動の禁止。
  - 業務上の汚職及び贈収賄を防止する適切な手順の維持。
  - 汚職または贈収賄が認められた場合は A 社に通報。
5. ビジネスの透明性
  - サプライヤー及び第三者は、次を遵守。
    - 適用法に基づき正式に設立され存続する法人であること。
    - A 社と契約を締結し、契約に基づき業務を行い、義務を履行する権利を有すること。
    - A 社に影響を与える可能性がある負債について、有効な損害賠償保険及び保険契約を維持すること。
    - 発生する可能性があるリスクを認識し、適切なリスク緩和手順を作成すること。
    - 全ての課税法の遵守すること。
    - 全てのマネーロンダリング防止法と貿易制裁の遵守すること。
6. 競争法の遵守
  - 競争法の遵守及び反競争的行為の禁止。
7. 資産と情報の保護
  - 【略】
8. 責任ある調達
  - ビジネスパートナーを把握し慎重に選択して、不法な事業活動に関与するリスクまたは本行動規範に違反するリスクを特定し緩和。
  - 全ての商取引の完全、かつ、正確な記録の保持。
  - 本行動規範の要件をサプライチェーンのその他の段階にも適用するよう努力。
9. 利害関係者及び社会との関与
  - 利害関係者との透明性あるコミュニケーションの促進。
  - 可能な限り、地域社会の幸福と発展に貢献。
  - 地方自治体との業務は、反汚職法を遵守し、本行動規範に基づく協力の実施を確認。
10. 全社あがりのコンプライアンス
  - 【略】

**B 社**  
**『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)**

序文

本行動規範は、サプライヤーと B 社の間で締結される全ての契約の不可欠な部分を構成。

1. 定義

- サプライヤーとは B 社に製品またはサービスを提供する個人または法人をいい、直接契約管理にあるサプライヤーに加え、サプライヤーである下請業者を含む。
- 【略】

2. 管理体制

サプライヤーは全ての関連法令に加え、本行動規範または供給者独自の行動規範のいずれか厳しい方の規定を遵守するために必要な管理体制を構築。管理体制は少なくとも次の事項を充足。

- 人権・労働権、労働衛生・安全及び企業責任並びに環境影響に関するリスクの評価、軽減及び管理に向けた体系的なアプローチを構築。
- 全ての法令及び契約条項を遵守を徹底し、関係する被雇用者及び取引先への十分な訓練を実施。
- 行動規範問題に係る苦情申立て制度の構築。
- 自らの供給先及び下請業者の行動規範遵守を担保し監視し、下請業者の行動に責任を持つ。

3. 人権尊重

(1) 人権

- 人権を尊重。人権侵害への加担禁止。
- 適切な人権侵害救済体制の整備。

(2) 労働者の基本的権利

- 児童雇用の禁止。
- 被雇用者の団結権、組合参加権及び団体交渉権の承認。
- 強制労働の禁止。
- 被雇用者の差別禁止。
- 全ての公用者への公正、かつ、敬意をもった対応。

(3) 賃金及び労働時間

- 国内法令または団体交渉協定に準拠した最低賃金及び超過勤務手当の支給。
- 標準労働時間の設定。
- 週 1 日以上の休日の設定。

4. 労働安全衛生

- 労働安全衛生に係る全ての法定要件を遵守。
- 緊急時の対応を制定。
- 啓蒙普及活動と適切な訓練の実施。

5. 環境影響

- 関連法令で定められる全ての要件の充足。
- 環境対策部署の設置。
- 環境に影響を与える可能性のある全ての作業に係る手順書の作成及び関係する被雇用者に必要な情報を伝達。
- 環境関連規則違反、申立て等に体系的に対応。

6. 企業責任

- 本行動規範または次の要件を含む自らの倫理規則のいずれか厳しいものを遵守。
- 独占禁止法及び不正競争防止関連法令の遵守。
- 利益相反の防止。
- 腐敗防止法令の遵守。
- 製品またはサービスの安全性及び品質に係る全ての規則の遵守。

7. 総則

【略】

8. 実施

【略】



C社  
『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)

1. 法規及び規則  
事業実施国の法令遵守。
2. 贈収賄  
全ての贈収賄の禁止。
3. 強制労働  
近代的な奴隷制度、人身売買及び拘束労働を含む強制労働禁止。
4. 児童労働  
児童労働の禁止。
5. 迷惑行為  
個人の尊厳、プライバシー及び権利の尊重。従業員による体罰及び嫌がらせの禁止。
6. 賃金  
サプライヤーの会社の賃金は、適用法令規定額と同等またはそれ以上。
7. 労働時間  
適用法令及び産業基準に準拠する労働時間の設定。
8. 無差別  
従業員は、人種、国籍、社会的背景、障害の可能性、性的指向、政治的宗教的信条、性別及び年齢に限定されずに、いかなる雇用判断においても能力及び資格に応じて厳密に取扱う。
9. 安全衛生  
OHSAS 18001 (労働安全衛生マネジメントシステム) に記載されている労働安全管理システムまたは同等のシステムの実践。健全な労働環境の提供及び適用法令に基づく安全で健全な居住施設の提供。
10. 結社の自由及び団体交渉  
従業員が行う結社の自由及び団体交渉の法的権利の尊重。
11. 環境  
ISO 14001 に準拠した環境マネジメントシステムあるいは同等の慣行を実践。環境規則及び基準に従い、環境に配慮した慣行を遵守。
12. 製品の安全性
  - サプライチェーン全体に渡って衛生及び製品の安全性のリスクを管理。
  - 出所が明らかな原料を使用し、その原料及び完成品のトレーサビリティを保証。
13. サプライチェーン  
全てのサプライヤーが本行動規範またはサプライヤー独自の同等な行動規範の要件を認識し、尊重することを確認。
14. 事業継続計画  
C社は、サプライヤー監査を実施し、本行動規範のコンプライアンス確保を実施。

## ② リスクへの対応

大手林産物企業は、資材調達をするときのデューデリジェンスの実施をサプライチェーン上のサプライヤー及びサブサプライヤーに要請したり義務づけたりしている。

A社では、サプライヤー行動規範において、ビジネスパートナーを把握し、慎重なビジネスパートナーの選択により違法な事業活動に関与するリスクまたは同行動規範の要件に違反するリスクを特定し緩和する義務をサプライヤーに課している。同社の行動規範は、サプライヤーによるサブサプライヤーのモニタリングの実施を定めている。

B社は、サプライヤーに人権及び労働権、労働安全衛生、企業責任並びに環境影響に係るリスクの評価、軽減及び管理に向けた体系的アプローチの構築を要求している。さらに同社は、サプライヤーにサプライヤーが実施したモニタリングにより環境的社会的に責任あるソースからの物品であると明らかになった物品の提供を要求し、直接的間接的に問題が生じる物品は受け入れられないとしている。しかし、直接的間接的に問題が生じる物品に同社が係わる時は、サプライヤーがサプライチェーンのデューデリジェンスを行い、状況に応じてデューデリジェンスのリスク低減措置を適用するよう求めている。B社もサプライヤーに、取引先のモニタリングの実施を求めている。

## ③ 環境影響への対応

大手林産物企業は、森林認証材の調達を原則としており、森林認証材の取扱いによってリスクを低減するとともに森林認証のスキームも利用してサプライチェーンの管理を行っている。木質調達資材に占める森林認証材の割合は、2018年の実績でA社が81%、B社は96%、C社は88%に達している。そして、これら三社とも、認証材以外の取扱木材はFSC認証のコントロールウッド材またはPEFC認証のコントロールドソース材である。このため、森林認証の取得は、サプライヤーの要件の一つになっている。

さらに、大手林産物企業は目標として企業活動による環境影響を最小限に抑制する規定を設け、サプライヤーにISO 14001に準拠した環境管理システムまたは同様の慣行の実践を要求したり、ISO 14000の取得を推奨したりしている。A社では、サプライヤーによるISO 14001の導入は、サプライヤーが大手林産物企業のサプライヤー行動規範を実践する上で有効であると考えている。

## 7 スウェーデン王国

### 7-1 概要

#### 7-1-1 国の概要

スウェーデン王国（以下、スウェーデン）は、国土面積約 45 万 km<sup>2</sup>（日本の約 1.2 倍）で、人口は約 1022 万人（2018 年 11 月時点）である。主要産業は機械工業、化学工業、林業、IT とされている<sup>1</sup>。

#### 7-1-2 森林

国土の 3 分の 2（約 2,800 万 ha）が森林であり、そのうち約 2,200 万 ha が生産的森林<sup>2</sup>とされている。人工林面積は約 1,300 万 ha であり、森林蓄積量は 32 億 m<sup>3</sup>に達している<sup>3</sup>。樹種別蓄積割合はトウヒが 42%、マツが 39%、カバが 12%、その他広葉樹が 7%である。森林の所有形態は、私有林が 50%、社有林が 25%、国有林が 19%、その他（教会等）が 6%となっている。

#### 7-1-3 林業・林産業

活発な伐採をもとに木材産業が発達しており（林業従事者は 175,000 人）、林産物輸出も活発に行われている<sup>4</sup>。スウェーデンの森林面積は世界の森林の 1%足らずだが、輸出量では世界の 10%を占める輸出大国である。

<sup>1</sup> 外務省 スウェーデン基礎データ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html>)（最終検索日：2020 年 2 月 10 日）

<sup>2</sup> ha あたり年間 1m<sup>3</sup>以上成長する森林を生産的森林と定義している。

<sup>3</sup> Forests and Forestry in Sweden (スウェーデン林野庁) ([https://www.skogsstyrelsen.se/globalassets/in-english/forests-and-forestry-in-sweden\\_2015.pdf](https://www.skogsstyrelsen.se/globalassets/in-english/forests-and-forestry-in-sweden_2015.pdf))（最終検索日：2020 年 2 月 10 日）

<sup>4</sup> 柿澤宏昭「スウェーデンにおける環境保全型森林管理－「非規制的森林政策」はなぜ機能するのか？－」（岡裕泰、石崎涼子編著『森林経営をめぐる組織イノベーション－諸外国の動きと日本－』広報ブレイス、2015 年、209-233 ページ）

## 7-2 木材需給

### 7-2-1 木材供給

スウェーデン国内の年間伐採量は約7,200万～7,500万m<sup>3</sup>（2014年～2018年（暫定）、樹皮を除く）となっている（図7.1）<sup>5</sup>。

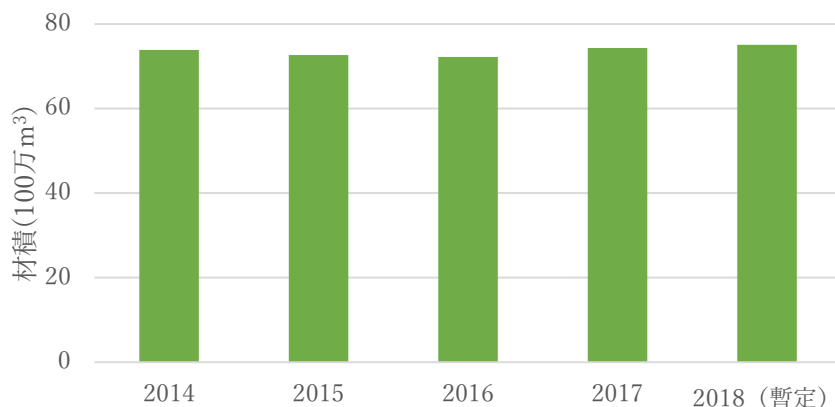


図 7.1 スウェーデン国内伐採量の推移

国外からの輸入では、年間1,000万～1,200万トンを入力しており、品目別では製材品が約6割、パルプ・チップ等が約3割を占めている（図7.2）。主要な輸入先国はノルウェー（3割強）をはじめとしたEU加盟国である（6割弱）（図7.3）<sup>6</sup>。割合は少ないものの、EU域外であるロシアからも約5%輸入されており、主な品目は製材、パルプ・チップ等である。

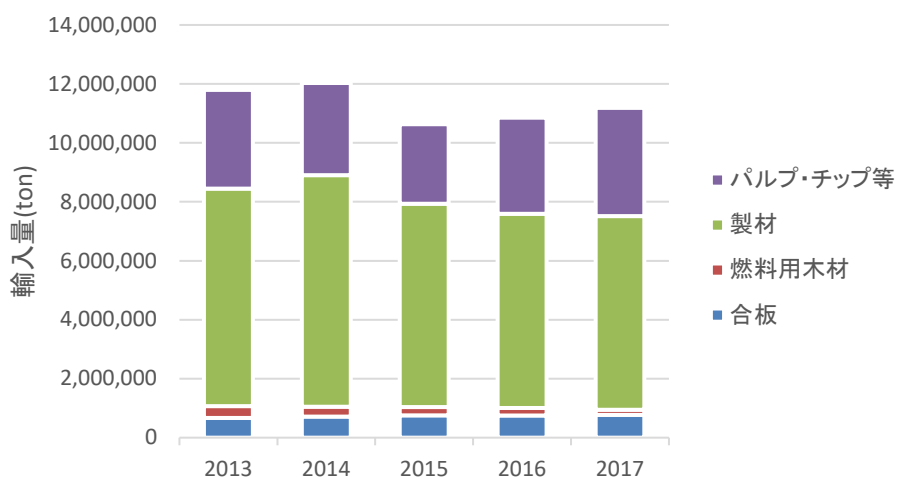


図 7.2 スウェーデンの品目別木材輸入量の推移

<sup>5</sup> スウェーデン林野庁 統計データベース (<https://www.skogsstyrelsen.se/en/statistics/statistical-database/>) (最終検索日：2020年2月10日)

<sup>6</sup> Resource Trade. earth (<https://resourcetrade.earth/data>) (最終検索日：2020年2月10日)

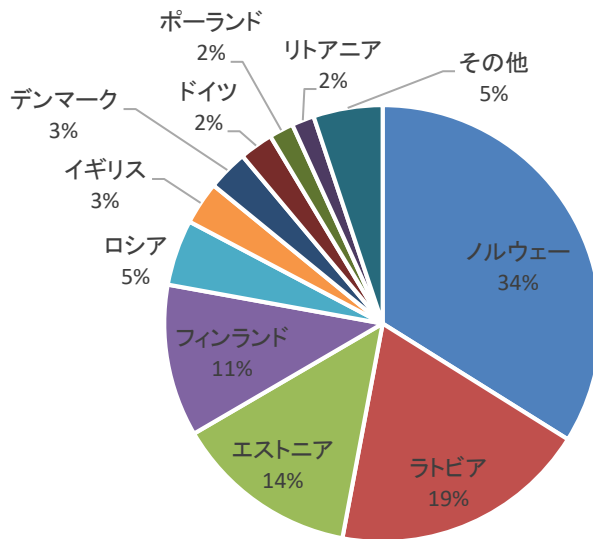


図 7.3 2017 年の輸入相手国割合

#### 7-2-2 木材加工

用途別の伐採割合は、製材（針葉樹）が半数を占め、パルプが4割程度である。残りの1割は主に燃料材として用いられる<sup>7</sup>（図 7.4）。スウェーデン国内における主な木材の流れは図 7.5 のとおりであり、スウェーデン国内で加工される木材のほとんどが国産材で、輸入材は1/10程度である。

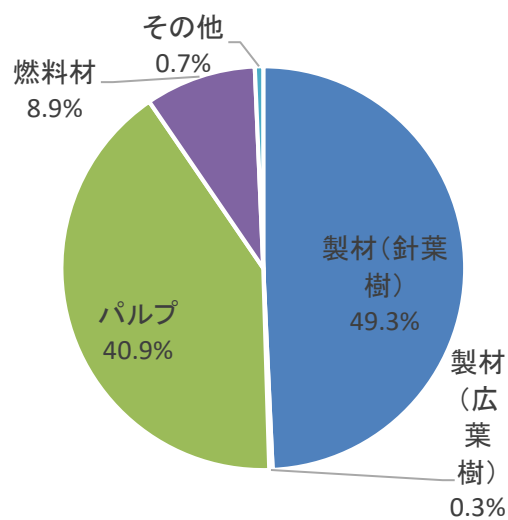
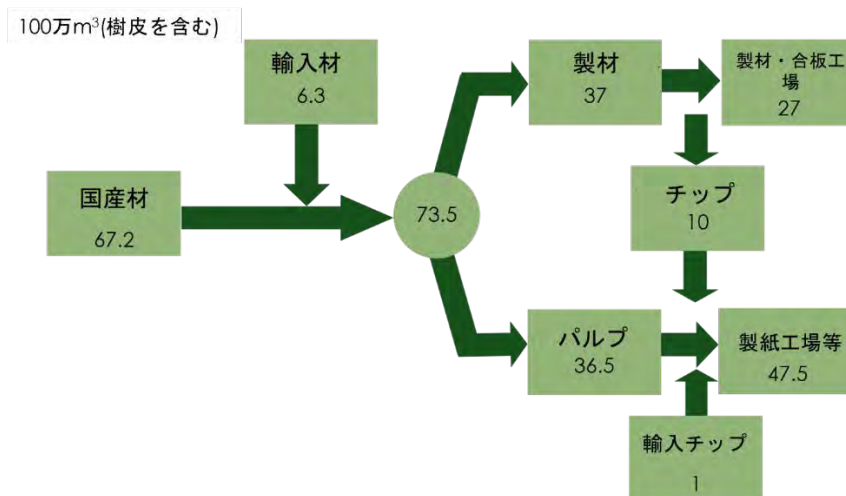


図 7.4 スウェーデン国内の 2017 年伐採量の内訳

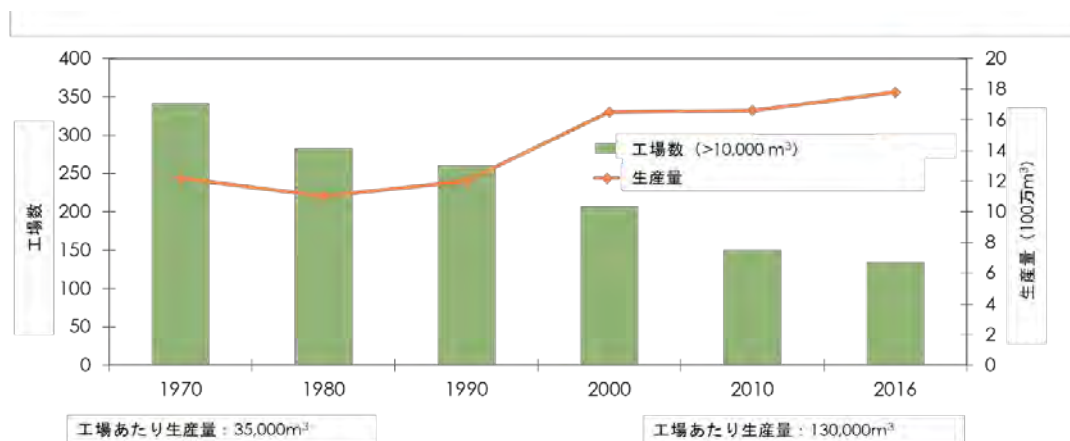
<sup>7</sup> スウェーデン林野庁 統計データベース (<https://www.skogsstyrelsen.se/en/statistics/statistical-database/>) (最終検索日：2020年2月10日)



情報源 VMR/SDC, Swedish Forest Industries Federation

図 7.5 スウェーデン国内における木材の流れ (2017 年)  
(スウェーデン林業協会作成資料<sup>8</sup>を一部改変)

スウェーデン国内における針葉樹製材工場と生産量の経年変化を図 7.6 に示す。1970 年と比べ工場数は半数程度になっているが、生産量は増加を続けており、1 工場あたりの生産量は約 9.5 万 m<sup>3</sup> 増加している。また、パルプ工場も同様に半数以上減少しているが、生産可能量は 1,400 万トン近くまで向上している (図 7.7)。



情報源 : Swedish Forest Industries Federation, Statistics Sweden

図 7.6 スウェーデン国内の針葉樹製材工場数と生産量  
(スウェーデン林業協会作成資料を一部改変)

<sup>8</sup> スウェーデン林業協会 統計資料 (<https://www.forestindustries.se/forest-industry/statistics/>) (最終検索日:2020 年 2 月 10 日)

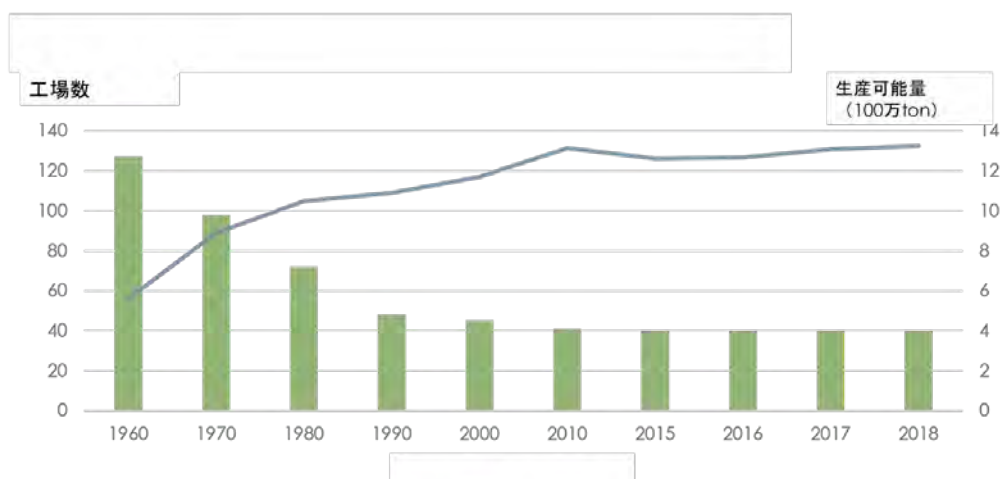


図 7.7 スウェーデン国内のパルプ工場数と生産可能量  
(スウェーデン林業協会作成資料を一部改変)

### 7-2-3 木材需要

2017年の林産物の輸出量は製材 1,315 万 m<sup>3</sup>、パルプ 332 万トン、紙・板紙 999 万トンとなっており、製材と紙では世界 3 位、パルプでは世界 7 位にあたる<sup>9</sup>。我が国の 2017 年の製材の輸入先国としては、カナダ、ロシア、フィンランドに次ぐ第 4 位となっており、輸入量は 82 万 m<sup>3</sup>である。また、スウェーデンの 2016 年の木材製品の輸出価額は 149 億 US ドルで、スウェーデンの全輸出価額の 10.7%を占めている<sup>10</sup>。

品目別の輸出量を図 7.8 に示す。輸入量 (図 7-2) と比べると、100 万~200 万トンほど多く輸出していることがわかる。また、品目別割合では、輸入と比べ製材割合が高く、合板や燃料用木材の割合はかなり低くなっている。輸出相手国は、輸入と同様に EU 諸国が多いが、中国、エジプト、日本などの国も上位に入っている (図 7.9)。

<sup>9</sup> FAOSTAT (<http://www.fao.org/faostat/en/#home>)(最終検索日:2018 年 11 月 29 日)

<sup>10</sup> World Integrated Trade Solution (<https://wits.worldbank.org/Default.aspx?lang=en>)(最終検索日:2018 年 11 月 29 日)

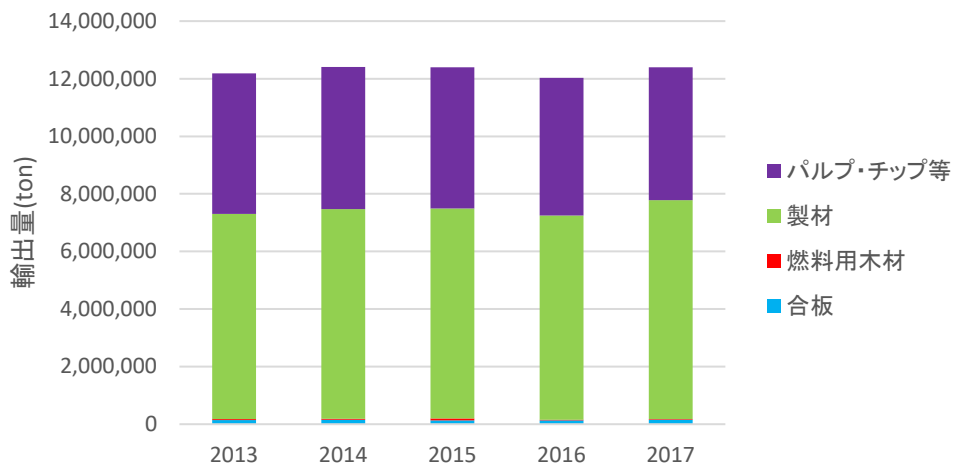


図 7.8 スウェーデンの品目別木材輸出量の推移

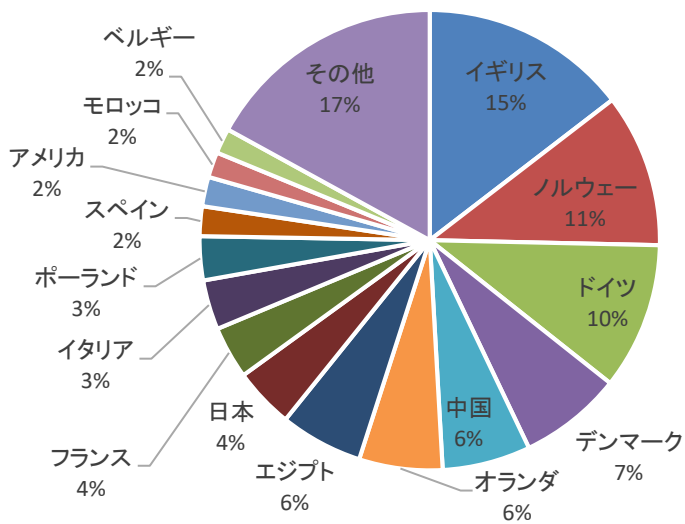


図 7.9 2017年の輸出相手国割合



### 7-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等

法令等の網羅的な報告は平成 29 年度林野庁委託事業「「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」報告書<sup>11</sup>を参照のこと。ここでは、特に重要な法令の概要と、今年度調査の中で追加して得られた情報のみを記載する。

#### 7-3-1 森林資源管理及び丸太生産に係る法的手続

スウェーデン国内において木材の伐採を行うには、土地法<sup>12</sup>、土地取得法<sup>13</sup>、林業法<sup>14</sup>等に従い、不動産権利証書や伐採権の契約書等を取得することが必要となる。また、先住民族であるサミ族の土地において伐採を行う場合は、森林法、トナカイ畜産法<sup>15</sup>、およびスウェーデン林野庁規制<sup>16</sup>に基づき、当事者となるサミの村と協議済みであることを証明する書類が必要となる。

林業法によると、生産的な森林（平均木材生産量が 1m<sup>3</sup>/ha・年以上）において 0.5ha 以上の区域で伐採を行う場合、伐採開始 6 週間前にスウェーデン林野庁へ「木材収穫通知」を提出しなければならない。また、山岳地の森林や特定の広葉樹(noble broad tree：ニレ、トネリコ、シデ、ブナ、カシ、サクラ、シナノキ、カエデ類)を伐採しようとする場合は伐採許可が必要となる。

その後、スウェーデン林野庁が、規則が守られているか、その地域で保護する必要があるものがあるか確認し、必要であれば申請者に連絡をとり指導を行う、もしくは不許可とすることがある。申請者は、通知から 6 週間以内にスウェーデン林野庁から連絡がなければ伐採を行うことができる。

国内における森林伐採では、主に以下のケースで違法となる。

- 山岳地または水源林（Spring Forest）での許可のない伐採
- 林野庁への事前通知のない伐採
- 林野庁への通知から 6 週間が経過する前の伐採
- 保護地域における伐採
- 許可時の条件を守らなかった伐採

<sup>11</sup> 平成 29 年度林野庁委託事業「「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」報告書抜粋 (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/swe/swe-houkokusyo.pdf>)

<sup>12</sup> Land Code(1970：994), Chapter 4, 16, 18, 19, 20, Chapter 7 Section 3, 5, 11-21 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19700994.htm>)

<sup>13</sup> Land Acquisition Law(1979：230), (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790230.htm>)

<sup>14</sup> Forestry Act(1979：429), Section 10a (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

<sup>15</sup> The Reindeer Husbandry Act (1971:437), Section 15-25, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm>)

<sup>16</sup> Swedish Forestry Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 4 Section 3, (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

違反時の制裁は、罰金または6ヶ月以下の懲役である。

### 7-3-2 丸太生産の合法性確認の証明方法

木材収穫通知は、手紙・メールまたはスウェーデン林野庁ウェブサイトの電子フォームから提出する。通知の内容には、伐採方法、環境への配慮事項、造林方法等が含まれる。

オンライン上で提出する際には、事前に申請した電子IDによりログインし、スウェーデン林野庁の提供する WebGIS 上で伐採位置を描画し(図 7.10)、入力フォームに従って申請する(図 7.11、12)<sup>17</sup>。木材収穫通知の内容は、オンラインシステム上のマイページで確認するほか、要求があればスウェーデン林野庁が発行することができる。

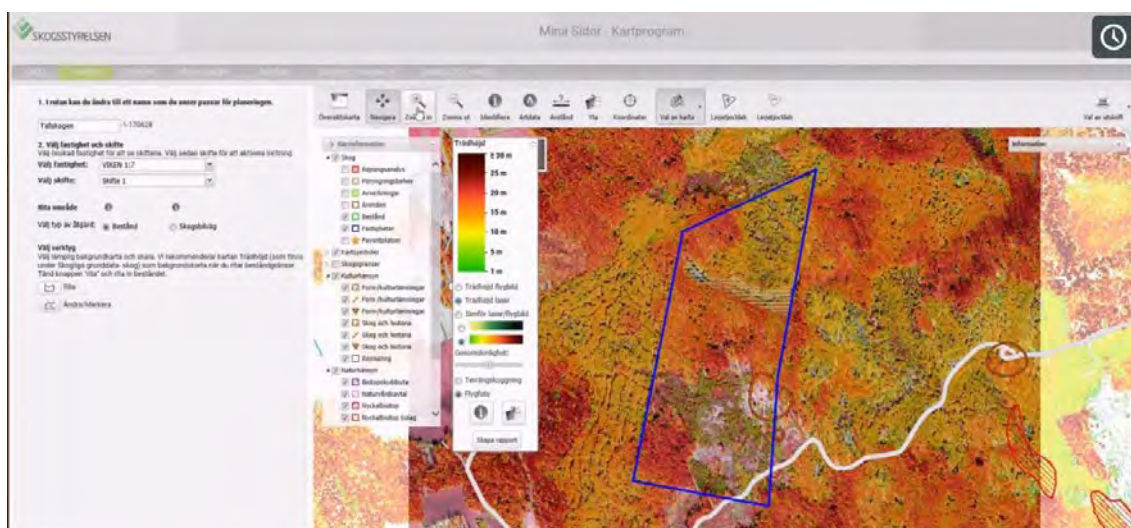


図 7.10 スウェーデン林野庁提供の WebGIS における伐採地の指定の例

<sup>17</sup> スウェーデン林野庁 地図プログラム Web ページ (<https://www.skogsstyrelsen.se/mina-sidor/kartprogrammet/>)

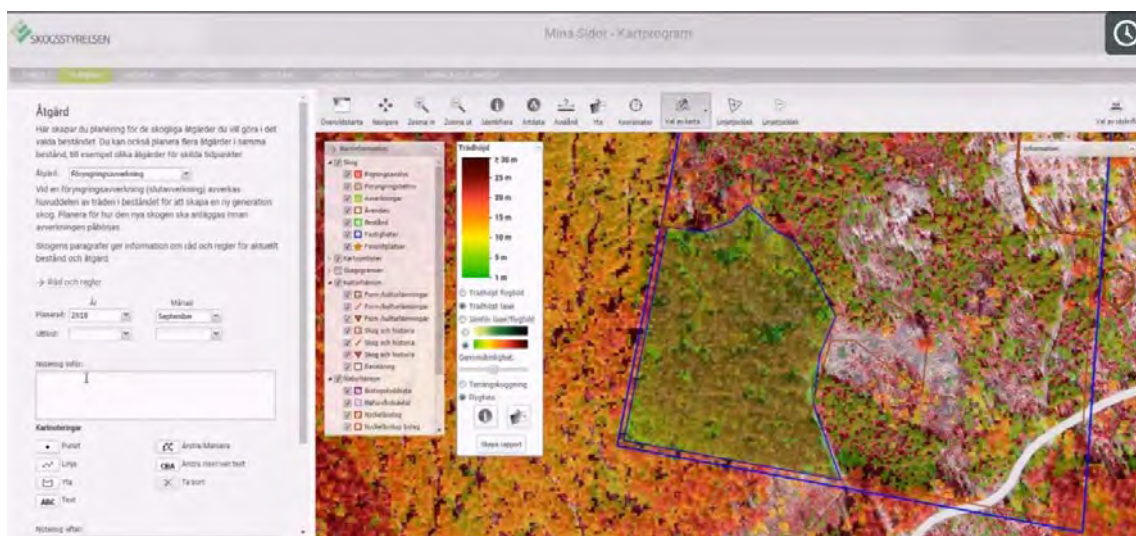


図 7.11 申請フォーム（図左側）への記入の様子

**VIKEN 1:7**  
Förnyringsavverknig  
**VIMMERBY**

Talaskogen-1-170628  
ID 51652

**Fastighetsägare**  
Staten SKOGSSTYRELSEN

55183 JÖNKÖPING  
036-359300  
henrik.ahlgren@skogsstyrelsen.se

**Beståndsuppgifter**  
Areal: 1,7 ha  
Nord: 6404652,6585 Ost: 561669,8195  
Lat: N 57° 46' 46,81006"  
Long: E 16° 2' 13,13774"

Alder: <u>110</u>	Trädslag: <u>90 % tall</u>
Bonitet: <u>T24</u>	<u>10 % gran</u>
Virkesskörd: <u>280</u>	<u>0 % löv</u>
	<u>0 % övrigt</u>

**Mål med beståndet**  
Produktion av tallskog

© Skogsstyrelsen, 2018-09-11 11:00:00

Förnyringsavverknig  
Planerad datum: 2018-09

**Notering inför åtgärd**  
Området ska förnygras naturligt, spara ca 100 fröträd/ha.

図 7.12 入力完了後の送付用申請書

### 7-3-3 丸太輸送に係る法令等

スウェーデン国内で生産される木材のスウェーデン国内の輸送に関しては、あらゆる商品に関連する商業輸送を行うための一般的なライセンスを除いて、特定の法的要件はない。ただし、EUTR に基づき、トレーダーは木材の購入者と販売者に関する情報を保存する義務がある。

また、売買を目的としてスウェーデンで収穫された木材（丸太、パルプ材、チップ等）は、品質や量を測定することを木材測定法(2014:1005)<sup>18</sup>で規定されている（自家消費等の小規模な消費を除く）。この法律は、木材の価格を決定し、その価格が適正かどうかを判断するための平等な機会を売り手と買い手に与えることを目的とする。税金や手数料の基準を提供するのではなく、取引事業者のための丸太や木材の市場が、高い信頼性と透明性をもってうまく機能することに寄与するものである。

木材測定作業を担う機関として BIOMETRIA<sup>19</sup>という組織が存在し、公平な第3者測定機関として、売り手・買い手の両方から所有されており、CA からの監査も受ける。BIOMETRIA は、木材の測定結果の保存と売り手・買い手への通知を行う。BIOMETRIA の利用は必須ではないが、利用しない場合は木材を流通させる者が自ら測定を行う必要がある。

BIOMETRIA 担当者への聞き取りによれば、2017年に BIOMETRIA で取り扱った木材は約9,200万 m<sup>3</sup>で、そのうち840万 m<sup>3</sup>は輸入材とのことであったことから、スウェーデン国内で流通する木材のほとんどは BIOMETRIA を経由していると考えられる。BIOMETRIA を経由した木材は、独自のシステム (VIOL-system) により、取引・運送情報がトレースできるようになっており、木材の伐採地～加工工場までの経路を把握することができる。

### 7-3-4 木材・木材製品を輸入する際の法令・証明システム

EU 市場に木材および木材製品を出荷する事業者は、EU 木材規則 (EUTR) により、デューデリジェンスの実施を義務付けられている。輸入品と国産品の両方に適用され、管轄官庁はスウェーデン林野庁である。EU 木材規制に対応する国内法に木材と木材製品の貿易に関する法律(2014:1009)<sup>20</sup>があり、管轄官庁が検査・管理、禁止・差止命令の措置をとれること

<sup>18</sup> Timber measurement Act(2014:1005)

(<http://www.lagboken.se/Views/Pages/GetFile.ashx?portalId=56&cat=213728&docId=2086435&propId=5>) ※2015年3月1日に Timber Measurement Act (1966:209) から改正された。

<sup>19</sup> BIOMETRIA ホームページ (<https://www.biometria.se/>)

<sup>20</sup> Law on Trade with Timber and Wood products (2014:1009) (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20141009.htm>)

が定められている。なお、違反時には企業の収益に応じた罰金が科される。

#### 7-3-5 森林認証システムの活用状況

スウェーデン国内において、FSC 認証林の面積は 1,337 万 ha(2019 年 3 月時点)<sup>21</sup>、PEFC 認証林の面積は 1,592 万 ha(2018 年 12 月時点)<sup>22</sup>となっている。重複面積は 1,120 万 ha ありとされている<sup>23</sup>ため、重複を除いた FSC 認証林と PEFC 認証林の合計面積は 1,809 万 ha となる。これは、スウェーデンの森林面積の約 64%、生産的森林の約 82%にあたる。

CoC 認証について、FSC 認証で 369 件(2019 年 3 月時点)、PEFC 認証で 195 件(2018 年 12 月時点)が認証されている。

PEFC 認証と FSC 認証で 2 重に認証を受けている企業も多いが、その理由について PEFC Sweden に聞き取りを行ったところ、以下の点が挙げられた。

- もともといずれかの認証を受けていた業者が、欧州市場を中心とした多様な要求に答えるためもう一方の認証も追加で取り始めた。
- 似た制度であるため、追加で取るにしても必要な労力はあまり変わらない。
- 審査機関が両認証の審査資格を有している場合が多く、一度の現場調査で両認証の審査を行うことができるため、認証取得コストを比較的安く抑えられる。
- FSC 認証と PEFC 認証ではそれぞれ着眼点が異なっており、両方を取得することで様々な市場の要求に答えられる。

また、PEFC Sweden によると、PEFC で提供している DDS (デューデリジェンスシステム) は EUTR の要求を満たせるよう改良 (樹種の記録の追加等) が加えられており、輸入材にも適用されるため、PEFC の認証を受けている企業であれば半自動的に EUTR の要求も満たすことができるとのことであった。ただし、スウェーデン林野庁によれば、森林認証を受けていることによって EUTR の監査対象から外すことはないとのことであった。

<sup>21</sup> FSC : Facts and Figures Mar 2019 (<https://fsc.org/en/page/facts-figures#at-a-glance>)

<sup>22</sup> PEFC : PEFC Annual Review 2018 (<https://www.pefc.org/discover-pefc/facts-and-figures>)

<sup>23</sup> Double certification FSC and PEFC – Estimations for mid 2018 (<https://storage.googleapis.com/pefc-platform/pefc.org/media/2019-04/baacf2a2-144e-4c47-a24b-7a5df7ba2a24/bc3a2d7d-78d4-5863-b11c-d363da8ec380.pdf>) (最終検索日 : 2019 年 10 月 30 日)

## 7-4 EU 木材規則の実施

### 7-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

Swedish Forest Agency (スウェーデン林野庁) がスウェーデンの管轄官庁 (CA) である。800 人が従事し、80 の地方事務所がある。ただし、EUTR 関係の業務の専属スタッフは 1～2 人で、予算は減少傾向とのことであった。

EUTR に準拠する国内法 (木材と木材製品の貿易に関する法律(2014:1009)<sup>24</sup>) は 2014 年に成立しており、EUTR 発効から 1 年半後となる。この法律で、管轄官庁の指定や罰則規定について定めている。なお、事業者および業界団体への聞き取りによると、違反者は、既存の国内法における罰則も合わせて適用されるため、実質的に既存の国内法 (特に木材収穫通知の事前送付義務) の厳格化にもつながっているとのことであった。

### 7-4-2 EU 木材規則の実施

#### 1) 管轄官庁

管轄官庁(CA: Competent Authority)の役割として大きなものの 1 つに企業への検査がある。スウェーデン林野庁では 2013 年に試行的に検査を実施し、以来、毎年実施している。上述したように、検査作業に従事する人員が非常に限られた状況であるため、ルーティンやテンプレートを構築し効率的に実施しているとのことであった。CA の検査作業における効率化の例として以下が挙げられた。

- 検査で得られたデータのデータベース化
- 検査に伴う文書をテンプレート化 (通知文、レポート、補足情報のリクエスト、差止命令・禁止命令、承認文書等)
- 検査作業のルーティン化
  - チェックリストを用いた実地検査またはスカイプ検査
  - 実地検査後の机上検査
  - 収集した文書の管理及び機密保持
  - 検査後 2 週間以内のフィードバック送信
  - 必要に応じて担当弁護士に相談

具体的な検査の流れについて以下より詳述する。

#### (1) 検査対象の選定

どの企業を検査対象とするかについて、税関の情報などを元にリスクベースで基準を毎年更新し選定する。

<sup>24</sup> Law on Trade with Timber and Wood products (2014:1009) (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20141009.htm>)

CAによると、国内の輸入事業者(オペレーター)約4000のうち、300の主要事業者が輸入量の95%を占めており、国内の取引業者(トレーダー)は20の主要事業者が95%を占めている。このことから、輸入量が多くリスクが高い企業を優先的に検査することとしている。CAは、税関との協力体制を築いており<sup>25</sup>、6ヶ月ごとに情報を入手している。また、市民やNGOからの情報提供も参考にしている。

表7.1に、これまでの検査対象企業の選定基準を示す。選定基準は、年間計画として公開されている。ただし、基準を満たすからといって必ずしも対象となるわけではなく、ランダム性も確保されている。

表 7.1 検査対象企業の基準（年別）（CA 提供資料を一部改変）

年	検査対象企業の選定基準
2014- 2015	輸入額が300,000ユーロ以上の企業 腐敗認識指数(CPI)が50以下の国から10,000ユーロ以上の輸入がある企業 3カ国以上から輸入している企業 10以上のサプライヤーから調達している企業 3品目以上の物品を輸入している企業
2016	輸入額が900,000ユーロ以上の企業、またはCPIが50以下の国から50,000ユーロ以上の輸入がある企業
2017- 2018	輸入額が300,000ユーロ以上の企業（アメリカ、カナダ、インドネシア(FLEGT)からの輸入を除く）
2019	輸入額が200,000ユーロ以上の企業（アメリカ、カナダ、インドネシア(FLEGT)からの輸入を除く）

検査対象として毎年40企業を選定しており、輸入材事業者が30社、国産材事業者が5社、取引業者が5社の内訳となっている。一度検査を実施した企業にも、3～5年毎の周期で再検査を実施することとしており、過去に非遵守が発覚した事業者に対してはより頻繁に検査を実施する。

検査の手段として、現地検査またはスカイプによる遠隔検査がある。実施される割合は半々で、新規検査の事業者には現地検査、再検査の事業者は遠隔検査となることが多い。CAによると、現地検査は検査強度の確保だけでなく、事業者の制度理解を促進しつつ信頼を構築して後々の協力的な関係性を築く上で非常に有用とのことである。

## (2) 検査の流れ

検査の3週間前に事業者には通知がされる。1人以上の検査官が訪問し、約2時間程度の検

<sup>25</sup> 税関関連法の改正を経て、税関との協力体制について覚書を締結した（CA聞き取り）



査を行う。検査の流れは以下のとおり。

- ① 企業より、EUTR への取組や DDS を説明してもらう
- ② EUTR について検査官から説明
- ③ サンプルとして2つ製品を抽出し、それらに関して DDS をさかのぼり文書を収集する。
- ④ 製品の倉庫へ行き、写真撮影とサンプルの収集（実地検査のみ。サンプルを採取する場合は事前に通知）

取引業者に対しては、比較的簡単なチェックが行われ、消費者に直接販売していない場合は、誰から購入し、誰に製品を販売したかの報告となる。

実地検査において収集するサンプルは、木製家具や合板、MDF（中密度繊維板）など材料が混合された製品を重視して選定されている（図 7.13）。

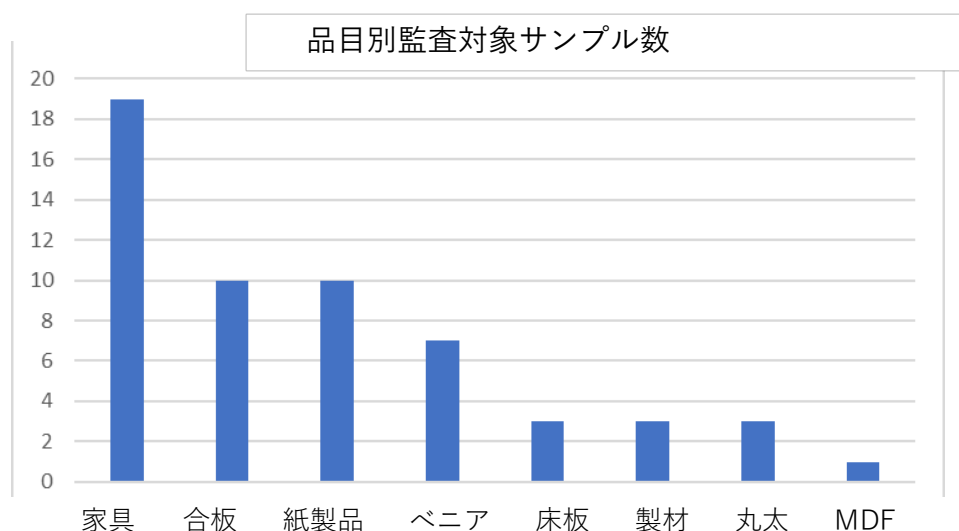


図 7.13 2017 年の品目別検査対象サンプル数（CA 提供資料を和訳）

### (3) 検査後の流れ

検査後の流れは次のとおりである。

- ① 収集したサンプルについて、事業者の DDS で用いられている全ての関連文書を確認する。主に次のような文書およびシステムが示されているかチェックを行う。
  - 木材規制に関する作業と責任と作業の分担に関する文書化された手順
  - リスク評価、リスク削減計画、リスク軽減策の文書化方法
  - 伐採地や樹種などの基本的な情報
  - サンプルの法的記録を証明する文書
  - サンプルのリスク評価



- ② 収集したサンプルについて、リスクが許容できるかリスクアセスメントを実施。
- リスクが懸念される場合は、ハンブルグの公的研究機関である Thünen Institute やデュッセルドルフの Agroisolab 社にサンプルを送付し、樹種分析や同位体分析を依頼することもある。例えば、中国より輸入するナラ材を分析して、極東ロシア産のモンゴリナラ（CITES 対象樹種）が混入していないかチェックすることがあり得る。
- ③ 2週間以内に検査レポートを送付。
- レポートでは、検査結果について説明し、DDS についてコメントがなされる。

レポート送付後の大まかな流れは図 7.14 のとおりである。事業者は、約 3 週間以内に、CA からのレポートにコメントを返すか、CA に追加情報を送信することができる。DDS に軽微な調整が必要と判断された場合は、2~3 週間以内に修正し、何が変更されたかを示すドキュメントを提出することとなる。DDS に重大な欠陥があると判断された場合、差し止め命令がなされる。事業者は約 3 ヶ月以内に欠陥を修正し、何が変更されたかを示す文書を提出する必要がある。回答期間を経過しても必要な修正措置がとられない場合、オペレーターは罰金措置を受けることになる。罰金額は事業者の経営規模（年間売上）より決定される。その後、システムの欠陥を修正するためにさらに 3 か月が与えられる。3 ヶ月経過後も DDS の不備が修正されていない場合、スウェーデン林野庁は行政裁判所で業務禁止命令を申し立てる。なお、差し止め命令措置を受けた企業名は、個人または法人・団体からの要求に応じてスウェーデン林野庁が提供している。

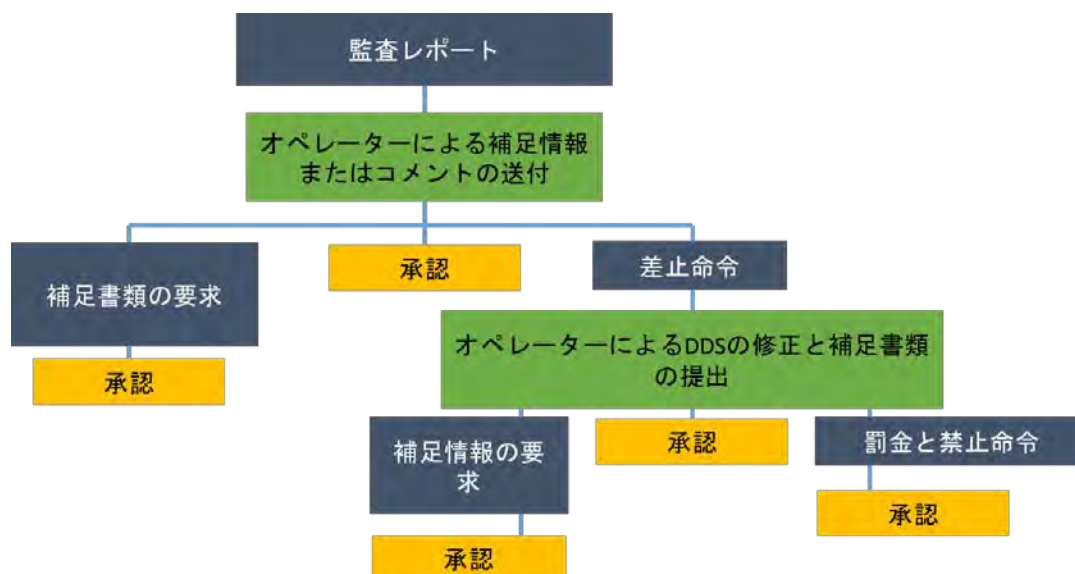


図 7.14 検査レポート送付後の流れ（CA 提供資料を和訳）

#### (4) 検査結果

2014～2018年の検査の結果、185業者のうち60の事業者で差し止め命令がなされ、そのうち19には罰金が科された。さらにそのうち3事業者は禁止命令がなされた。2016年以降は、差し止め命令は10件前後に安定している（図7.15）。

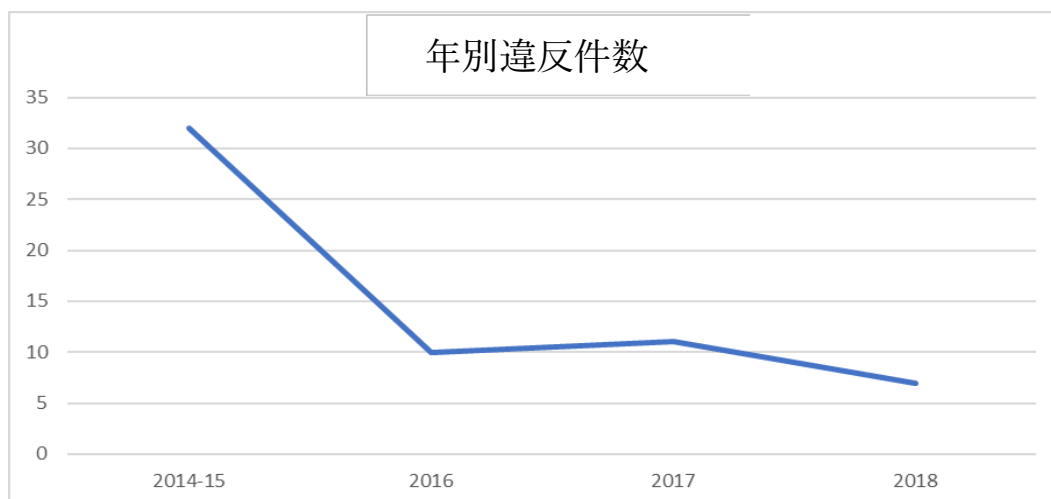


図 7.15 年別違反件数（CA 提供資料を和訳）

CAによると、国産材事業者に対する摘発例として、伐採の事前通知を怠った、または6週間の猶予を経ずに伐採したために違反とされた例がある。また、国内伐採業者と土地所有者の間で国内法への違反により現在2、3件の訴訟が生じているとのことであった。

輸入材事業者との訴訟は、ミャンマー産チーク材輸入業者である Dollar Store 社に対するものがあり、DDS を構築していないことが訴訟内容である。行政裁判所は 2018 年 3 月に 800,000 クローネ（約 79,000 ユーロ）の罰金支払いを命じたが、企業側は控訴した<sup>26</sup>。また、2016 年には同じくミャンマー産チーク材を輸入していた Almtra Nordic 社に対し、ミャンマー林産物業者連盟（MFPMPF）の発行する証明書では合法性の十分な証拠にはならないとし、17,000 クローネの罰金を科した<sup>27</sup>。

検査を実施した輸入事業者へのアンケート結果（65%が回答）では、90%が木材・紙製品を扱う上でのリスク意識が高まったと回答し、70%が調達ルートを変化させたと回答している。検査によりサプライチェーンの複雑性を再認識した事業者が、国内産木材を調達するよう切り替えるケースもあり、CA は検査には教育効果もあると認識している。

<sup>26</sup> Briefing Note for the Competent Authorities (CA) implementing the EU Timber Regulation (September – October 2018) ([https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Briefing\\_note\\_Sept\\_-\\_Oct\\_2018\\_Public.pdf](https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Briefing_note_Sept_-_Oct_2018_Public.pdf))

<sup>27</sup> Forest Trends ホームページ (<https://www.forest-trends.org/blog/swedish-court-on-myanmar-wood-imports/#japanese>)

#### (5) EU 内での協力

EUTR/FLEGT Expert Group のミーティングが年 5 回ブリュッセルで開かれ、各国 CA と欧州委員会が出席している。スウェーデン CA によると、ミーティングでは、EU 各国で EUTR の規制の実装に差があることは認識しているが、リソースが限られていることが課題とされている。また、EUTR 対象品目が今後拡大する可能性があり、木製の椅子、おもちゃ、楽器等がその候補であるとのことであった。

そのほか、下記のような協力が実施されている。

- デンマーク、ノルウェー<sup>28</sup>の CA と共同検査を実施し、テンプレートやチェックリストを共有。
- EU 内の地域ごとにグループを作り 1 年に 1 回ミーティングを実施。スウェーデンは Nordic-Baltic (バルト 3 国、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランド) に属する。
- セルビアと共同でワークショップを開催<sup>29</sup>。

#### (6) その他

CA によると、取引業者に対してこれまで簡単な検査しかできていないが、EU 国内の第 3 国を経由した木材の供給についても重要視しており、CA 間での情報共有によりチェックすることを試みているとのことであった。例えば、ある取引業者がドイツの会社から調達している場合、ドイツの CA に連絡し、調達元の会社が検査済みか確認してもらうことが考えられる。未検査の場合は優先的に検査の対象としてもらうことで、取引業者経由の木材の供給についてもある程度リスクを軽減できる。なお、現状では EU 内他国の税関情報にはアクセスできないため、直接第 3 国の輸入状況をチェックすることはできない。

森林認証由来の木材について、森林認証済みだとしても 100%信頼はせず、CA による検査は通常どおり行うこととされている。ただし、事業者にとっては、認証をとることで文書の管理体制ができているため検査への対応が簡単になるというメリットがあると CA では認識している。

業者への普及啓発として、業界団体向けワークショップと会議の開催、ウェビナー (Web セミナー) の開催、インフォメーションキャンペーン、ウェブサイトの更新等を実施している。中小企業に向けては情報提供と普及にとどまっている。

<sup>28</sup> EEA 加盟国であり、他 EU 諸国と同様にスウェーデンへの輸入の際に DD 義務は免除される

<sup>29</sup> Overview of Competent Authority EU Timber Regulation checks, July – December 2018

(<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/UNEP%20WCMC%202019%20Overview%20of%20CA%20checks%20July-December%202018%20FINAL.pdf>)

## (7) CA の取り組みに関するまとめ

スウェーデン CA は、上記のとおり少ない人員にもかかわらず、効率的・効果的な検査が実施されている。検査対象の選定基準についてはリスクベースで優先順位をつけること、実際の検査では実地検査と遠隔検査を組み合わせ、収集サンプルもリスクの高い製品を中心とすること、等が特徴的である。

## 2) 監視団体

スウェーデン国内および EU における監視団体 (MO: Monitoring Organization) の活動状況を把握するため、スウェーデン企業へのコンサルティング実績を持つ MO である NEPCon<sup>30</sup>を対象に聞き取り調査を行った。

NEPCon によると、実際には MO としての業務はほとんど実績がないが、MO として登録されていることが技術的根拠や権威付けとなりコンサルティング業務の受注につながっている。NEPCon の EUTR に関連する業務は主に以下の 3 つがある。

### (1) 企業向けの DDS (ツール、フォーマット等) の提供

- ホームページ上でガイドライン、テンプレート等を公開<sup>31</sup>。例として、図 7.16 にサプライヤーごとの管理票を示す。この管理票は、複数の構成部品からなる木材製品について基本的な記録をするためのものであり、サプライヤーおよび製品ごとに、構成部品の種類、樹種、伐採国、伐採地域、伐採許可証、サプライチェーンの情報、合法性証明書類の有無、備考等が書き込まれる。

<sup>30</sup> NEPCon はヨーロッパの木材輸入事業者の業界団体である ETTF (European Timber Trade Federation) (<https://www.ettf.info/eu-timber-regulation>)が策定した DDS 及びリスク評価原則のコンサルティングも実施しており、実質的に DDS の標準作成に関わった団体と言える。

<sup>31</sup> NEPCon ガイドライン・テンプレート公開ページ (<https://www.nepcon.org/certification/legalsource/legalsource-due-diligence-system>)



### (3) EUTR の遵守に関する情報やトレーニングの提供

- 各国ごとのリスク情報を提供
- 各種レポートやニュースの配信
- トレーニングプログラムを各地で開催

NEPCon の実施するコンサル業務の手数料は、顧客がどこまで求めているか、および実施期間や担当者のスキルによって変わるため、一概には言えないとのことであった。また、顧客は主に大企業であり、スウェーデンの中小企業へのアドバイス実績もあるが、サプライチェーンのチェックやリスク低減が中小企業にとっては難しいため、認証材を取り扱うようにアドバイスをすることが多いとのことである。

各国ごとのリスク情報提供のための情報収集では、主に各国 NGO (EIA<sup>32</sup>、Chatham House<sup>33</sup>等) や政府間組織 (ITTO<sup>34</sup>等) から情報収集を行っているとのことであった。CA からの情報提供も一部受けられるが、公開可能なデータのみで、内部情報へはアクセスできない状況とのことである。なお、提供するリスク情報は、ヨーロッパの木材輸入事業者の業界団体である ETTF (European Timber Trade Federation) のリスク評価原則に沿う形式で整理されている。

NEPCon における情報収集とリスク評価では、各国の生産国としての評価は行っているが、加工輸出国 (特に中国など) としてのリスク評価はしていない。この点について、加工輸出国において違法材が混ざってしまうリスクの認識はしているとのことである。このことから、1 国単位ではなくサプライチェーン全体としての評価が必要であり、生産国の合法性とは別のカテゴリで評価することも考えているとのことであった。

NEPCon が認識している EUTR の課題として、以下の点が挙げられた。

- EUTR に加盟する 28 の国の CA がそれぞれの基準で実施しているため、EUTR の実効性には課題がある。
  - ギリシャやルーマニアなどチェック基準が緩く実効性にかける国への輸入はハードルが低いため、そこを入り口として木材が入ってくる。
  - 欧州委員会が強制的に各国の取組に介入することはできず、基準の遵守を促すことしかできない。

<sup>32</sup> EIA ホームページ (<https://eia-global.org/>)

<sup>33</sup> Chatham house ホームページ (<https://www.chathamhouse.org/>)

<sup>34</sup> ITTO ホームページ (<https://www.itto.int/ja/>)

- こうした課題を受けて、FLEGT-EUTR Expert Group<sup>35</sup>によって、各国の CA で基準を統一する動きがある。
- それぞれの国で CA の基準や考え方が異なるため、MO もその国に合わせて提供するシステムを変えざるをえない。
  - NEPCon は業界のトップランナーとして、要求レベルの高い DDS を提供しているが、他の MO では単に文書の確認がされていれば良いとすることもある。
- 森林認証をとれば EUTR の要求が満たされる訳ではなく、基準にギャップがある。特に、森林認証における CoC はトレーサビリティのみを見ていて、取引に係る合法性は要求していないところに問題がある。

### 7-4-3 民間の取り組み

#### 1) 業界団体

スウェーデンにおける関連業界団体として、国内林産業の業界団体である Swedish Forest Industries Federation (SFIF) が挙げられる。SFIF はスウェーデン国内の製材業や伐採業者、製紙業者、発電業者等を対象会員としている。パルプを含む製紙関連業者が 50、製材業者が 150 ほど加盟しており、小規模事業者はメンバーとなっていない。SFIF の役割は、業界団体として政府と交渉し政策に影響を与えることである。EUTR の国内対応についてもコンサルタントとして協力し、政府による体制整備当初、手続きをシンプルにするよう政府へ意見を伝えたとのことである。

メンバーとなっている業者の 99% は国産材を使用しているため、EUTR 関連での要求は少ない。また、中小企業による国外からの輸入はかなりまれで、あったとしても EU 内からの輸入だろうとのことであった。需要が少ないことから、業界団体として DDS の提供等を行っていない。なお、スウェーデンのほとんどの森林は FSC か PEFC に認証されており、メンバー企業もいずれかに関わっている。

EUTR の課題として認識していることとして、以下の点が挙げられた。

- 行政面で負担が大きい
- 中小企業には対応が難しい
- EUTR の施行にともない国内法の適用も厳格化
  - 申請した伐採エリアと実際の伐採エリアとのずれについて許容範囲が厳しくなった。

<sup>35</sup> 欧州委員会ホームページ

(<https://ec.europa.eu/transparency/regexpert/index.cfm?do=groupDetail.groupDetail&groupID=3282>)

- EUTR の国内適用法と既存の森林法のどちらにも違反となるため、二重に罰金を払うこととなり、誤申請したときのコストが高い。念入りにチェックする必要がある。
- 鋼材等と比べ木材のみにデューデリジェンスの負担がかかっているため、不公平感がある

## 2) 事業者

### (1) A 社

#### ① 基本情報

スウェーデンを代表する木製家具のグローバル企業で、グループ全体で世界の 1% の木材を消費している。調達先はポーランド、ロシア等の近隣国が多いが、中国からの輸入も 5% を占めている (図 7.18)。DD 担当部署のメンバーは 40 人で、各国のサプライヤーと協力して合法性確保に向けた取組を実施している。地域支部は主に 4 つの重点地域 (東ヨーロッパ、南ヨーロッパ、東南アジア、東アジア) を対象にしている。地域をまたがる材のやり取りがある場合には、チーム間で情報を共有し、材を追跡できる仕組みとしている。

木材の調達先国 - FY18 (調達木材全体に対する割合を%で表示)

小数点以下は四捨五入

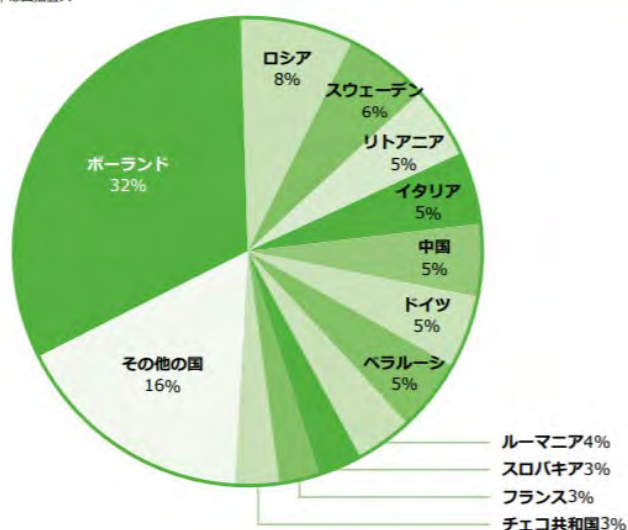


図 7.18 A 社の木材の調達先国割合

#### ② DDS の概要

基本的な方針として、自社で行動規範を定めており、その中に A 社がサプライヤーに求める社会的・環境的な最低限の要求事項と、サプライヤーが A 社に期待できることが規定されている。A 社は木材の DDS を 1998 年から運用しており、従来の行動規範を木材部門に適用することで基準が作成された。WWF・FSC と共同開発したもので、コンサルタント会社のレビューを経ており、その経緯から基本的に FSC 管理木材基準に準拠する。



木材部門では、サプライヤーは A 社で認められた樹種のみ使用し、原産地が特定できること、及び以下の最低要求事項を満たすことが求められる。

- a) 違法に伐採された材でないこと
- b) 森林に関する社会的紛争や対立が生じている森林からの材でないこと
- c) 原生林または地理的に保護に高い価値があると認められた森林からの材でないこと  
(ただし、A 社によって認められたシステムで認証された森林を除く)
- d) 熱帯および亜熱帯地域において、農園開発等により天然林が皆伐され、人工林や他の土地利用に転換された森林からの材でないこと
- e) 遺伝子組み換えされた種の人工林からの材でないこと。

A 社のサプライヤーは、行動規範の遵守について A 社と契約書を交わし誓約する。サプライヤーは、独自に DDS を構築するか、安全な調達先を確保するかを選択し、それを実現するための計画を A 社に契約前に提出しなくてはならない。グループとして調達元は 1 部署に統一しており、担当部署が EUTR 上の事業者として検査を受ける。

また、森林認証材の利用を非常に重視しており、2020 年までに FSC 認証材またはリサイクル材の使用率が 100%となることを目標としている (2018 年は 85%)。木材供給の合法性に関してハイリスクな国からの木材の使用割合は 23%あるが、全ての木材が認証材となるように要請している。また、FSC の CoC 認証は 81%の業者が取得しており、扱う木材の重量では 99%となる。

### ③ サプライヤーからの情報収集

サプライヤーは 4 ヶ月ごとに Forest Tracing Survey (FTS) を A 社へ報告する必要がある。FTS には木材の原産地、数量、樹種等が記載される。また、A 社の要請があれば、48 時間以内に木材の原産地等の情報を提出するよう定められている。FTS の報告はオンラインシステム上で行われる (図 7.19, 20)。サプライヤーからの報告を管理・可視化・分析することを目的とし、2008 年にシステムが構築された。システムは GIS を扱う会社と協働で開発しており、森林変化情報は World Resource Institute の Global Forest Watch<sup>36</sup>を利用している。オンラインシステムに集積される情報はサプライヤーごととなり、製品(Article)ごとではない。各国で異なる法的要求があるが、それぞれに別途対応するのはコストがかかるため、全世界の要求を満たせるシステムにすることを目指し構築したとのことである。

<sup>36</sup> Global Forest Watch ホームページ(<https://www.globalforestwatch.org/>)

User: naum | English | Home | Change password | Logout | Help

Add Data	Category:	FOIL ON BOARD
View	FSC CoC code:	IC-COC-100218
Analyze	Contact name:	Kai Kubetscheck
GDB Download	Contact details:	kai.kubetscheck@formaplan.de
Administration	Wood source	

Item	Subsupplier name	FSC CoC Code	Subsupplier type	Material type	Species	Common and latin name	Country	Region
1		SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	East(Vilnius, Utena)
2		SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	North(Panevezys, siauliai)
3		SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	South (Kaunas, Marijampole Alytus)
		SGS-				European(Silver)		

図 7.19 オンラインシステムにサプライヤーから提出された情報が表示された一覧画面

User: naum | English | Home | Change password | Logout | Help

» Search job

» Analyze risk

FTS

Job name	Supplier name
FTS-19053-15/2	NAM DINH FOREST PRODUCTS JOINT STOCK COMPANY

1

View as table

Search

Country: Select a country

Region: Select a region

Subregion: Select a subregion

Zoom to: Clear selection

Print Create export JPG

図 7.20 オンラインシステムに提出された FTS の対象地域

#### ④ リスク評価

##### a) リスク評価方法・基準

A 社では、NGO や各国政府の情報を元に、リスク評価基準を独自に構築している。オンラインシステムにリスク評価機能も実装されており、各種の情報を集積させることで効率的にリスク評価ができる仕組みとなっている（図 7.21）。また、FTS においてサプライヤーの種別（伐採業者、取引業者、製材業者等）も報告させており、サプライチェーンの複雑性の把握に役立てている。

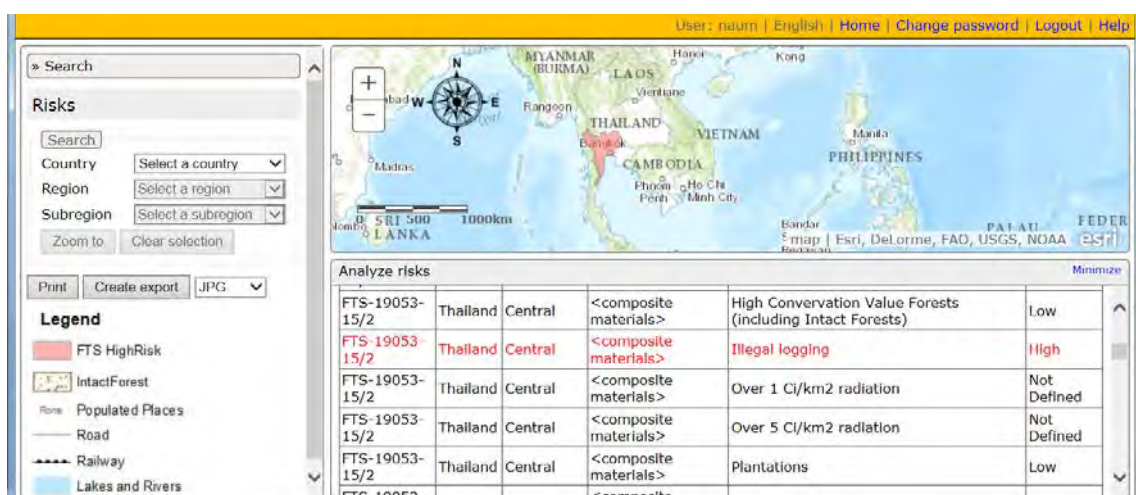


図 7.21 オンラインシステムのリスク評価画面

#### b) 生産国・木材製品ごとの具体的なリスク評価の事例

2018年、中国のサプライヤーが非FSCのロシア材を扱っていたことにより行動規範の基準を満たせなかった事例があった。A社が更に調査を行った結果、違法伐採というわけではなく行動規範の最低基準は満たしていることがわかったため、取り扱いを続けることを判断した。当該業者とは、この取引で得られた利益を持続可能な森林経営に投資することで合意した。

#### ⑤ リスク低減措置

行動規範を遵守しているかチェックするため、全てのサプライヤーに対し、少なくとも2年に1回書類監査を実施している。特にリスクの高い業者(初めてサプライヤーとして契約した業者や中国の業者)には毎年1回実施している。対象とした業者にはすべての書類・資料を送付してもらい、A社本部で書類のチェックを行い、情報の信頼性を確認する。

リスクアセスメントに基づき、特にリスクが高いと判断されたサプライチェーンに対しては、現地調査による監査を実施する。実施に当たり90日前に通告して準備を進め、現地監査では工場への訪問によるチェックや、従業員へのインタビューを行う。監査者はA社所属の森林スペシャリストまたはFSC等の第三者機関となる。2018年の監査数は212件となっており、そのうち99%(重量ベース)の木材が行動規範に適合していると判断された。

また、全てのサプライヤーの全ての工場や伐採現場に行くことは不可能なので、現状でも厳しい要求となっているFSC認証を全てのサプライヤーで取得することで、一部監査を外部委託して網羅性を担保することにつながっている。

## ⑥ その他

今後は、オンラインシステム上で自動的に材の情報を結びつけ、製品ごとの管理ができるようにすることを目指している。さらに、木材だけでなくラタン材についても行動規範の基準に含めることを目指し、英国王立キュー植物園等の研究機関と協働して同位体分析による原産地に関するデータベースを構築している。加えて、認証材の供給力を高めるため中小規模森林生産者のキャパシティ・ビルディングにも取り組んでいる。特に重要な木材産地であるロシア・中国では、サプライヤー向けのセミナーやトレーニングセッションを開催し、森林認証の取得をサポートしている。また、ベトナムでは下記のような連携モデルを構築することで持続的な調達の仕組みを構築している<sup>37</sup>。

A社では、小規模生産者に対して、現地の木材供給者（製材業者等）が間に入ってとりまとめることでA社のサプライチェーンに組み込む仕組み「ベトナム製材業者・小規模森林生産者間の連携モデル」を構築している（図7.22、表7.2,3）。

この仕組みは持続的な森林管理へとつながる可能性を持つが、次のような課題もある。

- 小規模森林生産者は提携製材業者への専売契約を交わしているにも関わらず、しばしば別業者に売ってしまう。地元の行政機関はこのモデルに関わっていない、あるいは生産者側を擁護することが多いため契約を強制できない。
- 製材業者の利益は4-5%程度のため、技術的・財政的資源がある大規模な製材業者しかモデルに参加することができない。
- FSC認証を森林生産者自らが取得できるほどには稼げない。製材業者が負担している。

これらの課題に対して、地方行政機関の協力と、FSC認証コストの削減が対策として求められている。

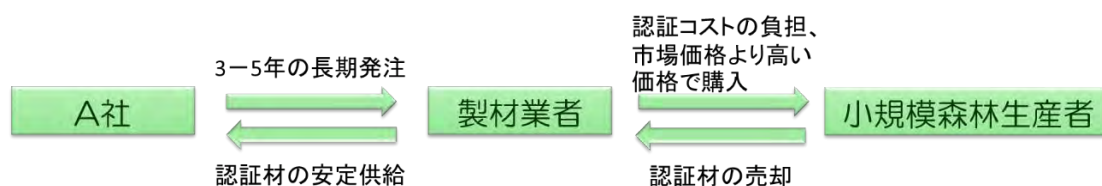


図 7.22 3社連携モデルの概念図

<sup>37</sup> Linking Smallholder Plantations to Global Markets: Lessons from the IKEA model in Vietnam (Forest Trends Report Series; Forest Policy, Trade, and Finance, June 2018)

表 7.2 A 社と木材供給者間の権利と義務

	A 社	木材供給者（製材業者）
権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>● FSC 認証材の安定調達</li> <li>● 違法伐採へのモニタリングコスト削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A 社からの融資</li> <li>● A 社からのマネジメント体制整備支援</li> <li>● A 社からの 3-5 年の長期発注</li> </ul>
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安定的かつ長期的に、供給された木材を消費すること</li> <li>● （第 3 者を通じて）供給者への技術的支援</li> <li>● 供給者への財政的支援</li> <li>● 供給者およびサプライチェーン内の製材過程の検査と監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決められた量・品質・樹種・納期での FSC 認証材の供給</li> <li>● 製材過程の効率化による年間生産量の増加（単に工場や人手の増加ではない）</li> <li>● 価格の安定</li> </ul>

表 7.3 木材供給者と小規模森林生産者間の権利と義務

	木材供給者（製材業者）	小規模森林生産者
権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A 社の要求を満たす木材の調達</li> <li>● 輸入材への依存を減らせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無金利または低金利での融資</li> <li>● 技術的支援</li> <li>● 木材の安定的な売り先の確保</li> </ul>
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産者グループを形成し運営するための財政支援</li> <li>● 無金利または低金利での融資の提供</li> <li>● FSC の要求を満たすための技術支援</li> <li>● FSC 認証料の支払い</li> <li>● 認証材を市場価格よりも高く購入（10-18%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● FSC 認証に必要な技術的基準を満たすこと</li> <li>● 一定以上の大きさの材を供給するため、伐採までの期間を延ばすこと</li> <li>● （なるべく）提携業者に材を売ること</li> </ul>

## (2) B 社

### ① 基本情報

1530 年代に設立したとされる、スウェーデン国営企業である。従業員数は 840 人。スウェーデンの森林の 14% に当たる 400 万 ha の森林（主に国有林）を管理し、うち 2 割が保護林である。自社林から毎年 600 万 m<sup>3</sup> の立木を伐採し、さらに他の所有者からの購入、または輸入により 500 万 m<sup>3</sup> を購入している。木材は国内の製材所や製紙工場、バイオマス発電所等に供給される。売上高は 6,971 百万クローネ（2018 年）。すべての所有林は FSC 認証されており、2017 年から PEFC 認証の追加取得を進めている。

木材の輸入は子会社を通して行っている。木材調達先はバルト諸国とロシアであり、輸入品目は主にパルプ材、チップ、バイオ燃料である。子会社は ISO 9001 および 14001 の認証を受けているほか、FSC の CoC 認証およびトレーサビリティ証明書を取得している。国営



企業であるため、市民からの監視の目が厳しく、コンプライアンスを非常に重視しているとのことである。

## ② DDS の概要

DDS 関連の担当者は 3～5 名。具体的な DDS は、木材の調達先に応じて次の 3 種類を整備している。

- 国内自社所有林を伐採する場合
- 国内の森林所有者から購入して伐採する場合
- 国外から輸入する場合

図 7.23 および図 7.24 に、国外から輸入する場合の木材と情報の流れ、および DDS の概要を示す。なお、国外からの輸入は信頼できるサプライヤーのみに限定しており、ロシアでは 2 社のみ、バルト 3 国では子会社のみから調達している。さらに、ロシアでは低リスクで管理の容易な西部地域のみ輸入先を限定している。ただし、現在は原木輸出関税の引き上げなどによりロシアからの輸入はほぼ輸入停止しており、ラトビアなどのバルト 3 国から輸入しているとのことである。

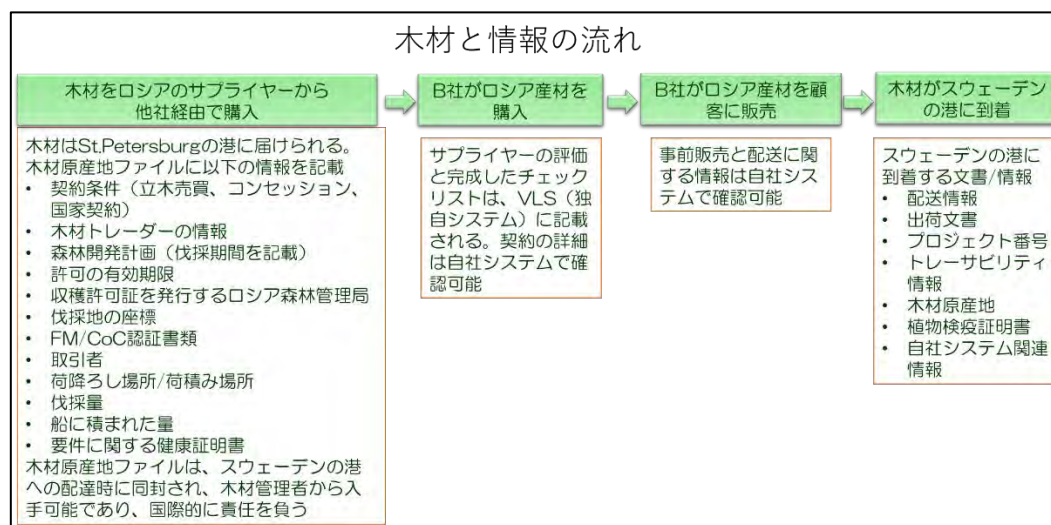


図 7.23 国外から輸入する場合の木材と情報の流れ（B 社提供資料を和訳）

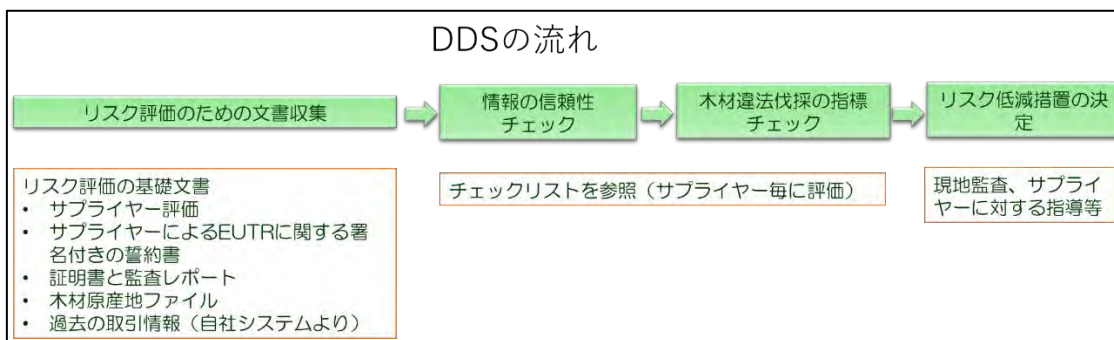


図 7.24 国外から輸入する場合の DDS（B 社提供資料を和訳）

### ③ サプライヤーからの情報収集

サプライヤーからの情報収集は、自社独自に構築したシステム上に情報を追加していくことで実現できる仕組みとなっている。調達時のステップごとにサプライヤーあるいは B 社自身が独自システムに情報を追加していき、木材原産地情報を木材に同封しておくことで、スウェーデンの港に到着した時点でデューデリジェンスに必要な情報が得られるようになっている。

### ④ リスク評価

リスク評価にはチェックリストを活用している。情報収集のプロセスで得られた情報に対して、サプライヤー毎に情報の信頼性チェックおよび違法伐採リスクの指標チェック（B 社独自に作成）を実施する。

### ⑤ リスク低減措置

リスク評価のプロセスで、情報に疑義があれば実際に現地へ行き実地監査を行う。また、取引の相手を信頼できるサプライヤーに限定していることから、事前にリスク低減措置を実施しているとも言える。さらに、自社有林および調達先の FSC、PEFC 認証取得を進めることで、第 3 者機関からの監査を受けられるため、リスク低減につながっている。FSC、PEFC、EUTR でそれぞれ少しずつ基準が異なるが、それぞれの基準をクリアすることでサステナビリティにおける様々な要求をクリアできると考えているとのことであった。

### ⑥ その他

国内における違法伐採とされた事例として、スウェーデン林野庁への事前の木材収穫通知がなされていなかったケースが多い。それを受けて、B 社では GIS システムを用いて申請を半自動化しており、近年では伐採申請 25000 件のほぼ全てをシステムから通知している（うち 3 件のみがシステムの不備により事前通知に失敗していた）。また、国有林を管理する企業の連合である EUSTAFOR（The European State Forest Association）に参加しており、EUTR の実施状況についてレビューを実施した。

### (3) 民間企業の取組に関するまとめ

今回ヒアリングを実施した2社で共通する取組として、以下の点が挙げられる。

- ① 自社の行動規範・調達基準に DD 方針を組み込む
- ② サプライヤーの選定または誓約書の締結による信頼できる調達先の確保
- ③ 森林認証の利用によるリスク低減措置負担の軽減

1 点目として、A 社では既存の自社の行動規範に木材分野の内容を組み込むことで DDS が実施できるように対応されていた。また、B 社では既に ISO や森林認証 (CoC 認証) が取得されており、自社の行動規範・調達基準が十分に整備されている状態であった。このように、既存の行動規範・調達基準が整備されていれば、実際の DDS においてもスムーズに方針を決定することができると思われる。

日本の事業者においてこのような整備がされていない場合は、まずは業界団体や森林認証団体の作成した基準を参考に、自社のルールと DDS が適合するように検討することが第 1 歩と考えられる。

2 点目として、A 社ではサプライヤーと契約する際に、自社の行動規範・調達基準を遵守することを誓約させ、それを実現する計画の提出まで求めている。一方、B 社ではサプライヤーを 1～2 社のみの信頼できるサプライヤーに限定している。取引先が少数である場合は、B 社のように調達先を限定することでリスクを低減することが可能であるし、多数の場合は A 社のようにサプライヤー自身に基準の遵守のため DD を行ってもらうことで、自社で行わなければならないリスク低減費用を減らすことが可能となる。

3 点目として、A、B 両社ともに森林認証の取得率を高めることを非常に重視していた。EU 市場における認証材の需要が高いこともあるが、DD を実施する上でも森林認証の活用には大きなメリットがあると考えられる。例えば、サプライヤー毎にリスクアセスメントを実施するシステムとなっていることや、第 3 者の認定団体が年 1 回監査を実施することから、本来なら自社で実施しなくてはならないチェックを一部外部委託できる点が挙げられる。

日本の事業者においても、DDS を実施する上では森林認証材の購入比率を高めることでリスク低減にもつながるため、リスク低減に有効な手法の 1 つと考えられる。ただし、森林認証材であってもリスクを無視できない場合もあるため、リスク評価とリスク低減にかかる負担は軽減できるがゼロになるわけではない。

今回の調査を通じて、中小企業は DDS をどう整備しているのかについても聞き取りを行ったが、スウェーデンにおいても課題となっている点であり、具体事例を得ることはでき



なかった。ただし、PEFC Sweden によると、森林認証のグループ認証制度等を利用することが1つの方法であるとのことだった。1つ1つの業者では整備は難しくても、グループ認証を取得すれば合同で DDS を整備し利用することができるため、各社の労力が軽減できると考えられる。ただし、グループの代表団体を組織し、監査等を実施する必要があるため、その役割を担う業界団体等が必要となる。



## 8 EU 木材規則 仮訳

### 8-1 EU 木材規則と関連する細則

#### 8-1-1 EU 木材規則 仮訳

「Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02010R0995-20200101>

2010年10月20日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める  
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010  
(EEA 関連文書)

欧州議会および欧州理事会は、  
欧州連合の機能に関する条約、特に第 192 条 (1) 項に鑑み、  
欧州委員会からの提案を考慮し、  
欧州経済社会委員会の意見を考慮し<sup>(1)</sup>、  
地域委員会との協議の後、  
通常立法手続きに従い<sup>(2)</sup>、  
以下の背景を踏まえて、

- (1) 森林は、生物多様性や生態系機能の維持、気候システムの保護など、木材および非木材林産物、ならびに人間に不可欠な環境サービスを含めて、幅広い環境的、経済的、社会的便益をもたらしている。
- (2) 木材・木材製品に対する世界的な需要の増大、ならびに多数の木材生産国の森林部門における制度上・ガバナンス上の欠陥のため、違法伐採と関連取引への懸念が一層高まっている。
- (3) 違法伐採は蔓延しており、国際的な懸念材料である。違法伐採は森林破壊や森林劣化のプロセスを進めるため森林に多大な脅威を及ぼし、世界の CO<sub>2</sub> 排出量の約 20% を占めている。また違法伐採は生物多様性を脅かし、適用法に従って活動する事業者の

<sup>(1)</sup> OJ C 318, 23.12.2009, p. 88.

<sup>(2)</sup> 2009 年 4 月 22 日の欧州議会の見解 (OJ C 184 E, 8.7.2010, p. 145)、2010 年 3 月 1 日の第一読会における欧州理事会の見解 (OJ C 114 E, 4.5.2010, p. 17)、2010 年 7 月 7 日の欧州議会の見解 (官報未掲載)。

商業的可能性を含む持続可能な森林管理・開発を損なっている。さらに違法伐採は砂漠化や土壌侵食の原因にもなっており、極端な気象現象や洪水を悪化させる可能性がある。加えて、違法伐採は社会的、政治的、経済的影響をもたらし、良い統治への進展を妨げ、森林に依存するコミュニティの生計を脅かし、それが武力衝突につながることもある。本規則の背景にある違法伐採の問題に対処することは、欧州連合による気候変動緩和の取り組みに費用効率の高い方法で貢献すると期待されており、国連気候変動枠組条約に基づく欧州連合の行動およびコミットメントを補完するとみなされるべきである。

- (4) 第6次環境行動計画について定めた2002年7月22日付欧州議会および欧州理事会決定 No 1600/2002/EC<sup>(3)</sup>は、優先的行動として、違法に伐採された木材取引の防止・撲滅を目的とした積極的な対策をとる可能性を検証すること、ならびに森林関連問題に関する世界的・地域的な決議および協定の履行における欧州連合と加盟国の積極的な関与を継続することを挙げている。
- (5) 「森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) : EU 行動計画に関する提案」と題する2003年5月21日付の欧州委員会報告書は、持続可能な森林管理の実現に向けた欧州連合の全体的取り組みという観点から、違法伐採と関連取引の問題に対する国際的取り組みを支援するための一連の対策を提案している。
- (6) 欧州議会および欧州理事会は同報告書を歓迎し、欧州連合が違法伐採の問題に対する世界的取り組みに貢献する必要性を認識した。
- (7) 欧州連合は、同報告書の目的、すなわち木材生産国の国内法に準拠して生産された木材製品のみを欧州市場に輸入するという目的に従って、木材生産国 (パートナー国) と自主的二期間協定 (FLEGT VPAs) の交渉を行っており、同協定が締結されれば、パートナー国には、ライセンス制度を実施し、当該 FLEGT VPAs で特定された木材・木材製品の取引を規制する法的拘束力のある義務が生じる。
- (8) 問題の規模の大きさと緊急性を考慮すると、違法伐採と関連取引への対策を積極的に支援し、FLEGT VPA の取り組みを補足・強化し、森林保護政策と高レベルの環境保護実現を目指す政策 (気候変動や生物多様性喪失への対策を含む) との相乗効果を高める必要がある。
- (9) 欧州連合との間で FLEGT VPAs を締結した国による取り組み、ならびに FLEGT

<sup>(3)</sup> OJ L 242, 10.9.2002, p. 1.

VPAs に盛り込まれている原則（特に合法的に生産された木材の定義）を認識し、各国が FLEGT VPAs を締結するようさらに奨励する必要がある。また、FLEGT ライセンス制度の下では、関連する国内法に準拠して伐採された木材および当該木材から生産された木材製品のみが欧州連合に輸出されることを考慮しなければならない。従って、欧州共同体への木材輸入のための FLEGT ライセンス制度確立に関する 2005 年 12 月 20 日付の欧州理事会規則（EC）No 2173/2005 の付属書 II および III<sup>(1)</sup> に列記された木材製品に用いられた木材のうち、同規則の付属書 I に記載されたパートナー国の原産であるものは、その木材製品が同規則およびあらゆる実施規定を遵守している限り、合法的に伐採されたとみなされるべきである。

- (10) また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）が、CITES 締約国に対し、CITES に列記されている種が輸出国の国内法に準拠して採取された場合のみ CITES 輸出許可を付与するよう義務付けていることも考慮する必要がある。従って、取引規制による野生動植物種の保護に関する 1996 年 12 月 9 日付の欧州理事会規則（EC）No 338/97 の付属書 A、B および C<sup>(2)</sup> に列記された種の木材は、同規則およびあらゆる実施規定を遵守している限り、合法的に伐採されたとみなされるべきである。
- (11) リサイクル木材・木材製品の使用は奨励されるべきであり、当該製品を本規則の適用範囲に含めると事業者に不相当な負担となることを考慮し、ライフサイクルを終えた使用済み木材・木材製品で、再利用されなければ廃棄物として処分されることになるものは、本規則の適用範囲から除外されるものとする。
- (12) 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を最初に域内市場に出荷することは、本規則の措置の一つとして禁止される。違法伐採やその根本的原因と影響の複雑さを考慮し、事業者の行動をターゲットにした対策など特定の措置を講じる必要がある。
- (13) FLEGT 行動計画の観点から、欧州委員会、および必要に応じて加盟国は、様々な国における違法伐採の程度や性質に関する調査研究を支援・実施し、同情報を公開し、木材生産国の適用法について事業者に実際的な指導を提供し支援することができる。
- (14) 違法伐採に関する国際的に合意された定義がないため、木材伐採国の法律（同国が締結している関連国際協定の規則・実施規定を含む）を違法伐採の定義の基礎とするべ

<sup>(1)</sup> OJ L 347, 30.12.2005, p. 1.

<sup>(2)</sup> OJ L 61, 3.3.1997, p. 1.

きである。

- (15) 多くの木材製品は、域内市場に最初に出荷される前と後に多数の工程を経る。不必要な事務的負担を避けるため、木材・木材製品を最初に域内市場に出荷する事業者のみが、デューデリジェンス・システムの対象となる。一方、サプライチェーンの取引業者は、木材・木材製品のトレーサビリティを確保するために、サプライヤーやバイヤーに関する基本情報を提供する義務を負うものとする。
- (16) 木材・木材製品を最初に域内市場に出荷する事業者は、体系的アプローチに基づき、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されないように適切な措置を講じなければならない。そのために事業者は、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最低限に抑えるための体系的な措置・手続きを通じてしかるべき注意を払う必要がある。
- (17) デューデリジェンス・システムには、情報へのアクセス、リスク評価、特定されたリスクの軽減といったリスク管理に特有の 3 つの要素が含まれる。デューデリジェンス・システムは、域内市場に最初に出荷される木材・木材製品の出所およびサプライヤーに関する情報へのアクセスを提供し、同情報には、適用法の遵守、伐採国、種、数量、および必要に応じて国内地域や伐採コンセッションなどの関連情報が含まれる。事業者は、この情報に基づいてリスク評価を行う必要がある。リスクが特定された場合、事業者は、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されないように、特定されたリスクに見合う方法でリスクを軽減しなければならない。
- (18) 不必要な事務的負担を避けるため、本規則の要件を満たすシステムまたは手続きを既に採用している事業者は、新たなシステムを構築する必要はないものとする。
- (19) 林業部門の優れた実践を認識するために、リスク評価手続きにおいて、認証制度や第三者検証制度（適用法遵守の検証を含む）を用いることができる。
- (20) 木材部門は欧州連合の経済に極めて重要であり、事業者団体は、事業者の利益を幅広く代表し、多様な利害関係者と関わり合うという点で、同部門の重要な当事者である。これらの団体は、関連法を分析し、会員による法の遵守を推進するための専門知識と能力も備えているが、市場を独占するためにこのような能力が用いられてはならない。本規則の施行を促進し、優れた実践の推進に寄与するには、本規則の要件を満たすデューデリジェンス・システムを構築した機関を認定することが適切である。監視団体の認定および認定取消は、公平かつ透明性のある方法で行われなければならない、

認定された機関を事業者が利用できるようにするには、認定機関のリストを公開する必要がある。

- (21) 管轄官庁は、監視団体が本規則に定められた義務を効果的に履行していることを確認するために、監視団体の検査を定期的実施しなければならない。さらに管轄官庁は、第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合にも検査を行うよう努めなければならない。
- (22) 管轄官庁は、事業者が本規則に定められた義務を効果的に履行するよう監督する必要がある。そのために管轄官庁は、事業者の敷地での検査や現場査察を含む適切な計画に従って正式な検査を実施しなければならない。必要に応じて事業者には是正措置を義務付けられるものとする。さらに管轄官庁は、第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合にも検査を行うよう努めなければならない。
- (23) 管轄官庁は、検査に関する記録を残し、環境情報への公衆アクセスに関する 2003 年 1 月 28 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2003/4/EC<sup>(1)</sup>に従って関連情報を公開しなければならない。
- (24) 違法伐採と関連取引の国際的な性格を考慮し、管轄官庁は相互に協力するとともに、第三国の行政当局や欧州委員会とも協力しなければならない。
- (25) 域内市場に木材または木材製品を出荷する事業者が本規則の要件を遵守しやすくするために、加盟国は、中小企業の状況を考慮し、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、事業者に技術支援その他の支援を提供したり、情報交換を推進することができる。ただし、そのような支援が行われていても、事業者がしかるべき注意を払う義務は免除されないものとする。
- (26) 取引業者および監視団体は、本規則の目的達成を妨げるような措置を控えなければならない。
- (27) 加盟国は、事業者、取引業者および監視団体などによる本規則の違反があった場合、効果的で相応かつ説得力のある罰則による制裁を実施しなければならない。違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を域内市場に出荷することを禁ずる規則への違反に対して効果的で相応かつ説得力のある罰則が適用された後は、当該木材・木材製品を必ずしも廃棄する必要はなく、公益のために利用または処分で

<sup>(1)</sup> OJ L 41, 14.2.2003, p. 26.

きるよう国内法で定めることができる。

- (28) 欧州委員会は、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 290 条に従って、監視団体の認定および認定取消の手続き、本規則で既に規定されている基準を補足するために必要なさらなる関連リスク評価基準、本規則が適用される木材・木材製品のリストに関する委任法令を採択する権限を有する。同法令の策定作業においては、欧州委員会が専門家レベルを含めた適切な協議を行うことが特に重要である。
- (29) 実施に関する条件を均一にするために、欧州委員会には、管轄官庁が監視団体に対して行う検査の頻度と性質や、デューデリジェンス・システム（さらなる関連リスク評価基準を除く）に関する詳細な規則を採択するための実施権限が付与される。加盟国が欧州委員会の実施権限行使を統制する仕組みについての規則および一般原則は、TFEU 第 29 条に従って、通常の立法手続きに基づき採択された規則によって事前に定められるものとする。新たな規則が採択されるまでは、実施権限行使の手続きを定めた 1999 年 6 月 28 日付の欧州理事会決定 1999/468/EC<sup>(1)</sup>が引き続き適用される。ただし、審査を伴う規制手続きは例外とし、適用されないものとする。
- (30) 事業者および管轄官庁には、本規則の要件を満たす準備をするための合理的な期間が与えられるものとする。
- (31) 本規則の目的である違法伐採と関連取引の撲滅は、加盟国が個別に取り組んで達成できることではなく、その規模を考えると、欧州連合レベルで取り組む方が達成しやすい。従って、欧州連合は、欧州連合条約第 5 条に定められた補完性原則に基づく措置を採用することができる。ただし本規則は、当該条項に定められた比例性原則に従って、その目的達成に必要な範囲を超えて適用されることはない。

よって、ここに以下の規則を採択する。

## 第 1 条 主題

本規則は、木材・木材製品を域内市場に最初に出荷する事業者の義務、ならびに取引業者の義務を定めるものである。

<sup>(1)</sup> OJ L 184, 17.7.1999, p. 23.



## 第2条 定義

本規則の目的上、以下の定義が適用される。

- (a) 「木材・木材製品」とは、付属書に記載された木材および木材製品を指す。ただし、廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2008/98/EC 第 3 条 (1) 項<sup>(2)</sup>に定義された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品またはその構成要素は例外とする。
- (b) 「市場に出荷する」とは、商業活動の過程で、流通または使用を目的に木材または木材製品を域内市場に最初に供給することを意味し、供給手段や販売手法を問わず、有償か無償かを問わない。また、遠距離契約における消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日付の欧州議会および欧州理事会指令 97/7/EC<sup>(3)</sup>に定義された遠距離通信手段による供給も含まれる。域内市場に既に出回っている木材または木材製品に由来する木材製品を域内市場に供給することは、「市場に出荷する」ことに該当しない。
- (c) 「事業者 (オペレーター、Operator)」とは、木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる自然人または法人を指す。
- (d) 「取引業者 (トレーダー、Trader)」とは、商業活動の過程で、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入するあらゆる自然人または法人を指す。
- (e) 「伐採国」とは、木材または木材製品に用いられた木材が伐採された国または領域を意味する。
- (f) 「合法的に伐採された」とは、伐採国の適用法に従って伐採されたことを意味する。
- (g) 「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。
- (h) 「適用法」とは、伐採国で有効な法律のうち、以下の事柄を網羅したものを意味する。

<sup>(2)</sup> OJ L 312, 22.11.2008, p. 3.

<sup>(3)</sup> OJ L 144, 4.6.1997, p. 19

- 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
- 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連した税金を含む）。
- 木材伐採に関すること。木材伐採と直接関連する森林管理や生物多様性保全に関する環境・森林法も含まれる。
- 木材伐採の影響を受ける利用および保有権に関する第三者の法的権利。
- 森林分野に関連する取引および関税。

### 第3条

#### FLEGT および CITES の対象となる木材および木材製品の地位

規則（EC）No 2173/2005 の付属書 II および III に列記され、同規則の付属書 I に列記されたパートナー国で生産され、同規則およびその実施規定を遵守した木材製品に用いられている木材は、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる。

規則（EC）No 338/97 の付属書 A、B、C に列記された種の木材のうち、同規則およびその実施規定を遵守しているものは、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる。

### 第4条

#### 事業者の義務

1. 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を市場に出荷することは禁止されるものとする。
2. 事業者は、木材または木材製品を市場に出荷する際にしかるべき注意を払わなければならない。そのために事業者は手続きおよび措置の枠組みを用いる必要があり、第6条に定めるとおり、同枠組みを以下「デューデリジェンス・システム」と称する。
3. 各事業者は、使用するデューデリジェンス・システムを管理し、定期的に評価しなければならない。ただし、第8条で言及している監視団体が確立したデューデリジェンス・システムを事業者が利用している場合は除く。国内法に基づいて設置された監督制度や、本規則の要件を満たす生産・流通・加工の自主的管理制度は、デューデリジェンス・システムの基礎として利用することができる。

第5条  
トレーサビリティの義務

取引業者は、サプライチェーン全体を通して以下を特定できなければならない。

- (a) 木材・木材製品を納入した事業者または取引業者
- (b) 木材・木材製品の納入先となる取引業者（該当する場合）。

取引業者は、(a) 項で言及された情報を最低5年間保存し、要請がある場合、管轄官庁に当該情報を提出しなければならない。

第6条  
デューデリジェンス・システム

1. 第4条(2)項で言及されたデューデリジェンス・システムには、以下の要素が含まれていなければならない。
  - (a) 事業者による市場への木材・木材製品の供給に関する以下の情報へのアクセスを提供する措置および手続き。
    - 製品の商標、種類、樹種の一般名（該当する場合は完全な学名）などの詳細。
    - 伐採国、ならびに該当する場合は以下の情報。
      - (i) 木材が伐採された国内の地域。
      - (ii) 伐採コンセッション。
        - 数量（体積、重量または単位数で表示）。
        - 事業者が納品したサプライヤーの名称および所在地。
        - 木材・木材製品の納入先となる取引業者の名称および所在地。
        - 当該木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書その他の情報。

- (b) 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品が市場に出荷されるリスクを事業者が分析・評価できるようにするリスク評価手続き。

上記手続きにおいては、(a) 項に記した情報、ならびに以下の関連リスク評価基準を考慮に入れなければならない。

- 適用法遵守の保証。適用法の遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む。
- 特定の樹種の違法伐採の蔓延状況。
- 伐採国または木材が伐採された国内地域における違法伐採または違法業務の蔓延状況（武力紛争の蔓延に関する考慮も含む）。
- 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課している制裁。
- 木材・木材製品のサプライチェーンの複雑さ。

- (c) リスクを効果的に最小限に抑えるための適切かつ相応の措置および手続きが盛り込まれたリスク軽減の手続き。追加的情報・文書や第三者による検証の義務付けが含まれる場合もある。ただし、(b) 項で言及したリスク評価手続きの過程で特定されたりリスクが無視できる程度の場合を除く。

2. 本条 1 (b) 項の第 2 段で言及したさらなる関連リスク評価基準に関するものを除き、第 1 項の統一的な実施を確保するために必要な詳細規則は、第 18 条 (2) 項で言及する規制手続きに従って採択されるものとし、2012 年 6 月 3 日までに採択されなければならない。

3. 欧州委員会は、市場の発展や本規則の履行において得られた経験、特に第 13 条で言及する情報交換および第 20 条 (3) 項で言及する報告を通じて確認された事項を考慮し、デューデリジェンス・システムの有効性を確保するために、本条 1 (b) 項の第 2 段で言及した基準を補完するために必要なさらなる関連リスク評価基準について、TFEU 第 290 条に基づき委任法令を採択することができる。

本項で言及された委任法令に関しては、第 15 条、第 16 条、第 17 条に規定された手続きが適用されるものとする。

## 第7条 管轄官庁

1. 各加盟国は、本規則の適用に対して責任を負う管轄官庁を一つまたは複数指定しなければならない。

加盟国は、2011年6月3日までに、当該管轄官庁の名称および所在地を欧州委員会に通知しなければならない。当該管轄官庁の名称または所在地に変更が生じた場合、加盟国は欧州委員会に通知するものとする。

2. 欧州委員会は、管轄官庁のリストを公開しなければならない（インターネット上を含む）。同リストは定期的に更新するものとする。

## 第8条 監視団体

1. 監視団体（Monitoring Organization）は以下を行うものとする。
  - (a) 第6条に定めたデューデリジェンス・システムを管理し、定期的に評価し、同システムを利用する権利を事業者に付与する。
  - (b) 上記事業者が当該デューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する。
  - (c) 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に利用していない場合は、適切な措置を講じる。同措置には、事業者が重大または反復的な違反を犯している場合に管轄官庁へ通報することも含まれる。
2. 以下の要件を満たす団体は、監視団体としての認定を申請することができる。
  - (a) 法人格を有し、欧州連合内で合法的に設立されていること。
  - (b) 第1項で言及された業務を遂行するための適切な専門知識と能力を有していること。
  - (c) 業務の遂行においていかなる利益相反も存在しないと保証できること。
3. 欧州委員会は、関係する加盟国と協議の上、第2項に定めた要件を満たす申請者を監

視団体として認定する。

欧州委員会は、監視団体の認定付与の決定を、全加盟国の管轄官庁に通知しなければならない。

4. 管轄官庁は、自らの管轄権内で活動する監視団体が、第 1 項に定められた業務の遂行および第 2 項に定められた要件の遵守を継続していることを確かめるために、定期的に検査を実施しなければならない。加盟国の管轄官庁が関連情報（第三者からの根拠のある懸念を含む）を得た場合や、監視団体が確立したデューデリジェンス・システムを事業者が実施する上での欠陥を発見した場合も検査を行うことができる。検査報告は、指令 2003/4/EC に従って公開されなければならない。
5. 管轄官庁は、監視団体が第 1 項に定める業務をもはや遂行していない、または第 2 項に定める要件を遵守していないと判断した場合、その旨を遅滞なく欧州委員会に通知するものとする。
6. 欧州委員会は、特に第 5 条に従って提供された情報に基づいて、監視団体が第 1 項に定める業務をもはや遂行していない、または第 2 項に定める要件を満たしていないと判断した場合、監視団体の認定を取り消さなければならない。欧州委員会は、監視団体の認定を取り消す前に、関係する加盟国にその旨を通知するものとする。

欧州委員会は、監視団体の認定取消の決定を、全加盟国の管轄官庁に通知するものとする。

7. 監視団体の認定および認定取消の手續規則を補足するために、また同手續規則を修正するために（経験上必要な場合）、欧州委員会は、認定および認定取消が公平かつ透明性のある方法で行われることを確保した上で、TFEU 第 290 条に従って委任法令を採択することができる。

本項で言及された委任法令に関しては、第 15 条、第 16 条、第 17 条に規定された手続きが適用される。同法令は 2012 年 3 月 3 日までに採択されるものとする。

8. 監視団体の効果的な監督および第 4 項の均一な実施に必要とされる、第 4 項で言及された検査の頻度と性質に関する詳細規則は、第 18 条 (2) 項で言及する規制手続きに従って採択されなければならない。同規則は 2012 年 6 月 3 日までに採択されるものとする。

## 第9条

### 監視団体のリスト

欧州委員会は、監視団体のリストを欧州連合官報 C シリーズに掲載して公表し、ウェブサイトでも利用できるようにしなければならない。同リストは定期的に更新するものとする。

## 第10条

### 事業者の検査

1. 管轄官庁は、事業者が第4条および第6条に定める要件を満たしていることを確かめるための検査を実施しなければならない。
2. 第1項で言及された検査は、リスクベースアプローチを用いて、定期的に見直される計画に沿って実施されなければならない。さらに、管轄官庁が事業者による本規則の遵守に関する関連情報（第三者からの根拠のある懸念に基づく情報を含む）を得た場合にも検査を実施することができる。
3. 第1項で言及された検査には以下を含めることができる。
  - (a) デューデリジェンス・システムの検証（リスク評価やリスク軽減手続きを含む）。
  - (b) デューデリジェンス・システムおよび手続きが適切に機能していることを証明する文書・記録の調査。
  - (c) 立入検査（現場査察を含む）。
4. 事業者は、敷地へのアクセスや文書・記録の提示など、第1項に言及された検査を円滑に実施するために必要なあらゆる支援を提供しなければならない。
5. 第1項で言及された検査によって不十分な点が発見された場合、管轄官庁は、第19条を損なうことなく、事業者が取るべき是正措置を通知することができる。さらに、発見された欠陥の性質に応じ、加盟国は以下を含む緊急的な暫定措置を講じることができる。
  - (a) 木材・木材製品の差押え。
  - (b) 木材・木材製品の販売禁止。

## 第 11 条 検査記録

1. 管轄官庁は、第 10 条 (1) 項で言及された検査に関する記録 (特に検査の性質および結果)、ならびに第 10 条 (5) 項に基づいて発行された是正措置に関する通知の記録を残さなければならない。すべての検査記録は最低 5 年間保存しなければならない。
2. 第 1 項で言及された情報は、指令 2003/4/EC に従って利用できるようにしなければならない。

## 第 12 条 協力

1. 管轄官庁は、本規則の遵守を確保するために、第三国の行政当局および欧州委員会と互いに協力しなければならない。
2. 管轄官庁は、第 8 条 (4) 項および第 10 条 (1) 項で言及された検査を通じて発見された深刻な欠陥、ならびに第 19 条に基づいて課された罰則の種類について、他の加盟国の管轄官庁および欧州委員会と情報交換を行わなければならない。

## 第 13 条 技術支援、指導および情報交換

1. 加盟国は、第 4 条 (2) 項に基づき事業者がしかるべき注意を払う義務を損なうことなく、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、本規則の要件 (特に第 6 条に基づくデューデリジェンス・システムの実施に関連した要件) を推進するために、中小企業の状況を考慮した上で、技術支援その他支援および指導を事業者に提供することができる。
2. 加盟国は、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、特に事業者が第 6 条 (1) 項 (b) 号に定められたリスク評価を支援する目的で、違法伐採に関連した情報、ならびに本規則の実施に関する優れた実践についての情報の交換・普及を推進することができる。
3. 支援は、管轄官庁の責任を損なうことなく、本規則の施行における独立性が保たれる方法で提供されなければならない。



## 第 14 条 付属書の修正

欧州委員会は、本規則の実施において得られた経験、特に第 20 条 (3) 項および (4) 項で言及された報告によって確認された経験、ならびに第 13 条で言及された情報交換を通して得られた経験を考慮し、木材・木材製品の技術的特徴、エンドユーザーおよび製造工程に関する進展を踏まえて、付属書に記載された木材・木材製品のリストを修正・補足することにより、TFEU 第 290 条に従って委任法令を採択することができる。当該法令は、事業者に不相応な負担を生じさせるものであってはならない。

本条で言及された委任法令には、第 15 条、第 16 条および第 17 条に定められた手続きが適用される。

## 第 15 条 委任の行使

1. 欧州委員会には、2010 年 12 月 2 日から 7 年間、第 6 条 (3) 項、第 8 条 (7) 項および第 14 条で言及された委任法令を採択する権限が付与される。欧州委員会は、本規則の適用日から 3 年間で終了する 3 カ月前までに、委任された権限に関する報告書を作成しなければならない。委任権限は、欧州議会または欧州理事会が第 16 条に従って撤回しない限り、自動的に同一期間延長されるものとする。
2. 欧州委員会は、委任法令の採択後速やかに、欧州議会および欧州理事会に同時に通知しなければならない。
3. 委任法令を採択する権限は、第 16 条および第 17 条に定められた条件に従って欧州委員会に付与される。

## 第 16 条 委任の撤回

1. 欧州議会または欧州理事会は、第 6 条 (3) 項、第 8 条 (7) 項および第 14 条で言及された委任権限をいつでも撤回することができる。
2. 委任権限を撤回するか否かを決定するための内部手続きを開始した機関は、最終決定が下される前の合理的な期間内に、他の機関および欧州委員会にその旨を通知するように努め、撤回される可能性のある委任権限および撤回理由を示すものとする。

3. 撤回の決定により、同決定において明記された権限の委任は終了する。撤回の決定は直ちに、または同決定で明記された決定日以降の日付に発効する。撤回の決定は、既に施行された委任法令の有効性には影響を及ぼさない。また撤回の決定は欧州連合官報に掲載して公表するものとする。

#### 第 17 条

##### 委任法令に対する異議

1. 欧州議会または欧州理事会は、通知日から 2 カ月以内に委任法令に対する異議を申し立てることができる。同期間は、欧州議会または欧州理事会の主導により 2 カ月間延長される。
2. 上記期間の満了日にまでに、欧州議会または欧州理事会のいずれも委任法令に対する異議を申し立てなかった場合、当該委任法令は、欧州連合官報に掲載され、官報に記載された日付に発効する。

欧州議会および欧州理事会の両方が異議を申し立てない意向を欧州委員会に通知した場合、上記期間満了前に委任法令を欧州連合官報に掲載および公表し、発効することができる。

3. 欧州議会または欧州理事会が委任法令に対する異議を申し立てた場合、当該法令は発効しないものとする。異議を申し立てた機関は、当該委任法令に対する異議を申し立てた理由を示さなければならない。

#### 第 18 条

##### 欧州委員会

1. 欧州委員会は、規則 (EC) No 2173/2005 の第 11 条に基づき設立された森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 委員会による支援を受けるものとする。
2. 本項について言及する場合は、決定 1999/468/EC 第 8 条を踏まえて、当該決定の第 5 条および第 7 条が適用される。

決定 1999/468/EC の第 5 条 (6) 項で定められた期間は 3 カ月間とする。

## 第 19 条

### 罰則

1. 加盟国は、本規則の規定に違反した場合に適用される罰則規定を定め、同規定の実施に必要なあらゆる措置を講じなければならない。
2. 規定される罰則は、効果的で相応かつ説得力のあるものでなければならず、特に以下を盛り込むことができる。
  - (a) 環境被害や、関係する木材または木材製品の価値、違反による税収損失および経済的損害に相応する罰金。当該罰金の水準は、重大な違反によって得た経済的利益を、職業を営む正当な権利を損なうことなく、当該行為の責任者から効果的に没収できるような方法で算定し、重大な違反が繰り返される場合は、当該罰金の水準を徐々に上げていくものとする。
  - (b) 関係する木材・木材製品の差押え。
  - (c) 取引許可の即時停止。
3. 加盟国は、上記罰則規定を欧州委員会に通知し、以後、罰則規定に影響を与える修正を行った場合は、遅滞なく通知しなければならない。

## 第 20 条

### 報告

1. 加盟国は、2013 年 3 月 3 日以降、隔年の 4 月 30 日までに、過去 2 年間における本規則の適用状況に関する報告書を欧州委員会に提出しなければならない。
2. 欧州委員会は、上記報告書に基づいて 2 年ごとに報告書を作成し、欧州議会および欧州理事会に提出しなければならない。欧州委員会は、報告書を作成するにあたり、規則 (EC) No 2173/2005 に準拠した FLEGT VPAs の締結・運用の進捗状況、ならびに域内市場に流通する違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品を最小限に抑える取組に FLEGT VPAs がどの程度貢献しているかを考慮するものとする。
3. 欧州委員会は、2015 年 12 月 3 日までに、またそれ以降は 6 年ごとに、本規則の適用に関する報告および経験に基づいて、本規則の機能および有効性を精査するものとする。同精査の対象には、違法伐採木材または違法伐採木材由来の木材製品が市場

に出荷されることを防止する上での本規則の機能・有効性も含まれる。精査においては、特に中小企業に対する行政上の影響や製品の対象範囲を考慮しなければならない。また必要に応じて、適切な法制化提案を盛り込むことができる。

4. 第3項で言及された報告書の冒頭には、合同関税品目分類表の第49章に列記された製品について、欧州連合における最新の経済・貿易状況の評価を含めなければならない。その際には、本規則の付属書に記載された木材・木材製品リストに含める可能性を検討するために、関連部門の競争力を考慮する。

上段で言及された報告書には、第4条(1)項で定めた違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品の市場への出荷禁止、ならびに第6条で定めたデューデリジェンス・システムの有効性に関する評価も含めるものとする。

#### 第21条 発効および適用

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから20日目に発効する。

本規則は2013年3月3日から適用されるものとする。ただし、第6条(2)項、第7条(1)項、第8条(7)項および第8条(8)項は2010年12月2日から適用される。

本規則は全体として拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ストラスブールにて作成、2010年10月20日

欧州議会  
議長  
J. ブゼク

欧州理事会  
議長  
O. シャステル

## 付属書

### 理事会規則（EEC）No 2658/87<sup>(1)</sup>付属書 I の 合同関税品目分類表に分類され、 本規則が適用される木材・木材製品

- 4401 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
- 4403 木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない）
- 4406 木製の鉄道用又は軌道用の枕木
- 4407 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない）
- 4408 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない）
- 4409 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない）
- 4410 パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない）
- 4411 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機

<sup>(1)</sup> 関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する 1987 年 7 月 23 日付の欧州理事会規則（EEC）No 2658/87（OJ L 256, 7.9.1987, p. 1）。

物質により結合してあるかないかを問わない)

- 4412 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
- 4413 00 00 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る）
- 4414 00 木材の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
- 4415 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠  
  
(市場に出荷される他の製品を支え、保護し、運搬するための梱包用材としてのみ使用される梱包資材ではないもの)
- 4416 00 00 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む）
- 4418 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む）
- 合同関税品目分類表第 47 章および第 48 章のパルプおよび紙。ただし、竹製品および回収品（廃棄物およびスクラップ）は除く。
- 9403 30, 9403 40, 9403 50 00, 9403 60, 9403 90 30 木製家具
- 9406 00 20 プレハブ建築物

8-1-2 EU 木材規則のデューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質  
についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則 仮訳

[「Commission Implementing Regulation \(EU\) No 607/2012 of 6 July 2012 on the detailed rules concerning the due diligence system and the frequency and nature of the checks on monitoring organisations as provided for in Regulation \(EU\) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」](#) の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32012R0607>

2012年7月6日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める  
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010 に定める  
デューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質  
についての詳細規則に関する  
欧州委員会実施規則 (EU) No. 607/2012  
(EEA 関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会  
および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010<sup>(1)</sup>、特に同第 6 条 (2) 項および第 8 条 (8) 項  
を考慮し、

以下の背景を踏まえて、

- (1) 規則 (EU) No 995/2010 は、事業者に対し、違法に伐採された木材または違法伐採  
木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最小限に抑えるための手順・  
措置の枠組み (以下「デューデリジェンス・システム」と呼ぶ) を使用することを義  
務付けている。
- (2) 樹種の完全な学名、木材が伐採された地域、および伐採コンセッションに関する情報

<sup>(1)</sup> OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

が提供されるべき事例を明確にする必要がある。

- (3) 管轄官庁が監視団体に対して実施する検査の頻度と性質を特定する必要がある。
- (4) 本規則の範囲内での個人データの処理（特に、検査との関連で入手した個人データの処理）に係る個人の保護は、個人データの処理に係る個人保護および当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付の欧州議会および欧州理事会指令 95/46/EC に定められた要件<sup>(2)</sup>、ならびに欧州共同体の機関・組織による個人データの処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する 2000 年 12 月 18 日付の欧州議会および欧州理事会規則（EC）No 45/2001<sup>(3)</sup>に従うものとする。
- (5) 本規則に定められた措置は、森林法の施行・ガバナンス・貿易委員会の意見と合致している。

ここに以下の規則を採択する。

## 第 1 条 主題

本規則は、デューデリジェンス・システム、ならびに監視団体に対する検査の頻度と性質に関する詳細を定めるものである。

## 第 2 条 デューデリジェンス・システムの適用

1. 事業者は、特定のサプライヤーが供給する特定の種類の木材または木材製品それぞれに対して、12 カ月を超えない期間内に、デューデリジェンス・システムを適用しなければならない。ただし、樹種、伐採国（1 カ国または複数国）、あるいは該当する場合は、伐採された国内地域、および伐採コンセッションに変更がないことを条件とする。
2. 前項は、市場に出荷する木材・木材製品の各積み荷について、規則（EU）No 995/2010 の第 6 条（1）項（a）号で言及された、情報のアクセスを提供する措置・手順を維持する事業者の義務を損なわないものとする。

<sup>(2)</sup> OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

<sup>(3)</sup> OJ L 8, 12.1.2001, p. 1.



### 第3条

#### 事業者による供給に関する情報

1. 規則（EU）No 995/2010 の第6条（1）項（a）号で言及された、事業者による木材または木材製品の供給に関する情報は、第2項、第3項および第4項に従って提供されるものとする。
2. 規則（EU）No 995/2010 の第6条（1）項（a）号で言及された樹種の完全な学名は、一般名の使用において曖昧さが存在する場合に提供されるものとする。
3. 規則（EU）No 995/2010 の第6条（1）項（a）号で言及された国内地域に関する情報は、違法伐採のリスクが国内の地域によって異なる場合に提供されるものとする。
4. 規則（EU）No 995/2010 の第6条（1）項（a）号で言及された伐採コンセッションに関する情報は、違法伐採のリスクが国内または国内地域内の伐採コンセッションによって異なる場合に提供されるものとする。

前段の目的上、一定の地域内で木材を伐採する権利を付与する取り決めは、伐採コンセッションとみなされるものとする。

### 第4条

#### リスクの評価と緩和

規則（EU）No 995/2010 の第6条（1）項（b）号の後段の箇条書き1つ目および第6条（1）項（c）号で言及された認証制度および他の第三者検証制度が以下の基準を満たす場合は、リスク評価およびリスク低減の手順において同制度を考慮に入れることができる。

- (a) 要件を体系化したシステムが構築・公開され、第三者が利用できるようになっている。同システムには、少なくとも適用法のすべての関連要件が含まれていなければならない。
- (b) 適用法が遵守されていることを確認するために、適切な検査（現地査察を含む）が、第三者によって、12カ月以内の間隔で定期的実施されることが規定されている。
- (c) 適用法に従って伐採された木材および当該木材から製造された木材製品が市場に出荷される前に、サプライチェーンのいずれの段階でも追跡可能な、第三者が検証した追跡手段が組み込まれている。

- (d) 原産地が不明な木材・木材製品または適用法に従って伐採されていない木材・木材製品がサプライチェーンに混入しないことを確保する、第三者が検証した管理方法が組み込まれている。

## 第5条

### 事業者による記録管理

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第6条 (1) 項 (a) 号に定められた、事業者による供給に関する情報およびリスク低減手順の適用は、適切な記録によって文章化されなければならない。これらの記録は5年間保存し、管轄官庁が検査できるようにしなければならない。
2. 事業者は、デューデリジェンス・システムの適用において、収集された情報が規則 (EU) No 995/2010 第6条 (1) 項 (b) 号に定められたリスク基準とどのように照合され、リスク低減措置に関する決定がどのように下され、事業者がどのようにリスクの度合いを決定したかを実証できなければならない。

## 第6条

### 監視団体の検査の頻度と性質

1. 管轄官庁は、少なくとも2年に1回、規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (4) 項で言及された定期的な検査を実施しなければならない。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (4) 項で言及された検査は、特に以下のいずれかの場合に実施されなければならない。
  - (a) 管轄官庁が、事業者に対する検査を実施する中で、監視団体が構築したデューデリジェンス・システムの有効性および事業者による実施に関する欠陥を発見した場合。
  - (b) 欧州委員会が、木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010 に定める監視団体の認定および認定取消の手續規則に関する2012年2月23日付欧州委員会委任規則 (EU) No 363/2012 の第9条 (2) 項<sup>(1)</sup>に定められた認定後の変化が監視団体に生じたことを、管轄官庁に通知した場合。

<sup>(1)</sup> OJ L 115, 27.4.2012, p. 12.

3. 検査の有効性を確保するために監視団体に事前に通知する必要がある場合を除き、検査は事前の通告なしに実施されなければならない。
4. 管轄官庁は、文書化された手続きに従って検査を実施しなければならない。
5. 管轄官庁は、規則（EU）No 995/2010 の遵守を確保する目的で検査を実施しなければならないが、同検査には特に、また必要に応じて、以下を含めなければならない。
  - (a) 立入検査（現場査察を含む）。
  - (b) 監視団体の文書・記録の調査。
  - (c) 監視団体の幹部および職員の聞き取り調査。
  - (d) 事業者および取引業者その他関係者の聞き取り調査。
  - (e) 事業者の文書・記録の調査。
  - (f) 関係する監視団体のデューデリジェンス・システムを用いた事業者の供給品サンプル調査。

## 第 7 条

### 監視団体の検査に関する報告

1. 管轄官庁は、実施した個々の検査の報告書を作成しなければならないが、同報告書には、適用した手順・手法の詳細、検査結果ならびに結論を記載しなければならない。
2. 管轄官庁は、検査を受けた監視団体に対し、報告書案に記載した調査結果と結論を通知しなければならない。監視団体は、管轄官庁に対し、管轄官庁が指定する期限内に意見を述べることができる。
3. 管轄官庁は、個々の検査の報告に基づき、規則（EU）No 995/2010 の第 8 条（4）項で言及された報告書を作成しなければならない。

第8条  
発効

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから20日目に発効する。

本規則は完全なる拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ブリュッセルにて作成、2012年7月6日

欧州委員会  
委員長  
ジョゼ・マヌエル・バローゾ

8-1-3 EU 木材規則の監視団体の認定および認定取消の手續に関する欧州委員会委任規則  
仮訳

「Commission Delegated Regulation (EU) No 363/2012 of 23 February 2012 on the procedural rules for the recognition and withdrawal of recognition of monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32012R0363>

2012年2月23日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める  
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010 に定める  
監視団体の認定および認定取消の手續規則に関する  
欧州委員会委任規則 (EU) No. 363/2012  
(EEA 関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会  
および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010<sup>(1)</sup>、特に同第 8 条 (7) 項を考慮し、

以下の背景を踏まえて、

- (1) 規則 (EU) No 995/2010 は、特に、違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最小限に抑えることを目的としている。監視団体は、事業者が同規則の要件を満たすための支援を行う必要があり、そのために、監視団体は、デューデリジェンス・システムを構築し、事業者に同システムを利用する権利を付与し、事業者が同システムを適切に使用していることを確認しなければならない。
- (2) 欧州委員会が監視団体を認定する手続きは、公平かつ透明で独立しているべきである。従って、申請者の評価は、加盟国の管轄官庁と協議を行い、申請者に関する十分な情報を収集した後に行われなければならない。情報収集には、必要に応じて申請者の敷地を訪問することも含まれる。

<sup>(1)</sup> OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

- (3) 木材が伐採国の関連法を遵守しているかどうかを判断し、違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを評価する手段を提案するには、監視団体が備えるべき適切な専門知識と能力を特定する必要がある。確認されたリスクが無視できる程度ではない場合、監視団体は、同リスクを効果的に最小限に抑えるための適切な措置を提案できなければならない。
- (4) 監視団体は、透明性のある独立した方法で業務を遂行し、同業務から生じる利益相反を回避し、差別的でない方法で事業者 서비스에提供することを確保しなければならない。
- (5) 欧州委員会は、公平かつ透明で独立した手続きを経て、認定取消の決定を下さなければならない。欧州委員会は、決定を下す前に、加盟国の関係管轄官庁と協議を行い、十分な情報を収集する必要がある（必要に応じ、立入検査を含む）。関係する監視団体には、決定が下される前に意見を提出する機会が与えられなければならない。
- (6) 欧州委員会は、比例性原則に従って、監視団体が業務を遂行していない、または規則（EU）No 995/2010 の第 8 条に定める要件を満たしていない場合において、発見された欠陥のレベルを考慮し必要と判断した際は、暫定的、条件付き、またはその両方、あるいは恒久的に認定を取り消すことができなければならない。
- (7) 本規則の範囲内での個人データの処理（特に、監視団体としての認定申請における個人データの処理）に係る個人の保護の水準は、個人データの処理に係る個人保護および当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付けの欧州議会および欧州理事会指令 95/46/EC<sup>(2)</sup>、ならびに欧州共同体の機関・組織による個人データの処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する 2000 年 12 月 18 日付の欧州議会および欧州理事会規則（EC）No 45/2001<sup>(1)</sup>に定められた要件を満たすよう確保される必要がある。

ここに以下の規則を採択する。

## 第 1 条 定義

本規則の目的上、規則（EU）No 995/2010 の第 2 条に定められた定義に加えて、以下の

<sup>(2)</sup> OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

<sup>(1)</sup> OJ L 8, 12.1.2001, p. 1.

定義が適用される。

- (1) 「関係管轄官庁」とは、監視団体または監視団体としての認定申請者が合法的に設立された加盟国、あるいは欧州議会および欧州理事会指令 2006/123/EC<sup>(2)</sup>の意義の範囲内でサービスを提供しているまたはサービス提供を意図している加盟国の管轄官庁を意味する。
- (2) 「正式な資格の証拠」とは、加盟国の法律上・行政上の規定に従って指定された加盟国内の機関が交付した証書、証明書その他の証拠で、専門的訓練を成功裏に終了したことを証明するものを意味する。
- (3) 「職業経験」とは、関係する職業に実際的および合法的に従事することを意味する。

## 第 2 条

### 認定の申請

1. 公共・民間を問わず、会社、法人、事務所、企業体、機関または官庁など、欧州連合内で合法的に設立された主体は、監視団体として認定されるための申請書を欧州委員会に提出することができる。

同主体は、付属書に列記された文書と共に、欧州連合のいずれかの公用語で当該申請書を提出しなければならない。

2. 申請者は、監視団体として認定されるために、規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条 (2) 項および本規則の第 5 条から第 8 条に定められたすべての要件を満たさなければならない。
3. 欧州委員会は、申請書の受領日から 10 営業日以内に、受領を確認し、申請者に参照番号を付与しなければならない。

欧州委員会は、申請者に対し、申請に関する決定を行う仮の期限も示さなければならない。

また欧州委員会は、申請の審査において追加の情報・文書を入手するために仮の期限を変更した場合は常に、申請者にその旨を通知しなければならない。

4. 申請受領日から 3 カ月、または欧州委員会から申請者への直近の書面通信日から 3

<sup>(2)</sup> OJ L 376, 27.12.2006, p. 36.

カ月が経過した段階で（いずれか遅い方）、欧州委員会が認定を決定していない場合、または申請を却下した場合、欧州委員会は、申請に関する審査の進捗状況を申請者に書面で通知しなければならない。

前段の規定は、1つの申請の取り扱い対して複数回適用されることがある。

5. 欧州委員会は、申請書および関係書類の写しを関係管轄官庁に送付しなければならない。関係管轄官庁は、同送付日から1カ月の間、当該申請に関する意見を提供することができる。

### 第3条

#### 追加文書および敷地へのアクセス

1. 申請者または関係管轄官庁は、欧州委員会の要請に応じて、欧州委員会が求める追加の情報または文書を、指定された期限内に提出しなければならない。
2. 申請者は、欧州委員会に対し、規則（EU）No 995/2010 の第8条および本規則の第5条から第8条に定められたすべての要件が満たされていることを確認するために、敷地へのアクセスを認めなければならない。欧州委員会は訪問する旨を申請者に事前に通知しなければならない。関係管轄官庁は同訪問に同行することができる。

申請者は、当該訪問に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。

### 第4条

#### 認定の決定

欧州委員会は、規則（EU）No 995/2010 の第8条（3）項に従って認定を決定した場合、認定決定日から10営業日以内に当該申請者にその旨を通知しなければならない。

欧州委員会は、申請者に認定証を遅滞なく送付し、規則（EU）No 995/2010 の第8条（3）項の後段に従って、本条前段で言及された期限内に、当該決定を全加盟国の管轄官庁に通知しなければならない。

### 第5条

#### 欧州連合内における法人格および設立の合法性

1. 申請者が複数の加盟国において合法的に設立されている場合、申請者は、欧州連合内



における登記上の事務所、本部または主たる事務所、ならびにいずれかの加盟国内に設置されているすべての代理機関、支部または補助機関に関する情報を提供しなければならない。また申請者は、サービスの提供を意図する加盟国を申告しなければならない。

2. 申請者が加盟国の官庁の一部である場合は、欧州連合内における法人格および設立の合法性を証明する必要はないものとする。

## 第6条

### 適切な専門知識

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (2) 項 (b) 号が求める監視団体による適切な業務の遂行を確保するために、専門的能力を有する申請者の人員は以下の最低基準を満たさなければならない。そのことが正式な資格の証拠および職業経験によって証明されなければならない。
  - (a) 監視団体の業務に関連した分野における正式な専門的訓練。
  - (b) 専門上級職に関しては、監視団体の業務に関連した職務における5年以上の専門的経験。

上段の (a) 号の目的上、林業、環境、法律、経営管理、リスク管理、貿易、監査、財務管理、またはサプライチェーン管理に関連した分野が関連分野とみなされるものとする。

2. 申請者は、当該人員の職務および責務を記載した記録を保管しなければならない。また申請者は、当該人員の職務遂行および専門的能力を監督する手順を整備しなければならない。

## 第7条

### 監視団体としての業務遂行能力

1. 申請者は、以下を整備していることを証明しなければならない。
  - (a) 監視団体としての適切な業務遂行を確保する組織構造。
  - (b) 事業者が使用できるデューデリジェンス・システム。

- (c) デューデリジェンス・システムを評価・改善するための方針および手順。
  - (d) 事業者によるデューデリジェンス・システムの適切な使用を確認する手順およびプロセス。
  - (e) 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に使用していない場合に講じる是正措置の手順。
2. 申請者は、第1項の要件に加えて、監視団体の業務を遂行するために必要な財政的・技術的能力を有していることを証明しなければならない。

#### 第8条 利益相反の不在

1. 申請者は、活動の客観性および公平性が守られるような形で組織されなければならない。
2. 申請者は、監視団体としての業務遂行によって生じる利益相反（関連組織または委託業者との関係から生じる対立を含む）のリスクを特定、分析、記録しなければならない。
3. 利益相反のリスクが特定された場合、申請者は、組織・個人レベルでの利益相反を回避するための方針および手順を書面で整備しなければならない。書面の方針および手順は、維持および実施されなければならない。また、当該方針および手順に第三者監査を含めることができる。

#### 第9条 認定後の変化に関する情報

1. 監視団体は、認定後に以下の状況が生じた場合、遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。
  - (a) 認可後に、監視団体が第5条から第8条までの要件を満たす能力に影響を及ぼしかねない変化が生じた場合。
  - (b) 監視団体が、欧州連合内に、申請時に申告した以外の代理機関、支部または補助機関

を設置した場合。

- (c) 監視団体が、申請時に申告した以外の加盟国、または (d) 項に従ってサービス提供を停止したと申告していた加盟国においてサービスの提供を決定した場合。
  - (d) 監視団体が、いずれかの加盟国においてサービスの提供を停止した場合。
2. 欧州委員会は、第 1 項に基づいて得たすべての情報を関係管轄官庁に提供しなければならない。

## 第 10 条 認定決定の再検討

1. 欧州委員会は、監視団体の認定決定をいつでも再検討することができる。

欧州委員会は、以下の場合に当該再検討を行わなければならない。

- (a) 関係管轄官庁が、本規則の第 5 条から 8 条の規定とおりに、監視団体が規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条 (1) 項に定められた業務をもはや遂行していない、または規則 No 995/2010 の第 8 条 (2) 項に定められた要件をもはや満たしていないと判断したことを欧州委員会に通知した場合。
  - (b) 欧州委員会が、監視団体が規則 (EU) の第 8 条 (1) 項および (2) 項ならびに本規則の第 5 条から第 8 条に定められた要件をもはや満たしていないという関連情報(第三者からの根拠のある懸念を含む) を入手した場合。
  - (c) 監視団体が、本規則の第 9 条 (1) 項 (a) 号で言及された変化を欧州委員会に通知した場合。
2. 欧州委員会は、再検討に着手した場合、再検討および検査の実施において再検討チームの補助を受けるものとする。
3. 申請者は、規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条および本規則の第 5 条から第 8 条に定められたすべての要件が満たされていることを再検討チームが確認するために、敷地へのアクセスを再検討チームに認めなければならない。関係管轄官庁は、同訪問に同行することができる。

申請者は、当該訪問に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。

4. 再検討チームは、訪問の結果を記した報告書を作成しなければならず、同報告書には、裏付けとなる証拠を添付しなければならない。

再検討報告書には、監視団体の認定を撤回すべきかどうかの提言を示さなければならない。

再検討チームは、再検討報告書を関係管轄官庁に送付しなければならない。関係管轄官庁は、同送付日から3週間の間、当該報告書に関する意見を提供することができる。

再検討チームは、関係する監視団体に対し、訪問結果の要約および報告書の結論を通知しなければならない。当該監視団体は、同送付日から3週間の間、再検討チームに意見を述べることができる。

5. 再検討チームは、監視団体が規則（EU）No 995/2010 の第8条に定められた業務および要件をもはや履行していないと判断した場合、発見された欠陥のレベルを考慮した上で必要とみなした際は、再検討報告書の中で、暫定的、条件付き、またはその両方、あるいは恒久的な認定取消を提言することができる。

再検討チームは、上記の代わりに、是正措置の通知または正式な警告の発布、あるいはさらなる措置を取らないことを欧州委員会に提言することができる。

## 第11条

### 認定取消の決定

1. 欧州委員会は、第10条で言及された再検討報告書を考慮した上で、監視団体の暫定的、条件付きまたはその両方、あるいは恒久的な認定取消を行うかどうかを決定しなければならない。
2. 欧州委員会は、発見された欠陥のレベルでは、規則（EU）No 995/2010 の第8条（6）項に基づき、監視団体が当該規則の第8条（2）項に定められた業務および要件をもはや履行していないと判断するには至らない場合、是正措置の通知または正式な警告を発布することができる。
3. 監視団体の認定を取り消す決定、ならびに第2項に基づく通知または警告の発布は、同決定の採択日から10営業日以内に、関係する監視団体に通知し、さらに規則（EU）No 995/2010 の第8条（6）項に従って全加盟国の管轄官庁にも通知しなければならない。

ない。

第 12 条  
データ保護

本規則は、指令 95/46/EC および規則 (EC) No 45/2001 に定められた個人データの処理に関する規則を損なわないものとする。

第 13 条  
最終規定

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから 20 日目に発効する。

本規則は全体として拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ブリュッセルにて作成、2012 年 2 月 23 日

欧州委員会  
委員長  
ジョゼ・マヌエル・バロゾ

## 付属書

### 関係書類のリスト

法人格、設立の合法性、サービスの提供：

- 関連する国内法に定められた証拠書類の写し。
- 申請者がサービスの提供を意図する加盟国のリスト。

適切な専門知識：

- 機関の詳細および主体の構造。
- 専門的能力を有する人員のリスト（職務経歴書の写しを添付）。
- 上記人員の職務・責務および所属部署。
- 監視団体が専門的能力を有する人員の職務遂行および専門的能力を監督する手順を説明した詳細。

監視団体としての業務を遂行する能力：

以下に関する詳細：

- デューデリジェンス・システム。
- デューデリジェンス・システムを評価・改善するための方針および手順。
- 事業者または第三者からの苦情に対処するための方針および手順。
- 事業者によるデューデリジェンス・システムの適切な使用を確認するための手順およびプロセス。
- 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に使用していない場合に講じる是

正措置の手順。

- 記録管理プロセス。

財務能力：

- 前会計年度の財務諸表の写し。または、
- 売上高の申告。または、
- 申請者が正当な理由によって上記を提出できない場合は、その他の裏付け資料。
- 賠償責任保険の証拠。

利益相反の不在：

- 利益相反がないことの宣言。
- 組織・個人レベルでの利益相反を回避するための書面の方針および手順（第三者監査を含めることができる）。

業務委託：

- 委託する業務の詳細。
- すべての委託業者または補助機関（設置した場合）が上記の関連要件を満たしている証拠。

8-2 EU 木材規則に関する欧州委員会のガイダンス文書 訳

8-2-1 欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書 仮訳

「[Comission Notice of 12.2.2016 Guidance document for the EU Timber Regulation](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/3/2016/EN/C-2016-755-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF>

ブリュッセル、2016年2月12日

C (2016) 755 final

### 欧州委員会通知

2016年2月12日

EU 木材規則に関するガイダンス文書<sup>1</sup>

#### 概要

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める規則 (EU) No 995/2010<sup>2</sup> (EU 木材規則または EUTR) によって、欧州委員会が均一な実施の確保を目的に非立法的行為を採択することが可能になった。現時点で以下の措置が採択されている。

- 監視団体の認定要件ならびに当該認定の付与および取消手続きについて定めた委任規則<sup>3</sup>、および
- デューデリジェンス・システムの詳細規則、ならびに加盟国の管轄官庁が監視団体に対して行う検査の頻度と性質について定めた実施規則<sup>4</sup>

様々なステークホルダー、加盟国の専門家および FLEGT (森林法の施行・ガバナンス・貿易) 委員会のメンバーとの協議の後、EU 木材規則の一部を明確にする必要があるという点でコンセンサスが得られた。また、EU 木材規則およびその非立法的行為に関する課題に対処するためにガイダンス文書が必要であることが合意され、FLEGT 委員会の協力の下で、同ガイダンス文書が協議および作成された。

本ガイダンス文書に法的拘束力はなく、本書の唯一の目的は、EU 木材規則、ならびに欧州委員会の 2 つの非立法的行為の特定の側面に関する情報を提供することである。本ガイダンスは、規則 (EU) No 995/2010、欧州委員会規則 (EU) No 363/2012、または欧州委

<sup>1</sup> 本ガイダンス文書のいかなる部分も、記載された文書への直接的参照に取って代わることはない。また欧州委員会は、本書内の誤りまたは表明に起因するいかなる損害に対する賠償責任も負うものではない。規則の解釈については、欧州司法裁判所のみが最終判断を下すことができるものとする。

<sup>2</sup> OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

<sup>3</sup> OJ L 115, 27.4.2012, p. 12.

<sup>4</sup> OJ L 177, 7.7.12, p. 16.



員会規則（EU）No 607/2012 の規定に取って代わったり、追加したり、それらを修正するものではなく、上記規定は適用すべき法的根拠であり続ける。また、本ガイダンス文書は単独で考慮されるべきではない。本規則と関連して用いられるべきであり、「独立した」参照として使用してはならない。

とはいえ、本ガイダンス文書は、法律文書の理解しづらい部分を明確にしているという点で、EUTR を遵守すべき者にとって有用な参照資料である。また本書は、国の管轄官庁や執行機関が EUTR の包括的規則を実施・施行する上での指針を提供している。

また本書で取り上げた課題は、欧州委員会の 2 つの非立法的行为に関する協議プロセスの中で、また様々なステークホルダーと行った多数の二者会合の後に提起することが決定された。EUTR 適用の経験が増えるに伴って課題を追加することも可能で、その場合、本文書は適宜改訂されることになる。

## 1. 「市場に出荷する」の定義

### 関連法：EUTR-第2条 定義

第2条の下では、以下の状況で木材が出荷された場合、「市場に出荷された」とみなされる。

- 「域内市場に供給された場合」－木材が、EU 内で伐採された、または EU 内に輸入され、自由な流通のために税関を通過したことによって、EU 内に物理的に存在しなければならないことを意味する。関税同盟の領域内に入る前の製品は、「欧州連合の商品」としての地位を取得しないからである。輸送中または再輸出のために特別通関手続き（例：一時輸入、再輸出加工、税関管理下加工、保税倉庫、保税地区）を受ける商品は、域内市場に出荷されたとはみなされない。
- 「最初に供給された場合」－EU 市場に既に出荷されている木材製品や、EU 市場に既に出荷されている木材製品由来の製品は該当しない。また「製品を最初に入手可能にする」というのは、EU 木材規則の適用開始日（2013 年 3 月 3 日）以降に市場に出荷された個々の製品のことを指し、新製品や新たな製品ラインの発売という意味ではない。「市場に出荷する」という概念は、単体として製造されたか、シリーズとして製造されたかを問わず、個々の製品のことを指し、製品の種類という意味ではない。
- 「商業活動の過程で」－木材製品が、加工目的、営利・非営利の消費者への流通目的、または事業者自身が業務で使用する目的で市場に出荷されていないなければならない。本

規則は、非営利の消費者には要件を課していない。

上記の要素が**すべて**同時に存在していなければならない。従って「市場に出荷する」とは、事業者が、木材または木材製品を、流通または使用を目的に、商業活動の過程において、EU市場で最初に入手可能にするという状況が発生していると理解すべきである。「事業者」を明確かつ論理的に一貫して特定するには、木材が EU 市場で入手可能になった方法に基づいて事業者を定義する必要があり、それは木材が伐採された場所が EU の域内か域外かによって異なる。

木材が EU 域内で伐採された、または商業活動の過程で最初に EU 域内に輸入された場合、以下が「事業者」の定義となる。

- (a) 木材が EU 域内で伐採された場合、事業者とは、伐採された木材を流通または使用する主体を意味する。
- (b)(i) 木材が EU 域外で伐採された場合、事業者とは、当該木材が EU 域内での自由な流通のために EU 税関当局によって通関された際に輸入者として行動した主体を意味する。ほとんどの場合、輸入者は、通関申告書（単一行政文書）の記入欄 8 の名称または番号が記載された「荷受人」として特定できる。
- (b)(ii) 木材または木材製品が EU に輸入された場合、「事業者」の定義は、製品の所有権その他契約上の取り決めとは無関係である。

すべての事業者は、EU を拠点にしているか否かにかかわらず、違法伐採木材の市場への出荷禁止、ならびに適切な注意（デューデリジェンス）を払う義務を遵守しなければならない。

付属書 1 には、「市場に出荷する」という解釈の実践例が記載されている。

EUTR には遡及効果がない。つまり、当該禁止の発効日である 2013 年 3 月 3 日よりも前に市場に出荷された木材・木材製品には当該禁止が適用されないことを意味する。ただし事業者は、国の管轄官庁による検査の際に、2013 年 3 月 3 日から運用可能なデューデリジェンス・システムを構築していることを示さなければならない。従って、事業者は、当該日の前後に供給品を特定できる状態になっている必要がある。取引業者に対する追跡義務も当該日から適用される。

## 2. 「無視できるリスク」の定義

### 関連法：EUTR –第6条–デューデリジェンス・システム

事業者は、デューデリジェンスにおいて、十分なリスク評価を行うために自らが扱う木材・木材製品とそのサプライヤーに関する情報を収集しなければならない。第6条は、評価すべき2種類の情報について以下のように定めている。

- 第6条(1)項(a)号–木材または木材製品そのものに関連した具体的な情報：木材・木材製品の詳細、伐採国（該当する場合は国内地域やコンセッション地）、サプライヤーおよび取引業者、適用法の遵守を示す文書。
- 第6条(1)項(b)号–製品を評価するための背景を提供する一般情報：特定の樹種の違法伐採の蔓延状況、伐採国における違法伐採慣行の蔓延状況、およびサプライチェーンの複雑さに関する具体的な情報。

一般情報は事業者がリスクレベルを評価するための背景を提供するが、木材製品そのものに関連したリスクを判断するには製品の具体的な情報が必要である。つまり、一般情報が潜在的リスクを示している場合は、製品の具体的な情報を収集する際に特別な注意を払わなければならないという意味である。製品の木材供給源が複数ある場合は、各構成要素または各樹種のリスクを評価する必要がある。

リスクレベルには多くの要素が関わっているため、ケースバイケースで評価を行うしかない。リスク評価システムとして一般的に認められているものはないが、原則として、事業者は以下の点を考慮する必要がある。

- **木材がどこで伐採されたのか？**  
木材の産地である国、地域またはコンセッション地で違法伐採が蔓延しているか？特定の樹種が特に違法伐採のリスクにさらされているか？木材の輸出入に対して国連安全保障委員会または欧州連合理事会の制裁が課されているか？
- **ガバナンスのレベルに懸念があるか？**  
ガバナンスのレベルによって、適用法の遵守を示す文書の信頼性が損なわれることがある。従って、国の汚職・腐敗レベル、ビジネスリスク指標その他ガバナンス指標を考慮する必要がある。
- **サプライヤーが適用法の遵守を示す文書をすべて揃えることができるか？またそれらの**

### 文書は検証可能か？

関連文書をすべて入手できる場合は、その製品のサプライチェーンが適切に構築されている可能性が高い。事業者はそれらの文書が本物で信頼できると確信してもよい。

- サプライチェーンに含まれている企業に、違法伐採に関連した慣行に関わっている兆候があるか？

違法伐採に関連した慣行に関わっている企業から購入する木材は、違法に伐採されている可能性が高くなる。

- サプライチェーンは複雑か？<sup>5</sup>

サプライチェーンが複雑になるほど、製品の木材を産地（供給源）まで遡るのが難しくなる。サプライチェーンのいずれかの段階で必要な情報が得られない場合、違法伐採木材がサプライチェーンに混入している可能性が高くなる。

製品の具体的情報と一般情報の両方を十分評価した結果、懸念すべき理由がなかった場合に、木材供給のリスクは無視できる程度だと理解すべきである。

本リスク評価リストは非網羅的であり、基準を増やした方が製品の木材が違法伐採された可能性を判断しやすい場合、または合法的に伐採されたことを証明しやすい場合、事業者は基準を追加することができる。

### 3. 「サプライチェーンの複雑さ」の明確化

関連法：EUTR-第6条-デューデリジェンス・システム

「サプライチェーンの複雑さ」はEUTR第6条のリスク評価基準の中に明示的に記載されており、従って、デューデリジェンスのリスク評価およびリスク低減と関連している。

同基準は、サプライチェーンが複雑な場合、木材を伐採地（伐採国、該当する場合は地域または伐採コンセッション）まで遡ることがより難しくなるという考えが根拠になっている。サプライチェーンのいずれかの段階で必要な情報が得られない場合、違法伐採木材がサプライチェーンに混入している可能性が高くなる。ただし、サプライチェーンの長さをリスク上昇要因とみなすべきではなく、重要なのは、製品の木材を伐採地まで遡れる可能性である。サプライチェーンが複雑なために、EUTR第6条(1)項(a)号および(b)号で義務付けられた情報の確認が難しい場合は、リスクレベルが高くなる。サプライチェーンに未確

<sup>5</sup> 「サプライチェーンの複雑さ」の概念を詳しく知りたい場合は、セクション3を参照。

認の段階があるときは、リスクが無視できないレベルだと結論づけることができる。

伐採地と事業者の間に入る加工業者や仲介業者の数が増えると、サプライチェーンの複雑さが増す。1つの製品に用いられている樹種や木材供給源が複数にわたる場合も複雑さが高くなる。

事業者は、サプライチェーンの複雑さを評価する際に以下の点を考慮することができる（ただし、網羅的リストではない）。

- ✓ 特定の木材製品が EU 市場に出荷されるまでに複数の加工業者またはサプライチェーンの複数の段階を経ているか？
- ✓ 木材・木材製品が EU 市場に出荷される前に複数の国で取引されているか？
- ✓ 市場に出荷する製品の木材には複数の樹種が含まれているか？
- ✓ 市場に出荷する製品の木材が複数の原産地から供給されているか？

#### 4. 適用法の遵守を示す文書に関する要件の明確化

<b>関連法：EUTR—第2条および第6条—デューデリジェンス・システム</b>
--

この義務は、「違法木材の定義はその木材が伐採された国の法律に基づいている」という根拠が背景となっている。

EUTR 第6条(1)項(a)号の最後の箇条書きには、デューデリジェンス・システムの一部として、伐採国の適用法を遵守していることを示す文書その他情報を収集しなければならないと規定されている。文書の収集はリスク評価のためであって、独立した要件とみなすべきではないことに留意する必要がある。事業者は、EUTR に基づくデューデリジェンスを実施するために、収集した文書の内容と信頼性を評価し、各文書に記載された様々な情報間の関連性を理解していることを示せなければならない。

法律は国によって異なり、修正される可能性があるため、EUTR は特定の法律を示さずに多数の立法領域を列記し、柔軟なアプローチをとっている。伐採国の適用法遵守を示す文書その他の情報を取得するには、事業者はまず、該当する国にどのような法律が存在するかを把握しなければならない。そのために、欧州委員会と連携した加盟国の管轄官庁によるサポートを得たり、監視団体(MO)のサービスを活用することができる。事業者がMOのサービスを利用しない場合でも、木材・木材製品伐採国の森林部門に関する専門知識を有する団体に支援を求めることができる。

国によって様々な規制制度があり、すべての国で特定の文書の発行が義務付けられているわけではないため、上記文書その他の情報を取得する義務は広義に解釈する必要がある。従って、同義務には以下の文書が含まれると理解すべきである：管轄官庁が交付した公文書、契約上の義務を示した文書、企業の方針や行動規範を示した文書、第三者検証機関が発行した証明書など。文書および情報は紙媒体または電子媒体のいずれかの方法で提出できる。

サプライチェーンの当事者は、伐採国・地域の一般情報を評価し、これらの文書が本物であることを確認するための合理的措置を取らなければならない。

以下の表は説明のために具体例をまとめたものであり、義務的または網羅的な事例とみなすべきではない。

1. 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利に関する文書。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：所有権、土地利用権、契約またはコンセッション契約に関する文書。
2. 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連する税金を含む）。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：契約書、銀行手形、VAT 文書、正式な領収書。
3. 木材伐採。木材伐採と直接関連している場合、森林管理や生物多様性保全を対象とした環境法および森林法を含む。	正式な監査報告書；環境許可証；承認された伐採計画；伐採区画閉鎖報告書；行動規範；厳格な法的監督および木材追跡・管理手続きが示された公開情報；伐採国の管轄官庁が交付した公文書など。
4. 木材伐採の影響を受ける利用権・保有権に関する第三者の法的権利。	環境影響評価；管理計画；環境監査報告書；社会的責任に関する合意；保有権・利用権の主張および紛争に関する特定の報告書。
5. 森林部門に関連した貿易および関税。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：契約書、銀行手形、貿易手形、輸入許可証、輸出許可証、輸出税の正式な領収書、輸出禁止リスト、輸出割当証明書など。

収集した文書は、サプライチェーン全体の追跡可能性を考慮して総合的に評価する必要があり、すべての情報が検証可能でなければならない。あらゆるケースにおいて、事業者は例として以下を確認する必要がある。

- 様々な文書が互いに、および入手可能なその他の情報と整合しているかどうか。
- 各文書が具体的に何を証明しているか。
- どのシステム（例：当局が管理するシステム、独立監査など）に基づいて文書が作成さ

れたか。

- 各文書の信頼性および妥当性（文書が偽造または違法に発行された可能性）。

加えて、事業者は、汚職・腐敗のリスク（特に林業部門）も考慮しなければならない。汚職・腐敗のリスクが無視できないレベルの場合は、当局が交付した公文書であっても信頼できるとみなすことはできない。国または国内地域の汚職・腐敗に関しては、一般的に利用できる様々な情報源がある。最も一般的なものはトランスペアレンシー・インターナショナル（国際透明性機構：TI）の腐敗認識指数（CPI）だが、他の同様の指標や関連情報を活用してもよい。

低い CPI スコアはさらなる検証が必要な可能性を示しており、信頼性を疑うべき理由があるかもしれないため、文書を点検する際は特に注意する必要があることを意味している。事業者は、CPI スコアは国の汚職・腐敗がどの程度だと認識されているかを示す平均的な指標であり、林業部門の特定の状況を直接示しているとは限らないことを認識する必要がある。従って、国内の地域によって汚職・腐敗リスクが異なっている可能性もある。

あるケースの汚職・腐敗リスクが高いほど、違法伐採木材が EU 市場に混入するリスクを軽減するために追加の証拠を取得する必要性が高くなる。追加の証拠としては、第三者検証制度（本ガイダンス文書のセクション 6 を参照）、独立監査または自己監査、木材追跡技術（例：遺伝子マーカー、安定同位体分析）などが挙げられる。

## 5A. 製品範囲の明確化－包装・梱包材

### 関連法：EUTR－第 2 条および EU 木材規則の付属書

付属書には、「欧州連合理事会規則（EEC）No 2658/87 付属書 I の合同関税品目分類表<sup>6</sup>に分類され、本規則が適用される木材・木材製品」が記載されている。

HS コード 4819 は以下を対象としている：「紙製、板紙製、セルロースウォッディング製またはセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器および紙製または板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの」

- 上記のいずれかの品目が、他の製品の包装・梱包材としてではなく、それ自体が製品として市場に出荷された場合は本規則の対象となり、従って、デューデリジェンスを適用

<sup>6</sup>[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/customs/customs\\_duties/tariff\\_aspects/combined\\_nomenclature/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/combined_nomenclature/index_en.htm).

しなければならない。

- HSコード 4415 または 4819 に分類された包装・梱包材が、他の製品を「支え、保護し、運搬する」ために用いられた場合は、本規則の対象にはならない。

これは、EUTR 付属書内で HS コード 4415 に適用されている上記制限が、HS コード 4819 にも適用されることを意味する。

このカテゴリーでは、製品に「不可欠な特徴」を与えていると考えられる包装・梱包材と、特定の製品に合わせて成形されているが製品の不可欠な要素ではない包装・梱包材とがさらに区別されている。合同関税品目分類表の解釈に関する一般規則<sup>57</sup>はこれらの違いを明確にしており、以下にその例を挙げている。ただし、これらの追加の区別が関係しているのは、本規則が適用される商品のごく一部だと考えられる。

要約すると、以下が本規則の対象となる：

- それ自体が製品として市場に出荷された、HSコード 4415 または 4819 の包装・梱包材。
- 製品に不可欠な特徴を与えている HSコード 4415 または 4819 の容器。例：装飾的なギフトボックス。

以下は本規則が免除される。

- ✓ 内部に商品が入っており、他の製品（木製品か否かを問わず）を支え、保護し、運搬するためだけに使用されている包装・梱包材。

## 5B. 製品範囲の明確化－廃棄物および回収品

関連法：EUTR－前文 (11) および第 2 条+指令 2008/98/EC－第 3 条 (1) 項

以下は本規則が免除される：

- ✓ 付属書に言及された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造された木材製品（例：解体された建物から回収された木材、または廃棄材から製造された製品）。

以下は本規則が免除されない：

- ✓ ライフサイクルを完了しておらず、再利用されなければ廃棄物として処分される原材料を用いた製造工程の副産物。

<sup>7</sup> <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2015:076:FULL&from=EN>.



## シナリオ

### 製材の副産物として製造されたウッドチップとおがくずには本規則が適用されるか？

はい。ただし、過去に域内市場に出荷された物質から製造されたウッドチップその他の木材製品は、「市場に出荷する」に関連した本規則の要件（EUTR 第 2 条（b）項、最後の文章）の対象とはならない。

### 家屋の解体後に回収した木材で製造した家具には本規則が適用されるか？

いいえ。これらの製品の材料は、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分されるものである。

## 6. リスク評価とリスク低減における第三者検証制度の役割<sup>8</sup>

関連法：EUTR-前文（19）および第 6 条-デューデリジェンス・システム+欧州委員会実施規則（EU）No 607/2012-第 4 条-リスク評価および緩和

### A. 背景情報

自主的な森林認証制度および木材合法性確認制度は、木材製品に関する顧客の要求に応えるためにしばしば利用される。通常これらの制度では、森林管理ユニット内で実施すべき管理慣行を定めた規格が設定され、それは以下によって構成されている。一般原則、基準および指標；規格遵守の検査および認証付与に関する要件；サプライチェーンを通して製品には認証を受けた森林から産出された木材のみ（または一定割合の木材）が含まれていることを保証する個別の生産・流通・加工過程管理（CoC）認証。

森林経営者や製造業者・取引業者ではなく、認証を求める顧客でもない機関が実施する評価や認証付与は、第三者認証として知られている。認証制度は通常、第三者機関に対し、監査者の技能に関する基準を定めた認定プロセスや認証機関が遵守すべき制度を通じて自らに評価を行う資格があることを証明するよう求めている。国際標準化機構（ISO）は、認証機関と評価実務の両方に関する要件の規格を公開している。私設の木材合法性確認制度は認可を受けた認証サービスを提供する機関が実施することが多いが、制度自体は認定を必要としない。

森林管理ユニットの管理に関する法令遵守の要件は、通常、森林管理認証基準の一部となっている。環境管理や品質管理などに関するシステム管理基準には、通常そのような要件は

<sup>8</sup> 証明書に FLEGT ライセンスや CITES 許可書と同じ地位は与えられていないことに留意（下記セクション 10）。

含まれておらず、後者は評価の際に厳格に検査されていない可能性がある。

## B. ガイダンス

製品の木材が合法的に伐採されたことを保証するために認証制度や合法性確認を利用すべきかどうかを検討する場合、事業者は、その制度にすべての適用法を対象とした基準が盛り込まれているかどうかを判断する必要がある。そのためには、事業者が利用している制度や、その制度が当該木材の伐採国でどのように適用されているかに関する一定の知識が必要である。通常、認定製品には、認証基準や監査プロセスの要件を設定した認証機関の名称が記載されたラベルが付けられている。そのような機関は通常、認証の適用範囲や、木材伐採国でその認証がどのように適用されるかなどの情報（現場査察の性質と頻度などの詳細を含む）を提供することができる。

事業者は、証明書を発行した第三者機関が十分な資格を有し、認証制度や関連する認可機関との関係が良好であることを確認しなければならない。また、制度に対する規制の情報は、該当する認証制度から得ることができる。

一部の制度は、製品に用いられている木材の特定の割合が認証基準を完全に満たしていれば認証を与えており、通常、その割合はラベルに明記されている。その場合、事業者は、認定されていない部分に対して検査が行われているかどうか、またそれらの検査によって適用法の遵守が適切に証明されているかどうかに関する情報を入手することが重要である。

未知または未許可の木材がサプライチェーンに混入していないことを示す証拠として、生産・流通・加工過程管理認証を用いることもできる。同認証は、許可を得た木材のみが「重要管理点」でサプライチェーンに入ること、および製品を追跡する際に、伐採源の森林だけでなく、サプライチェーン内の直前の管理者（生産・流通・加工過程管理認証の保有が必須）にも遡れることを根拠としている。生産・流通・加工過程管理認証を有する製品には、伐採源が複数あったり、認証された材料とその他の許可を得た材料が混ざって含まれていたりすることがある。生産・流通・加工過程管理認証を合法性の証拠として用いる場合、事業者は、許可された材料が適用法を遵守していること、およびそれ以外の材料を除外するために十分な管理が行われていることを確保しなければならない。

生産・流通・加工過程管理認証を有する機関は、認証された材料、認証された部分の材料、許可された材料、および未許可の材料を分離するためのシステムが整備されている限り、その時点で認定製品を製造していなくても同認証を保有し続けることができる点に留意する必要がある。認証を保証の根拠としている事業者が生産・流通・加工過程管理認証を有するサプライヤーから購入する場合は、自らが購入する製品が生産・流通・加工過程管理認証の

対象になっているかどうかを確認しなければならない。

事業者は、第三者検証制度の信頼性を評価する際に以下の点を考慮することができる。  
(ただし、網羅的リストではない)；

- ✓ 欧州委員会実施規則 (EU) No 607/2012 の第 4 条に基づくすべての要件を満たしているか？
- ✓ 認証または他の第三者検証制度が、国際標準または欧州の標準 (例：関連する ISO ガイドまたは ISEAL (国際社会環境認定表示連合) の規範) に従っているか？
- ✓ 木材または木材製品が輸出される国に、第三者検証制度の潜在的な欠陥や問題に関する根拠のある報告書が存在するか？
- ✓ 検査・検証を実施した第三者が、欧州委員会実施規則 (EU) No 607/2012 の第 4 条 (b) 項、(c) 項および (d) 項が指す独立した認可機関に該当するか？

## 7. デューデリジェンス・システムの定期的評価

### **関連法：EUTR-第4条-事業者の義務**

「デューデリジェンス・システム」とは、文書化された、検査済みの段階的手法を意味し、適切な管理体制が組み込まれ、ビジネスプロセスにおいて一貫した望ましい結果を生み出すことを目的としている。自己のデューデリジェンス・システムを使用する事業者は、同システムを定期的に評価することによって、システム担当者が適切な手順を遵守し、望ましい結果が得られていることを確認する必要がある。優良事例では、そのような評価を毎年実施すべきことが示唆されている。

同評価は、組織内の人物（できればシステム担当者と無関係な人物）または外部機関が実施することができる。評価によって弱点または欠陥を特定し、組織の管理者が問題への対応期限を設定する必要がある。

木材のデューデリジェンス・システムの場合、例えば、以下に関する書面の手順が整備されているかどうかを評価する必要がある。

- 市場に出荷する木材製品の供給に関する主な情報の収集・記録
- 製品の構成要素に違法伐採木材が含まれているリスクの評価
- リスクのレベルに応じた対策案の詳細

同評価では、デューデリジェンスの担当者がそれぞれの手順を理解・実施し、各手順が効果的に実施されている（リスクのある木材が特定され、その供給が排除されている）ことを確保する適切な管理体制が整備されていることも確認しなければならない。

## 8. 複合製品

### 関連法：EUTR—第6条(1)項

事業者は、複合品または木製の構成要素が含まれる製品に関する「情報へのアクセス」義務を履行する際は、複合品に用いられた未使用材料すべてに関する情報（樹種、各構成要素が伐採された場所、構成要素の産地の合法性を含む）を得る必要がある。

複合木材製品のすべての構成要素の具体的な産地を特定するのは難しく、特に紙、繊維板、パーティクルボードのように再構成された製品は、産地だけでなく樹種の特定も困難である。製品に用いられた木材の樹種が複数ある場合、事業者は、その木製品の製造に用いられた可能性がある木材の各樹種のリストを提出しなければならず、国際的に認められた木材用語（例：DIN EN 13556「欧州で使用されている木材の用語」、Nomenclature Générale des Bois Tropicaux（熱帯材の一般的名称）、ATIBT（1979））に従って樹種を列記する必要がある。

複合品の構成要素が、その製品に組み込む以前に既に市場に出荷されていた、またはライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質（5b参照）から作られたものであることを証明できる場合は、その構成要素に対してリスク評価を行う必要はない。例えば、事業者が製造・販売した製品にウッドチップを混ぜたものが含まれており、その一部は既にEU市場に出荷されていた木材製品から作られ、別の一部は事業者がEUに輸入した未使用材木から作られていた場合、リスク評価を行う必要があるのは輸入した部分だけである。付属書IIには、事業者が供給できる複合品に関する詳細な事例が記載されている。

## 9. 森林部門

### 関連法：EUTR—第2条

本セクションは、木材伐採国からの木材・木材製品の輸出に関する法規制の遵守のみを対象としており、本要件は、EUへの輸出国ではなく、伐採国からの輸出に適用される。例えば、木材がX国からY国へ輸出され、さらにY国からEUへ輸出された場合、本要件はX国からの輸出に対してのみ適用され、Y国からEUへの輸出には適用されない。

適用法には以下が含まれるが、それらに限定されない：

- 木材製品の輸出に対する禁止、数量割当その他の規制。例：未加工の丸太または粗びき木材の輸出禁止。

- 木材・木材製品の輸出ライセンスに関する要件。
- 木材・木材製品の輸出者に求められている公的な認可。
- 木材製品の輸出に適用される税金の支払い。

### 10A. CITES および FLEGT ライセンスを有する木材の扱い

#### 関連法：EUTR－第3条

本規則は、FLEGT ライセンスまたは CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）証明書が適用されている木材・木材製品は、本規則の要件を十分満たしているものとみなしており、それは以下のことを意味する：

- a) 上記文書が適用されている製品を市場に出荷している事業者は、有効な関連文書によって適用範囲を実証できる場合でも、当該製品に対してデューデリジェンスを行う必要がない。
- b) 加盟国の管轄官庁によって、上記に該当する製品は、合法的に伐採され、本規則の規定を違反するあらゆるリスクを排除しているとみなされる。

その理由は、輸出国と EU との自主的・二国間協定に従って、輸出国において合法性確認、つまりデューデリジェンスが実施されることになっているからで、従って事業者は、当該木材にはリスクがないとみなすことができる。

### 10B. CITES リスト掲載種から作られた CITES リスト未掲載の木材製品の扱い

#### 関連法：EUTR－欧州連合理事会規則第3条＋欧州連合理事会規則 (EC) No. 338/97

#### CITES および EU 野生生物取引規則

政府間協定の CITES は、野生動植物の国際取引によって種の存続が脅かされないようにすることを目的としている。対象となる動植物は 3 万種以上で、必要な保護の度合いは種によって異なる。CITES は特定の種の国際取引を一定の管理下に置くことによって機能し、管理には、同条約指定種の輸入許可および（再）輸出許可の取得を義務付けるライセンス制度も含まれる。

同条約指定種は、科学的評価に基づき義務付けられた保護の度合いに応じて、3つの附属書のいずれかに掲載されている。附属書 I には、現在絶滅のおそれがある種が掲載されており、これらの種の取引は特別な場合に限り認められている。附属書 II に掲載されている種は、必ずしも近い将来絶滅の危機に瀕するとは限らないが、「種の存続に反する利用」を回

避するために取引の管理が義務付けられている。附属書 III には、少なくとも一国で保護され、当該保護国が他の CITES 締約国に取引管理の支援を要請している種が掲載されている。

EU では、CITES は様々な規則の総称として知られている「EU 野生生物取引規則(WTR)<sup>9</sup>」を通して履行されている。欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 (基本規則) は、4 つの付属書 (A~D) に掲載された種の標本<sup>10</sup>の、EU への持ち込み、EU からの輸出・再輸出、および EU 域内での移動について規定している。種が掲載されている付属書によって異なる規制管理が適用され、一部の WTR 条項は CITES の規定の範囲を超えている。

## 課題

CITES の附属書および欧州連合理事会規則 338/97 の付属書には、種の特定の部分または派生物、あるいは種の特定の個体のみが列記されていることがある<sup>11</sup>。ある品目または製品が、(例えば、付属書内の列挙が限定的なために) 欧州連合理事会規則 338/97 の対象となっていない場合、当該品目または製品は WTR の規制を受けない。規則 995/2010 の第 3 条はそのような品目には適用されず、従って、本規則の目的上、当該品目は合法的に伐採されたとは自動的にみなされない。

<sup>9</sup> 現行の規則は以下のとおり：取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97；欧州委員会規則 (EU) No 1320/2014 によって最後に修正 (基本規則)；欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (欧州委員会規則 (EU) 56/2015 によって最後に修正) (実施規則)；取引規制による野生動植物の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 に定められた許可書、証明書その他文書の策定に関する規則を定め、規則 (EC) No 865/2006 (許可規則) および特定の種の野生動植物の標本を欧州連合に持ち込むことを禁じる欧州委員会実施規則 (EU) No 888/2014 を修正する 2012 年 8 月 23 日付の欧州委員会実施規則 (EU) No 792/2012 (欧州委員会実施規則 (EU) 57/2015 によって最後に修正)。加えて、特定の国から特定の種を EU に持ち込むことを停止するための停止規則も整備されている。

<sup>10</sup> 「標本 (specimen)」には特定の意味があり、欧州連合理事会規則 338/97 の第 2 条 (t) 項に定義が示されている。

<sup>11</sup> ある種が付属書 A、B または C に掲載されている場合、当該種の特定の部分および派生型のみが含まれていることを示す注釈がない限り、当該種のすべての部分および派生型も同じ付属書に掲載されている。規則 338/97 の脚注 12 は、#の記号を用いたマーキングシステムについて説明している。

以下の表に2つの事例を示している。

<p>1) 付属書 B-オオバマホガニー(<i>Swietenia macrophylla</i>) (II) (新熱帯区の個体群-中米および南米大陸、カリブ海地域を含む) #6</p>	<p>この種の場合、現在、丸太、挽き材、ベニヤシート、合板のみが欧州連合理事会規則 338/97 (付属書 B) に掲載されている。さらに新熱帯区の個体群のみが対象で、例えばインドネシア (プランテーション) で育成した樹木は除外されている。</p> <p>これらの個体群から作られた品目を EU 内に持ち込むためには、欧州連合理事会規則 338/97 の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>丸太、挽き材、ベニヤシート、合板のみが欧州連合理事会規則 338/97 の対象で、(同規則に従って導入された場合は) 規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定が適用される。</p> <p>この種から作られたその他のあらゆる製品は欧州連合理事会規則 338/97 の規制を受けず、規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定は適用されない。</p>
<p>2) 付属書 B-マホガニー (<i>Swietenia mahagoni</i>) (II) #5</p>	<p>この種の場合、現在、丸太、挽き材、ベニヤシートのみが欧州連合理事会規則 338/97 (付属書 B) に掲載されている。</p> <p>これらの品目を EU 内に持ち込むためには、欧州連合理事会規則 338/97 の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>丸太、挽き材、ベニヤシートのみが欧州連合理事会規則 338/97 の対象で、(同規則に従って導入された場合は) 規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定が適用される。</p> <p>この種から作られたその他のあらゆる製品 (合板を含む) は欧州連合理事会規則 338/97 の規制を受けず、規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定は適用されない。</p>

## 結論

事業者は、ある製品が EUTR によって規制されているが、(例えば、欧州連合理事会規則 338/97 の関連付属書内の列挙が限定的なために) WTR の規制は受けていない場合、同製品を輸入する際に特に注意を払う必要がある。EUTR の下では、当該製品の輸入に対する合法性は推定されない。

従って事業者は、他の輸入製品と同様に、当該製品にもデューデリジェンスを実施しなければならない。不明な点がある場合は、該当する輸出国の関連 CITES 管理当局に問い合わせる必要があり、連絡先の詳細は以下の CITES のウェブサイトに記載されている：  
<http://www.cites.org/cms/index.php/component/cp>.

事業者は、欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の付属書が、CITES の附属書 I および II の改正を反映させて、少なくとも 2 年か 3 年ごとに改正されることを念頭に置いておかなければならない。欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の付属書 C の改正 (リストへの追加または削除) は、CITES 附属書 III の改正に従って適宜行われる (締約国へは CITES 事務局から通知される)。

また、一部の締約国は、欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の規定よりも厳しい規則を定めている (例：付属書 C または D に掲載されている種の輸入・取引に対して追加の許可を義務付けている場合がある) ことにも留意しなければならない。

## 11. 代理業者の扱い

**関連法：EUTR—第 2 条、第 6 条、第 10 条**

### **A. 背景情報**

「代理人」とは、契約上の本人の名前で、かつ本人のために行動する代表者を指す。木材業界では、代理業者がサプライヤーやバイヤーの代わりに行動することがある。ただしその場合でも、契約相手は常にサプライヤーまたはバイヤーであり、代理業者は仲介業者となる。

一部の代理業者は、主に商業上の理由で、自らの契約またはサプライチェーンに関する詳細を輸入者と共有できない、または共有することに消極的である。そのような場合、輸入者は、EUTR の下で事業者に義務付けられているデューデリジェンスを行うために必要な基本情報にアクセスすることができない。

代理業者が輸入者とは別の国に拠点を置いていることもある。



## B. ガイダンス

### 代理業者とデューデリジェンス

代理業者を利用してもしなくても、事業者に対するデューデリジェンスの要件は変わらない。事業者が木材を供給している代理業者が、事業者が満足いくデューデリジェンスを実施するための十分な情報を提供できない、または提供するのに消極的な場合、事業者は、デューデリジェンスを実施できるようにするために供給ラインを変更するべきである。

### 代理業者と事業者が拠点を置く国が異なる場合

代理業者が関与していても、管轄官庁が事業者に対して検査を行う義務には影響を与えず、事業者は、木材を出荷する市場の国の管轄官庁による検査を受けなければならない。事業者が他国を拠点とする代理業者を介して木材を供給している場合、事業者への検査義務を有する管轄官庁は、当該代理業者が拠点を置く国またはそれ以外の国の管轄官庁その他当局の協力を仰ぐことができる。

## 12. 監視団体の扱い

関連法：EUTR-第8条+欧州委員会委任規則 (EU) 363/2012-第8条+欧州委員会実施規則 (EU) 607/2012-第6条
--

### 1. 監視団体 (MO) と管轄官庁 (CA) との間の伝達および協調

#### A. 背景情報

MO と CA との間で効果的なコミュニケーションが図られていれば、両者の能率が向上する。CA は、どの事業者が MO を利用しているかを知っていれば、リスクに基づいて計画を立案する際にそれを考慮することができる (例：そのような事業者への訪問を減らす)。これは CA、事業者および MO にとって有益である。

同様に、MO が提供するデューデリジェンス・システムを正しく利用できていないのはどの事業者かを CA が知っていれば、CA はそれを考慮に入れることができる (例：これらの事業者への訪問を増やす)。これは CA にとって有益である。なお MO には、規則 995/2010 の第 8 条 (1) 項 (c) 号に基づいて、CA と情報を共有する義務があることに留意しなければならない。

MO が特定の違法性の証拠を発見した場合、それは直ちにすべての加盟国の CA によって活用されることになる。

## B. ガイダンス

MO は、サービスを提供している加盟国の CA と、顧客の年次報告書（契約有効期間の詳細を含む）を共有することが推奨される。

## 2. 利益相反

### A. 背景情報

EUTR および関連規則には利益相反に関する規定があり、利益相反を回避するためのシステムを整備しなければならないと定めている。

利益相反は、関係者に個人的その他副次的利害がある場合に発生し、（欧州連合理事会勧告 No. R (2000)10E に基づく）公平で客観的な職務履行に影響を及ぼしたり、及ぼしているような印象を与える。

### B. ガイダンス

MO は、利益相反を回避するために、以下を整備・実施し、定期的に更新しなければならない。

- 契約上の義務に基づき、職員全員が潜在のおよび実際のあらゆる利益相反を書面で開示するための手順書
- 潜在的利益相反に関する第三者の根拠のある懸念にどのように対応するかを定めた手順書
- MO による決定が利益相反の影響を受けない、または影響を受けているような印象を与えないための、潜在的利益相反への時宜を得た適切な対応に関する手順書
- 潜在的なあらゆる利益相反およびそれらを解決するために取られた措置を記録するための手順書

### **3. 第三国における「デューデリジェンス証明」の扱い**

#### **A. 背景情報**

事業者が、デューデリジェンスにおいて、EU 域外の MO 姉妹機関が発行した証明書を提示されることがある。また、これらの証明書があれば事業者はデューデリジェンスを行う義務を免除されると伝えられるケースもある。しかし本規則には、そのような証明書の扱いに関する明示的な説明はない。

#### **B. ガイダンス**

事業者がそのような証明書を受領しても、EUTR 第 6 条に定められたデューデリジェンスの義務を免除されることはない。MO または EU 域外の MO 姉妹機関が証明書を発行する際は、それによってデューデリジェンスの義務が免除されることはないことを明記する必要がある。

ただし証明書は、遵守を示す他の文書（例：合法性保証システムの証明書）と同様に、デューデリジェンス・システムの一部として活用することができる。この場合、事業者は、デューデリジェンスの一環として、証明書の具体的な証明内容や検査の頻度を正確に理解する必要がある。また事業者は、追加の質問や証明書の有効性確認が必要なときのために、検査を実施する企業の連絡先を把握しておく必要がある。

### **4. 事務所がない加盟国でサービスを提供している MO への検査**

#### **A. 背景情報**

すべての加盟国で事業者にサービスを提供している MO の中には、すべての加盟国に事務所を設置していないケースもある。この場合、CA は全加盟国で MO に対する検査を実施すべきか、MO が事務所を有する国だけで検査をすればいいのかという疑問が生じる。

#### **B. ガイダンス**

EUTR 第 8 条 (4) 項は、「管轄官庁は、自らの管轄権内で活動する監視団体に対し、定期的に検査を実施しなければならない」と定めている。この場合の「活動」とは、EUTR 第 8 条(1)項で示された、「デューデリジェンス・システムを利用する権利を事業者に付与し」、「当該事業者がデューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する」と理解すべきである。

MO が CA の管轄権内で事業者 서비스에提供している場合、CA は少なくとも 2 年に 1 回、当該 MO に対する検査を実施しなければならない。MO が現時点で CA の管轄権内で事業者 서비스에提供していない場合、CA は MO に検査を実施する必要はない。

MO は、ある加盟国に事務所を設置していなくても、その加盟国の CA が検査の実施を望めば、CA の都合に合わせて職員を派遣し、CA に情報を提供しなければならないことを認識しておく必要がある。CA が MO に出向くことはない。

ただし、MO が主たる事務所を構える加盟国の CA は、当該 MO に少なくとも 2 年に 1 回検査を実施しなければならない。主たる事務所とは、欧州委員会のウェブサイトに掲載されている所在地を意味する。CA は、検査結果を互いに共有することが奨励される。

## **5. MO を利用する事業者に対する CA の検査**

### **A. 背景情報**

規則 995/2010 第 8 条 (1) 項 (b) 号は、MO に対し、事業者が「デューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する」よう求めている。CA は、MO のデューデリジェンス・システムを利用している事業者を含め、すべての事業者に検査を実施しなければならない。

### **B. ガイダンス**

CA は、リスクに基づいて計画を策定する際に、MO のデューデリジェンス・システムを利用する事業者も含めなければならない。例えば、十分検査された MO のデューデリジェンス・システムを利用する事業者を「低リスク」とみなすなど、CA は MO の利用を検討材料に用いることもできる。

## 付属書 I

### 「市場に出荷する」という解釈の実践例

以下のシナリオでは、EU 木材規則に基づき、企業または個人が事業者とみなされる状況を例示している。

#### シナリオ 1

製造業者 C は、EU 域外の第三国で紙を購入し、それを EU（いずれかの国）に輸入した後、同国でその紙を用いて筆記帳を製造した。その後、製造業者 C はその筆記帳を別の EU 加盟国の小売業者 D に販売した。当該筆記帳は、EUTR の付属書の対象となる製品である。

- ▶ 製造業者 C は、自らの事業で使用する目的で紙を輸入した時点で事業者となる。

#### シナリオ 2

小売業者 G は、EU 域外の第三国でロール紙を購入し、EU に輸入した後、EU 域内の自らの商店で使用している。

- ▶ 小売業者 G は、自らの事業で使用する目的でロール紙を EU に輸入した時点で事業者となる。

#### シナリオ 3

EU に拠点を置く製造業者 C は、コーティング加工のクラフト紙を第三国の製造業者から直接輸入し、EU 市場で販売される製品の包装に使用している。

- ▶ 製造業者 C は、自らの事業で使用する目的でクラフト紙を輸入した時点で事業者となる。クラフト紙は包装のみに使用されているが、単独の製品として輸入されている。

[シナリオ 4, 5, 6 では、EU 主体が非 EU 主体から木材・木材製品を購入する例を挙げており、状況のわずかな違いについては各シナリオの最後に説明している。]

#### シナリオ 4

EU に拠点を置く木材商 H は、EU 域外を拠点にするサプライヤーから、インターネットでパーティクルボードを購入した。同契約では、パーティクルボードがまだ EU 域外にあっても、所有権が直ちに木材商 H に移転されることになっている。パーティクルボードは、海運業者 J によって EU 加盟国へ輸送され、通関手続きが行われた後、木材商 H のもとへ

輸送された。木材商 H は、パーティクルボードを建設業者 K へ売却した。

- ▶ 木材商 H は、H の事業での販売または使用を目的に、代理業者 J がパーティクルボードを EU へ輸入した時点で事業者となる。海運業者 J は、木材商 H の代わりに商品を輸送した代理業者にすぎない。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれる前に、所有権が非 EU 主体から EU 主体に移転している。]

### シナリオ 5

EU に拠点を置く木材商 H は、EU 域外を拠点にするサプライヤー L から、インターネットでパーティクルボードを購入した。同契約では、パーティクルボードがイギリスにある木材商 H の資材置き場へ輸送された時点で所有権が移転することになっている。海運業者 J は、サプライヤー L の代わりにパーティクルボードを EU へ輸入し、木材商 H の資材置き場へ輸送した。

- ▶ 木材商 H は、H の事業での販売または使用を目的に、サプライヤー L の海運業者 J がパーティクルボードを EU へ輸入した時点で事業者となる。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれた後に、所有権が非 EU 主体から EU 主体に移転している。]

### シナリオ 6

EU 域外に拠点を置くサプライヤー L が、木材・木材製品の貨物を EU へ輸入し、その後バイヤーを探した。木材商 H は、同貨物がサプライヤー L によって物理的に EU 内に持ち込まれ、自由な流通のために税関を通過した後に、L から当該木材・木材製品を購入した。木材商 H は、当該木材・木材製品を自らの事業で使用している。

- ▶ サプライヤー L は、自らの事業を通じて販売するために同製品を EU 内に輸入した時点で事業者となる。木材商 H は取引業者である。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれるまで所有権は非 EU 主体から EU 主体に移転しておらず、それ以前には契約も存在していない。]

### シナリオ 7

EU に拠点を置く小売業者 M は、木材製品を EU 内に輸入し、自らの店舗を通じて非営利の消費者へ直接売却した。

- ▶ 小売業者 M は、自らの事業を通じて販売するために同木材製品を EU 内に輸入した時点で事業者となる。

### シナリオ 8

エネルギー会社 E は、EU 域外の第三国からウッドチップを直接購入し、EU 内に輸入した後、それらを用いてエネルギーを生産して EU 加盟国内の送電網へ売却した。ウッドチップは EUTR の適用範囲に含まれるが、エネルギー会社 E が売却した最終製品(エネルギー)は適用範囲外である。

- ▶ エネルギー会社 E は、自らの事業で使用する目的でウッドチップを EU 内に輸入した時点で事業者となる。

### シナリオ 9

木材商 H は、EU 域外の第三国からウッドチップを直接購入した後、それらを EU 内に輸入し、EU 域内でエネルギー会社 E に売却した。その後エネルギー会社 E は、当該ウッドチップを用いてエネルギーを生産し、EU 加盟国の送電網へ売却した。

- ▶ 木材商 H は、自らの事業を通じて販売するためにウッドチップを EU 内に輸入した時点で事業者となる。

[シナリオ 10 および 10a は、立木が本規則の範囲外であることを強調している。「事業者」は、契約の詳細によって、森林所有者、あるいは自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採する権利を有する企業のいずれかになる。]

### シナリオ 10

森林所有者 Z は、自らの土地で伐木し、当該木材を消費者に販売するか、自らの製材所で加工した。

- ▶ 森林所有者 Z は、自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採した時点で事業者となる。

### シナリオ 10a

森林所有者 Z は、企業 A の事業を通じて販売または使用するために、Z の土地で立木を伐採する権利を企業 A 売却した。

- ▶ 企業 A は、自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採した時点で事業者となる。

付属書 II

複合品の情報に関する例

製品の種類	フラットパック・キッチンフィッティング					市場への出荷の可否
期間	2011年4月～2012年12月					
数量	3,200 ユニット					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
コア	中質繊維板	針葉樹混交林：主にヨーロッパアカマツ ( <i>Pinus sylvestris</i> )、オウシュウトウヒ ( <i>Picea abies</i> )	複数のEU加盟国	複数	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外
			北方の第三新興国	複数	独自の合法性監査およびトレサビリティ	可 (根拠の確かな証拠がある場合)
表層	ファクシミリ版の木目調ペーパーコーティング (EU域外から輸入)	不明	不明	不明	なし	不可

製品の種類	CKD オフィス家具					市場への出荷の可否
期間	2011年1月～2011年6月					
数量	1,500 ユニット					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
コア	パーティクルボード	シトカトウヒ	EU加盟国	複数	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外
フェース & バック	0.5 mm ベニヤ	ヨーロッパブナ ( <i>Fagus sylvatica</i> )	EU加盟国	私有林所有者	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外



製品の種類	ウッドチップ					市場への出荷の可否
期間	2012年1月～2012年12月					
数量	10,000トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	製材所の厚板から製造／森林所有者から購入した立木の切れ端	トウヒ属混交林、マツ、カバノキ	EU加盟国	複数の私有林所有者	所有者の再生計画の確認	適用外
	製材所の厚板から製造／沿道で購入した丸太の切れ端	トウヒ属混交林、マツ、カバノキ	EU加盟国	複数の私有林所有者	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外

製品の種類	インドネシアの筆記用紙 (90 g/m <sup>2</sup> )					市場への出荷の可否
期間	2012年4月～2013年3月					
数量	1,200トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	短繊維パルプ	アカシアマンギユウム	第三国の熱帯途上国 (特定の州)	産業森林プランテーション・セッションXXX	合法性証明書	適用外
	短繊維パルプ	熱帯広葉樹混交林	第三国の熱帯途上国 (特定の州)	パルプ材／オイル・プランテーションのために開拓した天然二次林	未提出	不可
	長繊維パルプ	ラジアータパイン	第三国の温帯国	森林プランテーション	CoC 認証 (生産・流通・加工過程の管理認証)	可 (根拠の確かな証拠がある場合)

製品の種類	12-mm 合板					市場への出荷の可否
期間	2012年4月～2013年3月					
数量	8,500 m <sup>3</sup>					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
フェース & バック	ベニヤ	ビントングール ( <i>Calophyllum</i> spp.)	第三国の熱帯発展途上国(特定の州)	YYY セッション	政府機関発行の輸出許可書	可(根拠の確かな証拠がある場合)
コア	ベニヤ	ポプラ ( <i>Populus</i> sp.)	第三国の温帯新興国	農場の植林地(未特定)	未提出	不可

製品の種類	中国のコーティング加工されたアートボード					市場への出荷の可否
期間						
数量	500 トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	北部晒クラフトパルプ(NBKP)、針葉樹	アメリカツガ( <i>Tsuga heterophylla</i> )、ベイマツ( <i>Pseudotsuga menziesii</i> )、ベイスギ( <i>Thuja plicata</i> )、カナダトウヒ( <i>Picea glauca</i> )、コントロールタマツ( <i>Pinus contorta</i> )	北方の第三国	産業林のセッション	証明書ガイドラインに基づき「問題なし」に分類	可(根拠の確かな証拠がある場合)
	ラオプホルツ晒クラフトパルプ(LBKP)、広葉樹	ポプラ( <i>Populus</i> spp.)	北方の第三国	産業林のセッション	証明書ガイドラインに基づき「問題なし」に分類	可(根拠の確かな証拠がある場合)
	機械パルプ	ポプラ(カロリナポプラ: <i>Populus tremuloides</i> 、バルサムポプラ: <i>Populus balsamifera</i> )、カナダトウヒ( <i>Picea glauca</i> )、バンクスマツ( <i>Pinus banksiana</i> )	北方の第三国	複数の私有林所有者	「問題なし」に分類された合法性証明書	可(根拠の確かな証拠がある場合)

8-2-2 欧州委員会通知 EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書 仮訳

[「Commission notice — Guidance document on steps to be taken by EU Member States in the case of doubts as to the legality of timber from CITES-listed species imported into the EU」](#) の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C\\_.2018.376.01.0001.01.ENG&toc=OJ:C:2018:376:TOC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2018.376.01.0001.01.ENG&toc=OJ:C:2018:376:TOC)

## 欧州委員会 欧州委員会通知

### EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書 (2018/C 376/01)

EU に輸入された CITES リスト掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に  
EU 加盟国が取るべき措置

本通知の目的は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) のリストに掲載されている種の木材が EU に輸入されようとしている状況において、輸出国当局が発行した輸出許可書が提出されてはいるが、当該木材が伐採国の適用法に従って伐採されたことに疑いがある場合を念頭に、EU 野生生物取引規則<sup>(1)</sup>の実施に関連したガイダンスを EU 加盟国の管轄官庁に提供することである。

## 1. 背景情報

EU 加盟国の CITES 管理当局は、輸出国が CITES 条約に基づき輸出許可書を発行している場合に限り、EU 野生生物取引規則に従って、CITES 輸入許可書を発行すること

<sup>(1)</sup> 取引規制による野生動植物種の保護に関する 1996 年 12 月 9 日付の欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 (OJ L 61, 3.3.1997, p. 1) およびその実施規則、特に、取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (OJ L 166, 19.6.2006, p. 1)；取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 に定められた許可書、証明書其他文書の策定に関する規則を定め、欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (OJ L 242, 7.9.2012, p. 13) を修正する 2012 年 8 月 23 日付の欧州委員会実施規則 (EU) No 792/2012；および、特定の種の野生動植物の標本を欧州連合に持ち込むことを禁じる 2017 年 10 月 19 日付の欧州委員会実施規則 (EU) 2017/1915 (OJ L 271, 20.10.2017, p. 7)。

ができる<sup>(2)</sup>。これはとりわけ、輸出国が、「当該標本は動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないと納得している」ことを前提としている<sup>(3)</sup>。

規則 (EC) No 865/2006 (欧州委員会規則 (EU) 2015/870 によって修正) の第 7 条 (6) 項<sup>(4)</sup>によると、「第三国が発行した輸出許可書および再輸出証明書は、対象となる標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す満足できる情報を、当該第三国の管轄官庁が(要請に応じて)提供した場合に限り受理されなければならない」

規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項は、規則 (EC) No 338/97 に基づき輸出許可書の発行が必要なすべての標本に適用されるが、特に関係しているのが樹種である。最近の事例として、貨物の合法的産地に関して重大な疑問があるにもかかわらず、EU 加盟国が CITES 掲載種の木材に対する輸入許可書の申請手続きを進めなければならない状況に直面していることが確認されている。貨物には輸出国が発行した有効な輸出許可書が必要で、同許可書は原則的に、木材の産地が合法であることを輸出国が確認した保証になる。しかしながら、様々な筋から得られた情報は、産地の合法性や、標本が動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないことを輸出国が適切に検査していることについて疑問を抱かせるものである。

そのような状況では、EU 加盟国が一貫したアプローチで製品産地の合法性について等しく厳しい精査を行う(輸入許可を拒否する可能性もある)ことが重要である。規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) の解釈に関する本ガイダンスを活用しながら、EU 加盟国間の一貫性を確保することが重要であり、EU 加盟国は、ケースバイケースで、また各自が対処すべき状況に相応した方法で、以下に挙げた要素を考慮することが推奨される。

## 2. 本文書の地位

本ガイダンス文書は欧州委員会職員によって作成され、同草案は、規則 (EC) No 338/97 の第 18 条に従って設置された野生動植物の取引に関する委員会(従って、加盟国の管轄官庁)によって承認された。

<sup>(2)</sup> 規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (2) 項 (c) 号を参照。同規則の付属書 B に掲載されている種に適用。

<sup>(3)</sup> 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) の第 IV 条 (2) 項 (b) 号を参照。同条約の付属書 II に掲載された種に適用。

<sup>(4)</sup> 野生動植物の種の取引に関して、欧州連合理事会規則 (EC) 規則 No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める規則 (EC) No 865/2006 を修正する、2015 年 6 月 5 日付の欧州委員会規則 (EU) 2015/870 (OJ L 142, 6.6.2015, p. 3)。

本ガイダンス文書は、各国当局による規則（EC）No 338/97 の適用を支援することを目的としている。本書に法的拘束力はなく、唯一の目的は、規則（EC）No 865/2006 の特定の側面や、優れた実践とみなされている対策に関する情報を提供することである。本書は、セクション 1 で言及された適用可能な EU 法の規定に取って代わったり、追加したり、それらを修正するものではなく、上記規定は適用すべき法的根拠であり続ける。また、本書は単独で考慮されるべきではない。法規則と関連して用いられるべきであり、「独立した」参照として使用してはならない。欧州司法裁判所のみが、権威をもって EU 法を解釈することができる。

本書は欧州委員会によって電子的に公開される予定で、EU 加盟国が公表することもできる。また本書は、2021 年に野生動植物の取引に関する委員会によるレビューを受けることになっている。

### 3. 規則（EC）No 865/2006 の第 7 条（6）項の解釈に関するガイダンス

EU 法の法令は、その目的に従って解釈されなければならない。規則（EC）No 338/97 の第 1 条は、同規則の目的が、「野生動植物の種の取引を規制することによって、それらの種を保護し、その保全を確保すること」であると定めている。従って同規則の規定は、その目的と合致する形で解釈されなければならない。

さらに欧州連合の機能に関する条約の第 191 条（2）項は、予防原則に基づいて環境政策を行う必要があると定めている。これは、何らかの行動または政策が重大または回復不能な被害を及ぼすリスクがある場合は、十分な科学的確実性がないことを理由に、そのような被害を防ぐための費用効率の高い対策を遅らせてはならないことを示唆している。同原則は、そのようなリスクがある場合は、予防的意思決定によってより高いレベルの環境保護を確保することを目的としている。

欧州連合司法裁判所の一貫した判例法によると、予防原則は特に、欧州連合の環境法体系（environmental acquis）に適用されており、従って、規則（EC）No 338/97 の解釈および応用にも適用される。EU 加盟国は、規則（EC）No 338/97 に基づく自由裁量権の行使においても予防原則を適用すべきである。

加盟国の CITES 当局は、規則（EC）No 865/2006 の第 7 条（6）項に従って、CITES 標本の輸入申請を受領した際に、輸出国に助言を求めるべきか否かを判断する必要がある

る。ただし第7条(6)項は、体系的に輸出国と協議することを義務付けてはならず、EU加盟国は、リスクベースアプローチを採用し、個々のケースに応じて輸出国に助言を求めるべきか否かを判断することが推奨される。

**a) EU加盟国は、輸出国に助言を求める必要があるか否かを判断するためにどのような要素を検討する必要があるか？**

EU加盟国は以下の要素を検討することが推奨される。

- CITES 条約の履行に関連して、当該輸出国が貨物の合法性を保証するための十分な検査を実施していない可能性があることを示唆する情報があるか？（当該輸出国が CITES 常設委員会による勧告またはコンプライアンス対策の対象となっている場合、または同様のケースで、EU 木材規則 (EUTR) <sup>(5)</sup> に基づき、関連のガイダンス文書 <sup>(6)</sup> に従って、当該輸出国にさらなる確認が義務付けられている場合)
- 木材貨物が合法的な産地から入手されていないことを示唆する信頼できる筋からの情報があるか？
- サプライチェーンの企業が違法伐採に関連した慣行に関わっていることが示唆されているか？
- サプライチェーンがどの程度複雑で、木材産地の追跡がどの程度困難か？
- 当該輸出国の汚職・腐敗レベルは高いか？

上記要素を確認するために情報を収集した結果、貨物が種の保全に関する輸出国の国内関連法に反して取得されたかもしれないという重大な疑問が生じた場合、EU加盟国は、輸出国の CITES 管理当局に連絡することが推奨される（さらに輸出国の CITES 科学当局や、必要に応じて輸出国の FLEGT<sup>(7)</sup> ライセンス当局および

<sup>(5)</sup> 木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010 (OJ L 295, 12.11.2010, p. 23)

<sup>(6)</sup> 欧州委員会通知 (2016 年 2 月 12 日付) –EU 木材規則に関するガイダンス文書、C(2016) 755 final – [http://ec.europa.eu/environment/forests/timber\\_regulation.htm](http://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm)

<sup>(7)</sup> 森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 委員会からの通知に基づく森林法の施行・ガバナンス・貿易 –EU 行動計画の提案、COM(2003) 251、ならびに欧州共同体への木材の輸入に関する FLEGT ライセンス制度の設置に係

FLEGT または林業管理当局にも通知する)。手続きに大幅な遅延が生じる場合は、同協議が行われている旨を輸入申請者に通知する必要がある<sup>(8)</sup>。

## b) 輸出国からどのような情報を要請すべきか？

EU 加盟国は、輸出国に問い合わせる内容を決める際に、以下のチェックリストを検討することが推奨される。

- 輸出国は、CITES 附属書 II に掲載されている種に対して輸出許可書を発行する場合、当該標本が動植物保護に関する法律に従って取得されたことを納得する必要がある。このことから、どの動植物保護法が輸出許可書の対象となる製品に適用されているか？
- 上記の法律が遵守されていることを確認するためにどのようなシステムが整備されているか？また輸出許可書の対象となる貨物に対して、同システムはどのように実施されているか？特に、合法性確認の要件を遵守していることを確保するために、どのような文書が発行され、どのような検査が行われているか？
- 伐採段階から EU への輸出段階までのサプライチェーン（伐採、輸送、最初およびその後の販売、一次加工および二次加工、輸出）に関わっているすべての事業者が特定されているか？輸出許可書に記載されている標本が伐採された標本と一致していることを確かめるために、サプライチェーン全体における貨物の追跡可能性はどのように確保されているか？

これまでの経験上、木材貨物の合法性を適切に評価するには以下の要素が不可欠なため、必要であれば、EU 加盟国は以下の具体的な情報を輸出国に要請することもできる。

- 輸出企業の名称および所在地
- 木材の地理的産地（地域、コンセッション地の場所、関連する詳細）

る 2005 年 12 月 20 日付の欧州理事会規則 (EC) No 2173/2005 (OJ L 347, 30.12.2005, p. 1)

<sup>(8)</sup> 規則 (EC) No 865/2006 の第 8 条 (3) 項を参照。

- 輸出される木材が伐採された年、および当該年の割当量に従って輸出されていることの確認（CITES の輸出割当量または国内の伐採割当量がある場合）
- 管理計画、伐採許可、伐採ライセンスに関する情報、ならびに輸出国の法律に応じたさらなる関連情報
- 当該木材を入手した伐採地に関する情報（例：区画、樹木の数）
- 伐採地から加工地または輸出地までの追跡可能性に関する情報

c) どのような条件が満たされれば、輸出国からの情報を「満足できる」とみなせるか？

輸入国である EU 加盟国は、情報に一貫性と信頼性があり、木材貨物が動植物保護に関する輸出国の適用法に従って取得されたことを十分保証しているかどうかを評価するために、輸出国の CITES 管理当局から得た上記質問への回答を検討しなければならない。これらの条件が満たされ、文書が有効かつ検証可能であることを示す根拠の確かな証拠がある場合は、得られた回答を満足できる情報とみなし、輸入許可書を発行すべきである。

得られた情報が不十分または重要な要素が欠けていると判断した場合、EU 加盟国は、輸出国に連絡し、不足している情報を求めることが推奨される。

要請した情報を入手するために努力をしたにもかかわらず、輸出国から提供された上記質問に関する情報が未だ不十分なため、標本が種の保護に関する法律に従って取得されたと結論づけることができない場合、または回答が得られなかった場合、加盟国は、規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項に従って、該当する輸入許可書を発行すべきではない<sup>(9)</sup>。

輸出国が EU と FLEGT 自主的ニカ国協定を締結し、それによって、同国が輸出する木材貨物に対して FLEGT ライセンスが発行されている場合、同国のライセンス制度が CITES 掲載種の木材貨物に CITES 輸出許可書と FLEGT ライセンスの両方を添付することを義務付けている可能性がある<sup>(10)</sup>。その場合、FLEGT ライセン

<sup>(9)</sup> EU 加盟国は、規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (1) 項 (e) 号、第 4 条 (2) 項 (c) 号、および第 4 条 (2) (a) 号を根拠に輸入許可書の発行を拒否することもできる。

<sup>(10)</sup> 現在これに該当するのがインドネシアで、CITES 掲載種の木材はインドネシアの木材合法性保証システムの対象と



スは貨物の合法産地に関するさらなる保証となる。またそのようなケースでは、管理当局は、輸出国の関連 FLEGT ライセンス当局にも情報を求めることができる。またこれらのケースにおいて、CITES 木材に FLEGT ライセンスが交付されている場合は、輸入国である EU 加盟国の FLEGT 管轄官庁にも通知することが推奨される<sup>(11)</sup>。

**d) 加盟国間で同じレベルの調査が行われることを確保するために、どのような追加の行動を取ることができるか？**

加盟国は、上記質問に対する輸出国からの回答が満足できるものではなかったケース、または不十分だったために重要な許可書を発行できなかったケースについて、他の EU 加盟国および欧州委員会と情報を共有することが推奨される。

EU レベルで共通のアプローチが取られるようにするために、必要に応じて、管轄 CITES 管理当局の専門家グループに同問題を提起することができる。その場合、専門家グループは以下を行うことが推奨される。

- i. 欧州委員会が関係する輸出国に連絡し、該当種の輸出の合法性に関する懸念を伝え、輸出許可書発行拒否の原因となった要素を明確化するよう要請する。
- ii. 欧州委員会の要請に応じて輸出国がさらに提供した情報が不十分だとみなされた場合、当該輸出国による当該種の全 EU 加盟国への輸入を停止する。同停止は、「欧州委員会は、関係する原産国との協議の後、第 18 条 (2) 項に言及された規制手続きに従い、科学審査グループ (Scientific Review Group) の意見を考慮した上で、欧州共同体への導入に関する全面規制、または特定の原産国に関連した規制を設けることができる」と定めた規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (6) が根拠となる。
- iii. EU が、CITES 遵守制度<sup>(12)</sup>の一環として、CITES 事務局および CITES 常設委員会に同問題を提起する。

なり、同木材を輸出する際は、有効な V-Legal 文書 (木材合法性証明書) / FLEGT ライセンスが必要である。

<sup>(11)</sup> 欧州委員会通知 - 税関および FLEGT 実施ガイドライン - 公開概要 (OJ C 389, 4.11.2014, p. 2) に基づく。

<sup>(12)</sup> CITES 遵守手続きの決議 14.3 を参照

#### 4. EU 木材規則との関連性

上記で提案された措置は、2013年に違法木材をEU市場に出荷することを禁じるEU木材規則（EUTR）<sup>(13)</sup>が発効されて以降、特に重要になっている。EUTRに基づく合法性確認に関するさらなる情報、特に同規則の第2条（h）項に定められた「適用法」の定義については、本文書の付属書に記載している。

EUTRの第3条は、CITES掲載樹種について以下の特定の規則を定めている。「規則（EC）No 338/97の付属書A、B、Cに列記された種の木材のうち、同規則およびその実施規定を遵守しているものは、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる」。この推定は、上述したように、CITES条約が「輸出国の国内関連法を遵守して伐採された種に限り輸出許可書を発行する」という要件を締約国に課していることが根拠になっている。

上記の観点から、各EU加盟国のCITES管理当局、ならびにEU木材規則とFLEGT<sup>(14)</sup>規則を実施する管轄官庁は、加盟国内で各規則が一貫して実施されるように、（特に情報交換を通じて）協力し合うことが推奨される。EU加盟国のCITES管理当局が木材貨物の合法性について疑問を抱いた場合、同当局は、EU木材規則とFLEGT規則の実施を管轄するカウンターパート機関に通知しなければならない。また必要に応じて、各自の活動を知らせるために、木材管理を担う関連執行機関にも通知すべきである。同様に、EU木材規則とFLEGT規則を執行する管轄官庁は、CITES掲載種に関係するまたは関係する可能性がある情報を得た場合、CITESのカウンターパートにその旨を通知しなければならない。

加盟国によるEUTRの実施を支援するために、欧州委員会は、EUTR管轄官庁のためにEUTRに関連した情報共有の場を設けている<sup>(15)</sup>。また欧州委員会は、すべての関連当局がEUに輸入される木材製品の合法性に関する情報を共有できるように、CITES管理当局にもこの情報共有プラットフォームの利用を許可している。欧州委員会はさらに、EUTRの実施に関連した問題に対処するために、加盟国と協力してガイダンス文書を作成した<sup>(16)</sup>。同ガイダンス文書は、EUTR実施・執行関連の進捗情報など他の情報源と共に、欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

<sup>(13)</sup> 規則（EU）No 995/2010.

<sup>(14)</sup> 規則（EC）No 2173/2005.

<sup>(15)</sup> <http://capacity4dev.ec.europa.eu/eutr-competent-authorities/dashboard>

<sup>(16)</sup> 脚注7を参照

それ以外の情報源からも、特定の輸出国が整備している法的枠組みに関する情報を得ることができる<sup>(17)</sup>。ただしそれらの法的枠組みは、CITES に基づく合法性の定義、つまり CITES 条約の第 IV 条に沿った「動植物の保護に関する国内法」よりも適用範囲が広い場合がある。

<sup>(17)</sup> 例として、「<http://gftn.panda.org/?202483/Framework-for-Assessing-Legality-of-Forestry-Operations-Timber-Processing-and-Trade>」を参照。同ウェブサイトは以下を提供している：林業活動、木材加工および木材取引の合法性を評価するための共通枠組み（「合法性の共通枠組み」として知られる）に関する情報、各国政府および企業が以下に挙げる多数の国の林業活動、木材加工および木材取引に影響を及ぼす法律、規制、行政通達、契約上の義務に関連した情報を入手し理解できるように、非営利組織の WWF/GFTN および TRAFFIC が作成したチェックリスト（ブラジル、カメルーン、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、ガボン、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ペルー、コンゴ共和国、ロシアおよびベトナム）。

## 付属書

### 1. EU 木材規則と EU 野生生物取引規則の相互作用点と相違点

EU 木材規則 (EUTR) 第 2 条の (f) 項から (h) 項には以下の定義が示されている：

- (f) 「合法的に伐採された」とは、伐採国の適用法に従って伐採されたことを意味する。
- (g) 「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。
- (h) 「適用法」とは、伐採国で有効な法律のうち、以下の事柄を網羅したものを意味する。
  - 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
  - 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連した税金を含む）。
  - 木材伐採。木材伐採と直接関連している場合は、森林管理や生物多様性保全を含む環境・森林法も含まれる。
  - 木材伐採の影響を受ける利用および保有権に関する第三者の法的権利。
  - 森林分野に関連する取引および関税。

EUTR の第 4 条 (1) 項は、「違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を市場に出荷することは禁止されるものとする」と定めている。

従って EUTR は、EU 市場に最初に木材製品を出荷する事業者<sup>(1)</sup>に対し、違法伐採木材または違法伐採木材由来の木材製品が EU 市場に出荷されることを防止するために適切な注意を払うことを義務付けている。

<sup>(1)</sup> EU 市場に木材または木材製品を出荷する自然人または法人

EUTR には、規則 (EC) No 338/97 の第 3 条との相互参照が含まれており (セクション 4 に記載)、「規則 (EC) No 338/97 を遵守している CITES 掲載種の木材製品は、EUTR の目的上、合法的に伐採されたとみなされる」と規定している。ただし強調すべき点として、この推定は、規則 (EC) No 338/97 とその実施規定を実際に遵守している CITES 掲載種の木材製品のみ有効であることに留意する必要がある。

これら 2 つの規則の重要な相違点は、EUTR が「市場に出荷すること」を禁止しているのに対し、規則 (EC) No 338/97 は、EU に「導入された」時点から適用されることである<sup>(2)</sup>。つまり、後者は EU の領域に到着した時点から義務を課しているのに対し、EUTR は自由な流通のために市場に投入された後に適用される。

もう 1 つの相違点は、EUTR 第 2 条 (h) が定める「適用法」の範囲 (上記で言及) と、規則 (EC) No 338/97 に基づく合法取得検証の範囲で、第 4 条 (1) 項 (b) 号 (i) には、「該当種の保護に関する法律」と言及されている。つまり、EUTR の合法性検査には、規則 (EC) No 338/97 で求められている以上の要素が含まれている。

## 2. EU 加盟国の輸入許可、および CITES 附属書 II 掲載種の標本の輸出国による「合法取得検証の結果」

規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (1) 項 (b) 号 (i) によると、EU 加盟国は、以下の場合に限り、CITES 掲載種の標本に関する輸入許可書を発行することができる。

「当該標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す書面の証拠を申請者が提出した場合。同条約の附属書掲載種の標本を第三国から輸入する場合は、輸出国または再輸出国の管轄官庁が同条約に従って発行した輸出許可書または再輸出証明書が書面証拠となる」

この規定は、輸入国である EU 加盟国が合法取得の証拠として受理できると判断するには、第三国からの輸出許可書が CITES 条約の規定に従って発行されていないことを強調している。

<sup>(2)</sup> 規則 (EC) No 338/97 の第 4 条

CITES 条約の第 IV 条 (2) 項は、附属書 II 掲載種の標本の取引について以下のよう定めている。

「以下の条件が満たされた場合に輸出許可書が交付される：

(…)(b) 輸出国の管理当局が、当該標本は動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないと納得している (…)」

CITES 決議 11.3 (Rev. CoP17) は、同条約の遵守および執行について以下の勧告を行っている。

- e) 輸入国は、附属書 II または III の掲載種の標本が、同取引の関係国の法律に違反して取引されていると確信する理由がある場合、以下を行う必要がある。
  - i) 法律が違反されていると考えられる国に直ちに通知し、可能な限り、当該取引に関するすべての書類の複写を同国に提供する。
  - ii) 可能な場合、同条約の第 XIV の規定に基づき、当該取引に対してより厳しい国内措置を適用する。

規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項によると、「第三国が発行した輸出許可書および再輸出証明書は、対象となる標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す満足できる情報を、当該第三国の管轄官庁が (要請に応じて) 提供した場合に限り受理されなければならない」

ワシントン条約 (CITES) 第 17 回締約国会議において、合法取得の検証に関するさらなる研究が義務付けられており<sup>(1)</sup>、同研究の結論から導き出された成果は、本ガイダンスでも検討されるものとする。

<sup>(1)</sup> CoP17 決定 17.65 to 17.68

8-3 欧州委員会専門家グループの EU 木材規則に関するガイダンス文書 仮訳

8-3-1 リサイクル木材・木材製品に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document -Recycled timber and timber products](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Recycled%20timber%20and%20timber%20products.pdf>

**EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ  
ガイダンス文書<sup>12</sup>—リサイクル木材・木材製品**

**5b. 製品範囲の明確化—EUTR 第 2 条 (a) 項に基づく「木材・木材製品」の定義の例外およびその適用**

**関連法：EUTR**

**前文 (11)**

リサイクル木材・木材製品の使用は奨励されるべきであり、当該製品を本規則の適用範囲に含めると事業者に不相当な負担となることを考慮し、ライフサイクルを終えた使用済み木材・木材製品で、再利用されなければ廃棄物として処分されることになるものは、本規則の適用範囲から除外されるものとする。

**第 2 条**

(a) 「木材・木材製品」とは、付属書に記載された木材および木材製品を指す。ただし、廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2008/98/EC 第 3 条 (1) 項に定義された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品またはその構成要素は例外とする。

**指令 2008/98/EC 第 3 条 (1)**

「廃棄物」とは、所有者が捨てる、捨てる意思がある、または捨てる必要がある物質または物体を意味する。

<sup>12</sup> 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

本除外は以下の場合に適用される：

- 付属書に言及された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造された木材製品（例：再生紙、解体された建物から回収された木材、または廃木材から製造された製品）。

本除外は以下の場合には適用されない。

- ライフサイクルを完了しておらず、再利用されなければ廃棄物として処分される原材料を用いた製造工程の副産物。

## 1. 検査実施義務

管轄官庁は、EUTR 第 10 条に従って、事業者が第 4 条（市場への出荷禁止）および第 6 条（デューデリジェンス）に定める要件を満たしていることを確かめるための検査を実施しなければならない。管轄官庁は、これらの義務を履行するために、まず第 2 条（a）項に定められた定義と除外を適用しなければならない。

従って：

事業者による別段の実証がない限り、EUTR の付属書に含まれる木材・木材製品は、通常、第 2 条（a）項の適用除外にならず、製品が市場に出荷された際に事業者によってデューデリジェンスが実施されていると想定される。そのため管轄官庁は、検査の観点において、すべての製品が第 2 条（a）に該当することを事業者が適切に実証したと考えるべきである。

## 2. 第 2 条（a）条に基づく木材・木材製品への例外適用の実証

EUTR は、事業者に不相应な負担が生じることを避けるために例外を定めており、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材・木材製品から製造された木材・木材製品またはその構成要素を出荷する事業者には、デューデリジェンスを実施する義務が適用されない。ただし事業者は、当該木材・木材製品が除外対象であることを実証できなければならない。

従って、

事業者は、木材・木材製品またはその構成要素が、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造され、かつ最初に市場に出荷されたことを書類などで実証しなければならない。そのために利用可能な証拠：国内の管轄



官庁が発行した公文書、証明書（認証リサイクル材）、すべて分別された「廃棄物」であることを示す工場の写真で裏付けられたサプライヤーからの確認、事業者の事業活動、廃棄物処理に関する書類・許可書、設置されている「廃棄物」回収システム・機関、廃棄物であることや回収されたことが記載されたその他書類（例：製造業者の技術一式文書、または認可機関が作成しリサイクル材の割合が重量で記載されている検査報告書）。

## シナリオ

別の生産による「副産物」から製造された家具は当該規則の対象か？

はい。

別の生産による「副産物」は廃棄物ではなく、製造の原材料とみなされる。規制対象の木材製品の原材料は、その物質が製造工程の副産物である場合はリサイクル材ではない。

例：パーティクルボードや中質繊維板の製造に用いられる挽き材の木くずまたは切れ端。

上記に類似するシナリオが既にガイドラインに含まれており、同規則の対象であることが明確になっている。

合板のコア（中間部）が「リサイクル」材で作られ、前面と後面が新しいベニヤで作られている場合は当該規則の対象か？

はい。

合板シートがシートとして輸入されたかどうかによって異なり、シートとして輸入された場合は完全に規則の対象となる。廃棄材が輸入され、EU 内でシートが製造された場合、廃棄材は規則の対象にならない。

コアの材料が廃棄物またはリサイクル材の定義に該当するという妥当な主張を行う場合、事業者は、前面・後面に用いられたベニヤのみに対してデューデリジェンス・システムを整備する必要がある。

コアが「リサイクル」材のフィルム合板は当該規則の対象か？

事業者は、コアの材料が廃棄物またはリサイクル材の定義に該当することを示す妥当な

証拠を提出し、フィルム化粧板（例：メラミン）が用いられていることを申告しなければならない。化粧板に用いられた紙質・木質の繊維積層板はデューデリジェンス・システムの対象に含める必要がある。

**EU内で再利用・加工する目的で古い漁船の解体業者から直接購入した木材にはどのような書類が必要か？**

証拠書類には、輸出業者の事業活動に関する書類、廃棄物処理許可書、容器の写真、納入書類、供給源に関する情報が含まれる。

**解体家屋から回収した木材で製造した家具は当該規則の対象か？**

いいえ。ただし、背板や床板など新しい材料で作られた部分は EUTR の対象になる。

これらの製品の材料は、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される。必要な証拠には、輸出業者の事業活動に関する書類、廃棄物処理許可書、写真、納入書類、供給源に関する情報が含まれる。

### 8-3-2 根拠のある懸念に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Substantiated Concerns](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Substantiated%20concerns.pdf>

## EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ

### ガイダンス文書<sup>13</sup> - 根拠のある懸念

関連法：EUTR—第8条(4)項および第10条(2)項

#### 第三者から示された根拠のある懸念：

規則 995/2010 (EUTR) の第8条(4) および第10条(2) 項に従って、EUTR 管轄官庁 (CA) は、第三者から示された**根拠のある懸念**を含む関連情報を得た場合、事業者および監視団体に対して(追加の) 検査を実施することができる。

根拠のある懸念とは、EUTR の非遵守に関連した情報で、証明または証拠によって裏付けられ、EUTR 管轄官庁に提示されたものを言う。根拠のある懸念として、特定の積み荷、サプライヤー、事業者または監視団体を指すこともあれば、違法伐採木材が市場に出荷されるリスクを生み出し、管轄官庁による介入が必要な特定の伐採国における状況を指すこともある。また、合法性を示すためにサプライヤーや事業者が利用する特定の第三者検証制度・機関を意味することもある。

#### ガイダンス：

根拠のある懸念は、国内の行政手続き規則に従って、書面または口頭で管轄官庁に提示することができる。根拠のある懸念を違反疑惑者に伝えたり、意識向上のために、または(該当する場合) 適切な注意を行使する際に関連情報として考慮するために、団体または報道機関を通して他の事業者に示すこともできる。

情報提供者は、根拠のある懸念を伝える際に、以下の要素を可能な限り多く含めなければならない。

<sup>13</sup> 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

1. 根拠のある懸念の対象者（事業者、取引業者、監視団体）に関する情報（氏名、住所、連絡先）（分かっている場合）。
2. 根拠のある懸念を提示する個人または組織に関する情報（氏名、住所、電話番号）（該当する場合）。
3. 疑われる EUTR 違反の内容（違法木材の市場への出荷、デューデリジェンス・システム（DDS）の欠如、DDS 維持の不履行）。
4. 証拠の種類（例：写真、報告書、証人、またはインターポール、税関当局、生産国の当局、第三国の当局など信頼できる情報源からの情報）。
5. 事業者が遵守していない伐採国内の「適用法」の特定、違法伐採木材であるリスクが無視できないレベルであることを証明するその他の関連情報。
6. 疑われる EUTR 違反が起きている（または起きていた）場所。
7. 疑われる EUTR 違反の対象（種の識別、重量など）。
8. EUTR 違反疑惑の調査に有用だと思われるその他の情報。

管轄官庁は、EUTR の効果的な履行のために第三者の協力を促進することを目的に、国内の行政手続き規則に従って以下を行うことが奨励される。

- 根拠のある懸念を受領したことを確認する。
- 情報提供者に対し、提供された情報に留意したこと、同情報を徹底的に評価する予定であること、必要な場合は今後の調査に同情報が使用される可能性があることを通知する。

追加情報が必要だと管轄官庁が考える場合は、情報提供者に対して当該追加情報の提供を依頼することが奨励される（可能な場合）。

根拠のある懸念が相当程度存在すると評価された場合、管轄官庁は検査を実施しなければならず、EUTR 違反が確認された場合は、EUTR の実施に関する国内法に従ってあらゆる適切な履行措置を取らなければならない。

管轄官庁は、国の行政手続き規則に従って、検査の結果および取られた措置を情報提供者に通知することが奨励される。

管轄官庁は、他の管轄官庁にも関係があると考えられる場合、EUTR 第 12 条に従って、根拠のある懸念を当該管轄官庁および欧州委員会に伝えなければならない。上記の例としては、疑いのある違反が他の加盟国でも発生している可能性がある場合が挙げられる。

管轄官庁は、EUTR 第 11 条 (2) 項、EU および国内のデータ保護法ならびに秘密保持契約に従って、根拠のある懸念を受けて実施された検査およびその結果に関する情報を拡散することができる。

### 8-3-3 リスク低減措置に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Risk Mitigation measures](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Risk%20mitigation%20measures.pdf>

#### EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ

##### ガイダンス文書<sup>14</sup> - リスク低減措置

EUTR：無視できないリスクが特定された場合のリスク低減措置・手順

関連法：規則 995/2010 (EUTR)：第 4 条 2 項および第 6 条 1 項 (c) 号、実施規則 (EU) 607/2012：第 4 条および第 5 条

#### リスクレベルの推定

リスクレベルは様々な方法で確認することができ、違法伐採が蔓延している証拠は以下（非網羅的リスト）から取得することができる。

- 1) 国際的な機関・事務局の報告書（例：CITES、INTERPOL、UNODC、FAO、UNEP など）。
- 2) 政府機関の情報源。
- 3) 学術界、研究機関などの科学的・技術的報告書。
- 4) 市民社会または民間セクター（例：NGOs、監視団体など）。

さらに、汚職・腐敗（例：CPI<sup>15</sup>：腐敗認識指数の低さ）やガバナンスの質（例：世界銀行の世界ガバナンス指標）に関する情報もリスクレベルの指標に用いることができる。

リスクレベルの推定のために入手可能な情報が十分ではないと評価された場合、事業者は、違法伐採のリスクは無視できないと結論づけなければならない。その場合、事業者は緩和措置を講じた後、新たなリスク評価を行うか、当該木材または木材製品を EU 市場に出荷することを控えなければならない。

<sup>14</sup> 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

<sup>15</sup> セクション 4 を参照。

## ガイダンス：

EUTR に基づくデューデリジェンスを行う場合、緩和措置は、リスク評価で特定されたリスクを無視できるレベル<sup>16</sup>に最小化することを目的としたものでなければならない。リスクレベルが高いほど、より厳しい緩和措置が必要になる。

事業者は、サプライチェーンで確認された特定の段階の特定のリスクに応じたリスク低減措置を目指さなければならない。例えば、違法伐採がリスクである場合は、現場査察を実施する必要があり、異なる供給源の木材が混ざることが問題の場合は、製材所で検査を行う必要がある。サプライチェーンが長かったり複雑だったりする場合も、後者の問題に特別な注意を払う必要がある<sup>17</sup>。

より具体的には、無視できないリスクに適したリスク低減措置・手順として、確認されたリスクに応じて以下（非網羅的リスト）の措置・手順を1つまたは複数用いることができる。

1. 森林管理ユニット、サプライチェーン、サプライヤーに関する情報や書類の要請・取得および評価。可能な場合は、団体や商業主体が検査や書類の検証などの支援を行うことができる。さらに、収集した文書の内容は全体として（サプライチェーン全体から伐採時点まで）の追跡可能性を評価し、その信頼性を確認しなければならない<sup>18</sup>。
2. 独立した第三者検証制度の利用（EUTR に合致している場合）<sup>19</sup>。
3. 伐採国および加工国における独立監査の使用。伐採国で適用法が遵守されていることを確認するために、サプライチェーンに沿って監査を行い、監査報告書は管轄官庁による検査時も利用できるようにしなければならない。監査は国際基準または欧州の基準（例：関連する ISO ガイドまたは ISEAL コード）に従って実施し、現地査察や伐採地を検査するその他の手段（例：衛星データや GPS ロガーから得た情報）も含める。民間のコンサルタントを独立監査機関として利用することも可能で、一部は監視団体としても活動している。また、独立監査が民間サービスとして確立している国もある。独立監査は、規則 607/2012 第 2 条および第 4 条 (b) 項に従って、適用法の遵守を確認するために、少なくとも 12 カ月に 1 回実施しなければならない。

<sup>16</sup> 「無視できるリスク」の定義についてはセクション 2 を参照。

<sup>17</sup> セクション 3 を参照。

<sup>18</sup> セクション 4 を参照。

<sup>19</sup> セクション 6 を参照。

4. 木材の識別を目的とした科学的手法の活用。木材解剖学的（マクロ及びミクロ）分析、質量分析、安定同位体分析、DNA 解析、その他の手法がある。木材または木材製品のサンプルを採取し、利用可能なまたは追加採取した参照用サンプルと比較することによって、関連書類で示された樹種や木材産地と照合することができる。

これらの手法は以下のようなケースで採用することができる。

- 種の識別・検査。
- 大規模な木材産地の検査（例：国レベル）。
- 小規模な木材産地の検査（例：コンセッションレベル）。
- 木材が特定の樹木に属しているかどうかの確認（例：生産チェーンでの木材の追跡）。

これらのケースでは、程度の差はあるが参照サンプルを入手する必要がある。

利用可能な科学的手法や木材の検査・識別サービスを提供している研究所に関する情報は、様々な機関（国際機関、政府機関、研究・学術機関、市民社会）によってまとめられており、インターネットでも入手できる。例：国連薬物・犯罪事務所（UNODC）木材分析ガイド<sup>20</sup>、木材製品の樹種・産地を判断するための実験技術<sup>21</sup>、世界木材追跡ネットワーク<sup>22</sup>など。

5. 自己監査（事業者が実施）には以下を含めることができる。

- 森林管理ユニットでの現地査察。
- 伐採地を検査するその他の手段（例：衛星データや GPS ロガーから得た情報）の利用。
- サプライチェーン全体の合法性・透明性・追跡可能性の検証を目的としたサプライヤーに対する監査（必要であればサプライチェーンに沿って実施）。

自己監査には以下が求められる。

- EUTR に基づく義務の履行を検証するための監査計画。
- EUTR 第 2 条 (h) 項に基づく適用法の遵守に焦点を当てた十分な証拠書類。

様々なリスク低減措置を組み合わせることによって、リスクを無視できるレベルに効果的に軽減しなければならない。あらゆるリスク低減措置を取ってもリスクを無視できるレ

<sup>20</sup> [www.unodc.org/documents/Wildlife/Guide\\_Timber.pdf](http://www.unodc.org/documents/Wildlife/Guide_Timber.pdf)

<sup>21</sup> <http://sandbox.nepcon.net/fr/node/305>、NEPCoN が LIFE プロジェクト「合法木材取引の支援」の下で開発し、EU LIFE プログラムとイギリス政府の UK Aid が資金提供。

<sup>22</sup> <https://globaltimbertrackingnetwork.org/>



ベルに軽減できない場合、事業者は当該木材を EU 市場に出荷することを控えなければならない。

#### 8-3-4 デューデリジェンス・システムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document for the EU timber regulation: Consideration of prevalence of armed conflict and sanctions in due diligence systems](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

[https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20conflict%20timber\\_EG%20Agreed.pdf](https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20conflict%20timber_EG%20Agreed.pdf)

#### EU 木材規則に関するガイダンス文書<sup>23</sup>：

#### デューデリジェンス・システムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮

本案は、欧州委員会によって採択または承認されていない。本書で表明されている見解は欧州委員会サービス部門の予備的見解であり、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。本書の情報は、議論の対象となっている加盟国または主体のみに向けて発信されたものであり、秘密または部外秘の情報が含まれている可能性がある。

#### 関連法：EUTR — 前文 (3) および第6条 (1) 項 (b) 号

#### A. 武力紛争の蔓延および制裁の考慮

EU 木材規則 (EUTR) の前文 (3) は、違法伐採が武力紛争につながる可能性を指摘している。事業者は、第6条 (1) 項 (b) 号に基づいて、違法に伐採された木材が EU 市場に出荷されるリスクを分析・評価するために、デューデリジェンス・システムに関連リスク評価基準を導入しなければならない。同リスク基準には、武力紛争の蔓延、ならびに国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に課している制裁を考慮することが含まれる。

EUTR には「武力紛争の蔓延」の運用上の定義が含まれていないが<sup>24</sup>、EUTR の目的上、加盟国の管轄官庁および事業者は、紛争鉱物に関する規則 (EU) 2017/821<sup>25</sup> (紛争鉱物規

<sup>23</sup> 本ガイダンス文書のいかなる部分も、記載された文書への直接的参照に取って代わることはない。また欧州委員会は、本書内の誤りまたは表明に起因するいかなる損害に対する賠償責任も負うものではない。規則の解釈については、欧州司法裁判所のみが最終判断を下すことができるものとする。

<sup>24</sup> 第6条 (1) 項 (b) を参照。

<sup>25</sup> 紛争地域および高リスク地域を原産とする錫、タンタル、タングステン、それらの鉱石、および金に対する EU 輸入者のサプライチェーン・デューデリジェンスの義務を定める 2017 年 5 月 17 日付の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2017/821。

則) に示された以下の「紛争地域および高リスク地域」の定義を特に考慮した上で、同リスク評価基準を適用することが推奨される。

「紛争地域および高リスク地域とは、武力紛争の状態または紛争終結後の脆弱な状態にある地域、ならびに破綻国家のように統治や治安が弱いまたは存在せず、人権侵害を含む国際法違反が広範囲かつ組織的に横行している地域を意味する」

規則 (EU) 2017/821 に基づいた紛争地域および高リスク地域その他サプライチェーンのリスクを特定するための拘束力のない指針に関する欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149<sup>26</sup>のセクション 3「紛争地域および高リスク地域の定義の理解」には、この定義の主要要素を含めたより詳しい説明が記載されている。

EUTR は、事業者のデューデリジェンス・システムの一部である関連リスク評価基準の 1 つとして、国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課している制裁も明示的に列記している。同制裁に関する情報は、国連<sup>27</sup>および欧州委員会<sup>28</sup>のウェブサイトに掲載されている。これらの制裁は「木材の輸出入」を特に対象としていない場合もあるが、木材・木材製品の積み荷が、制裁の対象である主体（特に、木材会社、加工会社、輸出会社）または個人（特に、関連会社の受益所有者、経営者および従業員、請負業者）と関連している可能性があることに留意する必要がある。各国政府のウォッチリスト情報を確認するという方法もある<sup>29</sup>。

## B. ガイダンス

「武力紛争の蔓延」に関する判断において、事業者は、1つの情報源だけに頼るべきではない。国際機関や政府の情報源、市民社会団体の報告書、学術誌などあらゆる手段によってデューデリジェンス・システムに役立つ情報を得ることができる。欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149 のセクション 4 には、当局や企業が紛争地域および高リスク地域を特定しやすいように、関連するオープンソース情報に関する例示的かつ非網羅的なリストが掲載されている。また、その他の国または地域の情報源（例：EU 加盟国や第三国の外務省ホームページ）もこれらに関する最新情報を提供している。武力紛争の蔓延状況は全国的に均一とは限らないことを認識する必要があり、デューデリジェンス・システムは、特定の地域レベル

<sup>26</sup> 規則 (EU) 2017/821 に基づいた紛争地域および高リスク地域その他サプライチェーンのリスクを特定するための拘束力のない指針に関する欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149、<https://eurlex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018H1149&from=EN>

<sup>27</sup> <https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/un-sc-consolidated-list>

<sup>28</sup> [http://ec.europa.eu/dgs/fpi/what-we-do/sanctions\\_en.htm](http://ec.europa.eu/dgs/fpi/what-we-do/sanctions_en.htm) を参照。「施行中の制限措置（制裁）」の最新リスト、「EU 金融制裁の対象となる個人・団体の統合リスト」および「金融制裁統合リスト (PDF)」

<sup>29</sup> 例：OFAC（米国財務省外国資産管理局）の特別指定リスト。

やサプライチェーンにおけるリスクの差を識別できる強固なものでなければならない。

「武力紛争の蔓延」の評価において、デューデリジェンス・システムは、林業部門が暴力的紛争の影響を受けている状況や、同部門が暴力的紛争の発生・継続に寄与し、国家の発展、良い統治、法の支配に向けた国の取り組みを損ねている状況を特定する必要がある。またデューデリジェンス・システムは、EUTR 対象の製品が、紛争に関わる当事者によって伐採・取引・輸出されたかどうかを判断できる強力なものでなければならない。事業者は、想定された伐採時期に武力紛争が蔓延しているかどうかを意識することも重要である。同様に、デューデリジェンス・システムは、制裁対象の個人・企業がサプライチェーンに関わっているかどうかを判断できるほど堅牢堅固でなければならない。そのために事業者は、木材製品の代金を誰にまたはどこに支払うかを考慮する必要がある。

武力紛争の蔓延という観点でデューデリジェンスを実施するには、紛争地域および高リスク地域において、法の執行が欠如した状況で伐採された木材・木材製品が流通するサプライチェーンのリスクを特定・評価する必要がある。

事業者は、武力紛争の蔓延、違法伐採およびそれに伴う木材取引との関係性を評価するために、以下を考慮する必要がある。

- 木材サプライチェーンのいずれかの工程が紛争地域および高リスク地域に含まれているか否か、ならびにリスクが特に高い場所および時期。
- 木材の違法伐採または違法取引が、暴力その他国際人権法の重大な違反の資金源として利用されているという情報があるか否か。
- 治安部隊（軍隊、警察など）や武装集団が木材・木材製品の搾取（伐採、取引、輸出など）にどの程度関わっているか（合法的に伐採された木材の生産・輸送を阻止し、金銭を強要することを含む）。
- 現地の統治・治安の破綻が、木材伐採の影響を受ける使用・保有権など第三者の法的権利に関する適用法に違反するリスクを大幅に高めることに寄与しているか否か。木材伐採に関連した適用法が、広範な意味での犯罪行為（例：奴隷のような労働）によって違反されているすべてのケースにおいて、それらの慣行が一般的に知られ、関連情報も公表されている場合、そのような犯罪的慣行は厳密な意味での違法性リスクを高めるため、リスク評価の考慮に入れる必要がある。

関連する場合、事業者は、明確かつ一貫性のある手順で武力紛争の蔓延に関するリスク評

価を行わなければならない。また事業者は、リスク低減措置の決定がどのように下され、リスクの度合いをどのように判断したかを具体的に示さなければならない<sup>30</sup>。

事業者は、武力紛争の蔓延、ならびに国連安全保障理事会または欧州連合理事会による制裁に関して、以下を含む具体的な措置を検討する必要がある。

- 所有権（受益所有者を含む）およびサプライヤーとその関連会社の企業構造（会社役員および取締役の氏名を含む）、ならびに企業・幹部のビジネス上または政府との関係、政治的・軍事的つながり（特に非国家武装集団または国・民間の治安部隊との潜在的関係に着目）に関する情報の取得<sup>31</sup>。
- 武装集団に対して一切の支払いが行われていないことを確認するためにサプライヤーから取得した、独立監査を受けた<sup>32</sup>フォレンジック調査・財務報告書。例としては、武装集団が支配する地域で木材を輸送するために、国の適用法に違反して行う支払いが挙げられる（国家、非国家または関連集団を問わず）。

事業者は、確認された違法伐採・慣行のリスクが無視できないレベルである場合、新たなリスク評価を行った後に緩和措置を講じるか<sup>33</sup>、当該木材または木材製品を EU 市場に出荷することを控えなければならない。様々なリスク低減措置を組み合わせることによって、リスクを無視できるレベルに効果的に軽減しなければならない。あらゆる緩和措置<sup>34</sup>を取ってもリスクを無視できるレベルに軽減できない場合、事業者は当該木材を EU 市場に出荷することを控えなければならない。EUTR 管轄官庁は、定期的に見直されるリスク関連の検査計画を策定する際に、違法伐採のリスクと武力紛争の蔓延につながる慣行および制裁の存在も十分に考慮しなければならない。

<sup>30</sup> 欧州委員会実施規則（EU）607/2012 の第 5 条 2 項を参照。

<sup>31</sup> OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス（第 3 版）、<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-MineralsEdition3.pdf>

<sup>32</sup> セクション 6 を参照。

<sup>33</sup> リスク監査措置のセクションを参照。

<sup>34</sup> リスク低減措置のセクションを参照。

#### 8-3-5 デューデリジェンスに関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Due Diligence](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

[https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/28\\_02\\_2020\\_Guidance\\_on\\_Due\\_Diligence.pdf](https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/28_02_2020_Guidance_on_Due_Diligence.pdf)

### EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ ガイダンス文書<sup>35</sup>—デューデリジェンス

**関連法：EUTR—第4条：第6条に定めるように、事業者は、手続きや対策の枠組みに基づいたデューデリジェンスを行使しなければならない  
デューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則 607/2012 第2条、第5条**

#### デューデリジェンスの明確化

デューデリジェンス・システムは、すべての関連情報を収集し、そのようなリスクを識別し、十分に評価し、必要な場合には、無視できるレベル<sup>36</sup>まで適切に軽減することによって、違法に伐採された木材や由来製品が EU 市場に到達するリスクが無視できるものであることを確保すべきである。

EU 木材規則では違法に伐採された<sup>37</sup>木材の市場への販売を禁止しているため、EU 市場に木材または木材製品を販売する前に、デューデリジェンスを実施する必要がある。したがって、事業者は、違法に伐採された木材又は違法に伐採された木材を含む可能性のある木材製品を調達するリスクを特定し評価するための一連の手続、措置及びリスク基準を整備し、それに基づいて、取得前にデューデリジェンスを実施するものとする。事業者は規模、市場業務及び輸入活動が異なるため、デューデリジェンス制度及びデューデリジェンスの実施も異なる可能性がある。

リスクアセスメントの結論、違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクが無視できないものである場合、事業者は、リスクを無視でき

<sup>35</sup> 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

<sup>36</sup> 欧州委員会 EUTR に関するガイダンス文書第2節「無視できるリスク」参照

<sup>37</sup> 第2条 (g)：「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。

るレベルまで下げるのに十分なリスク低減措置<sup>38</sup>を講じる必要がある。適用される法律またはその他の関連情報へのアクセスがない場合、リスクは十分に評価できず、したがって無視できるレベルまで緩和されない。リスクを無視できるレベルまで軽減できない場合、事業者は木材を EU 市場に投入すべきではない。

#### ガイダンス：

EU 木材規則において、デューデリジェンスは以下の要素を含まなければならない。

#### 1) 以下の内容を含むデューデリジェンス・システム

- a) 伐採国および取得される木材または木材製品に関するすべての関連情報へのアクセスを提供する措置及び手続。関連情報とは、伐採国の法規、制度的また政治的状況、樹種、製品のタイプ、サプライヤー、サプライチェーンの複雑さなど（第 4 条 (2) および第 6 条 (1)(a) -非網羅的なリスト）
- b) これら（収穫国の適用法令、証明書、証明書類、請求書、領収書、メモ等。これらは相互に関連し、対応している）の間の関連性を確立するため、リスクを適切に評価するため（第 4 条 (2) および第 6 条 (1)(b))、また情報の適切な検証と EU 市場に違法に伐採された木材が置かれるリスクを評価するための基準の適用を確保するために、関連する情報と文書を収集し、分析する手順
- c) リスクが無視できないものと評価される場合には、リスクを低減するための適切かつ相応の措置及び手続の予見（第 4 条 (2) および第 6 条 (1)(c))。

#### 2) デューデリジェンスの実施:

- a) 伐採国（第 2 条 (h)）の適用法令に従い、木材の違法伐採のリスクが無視できるかどうかを判断するためのすべての関連情報へのアクセスと組織化
- b) リスク評価のためのデューデリジェンス・システムに記述された情報を使用して、違法に伐採された木材が収穫から EU 市場に供給されるまでのサプライチェーンに流入するリスクを分析し評価する（第 6 条 (1)(b) 非網羅的なリスト）
- c) 確認されたリスクが無視できるものである場合（ステップ 2)b)）を除き、違法性のリスクを無視できるレベルに効果的に最小化するために適切かつ相応の措置を講じるためにデューデリジェンス・システムを使用する（第 6 条 (1)(c))（リスク低減措置ガイダンスの 2.B 節を参照）。デューデリジェンスの実施は欧州委員会実施規

<sup>38</sup> 「欧州委員会専門家グループガイダンス文章－リスク低減措置」を参照

則 607/2012 第 2 条ステップ 2C) に記載されている手順に従わなければならない、検出されたすべてのリスクが無視できるレベルまで低減されているか否かを分析するために、再度リスク評価が行われなければならない。

**リスクが無視できるレベルまで低減できない場合、事業者は木材を EU 市場に投入すべきではない。**

3) デューデリジェンス文書。以下の内容から構成される。

収集した情報をどのようにリスク基準 (第 6 条(1)(b)) に照らしてチェックしたか、どのようにしてリスク低減措置を決定したか、どのようにしてリスクのレベルを決定したかについて、関連するすべての記録、文書化された措置および手順を保存する。記録及び手順は、少なくとも 5 年間保存するものとし、また、管轄官庁 (欧州委員会実施規則 607/2012 第 5 条) による検査のために利用可能な状態に維持する。






## 9 成果報告会発表資料

※ 本報告会は中止されたが、配布予定であった資料を掲載

- 調査概要
- 調査対象国における EU 木材規則の導入
- 調査対象国の管轄官庁による EU 木材規則の執行状況
- 監視団体・業界団体・コンサルティング会社
- 事業者の取組①スウェーデン、フィンランドの事例
- 事業者の取組②ドイツ、イギリス、オランダ、ベルギー

平成30年度林野庁補正予算  
「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
追加的措置の先進事例収集事業  
調査結果報告会

2020年3月4日

 公益社団法人 地球環境戦略研究機関  
 一般社団法人 日本森林技術協会  
 一般社団法人 全国木材検査・研究協会

## 【調査概要】

### 1. 目的

木材関連事業者が「クリーンウッド法」に基づく合法性確認を行うにあたり、追加的措置として追加的情報収集が必要となるときに効率的な情報収集ができるようリスク低減に係る先進事例の情報収集を行う。

### 2. 主な調査内容

- ① 木材需給及び森林認証取得の状況把握。
- ② 木材の生産、流通及び貿易に係る法令に係る情報の収集。
- ③ リスク低減のための取組事例の収集。



## 1. 木材の合法性を確保するための制度

－ EUTR (EU Timber Regulation : EU木材規則) －



### 第1条 目的

EU域内市場に最初に木材・木材製品を出荷する事業者 (Operator) の義務及び取引業者 (Trader) の義務を定める。

### 第2条 定義

(略)

### 第3条 FLEGT及びCITESの対象となる木材・木材製品

#### (1) 対象物品 (H.S. Code)

- |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■ 4401 | ■ 4403 | ■ 4406 | ■ 4407 | ■ 4408 | ■ 4409 |
| ■ 4410 | ■ 4411 | ■ 4412 | ■ 4413 | ■ 4414 | ■ 4415 |
| ■ 4416 | ■ 4418 |        |        |        |        |

■ 第47類・第48類の内、竹原料及び再生品を除くパルプ及び紙。

■ 第94類の内、木製家具及びプレハブ建築物。

#### (2) 適用除外 (次に掲げるものは、合法的に伐採したとみなす)

■ FLEGT VPA締結国 (及び地域) で生産された木材・木材製品。

■ EC規則No 338/97 (『野生動植物の種の保護に関する取引規制』) のA、BまたはCに掲げられた種に属し、同規則及び施行規定を遵守した木材。

### 第4条 事業者 (Operator) の義務

■ 違法伐採木材の市場出荷禁止。

■ デューデリジェンス実施義務。

### 第5条 トレーサビリティに係る義務

取引業者 (Trader) に次の義務を課す。

■ サプライチェーン全体のサプライヤー (事業者及び取引業者) の特定。

■ 納品先の取引業者の特定。

■ 文書保管及び管轄官庁への情報開示。

### 第6条 デューデリジェンスシステム (DDS)

事業者が実施。DDSの要素として次を規定。

■ 商品の出荷に係る情報へのアクセスを提供する措置及び手続き。

■ リスク評価手順。 ■ リスク低減手順。

### 第7条 管轄官庁 (Competent Authorities)

加盟国は、一つまたは複数の管轄官庁を指定してECに通知。

### 第8条 監視団体 (Monitoring Organization)

■ 監視団体の役割。 ■ 監視団体の認証行為。

■ 管轄官庁による検査。 ■ 監視団体の認証取消行為。

### 第9条 監視団体リスト

監視団体リストを公表。



#### 第10条 事業者への検査

管轄官庁は、事業者の第4条及び第6条が規定する要件の遵守について、**リスクベースアプローチ**によるDDSの手続き、運用及び記録の検査。

#### 第11条 検査記録

(略)

#### 第12条 協力

(略)

#### 第13条 技術支援、指導及び情報交換

(略)

#### 第14条 附属資料の修正

(略)

#### 第15条 委任の行使

(略)

#### 第16条 委任の撤回

(略)

#### 第17条 委任法への異議

(略)

#### 第18条 委員会

(略)

#### 第19条 罰則

- 加盟国への本規則の違反に適用する罰則規定設置義務及び罰則規定実施のための措置。
- 木材製品の押収。
- 業務停止措置。

#### 第20条 報告

(略)

#### 第21条 施行及び適用の期日

- 欧州連合官報掲載後20日目に施行（2010年11月12日官報公布）。
- DDSの均一実施のための細則、管轄官庁設置及びECへの通知並びに監視団体の認証及び管轄官庁の監視団体への検査の細則は、2010年12月2日施行。
- その他の事項は、2013年3月13日施行。

※適用対象国は、EU加盟国及びEEA（European Economic Area）諸国（ノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランド）。

## 2. EUTR実行体制の概要

**欧州委員会**  
加盟国に政策フレームを提供  
(加盟国は法令及びEUTR実行体制を整備)

【加盟国への要求事項】

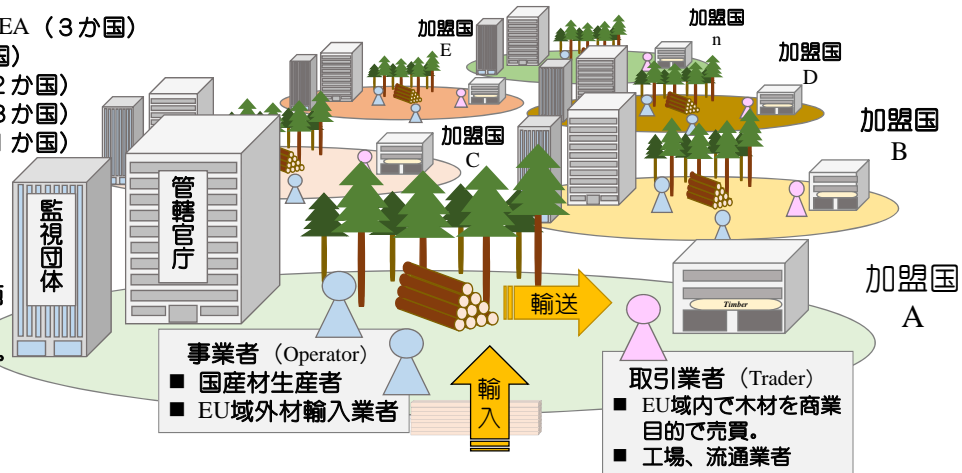
- 管轄官庁の設置。
- 罰則規定の制定。

★体制が異なる国に共通の政策フレームを提供

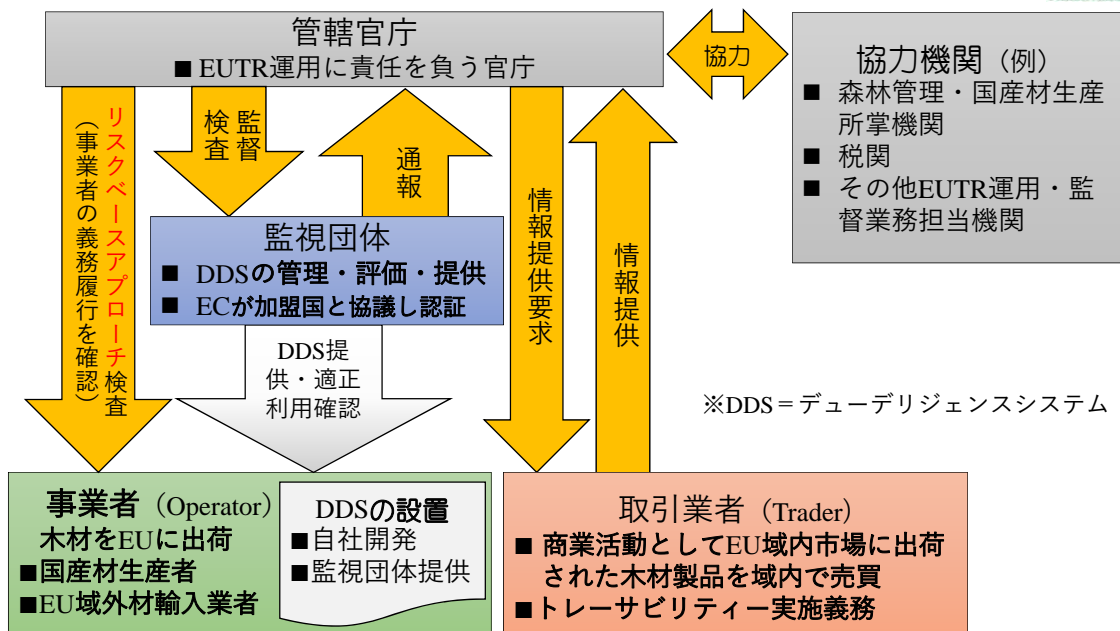
【政体の例】

- EU (32か国)+EEA (3か国)
- =共和制 (20か国)
- +連邦共和制 (2か国)
- +立憲君主制 (8か国)
- +議会君主制 (1か国)

★加盟国別に社会的経済的状況及び行政機構が異なるので、国別にEU政策の実施体制や施行方法の詳細が異なる。



## 3. EU加盟国におけるEUTRの運用体制



## 4. DDSに含まれる要素



EUTRは事業者にDDSの実施を義務づけ。

### (1) 商品の出荷に係る情報へのアクセスを提供する措置及び手続き

- 商品名（商標名、製品種別、一般樹種名、可能な場合学名）。
- 伐採国及び次に該当する場合はその情報。
  - 木材を伐採した地域名。
  - 伐採コンセッション。
- 数量（材積、重量または単位あたりの数）。
- 事業者へ納品したサプライヤーの名称及び所在地
- 商品を納入した取引業者の名称及び所在地。
- 適用法を遵守した商品である事実を示す文書または文書以外の情報。

### (2) リスク評価手続き

事業者が違法伐採材が市場に出荷されるリスクを分析・評価するためのもの。

- (1)に掲げる事項の評価。
- 法令遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む法令遵守の保証。
- 特定樹種の違法伐採状況。
- 伐採国または国内で伐採した地域における違法伐採状況（武力紛争に係る事項を含む）。
- 国連安保理またはEC理事会が木材輸出入に課している制裁。
- 所管官庁が公布した公文書。
- 企業の方針または行動規範を示した文書。
- 産地国の「腐敗認識指数」(CPI) または同様の指標及び関連指数。

### (3) リスク低減手続き

効果的にリスクを最小限にとどめるための適切かつ適当な措置及び手続きが盛り込まれたもの。

【例】

- 森林認証製品を選択。
- リスクの存在または存在の可能性のある物品を取り扱わない。



## 5. リスクベースアプローチ検査

### (1) リスクベースアプローチ検査とは

リスクの存在または存在の可能性がある物品を対象とする検査  
(全数検査ではない)。

■実施主体：管轄官庁 ■検査対象：事業者

### (2) 検査方法 (事業者の義務及びDDS履行に係る規定の遵守を確認)

#### ①検査対象物品の特定

##### ■ 特定の情報がある物品

- 国連、欧州委員会及び管轄官庁間会議で問題とされた物品  
(例：モンゴリアンオーク、ミャンマー産チーク)。
- 違法性が明らかになった物品。

##### ■ リスクの可能性のある物品

- 管轄官庁が調査した結果、高いリスクの存在が疑われる物品  
(フィンランドの例：中国産複合製品)。

#### ②検査の実施

- 期間を定めた検査計画を作成 (年間／半年／四半期)  
事件性がある事案については随時検査を実施。
- 事業者検査を実施 (電話による検査、必要に応じて実地検査)。

## 6. EUTR導入のための法整備の概要

### (1) EUTRが加盟国に要求している事項

- 管轄官庁の設置。
- 効果的で均衡がとれ、抑止力がある罰則の設置。
  - 監視団体を欧州委員会とともに承認。
  - 欧州委員会にEUTRの適用状況を報告 (隔年)。
  - 罰則規定の施行及び改正の報告。

### (2) 法令整備の手法の事例

- 新法制定＋関連法令の改正
- 連邦法で新法制定⇒州法で新法制定または法令改正
- EUTR実施の官報告示＋監督官庁の指定＋関連法令改正

### (3) その他

- 調査対象国では、事業者の負担を軽減するために、国内法を遵守して生産した国産材については「合法」とみなす。



(3) 罰則規定 (フィンランドの事例)

①違法伐採材輸入により適用される罰則

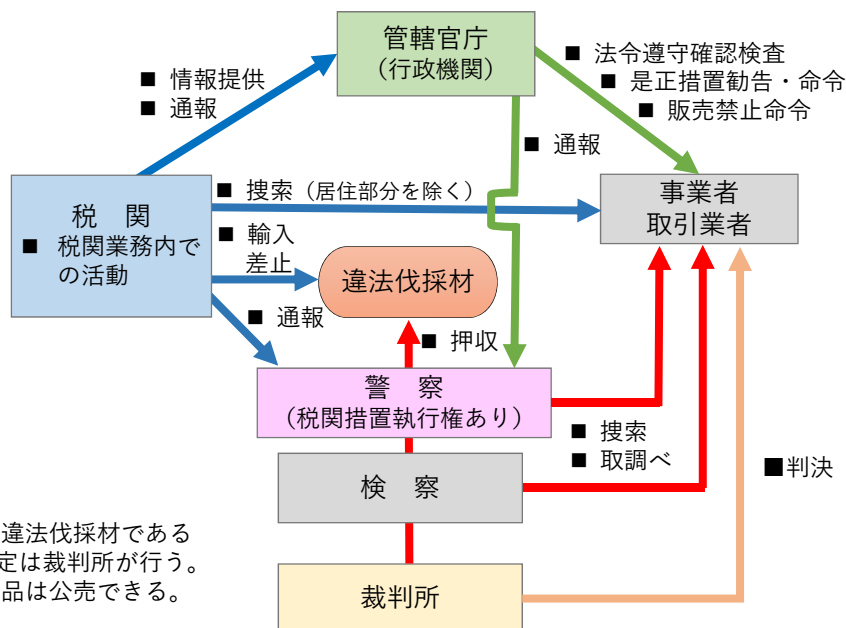
次のいずれかで、罰則が厳しいものを適用する。

- EUTR違反は、刑法の「木材犯罪」に適用する罰金または6か月以下の懲役。
- 輸出入に係るEU規則違反または森林及び自然保護法関連法令違反には、罰金または2年以下の懲役。

②罰則適用対象

- 1) 「故意の」違法行為及び森林法の伐採関連規定への意図的違反行為。
  - 森林法又は自然保護法が定める伐採禁止地域での伐採を行った場合。
  - 原産地情報の入手努力を怠った場合。
  - 合法性を示す書類の偽造を認識しながら放置した場合。
  - 違法木材の認識がありながら流通または取引をした場合。
- 2) 「故意の」DDS履行義務違反 (「故意」の判断基準は刑法に規定。)
  - 流通禁止措置への違反又は未遂。
  - DDS未設定。
  - DDSの重大な不備 (リスク評価及びリスク低減並びに原産地国情報入手の体制未整備)。
- 3) トレーサビリティ義務違反
  - 取引業者 (Trader) が供給先の情報を故意に破棄した場合。
  - ※ トレーサビリティ情報に係る軽微な不備は故意とみなさない。

7. 違反行為に係る関係官庁の権限 (フィンランドの事例)



注1：木材が違法伐採材であるとの判定は裁判所が行う。  
注2：押収物品は公売できる。

## 8. EUTR国内実施のための法の整備（主要法令）

	制定・改正した主な法令
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材・木材製品の貿易に関する法律（Lag（2014: 1009）om handel med timmer och trvaror）（2014年8月1日施行） EUTRをスウェーデンで実施するために制定。罰則規定を含む。</li> </ul>
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材及び木材製品の市場への投入に関する法律（Valtioneuvoston asetus geodeettisesta laitoksesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta）制定（2014年1月1日施行） EUTRをフィンランドで実施するために制定。罰則規定を含む。</li> <li>■ 刑法（Rikoslaki）改正（2014年1月1日施行） EUTRが要求する効果的で均衡がとれ、抑止力がある罰則規則を導入するための改正。</li> </ul> <p>■森林法改正 ■強制措置法改正 ■木材検量法改正</p>

	制定・改正した主な法令
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律（木材流通—保安法）（Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG）（2011年7月制定）</li> <li>■ 木材流通—保安法に関する一般行政規則（Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz, HolzSiGVwV）（2013年11月制定） ドイツ国内で生産された木材と木材製品が対象。</li> </ul>
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ EUTRを実施する決定（Besluit uitvoering Europese houtverordening（Decision 671（2012）of 7 December 2012））（2012年12月7日施行） 2010年EU規則No 995及び2012年EU実施規則No 607の実施並びに管轄官庁の指定。</li> <li>■ 経済犯罪法（Wet op de economische delicten） 罰則に係る規程。</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材及び木材製品（市場投入）規則2013（Timber and Timber Products（Placing on the Market）Regulation 2013） EUTR導入のために制定。管轄官庁に権限を付与し罰則を規定。</li> <li>■ 英国木材調達基準（UK Timber Procurement Policy（2013年）） 中央政府及びサプライヤーが遵守すべき調達基準。</li> </ul>

# 調査対象国の管轄官庁による EU 木材規則の執行状況

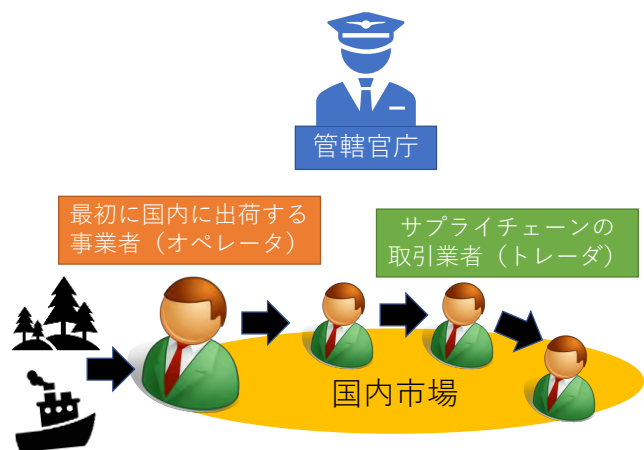
(公財) 地球環境戦略研究機関  
山ノ下 麻木乃



## 概要

EU木材規則の各国での実施に  
おける：

- 管轄官庁の役割
- 管轄官庁による検査の実際
  - 誰を対象に？
  - 何をどのように検査？



## 管轄官庁(Competent Authority、CA)の役割

- 管轄官庁は、事業者がEU木材規則に定められた義務を効果的に履行するよう監督する必要がある（EU木材規則7条・10条）
  - 適切な計画に従った事業者の検査の実施
  - 必要に応じて事業者には是正措置を義務付ける
  - 第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合に検査を実施するよう努める

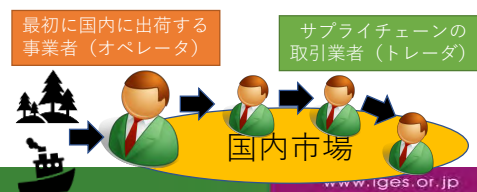
	管轄官庁	
	国産材	輸入材
スウェーデン	スウェーデン林野庁	
フィンランド	フィンランド食料庁	
ドイツ	連邦州がそれぞれ設置	ドイツ連邦農業食料機関
イギリス	英国製品安全・基準局	
オランダ	オランダ食料消費者製品安全局	

(UNEP-WCMC 2019)

## 管轄官庁の役割

- EU木材規則で定められた「違法木材の市場への出荷禁止」を監督する
  - 木材を最初に国内市場に出荷する事業者（オペレータ）：
    - 違法木材が出荷されないように適切な措置を講じる（=デューデリジェンスシステム（DDS）を持つこと）
    - DDSを通じて、違法木材を流通させるリスクを最低限に抑えるよう注意を払う
  - サプライチェーンの取引業者（トレーダ）
    - 木材のトレーサビリティを確保するために、サプライヤーやバイヤーに関する基本情報を提供する義務を負う

- 各国はEU木材規則に対応するための法制度を整備し、監督体制や罰則等を定めている
  - 是正措置の通知、行政処分（罰金等）、起訴、商品の押収、懲役など
  - 罰金額は各国様々
    - 最高額50,000ユーロ（行政処分による罰金、ドイツ）
    - 収入、事業収益に応じた金額（フィンランド・スウェーデン）
    - 是正の通知を受けた企業名とその理由を公開（イギリス）



## リスクベースのアプローチの検査 (検査対象の選択方法)

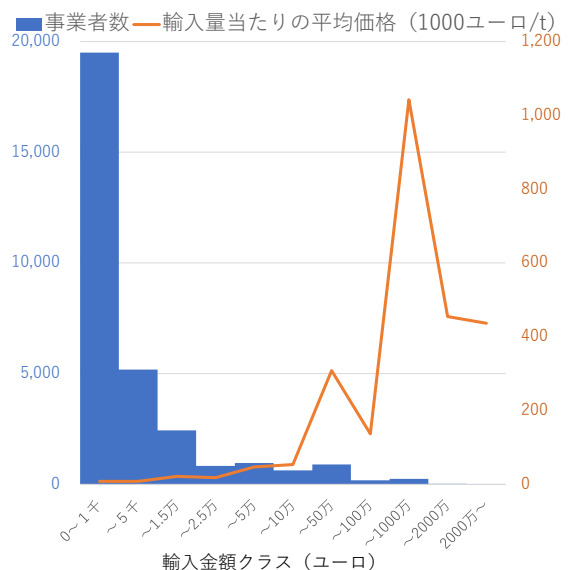
- EU木材規則は、効率的・効果的に検査を実施することを重視し、リスクベースのアプローチで監督することを求めている
- 各国の管轄官庁は、様々な違法な木材のリスク要因を考慮し、リスクが高い事業者（荷口）に焦点を当てて検査を実施
  - 輸入量
  - 製品の価格
  - 原産国
  - 製品の種類

リスクベースのアプローチを実施するためには：

- 各国の管轄官庁がリスク情報を把握し、何をリスクとみなすか基準を持つ必要がある
  - 欧州委員会公開のガイダンス、国別情報
  - NGOの情報（報告書・TREE meeting）
  - EU各国の管轄官庁が集まる会合（2か月に1度）
    - これにより各国の基準の整合性が高まる
- 税関からデータを手入手できることでこのアプローチの実施が可能になる
  - EUのほとんどの国で管轄官庁と税関が協力
  - 荷口を特定した検査が可能
- 定期的にターゲット国等を決めて検査を実施
  - CAが事前に勉強できる

## 税関情報で明らかになったこと（ドイツの例）

- 税関協力体制が未整備時は、事業者に登録を募り、そこからランダムに検査をしていた
  - 事業者登録数=1,000社、税関情報により事業者は約25,000社（個人を含む）であることが明らかに
- 輸入事業者総数の90%は個人を含む少額輸入（2.5万ユーロ以下）
- 1.4%の事業者（450社）が輸入総額の82%を取り扱っている
- 輸入額の大きい事業者は単価の高い製品を扱っている
  - 単価の高い製品はリスクも高いと想定される
  - 輸入額の大きい事業者はリスクの高い製品を扱っている可能性がある
- これらを考慮することで、効率的で効果的な監督・検査が可能になった
- 現状では、輸入事業者のうち輸入金額上位200社はすでに一度は検査を実施済



(独管轄官庁のデータ、2019年上半期)

## 各国のリスクベースのアプローチ

調査国	検査対象の基準等
スウェーデン	輸入金額の大きさ。米国、カナダ、インドネシアを除き輸入額が200,000ユーロ以上の企業（調査時） 毎年基準を更新
フィンランド	国産材：保護林、重要な野生生物生息地に隣接した林地での伐採 輸入材：リスクが高い国で生産・加工されたもの、特定の情報があるもの
ドイツ	輸入量が多い原産国のリストからリスク（腐敗認識指数（CPI）等による）を考慮し、ターゲット国を選択。輸入金額の大きいオペレータ優先。家具業界（調査時：EUTRの普及遅れているため） 毎年基準を更新
イギリス	リスクのある国・製品を選定し、取引量の多い事業者を選定。中国の合板、カメルーン、トルコ製家具（調査時） 過去の検査で是正の通知を受けた等、遵守出来ていなかった事業者は再検査 半年ごとに基準を更新
オランダ	リスクのある国を選定し、その国からの輸入量・輸入金額の多い企業を選択（過去のターゲット国：スリナム、インド、ベトナム、ガボン、カメルーン、ブラジル、ウクライナ、ロシア、ミャンマー、中国） 毎年基準を更新

www.iges.or.jp

7

## 検査実績 (2017/12-2018/12)

	スウェーデン	フィンランド	ドイツ	イギリス	オランダ
国産材事業者数	880	350,000	2,000,000	不明	100
輸入材事業者数	4,500	2,000	25,000	6,000	4,900
国産材事業者の検査数	6 (6%)	報告なし	報告なし	0	0
輸入材事業者の検査数	27 (1%)	36 (2%)	226 (9%)	43 (1%)	76 (2%)
国産材取引業者検査数	0	-	-	0	-
輸入材取引業者検査数	-	-	-	0	-

(UNEP-WCMC 2018, UNEP-WCMC 2019)

- ・ フィンランドの国産材生産を行っている事業者への法令遵守の確認は、森林法及びその関係法令で定める許認可を通じて実施
- ・ ドイツの国産材事業者のDDS検査は、現行の森林関連法の遵守により「違法リスクが低い」ため特別な追加的検査を実施していない
- ・ 取引業者の検査は行われていない（事業者が違法木材を市場に入れないことが重要）

www.iges.or.jp

8

## 事業者のデューデリジェンスシステム(DDS)の検査

EU木材規則の要求：

- 事業者は違法に伐採された木材が出荷されないように適切な措置を講じることが求められている
- 適切なDDSを構築して運用しているか？
  - 要求されるDDSの要素（情報収集・リスク評価・リスク低減）
  - 製品の輸入前にDDSを実施しているか？
  - 最低年一回、情報更新されているか？
- 管轄官庁はDDSの規則・手順・運用方法を**書類検査や面談で確認**

DDSの要素	管轄官庁の検査内容（ドイツの例）
情報	下記の情報を収集しているか？ 製品タイプ、樹種、伐採国、量、サプライヤーや取引業者の名称と住所、関連する法令等に適合していることを示す書類や情報
リスク評価	下記を分析し、リスクが無視できるかどうかを確認しているか？ 伐採国の違法伐採リスク、該当樹種の違法伐採リスク、原産国の武力紛争、木材輸出入に関する該当国に対する制裁措置の有無、サプライチェーンの複雑さ
リスク低減	リスクが無視できない場合、下記を実施しているか？ 独立した第三者機関の検証スキームの利用、独自の現地検証の実施、木材（樹種、伐採地（国レベルまたはコンセッションレベル、個体）の特定のために科学的手法の利用

## 事業者の違法な木材の出荷に関する検査

- DDSを通じて、各製品の「違法な木材であるリスクが無視できる（可能性が非常に小さい）」ことが確認されているか？

### 書類検査・面談で確認

検査対象の製品について、DDSで違法な木材であるリスクが小さいと確認した根拠を確認

- 書類検査・面談は調査対象5カ国すべてで導入
- 科学的な分析の活用頻度は各国様々、追加的な検査として必要に応じて実施されていることが多い
  - ドイツ・イギリスはサンプル採取をルーチンとして実施

### 科学的な分析

検査対象の製品から、サンプルを採取し、分析機関に科学的な分析を依頼：

- 木材組織による樹種同定
- 安定同位体による産地同定
- 遺伝学的な樹種・産地同定など



## 実際の検査の例

### ドイツの例

#### ①オンサイト検査

- 1事業者あたり5つの荷口を税関データに基づき検査対象に決定
- 2週間程度前に連絡、検査員が事業者を訪問、半日～2日かけて面談しDDSに関する書類を確認
- 関連書類を持ち帰り、詳細を検査
- 検査対象のうち2つの貨物からサンプルを採取し、チューネン研究所に科学的分析を依頼

#### ②デスクレビュー検査

- 1事業者あたり2つの荷口を指定し、DDSに関連するすべての書類の送付を依頼

### フィンランドの例

- 電話でインタビュー検査  
DDSの認識と文書及び記録の存在を確認する。
- 実地検査  
疑義が生じた場合、輸入業者を訪問し2時間半から4時間をかけて検査
  - リスクアセスメント・リスク低減を含むDDSに関する検査
  - デューデリジェンスのシステムとその手順を示す書類と記録の検査
  - 文書化したDDSの確認

## 実際のサンプル検査の例

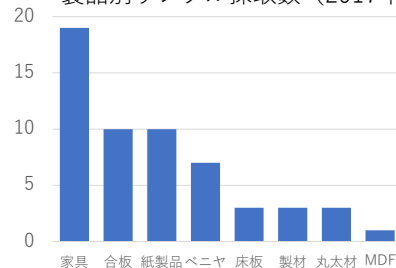
### スウェーデンの例：

- 採取するサンプルは家具や合板など、材料が複合された製品を重視
- リスクが懸念される国からの製品を重視（中国、ロシア、ミャンマー、ベトナム他）

### ドイツの例：

- サンプル採取による科学分析結果（2019年上半期）
  - 採取した173サンプルのうち70%の申告は正確
  - 製材：90%、合板：80%が正確
  - 工芸品の60%、家具の40%、紙製品の60%は申告通りではなかった

製品別サンプル採取数（2017年）



（スウェーデン管轄官庁のデータ）





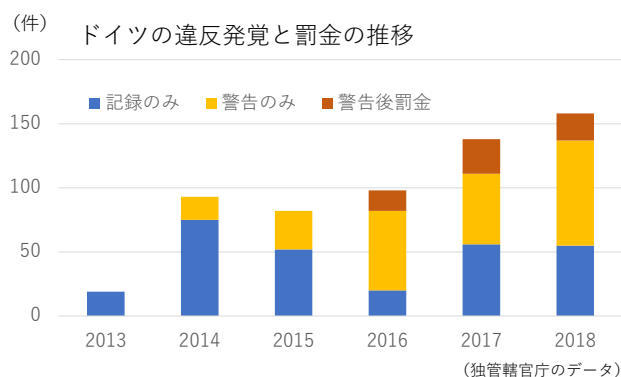
## 輸入材検査でのDDSに関する違反発覚の実績 (2017/12-2018/12)

	スウェーデン	フィンランド	ドイツ	イギリス	オランダ
輸入事業者検査数	27	36	226	43	76
適切なDDSが未整備と判断された事業者数	22 (81%)	31 (86%)	128 (57%)	27 (62%)	20 (26%)
そのうち罰金の件数	0	4	59	0	0

(UNEP-WCMC 2018, UNEP-WCMC2019)

## 罰則の事例

- ドイツとイギリスでは、罰則を段階的に導入している。



- 重篤な違反の事例：
  - 押収：コンゴ民主主義共和国からの木材の原産地証明偽造（ドイツ）
  - 押収：ブラジル植林チークと申告されたテーブルが、安定同位体分析によりミャンマー産と発覚（オランダ）
  - 返送：ミャンマーのチーク材（ドイツ）
  - 罰金：ブラジル、ガボン、コンゴ共和国からの木材輸入事業者に対し、罰金を科した例あり（オランダ）

## その他の取組

- EU管轄官庁間の情報交換
  - ECのガイダンス、ブリーフィングノート
  - EU管轄官庁会合（エキスパートグループミーティング）2か月に1回程度
  - EU域内の第3国経由の木材の確認（例：スウェーデンからドイツの管轄官庁に検査済か問い合わせ）
  - Nordic Baltic Group Meeting（アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、リトアニア、ラトビア、エストニア）でCAの会合
  - 他国と共同検査（例：オランダとデンマークとベルギー、ドイツとハンガリー）
- 国際的な情報交換
  - TREE meeting（世界の管轄官庁）
  - NGOの会合
- EU木材規則の普及（特に中小企業）が課題
  - DDS等普及のセミナー開催（イギリス）
  - 管轄官庁には普及啓発の役割がない（ドイツ）
- 検査した企業にアンケート（スウェーデン）
  - 70%：調達ルートを変化させた
  - 90%：木材・紙製品を扱う上での事業者のリスク意識が高まった

## まとめ

- EU各国は、それぞれの木材生産・輸入の状況を考慮し、違法木材対策を行っている
  - 国内木材生産が少ない国では国産材について検査は行われていない
  - 国内木材生産が多い国（フィンランド・ドイツ）では、既存の森林関連の法制度を活用し対策を行っており、新たな検査等は導入していない
  - 輸入木材に対しては、管轄官庁が新しい検査体制を導入し対応
    - 調査対象5ヵ国では、輸入事業者に対する検査に焦点、取引業者の検査は未実施
    - 税関当局からの情報の活用したリスクベースのアプローチ
    - 書類検査・面談検査に加えて、科学的な分析を活用
- 管轄官庁間での情報交換は、検査実施に重要
  - リスクのある国、製品等について管轄官庁のネットワークで情報交換
- EU木材規則の普及が課題
  - DDSに関するセミナー開催等が必要と認識されており、実施している国もある

## 監視団体・ 業界団体・コンサルティング会社

(公財)地球環境戦略研究機関  
藤崎泰治



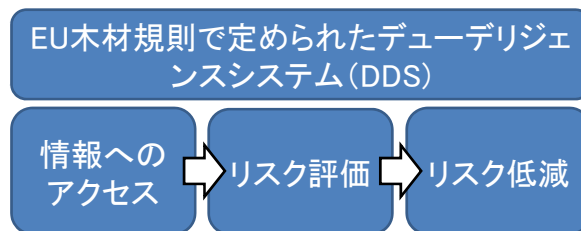
### アウトライン

1. デューデリジェンスシステム
2. 監視団体の役割と現状
3. 業界団体・コンサルティング会社の取組
4. まとめ

## 1. デューデリジェンスシステム (DDS)

事業者は、デューデリジェンス(DD)を実施するに当たって、①当該事業者が独自に開発したデューデリジェンスシステムの使用、または②欧州委員会が認定した監視団体(MO)が開発、提供するシステムの使用を選択できる

(EU木材規則第4条)



www.iges.or.jp

3

## 2. 監視団体 (Monitoring Organization: MO)

### 役割:

- デューデリジェンスシステムを開発する
- 事業者にデューデリジェンスシステムを提供する
- 提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者がシステムを適切に使用しているかどうか確認する
- 繰り返しや重大な違反がある場合に管轄官庁に報告する

(EU木材規則第8条)

- 業務を遂行する上で利害関係のない民間企業や団体であり、EU木材規則に定められた要件に基づき欧州委員会が承認、登録する
- 13組織が監視団体として登録している (2019年11月時点)
- 監視団体は、その活動内容について所在する国の管轄官庁からの検査を受ける

www.iges.or.jp

4

## 監視団体(MO)の活用状況

調査対象国では、監視団体のサービスはあまり活用されていない

国	状況
スウェーデン	• 管轄官庁はMOの活用状況を把握していない
フィンランド	• フィンランド企業は自社で開発したDDSを使用しており、MOのDDSを利用している事例を聞いたことがない(フィンランド林産業協会)
ドイツ	• ドイツ木材貿易産業協会が会員企業の支援として、子会社(GD Holz Service社)をMOとして登録し活動したが、現在はDDSのコンサルティング会社に転向している
オランダ	• 約15社がMOを活用。一部の大企業はコンサルティング会社を利用 • オランダ木材貿易協会(VVNH)がMOとしてTimberCheckerを設立。しかし実際には、MOとして業務は行わず、DDSのフローチャートを会員事業者を提供
イギリス	• 2機関がMO登録しているが、MOを活用している事業者は限られている • UK木材輸入連合が会員事業者にDDSを提供

## 背景と主な理由

- 監視団体のDDSを使用するという義務はなく、事業者は独自に開発したDDSを使用できる
- 監視団体のDDSを使用し確認を受けても、管轄官庁の検査とは関係がない
- コストがかかる  
(例 Soil AssociationのMO業務手数料:約14万~70万円)
- 業界団体によるDDSのサービスの提供(イギリスなど)
- 事業者は、監視団体よりもコンサルティング会社のサービスを好む  
(例 NEPCon:監視団体として登録しているが、監視団体業務とは別にコンサルタントとしてDDS関連サービスを提供)
  - 分析、トレーニング、DDSの実施等
  - EU全体で2019年には約100社(特に大手企業)に対してコンサルタントとしてサービスを提供(手数料:約14万~1000万円)

### 3. 業界団体・コンサルティング会社

いくつかの業界団体は直接または子会社(コンサルティング会社)を設立し、会員事業者のデューデリジェンス(DD)実施を支援している

国	組織	会員企業	DD実施支援
イギリス	UK木材貿易連合(UK TTF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>300社(会員企業)内、事業者は65</li> <li>メンバーの多くが中小企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任調達方針を策定しDDSを提供(会員事業者は義務)</li> <li>会員事業者のDDS使用に対する第三者監査を導入</li> <li>検査機関(樹種や産地同定)と連携構築</li> </ul>
ドイツ	ドイツ木材貿易産業協会の子会社(GD Holz Service社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>900社(会員企業)</li> <li>業界の60%程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法伐採木材使用に関する企業行動規範を定めることを義務化</li> <li>MOとして登録し、同時にコンサルとして会員事業者に低価格でDDSを提供(会員事業者は、MOコースかコンサルコースを選ぶことができる)</li> </ul>
オランダ	オランダ木材貿易協会(VVNH)の子会社(TimberCheker)	<ul style="list-style-type: none"> <li>120社(会員企業)</li> <li>製材と木質パネルの約65%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MOとして登録し、会員事業者にDDフローチャートを提供(義務ではない)</li> </ul>
ベルギー	ベルギー織物・木材・家具事業者連盟(FEDUSTRIA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員企業の内、35社が木材輸入事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産国(アフリカ諸国)の情報を収集して会員に提供</li> <li>木材輸入に関する行動規範遵守を義務</li> <li>他国の業界団体を通じた情報収集</li> </ul>
EU	欧州木材貿易連盟(ETTF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>11カ国の木材貿易協会をまとめる連合体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NEPConと協力してDDSマニュアルを開発、公開</li> </ul>

www.iges.or.jp

7

### イギリス木材貿易連合(UK TTF)の取組

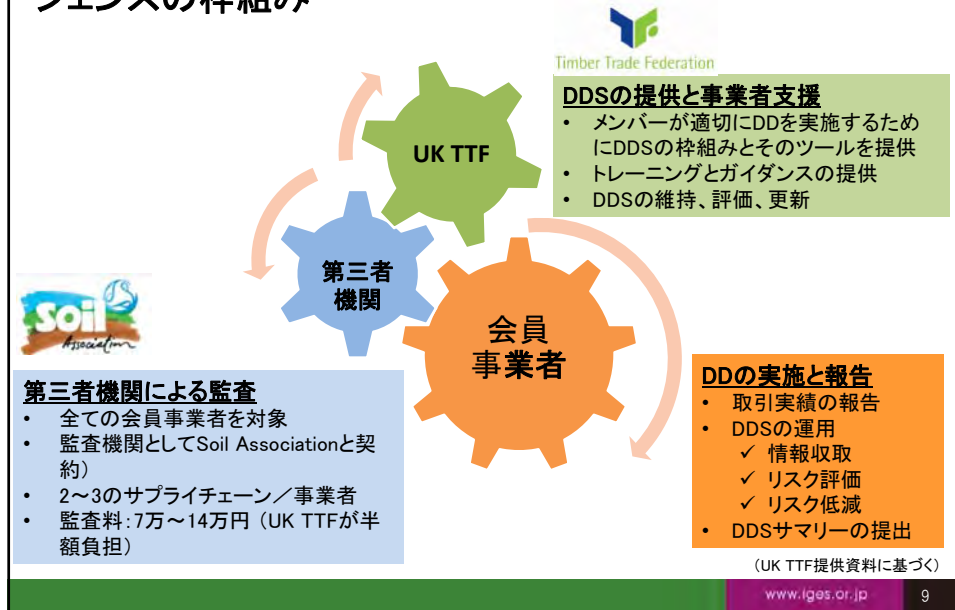
- EU木材規則に適合した責任調達方針(RPP)の策定と改善(会員は義務)
  - 会員事業者に対してDDS構築のガイダンスとツールを提供(企業は独自のDDSを使用していることになる)
  - 第三者による監査制度を採用
    - 2017年からSoil Associationが実施(MOとしてではない)
  - トレーニング(約年3回)を実施
  - 個別コンサルテーションを提供
- さらに
- 科学的検査を奨励(特に中国製合板)
    - 検査コストの半額を提供
    - 検査機関(Kew Gardens)と連携を図る(検査価格の交渉等)



www.iges.or.jp

8

## イギリス木材貿易連合 (UK TTF) が構築したデューデリジェンスの枠組み

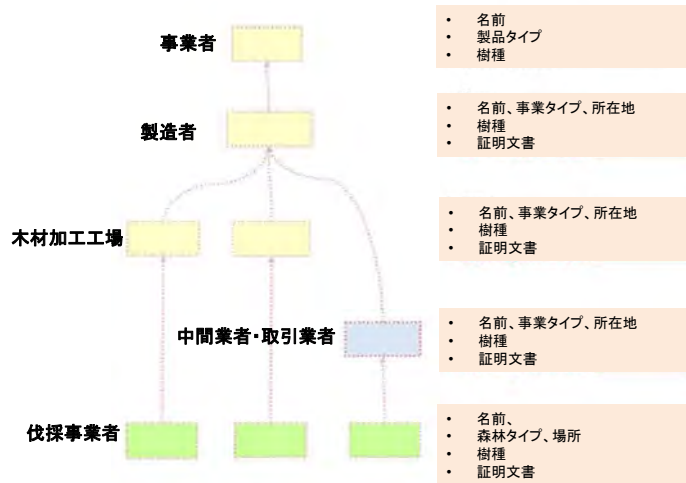


## イギリス木材貿易連合のDDS概要： プロセス、ツール、チェックリスト、質問表、報告書フォーマット

DDSのステップ	内容	提供するツール、チェックリスト等
1. 情報の収集	製品情報	サプライチェーン・マップ サプライヤーへの質問表
	サプライチェーン・マッピング	
2. リスク評価	国リスク評価	リスク評価と低減措置に関するチェックリスト 現地視察チェックリスト
	樹種リスク評価	
	サプライチェーン・リスク評価	
3. リスク低減	特定したリスクに対するリスク低減措置を特定	現地視察チェックリスト
4. 発表・報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>サマリー報告書の提出</li> <li>DDSのステップ、行動、発見、結果を説明</li> </ul>	DDSサマリー報告書様式
5. Soil Association による監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>DDSの評価(デスクレビュー)</li> <li>UK TTFに結果を報告</li> </ul>	

(UK TTF提供資料に基づく)

## DDSのツール例：証明文書で裏打ちしたサプライチェーン・マッピング



(UK TTF提供資料に基づく)

サプライチェーン中に特定できない部分がある場合、「無視できるリスク」とはみなされない

## イギリス木材貿易連合の経験と教訓

- 樹種虚偽、または産地国虚偽情報が多い
- 付き合いの長いサプライヤーは必ずしも信頼できるサプライヤーではない
- 事業者の認証に対する過度の依存／間違った利用
- 公的・証明文書入手はDDSの一部で、すべてではない
- 公的・証明文書は注意が必要
  - サプライヤーから提出された証明文書が必ずしも当該製品のものだとは限らない
  - 外国語の文書はノーチェック
- なぜ「無視できるリスク」と判断に至ったのか、リスクの把握と評価には経験・能力が必要
- DDSは進化を続ける(人権への焦点、科学的検査)



## GD Holz Service社

- ドイツ木材貿易産業協会 (GD Holz)が設立した会社
- 監視団体 (MO)として登録しているが、コンサルティング会社として DDSに関するサービスを提供 (希望する会員を対象に別料金で提供)



- 2015年MOに認定、会員事業者 (約75社)を中心にDDSを提供してきた
- 2019年からMO業務は実質的にやめて、コンサルティングを提供
  - コンサルティング会社としてDDSを提供 (企業は独自のDDSを使用していることになる)、CAの検査のための対応支援、情報提供
  - MOとしての認定は継続するが (ネットワークは重要)、MOとしてサービスを提供する事業者数はゼロとして申請

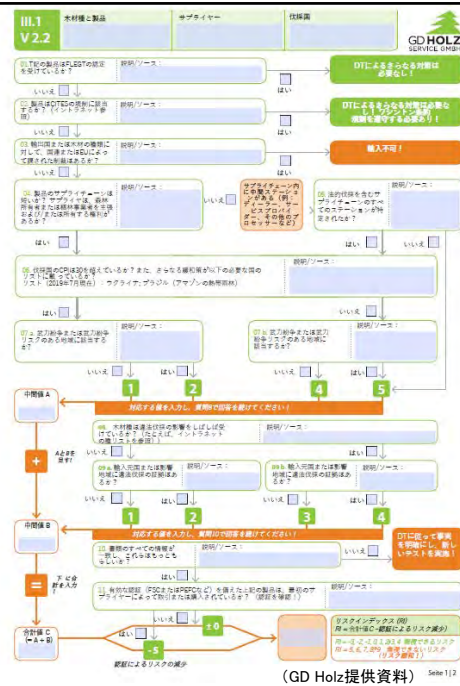
## GD Holzが提供しているDDS のステップ

DDSのステップ	内容
I. 準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DDSのマニュアル</li> <li>• サプライヤーにEUTRIに関する情報を提供するレター</li> </ul>
II. 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 収集すべき情報を示したフォーマットが用意されており、事業者は情報を記入する               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「サプライヤーと製品に関するフォーマット」</li> <li>✓ 「サプライチェーンに関するフォーマット」</li> <li>✓ 収集した文書の一覧表</li> </ul> </li> </ul>
III. リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「リスク評価のフローチャート」をシステムに組み込んでいる</li> </ul>
IV. リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「サプライヤー訪問報告書フォーム」(現地訪問で確認すべき事項のリスト)</li> <li>• 「合法性アサインメントフォーム」(サプライヤーの合法性の宣誓書、合法性を証明する書類とはみなされない)</li> </ul>
V. 結論	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「結論フォーム」結論の概要</li> <li>• 「輸入貨物リスト」</li> <li>• 「適合確認書フォーム」DDS使用を証明</li> <li>• 「GD Holzのコンサルティングの確認書フォーム」(顧客用)</li> </ul>

## リスク評価のフローチャート

### 考慮する事項

1. FLEGT 認証
2. ワシントン条約
3. 生産措置の対象
4. サプライチェーンの長さ
5. サプライチェーンにおけるすべての段階の特定
6. 腐敗リスク: CPI(30 以上か否か) など
7. 公的文書
8. 武力紛争／戦争
9. 樹種の違法性リスク
10. 供給国もしくは伐採地域の違法伐採リスク
11. 森林認証



(GD Holz提供資料) Seite 11/2

www.iges.or.jp 15

## GD Holz Service社がコンサルティング会社として提供している情報

- EU木材規則をどう解釈するべきか、何がOKなのか(顧客からの管轄官庁の検査結果の情報を分析)
- サプライヤーと原産国の情報を収集し、国のプロフィールを作成し提供する
- EU木材規則は、どの情報に基づいて判断するべきか、どのように判断すべきかを述べていないので、それを企業にアドバイスしている
- 管轄官庁が「リスクが少ない」と判断する情報はどのようなものかをアドバイス
  - 現地調査(=自己判断)に対して管轄官庁(ドイツ)は厳しくなっている
    - ✓これからは第三者機関の使用が求められる可能性がある
    - ✓現状、企業が自力で対処できる唯一の方法、企業にとっても現地の状況を知ることは有益
    - ✓何を調査してくるべきかを明確にしたフォーマットの提供(伐採地も確認する、など)を行っている

www.iges.or.jp 16

## 4. まとめ

### ■ 事業者のDDを支援する組織の重要性:

- 事業者(特に中小企業)がDDSを独自に構築し、情報を収集、リスクを十分に把握するには困難が伴う
- リスク評価には経験、能力が必要
- 検査経験、社会基準、技術開発状況に伴いDDSは改善する必要がある
  - ✓ DDSとツールの提供
  - ✓ トレーニングの提供
  - ✓ 生産国の情報を提供
  - ✓ EU木材規則をどう解釈するべきか、何がOKなのかアドバイスを提供

### ■ 業界団体の役割と意義

- 会員事業者のニーズを把握
- 特に中小企業が単独で行えない取組をカバー
- 政府の要求と事業者の状況を反映したDDSを提供
- DD実施のコスト削減
- 業界全体の評判の向上

# 事業者の取組① スウェーデン、フィンランドの事例

「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
追加的措置の先進事例収集事業  
報告会

Japan Forest Technology Association



一般社団法人  
日本森林技術協会  
藤井 創一郎



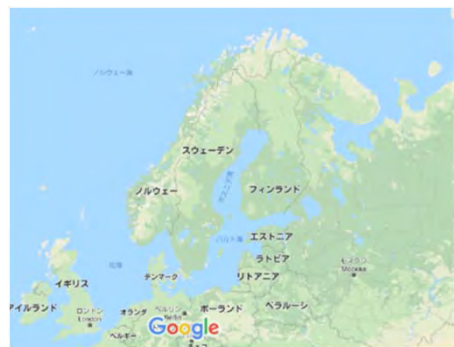
## 調査対象の概要

### 調査対象企業

対象国	調査対象企業の概要
スウェーデン	A社: 木製家具のグローバル企業 B社: 主に国有林を管理する国営企業。子会社を通じて木材輸入も手掛ける。
フィンランド	林産業関係業務団体および主要林産企業3社

※調査対象企業は全てオペレータ(輸入事業者)

- 国内での生産量が多い木材生産国
- 木材の輸入は主に大企業が行い、EU内およびロシアからの輸入が多い



## DDSの概要

- ▶ 各社で共通の方針：行動規範・調達基準にDDSの内容を組み込む。
  - » ISO9000及び14001、森林認証スキーム（FSC、PEFC）を活用。
  - » EUTR対応のために一から基準を構築するのではなく、既に使用している行動規範・調達基準内に組み込むことで効率的に対応。

上位規程 
▶
 下位規程

ISO9000及びISO14001		※箇条書きの内容は参考事例。
<b>【行動規範】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人権尊重</li> <li>■ 安全衛生</li> <li>■ 雇用均等</li> <li>■ 差別排除・機会均等</li> <li>■ ハラスメント排除と禁止行為</li> <li>■ プライバシー尊重と守秘義務</li> <li>■ 利益相反の回避</li> <li>■ 贈収賄禁止</li> <li>■ 腐敗防止</li> <li>■ 慎重な経理とマネーロンダリング防止</li> <li>■ 取引コンプライアンス</li> <li>■ 公正な競争</li> <li>■ 環境の尊重</li> <li>■ 製品安全性（出所が明確な原料の使用、追跡可能性保証）</li> </ul>	<b>【調達基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 供給者の一般的義務</li> <li>■ 発注、変更及び契約解除</li> <li>■ 輸送</li> <li>■ 遅延</li> <li>■ 価格、支払条件及び請求</li> <li>■ 保証</li> <li>■ 知的財産</li> <li>■ 補償</li> <li>■ 不可抗力</li> <li>■ 漏洩防止</li> <li>■ 雑則</li> <li>■ 法令遵守及び紛争解決</li> </ul>	<b>【サプライヤーの行動規範・宣言書】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理体制（法令遵守をきむ）</li> <li>■ 人権及び労働者の権利                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権</li> <li>● 労働者の基本的権利</li> <li>● 賃金及び労働時間</li> </ul> </li> <li>■ 労働安全衛生</li> <li>■ 環境影響</li> <li>■ 企業責任                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 独占禁止及び不正競争禁止に係る法令の遵守</li> <li>● 利益相反防止</li> <li>● 安全性・品質確保の規定にサプライヤーの規定を適用</li> </ul> </li> <li>■ 贈収賄禁止</li> <li>■ 行動規範違反の報告</li> </ul>

図 ISO9000及びISO14001を組み込んだ企業の行動規範・調達基準例

3

## DDSの概要

- ▶ サプライヤーにも自社の行動規範・調達基準の遵守を求めることが多い。

【スウェーデンA社の行動規範・調達基準の例】

- » 限られた樹種のみ調達し、原産地が特定できること、及び以下の最低要求事項を満たすこと。
  - 違法に伐採された材でないこと
  - 森林に関する社会的紛争や対立が生じている森林からの材でないこと
  - 地理的に保護に高い価値があると認められた森林または原生林からの材でないこと（ただし、別途認められたシステムで認証された森林を除く）
  - 熱帯および亜熱帯地域において、天然林から人工林や他の土地利用に転換された森林からの材でないこと
  - 遺伝子組み換えされた種の人工林からの材でないこと。  
→FSC森林認証の管理木材基準を応用
- » サプライヤーとの契約時に、行動規範・調達基準の遵守について誓約してもらう。DDSを構築するか、安全な調達先を確保するか選択し、計画の提出を求める。

4



## 情報収集

### ▶ サプライヤーからの情報収集は独自システムによって効率的に取得

【情報収集システムの事例】

- ▶ ロシアの木材サプライヤーに対する評価システムを共同開発・運用（フィンランド企業3社）
- ▶ 各種情報を格納した木材原産地ファイルを作成し、木材と合わせて納品（スウェーデンB社）
- ▶ 4ヶ月ごとに木材の供給情報をサプライヤーがオンラインシステム上で報告（スウェーデンA社）
  - 樹種（一般名・学名）、伐採地域、数量、商品タイプ、サブサプライヤータイプ（サプライチェーンの複雑性を把握するため。伐採業者か、トレーダーか等）

Item	Subsupplier name	FSC CoC Code	Subsupplier type	Material type	Species	Common and latin name	Country	Region
1	[Redacted]	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	East(Vilnius, Utena)
2	[Redacted]	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	North(Panevezys, stauliai)
3	[Redacted]	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	South (Kaunas, Marijampole Alytus)

図 スウェーデンA社 オンラインシステム(A社提供資料)

5

## リスク評価

### ▶ リスク評価は様々な情報源から

- ▶ 例) WWF、NEPCon、グリーンピース等のNGO、各国政府の情報、サプライヤーの実績
- ▶ チェックリストにより評価基準を構築（スウェーデンB社）
- ▶ オンラインシステム上にリスク評価機能を実装（スウェーデンA社）

Item	Country	Region	Risk Factor	Risk Level
FTS-19053-15/2	Thailand	Central	<composite materials> High Conservation Value Forests (Including Intact Forests)	Low
FTS-19053-15/2	Thailand	Central	<composite materials> Illegal logging	High
FTS-19053-15/2	Thailand	Central	<composite materials> Over 1 Ci/km2 radiation	Not Defined
FTS-19053-15/2	Thailand	Central	<composite materials> Over 5 Ci/km2 radiation	Not Defined
FTS-19053-15/2	Thailand	Central	<composite materials> Plantations	Low

図 スウェーデンA社 オンラインシステム(A社提供資料)

6

## リスク低減事例

### 1. 書類・現地監査等によるリスク低減

- ▶ 全てのサプライヤーに対し、少なくとも2年に1度書類監査を実施（スウェーデンA社）
  - 木材取引にかかるすべての書類を収集し、情報の正確性、信頼性、可用性をチェック
  - 木材をハイリスクな地域から仕入れているサプライヤーは、リスク低減措置をどう実施したか示す必要がある
- ▶ 特にハイリスクなサプライチェーンでは現地監査を実施（スウェーデンA社・B社）
  - 工場や伐採現場への訪問、従業員へのインタビューを行う。

### 2. 信頼できるサプライヤーのみと取引（フィンランド各社・スウェーデンB社）

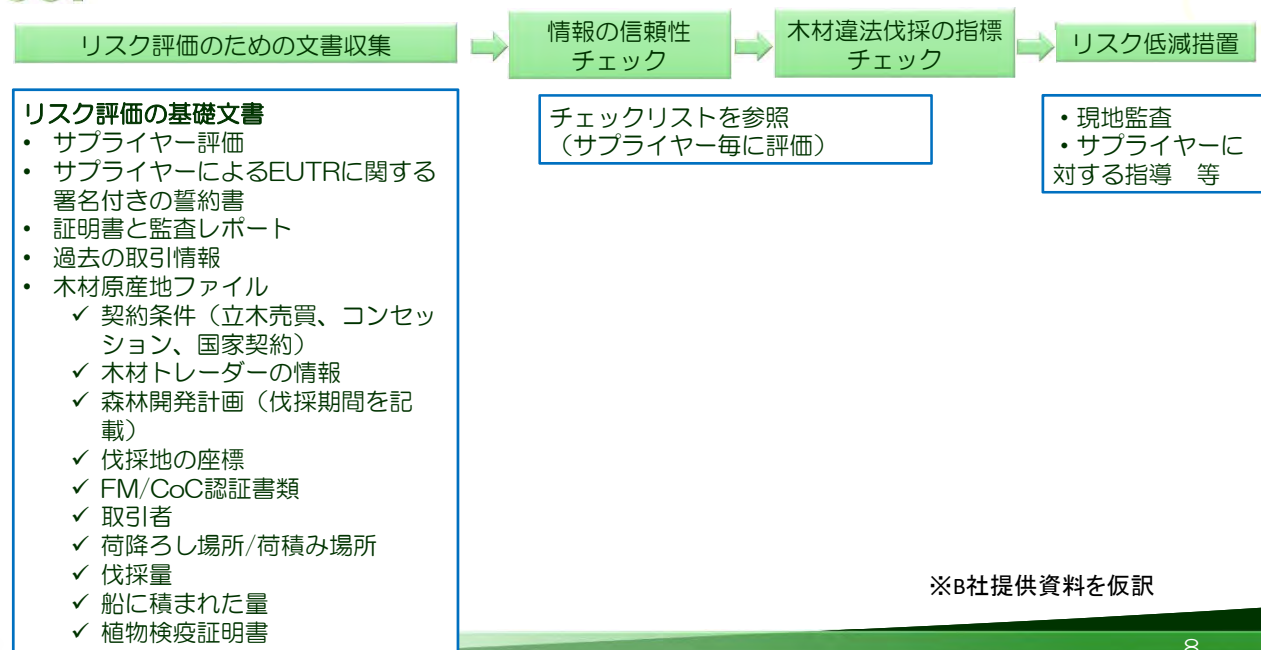
- ▶ サプライヤーの法令遵守実績・リスク管理体制を評価し、信頼できるサプライヤーのみと取引。
- ▶ 管理体制が整っていない地域からの木材は扱わない。
  - ロシアとの取引は低リスクで管理が容易と判断している西部地域のみ、等
- ▶ リスクが低減できない場合、サプライヤーの変更・産地転換も検討

### 3. 森林認証材の積極的利用によるリスク低減（全社共通）

- ▶ 扱う木材の80%~100%を森林認証材とする企業もある
  - 全ての現場をチェックすることは不可能なので、認証材からの供給率を高めることで代替
  - 合法性確認の補助作業の外部委託（アウトソーシング）としての森林認証の活用

7

## 参考：スウェーデンB社におけるDDSの流れ



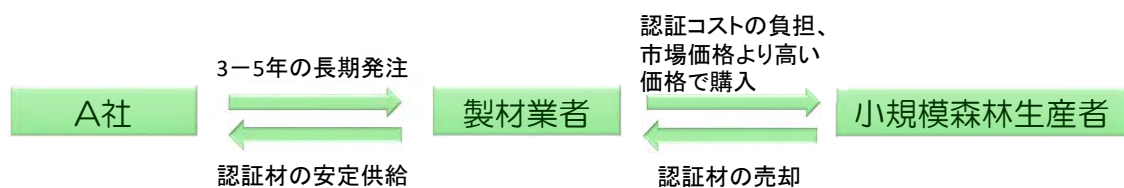
8

## その他の取り組み

### ▶ EUTRの最低基準を満たすのみではなく、+αでの取り組みも

【スウェーデンA社の事例】

- ▶ 研究機関等と協働して木材の原産地に関するデータベースを構築中。
  - ① 解剖分析（顕微鏡）：属種レベルを同定可（例：Quercus spp.）
  - ② DNA分析：種レベル（例：Quercus mongolica）・広域レベルの原産地
  - ③ アイソトープ（安定同位体）分析：半径10km程度の原産地
- ▶ 認証材の供給力を高めるため、WWFやFSC等と協力し、中小規模生産者のcapacity buildingプロジェクトを実施。
  - ロシア・中国でセミナーやトレーニングセッションを開催。認証取得をサポート。
  - ベトナムでは、A社・ベトナム製材業者・小規模森林生産者間の連携モデルを構築。



9

## まとめ

### ▶ スウェーデン・フィンランドにおける企業の取り組み

- ▶ 行動規範・調達基準にDDSの内容を組み込んで対応。
- ▶ 情報収集は自社でシステムを構築し効率的に実施。
- ▶ 様々な情報源からリスク評価。
- ▶ 主なリスク低減手法
  - 書類・現地監査、信頼できるサプライヤーのみからの調達、森林認証材の利用

### ▶ 日本の企業にとって参考となる事項

- ▶ 調達の一連の流れに情報収集を組み込むことで効率的に実施
- ▶ リスク評価の情報源を確保（※主に英語のため、業界団体等による日本語での情報提供が期待される）
- ▶ 様々な手法を組み合わせ、ローコストで効果的なリスク低減
  - 現地監査の代替としての認証材利用、サプライヤーの選定と誓約
  - ただし、認証材ならOKというわけではなく、DDSの一連のプロセス実施は必要

10



## 事業者の取組②

### ドイツ、イギリス、オランダ、ベルギー

本報告資料の内容は令和2年2月時点のものであり、最終成果品としての内容には変更が生じる可能性がありますことをご了承ください。

鮫島弘光  
(公財)地球環境戦略研究機関



事業者(オペレーター)に対するヒアリング調査  
2019年9-10月に実施  
イギリス、ドイツ、オランダ、ベルギーの9社を訪問



## アウトライン

- 調査対象事業者の概要
- デューデリジェンスの体制の例
- デューデリジェンスの具体的な取組の例
- 参考情報:事業者が感じるEUTR実施の影響

## 9社のEU域外からの主な輸入品

事業者	主な輸入品
ドイツA	ロシア、北米、中米、中国からの丸太、製材品など
ドイツB	ロシア、ウクライナ、北米、ブラジル、インドネシア、マレーシア産の製材品、加工品
イギリスA	中国からのEU産オーク加工品(床材)、北米、アフリカ、ブラジル産製材品
イギリスB	ロシア産シラカバ合板・製材品、アフリカ産製材品
イギリスC	アフリカ産製材品、インドネシア家具
オランダA	ロシア、北米、アフリカ、インドネシア、マレーシア、南米、中国からの製材品
オランダB	中国からのEU産オーク加工品(床材)
オランダC	ウクライナ産オークの床材
ベルギーA	ロシア、北米、アフリカ、南米、インドネシア、マレーシア産製材品

## 9社の各国の管轄官庁(CA)による検査経験

事業者	検査回数
ドイツA	2回 検査対象荷口数:ロシア:3、ウクライナ:1、ホンジュラス:1 樹種をDNA同定するためのサンプリングも実施された 罰金350ユーロを支払ったことがある
ドイツB	複数回 樹種をDNA同定するためのサンプリングも実施された 特に問題の指摘は受けなかった
イギリスA	2回
イギリスB	2回
イギリスC	2回 検査対象:カメルーン材
オランダA	1回(3-4年前)
オランダB	0回
オランダC	0回
ベルギーA	複数回 管轄官庁からの指示により、ミャンマーチークの輸入停止

## デューデリジェンス(DD)の体制構築の例

### ①専門的なDD担当部門を設置

- DDはホールディングス(9社で構成)レベルで実施。担当者は認証会社(SGS社)から転職(オランダA社)
- DDは環境コンプライアンス部門が担当(調達部門とは独立し、同等の権限を持つ)。DD専門家とアフリカ諸国の林業の詳しい人材を雇用(イギリスA社)
- EU域内の他国にも子会社があるが、各国で検査方法・基準等が異なるため、域外からの輸入は全てドイツ本社経由に変更し、一括して管理(ドイツA社)

### ②社内にDD支援体制を構築

- 財務・認証担当者がDDを担当+3か月ごとにロシアを訪問する営業担当10人が必要な情報を収集(イギリスB社)
- DD専属担当者+営業担当が情報・文書収集を協力(イギリスC社)

www.iges.or.jp

7

### ③サプライヤー所在国においてDD確認体制を構築

- ブラジルに駐在員を置き、合法性の確認をさせる(ベルギーA社)
- 集材を行っているウクライナの支社が合法性を確認(オランダC社)
- 現地(大連)に駐在を置き、サプライヤーを監視(オランダB社)

### ④外部の検査会社の活用

- アフリカの非認証材について、外部の検査会社に年1回合法性の確認をさせる(ベルギーA社)

www.iges.or.jp

8

## デュエリジェンス(DD)の具体的な取組例

- 1) 情報収集
- 2) リスク評価
- 3) リスク低減

調査対象9社は全て、監視団体(MO)は利用せず、業界団体ないし自社で構築したデュエリジェンスシステム(DDS)を用いていた

### ①サプライヤーごとの評価＋荷口ごとの評価

#### ドイツB社

- サプライヤーへDDSについて説明し、契約の際に「協力合意書」を提出させる
  - 虚偽の判明の場合は取引停止、責任(罰金負担)の明確化
- 製品の注文前にサプライヤーから「製品データシート」を提出させる
  - 製品の樹種、伐採されたコンセッション、サプライチェーン、森林認証などの情報
- 「協力合意書」と「製品データシート」は、「内部リスクアセスメント」フォームを使用して分析し、取引の可否を判断
- 経験のある担当者が最終的に判断
- 年一回契約更新のタイミングでDDを繰り返す

### オランダA社

- サプライヤーとの契約の際に、EUTRの遵守、必要に応じて追加情報(森林管理計画など)を提供するという書面にサインを求める
- 取引の際に、インボイスや各国からの許可証を提出させ、確認
- 伐採コンセッション、加工工場、運送業者などの情報を年1回収集

### ベルギーA社

- 2ヶ月ごとの社内会議でサプライヤーごとに合法性を評価。基準に満たなければ取引停止

## ②サプライチェーン全体で合法性を確保

- EU域外の製材事業者と、中間業者を介さず、直接取引し、伐採地までのサプライチェーンを把握(イギリスA社、イギリスC社、オランダA社)
- サプライヤーに合法性の疑わしい伐採許可書による木材の使用を止めさせる(イギリスC社)

### オランダB社(欧州オーク材を中国で加工した床材を輸入)

- 以前は中国国内の木材市場などから調達していたが、現在は5社の製材事業者からの直接調達に限定
- 駐在(大連)が、サプライヤーの自社向けの製品の原材料入荷量を把握。製品はグレードにかかわらず全て購入し、入荷量・出荷量の齟齬がないか確認
- 原材料の調達先(欧州)からのインボイス、伐採許可などの書類などのコピーをサプライヤーに提出させる

### オランダC社(ウクライナ産欧州オークの床材を輸入)

- ウクライナ支社が、ウクライナ国内のサプライヤー(製材工場)に合法材である旨の誓約書サインを求める。
  - ウクライナ支社が、サプライヤーから集めた伐採許可書類を、ウクライナ政府の森林イノベーション・分析センター(LIAC)に依頼して確認を受ける
  - ウクライナからの輸出の際はウクライナ森林局からの原産地証明を合法性の根拠としている
- 
- 中国のサプライヤーに対し、NEPConのDDTレーニングを提供(イギリスA社)

### ③サプライヤーから提供される情報の評価のための外部情報の活用

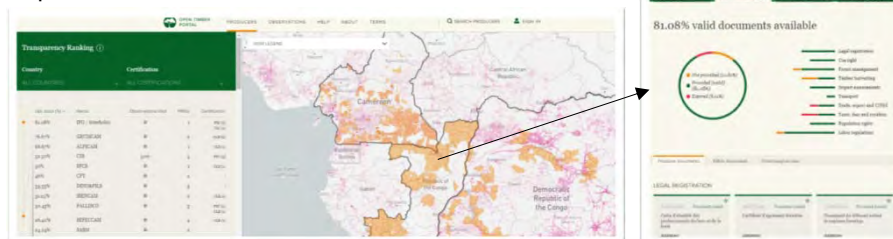
- NEPCon Sourcing Hub(イギリスB社、オランダA社、ベルギーA社)
- 他のNGOのレポート(イギリスB社、オランダA社)
- Open Timber Portal:伐採事業者の情報プラットフォーム  
WRIが構築。カメルーン、コンゴ共和国、  
コンゴ民主共和国政府などが協力  
(イギリスC社、ベルギーA社)

伐採事業者が提供する情報

- 各種許可証
- 森林認証

Open Timber Portal

伐採事業者のリストと  
コンセッションの位置



#### ④DNA、安定同位体の分析による樹種、産地の確認

##### ドイツB社

- 木材サンプルをチューネン研究所に送ってDNA樹種同定

##### イギリスA社(欧州オーク材を加工したフローリング)

- 安定同位体分析による産地同定を継続実施(毎年10サンプル)  
→検査の実施を中国サプライヤーにも通知

#### まとめ：EUTRに対応した事業者

##### 1. デューデリジェンスの体制構築の例

- ① 専門的なDD担当部門を設置
- ② 社内にDD支援体制を構築
- ③ サプライヤー所在国においてDD確認体制を構築
- ④ 外部の検査会社の活用

##### 2. デューデリジェンスの具体的な取組の例

- ① サプライヤーごとの評価＋荷口ごとの評価
- ② サプライチェーン全体で合法性を確保
- ③ サプライヤーから提供される情報の評価のための外部情報の活用
- ④ DNA、安定同位体の分析による樹種、産地の確認



## 参考情報：事業者が感じるEUTR実施の影響

### ①木材のサプライチェーンの変化

- DDIによって、サプライヤーが優良なものに絞られ、信頼に基づく長期的な取引が行えるようになった(ドイツB社、ベルギーA社)
- DDIによってリスク懸念国から確実に合法的な木材を仕入れることができる事業者ビジネス上の優位性が生まれた
  - イギリスの事業者がブラジル材の直接輸入をやめ、ブラジルに駐在を置くベルギーA社が輸入したものを取引業者(トレーダー)として購入するようになった

一方、

- EUの中でも監督官庁による検査が厳しい国への直接輸入が避けられるようになった(ドイツA社、ベルギーA社)
  - ウクライナからドイツへの直接輸入が減り、ポーランド経由の輸入増加
  - 対策としてEU加盟国間の連携
  - (例)オランダの事業者がチェコ経由で輸入したミャンマーチークの摘発

### ②海外のサプライヤーの合法性情報のニーズが高まる

- VPA締結国(=インドネシア)以外からの輸入については、自社でDDを行わなければならない
  - どのサプライヤーが低リスクかという情報が欲しい(オランダB社、ベルギーA社)
    - サプライヤーのDDを日本を含めた複数の事業者で共同で行えるとよい(オランダB社、ベルギーA社)
    - 海外のサプライヤーがもっと森林認証をとってほしい。欧州委員会などがそのための支援をしてあげてほしい(ベルギーA社)

### ③熱帯広葉樹材の代替材の開発

- 野外で使用可能な木材として使われてきた熱帯材の入手が困難になってきたため、代替品としてアセチル化技術を使った木材を薦めており、技術の発展につながる(ドイツB社)

